日野市議会会議録

昭和58年第2回定例会

第14号～第20号

6 月 7 日開会

6 月 20 日閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館
☎81－7354
14 31 332

1431332

昭和58年 第2回定例会日程

6月7日	（火曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程
6月8日	（水曜日）	一般質問
6月9日	（木曜日）	一般質問
6月10日	（金曜日）	一般質問
6月13日	（月曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
6月17日	（金曜日）	会期の延長
6月20日	（月曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

昭和 58 年
第２回定例会

日野市議会会議録目次

○ ６ 月 ７ 日　火曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出 席 説 明 員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会 期 の 決 定 …… 5
行　政　報　告 …… 6
諸 般 の 報 告 …… 32

（請願審査報告）　　（厚生委員会）

請願第５７－５３号　下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情 …… 33
請願第５８－　２号　高山地区センター建設に関する請願 …… 33

（議　案　上　程）

議案第　４５　号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について …… 36
議案第　４６　号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について　37
議案第　４７　号　昭和５８年度日野市一般会計補正予算について（第２号） …… 39
議案第　４８　号　昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について
（第１号） …… 47
議案第　４９　号　昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について …… 50
議案第　５０　号　市道路線の一部廃止について …… 51
議案第　５１　号　市道路線の認定について …… 51
議案第　５２　号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設
の整備に関する協定の締結について …… 54
議案第　５３　号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について …… 55

議案第　５４　号　日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について …… 56
議案第　５５　号　(仮)日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結について …… 59
（報　告　事　項）
報告第　２　号　昭和５８年度日野市土地開発公社事業計画の報告について …… 77
報告第　３　号　昭和５７年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について …… 79
（請　願　上　程）
請願第５８－　９号　京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願 …… 80
請願第５８－１０号　体育施設の建設及び促進に関する請願 …… 80
散　　会 …… 80

○ ６ 月 ８ 日　水曜日（第２日）
出　席　議　員 …… 81
欠　席　議　員 …… 81
出　席　説　明　員 …… 82
議　事　日　程 …… 82
開　　議 …… 83
（一　般　質　問）
古賀俊昭議員
1. 4,０００万円退職金について …… 83
市川資信議員
1. 行財政の改革と給与制度の改革をせよ …… 106
川嶋　博議員
1. 日野７７７３番地道路舗装及び生活排水の改善を早期実現について …… 128
一ノ瀬　隆議員
1. 町名地番整理の早期完成への努力を怠るな …… 135
小俣昭光議員
1. 公共施設を結ぶ市内循環バス路線実現について …… 151
散　　会 …… 159

○ ６ 月 ９ 日　木曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 161
欠　席　議　員 …… 161
出　席　説　明　員 …… 162
議　事　日　程 …… 162
開　　議 …… 163
（一　般　質　問）
米沢照男議員
1. 市民人間ドック制度の実施について …… 163
2. 障害者(児)共同作業所の設置促進について …… 169
3. 南平都営、平山都営団地の住環境対策について …… 172
名古屋史郎議員
1. 市政運営の理念を問う …… 177
竹ノ上武俊議員
1. 革新日野市政１０周年を機に、更なる前進のために …… 186
福島敏雄議員
1. 緑と清流を守るための実効ある対策を強化せよ …… 203
2. 豊田駅北口周辺の放置自転車対策を問う …… 218
馬場弘融議員
1. 種々の分析指標に見る日野市の財政運営について(行財政改革のために) …… 224
散　　会 …… 245

○ ６ 月 １０ 日　金曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 247
欠　席　議　員 …… 247
出　席　説　明　員 …… 248

議　事　日　程 …… 248
開　　議 …… 249
（一　般　質　問）
秦　正一議員
1. ゴミ焼却場の建設について問う …… 249
小山良悟議員
1. 専用水道問題について再び問う …… 257
2. ふるさと意識の高揚、青少年の不良化防止に市歌のチャイムを …… 264
3. 予算編成について問う …… 269
高橋通夫議員
1. 日野市の行っている憲法発布記念行事について …… 275
高橋徳次議員
1. 大和田運動広場の一部再整備について …… 284
2. 循環バスの運行について …… 292
谷　長一議員
1. 日野市の抱えている現在の最も大きな行政課題 …… 295
鈴木美奈子議員
1. 学校図書館の施設整備と内容充実について …… 313
散　　会 …… 327

○ 6月13日　月曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 329
欠　席　議　員 …… 329
出　席　説　明　員 …… 330
議　事　日　程 …… 330
開　　議 …… 333
（一　般　質　問）
橋本文子議員
1. 情報公開条例について問う …… 333
2. 旧庁舎跡地の利用計画はどこまで具体化されているか …… 338
3. 市立病院に精神科を設置せよ …… 346
4. 障害者センター（仮称）の構想について …… 348
5. ケースワーカーを増員せよ …… 353
古谷太郎議員
1. 退職金制度について、市長退職金は廃止せよ …… 357
2. 市税の自然増収と減税について …… 375
3. 超過密小中学校解消の具体的政策（特に三中問題） …… 377
4. 汚水、家庭雑排水対策、特に今後の清水行政について …… 380
5. 清掃事業、今後のゴミ対策 …… 380
板垣正男議員
1. 多摩川の伝統漁法の編さんについて …… 380
2. 文化、児童施設の増設について …… 388
中山基昭議員
1. 第2次基本構想の実践と活用に向けて …… 391
2. 都立高校の建設促進について …… 403
（議　案　上　程）
議案第　56　号　日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について …… 406
議案第　57　号　日野市一般職の職員の昭和58年度6月期における期末手当の特例に関する条例の制定について …… 408
（請　願　上　程）
請願第58－11号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願 …… 409
請願第58－12号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願 …… 409
請願第58－13号　無集配特定郵便局設置に関する請願 …… 409

請願第５８－１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願 ……409
請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情 ……409
散　　会 ……409

○ ６ 月 17 日　金曜日（第６日）
出　席　議　員 ……411
欠　席　議　員 ……411
出　席　説　明　員 ……412
議　事　日　程 ……412
開　　議 ……417
会　期　の　延　長 ……417
延　　会 ……417

○ ６ 月 20 日　月曜日（第７日）
出　席　議　員 ……419
欠　席　議　員 ……419
出　席　説　明　員 ……420
議　事　日　程 ……420
開　　議 ……425
（議案審査報告）　（総 務 委 員 会）
議案第　４５　号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について ……425
議案第　５４　号　日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について ……426
議案第　５５　号　(仮)日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結について ……426
議案第　５６　号　日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について ……427
（総務・文教・厚生・建設委員会）
議案第　４７　号　昭和５８年度日野市一般会計補正予算について（第２号） ……432
（厚 生 委 員 会）
議案第　４６　号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について… 440
（建 設 委 員 会）
議案第　４８　号　昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第１号） …… 442
議案第　５２　号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について …… 442
議案第　４９　号　昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について …… 444
議案第　５０　号　市道路線の一部廃止について …… 445
議案第　５１　号　市道路線の認定について …… 445
（請願審査報告）　（総 務 委 員 会）
請願第５８－１３号　無集配特定郵便局設置に関する請願 …… 445
（取 り 下 げ）　（文 教 委 員 会）
請願第５７－６５号　高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願 …… 446
（請願審査報告）　（文 務 委 員 会）
請願第５８－　４号　七生養護学校に地域の児童･生徒を受け入れることに関する請願… 447
請願第５８－１０号　体育施設の建設及び促進に関する請願 …… 447
（厚 生 委 員 会）
請願第５８－　８号　滝合学童クラブ増築に関する陳情 …… 448
（建 設 委 員 会）
請願第５７－５４号　日野市日野本町四丁目６番地、同７番地、同８番地、同１８番地の市街地整備促進についての請願 …… 449
請願第５８－　１号　日野市程久保６０４－１、他の土地の宅地造成反対の陳情 …… 449
（総 務 委 員 会）
請願第５８－１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願 …… 451
請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情 …… 451
（文 教 委 員 会）
請願第５７－　６号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター

設立に関する請願 …… 451
請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願 …… 451
請願第５７－５６号　図書館の夜間開館に関する陳情 …… 451
請願第５７－６４号　中学校通学区域変更に関する陳情 …… 451
請願第５８－１２号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願 …… 451
（厚生委員会）
請願第５７－５８号　優生保護法「改正」に反対する陳情 …… 452
請願第５７－６３号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情 …… 452
請願第５７－６７号　優生保護法「改正」に反対する請願 …… 452
請願第５８－　６号　優生保護法「改正」に反対する請願 …… 452
請願第５８－１１号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願 …… 452
（建設委員会）
請願第５７－２７号　水害等対策に関する請願 …… 452
請願第５７－３１号　私道舗装に関する請願 …… 452
請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願 …… 452
請願第５７－３８号　住宅環境保全に関する請願 …… 452
請願第５７－４６号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願 …… 452
請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願 452
請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願 …… 452
請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第１豊田荘住宅地域を除外に関する請願 …… 452
請願第５７－６０号　１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願 …… 452
請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 452
請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 452
請願第５８－　９号　京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願 …… 453
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 453
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 453
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 453
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 454
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 454
（議案上程）
議員提出議案第１３号　退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議 …… 455
議員提出議案第１４号　森田喜美男市長辞職勧告決議 …… 467
議員提出議案第１５号　日野市退職金制度の正しい解決を求める決議 …… 475
議員提出議案第１６号　無集配特定郵便局設置に関する意見書 …… 476
閉会 …… 477

6月7日　火曜日　（第1日）

昭和５８年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第14号）

6月7日　火曜日　（第1日）

出席議員（３０名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	栗原莞次君
次長	岩沢代吉君	書記	平川雅弘君
書記	萩生田富司君	書記	串田平和君
書記	谷野省三君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和５８年６月７日（火）

午前１０時開会

日程第１	会議録署名議員の指名
日程第２	会期の決定
日程第３	行政報告
日程第４	諸般の報告

（請願審査報告）			（厚生委員会）
日程第５	請願第５７－５３号	下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情	
日程第６	請願第５８－２号	高山地区センター建設に関する請願	
（議案上程）			
日程第７	議案	第４５号	日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８	議案	第４６号	日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議案	第４７号	昭和５８年度日野市一般会計補正予算について（第２号）
日程第１０	議案	第４８号	昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第１号）
日程第１１	議案	第４９号	昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について
日程第１２	議案	第５０号	市道路線の一部廃止について
日程第１３	議案	第５１号	市道路線の認定について
日程第１４	議案	第５２号	日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について
日程第１５	議案	第５３号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第１６	議案	第５４号	日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について
日程第１７	議案	第５５号	(仮)日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結について
（報告事項）			
日程第１８	報告	第２号	昭和５８年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
日程第１９	報告	第３号	昭和５７年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について
（請願上程）			
日程第２０	請願第５８－９号		京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願
日程第２１	請願第５８－１０号		体育施設の建設及び促進に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第２１まで

午前１０時２０分開会

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。

これより昭和５８年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員３０名であります。

次に日程第１、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第７０条の規定により、議長において指名いたします。

２１番　名古屋　史　郎　君

２２番　竹ノ上　武　俊　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

去る６月４日に議会運営委員会を開催いたしました。その結果、会期は本日７日より６月の１７日までの１１日間と決定いたしました。

本日は議長等の都合によりまして、本来ならば２日間で行うところでございますが、本日は行政報告、諸般の報告、それから審査報告、それに議案の上程、請願の上程をお願いいたしたいと思います。

それから 8日、9日、10日と一般質問でございます。そして１１日が休会、１２日が休会。

１３日が一般質問。それで追加議案の上程、それから請願の上程、それから意見書の締め切りが１３日の午後5時でございます。

１４日が常任委員会。厚生、建設でございます。

１５日が総務、文教。

それから１６日の日が特別委員会の開催とまとめ、こういうことでございます。

そして１７日の日が審査報告でございます。

なお、今回は一般質問が２０人、３６件でございます。そのために４日間をとりました。ひとつ、また今回もぜひ皆さんの御協力をお願いして、そして４日間で仕上げていただきたい、

かように思うわけでございます。

以上のとおり決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から6月17日まで、期日11日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　第2回定例会の会期をきょうからお願い申し上げる次第であります。

慣例に伴いまして行政報告を行います。なお、私以下の組織関係につきましては提出文書をもって目通しをお願いいたします。

行政報告、今回、私が行う3件の行政報告は、去る3月第1回定例会の初めに行った同一の事項につき、その後の取り組み経過について報告するものであります。

第1項の保育一元化幼児教育の研究課題については、当分の間、多摩平第一幼稚園と多摩平保育園を研究協力園として、実務研究を開始する考え方を申し上げております。当面、多摩平第一幼稚園の空き教室を事務室に充て、9月より重松先生を招き、助手となる研究員2名を常勤として業務を開始するよう予定いたしております。

私立幼稚園側、また公立幼稚園、保育園の責任者とは一応の説明を終えて了解を得たと思っております。今回若干の予算を補正いたしましたので御報告にあわせ御理解をお願い申し上げます。

第2項の旧庁舎跡地は建物除去後、5月末より遺跡調査の作業に入っております。南側旧第2庁舎部分の調査が終わりましたら、仮設のテント張りやスタンド方式でも可能なものから地元野菜、あるいは無公害食品の直販、洗剤にかわる石けんの普及、廃油収集活動などに取り組みたい予定であります。9月議会には事業の一部予算を補正したい計画でおります。なお、保健センター構想は、いま庁内チームにより素案の検討を進めております。

第3項の高校新設、誘致については都当局に要請運動を引き続き行っております。都の58年度教育予算に本市が属する第7高校学区を対象として、60年開校予定の用地予算が組まれ、実現の見通しは相当高くなっております。4月以来にも三浦都議を初め、議長、副議長を煩わして要請行動を重ねて行っております。進入路、排水路を含め、周辺整備の準備に入れるよう内部の指示も進めております。先日、広報記事をもって市民にも状況をお知らせしておりますが、なお、都に対して今後も認識と理解を求めるよう一層努力を集中する考えであります。

議会におかれましても、一層のお力添えをお願いをして、私の行政報告を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これよりただいまの報告についての質疑に入ります。飯山　茂君。

○15番（飯山　茂君）　あすからの一般質問の中にも入りますけれども、いわゆる、いま、ちまたで盛んに言われている退職金の問題、いま行政がどのようにまず取り組んでいるかということを1点お聞きしたいんです。

それからもう1点は、生ごみの収集問題がビニール袋の回収、こういうことが言われてましたけれども、危険度が高い、反対であるということがかなり住民の皆さんから出ております。こういうことで、現在の収集方法をどうお考えいただいているのか。このごみの問題については、市民の皆さんも大変関心を持っておりますので、行政の取り組みをお聞かせいただきたい。

以上2点でございます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　市長にかわりまして第1点の退職金につきまして、行政がどう取り組んできているかという点について、私の方からかわりまして御報告申し上げたいと思います。また、御答弁を申し上げたいと思います。

退職金につきましては、ただいまお話がございましたように、大変な市民の注目を浴びております。また、世論の批判というものもある現状でございます。

こういう中でございますけれども、日野市におきましては、昨年来この問題に検討を加えてきておるところでございます。退職金、それから給与問題等全般を含めまして、昨年の7月の半ばでございますけれども、東京都に是正計画というものを提出しておるわけでございます。その中で、退職金のあり方としましては、漸減方式をとりまして、定年制を迎えますところの

昭和６０年の、６０年度には勧奨退職を現在１１７というふうな状況でございますけれども、これを８０に漸減していく、それから普通退職制度につきましては、日野市６５カ月でございますので、改めて６０年度までは手を加える必要はなかろう、こういうふうな考え方で是正計画が提出されておるわけでございます。

また、先ほど御質問がございましたような世論、それぞれの市民の御批判というものがある状況でございますので、この２月に、２６市の市長会の諮問が助役会にございました。総務委員会を経まして、助役会の方に市長会の諮問が参りまして、退職金問題、２６市いろいろ問題点があるので、それについての改正諮問を提出しろ、こういうふうなことで、２６市の市長会は４つのブロックから成っております。で、私たちの日野市は第１ブロックでございますけれども、８市で構成しております。東京の南、それから西、そういう地帯の市、８つで構成しておりまして、その中から２つの市が小委員として出ておるわけでございます。会長でございますところの福生市と、それから町田市の助役さん、この２市が小委員になっておりまして、昨日、テレビ等でも報道されました。新聞でも報道されましたけれども、小委員会の案が助役会に報告されたわけでございます。

その案を申し上げますと、５年後を目指しまして勧奨退職につきましては７５カ月とする、昭和６２年度でございます、７５カ月にする。それから普通退職につきましては６０カ月にする。で、これは４０年勤続でございます。それから７５カ月の勧奨につきましては、３５年勤続でございます。それにはそれぞれ理由があるわけでございますけれども、それから、非常に高額になるところの基本でございますいろいろな加算制度がございます。職務加算だとか役職加算だとか名誉昇給だとか、あるいは勧奨加算といいますか、４割、５割増し、そういふうなものがございます。それは、それから調整手当、それは全廃する、本俸だけを要するに計算の基礎にする、そういうふうなことでございます。で、これは市長会に報告するという諮問案でございますから、そういうような形で今後取り組んでいく。それから９つの市が一部事務組合をつくっておりますので、それに対する報告もあるというふうなことで、市長会に報告し、それらの了解を得た中で正式に成案として、今後、各市対応していく、こういう考え方でございます。

日野市１１７ということでございますけれども、１４０という市がたくさんあったわけでございますけれども、昭和五十四、五年の段階で是正されておるわけでございます。１２０以下

が残ったという現状の中で、非常に手抜かりがあったわけでございます。日野が最高というふうなことで、１４０というところが四つ、五つあったわけでございますけれども、そういうところが、今日のような表立った指導という状況じゃなかったものですから、内密に要するに是正されてきた。その中で１１７ということで、非常に高額でございます。

それから、日野市の中で特異な条例としましては、女性の出産、あるいは結婚という退職の条例もございます。これらにつきましても、要するに日野市として、ほかの市から見て突出した部分というふうな認識を持っておりますので、早急に改正していきたい、という考え方で対処しておるわけでございます。市長会の案とともにやはり早急に改正していく。日野市の市民からいただく批判というものもございますし、当面の重要課題としてやはり早急に改正していく、という姿勢を持っておるわけでございます。それについて努力してまいるつもりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　第２点のごみの収集についてでございます。

今後、収集方法をどう考えているか、という御質問でございますけれども、これは昨年の９月１日で広報で一応収集変更を打ち出したわけでございますけれども、大分反対等根強くありまして、一応いままでの定着したごみの収集方法を変えるということで、非常に抵抗あるんですけれども、そういう中で、やはり一応密着したものをどうしたらいいか、ということをその後３月１日付の広報で、一応今後の方向を打ち出して、広く皆さんにお知らせしたわけでございます。その中で、一応現状のボックスは、当分の間凍結ということで、広報をしたわけでございます。で、その後、一応私どもの方でボックスにかわるべきものを試作品として６つ程度つくったわけでございます。これが、収集側との協議を詰めなければいけませんので、現在その詰めを行っている次第でございます。ということで、５８年度にお願いをしましたモニター、それから清掃問題協議会等も含んだ中で、これからボックスに変わるべきものがどんなものがあるか、ということで一応現状としては現在のボックス収集を当分まだ続けたい、というふうな考えでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　１点目の退職金についてはあすからの一般質問もございますので、わかりました。

それから、ごみの問題につきましては、これはやっぱり何といっても、ごみが出るということは生活経済のバロメーターのようなものですので、特にお隣の八王子さんあたりが、日野市の出した計画が、いま八王子でやってるのが決していいとは言わないけれども、交通問題、あるいは安全問題、こういうものを含めると特にビニール袋の収集は比較的時間がかかる、いまのままのがよろしいんじゃないか、という声が私自身八王子の議員の皆さんからもお聞きしているので特にいまお聞きしたわけですが、安全対策なり何なりでいいものがあれば別ですけれども、いまのままの状態が、いまのお話を伺ってもいろいろ問題があるけれども、このような状態で続けていくんだ、こういうことですので、ひとつ、よりよい安全対策を含めながらやっていっていただきたい、こういうように思います。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　いいですね。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　いま飯山議員からごみの問題について話があったわけですが、私もこの辺についてぜひお聞きしたい点があるわけです。それは、いま部長の方から３月１日の広報でボックスの制度については凍結をするというお話なんです。これは昨年から非常に市民の大きな関心を呼んで、その中で市の当局の方でいわゆる観音扉みたいな形のものを工夫をする。そういう中で、厚生委員会の中でもごみの収集方法については変更についてはかなり慎重な審議をした経過があります。その中で出てきた観音扉的な折衷案といいますか、そういうものが出まして、われわれも市民の方にこういうふうな形でなりました、という報告をいたしました。また、ほかの議員の方もそのような報告をちらし等で図面入りで作成もして報告したわけです。

ところが、いま部長のお話ですと、３月１日の広報で、ボックスのこの制度について凍結をするということなんですね。これほど大きな問題になったことが、厚生委員会の方に報告もないし、私の記憶ではないと思うんですが、さらに議会等でもきちっとした報告がない。今回この行政報告の中でも一片も触られていないという事実があるわけです。

このボックスの廃止については、私も前回一般質問の中で住民の方に十分な意識調査をされた上でやってこられる過程にやはり問題があるんではないかと指摘しましたが、この後のことについても非常に不親切といいますか、配慮のなさといいますか、どういうふうにお考えになっているのか非常に疑問に思います。いまの、このボックスの凍結ということは、いわゆるボックス形態の観音扉的なもの自体を凍結をするというふうに私は理解をしているんですが、さらに本年度の５８年度の予算の中で、いま部長の方から説明もありましたが、このごみ問題について日野の市民の各層の方からいろいろな意見を聞いて再度練り直すというお話なんです。

この問題については、何回も市の方でいろいろな調査機関に委託をして結果も出ているわけですね。そういう中でどういうふうにこの問題を考えておられるのか。しり切れトンボになって市民の方にきちっとした報告もなさってないんじゃないか。で、これをしませんと、後々このごみ問題については対処しなければいけない問題が山積みしているわけですから、市民の方も非常に行政に対する不信を抱くんではないか、というふうに私は危惧しております。その辺どのようにお考えになっているのか、ぜひお聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　お答えいたします。

先ほど飯山議員さんの御質問にもありました、その中でお答えしましたように、一応私どもの方はいま試作品をつくっている最中でございます。それでなお収集側との協議、要するにいろいろ労働条件がございますので、収集側との協議を詰める段階でございます。そういうことの中で、確かに市民の方に３月１日の凍結ということのみでその後御報告はいたしませんで、配慮に欠けていると思います。そういうことでございますけれども、いま現在中間的なそういうふうな検討段階でございますので、それが早急に私どもの方も一応部内ではその後の結果をお知らせしなければいけないというふうなものを常々職員間でも話をしております。そういうことで早急に私どもも考え方を市民の方に御報告いたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　幾つか質問します。

幼児教育センターのことですが、先ほど市長の方から９月から多摩平で重松氏、それから２名の研究員をもってスタートをするという報告がありましたが、私立幼稚園協会との協議の中で了解を得たというふうにいまおっしゃったんですが、かねがね私立幼稚園協会の方では強いこのセンター構想に対しては反対の意思を持っておられたように私は感じております。私立幼稚園協会の方で全面的な了解をされたのか、それとも市長の方で一応の了解を得たという感触を得られただけなのか、その点をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう１つ、幼児教育センターの設立の形態なんですが、いろいろな特殊な法人の形

をいままで議会に報告がされておりました。今回９月からスタートするに際して、どのような公益法人の形をとってスタートをするのか、その財源となっているたとえば財団等であれば金額はどうなるのか、その点をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう１つ、市長はことしの３月、遺跡調査会の公金の不明事件に関して、部下であった当時の社会教育課長 ― 遺跡調査会の事務局長を御自身の手で日野警察署に告訴告発をしたわけであります。これだけの事件が起こり、しかも部下を警察に告訴、告発したわけですから、当然その後の経過については、市民も強い関心を持っていると思います。市としてどのような現在報告を、報告といいますか、捜査の進展について情報を持っておられるか、その点をお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　１点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　私が行政報告でごくかいつまんで申し上げました幼児教育センター業務、こういう言い方をしておるわけでありまして、これまで相当な研究陣容の体制を持ち、また法人格を取得をして、この事業を進めようとしておりましたのは、この３月議会で報告いたしましたとおり、法人格の取得、あるいは地元の幼児教育関係の理解が十分得られてない、この理由をもって当分方法を変更したい、このように御報告をいたしました。その後、４月に入ってからでございましたが、私立幼稚園協会関係の総会の席で多摩平の既存の公立園の２つを使って、つまり第一幼稚園と保育園のことでありますが、幼稚園に空き教室ができておるのでここを利用してごく小規模にこの事業を進めたい、これまでもむしろ現実にそういうことが可能ではないかというふうにも指摘をされておったこともありました。つまり、そのおすすめの案に沿ったということでありますので御理解はいただいておるわけであります。

それから遺跡調査会の内部経理の問題で、昨年来大変議会にも御迷惑をかけた、こういう経過がございました。そして３月の時点で、一応の中間処理と申しましょうか、責任者の告発というところまで進んだわけであります。私は、その際、みずからの不明をいたく感じまして、中間的な自己譴責処分を行っております。その後のことにつきましては、小山次長からある程度の情報がお話できると思っておりますので、御答弁をいたさせます。

失礼しました。幼児教育センター業務でございますが、これは法人形態をやめて直営形態にしよう、こういう考え方であります。ただ重松先生その方には研究委託という形をとる考え方でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　第３点目の遺跡調査会の使途不明金のその後の経過の問題につきましての御答弁でございます。

御案内のとおり３月の７日の日に使途不明金のうちの、いわゆる賃金につきまして、約1,500万円の告発、告訴をしたわけでございます。そして３月の１１日の日にこの告発、告訴が正式に受理されました。そして、その翌日の３月１２日の日に、本庁捜査２課の課長と係長が参りまして、私どもの社会教育課長、それから文化財の係長が出頭命令を受けまして、いろいろと事情聴取を受けたということでございます。そして５月の１７日と５月の２０日、それから５月の３０日の３日間でございますけれども、今度は遺跡調査会の会長であります私に出頭命令が出ました。

で、その３日間の事情聴取につきましては、使途不明金が起こった原因であるとか、あるいは具体的にどういうところに問題があったかとか、あるいは使途不明金の内容につきましての事情聴取を受けたわけでございます。

で、警察の方のその後の動きといたしましては、特に前事務局長の金銭の消費関係につきまして、現在捜査を進めておるということでございます。具体的に申し上げますと、特に柳下前事務局長の個人のいわゆる預金関係の中で、いわゆる事件を起こしたときにどの程度のお金のいわゆる出し入れがあったのかという面の調査、あわせまして柳下氏自身の遊興関係でございますか、そういった関係につきまして、現在捜査を進めておるということでございます。

いろいろと告発、告訴をした当初に、統一地方選挙等ございまして、いろいろと警察の方でもそちらの方に手を添えたということがございまして、ちょっとおくれておりますけれども、警察側といたしましては今後できるだけ起訴に向かって最大限の努力をするようにするということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　幼児教育センターのことについてもう一度お聞きします。

重松氏と、それから２人の研究員でもって法人形態をやめて直営でやるということなんですが、当初市長が幼児教育センター構想の中で、非常に華々しい絵を描いておられました。そして陣容もこれだけ縮小して直営の形態という変更も行われる。一体どれだけの当初市長が描いたものとそれに近いものが結果として、成果として得られるという考えを持っておられるのか。

また、旭が丘の方に建設を予定をしている、今回繰り延べになってます幼児教育センターの建設について、この多摩平の施設とどのように関連をつけていくのか、その点をもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

それから遺跡調査会のことなんですが、少なくとも私どもは事件を起こしたのはもちろん柳下さんという担当課長もその責任はあると思いますが、私たちも再三申し上げているように、会長である森田市長に事件を起こした直接の責任は同じく私どもはあると考えております。ですから少なくとも捜査の状況については、これだけの事件が起こり、そして警察にまで訴えたわけですから、自分で訴えたわけですから、少なくとも議会においては、みずから捜査の進展について知っているところがあれば報告をしてもらいたい、というふうに思います。聞かれて答えるというのは、余りにも、まだ、この事件は終ってないわけです。幾ら一体公金がなくなったか、ということも全くつかめておりません。とりあえずわかった分について告訴、告発をしたということですから、この事件はまだ終わっていないということを市長にひとつ認識をしてもらいたい、と思います。

第1点の幼児教育センターについて、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　3月議会の行政報告で取り組みの変更のことを申し上げております。その理由はその委託研究事業として発想しておりました法人格取得が当面困難なのでということと、それから地元の私立幼稚園に理解を十分に得るために、という2点でございました。したがって、将来見通しのこともそのとき申し上げております。つまり、規模をずっと縮小して、また、十分理解の得られる方法をとってと、こういうことでありました。当初、つまり経費がかかり過ぎるんではないか、というふうなことも大きな理由にされておりましたし、私立関係にはもっと力を注ぐべきではないか、ということも言われておりました。それらに対しましては、幼児の、幼稚園児の父母負担軽減も都と、それから市の施策をあわせてある程度の対策をいたしましたし、それから小規模で十分足元を固めながら進めばいい、という御指摘にも沿った気持ちで、つまり私は寺小屋方式でというふうな言い方をしておりますが、そういう方法で事業を進めよう、そうして幼児の数も減っておりますが、大切な幼児期の教育というものを地域社会においてお母さん方に十分な育児、それから幼児教育の自覚が持てるような、あるいは保育園と幼稚園児の教育的処遇に現実的なこの連帯が持てるように、というふうなことを目指してきております。

将来は当初のとおり旭が丘市有地に現在あります公立の保育園、それから、いずれこれまでつくることを求められておりました幼稚園、これは定数の枠の範囲で、あるいは1クラスの人数を減らすというふうなことで、西の方にもう1園幼稚園が必要である、ということに対応しようと思っております。そのこととあわせて着実にこの幼児教育のセンター事業を進めていこう、このように考えております（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　2点ばかりお聞きいたします。

市長さんは、私、ちょっと聞いた範囲内ですけれども、京王本社の方に、京王電鉄の方ですか、行ってきたという話を聞いておるんですが、それはどういうような内容で行ったか、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　1週間ばかり前だと思っておりますが、かねて市内の循環バスの、循環バス、あるいはバス路線のことを事務当局に折衝させてみますと、自動車部という段階では、市民の期待にこたえてもらえない、そういう壁を感じておりました。そのために社長に、これは本社の電鉄の社長に直にお会いをして細かいことを言うわけではありませんが、日野市内には古くから京王電鉄があり、そして開発事業もありいろいろな市民生活に関係が深いわけでありますから、したがって基本的には地域の行政と、それから電鉄会社が十分理解をし合って、そうして輸送業務や開発業務の公共性の立場に立って御理解がいただけるようにしたい、ということをお願いに参ったものであります。

あわせまして、当面のバス路線のことにつきましても多少触れまして、その場に自動車部の部長も出席をされ、今後、協議をしようという基本的な了解を得てまいっております。

かねて、このバス運行の問題は日野市内の諸施設を利便 ― 市民の利便に供するためにぜひ必要な施策でございますので、今後十分地域の一体感が持てるような交通関係を結ばなければならない、その際にはバス路線も大いに貢献をしていただく、また、市自身が行う何らかの施策もなければならない、このように思っておるところをお話をしてきたわけであります。当日は、石坂議長も伴って日野市の責任者が来たという形でトップ会談をした、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま何か市長さんは実に細かく説明をしていただきまして…。

そうしますと何ですか、市長さんは初めてのことですか、いままでは部課長さんなりにお使いのような形でやらせておって、それで、ここでなんですね、どうしても市長が出ていかなければ解決がつかないだろう、というような考え方でお伺いになったんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。（「そのとおりであります」「残念ながら」と呼ぶ者あり）（笑声）

○市長（森田喜美男君）　京王電鉄の小林社長は、前にもよく存じ上げておりました。それから今回、箕輪社長に交代されまして、日野市にごあいさつにおいでになりました。その際に電鉄―京王と日野市とは大変縁が深いわけですから、事務レベルでこの協議が仮に行き詰まったような場合には、社長と私とでひとつお話をいたしましょう、このようなことを話題の中で申しておりましたことであります。したがって、そのバス事業は、自動車部でやっておるわけでありますが、なかなかいい社員でガードはかたい、これにはやっぱり別の観点が、つまり、もっと公共的な立場に立った観点が必要である、こういう際には幹部同士と申しましょうか、責任者同士が話をするというのが一般の外交の場合でも同様だと思っております。どこにでも私は出てまいります。（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　どうもありがとうございました。その方はなににしまして、それともう一つお聞きするわけなんですが、高幡踏切、または日野駅西側、あの周辺に前々から私いつも話しておりますけれども、公衆便所ですか、この便所については、せんだっても私一般質問させていただいておりますけれども、そのときになんですね、各企業から持ち寄って公衆便所をつくるんだ、こういうお話を市長してましたけれども、その辺の話も出していただいて、その辺がどうなったのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公衆便所を必要な所に設けるということも、一つの市民要望にこたえる形があると思っております。ただ今日なかなか時間にも大変な面もありますし、それから下水道ができていませんからして、浄化槽装置になりますと、必ずしも完全な環境がつくれない、こういうこともありますので十分検討した上でというふうに考えております。

企業の力を借りてということは、いまのところ市がやるべきことだ、こういう見解でございます。したがいまして、いま検討をしておるということでございますので、結論はことしの年度いっぱいには出したいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　この件についてはよくわかりました。

あともう１点ですね、私記憶力が非常にまずいもので（「そんなことない」と呼ぶ者あり）（笑声）1,３００人ばかりの職員がおりますけれども、顔が、見てましてすぐわかるんですが、名前が非常にわかりにくいということで、どうでしょうかな、ひとつ、どなたに接触しても応対にしてもわかるようにこの胸に名前ですね、そういうようなものをはっきりとつけていただいておけば、私の方もすぐに名前はわかるし、非常に話しするときに相手に失礼に当たる場合があるわけですね、名前がわからなくて。その辺のところ、できましたら十分に検討していただきたい。一日も早くそのようにもっていっていただきたい、こういうふうに思います。その辺はどうでしょうか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　じゃあ、私の方からお答え申し上げたいと思います。

職員がですね、きょう、私いつもつけているんですけれども、ネームプレートを忘れておるわけでございます。（笑声）申しわけございません。そういう形の中での答弁でございますけれども、市の職員それぞれネームプレートを所属とネームプレートを―ネームの入ったプレートをここにつけることになっておるわけでございます。よその市では組合との間でつける、つけないというふうな大問題等もあるようでございますけれども、日野市におきましては、合意という中でつけることになっておるのを個人が忘れているというふうな状況でいろいろとその都度（「ワッペンはつけてる」と呼ぶ者あり）つけるよう喚起しているわけでございます。ただいまのような仰せがございますので、なお指示を徹底していきたい、こう思っておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　これも了解いたしました。できれば一日も早くそういうふうにしていただきたいと思います。

次に、この中央線の陸橋というんですか、かかりまして、その周辺のところの方たちが非常

に、この説得ですか、道路分離帯つくることについて説得をなさったそうですが、何かその周辺の住民の方たちからいろいろと市にも、それから警察なんかにも要望しているそうですが、この分離帯というものはなんですか、実は市の方でですね、この分離帯についてどういうようなお考えでいるのか、それをひとつお聞かせ願いたいと思いますが……。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から1・3・2の分離帯についてどのように考えているかということについてお答え申し上げます。

現在1・3・2の道路につきましては、御承知のとおり建設省の方で道路の築造等行っておるわけでございます。それで現在の段階では、中央線の架橋と東側2車線につきましては、一応完成しておるわけでございますが、残り2車線について、今年度の事業として建設省の方で工事を行う予定になっております。近々この工事を行いたいということでございますが、ここで問題になってまいりますのは、この道路の中に建設省の方の考え方では中央分離帯をつけましてそこで上下方向の交通を完全に分離していこう、という考え方がございます。これのねらいはあくまでも交通の安全性を確保するということで、今後、国道につきましては、こういう形態をすべての路線についてとっていくんだ、という考えに基づくものでございます。で、この分離帯につきましては、当然建設省の方で施行をしていくということになりますが、その形態につきましては、当然地元の警察、あるいは警視庁、公安委員会等と検討を行いまして、どのようにこの分離帯を設置するかということで建設省が最寄りの警察、あるいは警視庁の方と詰めていっているわけでございますが、その中で地域の公共団体、この場合は日野市でございますけれども、私どもの方にも打診があったわけでございます。

市といたしましては、地域の住民の方々の交通を考えた場合にはこの分離帯というところに数カ所の横断する部分、いわゆる開削部分を設けるということについては、望ましいわけでございますけれども、全線から見た場合、いわゆる交通の激しくなるような状況が予測される段階では、やはりこういう開削部分をできるだけ少なくしていくことが望ましい、というようなことも考えられるわけでございまして、この点につきましては、建設省、あるいは日野警察、警視庁の方にも参りまして、現在検討を行っている段階でございます。まだ結論は出ておりませんが、近々この3者で住民も交えてお話し合いをしていく、その上で結論を出そうということになっております。以上でございます。（「了解」「はい、わかりました、了解」と呼ぶ者

あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　3点ほど質問しますが、先ほど古賀議員の質問とダブる点があるかと思うんですが、幼児教育センターのことですが、これは前々から議会としても、私立幼稚園協会とよく話し合うということになっておりますが、先ほどの市長の説明では、幼稚園協会に説明はしたというんだけれど、それで了解を得たというふうにとっているんだけれど、幼稚園協会として、それではやって結構ですということになっているんだかどうか、その点がちょっとはっきりしないんですが……。

それから今度の補正予算で、この委託料として7カ月分が計上されているわけですけれど、それで終るのかどうか。その後はどういうことに考えているのか。

それから報告書の11ページの衛生処理場のごみの焼却炉と煙突の改良工事というのがあるわけですが、50メーターあるところを25メーター下を使って上へ鉄でやったというんですけれど、そういった部分がどんなふうに接合されて支障がないかどうか。そうしたり厚さがどのくらいになっているんだか、そういう点と、それから12ページの9の日野市役所南平の倉庫の新築というのがあるんですね、軽量鉄骨でやるとあるわけなんですが、この使用目的はどういうことになっているか。

それから19ページの2のこの飼い犬の登録状況の上の方の4月の下が、これゼロになっているんだけれど、ちょっとその説明をお願いいたします。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　1点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　幼児教育センター業務につきましては、多摩平の先ほどから申し上げております施設で、その緒につくという部分の事業開始は、説明をいたしまして別段異論ということはございませんでした。市の範囲でやるということであれば、というふうな発言もあったように記憶しております。

それから7カ月予算計上というのは、9月から年度末前という予算計上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　第2点の煙突の改良の工事でございますけれども、高さはやはり50メートルでございます。そして、その50メートルでいままでのコンクリートの煙突を半分に切りまして、そして鋼管を下まで基礎までずっと入れております。そして厚さは約

５ミリで、その中に下から一番上まで煙突内をモルタルをしてございます。で、これは地震にも耐えるということで下まで基礎まで鋼管を通したということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　１９ページの飼い犬の登録状況の表について御説明申し上げます。

４月の欄が登録頭数ゼロになっているのはどういうわけかという御質問でございますが、犬の登録につきましては、年度ごとに更新をしております。４月から３月までを１年間登録しまして、また引き続き犬を飼う場合には４月に新しく登録をし直すわけでございます。そういう関係でゼロになっておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　１２ページの倉庫の目的の件でございますが、これにつきましては市役所に収納する倉庫が不足いたしました。そういうことで、ここに倉庫を新築したわけでございます。この中では選挙管理委員会の備品類、あるいは教育委員会の備品類、そういった物を収納するための倉庫でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか、答弁は。高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　なお煙突の避雷針が２７メートルのところについているんだけれど、それで用が足りるかどうか、そういう点について……。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　避雷針の件でございますけれども、５０メートルの一番上にそれをつけてございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　後ろの方の説明には、契約のところですね、２７メートルというふうに書いてあるんだけれども……。

○議長（石坂勝雄君）　答弁あるかな。清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　ちょっと私もはっきりお答えできませんけれども、途中に踊り場がございます。そして、その踊り場から２７メートルという、先ほど言いましたように高さ５０メートルございます。で、踊り場が中間にございまして、その踊り場から２７メートルというふうな……。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　説明を見ると踊り場のところにつけてあるんですが、おかしいと思っております。（「そうだ」「説明」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　避雷針は一応、通常だと一番上につけなくちゃございませんので、これは私見る限りは上についているんです。表現がちょっと踊り場から２７メートルというふうなことを、これは書いてあるんだと思うんですけれども……。（「了解」と呼ぶ者あり）以上でございます。（「書き方がおかしいよ、これは。高橋議員の言うとおりだよ」「これは建築課の方の何ですね……」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか、高橋議員。（「いいとも」と呼ぶ者あり）（笑声）いいですか、よろしいですね（「はい」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　３点について説明を求めたい。

非常に市長の報告簡単でございましたが、第１点は先日の日野の都市計画審議会で日野市にモノレールを通すために東京都道２・２・１１号線を２２メートルに拡幅する、新井橋も広げるという提案が市長からなされた。で、モノレールの件については、企画財政部長が本日東京都の説明会に行っております。後日、御報告いたします、という市長の御説明でありました。本日、この重大、現にしかもモノレールの駅は万願寺区画整理地域内につくるように努力中である。これは大変に大きい日野市にとっては問題ではなかろうかと思う。（「そうだ」と呼ぶ者あり）この点について企画財政部長のこの報告書に何ら触れてない。（「重大だよ、これは」と呼ぶ者あり）これは第１点、この問題についてひとつ御説明願いたい。

第２点、先日、私は全購連の宇田川さんからこういう話を聞いた。高幡にある運動場を日野市が新都市建設公社を通して買収を申し込んできている。いま売却しようという立場をとりながら検討中である。これは非常に広い場所であります。非常に、簡単に言えば中学校の１校ぐらいでき得る可能性のあるような広い場所であります。これについての経過がもしわかりましたらばお願いしたい。

それから特に都市計画審議会で市長は、日野市の用水等はきれいにします、そのために清流主幹、清流課を設けた、こういう報告を行いました。市長は何らそれに触れてない。新しくつ

くった市の行政の重要事項だろうと思う。具体的に清流にするにはどのようにするのか、当然私案があるだろうし、なおかつするとするには今度の予算の中にこれに関する予算が当然出てこなけりゃおかしいんです、出ていない。幼児教育センターは出ているけれども、この重大な都市計画審議会において御発言なさった件についての予算措置がされてない。これまたどういうことか。都市計画審議会においては、もう清流にするために清流主幹、課を設けるこういうことを言っておられる。都市計画審議会と議会 ― 市議会が、どっちが大事なのかはこれはもうだれでもわかることなんです。市議会の方が優先するものです。そういう席にやはりそういうことは説明すべきである。

それから次には、あともう１点ありますが、まず、その３点について御説明をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

モノレールの件でございます。私が東京都の説明を受けてまいった内容につきましては、58年度中に新青梅街道から高幡に至る１６キロの区間を調査いたしたい、そして調査を済んだ段階で新青梅街道から５キロ、あるいは高幡側から５キロ、あるいは立川の基地から５キロ。どこから５キロになるかは現在のところ調査の結果をまたなければわからないけれども、その５キロの間をできれば工事着工をしたい、という概略説明を受けてまいりました。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　重要なことを行政報告しない、他のところで知り得た情報が報告されてない、こういうことだと思います。確かに重要な事項につきましては、市長が取り上げて報告をするということは大切だと思っております。

モノレールにつきましては、どうもまだ私どもの具体的に議場で報告するだけの資料を持っておりません。新交通システムにモノレールを採用しよう、そして南北交通の一つの幹線を図ろう、この意図は新聞等も通じたり、あるいは推進協議会等通じて多少は知っておるわけでありますけど、また万願寺区画整理のこの２・２・１１の幅員の変更等について、間接な指導は持ち込まれておるわけでありますが、根拠のあることを一つ欲しいということで文書をもらおう、そういうことを担当の方に指示いたしております。もちろん、だんだんと具体性があらわれてくるとは思っておりますが、今日の時点で、具体的に御報告するだけの資料を持たないということで、報告の項目に挙げていなかった次第でございます。御了解をお願いいたします。

それから全購連の高幡にあります元のグラウンド用地、これは約8,000 何百平米程度と思っております―　7,000 ―　約7,000 平米程度と思っております。したがって中学用地にははるかに考えられない。しかしながら日野市で遊休な土地ということでは場所の関係もありまして、何か区画整理等に役立てる目的で得られるものならばという期待はあります。それからもう一つ、当面は日野市が借りて地区広場にしよう、こういう了解も進んでおります。すぐ市が交渉の矢面に立つよりも、新都市に多少のつまり替地があればということがありますので、これは日野市に限らず広域に住宅用地になるような替地があれば話に応じてもらえる可能性もあります。そういう意味で新都市に依頼がしてある、こういう事情でございます。

それから清流課の新設ということは計画は持っておるわけでありますが、まだ課の設置までは進んでおりません。いま主幹を、課長クラスの主幹を置きまして、どういう組織をつくることが事業に有効であるか、また、これからの基本的な調査も土木課の中で特にこの用水関係を取り上げて取り組もうとしているということでございまして、次の議会には多少の予算計上もしてお願いをしようという考えであります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　モノレール、高幡の駅から５キロということになれば、高幡から立川の駅まで、大変な日野市民にとっても日野市の将来にとっても大変な問題でございます。

一つ、それからさらに昭和５６年に市川資信市議会議員が、し尿問題について質問しました。その後調査して回答いたします、ということでした。で、私が実は調査しましたら非常によくなっている。市川議員さんのおかげで年間6,000万以上約１億円の検約が実施されている。これはもう大変な問題で、こういうふうに、そういうときにこそ理事者側の手落ちをよくぞ御指摘くださいましたといって、行政報告するのは当然だと思う。議員が指摘し、議員に教えられてよくなるわけです。それはよくないことです、余り。しかし、議員が指摘するということは大変な努力であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）あなたは1,300人もの人を使って調査もできます、何でもできる、議員は１人でやる。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

この調査によると、昭和５１年、全人口の５６％、７万６９０人がし尿をくみ取っていただいている、日野市がくみ取っている。ところが、５７年、昨年は全人口の２８％、半分に減っている。総人口は４万1,100人である。これは、きょうの行政報告の一部に出ている。しかも

です、市川議員さんの御指摘によって、清掃、し尿くみ取り自動車の委託台数を減らすことができたということが出ております。

そこで、ちょっと御説明願いたい。日野市のし尿清掃委託料の委託代1台当たりの委託料は、立川市が幾らで日野市が幾ら、隣の市でいいですから具体的にお聞きします。委託料、1台幾らで委託しているのか。

それから第2点としては、その委託、立川市ではいわゆる委託、1台について1日何世帯、あるいは何人くみ取っているのか、日野市では何人くみ取っているのか、そういう調査をなさったかどうか。

それから同時に昭和56年、7年、8年と市川資信議員の質問によって57年から委託台数が減っているはずです。どうして減らしたか。市川さんの御指摘によって減らしたんです。そう答えるならそれでもいいです。ちょっとこの点をひとつ説明願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　御質問にお答えいたします。

日野の現在のし尿― 生し尿と、それから浄化槽の割合でございますけれども、ここ近年5年もさかのぼってみますと53年度が生し尿の割合が54％、全世帯の54％でございます。それからし尿浄化槽の割合がその当時32％でございました。そして57年度のこの行政報告にもありますように、57年度の3月末では生し尿の割合が45％、53年度を対しますとマイナスの9％減になってございます。それに伴って浄化槽の割合が41％ということで逆転しまして9％浄化槽の方がふえてございます。

そういうことで、さきの議会にも御指摘がありました件につきまして、清掃部としてもこれを精査検討いたしまして、そうして58年度予算ですね、いま御質問にありましたように58年度では57年度を対金額として約900万の減額になりました。現在、50年度が生し尿の処理量のピークでありました。それを100としますと、57年度では確かに28％の減少であります。

そういうことで、58年度では収集運搬車両の委託台数を1台減車しまして、いま言いましたように約6,800万ですか、これの減額ということに相なりました。

それから、立川と、それから日野でございますけれども、この委託料の比較を申し上げますと立川では1台、58年度でございますけれども、129万2,000円でございます。で、日

野の場合には142万3,800円でございます。これが大体25市の平均の委託料をしますと、これは各市がまだこの調べた時点では58年度が出てございません。そういうことでしますと121万6,889円ということでございます。

で、収集の件数でございますけれども、収集の件数はこれは立川はちょっと出ていませんので、これは日野の場合ですね、日野の場合に1回行って大体13件ということでございますけれども、これは後日調査いたしたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　いま市川資信議員の御調査に基づいて1台減らした。1台減らす、2台減らす、1台減らすと1カ月142万3,800円、この12倍が1台で年間予算で減るわけです、自動車の委託料だけで。これは大変な市にとっての利益であります。

ところが、この委託料が他の市に比べるとまだはるかに高いことも事実であります。この点は市長、助役の今後の努力だろうと思います。退職金が高いだけじゃなくって、こういうものも高いことは余りいいことじゃない。やはり同じぐらいの料にすべきだろう、こう考えております。

それで、この問題についてさらにいろいろあるんですが、ちょっと部長の説明が変なんですが、昭和57年度にくみ取っている人口は4万1,100人と書いてある、そうですね。ですから全人口14万6,041人ですから、57年度は28％がくみ取り、こういうことになる、生し尿の。で、他は簡易水洗とか、あるいは団地処理で行っているんだろうと思います。で、ここで重要なのはこの簡易水洗に切りかえられた世帯が51年は7万人いたのが3万人減っているわけです。はっきり言えば7万人が4万人になった、こういう計算、さらにふえた。この簡易水洗に切りかえられたのが日野市の市中を流れるすべての側溝や用水に入って汚しているわけです。ですから、この減った分だけし尿のくみ取り料金が減った分だけは河川の清掃、清流課の予算につけてもちっともおかしくないわけなんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは市川資信議員の非常な努力によって（笑声）明らかになり、理事者側も努力をせざるを得ない状態に追い込まれたわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）追い込まれたがゆえに何台もの委託料が減ってくる、委託料金も高過ぎるというから減らしてきているようです。努力してきているようです。でも、なおかつ他市との比較によれば2割も3割も高いわけであります。こういうふうなこともこういうふうになりました、おかげさまで、市川議員さん、ありがとうござ

います、というふうに市長は当然議会へ報告しなけりゃいけないんです。

こういうふうなことで、ぜひひとつ今後議員さんからいろいろ質問があると思います、要望もあると思う。それは議員としちゃ大変な努力をして要望し、質問しているわけです。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）そのことを踏まえて行政報告のときには、これはここまでいきました、こうなりました、これに書いてあっても、書いてもいいんです。あるいは各部長から一言ずつでも報告していただければ何も私が調査した結果、市川さんのおかげでずいぶんかわったな、こんなこと言う、調査しなけりゃわからないんです、これ。たまたま私は厚生委員会だから調査をした。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）厚生委員じゃない人はだれもわからない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これじゃまずいんであります。

以上、要望しておきます。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　簡単に質問いたします。

第１点は、先ほど当然議員であれば出る質問でございますけれども、高額退職金の問題ですが、この件については、古賀俊昭議員を初め大ぜいの議員さんが、一般質問で詳しく市長に対しこの見解をただすと思いますけれども、ここで１点確認しておきたいことは、６月２日に日刊紙に市長が日野市も退職金を引き下げるという宣言をしたということで、５年間で国並みとか、あるいは結婚、出産の特殊手当５割増しをやめたいとか、そういうふうなことを宣言したということで、新聞に報道されているわけであります。市民は、この日刊紙の報道をまともに受けとめているわけでありまして、その市長の姿勢をこれまでの、いままで放置してきたということについての問題の責任については別としまして、素早く反応してこういうふうな宣言をされた、ということを評価しているようでありますけれども、ところが、この新聞報道は市長は事実と違っている、本当のことを報道しないんだ、ということもおっしゃっております。そこで、私はこの新聞が非常にでたらめであるかどうか、市民の皆さんに誤解を与えてもいけませんし、ここのこの場でどこの点が違っているのか、新聞報道がですね、市長の発言したこととどの点が違っているのか、市長の真意はどこにあるのかをこの場で明確に示していただきたいと思います。

さらに、この新聞報道によりまして、退職金を引き下げるということは市民にとっては大変結構なことであります。ただ、この引き下げするには相手があるわけでありまして、今回のこ

の発表の過程に組合との何らの話し合いもなくということで、組合側は労使の慣行を無視する市長を許さない、と激しく反発しているわけでありますけれども、この組合に対してどのように対処されるつもりか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

それから２点目は、市役所の南平倉庫を新築ということでありますが、これは何のために、どういう目的で建てるのか、御説明お願いしたいと思います。

３点目は、旧程久保川の廃河川敷の管理責任の問題でありますけれども、この旧程久保川の廃河川敷は、東京都がなるべく早く市に移管したいというふうな意向を持っているようでありまして、その廃河川敷の維持管理の予算もつけてないというふうな現状のように聞いております。つい先日、この旧程久保川の廃河川敷の維持管理が不十分なために排水が非常に不良で迷惑をしているという市民の苦情があったわけでありますけれども、日野市側もこの移管を何かなかなか積極的に受けとめようとしてないようであります。市民としては非常に困るわけでありますので、この廃河川敷の管理責任、移管を早くして管理責任を体制を明確にしてもらいたいと思いますが、その点について、どのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに４点目、これは小山教育次長にお伺いすることになるかと思いますが、私の事務所の後ろに大貫さんという木工所があるわけですが、この大貫木工所さんの話によりますと、遺跡調査会に出した領収証が大貫木工所発行の領収証が改ざんされているということを市の職員が２名来て帳簿と合わせる調査したときに判明したということで、大貫さんが非常に驚いていらっしゃる、こういうことであります。このことは百条委員会でも出てこなかったわけでありますので、大変恐縮ですけれども、この場でこれがどういうふうな内容なのか、何をつくり、どういう金額かどのように改ざんされ、そして、その改ざんされた領収証について警察に報告されたのかどうか、どのように処置されたかどうか、この場で御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　１点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　退職金問題が武蔵野市で大きな問題になりました。そうして日野市もときどき名前が挙げられるようになりましたのでその状況で、これまでもこの問題を意識しながらある程度の話題には供したわけですが、社会情勢並びに市民感情という点から、適正な処理を図るべきであるという見解に立ちました。

6月2日の日刊紙に、宣言をしたという言い方の質問でございますが、別段宣言をしたわけではございません。たまたま記者会見という形の議案等の説明の機会を持ちました際に、少し質問をされてそれにお答えをした、という経過であります。本来、時代の推移と申しましょうか、過去には適正妥当であった給与等も、情勢の変化によってたとえば年々人事院勧告等が制度化して行われていると同じような意味で、社会情勢とともにそういう給与問題等も特に税金で賄われる給与であるだけに、常に敏感な配慮を持つべきだ、このように基本的には思っております。

したがいまして、私の問われて質問をした限度というのは、日野市がいま突出している状況を60年― あれですね、60年というのは定年制のしかれる年であります。その年、つまり3年間ありますから、その間に都並み、東京都並み、つまり80カ月でありますが、一定の緩やかなカーブでそのあたりまで是正するのが妥当である、というふうには思っております。しかし、まだ組合との交渉もあるし、考え方としてはそう思っているが、助役会に諮問をしておる市長会の立場もある、いずれはそういう点に合流することになるけど、市民に問われたらやっぱりいま言った程度のことは考え方としてあるということは答えなければならない、こんなような気持ちで所信を述べたということでございます。その後、国に出しておる是正計画ということでも質問があって、助役の方からこういう内容である、というふうにはお答えをしたと思うんでありますが、そのあたり新聞が別段間違ったことを書かれたというふうにまでは申しておりませんが、多少言わないのも記事になったんではなかろうかというふうには思っております。(「どっちが正しいんだ」と呼ぶ者あり)

○議長(石坂勝雄君)　総務部長。

○総務部長(伊藤正吉君)　南平倉庫の御質問でございますが、これにつきましては、先ほど高橋議員さんの御質問にもお答えしたわけですが、倉庫が不足する、こういうことでございますけれども、主な原因といたしましては、旧庁舎の倉庫が全部取り壊しになりました。そういうことで、南平倉庫の方にその倉庫にあった物を運ぶために必要、そういうことで新築したわけでございます。(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(石坂勝雄君)　3点目、都市整備部長。

○都市整備部長(結城邦夫君)　それでは3点目の程久保川の廃川敷についての御質問でございますが、現在、この廃川敷につきましては、東京都の南多摩建設事務所の方が

所管をして管理を行っている段階でございます。

で、私ども、この廃河川敷を利用いたしまして、緑道計画を考えておるわけでございます。これは、この点につきましては、過去の本会議の中でもお答えしていることでございますが、南建の方と現在この点につきまして詰めを行っております。私ども、この計画、緑道計画の具体的な構想図等もつくりまして、今後南建の方と十分折衝をしていくことになっております。

それから1点、この廃川敷で官民境がまだ不明確な点がございます。こういった点につきましても現在南建の方で調査を行っているわけでございまして、こういうものがすべて完了してから市の方に移管をされてくるということが考えられるわけでございます。今後、南建の方とも、また建設局の方とも十分詰めてまいりたいというふうに考えておる段階でございます。以上でございます。

○議長(石坂勝雄君)　4点目、教育次長。

○教育次長(小山哲夫君)　第4点目の、いわゆる遺跡調査の使途不明金の中におきますところの、いわゆる大貫木工所の、いわゆる領収証の改ざんについての御質問でございます。

これにつきましては、たしか私の記憶ですと昨年の10月の2日の第2回目の百条委員会の席で私は説明員として出席を求められたわけでございますけれども、その際に私から御説明申し上げたという記憶がございます。で、これはどういうことかと申しますと、たまたま私55年の秋だと記憶してますけれども、落川の、いわゆる都営住宅の跡地の遺跡調査が54年当時は日野市の遺跡調査会が担当したわけでございます。で、その中で約4,000万ほど東京都から委託料をいただきまして調査をしたわけでございますけれども、たまたま55年の秋に当時佐久間主幹がいたわけでございますけれども、佐久間主幹が落川の遺跡調査に関する証拠書類を調査している中におきまして、たまたま落川の遺跡調査の所へ4カ所の立て看板を立てたということで大貫木工所のいわゆる領収証等が出てきたわけでございますけれども、その領収証のところに本来私は2万8,000円が正しいだろうというふうに判断するわけでございますけれども、それが領収証の上に12万8,000円という10が一応ついているわけでございます。12万8,000円になっているわけでございます。で、その後ろをめくってみますとそこに請求書と納品書があるわけでございますけれども、それには明らかに2万8,000円というふうに書いてあるわけでございます。そこで柳下前事務局長を呼びまして、その辺の事情を聞いたわけでございますけれども、柳下氏はその点につきましては私はそういう記憶はありませんと

いうふうに答えたわけでございます。

その後、実は５月の２０日、ことしの５月２０日だというふうに記憶してますけれども、警察の方に私呼ばれた際に、この問題につきまして事情聴取を受けたわけでございます。それで一応警察当局といたしましても、この点につきまして、もし、それが領収証の改ざんであるということが事実であるとすれば、いわゆる私文書のいわゆる改ざんといいますか、偽造というふうに当たりますので、この点につきまして再度一応事務当局として調べてほしいというお話がありましたので先般私の方の社会教育課長と、それから遺跡調査会の文化財の係長の２人が大貫木工所の方へ伺いまして、その事実を伺ったところによりますと、その後、これ、はっきりと名前は申し上げなかったんですけれども、ある方が大貫木工所の方へ訪れましてその領収証と請求書と一失礼しました。請求書と納品書につきましてそれを１２万8,０００円に改めてほしいというふうな依頼を受けたので、大貫木工所の方といたしましては、それを１２万8,０００円というふうに納品書と請求書を書いたということを言われたわけでございます。そのことが恐らく小山議員さんがおっしゃる内容だと思います。 警察の方といたしましても、さらにこの問題につきましては警察独自といたしまして捜査に乗り出して、 そして、 これを解明していくということで今後その方面の捜査を進められるんじゃないかというふうに私は判断するわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　領収証改ざんの件については、こういう具体的に出てこなかったために私が質問しましていまの答弁で了解をしました。

それから先ほどの退職金の新聞報道の件、市長の答弁を聞きますと、結局新聞報道はおおむね正しく報道しているんだ、というふうに理解していいというふうに受けとめるわけでありますが、この問題に関しては、今後いろいろと議論があると思います。今日まで、武蔵野市であれだけ大きな問題として取り上げられて初めて当議会でも、初めてというか、過去においても、たとえば最近では旗野議員が退職金が高いじゃないかというふうな指摘もされておったわけでございますけれども、しかし、それ以上の踏み込んだするどい指摘のできなかった議会側もこの不明を反省するわけでありますが、同時に（「冗談じゃないよ、とっくにやってんだ」「市民クラブはもっと前からやってる」「とっくにやってんだ議会は追及してるんだ、何回も」と呼ぶ者あり）市長の方は問題が指摘されてから是正します、というふうな姿勢じゃなくって、

問題先取りの姿勢でひとつ解決する、ということをどの行政においてもしていただくように強く要請しておきます。

議会の方の不明の点については、強いてただいまいろいろ発言がございましたんで、特に私に限定させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　もう２人の方がすでに質問なさってるんですが、ほかの角度から質問させていただきたいと思います。

幼児教育センターのことでございます。この幼児教育センター、小規模にして予算もうんと小さくなっている。これも私立の幼稚園協会と話し合いのもとにそれらを含めて今度の予算になったというふうに思うんですが、市長の御答弁の中で将来は市有地にまた定数の枠の範囲で幼稚園を建てて幼児教育を充実させたい、幼児教育を充実させることはもちろん大事なことなので、それに対してとやかく言うものではございませんが、その市有地を、つまり６４ブロックに幼稚園を建てることについては私立の幼稚園協会の御了解は得られているんでしょうか。そしてまたそれは大体いつごろお建てになるおつもりでしょうか。これを第１点御質問したいと思います。

そして２点目といたしましては、その市有地に幼稚園を建てた際に、いま保育園の方で始めようとしているそのセンターの業務、そちらの幼稚園の方へ併設をされるんでしょうか。その２点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　幼児教育センターのことにつきまして、地元の幼稚園協会と十分な理解が必要であるという判断を一つの理由にして小規模の発足をしよう、多摩平の市の２園によって発足をしよう、このことはすでに御報告いたしております。

それから、今後いわゆる文化、福祉ゾーンという発想で、市の市有地に幼児教育センター業務を行っていこうという考え方には、すでに申し上げておりますとおり変化はございません。

それから、現在、保育園が旭が丘保育園がありますし、なお幼稚園を、つまり幼児教育の施設を日野の西の方に欲しい、という要請は年来の住民要請でもあります。道路整備等も図って、平山地域等の関係も整備して、そうして１園つくりたいということは、従来の市民合意の中の、

また議会でももう認められておる、請願の採択等もされた、こういう事業であります。ただ子供が現在減る傾向を一時呈しておりますので、その際に無用なトラブルを起こさないためには、いずれ多摩平の園も空き教室は２年保育に使うべき施設であります。そういうことで時期を見て旭が丘に幼稚園をつくり、そちらにまた研究機能も移るということで考えております。ただ、余り私が具体的なことをいま申し上げることもどうかと思いますので、そういう順序はきちんとレールを敷いておかなければならない、（「そうだ」と呼ぶ者あり）このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　まだ余り十分構想が練られていないということなので、御答弁の方も了解せざるを得ないと思うんですが、その幼児教育センター、ずっと先の見通しの中でそれをずっと幼児教育センターで進んでいかれるのか、あるいはまた文教委員会などで教育長の御答弁を伺いますと重松先生は幼児教育の専門家ではないとおっしゃっている、教育者ではある、大変偉い教育者ではあるが、幼児教育の専門家ではないというお話がある中で、この幼児教育センター、将来は幼児教育でなく、つまり教育管理センターの構想へともしかしたら進まれるんじゃないかというふうな危惧をしているんですが、その辺はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　無用の危惧だとお答えしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　　よろしいですか、いいですか、やられますか、まだ。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時　６　分休憩

午後１時３０分再開

○議長（石坂勝雄君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

審査報告に入ります。

請願第５７－５３号、下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情、請願第５８－２号、高山地区センター建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

請願　５７－５３号は下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情であります。株式会社日野衛生公社の大谷　清さん、ほか１名から出されたものであります。公共下水道事業の遂行は陳情者の業務であるし尿浄化槽の清掃業務に多大な影響をもたらす。業務の減少ないし廃止に対して代替の業務の提供及び補償をしてほしい、というものであります。関連部署である清掃部より下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理場等の合理化に関する特別措置法法令集が参考資料として提供されました。また下水道化の進んでいる近隣の市の対処の状況を示す表も配付されました。

慎重審議の結果、市も対処すべきものとして趣旨採択の意見があり、全会一致この陳情は採択と決しました。

続きまして請願第５８－２号は高山地区センター建設に関する請願であります。

高山自治会長の広瀬靖順さん、ほか１２５名から提出されたもので、馬場弘融議員、橋本議員、高橋通夫議員、夏井議員、大柄議員の紹介によるものであります。ほぼ神明３丁目全域を地域とする高山自治会の地区は目覚ましく発展したが、地域活動のための施設がない、市役所が近くではあるが、市役所の会議室を借りるのは多くの制約で不便だ、地区センターを建設してほしい、というものであります。

審議に当たり生活課より、この地域を中心とした地区センターの配置の現状を、自治会館も

含めて示す資料が出されました。また、この地域は、５年間で１０４世帯から２３２世帯にふえたことが説明され、大久保地区センターと大坂西地区センターなどができているが、その範囲からは外れている点が話されています。市役所１０１会議室の利用状況に対する質問などがあった後、この地域として地区センターができるはずだったのが坂西古墳のためにできなくなったいきさつもあり、建設は当然であるという意見も出されました。

全会一致採択と決定いたしましたので、御報告いたします。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　ただいま委員長から５７－５３号の件の請願につきまして、委員会報告があったわけですが、趣旨採択という言葉がたしか入っていたように思います。この５７－５３号は趣旨採択をしたのか、もう一度御確認をしたいと思いますが……。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　委員の１人から趣旨採択という意見もあったということであります。それを発端にいたしまして、さらに審議いたしまして全会一致採択ということになったという説明をしたのであります。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　そうしますと１人の方は趣旨採択でもすべきだ、こういう意見があった。ただし、ほかの委員の人たちは趣旨採択じゃなくって全面的ないわゆる採択である、こういうことで御理解よろしいでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　趣旨採択という採択の方法は日野の議会ではございません。趣旨採択も採択のうちであります。（「趣旨採択をしたなんて言ってるよ」と呼ぶ者あり）委員長としてはそういうことでもって全体としては採択ということで、１人の委員以外は趣旨採択という意見は特に出されておりませんけれども、趣旨採択を含めて採択、ということで全会一致というふうに確認いたしました。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　何月議会だったでしょうか、つい最近のことだと思うんですが、たしか厚生委員会で趣旨採択をというお話で、私はしたような記憶をしております。これ

は昨年の、たしか平和宣言なんかのことで大変議会が混乱をしておった、そのときのいわゆる厚生委員長の報告のとき、たしか趣旨採択をしたような旨があったんです。この辺、もう一度確かめていただけますか、事務局にお尋ねいたします。

厚生委員会で趣旨採択をいま、したことはないという委員長のお話ですが、趣旨採択をしたということがあったかどうか、お尋ねいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　議長からお答えいたします。

いま、ただいまの黒川重憲君の趣旨採択云々という、委員長はそういうことがない、とこういうことですが、事務局は、この場では明確な答えというか、定かでございませんので、できますれば後日、いわゆる即刻ですけど、休憩はしないで調べさせてお答えしたい、ということでいかがでしょうか。黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　議長からそういうことであるならば、あえて休憩はもちろん結構でございますし、そのとおりに従いますが、たしか私の記憶では、平和宣言云々のことで、私が、傍聴の方もたくさんいたことで私も覚えているんですが、で、厚生委員会の委員長の報告のときに、たしか趣旨採択をしたということで、趣旨採択をしたのかなんて私やじを飛ばしたことがたしかあったように、いま、私の隣で古賀議員も厚生委員だそうで、そういうことがあったなんていうことを言ってましたけれども、（笑声）多分そうじゃないかな、という気がしているわけでございます。これは結構でございます。後ほど、じゃあ調べていただきたいと思います。

なぜ私はこのことを趣旨採択ということで質問したのかと申しますと、常々、私は持論でございますが、やはり、この趣旨採択はすべきじゃない、こう思っているわけです。それで委員長も当然知っているとおり、この趣旨採択をしたときのいわゆる代表者に送付をされる文書というのは、きわめてその住民を悪い言葉で言えばばかにしたような文章でもって送付をされる。あなたの趣旨、言わんとしていることは御無理、ごもっともです、しかし、現実には沿いかねます、このような文章の送付がされるんです。請願で果たしてこの趣旨の悪い請願がいまだかってあったかどうかということをずっとたどってみれば、そういうものは決してないということを私は持論で、先ほど趣旨採択という言葉があったものですから、この点を質問させていただいたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　委員長、特段何かありますか、いいですか。ほかに御質疑はあ

りませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５７－５３号、下水道化に伴う代替業務の提供及び補償についての陳情、請願第５８－２号、高山地区センター建設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

議案上程に入ります。

議案第４５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４５号の提案理由を申し上げます。

本議案は国有地日野桑園跡の用地取得に伴い、地方自治法第２０９条第２項の規定に基づき、仲田緑地用地特別会計を設置するため日野市特別会計条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それではお手元にあります議案書をお開き願いたいと思います。

日野市特別会計条例の一部を改正する条例でございます。ただいま提案理由の中で説明されましたように仲田緑地を取得するために設ける特別会計でございます。これは国から受けます補助金１億でございますが、それを４年度に分括して受ける、いわゆる国庫債務、それに対応するためにつくられる特別会計でございます。５８年度を設定年度といたしまして、５年間という期間になる予定のものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第４６号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４６号について提案の理由を申し上げます。

本議案は市立みさわ児童館の開設に伴い、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　議案第４６号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、まず第１は児童館の開館時間を従来の９時から９時１５分に変更することであります。このことにつきましては、従来は児童館の職員の勤務時間は月曜から土曜の午前中までということでございまして、土曜の午後は拘束時間とされておりませんでした。児童館の諸行事につきましては土曜日の午後に多い傾向がございますので土曜日の午後を拘束時間として繰り入れることによって早朝の来館者の少ない時間を１５分繰り下げるということによって勤務時間を変更いたしたい。これに伴いまして、従来の開館時間９時から５時というのを、９時１５分から５時ということで改正いたしたいと思います。

これにつきましては、今回の学童クラブの正職化に伴いまして、児童館の職員として学童クラブが位置づけられた。この学童クラブの正職員化の児童館職員化の中での整合性も同時にこの中で整えるということが趣旨でございます。

第２は、今回、日野市三沢２１７番地の１、これは日野第八小学校東南の隣接地でございま

すが、ここに新しく建設いたしました日野市立みさわ児童館の東京都の認可が５月１日に下りましたのでここで設置条例の改正をいたすものでございます。このみさわ児童館につきましては、敷地面積７３６.７４９平米、建築面積４８８.９５４平米、構造鉄筋コンクリート２階建て、総工費１億1,０００万円で建築したものでございます。

これに伴いまして、学童クラブのブロックの編成がえも行いました。その結果、従来、ひのだい児童館に属しておりました潤徳、八小並びにひの児童館に属しておりました四小の学童クラブがそれぞれみさわ児童館に属することになりました。なお四小学童クラブにつきましては、本年４月１日に第四幼稚園から新たに第四小学校の校庭内プール側に新築移設いたしましたので、それに伴う地番の変更も行っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　１点確認をさせていただきますけれども、学童クラブ、３月議会でも話題にはなりましたけれども、実際に夏休みとか、春休みとか、こういう時間帯について、いままでと変わらない状況で父母の方は対応できるのかどうか、この辺を確認させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　お答えいたします。

この学童クラブにつきましては、先般の３月予算議会におきましても、いろいろ御審議いただいたわけでございますけれども、今回のように９時１５分から５時というような正職員の、職員の勤務時間に伴いまして、従前行っておりました学校休業日の８時半からの学童クラブの取り扱いにつきましては、従前どおり実施していく。それで８時半から９時１５分は超勤対応、ということで私どもは考えております。これは変更せずに従前どおりやっていく、という考えでおります。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４６号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第４７号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４７号について提案の理由を申し上げます。

本議案は昭和５８年度日野市一般会計補正予算第２号であります。補正額は歳入歳出それぞれ7,０９６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を２４９億8,３１８万6,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは、ただいま上程されました補正予算について御説明申し上げます。

お手元にあります議案書の８ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。これは都の補助金、説明欄にございますような人工肛門、あるいは人工膀胱、医療用酸素等にかかわる補助金の歳入でございます。

次のページ、これは５７年度繰越金の額を、一部を補正で計上させていただいております。7,０００万でございます。

次の１２ページから歳出になります。１２ページの歳出につきましては、ただいま最初に御説明しました都の補助金に見合う歳出となっております。いわゆる人工肛門、あるいは医療用酸素に対する歳出でございます。

それから保育園の、次のページ１４、１５ページでございますが、これは平山保育園の、平山、あの団地の中で耐震構造に耐えるための改築工事が行われるに伴いまして、あそこに設置されております平山保育園を改修する、そのための負担金の計上でございます。

それから次の１６、１７ページは清掃総務費でございますが、これは説明欄にありますように破砕不適物等を置く場所の設置のための予算計上でございます。

次の労働費につきましては、これは雇用促進特別事業の、いわゆる失対の以前の労働者関係に対する委託料の増額でございます。不足額を計上させていただきました。

それから次の２０、２１ページは土木費でございますが、これは説明欄にありますように仮称二番橋の基本調査ということでございます。新井橋と高幡橋の間に歩道橋をかけるための調査ということでございます。

次に、次の都市計画費でございますが、２２、２３ページでございますが、これは、ここに計上されておりますのは、これは都市計画事業特別会計の繰出金でございますが、内容は万願寺区画整理区域内の水道施設整備に伴う支出でございます。

次に２４、２５ページでございますが、これは小学校費でございます。この欄に計上されております額は説明欄の１５の工事請負費がございますが、程久保小学校テニスコートをつくる、それに付随する費用の一節をここに計上させていただいております。それから中学校費でございますが、これは産休のための代替の臨時賃金の補正でございます。

次に２８、２９ページ、ここに計上されております幼稚園費につきましては、先ほど来市長が行政経過報告の中で報告申し上げております幼研 ― 幼児教育研究のために、開設に伴うための費用の計上でございます。

最終の予備費につきましては計数調整のための計上でございます。以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○１９番（市川資信君）　１点お尋ねいたします。

２１ページの土木費、道路橋梁費の二番橋の基本調査の５８０万円、まず１点この二番橋というかける目的の意義をお聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではお答えいたします。

二番橋の架橋の目的でございますけれども、二つ考えられるわけでございまして、まず一つは先般の５月１６日の臨時議会のときにも市長から若干御説明を申し上げてございますけれども、将来の学区変更に対する対応ということがまず第１点でございます。

それから第２点目としては、御存じのように万願寺区画整理の竣工に伴いまして、高幡地域との連携を深めていきたい、そのために、そういうことによりましてたとえば京王線の利用という点につきましても利便が図れる、こういう目的で考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと追加、考え方の追加を申し上げます。

二番橋という仮称は、これは一番橋がありますので浅川に将来かける歩道橋３つ、その中の第２番目ということに、その名称については、仮称については御理解をいただきたいと思います。

それから、ただいま説明をいたしておりますが、いま御承知のとおり、万願寺区画整理の事業を施行いたしております。それから高幡の区画整理をぜひ行わなければならないという考え方を持って、地元にもそのような事業説明を行っておるわけでありますが、まだ理解がかなり遠いという感じもいたしております。しかし、ぜひ施行しなければならないことは変わりはないわけであります。そして日野市のこの南と北の交通関係、これが大部分都道、それから市の橋もあるわけでありますけど、不十分であります。将来は、この、いま二番橋を提案しております地点、それからプールの位置に当たります南北の地点、それから豊田と、南平、つまり豊田駅と南平をつなぐ地点、こういう３地点にやはり歩道橋をかけることが望ましいという浅川計画の考え方がございます。したがいまして、特に万願寺並びに高幡の関係をより将来に向けて都市整備の面、あるいは市民生活の面で条件整備をするためには、やはり橋が欲しいということになってまいります。そして、さるとき、さる日と申しましょうか、そのことを日野市が市施行で橋梁を計画いたします場合にどのような手続とか、どのような隘路があるか、このようなことを京浜工事事務所の所長のところに担当部長も伴って、いろいろ指導を受けに参りました。その結果、申請があれば必要なものはこれは許可できる、そのためには事前調査をよく行って、そうして、いわゆる河川管理者の京浜工事事務所とよく事前協議をやってほしい、そのためには、また橋梁関係の専門の業者に早く調査をさせて、そうして初めは絵をかくような段階から、だんだん現実の設計まで早くやっていくことが望ましい、そして橋をかける場合には、雨期を避けなければならない、橋脚を何スパンにするか、そのようなことも河川管理当局から御指導いただける、雨期を避けるためには２年計画というふうな考え方が必要である、このように懇切丁寧に御指導いただきました。それに基づきまして、いま打ち出しております万願寺区画整理、あるいは高幡の都市整備、これらをより円滑に進めるためにこういった調査をまず行い、いずれは着手できる、着工できる、そういう前段を整えておきたい、こういうこと

によるこの６月議会に提案をする、提案となった理由であります。

学区のことなども伴って、地域社会ということであり得ることだと思っておりますが、そのためというふうに直接いまつなげるには時期尚早ではないかという感じもいたします。

いずれにしましても、そういう大局的な架橋計画である、架橋計画の第１歩である、このように御理解をいただければ幸いでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　御存じのように、二番橋という名前を使うからには、一番橋があるわけです。一番橋は、日野と七生の対等合併を記念する、いわゆるシェイクハンドの意味を持って愛情を持ってつくった橋であります。私は、いま、はからずも市長も最後に、あるいは建設部長も冒頭に言ったように、三沢中学の新設校ができないから、日野市全般の学区域変更をもって解消するんだ、それには、あの歩道専用のお仕着せといいますか、小さな橋で対応するんだ、ということはみえみえであります。私はあえて言うならば、市長の物の発想は確かに前回に私にも言ったことがありますが、三沢中学と万願寺の中学の建設用地とを物差しで測るならば、ほとんど距離的には変わらない、だから、それは何ら支障はないじゃないか、こういうような話を聞いたことがあります。

私は、市長は革新でマルクス、レーニンをどう思っているか知らないけれども、いわゆる事務屋が唯物的に心を忘れて設計したこの橋だと断ぜざるを得ないんです。少なくとも、いままで再三にわたって学区を変更されて揺れに動いているところを、事務的に物差しではかれば距離がこうだからといって、もし、せっかくつくるんならば、一番橋、今年度、はからずも市制施行の２０周年を迎えるに当たって、つくるならば二番橋にふさわしいような計画をとったらもっといいんじゃないかと思うんです。私にはどうしてもこれが学区域変更の伏線としてとっている、そういったものに対する私は行政の姿勢というものに疑念を抱かざるを得ないんです。いかがなんですか、市長の見解をお聞きしたいです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの見解といたしましては、常に日野市の将来対策というものを的確に布石をしながら進めていかなければならない、このように考えております。したがって、この基本調査、このことについてはやはり順序があるわけでありますので、今回そのことを思い立ったということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに、古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま市川議員からお話があったんですが、先ほどの説明で歩道橋と言われましたね。ですから歩道橋といえば幅が２メートルくらいの橋、こういうふうにひょいと考えたんですが、その点、間違いないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　計画はこれからの問題にかかわってくると思っておりますけど、歩道橋という構想は４メーターの約１７０メートル、そして両岸に堤防高が無論伴いますから直接に車が、車といいましても自動車が通過する道路には考えない、つまり歩行者並びに自転車、こういう範囲で考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これはまだ説明がないからわからないんで、一番最後に用地会計で相当の用地を取得するようになってますね、報告事項の中に。この議案書の最後に７万平方メートル、２万平方メートルと書いてある。この取得地と橋とは位置は関係するわけでしょ。あるいは学校とは全く関係ないんですか、中学用地と、そういうこと。私は関係あるんじゃないかと思うんですね。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　報告２号の中に土地開発公社の事業計画の報告が載っているわけでございまして、その中に公共用地取得ということでここに金額、面積が提出されておりますが、これについては、いま話題に上っております点については関係ございません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　先ほど市川議員、古谷議員からも質問があったんですが、関連しておりますが、先ほどの話では４メーターというような幅ですけれど、これはあれですね、長沼と中込のあそこへ歩道橋というのをかけたんですが、その後、非常に車も通れなくて困っているんで、もし、同じかけるならば、堂々と車が交差できるようなそういうものでなければ意味がないと思うんですが、後でまた歩道橋をやったり車をやったり、また待機所をつくったりするということは、ずいぶんめんどうであって、かけるならば堂々と大きいのをかけた方がいいんじゃないかと思いますが……。（「そうだ」「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　川の両岸、これをつなぐ橋としては街道的な、街道の中の橋、あるいは地域と地域を結びます小規模の橋、こういう考え方が成り立つわけでありまして、この場合は南北にそう都市計画道路というふうな設定もございませんし、しかし、市民としては橋がある方が便利だということは当然ありますのでそういう配慮はふさわしい、とこのように思います。いろいろ決定したことでもありませんが、発想はそういうことだというふうに御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　　それから１３ページの上の方の人口肛門とか人口膀胱というのがありますが、口はこれでいいのかどうか、工業の工のようにも思えるんだけれども、そういう点について……。

○議長（石坂勝雄君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　お答えいたします。

まことに申しわけございませんが、これは人口の口は工事の工、工作の工、工というのを使った人工の肛門ということでございます。これは誤字でございますので、誤植でございますが、工という字に訂正いたしたいというぐあいに考えます。（「今後、誤字のないように気をつけてください」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　　滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　　２３ページですけれども、繰出金の都市計画事業特別会計でいま説明があったんですけれども、ちょっと最後の方わからなかったんでいま一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは私からお答えを申し上げます。

２３ページの都市計画費の中の区画整理費の繰出金でございます。これは特別会計の方に繰り出すわけでございますけれども、特別会計の方ではこの繰出金を受けまして、この後に御提案申し上げます特別会計の中で御説明をいたすわけでございますけれども、水道の埋設工事が水道局との間で協定を結びまして施工されることになっております。それにかかわります繰出金でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　２５ページ、節の１５の工事請負費、ここに程久保小学校テニスコートの新設というのがある。これは小学校ですか。そのことをお聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

確かにこの工事場所として、程久保小学校に工事がされるわけでございますので、程久保小学校の管理下に置かれるわけですが、この件につきましては、先般来問題になっております日野の三中の校庭をできるだけ生徒自体が活用できるような方向でということで、いままで校庭の一角にございましたテニスコート、これがテニスクラブの子供たちがやはり相当数本年度もございますので、一日も早く学校の要求にこたえてあげたいということで、当初は三中のすぐ下の高幡自治会にございます運動公園を物色したんですが、なかなか自治会の方等との話し合いが折り合いがつかなくて、三中から最も最寄りの程久保小学校、ここに将来増築計画の予定地としてちょうどテニスコート分をとれる程度の空き地がございましたので、程久保小学校の学校長並びに職員と話し合いをした上、単にテニスコート、三中のテニスコートだけということでなくて、小学校―― 程久保小学校の子供たちも活用できるようにその場所をバスケット、あるいはバレーのコート等と兼用できるような方向の中で程久保小学校に設置をして課外の三中のクラブ活動の際には優先してその場所を三中のためにしばらくの間開放していきたい、こういう目的で程久保小学校の方にできますので、予算費目としては小学校費の中に計上されておりますけれども、三中との関連の中でこのテニスコートを程久保小学校につくらせていただく、こういうような内容でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　そこで、教育長ですね。私どもが予算委員会でよく、こう、論議の的になるんですよ。たとえば一つの保育園に園児が何人いるんだ、幾らかかるんだ、先ほど古谷先生が市川議員が質問したのがこういう効果が出たんだ、１億ももうかったんだ、それは行政報告しなさい、とこう言っていますが、私もこの予算書の中でこれだけ出ているんですから、私どもは年々当初予算のときに幾ら幾ら、何人で幾ら幾ら掛けるイコール幾ら、これも一ついま説明を聞いてわかるんですよ、前もってこの問題もわかっているんですよ。ですけれども、少なくとも、この、いまの三中の要するに転地として入れておいたら、もっと具体的

にわかるんじゃないか、私、こういうことを言いたいんですよ。（「そのとおり」「そうだ」と呼ぶ者あり）そうでしょ。（「いい質問」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　さっき、ちょっと落としたんですが、１７ページの上の方ですね、処理場の破砕不適切の置き場新設というんだけれど、これはどのくらい広場をつくるんだか、それで、そういうものをどういうふうに処理するんだか、ちょっと詳細な説明を願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　面積はこの前３月の議会でお願いしましたように、東京都の犬の管理事務所と、それから市有地との交換のした場所でございます。面積が５４２.４３平米ということでございます。そして、この破砕不適物ということでございますけれども、現在、破砕機で、私どもの方の破砕機の回転式ハンマーで破砕をしてございます。そういうことで特にベッド、要するにスプリング状のベッドの床とスプリング状のものが入っておりますのでそれを回転式のハンマーだと破砕ができません。そういうことで、現在ベッド等を裁断しまして、中からスプリング等を出して、それで有価物として売却を、鉄類を売っているわけなんですけれども、そういうことで、これから場所が大分狭くなりますので一応そういうふうな場所をブロック等囲みまして、そうして、そういう作業所、それから置き場にしたいというふうな考え方でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　この下はコンクリートでやるのか、そういう説明はないけれども、どうなんですか。ただ砂利場をならしただけか、あるいは雨よけがあるんだか、どうか、そういう点について。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　下、床はコンクリートにしまして、特に上の屋根等はつけません。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　いま教育の費用についてちょっと出てましたので、早目に検討しておいていただければと思いますので、発言させていただきます。

それは、日野市内の小学校、中学校の電気料金の問題なんです。で、かなり学校によりまして多いところで百万ぐらい、年間ですが、金額に差がございます。生徒数もそれほど違わない。それを全部トータルしていきますと恐らく3,０００万から5,０００万ぐらいの違いが出てくるんではないかと思われます。前に会計検査院でもこの問題について指摘があるわけですが、日野市の学校においてはまだこの対応がおくれているんではないか。その原因として考えられますのは、基本料金の算定の違い、それから契約キロワットの違いですね、その辺に問題があって各学校によってその差が出てきているように見受けられるわけですけれども、これはかなり市民税が適切に使われるためにもぜひこの検討はしていただきたい。データとしてはいただいておりますけれども、市によりましては、たとえば長野県の松本市あたりではこの問題を調査をして、実際の契約キロワットにしましても下げた形で対応しているやに聞いております。ぜひ、この辺は教育委員会の教育長の方でも検討していただきたい、そういうふうに思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４７号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は、歳入全般及び歳出のうち予備費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第４８号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４８号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第１号であります。補正額は歳

入歳出それぞれ5,５００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億３２４万6,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案第４８号につきまして御説明を申し上げます。

まず8、９ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。繰入金でございまして、先ほど一般会計の方で御説明を申し上げました繰入金でございます。2,５００万円を一般会計から万願寺区画整理事業の特に水道の負担金の経費に支出するために一部計上を、ここでさせていただいているわけでございます。

次に１０、１１ページをお開きいただきたいと思います。繰越金でございます。前年度の繰越金でございます。万願寺区画整理事業の経費に充当するものでございます。

次に１２、１３ページでございますが、歳出でございます。万願寺区画整理費の事業費でございます。負担金、補助及び交付金として5,５００万円でございますが、これは水道局との協定に基づきまして万願寺区画整理の区域の中の街路に水道管を布設するための工事費の負担金でございます。負担の協定につきましては、後ほどの議案でまた御説明をいたすことといたしたいと思います。

それと、まことに恐縮でございますが、３ページにお戻りいただきたいと思います。債務負担行為でございます。万願寺土地区画整理水道施設整備事業といたしまして昭和５８年から６２年度までを期間といたしまして、限度額１０億7,４９５万円を債務負担行為として計上いたしたものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この前も私は希望しておいたんだけれども、ここに道路をつくる、もちろんそれに並行して水道管入れる、こういうことだろうと思います。下水道管はなぜこの予算に出さなかったんですか。私はどうも不思議でしようがない、水道入れるところへは下水道入れるのが当然なんです、上水道と下水道。片っ方しかなくっちゃ入った管から出る水

はどこへ出るんだ、そういうことになるわけなんです。だから、なぜ、金田の場合もそうでしたが、三沢の区画整理、これは水道管入れるわけです、ここへ。下水道管をなぜ出さないんです。その点がよく、不思議でしようがない。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

下水道につきましてもこの区画整理事業の道路の整備とあわせまして実施をいたすということで、前回の議会におきましても約束を申し上げている点でございます。現在の段階で万願寺区画整理の街路の中に入れる管網図、いわゆる下水道管の詳細設計がいまの時点でまだできておりません。現在、これらについて検討を行っている段階でございます。したがいまして、この管網図ができましてからそれに合った下水道管を布設していくということで、今回の補正予算には間に合わなかったので、また後日の補正、あるいはその過程におきまして、また９月、あるいは１２月にできればそれに間に合わせたいと思いますが、できるだけ早く布設するように私ども現在検討を行っている段階でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そういう言いわけはなるほどと思われるように聞こえるだけだ。水道の太さが決まってりゃ出る水の太さも決まるわけだ。そうでしょ。上水道から出る水以上の水が下水道へ入るわけがないんです。わかりますね。この一番大事なことは上水道の計画ができているということは下水道管がどのくらい太くっていいかということがわかるはずだ。わかんなきゃおかしいんです。出る水の量が決まっている。だからあなたの方はゆっくりとのんびりとやっているから困るんだと言っている。これ、東京都がやってんでしょ、そうでしょ、上水道は。だから上水道の方は早くできちゃったんだ、遅くスタート切っても。都市整備部長は口先でうまくごまかして都合してきたからまだ計画ができてないんだ。上水道の方が後からできるくらいでいいんだよ。だから、そういう点で、しかも、ここで都市計画課長なんかをどっかへ飛ばしちゃっている。だからなお大変だと思う、あなたのところは。新米の何もわからん新卒職員を二、三人ふやしたって仕事ができるものじゃないと思うけれども、そういう点は市長に強く言わなきゃだめなんです。そんなことやれば、市長、全然できませんよ、くらいの強さを持ってあなたはやらなきゃ、あなたの仕事が進まない。

だから上水道が決まって下水道が決まらない、そんなばかなことはないんだから。いいです

ね、出る水の量が決まってるんだよ。よく頭に置いといてください。その点を踏まえて公共下水道、これ、急いでもらいたい。それだけ希望しておきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４８号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第１号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第４９号、昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４９号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、国有地日野桑園跡の用地取得事業の円滑な運営を図るため、本年度新たに設置した日野市仲田緑地用地特別会計の昭和５８年度予算を定めるものであります。

本年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２０億１６０万円であります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは議案第４９号の昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入関係でございますが、８、９ページをお開きいただきたいと思います。市債でございます。仲田緑地の用地を大蔵省の方から買収する資金でございまして２０億1,６００万円を市債として計上したものでございます。

次に歳出でございますが、次のページ１０、１１ページでございます。事業費といたしまして公有財産購入費、ただいま御説明申しました仲田緑地の用地買収費でございます。これは全

面積、今回の買収全面積は３万9,４００平米でございます。このうち無償貸し付けが２分の１の１万9,７００平米、残りの半分が買収分に相当するものでございます。当初予算におきまして、すでに3,７００平米を計上してございます。予算といたしましては、当初計上分は４億6,６２０万円を計上させていただいているわけでございます。これの残りの分といたしまして、ここに計上をいたしたものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　ただいま説明の中で無償貸し付けというのは、無償ですね、貸与と同じようなものかどうか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えを申し上げます。

そういう趣旨でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４９号、昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第５０号、市道路線の一部廃止、議案第５１号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５０号及び議案第５１号について提案の理由を申し上げます。

議案第５０号は、市道今朝ケ島５号線の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道

路法第１０条第３項の規定に基づき、その一部を廃止するものであります。

議案第５１号は旭が丘２丁目４２番地に所在する市有地の公共施設を整備するため設置した旭が丘１００号線を道路法第８条第２項の規定に基づき市道認定をするものであります。

両議案につきまして担当部長に詳細を説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま上程になりました議案５０号と５１号につきまして御説明申し上げます。

まず議案の５０号でございますけれども、これにつきましては市道路線の一部廃止でございまして、甲州街道の南側に都営バスの仲田という停留所がございまして、その停留所の位置に隣接しております日野1,３５２番地の１、ほか５筆につきまして、この地域が４７年に現在ございますスズキ自動車販売株式会社があそこに会社をつくる際に、市と開発協議を行っております。で、そのときに、敷地内にありました公道をつけかえ交換する、ということに約束がなされておりました。いまだ未処理ということでございますので、それを今回あわせまして隣接の多摩運送株式会社という自動車の修理工場がございますけれども、この地内とあわせましてこの地内にございました公道を一緒に処理したいというものでございます。

なお、現況につきましては、以上のような理由から廃滅をいたしておりますので、その廃滅をいたしております部分につきましての一部を廃止したいということで今回御認定をお願いするものでございます。

それから次に議案５１号でございますけれども、これにつきましては提案理由の中にもございましたように旭が丘の１００号線として今回御認定をいただきたいということでお願いするものでございます。位置は、旭が丘の４丁目４２番地、いわゆる６４ブロック内でございまして、この６４ブロック内の用地の施設計画につきましては、５８年度に市立老人憩いの家を建設する予定になっております。この建設に伴いまして、建物をつくる場合の建築確認上の道路が必要でございますので、その道路認定をお願いいたしたいというものでございます。

以上２件、よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この道路の話でちょっとよくわからないからお聞きするんです

が、この1,３５２番の１からずっと南へ現在道路がありますよね、りっぱな道路ができている。ところが、それが坂西精機の北側の川に来るととまっちゃってる、そうですね、この道路は。片っ方はちゃんとした道路をつくって、南側はちゃんとした道路があるんでこれは廃止が出てませんけど。北側全部廃止する、　そうなると今度新しい道路はどこにできるんですか。ちょっと教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

いま、お尋ねのございました道路の関係につきましては、日野用水路が流れておりますですね、日野用水路を境にいたしまして北側と南に。いま御指摘のお話にございましたのは坂西精機という会社があるのは南側でございます。北側の部分については、いま、この議案の関係してくる用地でございます。で、北側のところにつきましては、用水路に沿いまして一部民間の開発が行われておりまして、その開発の地域を国道２０号線から東側の方に私道がすでに設置されてございます。これは私道でございましてその私道の設置されているさらに北側に1.８メーターほどの公道が残っているわけです。私道に接しまして、北側に。その公道を連携をしまして、さっき申し上げた仲田のバス停の所へつなぎたいということで、つけかえの指導をしておるわけでございます。距離は大変短いわけですけれども、現在スズキ自動車が使っております敷地の西の一番端でしょうか、そこを使いまして、地域内の道をそのままつけかえるというものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　普通、私ども常識でいくと、道路を廃止して新しい道路をつくるんだ、これは建て売り業者の人と、それから、あれですか、スズキ自動車と多摩自動車ですか、（「多摩運送」と呼ぶ者あり）多摩運送ですか、この３つの関連の中の道路ですけれど、新しい道路をつくることを提案しないで、決まんないうちに道路を廃止しちゃった。後は知りませんということにならないように、大丈夫なんですか、これ。道路を廃止して後は知りませんでしたじゃ、この地域の人は気の毒ですがね……。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

説明が不十分だったんだろうと思うんですけれども、この廃止につきましては、御存じのよ

うに従来の水田地帯ですね、で、その水田地帯に２つの会社が―― スズキ自動車につきましては、市と協定が進んだのは４７年の４月ごろでございます。それから多摩運送につきましては、４２年の１０月でございますね。かなり前のもので、その敷地内にございました赤道が財産処理されてなかった、という経過の中で、今回新たに廃止をしてつけかえをするということでございまして、つけかえにつきましては、お尋ねの、また御心配をいただきました私道なり、現在残っております公道との関係の連携は十分とるつもりでございまして、支障がないということでつけかえを指導しております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５０号、市道路線の一部廃止、議案第５１号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第５２号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定を東京都と締結するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案第５２号につきまして御説明を申し上げます。

ただいま市長から御提案申し上げました万願寺区画整理事業に伴いますところの水道施設の整備に関します協定を東京都と締結いたすわけでございます。

この内容は、ここにも記載してございますが、事業名といたしまして日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備事業でございます。概算工事費は１８億２９２万1,０００円でございます。このうち日野市の負担分といたしましては、１１億2,９９５万円と相なっておるわけでございます。事業期間といたしましては協定の締結の翌日から昭和６３年３月３１日までででございまして、協定の相手方は東京都水道事業管理者、東京都水道局長の田中文次と相なっているわけでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５２号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第５３号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は日野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。地方税法第４２３条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案書のとおり、住所、日野市日野本町四丁目２１番地の２、氏名、佐藤信雄、生年月日、大正４年８月２９日であります。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５３号、日野市固定資産評価審議委員会委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第５４号、日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５４号について提案の理由を申し上げます。

本議案は日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、４億9,５００万円で興建社・東京建設共同企業体が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは議案第５４号の詳細につきまして御説明申し上げます。

工事件名、日野市立日野第一中学校増築及び給食室の新築工事でございます。別添えに資料といたしまして工事の概要書、それから面積表、配置図、平面図等が添付してございます。御参照いただきたいと思います。建物の構造は鉄筋コンクリート造の２階建て一部鉄骨造の４階建てでございます。

主な工事の内容でございますが、１階が調理室と食堂、２階が図書室、美術室と、それから各階に給食用の配ぜん室等で、床面積の合計は1,４４０.６４平米でございます。契約金額といたしまして４億9,５００万円。３番、契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。業者の指名につきましては、５月９日、指名委員会におきまして２業者が共同で工事を請負する共同企業体方式を採用いたしました。２４業者を選定して１２の共同企業体を任意に組ませまして、５月２５日、指名競争入札を執行したところ、別紙入札書調書のとおり興建社・東京建設共同企業体が落札いたしました。工期といたしましては、契約の翌日から昭和５９年３月

３１日までございます。契約の相手方、興建社・東京建設共同企業体、代表者、東京都杉並区荻窪五丁目２６番の９号、株式会社興建社、代表取締役、水島隆年でございます。

以上、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　従来、工事の請負契約で、このような多額の工事の場合は、地方自治法の規定によって議会に出されてくるわけですが、従来、議会の議決を求めるということで提出されてたんですが、今回は議会の同意を求めるというふうに書き方がかわっているんです。提出者の市長にお聞きをします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私はいま提案理由の御説明の中で議会の議決をお願いをする、というふうに説明の中で申し上げております。そういうことは明らかに間違っておりますから、同意ではございません。議決をしていただく、こういう法の性格でございますので、間違えております点はおわびして訂正させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　議案の次の５５号、この契約の提出も同様に議会の同意を求めるとなっていますけれども、これも同じく間違いということですか。（「弘法も筆の誤り」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全く申しわけありません。誤りを早く発見して訂正を申し上げるべきところでございました。（「３分の１減俸」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは私が一番心配しているんですけれども、この一中の工事は入る場所がない、工事をするのに、周りじゅうが建物であります。入るとすれば日野桑園、いわゆる桑園跡地の方から入らなきゃならない。ところが、道路がない。工期は来年の３月31日とすれば早く入れるような道路をつくらなきゃならないんですが、この点はどうなんです。これは表からは入れませんよ。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

御指摘のとおりのような、要するに所在になっておるわけでございます。地域の状況はおっしゃるとおりでございます。

それで、ただいま工事を、一中の工事を遂行する上で道路の問題としましては、２・２・１０から２・２・１１というものが都施行という形になっておるわけでございます。東京都の方へお願いしておるわけでございますけれども、国有地を東京都が早く、要するに都施行の２・２・１１の道路でございますので、それを市が至急又借りするという事務をいま急いでおるわけでございます。ちょうど、この２・２・１１といいますのは、桑園の中の細い旧道がございます。それに途中まで東の方はその道路にならって道路の形態が進んでくるわけでございまして、真ん中辺からは直線でございますので、古い道路が北の方へ曲がっておりますので、旧道なりにはいきませんけれども、その東京都からの２・２・１１の要するに道路の借り上げ、市がそれを又借りする、こういうふうな要するに折衝を急いでおるわけでございます。そういう中でもその２・２・１１からまたさらに南北に一中の裏へ抜ける仮道をつくらなきゃならん、こういうような状況でございますので、又借りの折衝を都に急いでいるところでございます。

おっしゃるとおりの要するに環境というか、状況、地勢といいますか、そういう所でございます。その事務を急いでいる。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　じゃ、ただ急いでいるということは極端なこと言えば、いつ、秋までかかるかもしれないというふうな、急いでも秋までかかりました、こう言われたんでは大変に困るんで、国から東京都が借りて、その東京都からまた市が借りる、いまの御説明、そんなふうに聞こえるんですが、そうなると、いつまでに借りて―― というのは中学校、これ、学校があるんです、現実に。だから夏休みに仕事しなきゃいけないんです、なるべくというよりも絶対に夏休みに大きな仕事はしてしまわないとうるさくて勉強できない。どこだって同じだと思います。それには、その進入路ができなきゃ工事ができないんですから、これこそ助役でも市長でも関東財務局なり大蔵省に行って、いつまでにやってくれって頼まなきゃいけないと思うんだけれど、どこまで見通しがあるんですか。ちょっとお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　御指摘のとおりでございます。このことについても御指摘のとおりなんですけれども、夏休みが７月の２０日から始まり８月いっぱいという、この期間を有

効に生かしていこう。それから機械―― 既存の機械室を壊す、あるいは渡り廊下もそこに給食室ができるというふうなことで大分形態が変わってまいりますし、既存の建物も大分改修をし、はつり工事がある、こういうふうな状況。

それから全体の受電盤のやはり入れかえ、こういうもの等もございますので、おっしゃるとおりでございます。夏休みを有効に使おう、それから、はつり工事等がございますので学校の授業に支障のないような、要するに全体の工事設定ということを考えておりますので、それらの前提に立って建設部長の方で東京都の方とのこの道路設定については当たっておるわけでございます。まだ、めどといいますか、日柄というものをはっきりここでは申し上げられないわけでございますけれども、おっしゃるとおり、あるいは私が説明したとおりの工事内容でございますので、夏休みを有効に使う、それから夏休み外でございましてもはつり工事だとか、旧校舎、機械室、渡り廊下、そういうものの取り壊し等もございますので、授業に影響のないような要するに気配り、作業配りということを十分に心がけてやってるわけでございます。

日程につきましてはもう少しお待ち願いたいと思います。はっきりしてまいると思います。そういう交渉をしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５４号、日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第５５号（仮）日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　（仮）日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結の件、これは議案第５５号でありますが、その提案理由を申し上げます。

本議案は日野市立仲田小学校新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、古久根建設株式会社が６億8,５００万円で落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　議案第５５号の詳細説明につきまして御説明申し上げます。

（仮）日野市立仲田小学校新築工事でございます。これが工事件名でございます。別添いに資料といたしまして工事の概要書、それから面積表、それから配置図、それから平面図が添付してございます。御参照いただきたいと思います。建物の構造といたしましては鉄筋コンクリート造３階建てでございます。

主な工事の内容といたしまして、普通教室１２、特別教室４、この内訳といたしまして家庭科室、図工室、理科室、音楽室等でございます。それから、そのほかに図書室、職員室、ほかに管理人室等でございます。床面積の合計は3,５０8.６３平米でございます。契約金額６億8,５００万。契約の方法、指名競争入札。業者の指名につきましては５月１８日、指名委員会を開催いたしまして１２業者を指名し、競争入札を執行いたしましたところ、別紙工事入札書のとおり古久根建設株式会社が落札いたしました。工期は契約の翌日から５９年の５月１５日までございます。契約の相手方、東京都千代田区飯田橋三丁目３番１号、古久根建設株式会社、代表取締役、古久根　弘でございます。

なお入札調書の中でナンバー１０の業者、これが入札辞退と書いてございますが、私どもの指名後、入札の直前におきまして青森県の方で不祥事件を起こした、こういうことで入札を辞退してございます。

以上、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　５点ほど質問いたします。

この前の中学校の方の建設に関しては市内業者が入っている、つまり、ジョイントベンチャーが組まれているわけでありますが、この仲田小学校の工事については大手の企業だけで入札が行われている、この辺の事情がどういうことなのかということ、これが第１点。

第２点が工期ですけれども、５９年の５月１５日までとなっております。で、この仲田小学校の開校予定が５９年の４月だと思うんですね。で、５月１５日の工期で果たして新しい生徒が間に合うのか、これでよろしいのかということ、これが第２点。

第３点が工事用の車両ですが、これが配置図が書いてございますけれども、東側の方から入るのか、それとも西側の方から入ってくるのか、どちらでしょうか。

第４点、それから、やはりいまの配置図ですが、でき上がったときの通学路ですね、西側の方には現在道路がありまして、さらに北側の方にも道路が囲むような形でできておりますけれども、東側の方には全然道路というふうな標示がしてないわけですね。当初の計画ではたしか農林省跡地に隣接をするような形で都道に張りつくような道路 ― 通学路が書かれていたと思うんですけれども、その辺がどうなっているか。

あと一つは、１階の平面図がございますが、この平面図の一番左側といいますか、家庭科室というのがありますね。この上に便所がありますけれども、たしか、このトイレは将来体育館がこの斜め上側にできて、そこを一般の方に開放したような場合に、正規の昇降口を通らなくてもこのトイレが使えるとか、そういうふうな形のこともある程度考えておるというふうなお話を伺ったことがあるんですが、この家庭科室の上に外部との通路というものがあるのかどうか。

以上５点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　５点の御質問でございますけれども、最後の１点につきましては、建設部長の方でお答え願いたいと思います。

前の４点についてお答え申し上げるわけでございますけれども、一中につきましては、確かにジョイントベンチャーという形でこの事業の執行を指名申し上げたわけでございますけれども、二十小 ― 仲田小学校につきましては、一中の契約規模よりもはるかに高い契約規模でございます。いろいろと、ジョイントベンチャーということで、こういう建設業の仕事のない時代でございますので、内部討議を重ねてまいったわけでございますけれども、やはり指名基準に従った中でやはりジョイントベンチャーはちょっと無理というふうな、要するに判断をなしたわけでございます。したがいまして、一中につきましては、５億程度の規模の工事でございます、ジョイントベンチャーをしたわけでございます。それから後でまいります三沢について

も同様でございますけれども、仲田小学校につきましては、工事の規模が大きいということから、指名基準、要するにＡクラスで３億、あるいは３億5,０００万、それでＢクラスになりますと１億5,０００万以上３億未満の仕事ができる、それからＣクラスといいますのは、建築工事におきましては３億5,０００万以上１億5,０００万未満の仕事ができる、こういう工事の設計金額の範囲というのがございます。これに照合しまして、市内の業者の中にこのＢクラスというのが多少ございます。ほとんどＣクラスでございます。そういう状況を考えますと、余り無理もできないというふうな状況もございましたので、事務的な要するに内部で大分検討もしました。そういう中で、事務的な裁量で、ちょっと仲田小学校につきましてはジョイントベンチャーはちょっと無理じゃないだろうか、そういうふうな判断に立ったわけでございます。

工期につきましては、５月の１５日、このようになっておるわけでございますけれども、校舎部分につきましては、３月中に完成でございます。それで、国からの補助金等の関係もございまして、外構工事とか、そういうものが多少延びるようでございます。そういう面から５月１５日になっておるわけでございまして、開校には十分間に合わせる、こういうふうな配慮もしてまいりたいと思いますし、外構工事についての段取りも生徒に迷惑をかけない、危険を及ぼさないという配慮をしていきたい、このようなことになっておるわけでございます。

それから工事用の車両でございますけれども、さっき申し上げました東町の２・２・１０の方から桑園の中に国有地を借りまして工事用の仮道をつくるわけでございます。それで校舎の校内に入りますと国有地から１万2,０００平米購入しました校内に学校の敷地の中へ入りました中に工事用道路をつくる、それから東から入ってきますので東側の方は国有地の方に、要するに工事用道路をとる、こういうことでございます。

それから通学路でございますけれども、通学路はいま御質問があったような形態で、東から要するに通学路を通ります。地主さんは１２名でございます。通学路は東の方から入る道路をいま交渉中でございます。再三にわたって地主会を開いて交渉しております。地主さんは１２名でございます。それから６メーター道路にいたしたいと思っております。大分御理解を得て、地主会のスタートには私も出ましたけれども、大分御理解を得ておるわけでございます。

そういうふうな状況で、４点目までの要するに御答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは最後の５点目でございますけれども、１階の部分

のトイレの利用につきましては構造的に私も細部にわたってまだいまここに資料が手元にございませんので承知しておりませんので、大変恐縮でございますけれども、後ほどお答えさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　再度東側の通学路の件ですけれども、結局この配置図で見ますと、一番右の隅といいますか、三角になっている所、そこが校門といいますか、そこへ取りつける形で東側からの通学路ができるというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　おっしゃるとおりでございます。この配置図の、配置図を見ますと右側にこの出っ張りがございます。これが東側の校地の端でございます。ここに東町の２・２・１０から１２名の地主さんの協力を得まして６メーターの道路が参るわけでございます。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　実は工期の点で私も少し疑問も持ったわけですけれども、たいまの質疑等の中で大体理解ができました。したがって、希望も含めてひとつ若干の指摘だけをしてまいりたい、こんなふうに思います。

特に先ほどの説明でこの工期、契約の工期は５９年の５月１５日であるけれども、開校等については支障がないんだ、こういうふうな説明がなされたわけですね。私もやはり特に新しい学校であるというふうな面からは、新学期、あるいは新年度、こういう中からのスタートが大変望ましいんだ、というふうな立場に立つわけですけれども、残念ながら外構等は残るんだ、こういうことですけれども、いままで私も議員になりましてから、三沢台の小学校等の実例も見ました。開校はしました、しかし、グラウンド等の整備、あるいは周辺等大変おくれた、こういうことで生徒もなかなかいい学校に入ったけれども、そうした設備がなかなか進まなかった、こういうような事例もございます。

したがって、やはり学校をつくる以上は、そうした外構、あるいは校庭すべてを含めた学校施設だ、こういうふうな認識と理解の中で、なお一層の努力をしていただきたい、ということだけひとつ申し上げておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　図面にある校舎の配置図ですが、これはでき得ればこの手前の民地の境界線に平行になるようなぐあいに配置ができなかったかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　これにつきましては、早くから教育委員会の設備の施設の方で建設部の建築課とやってきているわけなんですけれども、いずれも北側の方に家がございます。そういうふうなことで、日影図の要するに３階建ての校舎でございます。それで、この北の方に体育館の裏、体育館の北の方に人家がございます。それとの日影の問題がございまして、いっぱいいっぱい許される、こういう配置になりますと、こういう横向きになっちゃうわけですが、そういうことで許される、日影図の許されるぎりぎりというような形で、こうなったわけでございます。非常に効率的な敷地の使い方じゃなくなってるんですけれども、建築基準上の許されるぎりぎりという日影図からいくとこういう形になるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　これはもっと向かって右側へ寄せて、右側の土地をちょっと買い増しをしておけばよかったんじゃないかと思うんですけど、用地の買収の仕方が悪かったんじゃないかと思うんですが、その点どうですか。もっと右側の民地、あいているわけですね、こっち側の桑園の土地だったんだから、そういう配置を考えてから買収したのか。それとも買収しちゃってからここに当てはめたのか。最初から計画して、そうしてこの用地を買収すべきではなかったか、そういう点についてちょっと……。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私が総務部長時代に、この買収につきましては、ちょうど２年間総務部長をやってた期間ですね。（「了解」と呼ぶ者あり）全力挙げてやったわけでございますけれども、こういう形にしか買収できなかった。で、結果的には、４名の地主さんの大変な御協力を得まして、5,０００平米近くの御協力を得て足らないところを国から１万2,０００平米の協力をいただいた。

それで、本当は堤防までいっぱいにいきますと、日影なんてことを考えなくていいですから、おっしゃるとおり堤防沿いに校舎をぴたっと平行に吸いつけるわけでございますけれども、お聞き及びでしょうけれども、堤防際の地主さんにも、何としても了解得られなかった。右側につきましても、やはり非常に難物な方がおりまして（笑声）再三交渉しておったわけなんです

けれども、ふがいないと言えば私の力の不足でございますけれども、（「そんなことない」と呼ぶ者あり）力尽くすだけは尽くしたわけなんですけれども、こういう形態になったわけでございます。そういう形の中に合わせて、校舎をつくらざるを得なかった、こういうことでございます。御理解を賜りたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　私の質問は、いま、馬場弘融議員が指摘しておりますので、簡単にお聞きしたいと思います。

いわゆる馬場弘融議員の１点目の質問にございましたように、第一中学校の増築の工事、これをジョイントベンチャーでやってられるわけなんですが、従来、私の記憶ですと、この程度の工事は日野の業者、単独事業でやってられる企業もあったと思います。で、当然仲田小学校の工事をジョイントベンチャーにするべきである、筋である。これはだれしもそう思うわけですが、少なくとも、いま助役の答弁を聞いておりますと、Ａクラスでやったんだ、社会情勢の厳しい中でという、社会情勢が厳しいということは、地元業者も同じ環境状態にあるわけで、少なくとも地元業者は地元の入札のときには東京都の入札基準でいっても、ワンランク上げられるはずです。そうしているはずです、地方自治体が。ところが、日野市では何らそういう是正措置等講じてない。一つもだから、こういった大きな工事に地元の業者が入れないのが実態なわけです。

再三にわたって各議員がそういったことを進言しているわけですから、今後こういった大きな工事こそジョイントベンチャーに、この増築工事なんていうのはもう十分に日野の業者で対応できるわけですから、善処していただきたいと思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほど申し上げましたように、こういうふうな大変な建築不況といいますか、そういう状況でございますので、われわれも指名という業務を預かって、仕事を預かっておりますので、十分身にしみてそのことにはこたえていきたいというふうに考えて対処しておるわけでございます。そういうものですから三沢、あるいは一中等につきましてもワンランク上げて、というふうな考慮等も十分踏まえましてジョイントベンチャーを組んでいい成績、あるいはいい企業に成長していただく、実績のある企業、要するに建築企業体、企業

に成長してもらいたい、こういうふうな願いを込めてやっておるわけでございます。

仲田につきましては、さっき申し上げましたように、内部で事務的に総務部管財という段階で、十分に審議しました。日野の中には、数少ないけれども、Ｂクラスの業者がわずかでございます、わずかでございますけれども、おります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ほとんどがＣでございます。（「何で入れなかった」と呼ぶ者あり）そういう中で、やはり仲田といいますのは、８億を超える仕事でございますので、その中でジョイントベンチャーをしてまいりますと、ジョイントしますと３割とか４割取るわけでございます。３割、４割ということになると、４割ですと四八、三十二で３億２，０００万、こういうふうな、要するに仕事の範囲というふうに考えられるわけでございまして、これと工事の設計金額の範囲の対応ということになるわけでございまして、１２社という範囲の中で考えるということにつきましては、１社、２社ということじゃなくて、１２社の対応ということで考えてまいりますと、相当無理な面が出てまいるものですから今後の課題にしていきたい、このように考えておるわけでございます。

今後、この種の規模の工事についてジョイントベンチャーだめだ、こう言っているわけじゃございませんで、要するに日野の企業というものが、やはり相当いろいろなベンチャー等の経過を経まして技術的にも向上し、そうしていろいろな会社としての経営面でも評価されてくる、というふうな中では、今後の要するにジョイントベンチャーというものについて道を開いていく、という考え方はわれわれ持っているわけですけれども、今回の仲田につきましては、工事の設計金額の範囲というものに１ランク上げてというふうなものを加味しましても、１２業者という幅ではちょっと無理がいくんじゃないか、そういうような考え方、事務的な考え方からそういう結論になったわけでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私、いつもこういう契約案件が出てきましたときに、業者が決まるまでの過程というのがよくわからないんです。業者の指名選定委員会でいろいろ厳正にお調べになって決まってきているだろうということはよく想像できるんですが、今回、この１２社がいかなる理由で選ばれたのか、その理由をまずお聞かせをいただきたいと思います。

そして、この１２社が選ばれるには、何か基準があったはずでありますので、その基準は一体何か、それを具体的に教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、Ａランクの業者というのは日野市に登録している業者かなりあると思うんですが、その業者の―― 大手業者幾つかある中から、先ほど申しましたように、１２業者が選ばれた理由ですね、それを教えていただきたいということで、そのＡランクのこの仕事ができる会社というのは、日野市には一体どのくらい登録をしてあるのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私たちの方としましては、ことしは学校関係の建築がここでお願いしていますように一中、それから二十小、それから追加議案でお願い申し上げますけれども、三沢の中学校、それから三中。で、間がちょっと置きますけれども、市民会館、また、もうその先いきますと旭が丘の老人憩いの家、こういうふうに続くわけでございます。

で、こういう中での業者の全体の割り振りでございますけれども、市内業者につきましては、そう大きくないものにつきましては、ジョイントベンチャーなり、あるいは単独。これから学校の二十小の場合にはプールとか体育館というものが続きますけれども、これらにつきましては、単独工事というものにつきましては日野の業者そのもので、要するに出会い帳場というふうな特別のものがない場合には、分離発注ということで市内業者にやっていただく、あるいはベンチャーで参加してもらう、こういうふうな考え方でおるわけでございますけれども、全体の業者のことしの割り振りでございますけれども、学校がそういうふうに３つ続きます。それから市民会館というふうなことがございますので、同じＡクラスの業者にしましても要するに一中、それから三沢、三中につきましては、要するにＡクラス、あるいはＢクラスという面で担当してもらおう。それで、そこに市の業者という者の、方々の協力をお願いしよう、こういうふうな考え方で、Ａクラスの選択には当たっておるわけでございます。

それから仲田の小学校につきましては、Ａクラスの中ぐらいのところをとっておるわけでございます。といいますのは後で市民会館の建設というものが出てまいりますので、そういうふうな割り振りで市民会館についてはＡクラスの上位を充てていこう、それから仲田につきましては、中クラスを充てていこう、それから一中だとか三沢だとか、それから三中がございます。これらにつきましては、市内の業者と協力してもらいますけれども、Ａクラスの一番下、Ｂクラス、そういうところを充てていこうという配分で、業者の配分をしておるわけでございます。

そういう中からやっておるわけで、Ａクラス、日野に指名参加してますＡクラスは、名簿―１００近くだと思うんですけれども、１００前後ということです。

大体そういうふうなことで、ことしは割り振りをしましてやっていく。それで、ですからＡクラスでも余り重複しない形、ですけれども、市内業者につきましては、それぞれ一中を持っていれば三沢には入れませんですけれども、仕事をとればですね、とらない場合には重複してもやっていこう、そういうふうな配慮をしておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃ、いま助役がおっしゃったようなことは、それは業者指名選定委員会で委員長が助役なんですが、助役が全部そういう考え方を示してその方針に従って決めていくということですか。だから、もし担当者がかわれば、助役がもし仮におかわりになって別の方が委員長としてやれば、日野市の独自の基準というのはなくなるわけですね。あくまで委員長の考え方でそのＡランクの中の会社１００社から１２をいろいろ自分で組み合わせしながらかえていくということですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　いま申し上げましたのは私の考え方というんじゃなくって管財課としてのことしのたくさん工事が出るものですから、それに対する事務的な、要するに配慮といいますか、ということでそうやっておるわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　では、その登録してある業者の、たとえば業績とか職員数とか実績ですね、それから技術者が何人いるとか、そういうことは一切見ないんですか。出された、いわゆる登録の書類だけでそれを機械的に選んでいくんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　業者にはそれぞれ格づけ、総合数値、こういうものがございます。で、総合数値といいますのは、建築工事なんかで申し上げますと、総合数値１７３点以上というのが日野の場合にはＡクラスでございます。それからＢクラスというのはその１７３点未満で１１３点以上の要するに会社がＢクラスでございます。それでもう１つは、工事経歴としては、そのＡクラスというのは１億5,０００万円以上の仕事をやったことがある、ここ１年とか２年のうちにですね。それからＢクラスは7,０００万以上とか１億5,０００万以上の工事経歴があるとか、こういうふうなことで、この総合数値、工事経歴すべて東京都の方で指名参加した者について、いろいろな信用の調査、あるいは職員の数ですね、それから技術力だとか、

さっき言いました職員の数だとか、そういうものを総合的に比較しましたのが総合数値でございます。

それで、日野に１００前後のＡクラスの業者が指名参加してますけれども、これについてはこの総合数値が全部付されているわけでございます。それから過去に、この一、二年でどのぐらいの工事を消化したのか、こういうことも全部、そのわれわれが指名する際の判定の資料として管財課の方から出されてくるわけでございます。それに基づいてやるわけでございます。で、さっき言いましたＡクラスの下の方といいますのは、この総合数値が下位のものということですね、総合数値が下のもの、こういうことなんです。それで、さっき管財課の方でことし１年の工事の割り振り、市民会館があるから市民会館につきましては、Ａのうちで上位のもの、さっき言いました総合数値の高いもの、ずっと上から並んでますので、その上位のものを充てていこう。それから学校の増築がございますので、増築についてはＡクラスなりＢクラスの範囲から市内の業者を入れてジョイントベンチャーをしていこう、そういうふうな配慮をしているわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃあ、その総合数値を書き込んだその業者のファイルというのは、私どもは要求すれば資料としていただけるのかどうか、その辺。

それから先ほど指名委員会を５月の１８日に開かれたというお話ですが、何時から何時まで何時間おやりになったのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。といいますのは１００社からありますと、やはりいろいろ人をつぎ込んだり、いろいろな、時間、お金を組んでいろいろな業者も一生懸命営業活動やっていると思うんですね。しかし、場合によっては、努力が足りないのかもわかりませんが、やはり仕事がとれないところも出てくるでしょうし、できるだけ公平な数値、いわゆる客観的な資料、正確な資料ですね、これでもって、やはり克明に業者を選んでいくということがやはり的確に行われるべきだと思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ですから、ちょっとその点私もよくこういう過程がわからないものですから、いまお聞きしてるんですが、その点いまお聞きしたことお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　第１点目の総合、各業者の総合数値を振りました指名委員会で、審査の基礎にしますその表でございますけれども、外には出せないんじゃないか、と思うんで

すけれども……。といいますのは、われわれの方の市の慎重に扱うべき書類であると同時に、それぞれの企業そのものにとってもやはり慎重に扱うべきものだと考えておるわけでございます。そういうものを東京都からわれわれの方が非常にコンピューターを使いましてのそれぞれの総合数値の通知ということになっているようでございまして、東京都からいただいておるわけでございますけれども、非常に慎重に扱え、というふうなことになっておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

それから１８日の日でございますけれども、何時間ぐらいやったか記憶ないんですけれども……。前からベンチャーにするかということは、さっき申し上げました事務サイドでということで、管財課の中でいろいろと要するに検討してもらいました、事務的な形で。そうしますと、この工事の設計金額の範囲という解釈でございまして、余りそう無理はできないんじゃないか、こういうふうなことでございます。で、無理してやぐらから石板からとんだ例もございますので、相当慎重なようでございました、事務サイドとしては。（「慎重に何時間ですか」と呼ぶ者あり）１８日にどのくらいだかわからないですけれども、記憶にないんですけれども、２時間かそこらかかったんじゃないかと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　指名委員会というのは大変重要な会議だと思うんですね。いろいろな業者がしのぎを削って攻勢をかけてるでしょうし、努力もしているでしょうから、やはり指名委員会が何時から何時開かれたかというのは市の正式な、これ、機関というか、会議なんでしょ。その開いたかという時間はわからないんですか、記録とか、そういうものは残らないんですか、何も。（「管財」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ここに持ち合わせないだけでございます。管財に行けばそのときのだれだれがメンバーであったか、何時から何時までというのは明瞭でございます。ここにないだけでございます。まことに申しわけございません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ついこの間のことですから、おわかりにならないというのは、助役はお出になったんですか。

それで２時間ぐらいで、２時間ぐらいの会議で１００社の中から選び出して、それぞれの業

績を調べたり、いままで過程としてはジョイントでやるかどうか、共同企業体方式とるかどうかといろいろな内部検討はされたんでしょうが、この１２社というものを選び出す作業がわずか２時間で終わるとは考えられないんですけどね。何かもっとはっきりした基準というものがありまして、先ほど数値ということをおっしゃったんですが、それもある程度参考になると思いますが、非常に近い業者というのがあると思うんですよ。ですから、わずか２時間ぐらいの検討の中で、すぱっとこれだけのものが決まるか、場合によっては２０社ぐらいになる可能性だってあるんじゃないかと思うんですね。といいますのは、国の方でもこういう入札をできるだけオープンにして業者もふやしてやれ、という指導をしておりますから、別に１２にこだわる必要はないと思うんです。ですから、その２時間ぐらいの間で、果たして指名業者を決める作業というのを本当にできるのかどうか、その点をひとつ教えてもらいたいと思います。

それから指名が決まりましたら、業者にはどうやって通知をされるのか。文書か何かお出しになるのか、電話か何かかけるのか。

それから現場説明で業者からの質問はどうやって受けておられるか、その点もひとつお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　業者の指名につきましては、一応市の内部に工事の請負契約に関する基準というのが設けてございます。その中に設計金額に見合います業者名の数が記載されているわけでございます。

で、本件の場合につきましては、金額６億8,５００万円ですか、そういたしますと設計金額が5,０００万円以上の場合には１０社以上、こういう制約でございます。それで１２社ということになった、そういう過程でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　その２時間ぐらいの間に、私、いろいろな議論が当然出てくると思うんですね。で、どうしてもしぼり切らなければ、先ほど申しましたように多くなることだってあると思うんです。この１２社というのは、じゃ、何かあらかじめ案のようなものを事務局でつくるんですか。その総合数値というようなものを事務局段階で、いわゆる指名委員会の以前にこの数値をもってその指名委員会に準ずるような会議を開いて、たたき台になるようなもの、いわゆる１２社に匹敵するような何か案をつくってそれを委員会に出してくるんで

すか、その辺の手順を詳しく教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　だんだん細かくなっちゃうわけなんですけれども、いろいろな業者が先ほどお話がございました、青森で不正をどうの、こうの、それで指名参加、入札を辞退しました。こういう情報については、かつては東京都からいただけたわけでございますけれども、そういう情報を非常に東京都からもいただけなくなってきているという状況の中では、市の管財課それ自体が、時間をかけて前もっていろいろと調査する、こういうふうなことをやってるわけでございます。

それから建設審議会は、中央建設審議会ですか、一時、指名参加する、要するに指名の入札に参加する業者の数をふやせ。その後で余り今度は、ことしになりましてから余りふやすな、こういうふうなことを言っているわけでございます。中央建設審議会の答申なり意向なりは別にしまして、日野でも数を多少ふやしました。余りふやしますと、業者数が市内業者数がそんなに多くございませんので、ある程度の限界があるわけでございまして、そういう面では、中央建設審議会の要するに考え方が、後で修正されたわけなんですけれども、そう間違った措置じゃない、このように考えておるわけでございます。そういう面から、今度の場合は入札が落ちた金額が6億8,５００万円でございますけれども、もともとの設計金額というのは、７億9,９００万円でございます。そういう設計金額の中から、要するにさっき言いました業者１２社を選んだわけでございます。で、その場だけの調査では間に合わない、前もって要するに調査すべき事項は、要するに管財課で要するに調査してもらってやっておるわけでございます。（「管財課長に聞いた方が早いや」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　管財課で前もって調査するのはわかるんです。調査した資料を提出されてきて、それを検討して１００社の中から選ぶわけですね。それが２時間ぐらいでできるのかな、という私は素朴な疑問があるんですよ。ですから事前の準備、資料の収集ということは当然管財の方でなさるでしょう。で、それを、しかし、きちんと総合判断して結論を出すのは指名委員会ですから、その資料をもとに、いろいろな意見も出ると思うんですね、考え方も出るでしょうし、いろいろ意見が分かれることもあるでしょう。それがきちんと１２でそろうということは、何か事前にあらかじめ別に、いまおっしゃった総合数値というようなものとは別に、市独自の何か基準か、何かふるいのようなものがあって、それで、かなりしぼったものを出してくるというようなことも考えられるんじゃないかなと思うんですが、全く管財が集めた１００社程度の会社の資料を指名委員会で検討して、いろいろ意見はついているでしょうが、そこで決めるわけでしょ。時間が足らないんじゃないんですか。

それからもう一つ、さっき、指名業者にはどうやって通知をされたかということと、それから現場説明で質問があったか、なかったかということを聞いたんですが、その点もあわせてお願いします。（「管財の窓口で聞いた方が早いよ、古賀先生よ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　第１点にだけついてお答え申し上げます。

先ほどから申しておるわけでございます。ことしは仲田のような新設校もございます。それから一中、三沢、あるいは今後になりますけれども、三中の増築、こういうふうな、それから、それに続いて市民会館というものがございますので、ある１００社をばらにして選択するということは、ことしはそうじゃなくって、要するに中学校、小学校の増築についてはＡクラスの要するに下の方、それからＢクラスとか、それから仲田については中ほどから、それで市民会館についてはＡクラスの上からというふうな、要するに配分でことしの要するに仕事は担当してもらうんだ。で、その中でジョイント組めるもの、あるいは日野市の業者が単独で要するに担当して工事が遂行できるものについては単独で請負いしていただく、あるいは、それより大きいものについては、ベンチャーでやっていく、というふうな区分けでやってますということを先ほどから申し上げておるわけでございますので、そういう区分の中から、仲田については要するに１００社の中、全体からやったわけじゃなくって、中クラスから選びました。そういうことでございます。

あと２点、３点については総務部長の方からお答え願います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　指名業者の決定いたしまして、それが市長決裁が終わるわけでございます。そうしますと、終わると同時に、私の方では電話で各業者に連絡をいたします。こういう工事が指名になった、こういうことで明日何時にやります、指名通知を渡します。こういう形で事務処理がなされております。

それから工事の現場説明の質問の件につきましては、建設部の建築課の方で担当しておりま

すが、私の方でちょっと手元にその質疑内容等がございませんので、後ほど御報告したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　現場説明での質問というのは、よく口頭は受け付けないで、文書でとかいういろいろな決まりがあるそうなんですね。だから、もしそうならば、そのようにお答えいただいてもいいんですが……。

それから、いま助役がおっしゃることはよくわかるんですよ。小中学校の増築については、こういう業者を当てようという大まかな考え方をもって当たっておられるというのはわかるんですね。しかし、その考え方をもってこの１００社近くある中からある程度ふるいにかけていけば、ある程度のところまで早いと思うんですね。しかし、そこからぴたっと１２社に決まるまでのいろいろな議論というのがあると思うんですよ。それがわずか２時間ぐらいで、私、終わるかなと思うんですね。もし、場合によっては１５になることだってあるでしょうし、何が何でもこの１２という数字、何か意味があるんですか、これは。場合によっては２０になってもいいんじゃないかなと思うんですが、その点どうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　１２といいますのは、ジョイントベンチャーの方も１２、こちらの方も全体の仕事の中でそれぞれ市内の業者、ベンチャーの場合にはそんなに大きく、たくさんの業者がいませんので、なるべく数はたくさんとるまい、というふうな考慮もしておりますけれども、申し上げますと、いろいろ業者おりますけれども、日野の中でかつてこういう中学の工事をやったとか、図書館をやったとか、公会堂をやったとか、いろいろな業歴があるわけでございます。で、その中での要するにそのときの仕事の要するにわれわれの方には検査官がおりますけれども、そのときの仕事の仕上がりとか、その後の経過の、工事をやっていただいた後の成果ですか、そういうもの等を勘案して決めておくわけでございまして、大体数は１２ということになれば、上から並べていきますので１２や１３ということはありますけれども、そういう形でおさまるわけでございます。

で、数については、ジョイントベンチャーの方も市内業者がたくさんいるわけじゃございませんので、余り多くしないでという考え方でおりますので、仲田小についても１２なら１２という形でおさめたわけでございます。で、これについては１０社以上ということになっておりますけれども、一応１２社におさめた、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃあ、いろいろなバランスを考えながら選んでおられるということはわかるんですが、Ａランクのこの１００社近くの業者の中で日野の仕事をやってない業者というのはあるんですか。ほとんどの業者というのは大体ジョイントないしは大きな仕事、また日野市が関連する公共事業等で大体その工事に携わってる実績のある会社だけなんでしょうか。やってないところもありますか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　やってないところ結構大ぜい、たくさんございます。超大手なんていうのは全然やってませんですし……。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　最後に入札の予定価格のことをちょっと教えてもらいたいんですが、非常にこの入札金額を見ますと、一発で大体近い金額のものが出そろって落ちてるんですが、この入札予定価格の算定になるものは、多分東京都の財務局等でつくってる、いわゆる部外にはお出しになれないようなものをもとに単価計算しておられるんじゃないか、と思うんですが、予定価格というのはどうやって算定されるんですか、そのやり方を教えてください。

―　ちょっと、じゃあ、追加していまの質問にプラスするんですが、要するに不調に終わるということがありますね。そういうことを聞くんですよ、１回目、２回目というふうに数を追って何回か入札やることがあるんですが、それは要するに予定価格を市の方が何か持っていてそれと開きがある場合は１回目を一たん閉じまして、二度目にまた入るんじゃないかと思うんですね。ですから何か基準のある数値を持っていると思うんですが、その価格というのはどうやって決めるんですかということを、いまお聞きしたんです。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　先ほど申し上げました工事の請負契約に関する基準の中で、７項目といたしまして、入札は原則として２回を限度とし、２回で予定価格の開きが５％以上の場合は、入札を打ち切る、５％以内であれば、随意交渉を行う、こういう規定がございます。これに基づきまして事務を執行しているわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ですから、５％のもとになる額があるはずなんです。何から見て５％かという、その基準価格はどうやって決めるんですかというその方法をお聞きしてるんです。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　じゃあ、私の方から申し上げたいと思います。

予定価格でございますけれども、設計金額がございまして、これは一つの秘密でございますけれども、設計金額がございます。それに対しまして、一応業界の中では分切りとか何とかというような悪評もあるわけでございますけれども、市の方でやってますのは要するにそういう高い分切りとかと称するものじゃございません。設計金額そのものでそれを予定金額としまして入札するんだ、ということについては、一つのちょっと弊害等も出てこようかと思いますので市の方では多少の計数整理をやったものを予定価格にしておる、こういう状況でございます。設計金額を多少計数整理をしたものである。だから分切りと言われるような大きなものじゃございません。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃあ、その設計金額というのは私どもにはもちろん入札のときの大事な基準になるものですから、計数でいろいろ調整をしましても、その設計金額というのがわかれば、じゃあ、大体幾らぐらいの予定価格かということは専門家ならば推察がつくんですか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

よくわかったとは言えないんですけど、非常にこういうように過程というのが日ごろこういう契約案件審議してまして、わかってるようで全く細かくわからないんですね。ですから、具体的にはどのような過程を踏んで行われるのか、ひとつ勉強のためにお聞きしました。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この契約の問題で私はあなたに電話したんです、助役に。何て電話したか、あなた覚えてますか。私はこういうふうに電話したんです。日野の業者の人が来られた。私はその方々に市長さんのところへ行きなさい。こういうことは執行の問題だから。

市長さんの方はもうお願いしてきた。こういう話だったんです。そこで、じゃあ、私の意見だけを言いましょう。物による。学校なんていうのは既製品だ、文部省が決めて規格があって補助金の算定根拠があって、もう、これはまるっきり既製品だ。だから、これは大きい、小さいなんて、どんな業者でもできる。極端なことを言えば、Ｄであってもできる。私の家をやった業者ならば、日野の学校はできる。学校はできる。なぜかというと学校というのは、規格品なんです。ところが、図書館だとか市民会館などというのは規格品というわけにはいかない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、これはまた考えなけりゃならない。だから学校だからジョイントも非常にしやすいんです。同じ普通教室をずっと並べていくだけなんです、理科教室を。そうですね、これを見たって。だから、なるべくならば日野の業者もこういうふうな規格品で、注文服じゃないんだから、入れてあげたらどうですか、私は入れた方がいいんじゃなかろうかと思う、と助役にお電話したはずです。以上、意見です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５５号、（仮）日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより報告第２号、昭和５８年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第２号について報告を申し上げます。

本報告は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、昭和５８年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは報告第２号の昭和５８年度日野市土地開発公社事業計画の詳細につきまして御説明申し上げます。

議案書の報告書の２枚目でございますが、用地取得事業といたしまして４万7,０４７平米、これは三沢中の用地拡張のほか１３件でございます。で、説明欄にございますような用地を取得していきたい、こういうことでございます。

それから用地の造成事業でございますが、いま申し上げた校庭等の造成事業といたしまして、２万９６８平米の２億2,８６４万円でございます。

その他の事業として1,１４３万2,０００円。

合計で、面積の４万7,０４７平米、７３億1,１７６万2,０００円でございます。以上、御報告申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま何を言ってんだかちっともわからない。

三沢中ほかであります。君、これで７億円の大きな、相当の仕事なんです。で、しかも、この前、これは都立の高等学校ができるんだか、できないんだかわからないんだけど、１０何億という大きな土地をここで買ってる。そのときはこの報告をわれわれはもらわなかったんです、昨年の６月にこういう報告は。その報告の中にあそこの土地買いますという報告はなかったんです。

そこで、いまお聞きしたい。これ、３万平方メートル、これは三沢中学ほか１３件とかいうことを言う。もっと、少なくとも1,０００平方メートル以上の土地ぐらいはここととここととここを買い、この辺を買いたい、こういう予定で買いたい、あるいは造成もそうですが、その程度説明してもらわないとよくわからない、聞いていて。しかもですよ、この７億円間違われたら、要するに南平の土地がもし都立高等学校ができない、あんなほうっといて、ずっとほうっておく。毎年１億も２億も税金で利息払っていく。いずれはその１７億という金は市民の税金で払わなきゃならない。この７億円もそうです。もし間違いがあれば（「７０億」と呼ぶ者あり）７０億、そうか、７３億1,１７６万、これは５８年度事業でしょ、そうですね。もし間違いがあればこれは税金で払わなきゃならない。少なくとも金額がいま日野の業者には５億円以上やらないんだというような御説明があった、ジョイントでも。それほどお金を大事にするあなたがだ、７０億の仕事をし、三沢中学ほかでもって済まされたんじゃわからない、これ。質問のしようもない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、いままでみたいに隠してりゃ変にならない、よかったのかもしれない。（笑声）しかし、これは法律があって報告しなきゃいかないんだろう、しかも了解をとらなきゃいけないんでしょう。これ、債務負担行為みたいなものですからね。だからもう少し詳しい資料を出してもらいたい。資料要求の方がいいと思う。（「そうです」「了解」と呼ぶ者あり）いいですか、それ、よろしいですか。これは私１人じゃなくて全議員に出してもらいたい。よくわからない。1,０００平方メートル以上、恐らく推定金額においては、いいですか、日野の業者が３億円以上だめだというんなら３億円以上。面積は1,０００平方メートル以上、金額は３億円以上の対象物件については資料で出してもらいたい。大体この辺を買いたいとか、ここは買う予定になっているとか、造成はどこをどう造成するのか。この造成工事でも大変な金額ですよ。これ、日野の業者じゃやらせられない。２億2,８６４万円。そうでしょ、土木の２億という仕事は日野の業者のだれにもやってない。

以上、資料出してください、適当に。これは７億でも７０億でもみんな、これ、債務負担ですから、われわれの責任かぶっている。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの古谷太郎議員の、いわゆる資料要求、こういうことだと思いますので、土地の取得に対しては1,０００平米以上、議員にわかりやすいような資料を出していただけますか。（「はい、早速出します」と呼ぶ者あり）そのようにさせますから。（「私１人じゃなくて全部にいただければありがたい」と呼ぶ者あり）全部の議員に配付してください。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第２号、昭和５８年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第３号、昭和５７年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第３号について御報告いたします。

本報告は、仲田公園仮称実施設計及び七生中学校特殊学級新設事業にかかる一般会計繰越明許費の繰越額を地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの報告について御説明申し上げます。

議案書の一番最終ページでございます。昭和５７年度日野市繰越明許費繰越計算書でございます。

款の８、土木費でございますが、その中で仲田公園の設計 ― 実施設計の変更でございます。これにつきましては、理由といたしまして当初設計３００メートルのトラックだったものを、いろいろの方々の御意見等参酌した結果、４００メートルトラックに変更いたしました。そのために工期が６月２５日ということになりましたので、ここに繰り越しをさせていただくわけでございます。金額につきましては、その計の欄に掲載されているとおりでございます。

下段の教育費につきましては、七生中学校の特殊学級の新設にかかわるものでございます。これにつきましては、当初耐震構造の点を考えておりませんでしたが、建築基準等いろいろの手続上、耐震構造という内容変更がございまして、そのために期日、５月３１日という形で工期変更いたしましたに伴います繰越明許でございます。金額につきましては欄に記載されているとおりでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第３号、昭和５７年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

請願の上程に入ります。

請願第５８－９号、京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－９号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第５８－１０号、体育施設の建設及び促進に関する請願が提出されました。

請願の要旨はお手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－１０号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時８分散会

６月８日　水曜日　（第２日）

昭和58年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第15号）

6月8日　水曜日　（第2日）

出席議員（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	旗野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員（1名）

28番　石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤蓄春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	岩沢代吉君	書記	栗原莞次君
書記	萩生田富司君	書記	平川雅弘君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　佐久間竜美君

議事日程

昭和５８年６月８日（水）

午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１８分開議

○副議長（大柄　保君）　おはようございます。

本日は、議長並びに議会事務局長２人が所用のため席をはずしておりますので、本日は、副議長の私が勤めますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２９名であります。

一般質問を行います。

１の１、4,０００万円退職金についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　それでは一般質問をいたします。

武蔵野市という１地方自治体が、今回私たちに大変多くの教訓を残してくれたと思います。つまり、市民が市政への関心や、そして監視を怠ると世間一般の常識では、とうてい考えようのないようなことが市役所の中で白昼堂々と行われるということであります。

武蔵野市の職員であれば、だれでも３１年以上５５歳まで勤めれば4,０００万円の退職金がもらえる、いわゆる4,０００万円退職金の問題がそれでありました。

先般行われた、市長選挙では、この問題を争点とした選挙戦が展開され、当初の予定をくつがえして、4,０００万円退職金、即時是正を掲げた新人土屋候補が見事に武蔵野市民の大きな支持と期待を得て当選を果したのであります。

4,０００万円退職金に対して、武蔵野市民の良識が怒りとなって爆発して、２０年にわたって続いた左翼市政に終わりを告げたわけであります。

そして、就任１カ月で、先に課題を残しながらも、一定の是正措置を講じたことは、皆さん御承知のとおりであります。

私は、この、日本中が注目した期待の人、土屋市長と、去る５月の下旬、立川で開かれた自由民主党のある会合で話をする機会がありました。土屋市長は、こういうことを私に言いました。組合などとの折衝で、日野市の１１７カ月という件が何度となく話に出た。日野市民というのは実におとなしいんですね、という、こんな話でありました。

私は、日野市民は、自分の納めた税金が何に使われるか、全く無関心でいられるほど大金持でもありませんし、格別に寛大であるとも思っておりません。

とにかく、正確で豊富な情報が特に、職員給与や退職金について、市民に与えられていなかったという方が正しいと思われるからであります。

私がこう言いますと、市長は、「ちゃんと公表しております」と当然おっしゃると思うんです。なるほど、一応〝広報ひの〟には、昨年１１月、〝広報ひの〟の１１月号ですが、５７年４月１日現在の職員給与の実態を公表しますということで、資料が出ておりますが、これは実態がよくつかめないんです。具体的に退職金がどれだけ払われているかということは、さっぱりわかりません。この表には4,０００万円退職金をもらった人がいるのか、また、退職金の算定方式、つまり、退職時に２号俸アップする、また、調整手当をつける、役職加算があるなどの各加算のラッシュについては、何も書かれていないのであります。全く、私は、上手につくってあると感心するのでありますが、私は、市長が、この4,０００万円退職金の資料を公開しないでいるということは、何か理由があるのではないかと思っております。

うがった見方かもわかりませんが、たとえば、いままで、革新市政というのは、特に、この東京三多摩ではたくさん存在しました。都政もそうでありました。

しかし、年々、革新市政自体の幻想が破れて、次々と減少していく傾向があります。

そこで、市長は、自分は革新自治体を堅固に守っているあかしとして、勧奨退職の最高支給率であるこの１１７カ月というものを大事に守っていたのではないか、際立たせることによって、革新自治体の存在を固持しようとしたのではないかと、私は考えるのであります。

なぜならば、もっと、わかりやせく、たとえていうならば、５６歳モデルをとってみますと、勤続３１年、課長さんの退職金は3,８１０万円になります。計算の方法はこうであります。このように例示をして本来公開すればよくわかるはずであるからであります。

しかし、武蔵野市のおかげで、日野市の実態が日刊紙等にも公表されるようになりまして、ある程度退職金制度のしくみ、そして、内容がはっきりしてきたようであります。

そこで、具体的に、ただいまから市長に質問をしてまいりたいと思います。

現在、いま話題を集めている１１７カ月という最高支給率の対象者が、ここ２、３年のうちに、出る可能性があるかどうか、ということです。というのは、市長が記者会見等で１１７カ月の指摘があると、４０年勤続の人は考えられませんから、この対象者は考えられない、ほとんど出るはずはない、というようなことを言っているようであります。

しかし、本当に、４０年勤続する人は、ここ数年のうちに出ないのかどうか、その点をひとつ具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

次に、昭和５６年、５７年度の退職者で、最も高額の退職手当金を受けた人の金額と、退職時の年齢、在職年数、役職名を示していただきたい。

３つ目は、昨年度、昭和５７年度の退職者で、退職手当金が上位３名の方、この、それぞれの方の金額と、年齢、在職年数、役職名を、簡単で結構ですから、教えていただきたいと思います。

次に、昭和５７年、昨年７月に、是正計画を都の方に提出をしたという、きのう市長から、また、助役からの答弁がありました。

この是正計画では、６０年３月の定年制の導入までに、勧奨退職者の支給率を、現在の最高１１７カ月から８０カ月に引き下げるとしていますが、３年間の間、一体どのように、具体的に、単年度ごとに、どれだけ何カ月ずつ段階的に引き下げるのか、具体的な計画案を示していただきたい。

次に、市長は、今月１日の記者会見において昭和６３年度までに、国並み、いわゆる国家公務員と同じ６３、５２５カ月にすると、市長の意向を発表しました。

私は、内容は高く評価をしたいと思いますが、一体、本気でやる気があるかどうか、不安であります。ポーズだけでないというあかしを立てるためにも、具体的な年次計画をこれまた、披露していただきたいと思います。

次に、東京２６市助役会でも退職金是正計画案を検討しておりますが、７月末には市長会に答申をするという、きのう報告がありました。この案では、６２年度までに勧奨退職金の最高支給率を７５カ月となって支給することになっております。

日野市の是正計画はあくまでも他の市と足並みをそろえて是正をやっていくのか、行っていくのか、または、独自のものを検討していく余地を残しているのか。２６市助役会との関係をお聞かせいただきたいと思います。

次に、国の方では、５年ごとに国家公務員と民間企業との退職金の格差是正を実施しております。

来年の秋には、人事院が民間企業の実態調査を行う予定であり、その結果、市長が、国並みにしたいと表明している昭和６３年度に、さらに国の支給率がダウンすることも考えられるのであります。その可能性がかなり強いと私は思いますが、仮にそのようなことが起こった場合、

いま表明をしている６３.５２５カ月のそのままの計画でいくのか、さらに検討し直すのかお聞かせをいただきたい。

次に、最初にふれた〝広報ひの〟に掲載されている、職員給与の実態についてでありますが、この公表の方法をかえて、先ほど私が指摘しましたように、具体的な計算例、また、支給された最も近い年度の例を幾つか示すなどして、給与の方もそうなんですが、ラスパイレス指数もきちんと書いて、もっとわかりやすい方法で公表をする、実態を示す考えはあるかないか、そのような考えがあればお聞かせいただきたい。また、そうすべきだと思いますので、その実施をお願いしたいという立場から聞いておきます。

最後に、市長は去る１日の記者会見で、「普通退職については、過去に削減の措置をとったが、勧奨退職の１１７カ月はそのままになってしまい、反省している」と語ったと、ある新聞は報じております。

これは事実に反する市長の記者会見の内容だと思うんです。過去に一度も削減の措置などはとられておりません。これは明らかにうそであります。なぜ、市民に対して、本当のことを言わないのか、最後にお聞きをして回答を求めます。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　職員の退職金にかかわりまして、いま質問をいただき、また、きのうすでにお答えをしておる部分もあるわけであります。日野市の退職金の支給に関する条例は、私の就任以前に、たぶん４７年と記憶しておりますが、議会の、もちろん議決によって制定をされております。きのうも申し上げましたとおり、当時の社会情勢、それには適合し得ても、今日の変化したまた、社会情勢には、見直しをすべきこともしばしばあるわけでありまして、一般論としては、考え方をすでに申し上げているとおりであります。

特に、この日野市が現在１１７カ月という月の数が用いられる計算方式、これは確かに、他に比較して突出をした結果になっております。

そういうことで、なるべく手続を経て是正をしたいという考え方は、持っておりました。たまたま武蔵野の、いわゆる退職金問題が、大きな社会的関心になりまして、そこで、当市といたしましても、すでに問われて発表したような、その経過と内容になっております。

いま、御質問で、第１点として１１７カ月の該当者が近く出るかという質問に対しましては、担当者の方からお答えをさせていただきたいと思います。

２番目の５７年、５８年の退職者の実例はどうかということについても同様であります。

御質問の中の、東京都市長会が助役会に諮問をして、１つのガイドラインともいうべき原案をつくろうという努力をいたしております。これに対しましては、日野市もいずれ、きのうは導入という言葉でお答えをいたしておりますが、それらと関連をして数値等の適正化を図りたい、このように考えておるところであります。

それから、先般の６月１日の記者会見によっての翌日の新聞報道で５カ年後に国並みの数値に到達したい、このように言ったというようになっておりますが、是正計画ではそのような内容をもっておると思っております。

ただし、今回の当面の日野市の是正措置としては、まず６０年に都並みの月数に合わせていくということでありまして、その先のことはまだ具体的には言及をしていないつもりであります。

それから、公表の方法、これは今後、十分に、市民に理解をしてもらえる方式をもって公表するのが適切であると、このように考えております。

それから、今後国が、たとえば５年後なお退職金に用いる月数が減額される際にはどうするかと、こういうことでありますが、地方自治体の立場といたしまして、なるべく社会的な情勢には合わせるように考えていくのは当然と思いますけれど、常に国が１つの基準の指標であるというふうには、また、自治体は独自の立場をもってよろしいんではないかと、このように考えております。

それから、記者会見による新聞記事のことが問われましたが、記事の書き方はまたそれぞれあるわけでありまして、私は、必ずしも正確には記憶しておりませんが、そのような、つまり頭にないことは言わないというふうに思っております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。

過去２年間の退職者の上位３位までのことでございますけれども、５６年度におきましては在職年数が３４年、これが4,４００万円でございます。それから、これ部長職でございます。それから、課長職で在職２３年これが2,３００万円でございます。それから部長職２６年、これが3,２００万円でございます。以上上位３名でございます。それが５６年度分でございます。

それから５７年度分につきましては、在職３２年、これが部長職でございますけれども、3,960

万円、それから同じく部長職でございますが、これが勤続３１年これが3,８５０万、それから課長職でございますが３２年、3,９６０万円、このような上位の３名でございます。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　御質問の第１点にございましたところの、今後４０年といいますか１１７カ月の適用者が出る、要するに見込みがあるのかと、該当者が出るのかと、こういうような質問でございます。市政をしきましたのが昭和３８年でございますので、職員が急激にふえましたのは、４２年ころからでございます。そういう意味では、武蔵野のようにきびすを接して出てくるということはないわけでございます。平均勤続年数も１７年でございます。そういう面では状況が大きく変わって違っておりますけれども、日野の場合でも、ここ５年ぐらいでは２名ぐらいは出る状況でございます。５年ぐらいたちますと、４０年勤続ということで、自動的に、１１７カ月の最高月数が適用される職員が、２名ぐらい５年ぐらいたてば出てくるという状況でございます。そういう面からも、この月数の是正ということが焦眉の急だと、このように考えているわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いま市長から、それから関係部長、それから助役から答弁があったんですが、最初に市長の答弁についてですが、私は、いま助役が言いましたように焦眉のまさに急だと思うんですね。であれば、是正計画を発表した段階で、今年は何カ月下げて段階的に昭和６０年には８０にもっていくんだという、単年度のきちんとした考え方があるはずだと思うんです。それを私は示してもらいたいということでお願いをしましたので、適正化を図るというような言葉なんですが、具体制が全くないんですね。是正計画の具体的な、たとえば条例をいつ出すとか、それから、今年５８年度のたとえば９月、１２月議会に出すとすれば、そのときには何カ月のものをもってくると、そして、６０年には８０にもっていきたいんだという、具体的なものをひとつ、きちんと示してもらいたいと思うんです。少くともそれがなければ、是正計画というのは、都の方にも自治省の指導に従って出せなかったはずでありますし、また、わざわざ新聞記者の人を招いて、記者会見までもする必要はなかったんじゃないかと思うんです。

ですから、もう一度きちんと是正計画を市民の前に明らかにしていただきたい。と思います。

それから、先ほど、１１７カ月の対象者、やはり、対象の方がいらっしゃる。現在は出てお

りませんが、この退職条例のままいけば、いま批判を浴びております退職金の、この条例によって１１７カ月、そしてまた、数々の先ほど申し上げたような加算によって恐らく4,０００万円以上、5,０００万円近い額かもわかりませんが、その退職金が支払われる可能性が近々にあるわけです。そういうことからしても、具体的な是正計画を示してもらいたい、そのように思います。

それから、もう一つ私が先ほど、助役会の案を申し上げたんですが、あくまで日野市独自の案を私はつくるべきじゃないかと思うんです。

つまり、回りの市町村の動向をきょろきょろ見回して、びくびくしながらやるんじゃなくて、日野市はこうやるんだというものを計画を立てたら、もちろん、助役会の足並みというものも必要でしょうが、日野市独自の、ひとつ動きをしてもらいたいと思います。そのような考え、決意があるかどうか、もう一度確認をしておきたいと思います。

それから、新聞発表のことは、これは見解の相違でしょうからあえて言及はいたしません。

私が最後に質問をしました、国の方での民間企業の実態調査の結果、さらに国家公務員の退職金の最高支給率が下がった場合、日野市はどうするのか、ということを聞いたわけですが、市長は独自の立場で自治体として対応したいというような回答だったと思います。

しかし、現在、国家公務員の退職金、また給与についてもいわゆる民間ベースからすればいろんな批判があるわけです。これは退職金、また、給与の問題についても当然いまいろいろ言われております。その中で、市の独自性というものは、もちろん大切ですが、やはり、世間の常識というものはあるわけですから、市の独自の立場も結構ですが、やはり、市民のひとつの考え方、市民が持っている一般的な考え方、常識については、やはり、それを尊重してもらいたい、そのように思います。以上の点についてもう一度再質問をいたします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨に別段反論することはありませんが、行政を行います際、あるいは給与を決めます際、今回の是正等について対応を考える際、びくびくしているなんてことは全くございません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）日野市は日野市として責任をもって市民のお気持や、社会情勢を尊重しながら、取り組んでいこうと、こういうことに尽きるわけであります。

きょう申し上げましたとおり、特に、税収によって支払われる給与のことでありますから、

最も市民の意識を敏感に反応しなければならない。このことについては、全く異論ありません。ただ、国の、いわゆる国家公務員の制度、給与制度が、すべての基準になるということも、これもまた、いろんな問題をもつと思います。

今日行政改革が特にやかましく言われますのは、これまでの財政運営、あるいは経済政策に必ずしも成功しなかった面が、今日の大きな１００兆にも及ぶそういう赤字財政が生まれておる、そういう状況を全国民が背負っているわけでありますから、地方自治体としても、それに当然一定の責任はもってまいります。

特に給与問題については、しばしば申し上げますとおり、敏感に反応しなければならない。これは申すまでもありません。

以下、助役あるいは総務部長からお答えをいたします。

○副議長（大柄　保君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　質問の第１点でございますけれども、是正計画、具体的な年度を示してもらいたいと、こういうふうなことでございます。ここで初めて申し上げるわけじゃございません。前もって、やはり、この是正期間につきましては、新聞の記者等にもお話をしているところでございますけれども、具体性を疑われているというふうなふしがございますので申し上げるわけでございますけれども、６０年に勧奨を８０カ月に引き下げる。こういうことにつきましては３カ年の計画でございますので、５８年度におきまして１００カ月を切るという線まで、本年度の末にはもっていきたい。

それから、５９年度の末には９０カ月というものを望みたい。

それから、最終の３カ年計画としては、６０年に、８０カ月東京都並みにもっていきたい。こういうふうな、具体的な考え方をもっておるわけでございます。

それから、日野市におきましては、普通退職につきましては６５カ月というふうな状態になっておりますので、６０年度までは非常に低く押えられておりますので、６０年度までは手をつける必要はないんではないだろうか、このような考え方をもっておるわけでございます。

それから、今後の、国がダウンした場合どうするかと、こういう問題等もいろいろ御質問あったようでございますけれども、これにつきましては、２６市の助役会の中で、国家公務員を管掌するところの、人事院というものの今後の考え方でございますけれども、６０年以降につきましては、現状の制度の中に、要するに法律で定年という形で長年国家公務員として勤めて

やめていく人間につきましては、定年制という退職金制度が新たにできるような見通しに立っておるわけでございます。

それらを受けまして、２６市の助役会の中の上限としては、こうなっております。６０年以降につきましては、勧奨等退職手当、こういうふうな表現になっていて、非常に誤解を生むわけでございますけれども、これにつきましては、６０年までは勧奨はあるけれども、それ以降については、この勧奨等というのは、新たなる国家公務員に要するに準拠するところの、定年制的な制度ができるということを考えておるわけでございます。

ですから、そういう制度ができましたら、その制度で、国並みの、要するに地方公務員のあり方と、退職金のあり方ということをですね、やはり、国並みに考えていくという考え方に立つわけでございますので、日野市におきましても、そういう大きな流れに沿ってやはり是正をしていきたい。

それから、２６市との関係でございますけれども、助役会の中では、このようにいっております。非常に現状の退職金は、非常に月数におきましても、あるいは、加算ラッシュというふうな表現をされておりますけれども、この加算の方法にしても、非常にばらばらでございます。出てくる金額もばらばらでございます。最高武蔵野のような状況もございますし、いろいろと、ばらばらでございます。このような現状については、同じ地方公務員が同じ同一の経済圏にあるところの市の職員が、このようにばらばらの退職金でいいはずがないんだと、それで、一緒に、同一水準にまとめるべきなんだと、この方がはるかに説得力があり、各市ばらばらにあるという差異は認めがたい、こういっているわけでございます。こういうふうな、日野市の考え方でございます。

ですから、６０年以降につきましては、そのようなものの考え方、そのことによって市の職員に対しても市民に対しても、大きな説得力があると思います。そういう大きな、考え方といいますか、あり方というものに従いまして、６０年以降につきましても、要するに、国並み、あるいは都並みというふうな形の中で、２６市の要するに退職金のあり方を、詰めていきたい。このように考えているわけでございます。そういうわけで、日野市の今日の退職金を改正していきたい。

それで、この問題でございますけれども、われわれ職員とか、いろいろと、内部で話を進めてきております。職員にも御理解いただきたいと思いますけれども、５年先、１０年先という、

教育の計画だとか、子供の教育の計画だとか、あるいは、家を、マンションを買うとかというふうな計画等もございます。それが大きく狂ってくるというふうな状況の中では、やはり、われわれの内部で、市民の要するに意向というもの、あるいは民間の水準というもの、公務員全体の水準というもの等から考えて、理解すべきだという、職員を説得する努力を重ねていく必要が今後もあるわけでございます。現在もやっておりますけれども、そういう意味でやはり、中の構成団体でありますところの職員組合あるいは、職員組合に入っていない管理職、当面、いち早く定年を迎える管理職そういう方々とも内部で話をつめていく理解を得てもらう、と、それから、緊急、焦眉の急と申し上げましたけれども、そういうことについてもですね、理解してもらう努力をわれわれはしていくわけでございます。

それらを踏まえて、焦眉の急の問題を解決していきたいと思っておりますので、何分の御理解を承りたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　６０年３月までの、いわゆる、定年制導入までの８０カ月都並みにするというのは短年度計画というものをいま私は初めて聞いたんでよくわかったんですが、その後の、つまり、新聞にも大きく出ましたが、市長がおっしゃった、５年後、５年間で国並みにするというその具体的な年度のいろいろ計画、案というものがあると思うんです。具体的な計画もなしに記者の方にお話をするはずはないと思うんです。

ですから、６０年度までのことはよくわかりましたが、じゃあ、６３、５２５までもっていく、その以降はどのような計画があるのか。

まだ、全然煮詰まってなくて、思いついたんで市長そう言ったのか、その辺をひとつお聞かせをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　６月の１日の記者会見でございます。これは、いま開会をお願いしてございますところの６月議会の議案とか事業の説明を主題としまして、お集まり願ったわけでございます。その中で当然日野市が突出しました１１７カ月というようなことでいろいろと市民の注目、御批判をいただいている問題が抱えているわけでございますので、記者の方から御質問があるのは当然でございます。当然の形で御質問があったわけでございます。

市長の方から申し上げましたのは、日野市でいろいろと苦慮していると、武蔵野の問題の波

及と言っては語弊がございますけれども、当然の問題として内蔵していた問題なんでございますけれども、日野市として、退職金問題については２つの点で突出しているんだと、こういうふうな話を申し上げておるわけでございます。どういう点が突出しているかと、よその市よりもあまりいい意味ではございません、突き出ていると、いう点につきましては、退職金の最高の支給月数と、これが４０年勤続で１１７カ月とこうなっているんだと、いままで１１７カ月４０年という方はいなかったけれども、使ったことのない条項なんだけれども、１１７カ月というような条例の中では突出したものがあり、それが大変な御批判を浴び、あるいは報道機関の皆さんの、非常に注目を浴びているところなんだと、もう１点は、女子の退職金の問題があるんだと、それで女子の場合には、結婚でやめていくと、あるいは結婚後まだ働いていて１番目の子供が生まれたということで出産でやめていく。あるいは、２番目までは許されているんですけれども、２番目が生まれた、子供が生まれた、それで出産でやめていくというふうなことで、女子に対しては普通退職で計算された退職金に５０％プラスして、そういう理由でやめていく場合には、要するに勧奨的な退職金が出るんだと、これがよその市から比べると突出している２点でございますということでお話したわけでございます。

それで、６３、５２５と言いますのは、その中で５７年の７月１５日に提出した是正計画の中に出ているわけでございます。その計画の中の１つとして、出ているわけでございます。それを申し上げたわけでございます。そういうわけでございますので、先ほどの私の説明と合わして御理解いただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　６３、５２５、いわゆる５年間で国並みにもっていくというのは、これはひとつの努力目標で、具体的な計画はいま日野市にはないということですね。間違いありませんか。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　非常に、東京都に出しました是正計画でございます。そのような受け取り方ではなしに、積極性あるものと、受け取っていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、役所は、少くとも都に、自治省に指導されて出す書類ですから、具体的に書式とかそういうものはわかりませんが、ある程度年度ごとの計画という

のはきちんと書くんだろうと思うんです。そうしないと、具体性が全くありませんし、ただ、こうやりたいという意向を示すだけでは、全く、是正計画と呼ばれるものにはならないんじゃないかと思いますので、その点をお聞きしたかったんですが、具体的に３年後の８０カ月までのことはわかったんですが、国並みまでの具体的な単年度の計画というのが、よくおっしゃっていただけないんで、非常に残念なんですが、後でまたその点はちょっと触れてみたいと思います。

要するに、先ほど部長の方からお話ありましたように、日野市でも昭和５６年度にすでに4,０００万以上、4,４２０万の退職金が支払われているわけです。

ですから、私たちは、武蔵野市の問題を、4,０００万円退職金の問題を、対岸の火事ととらえていたかもわかりませんが、すでに、５６年に日野市でも4,０００万円が支払われていた。そして、昨年度５７年度には上位３位、先ほど部長がおっしゃったんですが、3,８６０万、3,９７０万、3,９６０万これらの方が、4,０００万に及ぶ、近い額の方がすでにおやめになって、この退職金額を受け取っておられる。日野市もすでにその4,０００万円退職金時代に入っていたということが、はっきりしたわけです。

私はだれでもお金というのは邪魔になりませんからたくさんもらいたい、それは財源があって一般の民間の人から見てもおかしくない、市民の感覚からして全く自然だというのであれば、大いに結構だと思います。

しかし、これが高いか安いか、やはり判断してみなければならないと思うんです。すでに高いという判断のもとに、是正計画も出しているんですが、日野市における、また、東京における一般民間の企業これがどのくらいの退職金を支給されているか。皆さん、それから市当局もいろいろ新聞報道、また、独自の資料等で御承知かと思いますが、私が、都の労働経済局からもらいました資料によりますと、中小企業全産業です。2,５００社について、昭和５７年７月に調べたものがあります。それを見ますと、中学校卒業で定年までお勤めになった方は、退職一時金の場合４1.６カ月、金額は1,０１０万円、それから高校卒業の方で同じく定年でおやめになる方が４2.９カ月、1,１６７万円であります。そして大学卒業の方で同じく定年まで、会社都合でやめるまで勤務した場合、３9.７カ月４０カ月を切っております。金額は1,２００万円余、こういう実態であります。これは、東京都の中小企業2,５００社を調べた結果の統計であります。

また、日野市の中にいろんな企業がございます。中小企業は、いま東京都の調査の結果を申し上げましたので、省きますが、日野には御承知のように大企業と呼ばれる会社が幾つかございます。

その中で、たとえば電機関係、これは中立労連という組合に所属しているそうで、組合と会社側との協議によって、大体２年ごとに見直しをしていくそうであります。ここでは、大体一般従業員の方が３０年間勤めて、定年でおやめになる場合、1,０００万ちょっと、1,０００万ちょっと超えるだけですね。1,０５０万一般の従業員の方がこうです。管理職の方でも、これに４００万か５００万プラスしたくらいじゃないかということでありました。

このように、市の職員の人から比べますと、およそ半分以下なんですね。これを見ても市の退職金は高い、明らかに、だれが見ましても判断できると思うんです。

ですから、先ほどから言っておりますように、市長の記者会見で、６3.5２５、国並みに５年後には下げるという発表をしたわけですから、少くとも、こういう議会では、きちんとその計画を示していただきたいと思うのです。

私たちは、市民が、また、企業が税金を市に、市税として納め、その税金によって、市の行政は行なわれております。

ちなみに、企業関係では、中小企業というのは、事業所の数で全国で６２３万あるそうですが、従業員数が3.７２１万人、全事業所の９９％以上、全従業員の８割を占めているということであります。

これらの人たちが、先ほど申しましたように、1,０００万ちょっとの退職金、1,０００万円をわずかに超える退職金を受けておられるわけです。３０年間定年までお勤めになって、これであります。

ですから、これだけ批判を浴びて、しかも是正計画というものをつくったというならば、きちんとその具体的な計画を議会でも明らかにすべきだと思いますので、その点をもう一つお聞きをしておきます。

また続けますが、市長が歯切れが悪い理由というのは、いろいろあると思うんです。

市長は、三度の選挙をやって、革新市政１０年になるわけですが、その選挙のたびに実働部隊として主力をなしたのは職員組合であります。その市の職員組合に対して、やはり交渉するというのは、ふやすんじゃありませんから、なかなか大変だろうと思うんです。

特に、先般、私が緊急質問でも言いましたように、職員組合主導による市政がいろいろ随所に見られる、臨時職員を正職員化する場合においても、臨時職員のみを対象に試験を行う。これも法律に違反していることを堂々と職員組合の要求に従ってやる。しかも試験をした結果は、全員当選、全員合格、何のために試験をやったのか、皆さん成績がよかったのであればこれはもちろん結構なことですが、ちょっと、やはり疑問を感じます。

しかも、組合の主張である、今回の退職金を削減させないという強力な、いま運動も行われているようであります。いままでとられていました、階段や廊下に、また、違法な職員組合のビラが張り出されております。減額は認めないぞと書いてあります、これを、いろいろ選挙のときにお世話になった市長が、減額をするということでこれから交渉をしていくんですから、やはりよほどの気構えがなくちゃいけないと思うんです。

いままで、とかく革新自治体では、組合との癒着によってさまざまな問題が起きてきております。

庁舎管理の問題、給与の問題、今回の退職金の問題、これらもそうであります。就業規則の問題、いろいろ批判を受けているものがあると思うんです。ですから、まず、退職金について、やるという意向を表明したわけですから、これについては、いろいろな話し合いの結果、どのように決まるのかわかりませんが、しかし、当初の所信を貫いて、ぜひ国並みにはもっていくような努力をしていただきたいと思います。

それから、私どもは３月の議会で条例のひとつ、改正をいたしました、日野市職員退職手当基金条例、５１年につくられたものですが、毎年度職員給与総額の１０００分の３０を退職金の基金、この基金に納入するということで、その繰り入れが決められている条例ですが、この４月から、今年度から一般会計予算で定めるということになり、幾らでもこの退職金の基金に納める、要するに繰り入れることができるようになりました。

先般議会で私質問いたしましたときに、職員の高齢化に伴って、６０年３月には１３億円の退職金が必要になるであろうという部長からの答弁があったのであります。

今年の退職金の総額が、５７年度です。５７年度が4億1,０００万、４倍の退職金が６０年には必要になる。

そこで市長は大急ぎでこの条例を先の３月議会に出してきたんだと思うんですが、つまり、本来一般会計の中で、市の行政の中で使われる予算が、これら退職金に４倍もの、これから繰

り入れが必要ということで使われていくわけです。１３億円が６０年には必要になる。この辺をどう考えるかということであります。

つまり本来納税者は、その反対の給付として行政のサービスを受ける権利があります。しかしこれが、先ほど申し上げましたように、一般の、いわゆる民間のお勤めの方の退職金よりもはるかに上回る額の退職金に使われる。そして、われわれが本来受けていい権利がある住民サービスについては、減少する。このようなことが起こってくるわけであります。このことについて、市長は一体どのようにお考えになるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

つまり、後の年代の人、また、いま従来受けているサービスが、これによって低下をするということが理論上考えられるわけです。そのことについての答弁を求めます。

それから、先ほど言いましたように、組合との関係でありますが、市長は、新聞によっては、組合との話し合いも始めているというふうに書いてあります。しかし、組合のビラを見ますと、唐突に出されたとなっております。ファッショ的だとも書いてあります。市長をファッショ呼ばわり組合はしているわけであります。一体、組合との話し合いを具体的にはどのように説得する方向でやっていくのか、そのことをひとつ、お聞かせをいただきたい。このように思います。

それから、先ほどの住民サービスとのことにも関連するんですが、私は、これほど多額の退職金が支払われているんですから、これを世間常識並みに引き下げて、その余った分については税金を下げるべきだと思います。市長の権限で下げることのできる、また、取らなくてもよい税金があるわけですから、たとえば都市計画税などの税率を下げる、または、それを徹廃するというようなことも検討されてしかるべきだと思います。

多分、今年は１０億程度の都市計画税が見込まれていると思いますが、半分に減額もできるわけであります。

私は、先般厚生委員会の視察で、今治市と宇和島市に行ってまいりました。この両市とも都市計画税は取っておりませんでした。しかし、国からの補助金、また、市の円滑な行政の中で、立派な市民会館もありましたし、野球場もありました。庁舎にはビラが張ってありませんでした。このように都市計画税を取っていない私が見ました自治体でもきちんとやるべき事業はやっているんです。

ですから、退職金を引き下げて、その分だけ税率を下げる、ないしは廃止をしたらどうかと

思いますが、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。とりあえずそれだけお願いします。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の御趣旨に、市長の答弁は歯切れが悪いと言っておられるようでありますが、（「悪くない」と呼ぶ者あり）私は決して歯切れの悪いことを言っているつもりはありません。3年間のことは明確に申し上げているわけであります。これも十分な議会と手続を経て行う、こういうふうに言っているわけでありますから、そのように受け取ってほしいと思います。

それから、いわゆる財政硬直を来たす懸念がある。これは御指摘のとおりだと思っていますから、そのために是正をしようと、こういう発想でもって当然大切であります。

しかし、日野市の今の市の勢い、いわゆる市政でありますが、まだまだ発展向上をしなければならない能力と、それから市民要求も伴っております。

したがいまして、財政硬直は来たさないということは大原則であります。そういう考え方で、この地方都市の特徴というのもそれぞれあろうかと思いますが、減税はまず所得税減税からやっていただきたい、このように思います。（「本末転倒じゃないか市長、答弁になってないよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）市民の期待、国民の期待はそこにあるということを言っているわけです。

それから、職員組合との関係でありますが、職員組合とは事務執行の面、あるいは市民生活をいろいろな行政によって守る面で、信頼関係がきわめて大切だということは言を待ちません。これは私企業においても、それから私どもの労使という関係においても、そうだと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

したがいまして、極力、その信頼関係に支障を、不足を来さないような努力をいたしながら、議会とある場合には説得をし、十分な手続を経て具体的な提案を今後議会に行ってまいります。そのように御理解をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私とかみ合わない点が非常に多いんですけれど、私は、いろいろ市民の方とお話をしますと、大体納得して下さるんです。当然だとおっしゃいます。そんなに日野市もたくさん退職金払っているんですかって皆さんおっしゃるんですね。もっと差し

上げましょうという方は１人もいらっしゃいませんでした。ですから、これだけの多額の退職金が必要になっていくわけですから、財政の有効な運営のためにもやはり、具体的な是正計画ついに聞かれないんですが、６３.５２５までのやはり、取り組みをぜひやっていただきたいと思うんです。

組合とのことなんですが、実際は、どうなんでしょうか。市長は話を始めていると言っていますし、向うはそんな話してないと言っているんです。信頼関係を壊わしたくないと言っていますけど、もう壊われているんじゃないですか。信頼のある人にファッショだなんて普通言わないと思うんですよね。いわゆる公職の立場にある人に、よくいろいろ意見や主張があい対立する場合にはそのようなことを吐く政党や人もいますけど、普通は選挙のときに大変密接な関係で、選挙を闘い、しかも有力な働きをした組合の人から、今度はファッショだなどと言われているわけですから、信頼関係がない立場で交渉するというのもいろいろ大変だと思うんですが、市長は事前に、この発表の前に、是正計画を出す前に、組合と話し合いをしたのか、組合がいうとおり全くやってないのか、どっちなんです。

それから、もう一つ、税金のことなんですが、私もいま住宅のローンを払っております。払っておりますけれど都市計画税の通知を送ってくるんですね。古谷太郎先生あたりもよく言われるですが、住宅ローンを払っている人には都市計画税減免したらどうだということを前、一般質問でもおっしゃったのを聞きましたけれど、しごくもっともな御意見じゃないかと思うんです。

私、この間、テレビで、ニュース解説か何か見ておりましたら、やはりこの税金のことに言及をしている識者の方がありました。

ですから、人のことはさておき、日野市が独自でできる減税ですから、検討をするだけでも価値があると思うんです。

退職金を引き下げれば、それだけ財源的にも余裕が出るわけですから、それを、税金を下げる、そのような考え方でやっていけないのか、もう一度考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　組合との関係でありますが、これはわれわれの心構えとして私企業とは違う、勤労者と資本家という関係ではない、いわゆる市民という納税者を背景にし

て、そして、いかに豊かな行政サービスを展開していくかと、そしてまた、期待にこたえていくかというところにわれわれの責任がともにあるという関係であります。

したがって、行政姿勢、あるいは政治姿勢に共鳴するものがあれば、その部分では一致できることもありますし、また、厳しく対立して、意見交換をするということもあるわけであります。

つまり、なれ合ってないということが大切な原則だと思っております。

それから、いわゆる先ほど言っております、財政硬直を来たさないための、いろいろな財政配慮は、財政運営をしなければならない、そのことと、いま、日野市が退職金という支出のために硬直を来たしているというところまではいっておりませんから、御懸念はある程度また、今後に、今後の施策に見ていただくところがある予定でございます。

それから、減税ということは、今日、特に数年間所得減税もありませんし、税負担はますます重い感じがする、物価は高くなる。いろんな意味で市民生活は苦しくなっていくという現実はまさにあるわけであります。私どもも市民生活をより一層守るという立場で今後税制の問題等について、市の責任の範囲で行えることは十分に考慮していかなければならない、このように考えておるところであります。以上です。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　税金のことなんですけれど、所得税というのは、日本は先進国の中で最も低いんですね、税率が。しかし、先ほど言います都市計画税は、日野は上限いっぱいかけております。（「日本の最高じゃないか」と呼ぶ者あり）ですから、検討して、市長の判断、決断で廃止もできるし、取らなくても済む税金で、しかも先ほど申しましたように取っていない自治体がたくさんあるということですので、ぜひこの点は考慮していただきたいと思います。

かみ合わない点もありますので、次、最後に質問をもう一つだけしておきたいんですが、この退職金を押し上げている要因に、いわゆる高い土台にさらに大きなもの積み上げるわけですから、いま問題になっているわけです。給与条例があるわけです。給与条例。これは昭和４８年森田市長が当選をしてきて、まず最初にやった大仕事だそうであります。

つまり、現在の給与制は通し号俸制といういい方で呼ばれておりますように、要するに年齢給で職階には関係がないわけですね、ですから、甘い砂糖菓子に、さらに砂糖をまぶして退職

金をつくっているような形になっているんだと思うんです。

地方公務員法の第２４条もうよく御承知だと思うんですが、この中に職員給与はこうやって決めなさいということが書いてあります。通し号俸制というのは、わたり制度とともに違法なんです。この法律に違反をした違法な制度であるわけです。（「憲法違反」と呼ぶ者あり）しかし、これが高度成長期、また、特に革新自治体と呼ばれるところでかなり実施をされて今日に至っている。この給与条例のこともやはり考えなくてはいけないと思うんです。退職金は上につくられた山ならば、その土台にこの給与制があるわけです。この、日野市の給与条例、これについて、検討する意思があるかどうか。これは、特に森田市長が電光石火の早わざで、４８年に市長に当選すると同時に、暮の議会では早速これを改正して、翌年、４９年１月１日から実施をしております。やる気になればこれほど早く仕事のできる森田市長であります。ですから、これだけ問題が表面化して、市民の強い批判を浴びていることがらでもありますので、給与条例についても検討を加わえる必要があると思うんですが、いかがでありましょうか。（「憲法が市政に生かされていないぞ、憲法違反だ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　給与体系というのは、いろいろその時代を背景として、常になるべく町政に合うようにということで直されつつあるわけであります。退職金においても、もちろん今日の問題が言われておるのは、そういう意味であると思っております。

したがって、いわゆる高度成長期の、特にまた人口急増の激しかった大都市周辺都市、特に東京都の各市におきましても、給与体系、つまり、いま言われております通し号俸制を採用している市は、約３分の２ぐらいに当たっております。これは、私もよく職員に言うんですが、いわゆる生活給、そして、お互いが信頼をし合う給与体系であるはずだ、それがもしゆらぐようであれば、人間の信頼関係までゆらいでいくことになりかねない、これを守るからには立派に、市民の期待にこたえる、そういう努力が先になければいけないと思う、とこのように話しておるところであります。

したがいまして、この制度も、やはり社会情勢、時代の背景とともに、また恒久的なものではないしよりよい方法があればまた改められるときもあると、このように思っております。

その時期がいつであるかということは、いま、なかなか判断がむずかしいところでありますが、とにかく生産企業では、生産性ということ、あるいは利潤ということで一つの指標が出て

くるわけでありますけれども行政の際に何が生産性か、私は市民に満足されるその度合いであろうと、このように思っております。

しかも、それが総合化されて、そうしてそれがいわゆる行政に対する信頼になるか、あるいは批判になるか、いろいろ議会で日頃教訓を受けているところもそのあたりにあると思っております。

そういう考え方でおりますことをお答えとして御理解をお願いする次第であります。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　よりよい方法があればとおっしゃったんですが、もともと通し号俸、わたりというのは違法なんです。ですから、よりよい方法も何もないんで、まず違法な形をやめるということ、その後に、初めてよりよい方法というのが出てくるんじゃないかと思うんです。いろいろ日野市の中では違法なことがたくさん行われておりますのでつい感覚が麻痺しがちですが、まず、給与についても見直しの必要があるということを申し上げておきたいと思うんです。

それから、もう一つ大きな責任はわれわれ議会にもあると思います。つまり、われわれの立場というのは、市民から選ばれて議会に来ているわけですから、給与の条例を審議し、定めるのも議会の仕事であります。ですから、給与の条例主義と言っているそうですが公務員の給与はつまり、市民、国民とまた、その人たちから選ばれた議会が定めるということでありますので、労使間の話し合いということだけで決まるものではありません。

地方自治法の２０４条の２では、いかなる給与、その他の給付も法律またはこれに基く条例に基かずには支給することができない、このように書かれております。つまり、議会で十分にこれをチェックしていくそして労使間の交渉でまとまった内容でも市民の側から、つまり、われわれの議会のサイドから見てこれがまだ徹底さを欠く、また不適当と判断されるものについては、議会がこれを厳しくチェックしていく、そういうことが必要だろうと思います。

たとえば、共産党などは労使間の話し合いで、給与、退職金等については、決めていくという立場を、過去の議事録を読むと本会議で主張をしておられるようであります。

しかし、私はこれは議会のいわゆる権利、（「義務だよ」と呼ぶ者あり）また、チェックをする議会が、労使間のみに任かせて一切関与すべきではないなどということは、到底考えられないわけで、これからも議会として、この問題について、強い関心を寄せていきたいと思って

おります。労使間で決めるなどということは、とんでもないことであります。まとまったものについては提出された議会で審議をする。あたりまえのことであります。

もう一度、先ほどの給与の条例のことなんですが、やはり、車の両輪である以上、退職金の条例もこれから是正をするというならば、少なくとも、いろいろ批判を浴びているやはり給与条例であります。制度であります。市長から給与条例についても見直す必要がある、また、見直したいというお考え、また、そういう立場が本来正当だと思いますが、もう一度お聞きをして確認をしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　昨年は人勧凍結ということから、給与の改正をいたしておりません。それらのことも合わせまして、今後、適当な指標が自ずから人事院勧告等また出されてくると思っております。今後のいろいろな体系の改正は市民意識を尊重しながら、また、議会の御指摘も大いに参考にさせていただいて、そして、１つの慣例であります労使の理解ということをなるべく取りつけて、そして正しく行っていきたい、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　非常に、答弁お上手なんですが、検討するという、前向きといいますか、１つの決意というものが全く見られないわけですね。

給与条例についても必ず退職金については、向うの岸の方で火の手が上がりましたからある程度準備ができたかもわかりませんが、給与条例については武蔵野はもう早速やると言っておりますから遅れをとると、せっかくいままでいろいろ森田市長なりにやってこられた市の行政の継続が不可能になるのではないかと思うんです。給与条例を見直します、通し号俸制考え直してみます、というお答えはいただけないでしょうか。答弁をお願いします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　社会情勢に即して発展をさせていくと、こういうように申し上げているわけでありますから、そのように御理解いただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、いままで１時間余にわたって社会情勢も大いに論じたつもりであります。まだ、そのことについて市長が感じておられないとするならば、立場が違うのかもわかりませんが、やはり、ことが起こってからでは遅いわけですから、市長のために

も、やはり給与条例検討し直す、当然じゃないかと思うんです。社会情勢は熟しているということを申し上げておきます。

私たちは、市役所に税金を市民は皆納めております。市民としての義務であるから当然であります。市役所の中にあるお金は、すべてこの私たち市民が納めた税金であります。１円たりとも税金でないお金はこの市役所の中にはありません。そして、その税金を使って、市民の要望に基づき町づくりを進めるのが、市長の責任であり、また、行政のあるべき姿であると思います。

市長が、民間企業等ではとうてい考えることのできない退職金を、税金を使って大盤ぶるまいをし、そして支給をするしかし、私たちの回りをみてみますならば、道路は一向に整備されない、そのために市内循環バスは、市長が常に公約に掲げておりますが、一向に走りません。常に未整備の状態であります。下水道の普及率も、森田市長がこの日野市政を担うようになって１０年、１％も伸びていないのであります。グランドもありません。市民会館もまだ建っておりません。中学校の過密は放置されたままであります。こんなばかげた本末転倒を許してよいでありましょうか。

また、森田市政は失政の連続であります。昨年は老人福祉センターの違法建築の問題が私の指摘を受けて表面化いたしました。それからもう一つは、市長が会長を務める遺跡調査会での公金の、幾らになるかわからない事件であります。

そして、南平には、大いなる疑惑がもたれている土地が購入される、こうした市政の中で、納税の立場にある市民は、はっきり言えば納めたくない。税金がちっとも私たちの身の回りの、生活土地基盤整備に使われることなく、わけのわからないところに、退職金の問題はいい例だと思いますが使われている。そのように感じるならば、当然市民の納税意欲は低まっていくはずであります。こうした罪つくりな状態を放置することなく、先ほどから申し上げておりますように、ついに是正計画で後半の国並みの引き下げについては計画をおっしゃいませんでした。しかし、やはりこういうものをきちんと示すことによって、市政への信頼は回復されると思います。川をきれいにするには、まず上流からきれいにしていかなければなりません。市長がまずその気になることであります。

市長のすみやかな対応をもって、この市民の常識を超えた4,０００万円退職金の是正を図っていただきたい。

そして、赤くにごった市政の流れが少しでも清められるよう私は願いまして、一般質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって１の１、4,０００万円退職金に関する質問を終わります。

お諮りをいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩をいたします。

午前１１時３９分休憩

午後　１　時　４　分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　今、私、この庁舎内を、２階、３階、４階と歩いてまいったんですけれども、これは各担当課の方に用事がありまして見たわけでございますけれども、その中で職員であるかどうかわかりませんけれども私が推測したところが、職員であるんじゃないかなということなんですが、その職員の中で、アロハシャツを着てですね、頭の毛を赤く染めている方を見受けましたんですが、その職員であるか、また、職員でないかですね、ひとつ答弁を願いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　いかがですか、藤林議員から議事進行での質問なんですけれども、総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。

早速調査しまして、後刻御報告したいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　そういう、今、総務部長は、早速調べますと言うんですが、私は職員であるというふうに、または何ですね、臨時職員というような形であってもですね、この庁舎内であああいう形の方が出入りしたりしておりますと、市民の方たちからどういうような考えをもつかわかりません。だからできましたら、早速調べていただくようにして回答いただきたいと思います。以上。

○副議長（大柄　保君）　　一般質問を始めます。

２の１、行財政の改革と給与制度の改革をせよについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（市川資信君）　　ただいま、議長から発言のお許しをいただきましたので、通告してありました行財政の改革と、給与制度の改革をせよというテーマで一般質問をさせていただきます。

昭和５５年の第１回定例会におきまして、同じ題名で一般質問を行い、さらに、昭和５６年第４回の定例会において、議会活動４年間を振り返えるというテーマで、やはり、この行財政改革を訴えてまいりました。

１つのテーマで３つの通告質問をするというのは、私自身初めてのことでございます。

その３回の通告質問の中で、一貫して説えておるということは、構造改革の８０年代である、どの市町村においても行財政の改革を最優先課題として、真正面から取り組んでおる。従来からかけ声はあっても、行政の肥満化、機能の低下、財政の硬直化と、行政の減量と増質を今日ほど求められているときはない。

低経済成長が定着した今日、民間企業が減量経営を余儀なくされている中で、４０年代の高度経済成長時代の税収が伸びて、使うに困った時代の公務員の待遇のためにとった措置が、現在なお、そのまま残っておる、官民格差をめぐる市民の不合理化、それがいま行政に変革を求めている。２回の質問の骨子はおよそ以上でございます。その中で定年制の導入と、退職金制度、退職金、また、現行の給与制度の改善を厳しく指摘してまいったわけでございます。

退職制度に関しては、現在、定年制がしかれていない、このまま放置したならば、近い将来勧奨が十分に機能を果せなくなる、職員の高齢化の傾向はますます強くなっていくであろう、その結果、組織力の低下、指揮の低下、したがって、行政に能率的運営に支障を来たすことになるであろう。退職金においても、国家公務員の最高限度が６８.５、これは当時でございます。現在は５９年度より６３.５カ月でありますけれども、日野市は最高限度が１１７カ月ときわめて高すぎる。それもラスパイレス指数が、１１８.７、現在は１１７.７でございますけれども、基本算定が高いので、やがて日野市は退職金だけで財政が破綻するであろう。こう申し上げてありました。

さらに、給与制度においても、通し号俸わたり制度に大きな問題点があると指摘して、具体例として埼玉県の草加市、千葉県の市川市、神奈川県の鎌倉市、等の例をあげ、市民要求の形で監査請求、あるいは改善要求を迫られている中で、日野市の通し号俸わたり制度を改めて、地方自治法の給与規定にのっとった職務給、能率給、責任給を取り入れるべきであると指摘してまいったわけであります。

もし、このまま当市において、放置するならば、やがて何らかの形で市民要求がされるであろうと進言し、最近、近隣自治体の問題発生等考えるときに、日野市としても十分に検討を加え、改善を図るべきであると指摘してまいったわけであります。

それから、１年有余経過した中で、町田市で議員有志の意見公告の形の中でわたり制度が大きな問題となり、新聞紙上をにぎやかしたことは、皆さまもよく御存じのとおりでございます。

今回の統一地方選挙において、２０年間革新のとりでとして、謳歌した武蔵野市が、１１０カ月の退職金制度が、市長選の争点となり、ついにその城を明け渡さなければならなかったということは御存じのとおりでありまして、昨日も行政報告の中で何人かの議員が指摘しておりましたが、マスコミ等は、職員組合と理事者のなれ合いと、チェック機関の議会も同罪であると、厳しく指摘しておるわけでございます。この件について、再三にわたって議会において質問をしてきた立場から今日まで何ら手を打たずに、放置されたことは、私にとって残念しごくと、断じざるを得ないのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そこで再三にわたり指摘した質問の１点目、行財政の改革に取り組む姿勢はその後何らかの形で具体的に進行しておるのかどうか。１点目として質問いたします。

２点目、近隣自治体が行財政改革の中で退職金の見直しを図っている。当市は三多摩２６市中１１７カ月という最高の退職金制度をとり、かつ、再三の指摘にもかかわらず、今日まで放置した責任は重いと思います。退職手当引き下げ基準を検討して、東京都多摩地区２６市で構成する助役会が、先ほども古賀議員が、私遅れてまいったんですが、古賀議員の質問要旨を途中からではっきりしたことはわかりませんが、できる限り古賀議員の質問とラップしないようにしたいと思うんですが、一部、聞き及んでいない点がオーバーラップするかもしれません。その中で東京都多摩地区２６市で構成する助役会は５年後を目標に、勧奨退職手当の支給限度額を、本俸の７５カ月分まで段階的に引き下げるという試案を、去る６月１日、森田市長は記者会見を行いまして、４０年勤続で１１７カ月の多摩２６市で最高の勧奨退職手当の引き下げ

を、また、女子職員の出産、結婚退職の優遇措置の廃止等６０年までに最高を都並み、８０カ月、６３年までに国並み、６3.5カ月にすると、目下基準を検討中の助役会の答申を待って決める、このような会見内容であったと思います。

すでに組合側と話し合いに入っているが、およそ記者会見の要旨はこのようなものでございましたけれども、この記者会見のように、ことがうまく運んでくれればまことに結構な話でございますけれども、昨日の朝刊によりますと、退職金の引き下げ指針結論持ち越し、多摩地区助役会、という新聞の見出しに、２６市の助役会は６日午後府中市の自治会館で総会を開き、退職金引き下げのガイドラインの取り扱いを協議した。助役会は総会で了承を得て、来月市長会に答申するものでありますが、各助役からさらに検討を続けたいとの慎重な意見が続出、結局この日は結論を出なかった、等でございます。

また、６月２日付の市職ニュースによれば、市長の退職金発言は断固許せない、の見出しで、本日の各新聞に掲載された市長の退職金発言は、組合に正式な提案はされておらず、事実に反したものでした。許すことはできませんと、こう書かれてあるわけであります。

また、廊下等に張ってあります、あの違法ビラにも同様な趣旨が書かれております。市職でもまんざらうそ八百を書き立てるとは思われないので、と、すると、市長は一体何のための記者会見だったのか、私は真意を疑いたくなるのであります。当面の議会対策のためであったのか、あるいは武蔵野で発生しておる多くの問題を人のうわさも７５日で、一時的にはぐくらす記者会見であったのか、この市長の本意を、断固とやるんだという意志が記者会見のようにあるならば、具体的な数値、期日をもって御答弁いただきたい。これが質問の２点目でございます。

３点目です。給与制度の改革を要求いたします。これも再三にわたって申し上げておるわけでございますが、いわゆる悪の根源、通し号俸わたり制度の改善でございます。この制度はまじめに働く人がばかをみる、ただ年数さえ積み重ねれば、課長でなくても課長職、あるいは部長でなくても部長職の給料が手に入る、なまけ者を助ける制度であります。職務給、能率給、責任給を導入すべきであると思います。地方公務員法は、第２４条に、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。これが１項目、２項目に、前項の規定の趣旨はできるだけすみやかに達成されなければならない。３項は、職員の給与は生計費並びに国、ほかの地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他事情を考慮して定めなければな

らないと、はっきりと規定しております。当然、この地方公務員法に抵触するものと思います。この法の見解を４点目として求めます。

５点目、ちまたで聞く話でございますけれども、小学校の校長先生より用務員のおじさんの方が高いボーナスをもらった、期末手当です。いう話を私は再三聞いております。この話は事実であったのか、そういった事実があったのかどうか、その見解をお聞きします。

６点目、ラスパイレス指数、１１７.７は行政職も現業職も同一指数なのか、もし違ったらば御答弁をいただきます。

７点目、職員の給与、退職金手当は、すべて条例によらなければならないとした、地方自治法第２０４条の２項、なっておるわけですが、その中で、退職年齢と退職期日は、市長の規則で定められております。職員の給与はすべて条例によらなければならないとした、この規定と、専決ともいえるこれらの規則とはあい反しないかどうか、その見解をお尋ねいたします。これが７点目です。

最後に８点目、違法ビラの庁舎管理規則について質問してみたいと思います。前回も申し上げました地方財政の硬直化の中で、公務員の綱紀の粛静を求める市民の声はますます高まりつつある中で、地方公務員法、庁舎管理規程等を全く無視して、庁舎内にベタベタと張りめぐらす違法ビラ、あるいは争議行為、市庁舎を私物化し、これら一連の行為に公僕としての自覚がはたしてあるのでありましょうか。５７年の３月の２０日、全電通東北地本の組合員が、東北電気通信局の庁舎にビラ張り行為に、最高裁は建造物損壊罪を、５８年４月の８日、最高裁は全電通組合員の春闘ビラに建造物侵入罪を、５４年の４月、国労札幌訴訟判決で組合員のビラ張り行為に定められたところ以外に張ることは違法と判決が下されております。本年４月わが新政会では、会長名をもって、庁舎内の違法ビラを撤去するよう、文書で市長に申し入れを行いました。確かに一部の違法ビラは撤去されました。そのとき、市職と、わが会派の議員とのトラブルが発生しました。市長は、ある議員控室におって、よくその様子は御存じのはずでございます。それでなくても、給与問題、退職金問題、市民の目から、市職とのなれ合い、癒着、秘密主義と見られる中で、この違法ビラさえ撤去できない市長の責任、管理責任、指導力に疑念を抱かざるをえないのでございます。市民に不快感を与えるような戦術は厳に慎むよう指導すべきであると信じます。市長の違法ビラに対する見解を質問いたします。以上８点です。

○副議長（大柄　保君）　　市川資信君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　企画財政部長。第１点目の行財政改革の進め、あるいは進捗状況という、第１点目の御質問に対して、お答えいたしたいと思います。

行財政改革というのは、ただいまも国の方で、いわゆる審議会の答申を得て、これから実行に着手しようとしている段階でございます。当然自治省から地方自治体に対しましても、行政改革の指針なるものはきております。その中で項目がございます。４項目ほどの項目にわかれております。地方税使用料、手数料等のいわゆる財政措置上の改革の問題、それから、職員手当あるいは、給与等の、そういういわゆる行政機構内部にかかわる問題、の改革にかかわる問題というふうに項目が設定されてございます。

財政部分としては、地方税、使用料、手数料等の歳入、歳出、あるいは歳入の努力を図れというような指示、あるいはそれに対する方策を考えよ、あるいは事務事業、いわゆる事業設定の場合に、それが行政効果があるかないかを、厳密に判断をして予算化をせよ、あるいは、３点目に、普通建設事業の実施に当たっては、その経常経費部分についての削減をできるだけ図れ、そのような内容の検討事項が指示されております。当日野市におきましても、財政部分につきましては、補助金等の見直し、あるいは予算編成課程における、いわゆる経常経費の削減、その努力は年々重ねておるところでございます。

ただ、いかにいたしましても、たとえば補助金等の見直しにいたしましても、答申と実施の間にいろいろな問題がございます。必ず１００％の実施が可能という部分ばかりございませんので、それについては、今後とも努力していきたい、と、そんなふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　何点目になりますか、給与制度の改革、あるいは、助役会の退職金にかかわる結論持ち越し、これらとからむ市の方針につきまして、御答弁申し上げたいと思います。

給与制度の改革というものにつきましても、午前の会議の中でも市長の方から２６市の中でも給与制度についてのわたりとか、あるいは生活給的な位置づけ、これらについては過半の市がそういう制度的な形になっているというお話がございました。そういうような、要するに半数に達する市において、そのような給与制度をとっているということも、現状としては事実で

ございます。一つの問題となっておるところでございます。それで２６市の中でも昨年東京都に向けまして、この問題についてやはり専門委員会をつくりまして、早急に取り組むというふうな方針で対処しているわけでございます。

それで、現状の中では、昨年退職金と同じように是正計画を出しているわけでございますけれども、評議の急の問題として退職金がやはり現実の問題として解決していくという手順になりましたので、給与問題につきましては、その次の課題として取り組むというふうな今日の問題になっているわけでございます。給与につきましてはおっしゃるとおりの職務給的な位置づけ方向へもっていくと、それから、特殊勤務手当、これらにつきましても、給与の一環として、やはり簡素化していくと、こういうふうな２６市の対応になっておるわけでございます。

給与制度というのは非常にむずかしい問題でございまして、今日においては、いままできましたところの給与制度を是正していこうと、地方公共団体の場合におきましては、市民サービスを担う現場の職員というのが多数おります。この点につきましては、国家公務員と大きく違う問題でございまして、国家公務員と同一に論じますと、市民に対する直接の市民サービスという面において、いろいろなトラブルが起さると、あるいは、その職員との間に要するに安定した市民サービスが確保できないというふうな問題等もございます。

それから、現場職とデスクワークに対するものの評価ということも、国家公務員とちょっと違っているようでございます。そういうふうな点もございまして、今日のような市長会において半数以上の市が、わたり制度だとか、あるいは通し号俸的な、完全通し号俸だとか、不完全通し号俸だとか、そういうふうな給与制度をとるような１つの原因があったんではなかろうかと思うわけでございますけれども、今日の情勢では２６市の姿勢としましてもこれを共同の問題として是正していこうと、こういうふうなことになっておるわけでございます。

日野市におきましても、そういう線に沿いまして、退職金問題の次の課題として、やはり共同歩調でこの問題に当たっていきたいと、このように考えておるわけでございます。

それから、助役会の結論持ち越しということでございます。これにつきましては、助役会が単独で方針を決めるという立場じゃなくって、市長会の方から退職金についてどうあるべきか、という解決策なり是正策なりを諮問されまして、答申することになっておりますので、答申が、要するに報告が何といいましても一番大切なことでございます。

助役会がとやかくの結論をしまして、市長会の結論を固定化させてはいけないという配慮も

ございます。もう１点は２６市のうち、９つの市が、いろんな東京都下にも村がございます。町がございます。それと一緒になって退職組合をつくっています。そこの村とか、町の意向をやはり案という段階でしんしゃくしたいという配慮等もあって持ち越しておるわけでございましてぐずぐずになっておるわけではございません。市の方としましても、職組と記者会見の間において、反発があったとか、あるいは要するに国並みの扱いにということについての、市長の真意ということでございますけれども、６０年まではっきり申し上げましたように、８０カ月の勧奨でいきます。その意向につきましては、人事院の中での考え方の中でも、６０年以降については、国家公務員に定年制という新しい退職制度ができるというふうなことが、助役会の中の小委員会の調査ではっきりしましたので、その線が６０年ではっきりしてくるでしょうから、その線に沿いまして、国家公務員並みにしていくという考え方でございます。

それが、市の真意でございます。

後事務的なことにつきましては、総務部長の方からお答え申し上げたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。

ラスパイレスの関係でございます。につきましては、５６年度につきましては、１１７.７でございます。５７年の４月１日現在では１１６.３でございます。そうしますと前年対比で1.4の減と、こういう数字でございます。

このラスパイレスの算出方法でございますが、これは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職報酬表の適用職員の報給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により、対応して算出したものと、こういうことで国を１００としてございます。

なお、御参考までに申し上げておきますと、ラスパイレス指数の関係で、都下２６市ございますけれども、都下の平均が１１６.３でございますので、日野の場合はちょうど１１６.３でございますので、２６市の平均値と、こういうことが申し上げられると思います。以上です。

違法ビラの件の御質問でございます。これにつきましては、６月の４日に新たに違法ビラが張られたわけでございます。

これを直ちに受けまして、私の方では組合長に、口頭で、直ちに庁舎管理規則違反であるから、直ちに撤去するようにと、こういうことで撤去方を厳重に申し入れしているところでございます。なお、この申し入れにつきまして、引き続き厳重に申し入れをしていきたい、と、かように考えております。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。校長の期末手当と用務員の期末手当、これが逆転現象を生じているのではないかと、こういう御指摘でございますけれど、教員給与法については、議員の先生方よく御存じのように、教職員の人材確保、これが成立しまして、一般行政職よりか、２割から３割方教員の職というのは改善されている、ことですから、一般的な給与水準からいきますと、逆転現象というのは考えられないわけですけれど、ただ期末手当等の際に際しましては、学校の校長、教員は都の基準で期末手当が支給されている、と。市の職員の場合、２６市の基準の中で期末手当が支給されておりますので、そういう点から、期末手当の時点で、率の関係から逆転現象が生ずる場合も考えられる、と。ただ期末手当につきましては、一応扶養手当、あるいは住居手当、それから調整手当、そういうものを加味して、率が計算されます中で、管理職手当、学校長の場合には、２０％の管理職手当がついているわけですけれど、この管理職手当だけは基礎計算から除かれている、と、そういうところから、いま市川議員の方から御指摘のように、率のからみの中から、場合によると、そういう現象が起きてくる学校も、特別の例としては出てくるということも考えられると思います。以上です。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　お答えの中でまだふれてないものが給与の規則があろうかと思います。この点につきまして第１段の御答弁を申し上げたいと思います。給与に関する条例がございます。これらにつきましては、基本事項だとか、あるいは、権利とか、義務という基本的な事項について議会にお諮りしまして、議決を承っておるわけでございます。

規則につきましては、それらの基本事項に従いまして、市長の権限内でございますところの、施行に関することを規則の中で規定するわけでございますので、条例に従った範疇におきまして、規則がその施行を規定しているわけでございますので、おっしゃるような違法面はなかろうかと存じておるわけでございます。具体的な指摘があればその事実に即しまして再検討も申し上げていきたい、とこう思っているわけでございますけれども、基本的には、そういう関係、位置づけにあるものでございますので、意図はなかろうかと考えておるわけでございます。

私たちそう簡単に申し上げられない事項じゃないかと、こう思っております。各年度議会に御提案申し上げ給料表等も御議決いただいて施行してまいったものでございます。

それから、地方公務員法の２４条というものをとらえますとおっしゃるとおりですね、職務給、あるいは能率給、責任給と、要するに責任に応じた職務の内容によって、給与を決めていきなさい、とこういうふうに法律はなっておるわけでございますけれども、一つの地方公務員法基準というふうな考え方で受け取っておるわけでございます。

それで国と地方の現業員のあり方でございます。国の場合は簡単な運転手等が現業員でしょうけれども、広く地方公共団体の現業員というのは、し尿からごみから扱うと、日野の場合には委託になっておりますけれども、そういうふうな、非常に多数の現業職員を抱えた中での給与体系のあり方として、考えますと、そう簡単に違法の見解というのは出てまいらないのではないかというふうに私は考えておるわけでございます。非常に厳しい時代になってきての方法づけとしての御注意としてこの件については十分に理解できるものが私たちあるわけでございます。先ほど言ったように２６市の中でいろいろこれから努力してまいりますということになっておるわけでございますので、よく理解しておるわけでございます。違法というふうな、簡単な簡単というか、断定的なことはちょっと申し上げられないんじゃないかと、こう思っておるわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　再質問に入る前に私の質問と食い違っている点が１、２あるので、もう一度それをお答えいただいてから、再質問に入りたいと思います。６点目の、私は、ラスパイレス指数を聞くんではなくて、現業職と行政職のラスパレスが違っているんではないかと、こういう意味の質問なんです。よろしくお願いします。

○副議長（大柄　保君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　通称ラスと、いままで論議されてまいりましたのは、一般行政職のラスでございます。１１６.３、ちょうど３月議会に市川議員さんから質問を受けました。そのときはまだ５６年のラスしか発表になっていませんでしたので、１１７.７でございました。それから２日ばかりしまして、こちらに通知がきました。５７年の４月１日付のラスでございます。１１６.３でございます。それで、ラスでございますけれども、一般行政職の、いままで論議してきましたラスは、一般行政職のラスでございます。昨年よりも1.４下がっているわけでございます。

そういうふうな状況なんですけれども、現業職とこう言われているわけでございますけれども、技能労務職のラスというふうなことになっております。それはいずれ申し上げなければなりませんので申し上げますけれども、５７年のラスはわかっていません。５６年のはわかっています。５７年度で見ると一般行政職は１１７.７でございます。それに対比する技能労務職のラスは１４０.３でございます。一般行政職と技能労務職のラスの差というのがこのくらいあるわけでございます。これにつきましては、先ほど言ったような職務の差がございます。国家公務員対比でございますので、あくまでも、国家公務員対比でございますので、一般行政職よりも給料が少なくても、元になる国家公務員の技能労務職というものが対比するものが低ければ、こういう形で出てくるわけでございますけれども、いずれも、いずれにしろ、はっきり調べれば５７年もわかりますけれども、私いま持っているデーターは５７年でございます。５７年の一般行政職は１１７.７でございますけれども、技能労務職の５７年のラスは１４０.３でございます。それでよろしいですか。

○副議長（大柄　保君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　再質問に入る前に、小学校の校長と用務員が期末手当がそういう現象も起こり得るという答弁であったのかどうか、過去に、そういうことを聞いているんです。あったか、どうか。それを聞きたいんです。あったら何件あったのか。

○副議長（大柄　保君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。いま、手元に、その辺の資料は持ち合わせておりませんけれど、過去においてはそういう事例もあると思いますが、先ほどお答えいたしましたように、人材確保が成立して以降の状況の中では、そのような現象というのはあり得ないだろうと、私の方では思っているわけなんです。資料そのものは至急に取り寄せて調査した上、お渡しできるようにしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　それではいま１点目から８点目までの質問に対するお答えをいただいたわけで、不十分なお答え、あるいはその他の点について再質問をさせていただきたい。かように思います。

まず、１点目の行財政改革の点について、企画財政部長から御答弁いただいたわけでございますけれども、いわゆる、自治省の通達の中に財政、あるいは行政の機構改革、事務事業の合理化を図るような示唆があったということであります。しかし、私は、この質問は、きのう、

きょう言っているんではなくて、少なくとも４年前に、４年以上前にこのことについて、質問ではなくて質問に対して具体的な提案を行っているわけであります。どういうふうな改善をしたらいいかとか、ただ反対だとか、言いっ放しだとか、そういう私は質問ではなかったと、ここに、当時の私の一般質問の議事録を持っております。それに対して、私が当時提案したような答弁をいま、企画財政部長、時の企画財政部長も同じ方で、私が提案したような答えがようやくいま、企画財政部長からいただけた。当時企画財政部長の答弁は、入るを図って出るを制すると、まるで二宮金次郎さんの財政白書のような答弁をいただいたわけでありますけれども、これらをプロジェクトチーム、あるいは職員の活性化等図るんだと、事務事業の合理化を図るんだと、電算化事業を導入するんだと、こういうようなことを当時提言し、また、そういった方向で努力するということに対する具体的な進行がこの４年間一つもなかったと、残念ながら言わざるを得ないのであります。

そもそも、私はなぜ地方公共団体、これは国も同じでございますけれども、行政改革がいま国民の要望としてなぜ必要なのか、なぜこれほど厳しく指摘されるかという点なんですけれども、地方公共団体には、いわゆる民間企業と根本的に違って競争の原理というものがないわけであります。すべての点において、競争の原理の上に初めて、市民サービスの向上、事務事業の合理化、あるいは職員の士気の高揚等が図れるんだと、そういうものがこの、地方公務員には、あるいは国家公務員には導入がない、それがいわゆる今日の財政の肥満化、事務事業の低下を来たしたんだろうと、こう思うわけです。ひとつ、自治省のこの通達に対して次に質問するときに、具体的にどういう方向でいくのかということをできればもう一度、企画財政部長から後ほどで結構ですが、御答弁いただきたいと思います。

次に、退職金制度の改革は必ずやる、いつまでやるんだということに対して、助役の答弁をいただいたんですが、記者会見をしているのは市長でございます。市長の答弁をいただけるものと私は信じておったんですが、いただけないんですが、その見解をもう一度お願いします。市長、この２点目についての見解を求めます。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先般来、御質問の方にもお答えをいたしております。制度というのは、その社会情勢あるいは市民の意識に即するように直したい、こういう考え方にたちまして、退職金の制度にも当市として対応しなければならない、その考え方については、６０

年までに８０カ月という指数を使いたい、このように申し上げております。これから、助役会の、いま検討中の一つの共通な線もあり得ると思いますので、それらと十分整合させて、そして組合とも合意を得たうえで、実施するのが私の考え方でございます。以上です。

○副議長（大柄　保君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　まだ具体的に、いまの答弁で私全く納得できないんですけれども、もう一度一通りそれでは再質問させていただいて、さらに答弁をいただく中で、さらに質問させていただきたい、かように思います。

通し号俸わたり制度を撤廃せよ、という質問を３点目にしたわけですけれども、早急に取り組むと、ただ現実の中で２６市中半数近くが、この制度を実施しておるということであります。しかし、私は冒頭にも申し上げましたように、この制度がいわゆる地方自治法の公務員の給与規定にある職務給、能率給、責任給というものが全く導入されてない、いわゆる地方自治法、公務員給与規定の違反どころか全く無視したこの制度に疑問を抱くわけなんですが、これを撤廃するとか、何かということは、明確な答弁がいまいただけなかったわけです。これは、むしろ、助役よりも市長が自分の、昭和４８年に市長に就任してすぐ設定したわけですから、大体の目安で、表向きには憲法を市政に生かそうという大きな横断幕を市庁舎の前にたらしながら、一番肝心な足元の地方自治法を自ら犯すような制度を取り入れていること自体が、私には納得できませんし、ましてこの制度を、明らかに地方公務員法に抵触するのでありますから、違法でありますから撤廃すると、この制度を改めると、こういった言葉を聞きたいわけですが、その見解をもう一度後ほどお伺いします。

それから、小学校の校長先生が、期末手当が用務員さんより少なかったと、現実にそういうことをちまたで話を聞くが、現実にあったのかどうかという点について資料を後ほど提出するということでございますので、それは資料要求で結構でございます。

６点目の、ラスパイレス指数、現業職と行政職が私は、以前から、これも職員の一部の仲間の言葉の中に、本日初めてここに数値をもって示されたわけでありますが違うんだということを耳にしております。なぜこういうふうに現業職と行政職のラスパイレスが違うのか。その点の明快な答弁を求めます。

それから７点目の給与、退職金手当条例による、いわゆる条例主義に反しているんではないか、いわゆる市長の専決に等しい規約で、規則でその退職の期日と、６月３０日と１２月３１

日という、それから退職の年齢を決められているわけですが、いわゆる給与条例によれば、条例主義で議会の当然の承認が必要であろうと、私どもの見解はそう思うんです。

なぜならば、昨今の新聞紙上によれば、理事者も職員組合も、密室で取引を行い、議会はその形骸化したなれ合いになっておるということが、新聞紙上に指摘されているわけです。だとすると、こういったこまかいところからチェックしていかなければ、議会の活性化であるとか、あるいは厳しいチェック機関としての機能が失われるわけであります。

この辺の見解を再度お聞きしたいと思います。

それから、最後の違法ビラの撤去でございますけれども、６月４日に組合長に違法ビラを撤去するよう申し入れたけれども、総務部長、ごらんのとおりであります。一体どうなっているんですか、庁舎管理規程にしても、あれほど具体例をあげて、はっきりと最高裁で幾つもの判例が出ているわけではありませんか。判例なんてこという必要がないんです。庁舎管理規則だけで十分なんです。それすら履行されてない、そういったところにそもそも職員と理事者のなれ合いだということを、市民の目からもたれてもやむを得ないんじゃございませんか。以上８点を明確に御答弁いただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　企画財政部長、第１点目の再質問にお答えいたします。５５年、５６年におきまして、議員さんの御質問になった内容、具体的に私も受けとめております。事務合理化を図るための電算導入はどうか、あるいは、経費見直しのための効率的な予算書の作成の仕方はどうか、等々の御指摘でございます。それらにつきまして、一応電算あるいは事務効率化のための担当といたしまして、５月に副主幹を配し、部下１名をつけました組織をつくっております。

それから、予算書の件につきましては、その当時も御答弁申し上げたんでありますけれども、いわゆる企業サイドにおける複式簿記の形をとった予算書というような形は、自治法上の問題がありまして、日野市だけでというわけにいきませんので、この点につきましては、法的に不可能というふうにお答え申し上げてあるわけでございます。

ただ、内容といたしまして、企業がもっております利益追求、あるいは利潤、いわゆる生産性のための観点、それを行政の中で、先ほど午前中も市長の答弁の中にもありましたが、いわゆる行政サイドで、その生産性をいかなる形で評価するかということでございます。その辺の

ところが非常に、国におきましても、なかなか視点を設けるのがむずかしいというような事情がございます。われわれもむずかしいからといって放てきしているわけではございません。予算をつけたその事業が実行され、財政効率がどうあるかということは、追跡調査をしておるわけでございますが、それらのいわゆる決算という姿の中での追跡の中で、さらに予算編成のときに、より一層の具体化を、効率化を図りたい、と、このように考えているわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　私の方でお答えできる範囲でお答え申し上げたいと思います。わたり通し号俸の撤廃については、市長の見解をお願いしたい、こういうことにもなるわけでございます。ラスパイレスがなぜ違うかと、こういうことでございます。それにつきましては簡単に国家公務員の技能労務職と比較できないんじゃないかと、こういうふうな考え方をもっております。それで日野市の一般行政職の東京都との比較ですけれども、東京都と比較しますと、東京都を１００にしますと、日野の一般行政職は、１０４、５というのが昭和５６年でございます。それでは技能労務職は東京都の場合と比較しますと、東京都を１００にして幾らかといいますと、１０４、３でございます。国との間においては、技能労務職は大変な減額が生じたわけでございますけれども、東京都においては、一般行政職と比して大きな違いは出ない、かえって0.1下がっておると、こういうふうな現象でございます。と言いますのは、国家公務員の場合には、こういう現業職、あるいは技能労務職というものは、３公社５現業の中に大方いるんではないだろうか、と、それで、技術職とか、それから現業職というものにつきましては、国家公務員一般職の中にはそんなに少ないんじゃないか、こういうふうな違いからまいりますので、国家公務員の場合の技能労務職との比較というのは、そう簡単にできないんではないかとか、私はどちらかといって給与ベースを考えるならば、３公社５現業ベースで考えてやるべきではないだろうか、そういうことが要するに末端行政において市民と接触の多いサービス行政がたくさんあるわけでございます。それらに働く職員に対する意欲だとか、サービスの充実ということを考えると、そういうふうな考え方が、私は正当じゃないだろうかと、こう思うわけでございます。違いというのはそういうところからきていようかと思います。

それから、武蔵野なんかは年がら年中勧奨退職の受付というふうな状況の市もあったようでございますけれども、日野市においては１２月に入ってから勧奨の条項をつくりまして、勧奨

の受付をするというふうなことで、府中も同様でございます。やはり季節的に限って勧奨というものを、制度化するというのがやり方として私はいいんじゃないかと、こういうふうに考えているわけでございます。助役会の中での皆さんとの相談の中でも、そういうふうな考え方をもったわけでございます。それで５５歳とかいうふうなことを市長が規則でやっている。これが条例違反じゃないだろうか、こういうふうなことでございますけれども、４０年代に入りまして、地方自治法の、要するに基本的な組み立てが大きく変わりました。ということは、世の中が非常に変革が激しくなったということで、地方行政におきますところの事務のあり方も非常にスピーディな事務の処理というものを求めた結果、大幅に条例なり、あるいは議決によるということ、時点についていろいろと財産の取得、処分なんかに見られるように、やはり何千万以上、何坪以上というふうな制限がつくようになったわけでございまして、私は市長の、さっき言いました法の要するに権限の範囲内でやられていることであって、条例にからませるべきことがらではなくて、１２月だとか６月にやるとか、５５歳でやるとかということは、市長のそのときの要するに新陳代謝を求めると、職員の新陳代謝を求めるという、ひとつの考え方にたって、やられるべき、市長の権限に属することじゃないかと、こう思うわけでございます。そういうことでございますので、違反性はないんではないかと、こう考えておるわけでございます。違法ビラにつきましては、大変御迷惑をかけておるわけでございます。私たちもたえず警告もし、日常の事務折衝の中でもいろいろと話してきているわけでございまして、はっきり言いまして、外の市から比べるとある程度の素直さもあると私は理解しているわけなんですけれども、まだビラが残っているという面では、返すお言葉がないわけでございますけれども、総務部長が言いましたように１と２というわけにはいかないわけでございます。執行委員にしても、職場委員だとか何か強いところはなかなか取りにくいというふうなところもあるようでございます。人間を使うというのは非常にむずかしいことだし、組合対策ということも非常にむずかしい。なおさら公共施設の中でということでございますので、おっしゃることについては私たち本当に一言もございませんけれども、日を重ねて改善していくほかないんじゃないかと、努力だけは認めていただきたい。御指摘をいただいてから早速交渉しまして、大分３月議会終わりましてからおかげさまできれいになったわけで、お力添えいただいたわけでございますけれども、なお一層努力してまいります。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この地方公務員の給与体系あるいは率でありますとか額でありますとか、これを定めることは最も公正な手段と、それから一般に理解をされる背景がなければならないことは申すまでもありません。いままで質問をお伺いしているわけですが、それぞれ、そのときの情勢等で議会の恐らく全会一致の議決を経ながら、すべて行ってきたというふうに解釈しておりますが、また、状況が変われば変化の提案も重要であると、このように存じております。前々の市長当時から継承されたものもありますし、それから、新しくまた定める制度もおのずからあったわけでありまして、それぞれそのときの情勢を十分反映をしたというふうには思っております。ただし、御指摘のこの仕方というのは、私は、中央の行政改革、特に財政が大変、財政が硬直化しているために、地方自治体にもまたずうっと、すその方へひろがってきたと、こういう背景の中の事情もおのずからあるんだと思っております。

そして、最近、特に国の公務員との比較で、たとえばラスパイレス指数という指標が使われたり、あるいは、いろいろな比較がなされて、いかにも、地方自治体がルーズな対応であるというふうに強調されているようでありますが、私はだんだん、やっぱり時代に沿って、改善というよりも適正化の方向にいつも整合していっているものだと、このように思っております。したがいまして、たとえば御指摘の、日野市のとっております給与制度におきましても、これは大都市の周辺の有力自治体が、それぞれ同じような給与体制をとっておるわけであります。日野市だけが特に対応が遅れておるとか、というふうではないと思っております。

しかしながら、御指摘の、たえず現時点に沿って改正、是正、そして、いわゆるそれが行政改革の一翼になるものだと思っておりますからして、市民の方々の批判に十分耐えられるように、また、議会の御指摘にも大いに耳を傾けて御指導いただくように、今後も努力をする考え方でおります。

それから、いろいろと顕正的な御指摘もあるわけでございますが、特に私が午前中に申し上げましたように、内部の指導ということについては、私的な感情とか感覚が許されるものでもありません。公正な立場に立って、そうして、かりそめにもなれ合いだとか、あるいはルーズだとか言われないように、一層の努力をしなければならない、このように伺っておる次第でございます。

○副議長（大柄　保君）　　市川資信君。

○９番（市川資信君）　　もう一度、それでは簡単に再質問に入りますけれども、私は日

野市で行政改革でいま一番何が求められているか、財政の方は別としまして、行政の方で、たとえば、私ども１階、２階、３階をいつも歩いてみまして、一番感じるのは、何か、みんな貝の中のかたつむりの中に入ってしまっていると、いう印象を、これは私だけじゃない、私はうちの方の会派の人に聞いたんですけれども、そういうことを言っている人が非常に多い、ひとつ、ぜひ、定年方式だけでもいいから努力していただきたい。プロジェクトチームなり、プロジェクトチームはつくってあると、言っておりますけれども、それが実際には活用、運用されてないということでありますので、ぜひ定年方式の採用を実施させていただきたい。そしてその際にはぜひ報奨を出していただきランクを上げるとか何かでなくて、ぜひ報奨を出してもらいたい。それが提案です。私の言っているのは、今。

２点目の質問なんですが、実は、私の一般質問をするに当たりまして、わが会派から資料要求をしておきました。その資料要求というのは、５６年に自治省の通達に基づく、いわゆる行政改革と、給与の改定に関する指導に基づいて、５７年の７月に日野市でその改定試案なるものを、自治省に提出してあるということですが、その資料要求をしたところが、それはできない、提出することはできない、という回答があったそうであります。これは１００条は別としまして、こういったところに、いわゆる秘密主義、いろいろと議会で資料要求しても思うような資料が集まらないということを言っているんでありまして、ある人は、この資料がなければ一般質問できないという人が、うちの方の会派に現実にいるわけであります。確かにそれを公表することによって、職員組合との今後の交渉に支障を来たすという配慮、あるいは、他市との配慮等があるんだろうと思うんですけれども、少なくともそういった面だったらば、その人員のみに、議会にのみ提出しなければ、先ほど言った条例審議にも、議員の、いわゆる発言権、資料権、あるいは、議員の権利も主張できないわけであります。ぜひ、こういった貴重な発言に要する資料については、無条件に出していただくように要求するものであります。

それから３点目の通し号俸わたり制度は、全会一致で、当時たしか通過したんではなかろうかと、市長の答弁でございましたが、私どもが聞き及ぶところによりますと、４８年にこのわたり制度を導入するに当たって、議会は大混乱して、賛成多数でこの問題が決着がついたということを聞いております。だとすると、いまもって思惑の根源として掲げる通し号俸わたり制度はやはり議会のみならず市民要求の立場からもきちんと緊急に整理をしていただきたい。それから、ラスパイレス指数についてちょっと逆に私から質問するんですが、いわゆる通し号俸

制度を取り入れておりますと、現業職と行政職の給与ベースは一定になります。本来給与ベースは、現業職と行政職とはランクがあるはずであります。そうすると恐らくラスパイレスを適用しているがゆえに、こういう格差が出たのかどうか、その点をちょっと１点この点だけお聞きをしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ラスパイレスを適用していると……。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　要するにね、一般職員が１１７.７のラスパイレスがあるのに対して、現業職だけが１４０.３だと、この差がなぜ生じているかということに私の単純疑問として、いわゆる行政職と現業職は、もうそもそもスタートから１号俸ないし何かの給与が、査定が本来違うわけです。ところが日野市は通し号俸を採用しているために、現業職も行政職も同一賃金ベースになっているわけですよ。そういったところに現業職と行政職のこういったラスパイレスの差が出ているんじゃなかろうかと、こういうふうに思うんですが、そういったことはないんですか。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　そういうこともあろうかと思います。そういう要素も作用していると思います。

それから、こういう大きな差が出たというのは、日野の一般職とそれから日野の中の技能職の比較ではございませんので、国をいずれも１００としていますから、国それ自体の中にやはり無理な面、あるいはこういう地方都市の住民の末端の行政サービスを預る職員のあるべき給与形態と、中央官庁の共通の技能職員の比較の矛盾でも私はあろうかと思います。その２つからきておると思います。ですから、おっしゃるとおり通し号俸でございますので、同じような形で給料は上がっています。そういう面からもきていると思います。

○副議長（大柄　保君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　特にこのわたり制度においては、いわゆる活性化が求められる行財政改革が唱えられる中で、当市においても課長等は直接われわれに耳にします。ただ年数を重ねさえすれば責任がなくても、あんな仕事していておれたちの給料と同じではないかと、現実に私は耳にしているわけです。そういったことが、いわゆる士気の低下を招き、組織力の低下を招くということを私は指摘したいわけであります。

したがって、最後に市長に退職金制度の必ずこれまでの期日までに、先ほど言った６０年の都並み、６３年の国並みにいつまでにやるんだということのはっきりした答弁と、通し号俸わたり制度の撤廃の目安を明確に答弁いただいて、結びに入っていきたいと思うんですが、市長の答弁を求めます。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　すでにお答えをしているつもりでございますが、この退職金の、この日野市が特に突出をしているという部分の是正はしなければならない、その理由はこうであるということをお話をいたしております。

したがいまして、他市の連体関係にあります助役会の検討試案というものもありますから、それと整合をして、そうして組合とも十分話をして、そして、なるべく近い時期に提案を申し上げる。このようにお答えをいたしておきます。

そして、その復案といたしましては、６０年を基準として用います月数を８０としたい。このような考え方でございます。

それから、通し号俸とかわたり制とか言われております給与体系にも、それなりの意味があると思っております。したがいまして、今後の、これらも十分動向を見極め、正すべきことは正さなければならない、そういうふうに考えております。いろいろ価値感の差も、相違もあるわけでありますから、十分検討するつもりでございます。

○副議長（大柄　保君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　まだ。違法ビラの件とか、いまの市長の答弁について、全くある面では平行線をたどって、私どもとしては納得のできない質問でありますけれども、５月の１５日に毎日新聞の社説と、５月２９日に朝日新聞の社説は皆さんごらんになったと思います。私はその両方を見まして、朝日新聞の一節に地方自治を改めて考える、こういうテーマで問題を投げかける高額退職金、議会と住民との役割、もちろん退職金制度も給与水準も自治体はすべて国並みあるいは国以下でならないといっているわけではない。自治体の財政状態や、地域の事情によって特殊性があっておかしくない。しかし、一律に、他の自治体との見合いで高水準を維持するというのは住民側からすればわりきれない話である。退職金や給与基準は労使の交渉で決まった後、議会に諮られるが、この議会審議が形骸化し、真に住民の意思を反映しているかどうか疑いたくなるのである。この際地方議会の活性化を求めたい。

議員は、住民から自治体の行財政を回避する役割と、住民の声を自治体運営のすみずみにまで反映させる任務をもっている、労使なれ合いの給与交渉などで十分に目を光らせる必要があろう。それが１点目です。

２点目で、自治体の理事者と、職員に求めたいのは、だれのための自治体か、何のための自治体行政か、という視点を確実に取り戻してほしいということである。そこに住民こそ主人という原点がある。当然ガラス張り行政、情報の公開が要請される。

第３は、住民参加と監視である。監査請求、直接請求など国に対してとは違った観点から、地方自治法が用意している直接参加を活用することであろう。今度の武蔵野市をきっかけに、国が自治体指導の強化の方向を打ち出そうとしており、中央統制と終点は民主政治にも反する、地方自治体の設備と自立が求められている。こうなっております。

表向きでは住民参加、市民参加などと唱えていながら、国の指導強化を導きかねない行政運営は、ほとんど革新市政の自治体から発生している事実であります。あの評判の悪い国鉄でも年末年始には徹夜で運転しております。暮れのごみ集めは２９日で打ち切りです。５日でなければ動き出さない。高層住宅の公団住宅やマンションには郵便配達が来なくなってしまいました。

しかし、新聞は戸別に入っております。国鉄貨物は空気を積んで走っておる。宅急便にみんなお客をとられたからであります。これらは、いずれも競争原理があるからそういうことが可能なのであります。

いまにして、地方公務員は公僕としての自己改革に努めない限り、市民はもっと厳しい改革を迫ることでありましょう。と提言して一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって２の１、行財政の改革と、給与制度の改革をせよに関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　　御異議なしと認めます。よって暫時休憩をいたします。

午後２時２８分休憩

午後２時５９分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　昨日新政会の高橋会長名をもって資料要求をしてあります。内容は先ほど市川議員も一般質問の中でちょっとふれました、自治省の要求に応じて昨年７月提出されました給与是正計画並びに退職金の是正計画の写しであります。いまだもって資料が提出されておりません。その後措置はどうなったかお伺いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。確かに資料要求の提出はございました。私どもの方もそれを受け入れるべくいろいろ検討したわけでございますけれども、この書類そのものが取り扱い注意と、こういうことの表示が国の方からも出ておりますので、慎重を期すために資料要求にはお答えできないと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　内容については午前の古賀議員の一般質問について、助役から一部答弁があって、おおよそ推定できるわけでありますが、給与については、最終的には給与条例主義と言いますか議会において最終責任はもつわけであります。また最近、いろいろこのことは問題になっておりまして、市民から、日野ではどうなっているのかというような質問も多いわけです。一応是正計画はありますということは私お答えしているんですが、その内容については全然わかっておらない、非常に不都合であります。ぜひせめて議員にだけでも公開していただきたい、こう思うわけであります。これを公開しないということは議会軽視であり、極端に言えば議会無視ではないかと、私はこう思っております。いかがでございましょうか。

○副議長（大柄　保君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。私の一存ではお答えできないわけでございます。東京都、あるいは自治省の方にこういうことの旨があったと、こういうことで了解を得まして、その了解のあかつきにお渡ししたいと思います。（「了解」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　旗野行雄君。

○１０番（雄野行雄君）　総務部長からですね、取り扱い注意というようなことになっているということですが、取り扱い注意と非公開とは違うと思うんです。自治省にはおおよそ

内容はわかっているわけなんですから、べつに公開しても差し支えないと、私はこう思っております。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まず市長に聞きたい。一体日野は自治体であるかないかだ。東京都知事に、東京都に聞かなきゃとか、自治省に聞かなきゃ、第一市長が出した文書は東京都の職員はみんな見ているわけだ。自治省の職員も全部見ている。日野はこういう改正計画を出している。それをどうして知事に聞かなければ、市民に見せることができないんですか。本質的問題だと思う。なぜ聞かなきゃいけない。その点市長に回答を求めたい。

特にこの問題は、議事進行上お願いしたいのは、資料なしで質問をするということは大変なことなんだ、その資料をかくされて、それを見せるか、議員に見せるか見せないかは東京都に聞かなきゃ、国に聞かなきゃ、市長の基本的な考え方だと思う、これは。国答を求めたい。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都や国も、地方自治体をある程度指導する権限はあろうかと思っておりますが、また、各自治体はそれぞれ一個の独立をした自治体でもあります。したがって、ごく内部的な意見交換の資料というものは、これはあるだろうと思っておりますが、私もあまり詳しくは存じません。後ほどそのことの意味をよく調べまして、お答えをいたします。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ、議事進行上非常に大事なことなんだ。憲法に地方自治体は独立機関なんだ、ちゃんと規定されている、それで、ただ要注意というのは、はっきり言えば東京都なり、自治省では、日野市の立場を尊重しますよ、という意味だろうと思う。逆の立場じゃない。東京都が日野市に制限しているんじゃない。いま問題の給与の問題、退職金の問題について、各議員は資料がほしいわけだ。将来どうする市長の決意を知りたいわけだ。市民にも知っていただきたいわけだ。それを内々にしておいて、資料は出しましたということはわかっている。その資料を議員にすら見せないで、議事を進行させろということは非常に困難だ。都合の悪いことを見ないでくれ、聞かないでくれ、こういうふうな趣旨に解される。この程度にしておきますけれどもとにかく至急出してもらいたい。特に、こういう情報は明らかにならなければ一体4,０００万退職金がどうなるんだかだれにもわからない。日野の給料がどのくらい高いんだか、だれにもわからない。将来どうする気でいるのかもわからない。

しかし、市長は、東京都知事なり、東京都の職員には出している。自治省に出している。このことを十分考えて、憲法を市政に生かすというふうなスローガンを掲げている市長が、東京都の意向を聞かなきゃなんてことを言われるとは、まことに心外で、こっけいであります。その点だけ。

○副議長（大柄　保君）　一般質問に入ります。

3の1、日野7,７７３番地道路舗装及び生活排水の改善を早期実現についての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔１４番議員登壇〕

○１４番（川嶋　博君）　それでは、日野7,７７３番地道路舗装及び生活排水の改善を早期実現についての質問に入りたいと思います。

この道路は、日野では一番悪い道路と、私は見ております。このことについて、通告した内容について建設部長のまずお考えを聞きたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　建設部長でございます。それではお答え申し上げます。具体的に、日野の7,７７３番地先の道路ということでございますので、この道路そのものは私道でございます。私の方で調べました結果２６年の１１月２１日付でいわゆる家屋をつくるときの建築確認を取るときの手続上の問題として、建築基準法に定められております4メートル道路に接しなければならないというふうな規定、これに基づきまして、道路位置指定がなされている道路でございます。その後、どういう状況か、その辺の詳細なことはわかりませんけれども、現在の現況からしますと、いわゆる市が持っております市道認定の基準に合わない道路、一部合わないということで、現在まできているということでございますけれども、過去の経過を調べますと、地元から陳情も過去に出ておりまして、５６年度に出ておりまして、私どもの方も地積の関係につきまして、土地の所有者等と、るる協議を進めております。したがいまして、この協議の中で、土地の帰属あるいは、道路上の分筆の関係、それから、それに伴う財産的な処理の登記、これらの一連の手続が一応終わりますと、私道認定という形の中で、条件が整うというふうに判断しておりまして、そういう状況の道路でございます。現況の道路としては私もよく存じておりまして、地形的にも非常に低いところでございまして、排水の問題も含めまして、確かに問題のある私道だというふうに認識はしておりますけれども、そういう点で、

生活道路の改善という点で、いま申し上げたような経過の中でできるだけ早い時点に地元の御協力をいただきながら、解決をして、市道認定の条件を整えて、そして、整備をしていきたいというふうに、私の方は取り組んでいくような考え方でございます。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいま建設部長の答弁があったとおり、４７年の１０月に要綱が成立され、また、そこに住んでいる方々は２６年以降約３０年住んでおります。そして、5月私も現地に行きまして、見ましたら大きな砂利の穴で、３ｍも大きな水たまりがあった、そんなような状況の中で３０年間も生活をしているのが現状でございます。

これにつきましては通学路も、生徒も通学しておりますし、その点におきまして、教育委員会としても、その道路をどのような見方をされているか、教育委員会について御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。通学路関係につきましては、毎年学校の方から、児童生徒数の住居関係等を学校時点で把握して、通学路の指定、これを教育委員会の方に申請してくると、この道を通って児童たちは登校しますと、そういう際にですね、私有地または私道、そういうものにつきましては、学校側としては通学路という形で指定していないとそういうようなことで4小の方からあがってくる状況の中では、いま川嶋議員さんの方からおっしゃっているような場所をですね、学校側として通学路という形で指定されてきていないというのが現状です。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいま教育委員会では通学路としてはしていない、しかし、そこに生活している人たちは、そこにも生徒も通っている。実際は通学をしているのが現状だと思います。それにつきまして、やはり教育委員会としても、その道路はそのままでいいのか、しかし、教育委員会としての改善が必要なんだと、そういう意見を聞かさせていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。地主さんとの関係が当然出てくる問題だと思うんですけれど、確かに子供たちの場合、抜け道と申しますか、通学路として指定されて

いても、学校への最寄りの道が通っておりますと、つい、ひとつの決まりを破って抜け道を通って登下校すると、そういう場合も出てくるわけでございますけれど、実際の指導としては一応その通学路として指定されている以上、通学路を通っての登下校、これを学校側としては、指導していると。ですから、学校に通う、より自然な道路、これがもう生活道路的な形で利用されているという状況ですと、大人の方たちがそこの道路を通って往復している状況を見ますと、なかなか子供たちの場合学校での指導を通しても、大人の人たちがそこの場所を生活道路として使っているという現実があれば、これは地主さんとの話を通してでなければ何とも言えませんけれど、公の道路という形で認定していただければ学校側として、通学路として指定できると、こういう状況になってくると思うんです。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　次に福祉関係について質問をしたい思います。高齢化社会になりますし、また、その近くにもお年寄りが楽しんでいられるゲートボール場もございます。それについて、それにかわるための道路、石だらけ、でこぼこだらけの道路をお年寄りが通る、それは危険だと私は思いますけれど、所轄している担当部長として、その道路はそのままでいいのか、また改善して通りやすくしたいのか、そういう点部長の答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。ただいま、川嶋議員さんの言われた、日野7,773のですね、私道ということでございますが、これにつきましては概略私の方では想像しております道路じゃないかと思うんですが、そこのところにつきましていわゆる舗装してない石だらけの細い道でございますけれど、先ほどおっしゃられたような、高齢者社会が来るとか、あるいは身障者が車いすで通るとか、そういうような状況になりますと、一般的に、ごく一般的に言わせていただければ、条件としては、よりよい道と言いますか、これは舗装がいいか、もう少し整備された方がいいかということにつきましては、わかりませんが、何せ条件のいい道路であることは当然好ましいことであると、舗装云々につきましては、所管をされている建設部のお考えもあるかと思いますし、建設部の方から、それなりの考え方を聞かれれば、私の方としては、それなりのお答えをしていきたいというぐあいに考えております。（「いい答弁だ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　それでは、直接道路には関係ないようですけれど、排水がございません。そこにもきのうも発表された行政報告の中で水道局長にもちょっとお伺いしたと思います。使用量が月4万トン、使用人口１４万2,０００、約計算しますと１人当たり２８０何リットルかになります。そうしまして、この計算が1軒頭1トンの計算でよろしいでしょうか。水道部長。

○副議長（大柄　保君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　お答えいたします。昨年度５７年度の1年間の１人平均1日の給水量は、２７８リットルでございますので、いまおっしゃった数字は適切であろうと思います。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　そのように、道路が砂利、排水路が全然ない、そこに住んでいる方々はどういうふうにしているか。家の庭に穴を掘って吸い込みの穴に入れてそれで生活をしております。それで文化生活、または住みよい都市と言えないと思います。そういうように苦労し、毎日１０軒あれば１０トンの水が庭に吸い込んでいるのが現状であります。

それにつきまして、災害のとき、救急医療、衛生面から見てこの排水関係の状況、生活環境部から見た対策につきましては、部長としてどのようなことを考えているか、答弁をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長です。健康課が行っております全市的な衛生関係事業では、伝染病の発生しやすい時期6月から9月までございますけど、この4カ月間にわたりまして、4カ月間に先立ちまして、5月から、市内の側溝の消毒を各自治会単位でやっております。これは2回続けてやるわけでございます。

また、本年度5月２４日から1週間にわたりまして、害虫、ハエですとか、蚊ですとかゴキブリ等の殺虫剤を市内8会場に職員が出向いて配布をいたしております。これは個人配布でございます。しかし、御質問のこの地区につきましては、市で行う側溝消毒のほかに、自治会が自主的に定期的に側溝の清掃をしております。したがいまして、この地区につきましては、個人配布の薬品を自治会にもお渡しをして自治会の協力を得て消毒をしているというのが実情でございます。

それから、さらに排水の問題でございますけれども、先ほど建設部長がお答え申したとおり、地形的になべ底型になっております。したがいまして、台風期、あるいは梅雨時の豪雨がございますと、その辺一帯に水たまりの災害が発生をいたします。いままでは、この地元の消防団、第一分団になりますけれども、その消防団に出動をお願いいたしまして、この雨水の排水を行っているわけでございますけれども、道路事情がこういう関係でございますので、今後もこういう対応は続けてまいりたいと思います。

衛生上、あるいは防災上の見地から申し上げますと、雨水排水の改善とか、さらに道路整備による抜本的な解決が望まれるところでございます。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　次には市民部長から答弁をお願いしたいと思います。やはりこの住んでいる方々は３０年間都市計画税を納めていただいております。そして、いつかこの道路もまた住みよい生活になろうとして一生懸命市に協力しております。その点市民部長としまして、市民の皆さんに対して、道路や排水をよくしてあげたいと、そういう気持があるかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　市民部長でございます。ただいまの御質問は私も全く道路はよくしたいという気持は変わりございません。ただ、その仕事の分野は建設部長の分野かと思います。立ったついででございますのでちょっと申し上げますが、確かにこの道路につきましては都市計画税を頂戴いたしてございます。

ただ、いま御質問のように、昭和２７年の記録から見ますと、昭和２７年時点で売買が行われ、その売買の状況が定かではございませんけれども、私の記憶が間違っていなければ１５４号線から２本の道路が入っておるわけでございます。どういうわけかその道路が元地主の方の所有になっております。私どもの税の立場といたしましては、道路になっておりますので、その部分は非課税に取り扱っております。地目は原野になっておるかと思います。

若干質問からはずれるかもしれませんが、お答えを申し上げます。

○副議長（大柄　保君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　次は、都市計画の方から見た場合に質問をしていきたいと思います。

３０年間も悪い道路に生活している面で、都市計画として長期的に見た場合、排水路もないそのままでいいのかどうか、また、都市計画としての計画に入っているかどうか。その点まずお伺いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。ただいまの御質問でございますけれども、都市計画の面からはどうかという点でございます。

ここの一帯につきましての都市計画道路というものは、現在都道が高幡から日野橋の南詰の方に向ってはしっている道路、これは将来に向っては拡幅の計画があるわけでございます。当然都市計画道路であれば、今後それに基きました整備を行っていくということになるわけでございますけれども、私道の場合、やはり、これを改善していくというのは、建設の所管かと思います。

都市計画面から見ましても、できるだけ道路は舗装するということが望ましいというふうに考えておるわけでございまして、都市計画サイドからも建設部と協力しながらそういった点については整備を行っていくという方向で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　川島　博君。

○１４番（川嶋　博君）　やはり、排水溝がない、非常に衛生上も悪い、その点につきまして、下水路について、さらに改善を進める意思があるかどうかいま一度都市計画部長にお伺いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。排水関係でございますけれども、この点につきましては、現在浅川シルクの中でこの地域は位置づけされておりまして、将来は公共下水道を布設するということで解決を図っていくわけでございます。こちらの方の地域に管渠を埋設する幹線でございますが、現在の２・２・１号線の将来計画の中に幹線が入っていくことになるわけでございますが、ここの万願寺区画整理区域内は、区画整理と同時に施行をしていくということで、解決ができるわけでございますが、万願寺の２期工事の中につきましては、まだ具体的にいつから着工するということは決めていません。この点、遅くなるということがはっきり明確になった時点では現道の都道の中に排水管を布設する、また、ルート変更をするということも考えていかなければならないかと思います。また、ルート変更

をするまでもなく、現在の都道の下には、幹線ではございませんが枝線で埋設していくことは可能でございますので、処理場が稼動する時点までには、この辺一帯につきましても公共下水道を布設していく考え方でございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　ただいまの各担当部長から答弁を感じますことには、積極性が欠けているんじゃないかと思います。また、その中でも道路については、先送りの感じがいたします。もっと内容について、あの道路は改善しなくちゃいけないと、こういう一言を私は待っていましたのですけれど、それが聞けなかったのが残念でございます。私は要綱を曲げろと、そういうことを言っているのではありません。行政として、住民に対して、こういう手続をとりなさい、いろいろな方法がございます。そういう先に親切な方法を市民の方に教えるのが行政の１つの仕事だと思います。すべての担当が分かれていまして、それにはずれると、もう消極的になってしまうとそういうことではいけないと思います。

ちなみに道路についての話を行いましたので、外国ではヨーロッパ、またはソ連、南米を通じまして、道路につきましては、道路には必ず、名前がついております。日本では大きな道路については何号線というような呼び名があります。あすこで曲って、裏であすこだというようなことを日本では言いますけれど、外国では大きな道路についても、小さな路地でもすべて名前が入っております。そして、起点から右側がメーターで現わしておりますので奇数の表示がしてあります。そして、左側は偶数の表示で現わしております。大きな屋敷については、もうそこに、入口のところにかかりますのでとんでおります。日本とそういう点が違いますけれど、非常にわかりやすい道路になっております。その点日本では、先ほど、私が一般質問を行った道路についても名前がはっきりありませんので、地名番地を申し上げたとおり不便な点もございます。その点をつけ加え、また、１日も早く行政指導によって毎日毎日苦労している住民の方々に１日も早く快適な生活ができるように、指導していただきたいと思います。そして、現状では、いまの要綱でいきますと、砂利は市で支給しますけれど、ならすのは住民の人ということで、素人ですから、砂利も砂で合わせてローラーでころがせば非常にいい道路になるんですけれど、ただスコップでまくだけですから、砂や砂利がまとまり、または、一方では砂利だけの道になりますので、女性のハイヒールや何かは河原を歩くよりもひどい、道路でなってしまう、そういう面でも非常に苦労されている。いろいろ担当者も現状を見ていただいて１日も

早く立派な排水と、道路ができるように要望いたしまして、一般質問をこれで終わりたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ほんのこの間この道路については、地先の住民の方の陳情も受けております。

幸いに日野市で地元に提供をする一つの広場として、公共用地を取得することができております。

また、元の地主さんは、地元の古谷　栄さんのところでございますので、いずれ御寄付をいただくということと合わせまして整備をするように指示をいたしておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって３の１、日野7,７７３番地道路舗装及び生活排水の改善を早期実現に関する質問を終わります。

続いて、４の１、町名地番整理の早期完成への努力を怠るなについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　１１番一ノ瀬です。この４月行われました統一地方選挙、後半の市議会議員選挙で、私は三多摩の幾つかの市に応援に行きました。多くの市は何町何丁目というのがはっきりしていて、宣伝も、運動もやりやすかったことを感じました。町名地番整理が完成されているのであります。日野市はこれらの市に比べてはるかに劣ります。

私は１９７４年、昭和４９年第３回定例会で、「町名整理の促進について」と題して質問いたしました。昨日、そのときの議事録を読み返してみました。

町名地番整理が行われていない地域は、多くの支障が生じており、整理済みの地域は非常に便利になっている。

たとえば、市民部の調査管理係でやっている人口統計や、住民実態調査など、町名地番整理がされている地域では、町丁別に把握されて、非常に価値あるものになっているが、町名整理がされていない地域では、あまり意味のないものになっている。

あらゆる市政、すぐれた市政を行うための前提になっているのが町名地番整理ではないか。

有山市長のときつくられたマスタープランでは、昭和４３年から４７年までの５カ年で町名

地番整理が完了する計画になっているが、昭和４９年のいま、終了どころか全体の４割にも満たない、遅々とした進みようだ、と指摘し、担当職員の人員をふやしても早く完成すべきを主張し、具体的な提案を行ったのであります。

森田市長には私の質問を評価していただき、アルバイトを入れてでも促進していかなきゃいかんというようなお答えをいただきました。

蛇足ですが、この質問があとで、公明党の黒川議員からもほめられたことは、今でも忘れることはできません。

それから９年たちました。９丁目までをもった南平の町名地番整理がまもなく完成した以後昨年まで全く進みませんでした。

９年前の私の質問に対して、今後年２カ所ずつやっていき、４年で完成させるという都市整備部長の答弁とはおよそかけはなれたものであります。やっと昨年の７月から、この市役所のある神明、大坂上、日野本町が誕生しました。

それでホッとしてしまって、後が続かなくては困ると考え、ここに一般質問に取り上げた次第であります。

私は１９７７年第４回定例会、このときだけ私は３０番議員であったのでありますけれども、新庁舎で最初の昭和５２年第４回定例会でも「町名地番整理の抜本的再考を」と題して一般質問を行っています。

私は、この質問の前に、町名地番が整理されていないことが、市政にどう影響しているのかを知るために、各課長にお願いしてアンケート形式の調査を行っています。あのときから半数以上の議員がかわられましたし、お忘れの執行部の方もあろうと思いますので、議事録をひもとかせていただきます。３６人の課長に対して御協力を願い、３０の課から回収をいただきました。１、２１の課は町名地番が整理されていないので支障を来たしている、整理されれば、こんな点がよくなると回答されています。その主なものを列挙しますと、教育委員会関係では地域別、学区別の児童、生徒数の調査に支障を来たしており、整理されれば学区区域の決定や就学通知の発送に便利になると言っています。

水道部では、市民に対する通知などの文書の発送に支障があり、整理されれば給水世帯に対する事務連絡などの効率を向上させることができると言っています。

福祉部では、いろいろな台帳が整理しにくい現状が住所などの整理が明確にすることができ

ると言っています。

都市整備部では、地理に関係した苦情相談に支障を来たし、時間を要していると言っています。

生活環境部では、雑草地調査、伝染病、害虫発生等の通報の確認に支障がある。

市民部では、滞納整理の調査や土地価格調査の現状確認に支障がある。戸別訪問調査で場所を探すのに困難である。

総務部では、土地などの場所の把握が困難。同一地番に困らせられる。火災通報などに整理が非常に効果がある。

企画財政部では、各種の統計、行政資料の作成、活用、居住者の検索に支障があるが、整理できれば計画の立案ができやすくなると言っています。

以上のような回答ですけれども、全体を通して、郵便物の誤配、遅配などの支障があり、特に広大な大字日野は、番地だけではわけがわからず、依然として地名の飛び地があって困るというものは、全体を通して言われていることであります。以上が、各課に対してのアンケートのおおよその集約であります。

というのが議事録による６年前の回想であります。その後、関係のなくなった事象もあれば、新たに出てきた支障もあると思います。

もちろん、このときの質問で市長も答えているように、行政側の能率化、利便化だけでなく、市民生活にとっても、町名地番整理がいかに役立つかは申すまでもありません。

私は当初から町名地番整理は、まず町名整理をやるべきだ、あるいは何町、何丁目、町丁目を先に考えるべきだと主張してきました。そして、６年前にもこの方向での私案、私の案を示しています。

恐れ入りますが、また、その議事録を読ませていただきます。

まず最初に、町割りの決定は程久保以降の残された未整理地域を一括して行い、具体的には委員会をつくって検討し、それぞれの仮の町名をつけ、町の名前をつけ、広報に発表する。半年か１年くらいでこれができるのではないでしょうか。市民の反対によっては時期を設定の上、修正をすることも考える。

２番目として、町名の決定は住民の意向を反映できるそれぞれの仮の町別内の委員会をつくり、ここで候補町名や参考意見を出し、これをもとに住民投票によって投票を決める。それぞ

れ分担してやることなので、全体が半年ぐらいでできるのではないだろうか。

次に３番目として、町名の決定段階で１丁目、２丁目といった丁目を並行して事務部門で作成し、町名の委員会などで検討を決定する。

４番目として、町名を内定することができたら、議会での議決をし、実施は地番整理以降になるが内部では了承できるようにしておく。

５番目として、地番整理の作業を順次行い完成のつど町ごとに実施していく。という私案、私の案でした。

程久保がすぐに完成するはずでしたので、町割りの決定、町と町との境界の決定は、程久保以降の残された未整理地域を一括して行い、となっているのですが、今となっては神明、大坂上、本町以降の残された未整理地域ということになると思います。

この私案について、成井都市整備部長からも、市長からも、十分検討するとの答えがなされています。

私は、今もこの主張を持ち続けています。その後神明区画整理関係３町、３つの町の町名整理の検討が始まった折、私の提起に沿ってのことか、私は全く無視されたままでか、町名地番審議会の席上、前田都市計画課長から、以降の町割りが示されたことがあります。もちろん、オーソライズされたものではないと思いますが、それを見て、私なりに、検討してみました。この町割りを是認し、私なりの仮の名前をつけてみました。

程久保という名前が固執されている現状を聞き、これを一つの町、９丁目か１０丁目になると思いますが、一つの町とすると、これを含めて日野市にさらに八つの町が生まれることになると言うのです。できれば程久保は分けた町にしてほしいと思います。

まず、日野本町の東側、高速道路と多摩川の三角の所を仮に東町と呼びます。

次に、万願寺区画整理地域を主体として、衛生処理場まで含めた、万願寺とそのまま呼ぶ。滝瀬、黒川両議員がお住いになっている地域であります。

３番目は、神明、東豊田、万願寺、高速道路、浅川に囲まれた所。堀之内、上田、オリエント時計を包括する地域で、ほぼ日野市の中央に位置することから中央町とでも呼びましょう。谷議員の住まわれている地域であります。

浅川の向うに行きまして、高幡、これは現在の大字高幡を中心に新井団地などの新井の一部と、高幡芙蓉ハイツなどの、三沢にまで拡大されます。高橋通夫議員と、市川議員のお住いの

あるところであります。この新しい高幡から東へ、京王線と、浅川、多摩川、多摩市にはさまれた地域が新しい落川。

西部百草園に、あえて百草団地と高幡台の公住を含めて三沢の名を残す。竹ノ上議員の地盤だと思います。

七つ目が京王線の南、日本信販を西側に位置させた、大字百草を中心とした、「百草」石坂議長のおわします所であります。それに程久保を加えた八つであります。

以上、物議をかもし出し、それが、この町名地番整理事業の前進に役立つことを期待して申し上げました。ぜひ残された地域を幾つかに割り、境界を決めることから一斉に始めていっていただきたいと思います。１丁目、２丁目の丁目というのがわかりやすいようですけれども、この丁目の境界を決める必要がありますが、この場合、境界は町の境界も含めて、計画道路でもいいわけです。現に日野本町の東の境界は計画道路の２・２・１１であり、本町６丁目と７丁目の境はまだ実態のない２・２・１０号線になっています。このような作業を行っていけば、程久保の金久団地が公図がないといってこのことが程久保全体の町名地番整理をストップさせる理由にはならないと思います。

ここまで申し上げ、２点だけ質問いたします。

質問１、町名地番整理完成の見通しはどうなのか、いつになったら完成するのかをお聞きしておきます。

質問２、残された全ての地域の町割りを決め、境界を決め、町名を直ちに内定していこうとする考えはないのか。以上２点を質問し、さらに続けます。

以前から指摘していることですが、すでに町名地番整理が済んでいる所での不都合な点についての是正を考えるべきだという主張であります。昨年の７月、従来の多摩平に隣接して、そのまま大坂上や多摩平７丁目が新しくできました。何らかの是正をすべきであるという私の主張は無視されてきたわけですが、はっきりした道路でこれらの境がなされていない、単にへい一枚、いや、へいもない所が町の境というのは、何ともがまんができないところであります。早く神明上区画整理を終了させたいという事情があったようですが、これは早晩解決させなければならないものだと思います。住民の意向も、私自身聞いたところですが、これを確めた上になると思いますけれども、私がかねてから主張しているように、多摩平６丁目と大坂上４丁目の境は大坂上中、日野台高、大久保団地の西側にすべきではないでしょうか。多摩平６丁目

と７丁目の境も是正が必要であります。また、多摩平７丁目に含めるべきが当然の緑地際の東豊田３丁目もあります。

多摩平３丁目と旭が丘２丁目の境もさらに古くから指摘しているところです。

また、小西六日野工場は、今や市内随一の桜の名所になっていると思いますが、それゆえか桜町という町名になっています。ところが桜の木のある所のほとんどは桜町ではないのであります。ここは多摩平５丁目１番地なのです。是正すべきであると思います。

３点目の質問として、町名、丁目の境界の是正についてどう考えているかを改めてお聞きいたします。

多くの市民が大きな疑問をもちながら誕生した日野本町。生まれてから一年になろうとしています。ここに住まわれているお二人の議員がおられながら、私がそれを言うのははなはだ僭越で申しわけありませんが、付言させていただきます。

日野をだぶって書くのは面倒だという声、本町だけにしたいという声を耳にします。私はかつて大字日野大字豊田の住所が実際は大字が省かれていたと同じように、本町だけが使われることになるのではないかと考えてきました。それだったら日野とつけておく必要はない、正式な文書のとき書かなければならないマイナスだけが残ることになるのであります。住民の多くがそう思うのだったら、今からでも取ってしまった方がよいと思います。市として、一年たった今住民の意向をどう把握しているのか、今後どう考えていくのかを質問いたします。これが4点目の質問であります。

次に町名地番整理と、区画整理との関係について付言しておきたいと思います。

区画整理が完成してからでないと町名地番整理はやらないと思っている向きがあります。すでに進行している区画整理についてはそうならざるを得ないと思いますが、これから、それもいつやるかわからない区画整理を待っていて町名地番整理をやらないということは許せるものではありません。区画整理と町名丁目とは大いに関連づける必要はあります。町名、丁目の命名作業を行い、区画整理のやっている部分だけの地番整理を後回しにするような方法をとるべきだというように考えます。

町名地番整理実施後、区画整理をやる場合には、当然少なくとも地番はやり直しということになると思います。この場合できるだけ町、丁目まで変更させないような、町名地番整理事業の考慮が望まれるところです。

町名地番整理実施済みの平山四丁目で下耕地区画整理という区画整理が行われていますが、当然地番の変更はあるでしょうが、平山四丁目は変わる必要はないと思います。

質問５点目として、町名地番整理と区画整理と関係をどう考えていくかを質問いたします。

私は１９８０年昭和５５年第１回定例会の一般質問で、日野市百科辞典をつくることを提起しました。このことは、毎月出されている多摩平の仁田さんの日野ニュースでも、大きく取り上げていただきました。

日野市に関係した事柄、人名などとともに地名も当然加えられるべきもので、すべてを一括して配列するものでもよし、あるいは人名編、地名編といった分割したものでもいいからつくりたいとしたものです。

この町名整理によって当然失なわれていく地名があります。先ほどの私の試案の仮の町名を定着させるとしたら、石田、新井、下田、宮、上田、川辺堀之内の６つもの大字がなくなってしまいます。できるだけ残したいように考えるべきですが、すべてを残すことは全く不可能です。古くからこの地に住む人々にとって、それは全くさみしい限りです。細かい地名がある現状でこれをそのまま保存していたら、町名地番整理は成り立ちません。仕方がないことですが何らかの形でこれを残したいとしたのが市庁舎ロビーの壁面への地名の表示となったのだろうと思います。失なわれていく地名を何らかの形で残したい、その使用の実際が説明されている形で、日野市百科辞典ないしは日野市地名辞典で残していきたいと考えているところです。

新聞記事によると秋川市で地名考というのが出版されたということです。近く市政図書室にも入るということです。

私のこの日野市百科大辞典の編さんを提起した質問で、地理的な多くのものに名前をつけるのがよいのではないか、道路、坂、川、橋、泉、交差点など名のないすべてに愛称をつけることもいいではないかと提案しました。その地域の自治会などに委託するなどの方法でそんなにむずかしくはないと思うがという質問に対し、前川都市整備部長からは、前向きの検討の答えを得ております。新しくつけるだけでなく古くから伝えられた名前、言いならされている名前を確定づけることも必要ではないかと思います。

私の記憶で、たとえば坂について言えばネグルミ坂、寺坂、三王坂、ヤエミ坂など豊田の坂の名前が浮んできます。これらを確定し、新しく命名し、みんなで呼び合い辞典にも加えたいのであります。

質問６、日野市地名辞典なるものをつくる考えはどうでしょうか。図書館の立場ではどうお考えでしょうか。

質問７、地理的なあらゆるものに愛称をつけることについての検討はなされたでしょうか。今後はどうお考えでしょうか。

以上、７点を質問し、お答えをいただいてから、また、質問をつけ加えたいと思います。以上です。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。それではただいまの御質問についてお答え申し上げます。まず１点目の町名地番の今後の見通しという点でございます。御承知のとおり町名地番の整備につきましては、昭和４３年以来続けてまいりまして今日まで１７地区、市域の約５６％の区域の整備が完了しております。今後引き続き、現在でも検討を進めておる段階でございますがまだ実施しておらない地域につきまして、逐次整備を行うことで計画を立てておるわけでございます。まず取り組むべき第１点の点は、程久保を検討し、あわせまして、先ほどお話のありました区画整理の組合施行で行っております、平山下耕地、あるいは上田の区画整理区域内の完了とあわせまして地番の整備をあわせて行っていくように、現在検討を行っている段階でございます。

それ以外の地域につきましては、順次平行しながらこちらとしても検討を重ねてまいるわけでございますができるだけ早い機会に全地域の整備を、私どもとしても必要であるというふうに考えておりますので、この点につきましては、鋭意努力していきたいというふうに考えておるわけでございます。

２番目の、残された地域の町名を直ちにという御指摘でございます。残されている地域、先ほど先生の御指摘がございました、地域の仮の名称をふって、これについての検討に入っていく、また、ＰＲを行ってアンケートをとり順次変更を行っていく、整備を行なっていくということでは、１つの手法として考えられる問題かと思います。町名地番を検討するに当たりましては、地域住民の方々のいろいろな地域の、これまで使われておりました地名、あるいは歴史的な環境の地名といったものがあろうかと思います。そういった中で、どういう地名をとっていくのか、これはやはり住民の方々と十分詰めて決定をしていかなければならない。この点も

御指摘あったところでございますけれども、今後私どもといたしましては、この事業を円滑に進めるためには、どうしても住民の方々の参画を得て一緒になって協議をしながら決定をしていきたい。というふうに考えているわけでございます。

それから３点目の区画整理の行われた地域、たとえば御指摘のありました神明上の区画整理区域と従来の多摩平６丁目との境、こういったところは境界が必ずしも道路、または公共施設によって境界が分かれているわけではございません。区画整理の区域を設定した、その線で決定をしています関係上、民々の境が町名地番の境になっているわけでございます。こういった点につきましても、私どもの方として当時検討を行ったわけでございますけれども、特に当時の変更の時点では住民の方々の意向として、特に変えてほしい、仮番を入れてほしいというような御要望も強くはなかったわけでございます。今後の課題として、こういった点につきましては今後十分検討した上で、地域の住民の方々の意向を十分聞きながら整備をしていくということで考えているわけでございます。

この点につきましても、今後実態調査等を踏まえまして、検討を行っていきたいと考えております。

次は４点目でございますが、すでに神明の区画整理事業が完了の中で地番の変更を行ったわけでございます。その中に日野本町という名称があるわけでございます。この日野本町を決定するに当たりましては、大坂上の住民の方々あるいは神明の住民の方々とも十分詰めた上、あるいは、この日野本町のお住いの方々とも話し合いを数度重ねた上でやっとこの日野本町という町名が決定を行われたわけでございます。この決定を行いまして、満１年を経過しておりますけれども私どもの方で、特にこの町名が不都合であると、または異議があるというようなことは現在の時点では、まだ私どもの方にきておらない状況でございます。この町名も地域に定着した感があるわけでございます。

今後、この町名について変更するかどうかといった御質問でございますけれども、いまの段階では、これを変更する考えは私どもとしては持っておらないわけでございます。

それから５点目の区画整理との関係でございます。

区画整理を行ったところから順次、町名地番の変更を行っていくということは望ましいわけでございます。しかし残された地域全地域を区画整理を実施するということは不可能なことかと思います。したがいまして、区画整理で現在進行中の万願寺の１期、あるいは、今後予定さ

れております、高幡、そういうところは区画整理の状況と見合って変更を考えていく必要があろうかと思いますが、それ以外の地域につきましては、たとえば今程久保の地域を検討しておりますし、また、それ以外の地域につきましても、地域の住民の方々と話し合いながら、特に、要望の強いところから先に手がけていきたいというふうに考えているわけでございます。したがいまして、区画整理が全部完了するまで、待つということではなくて、先取りの方式で検討を進めていきたいというふうにも考えているわけでございます。

私どもの方の質問事項は以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　教育次長でございます。御質問の第7点目の日野市の地名の辞典につきまして、一応図書館の方では、どういうふうに考えているかという御質問に対するお答えでございます。

確かに御指摘のとおり昔からありました町名というものがいろいろと町名地番整理の中で地名を失っていくわけでございますので、そういった意味におきましては確かにそういうもの記録しておく必要性はあると思います。しかし、今の段階で教育委員会の方として、それを教育委員会の方で辞典をつくっていくのかどうか、あるいはまた、歴史的経過等もあります関係上、たとえば、市長部局の方で市史編さんの関係がございますので、そういった中で検討していくのがいいか、いずれにいたしましても教育委員会といたしましては、この点を今後の検討課題として、十二分に検討してまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　建設部長でございます。

それでは私の方から最後の御質問でございます、地理的な面への愛称をつけることを検討したことがあるか、というお尋ねでございますけれども、実は、昨年の１０月ごろに、私どもの部の内部で、主要道路に愛称を与えまして、そして、日常生活の中で道路に愛着を感じていただくような、そういう愛語思想をつけたらどうかという発想がございまして、内部検討したことがございます。しかし、この道路の関係につきましては、地域全体を考えますと、やはり、愛称をつけると、仮に考えましても、主要道路が対象として考えられるというふうに思っております。と申し上げますのは、やはりまだ、いつも御指摘をいただきますように、そのものの全体の道路網の整備ということにつきましては、やはり、これから推進をしていかなければならない

という全市的な段階がございますので、やるとしたらば、区画整理事業が完了して、完全にでき上がっている主要道路というふうなものにつきましては、愛称をつけていくような形で検討をしていきたいというふうに思いまして、若干各市の状況を調べたことがございます。市道認定の関係につきましては、何々の何号線というふうな形で認定をして、道路名をつけておるわけでございますけれども、そのほかに愛称をつけるということになりますと、私どもの調べました結果によりますと、愛称をつけている市につきましては一部やはり事務的にふくそうするというふうな面もあるようでございますけれども、いずれにいたしましても現状の実態を調査いたしまして、道路の関係等につきましては愛称がつけられるような調査研究をする予定でおります。

それから、道路のほかに坂だとか、あるいは交差点などもございますけれども、これらについての名称、愛称という点につきましても、道路同様に今後研究をしてみたいというふうに考えております。

それから、また、いわゆる市内を流れております川と言いますか水路、これにつきましては現在、御存じのようにそれぞれの用水の灌漑用水路としての機能がありまして、それが何々用水という形で、いわゆる一般的な愛着をもった形の愛称がございますので、これにつきましては、一応新たに愛称をつけるというふうなことの考え方はございません。

それから、最後に泉ですけれども、いわゆる、わき水につきましては、たとえば、東豊田の緑地保全地域約６ヘクタールの地域には７カ所ほどわき水がございます。このわき水につきましては、何とかこのわき水をきれいなまま、少しでも残して、それを散策道のような形で流していこうということで本年度の当初予算で予算もお認めいただいておりますので、これらの事業が完了した時点でまず、この辺から泉の問題につきましては愛称をつけていきたいというふうに考えております。

そのほか、市内の各地で豊田を中心といたしまして古くからわき水が出ております。たとえば中央図書館の下のところからＮＥＣのところを通りまして、豊田用水にそそぐ清水などもかなり量もあるようでございますし、そう古いことではございませんけれども、あの付近の方がわさび栽培にも利用されているというふうな実態もあったようでございますけれども、そういうような面を考えながら、泉の愛称等につきましても、よりよい整備をする中で考えていきたい、というように思っております。

○副議長（大柄　保君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　先ほど、教育次長の方から答弁がありました、第7点目の日野市地名辞典の件について補足してお答えをいたします。

教育次長の方からの説明にもありましたように、市史編さん事業の中でという構想は以前にもございました。と言いますのは、地名と言いますのは一つの歴史でございます。当然日野市という歴史の中での変せんの姿をとらえるためという意味からもその地名を一応交渉するという必要はあるわけでございます。現在進行しております市史編さんの事業の中で、すでに構想されています範囲には入っておりません。今後その構想の中につけ加えて考えられるよう、一応検討していきたいと、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆　君）　　１９７４年のときの私の質問には、中島都市整備部長に、７７年のときは成井都市整備部長に、そして８０年の百科辞典の提起のときにも町名地番にふれましたが、このときは前川都市整備部長にお答えいただきました。

そして、今回、町名地番については結城都市整備部長にお答えをいただいたわけであります。いずれも同じように十分検討して住民の方々と協議して今後努力していく、というお答えで今回のお答えもその域を出ないものであるように感じました。今後、先ほど申し上げました私の意見も、十分参考にしていただきまして、最大限の努力をお願いするのみであります。

さらに、２、３の質問を続けさせていただきたいと思います。西平山２丁目の滝合小学校の西側の浅川沿いに、滝合団地と呼ばれる所があります。ここの中のある家を、住所、住居表示をもとに訪問しようとしたことがあります。西平山二丁目１０番地の幾つということで探したわけです。地番整理がされている所ですから、たやすく見つかると考えていました。まず１０番地である家を確認し、この一角だと思いその所を何度も回ってみたのですけれども見つかりませんでした。苦労してやっと見つけたのが、広い道路を隔てたはるかに離れた地域であったのであります。

これでは地番整理ができているとは、全く思えないのであります。そこで質問したいのですけれども、

質問１として、なぜ、このような状態が生じているのか。地番整理後、区画整理ないし開発が行われたのでしょうか。

質問２、このような不当な状態を長い間放置しておいたのはなぜなのか。

質問３、今後是正を考えないのか。

質問４、西平山二丁目のほかに、町名地番整理が行われた所で、このような所があるのか。

以上質問し、さらに質問を続けます。

先ほどの建設部長のお答えにもありました。市内の道路の交差点についてでありますけれども、その交差点の主なところには信号があります。国道と都道だけだそうですけれども、信号の下に地名が書かれています。これがそこの地理を知らない人には非常に役に立つものだと思います。市道の信号にはまだついていないようでありますけれども、ぜひつけるようにしてほしいと思います。

ただ、ここに示されている地名ですけれども、これを最も適切な表示にしなければならないと思います。

○○町何丁目と書かれたものが多くありますが、その何丁目という地名の真っただ中にある信号についているのならいいのですけれども、多くは何町丁目、丁目の境界にあるので困るのであります。４つの町丁目の境界にある交差点の信号のいずれにも１つの町目しか書かれていない。１つの交差点には普通４つの信号が立っていますが、三丁目に立っている信号にも五丁目、四丁目のところに立っているものにも五丁目と書かれているのは非常にわかりにくいのであります。できるだけ、何丁目といったものを使わないで、たとえば泉塚といった交差点名がいいと考えます。また、１つの交差点で４本別々の名前を書くことだって考えるといいと思います。

質問５として、このことについてどう考えるか、国や都への意見具申など考えないか。を質問します。

すでに、町名地番整理を行ったところで、いま私が感じている、まずかったなあと思う点が幾つかあります。これは先ほど申し上げた、是正してほしいというものではなく、是正はむりだとしても今後の事業の参考にしていくために申し上げたいと思います。

１点として、南平の九丁目までは多すぎた。やっぱり２つの町に分けるべきだった。大字南平は、もともと平と田中とに分かれていて、昔から小学校区も潤徳小と平山小に２分されていた地域だから分けやすかったはずだったと思います。

２点目として、南平の五丁目は、あまりにも長すぎる。１番橋から高幡橋まで、この間に渡

し舟を運行する、今後歩道橋をつくる予定があるくらいの長さが１つの丁目では長いと思います。

３点目として、豊田の町名地番整理ですが、豊田と東豊田の分け方は歴史と現状を無視した分け方だったと思います。段丘を境界にして南北に分けるのがよかったと思っています。住民の意向も十分反映されていなかったと聞いています。

４点目として、豊田四丁目は、中央線の北にもあるという点、全くいただけません。鉄道は道路よりもはるかに境界としての隔絶する役目を果すものだ。同じ豊田四丁目でも自由に行き来ができないのであります。

以上４点ばかり申し上げましたが、これらをいかに反省しているかをお答え願いたいと思います。これが６点目の質問であります。以上よろしくお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　建設部長でございます。

それでは再質問の第１点目の交差点の信号の下に町名の表示という問題で御質問がございました。確かにおっしゃるとおりだと思いますし、国なりあるいは都なりそれぞれ道路管理者がございますので、申し入れはしてみたいというふうに考えております。

なお、町名等につきましても、確かに御指摘のように何丁目、何番地ということでも、なかなかその地名がぴんときませんので、たとえばバス停の名称などは、かなりその地名が使われておるようでございますので、そういうバス停の地名との関係の中で、適切な表示をしたら大変分かりやすいんじゃないかというふうにも考えております。十分検討いたしまして、御趣旨に沿うような形で働きかけてみたい、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　都市整備部長でございます。

それではただいまの１点目から６点目まで順にお答え申し上げます。まず第１点の問題でございますが、これは西平山２丁目の住宅の問題かと思います。ここは町名地番整理といたしましては、西平山の２丁目ということで、町名地番の整理を４６年３月２６日に議会の御承認を得て決定をしておる所でございます。施行が４６年の７月の１日施行ということで町名地番の整理が行われた地域でございます。

この中に御指摘の住宅、滝合団地が民間のデベロッパーの開発によりまして開発が行われた

わけでございます。この申請が東京都の方へ出されましたのが４５年でございます。完成が４７年の２月に完成をいたしているわけでございます。

したがいまして、町名地番が完了した後にこの街区ができ上がったわけでございまして、町名地番の整理の段階では、まだ整備が行われておらなかったということもございまして、現状の筆に基づきまして番地をふっていったわけでございます。

その後、この造成事業が行われまして、従来畑、あるいはたんぼであったところが、道路ができ、また、宅地が細分化されていったという経緯で、町名地番が整理されたところがそういった関係で分断されていったと。それに基づきまして、新しい区画が完了したその区画につきましては、この開発会社が、新しい区画に基づきまして登記を行ったということから、せっかく整理を行った、町名地番の整理を行った地域でこういう問題が出てきたわけでございます。

２点目に、なぜその後市として放置したのかということでございます。市として放置したわけではございませんで、町名地番の整理された後こういった開発が行われたということで、せっかく整理を行い、かつ、その後に開発業者が新しい宅地によってまた番地を調整したといった経緯がございますので、さらにまた、これを、番地の整理を行うということにつきましては、非常に複合してくるといった点も懸念されたわけでございます。この点につきましては当然新しい宅地に基づきまして、番地をふりかえる必要があろうかと思います。この点についても過去に２回も続いて行われた番地の変更があったわけでございますので、十分登記所の方とも相談を行いながら進めなければならない地域であったわけでございます。できるだけ早く、相当の期間もたっておりますので、登記所の方とも十分検討を行いまして、できるだけ早く整理ができるようにしたいと思います。

また、この地域西平山におきましては、現在区画整理を当然施行という形で計画しております。そういう中でできれば、そういう時期に合わせまして整理するのが適当かとは思うわけでございますが、非常に御不便をかけるような点があるならば、切り離しても検討しなければならないというふうに考えているわけでございます。

それから、３点目の点につきましては、いま申し上げましたように、検討をして、改正するものについては早く是正をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

こういうところがほかにもあるのか、といった御質問でございます。町名地番の整理を行った地域につきまして、後開発といたしまして宅造が行われる、あるいは区画整理が行われると

いうことになりますと、従来の地番または町名というのは相当変わってまいります。

最近の例といたしましては、平山の下耕地の区画整理の区域がそうでございます。現在私どもその完成を見きわめまして、番地のふりかえも現在検討に入っている段階でございます。

それから、６点目でございますが、これまでの町名地番の整理を行った中で、御指摘の４点ばかりの問題点があったわけでございます。それぞれ結果としては、問題として残るような点もあろうかと思います。今後こういった問題点のないように十分私どもも詰めてまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

最後に市長に質問して終わりたいと思います。

最初の、１９７４年の私の質問に対して、市長は、アルバイトを使ってでも体制を強化して対処する旨の答弁がありました。都市計画課に町名地番整備係というのがあり、４人の職員がおった上でのアルバイト云々でありました。ところがいまの事務体制はどうか。なぜか５、６年前から係は消滅し、都市計画課計画係に担当が１人いるだけです。１人が町名地番の仕事をやっているだけです。これではしょせん無理であります。体制を強化して積極的にこの事業に取り組んでいただきたいと思うところであります。市長のこの事業への取り組む姿勢をお示し願いたいと思います。（「さらに一生懸命やります」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　町名地番はなるべく早く整理することは、御指摘のとおり望ましいと思っております。しかしながら、町の名前となりますと、過去の文化遺産的な意味もありますし、それからまた発展途上という、また変化の一面もあります。そして何よりもまして大切なのは地元の合意が成り立つということでないと、地元で名前が決まらないということでは、これが一番の隘路になっております。程久保においてしかり、それから日野の甲州街道筋東部においてしかり、かつてみられたところがなかなか進渉しないで遅速している、こういう状況であります。

また、現実に程久保、下程久保の地域のように今日の宅地とそれから公図が全く符号しない、これらをどのように整理するかというふうなこともあります。

体制をつくればどんどん進められるというのは、地番をふったり、町名をつけたりというこ

とならば可能でありますけれども、なかなか、原則的な基準に沿って、そうして事業を推進する、町の名前をつけて、まず水路でありますとか、道路でありますとか、何らかの境界を使いながら地元とよく理解されて、そうして進めるということになると、やっぱりときどき問題にぶつかっておるために、今日支障のある点もあるわけであります。

しかし、５６％できているということは、私は大変な評価のできる一面ではないかというふうにも思います。今後、御指摘のとおりというわけにはまいりませんが、努力をして、そうして文化的な遺産としての町名も大いに尊重し、また、あわせて新しい町の住民の積極的な合意と申しましょうか、そういうことがとりもなおさずやっぱりコミュニティをつくる、あるいは地域の連帯を発展させるという意味できわめて重要でありますから、そう急ぐだけが能ではないという面もあると思います。十分詰めてまいりますのでよろしく御理解をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　これをもって４の１、町名地番整理の早期完成への努力を怠るなに関する質問を終わります。

次に５の１、公共施設を結ぶ市内循環バス路線実現についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（小俣昭光君）　３番小俣、公共施設を結ぶ市内循環バス路線実現についての質問をさせていただきます。

市内循環バス実現は多くの市民が心待ちしているところであります。昭和４８年には共産党の米沢議員が一般質問で取り上げてからでも１０年になります。

その間、旧市役所とバスを走らせ、その路線を延長させ、現在は七生支所から市役所間を京王バスを走らせるなど、市内バス路線の拡充を図っています。多くの市民からはもっと早いテンポで公共施設を結ぶ路線の拡充の声が上がっています。

今、南北を結ぶバス路線が少なく、その上片寄っているため、百草方面から市立病院に行くには京王線で八王子に出て、それからバスで病院まで行くのが実態であります。

平山住宅からも日野台高校に、雨の日などはクラブで使う楽器などを持って京王八王子まで

行かなければならないと訴えています。

公共施設がふえればますます、市内循環バスの声は高くなります。反対運動もありましたが中央線こ線橋もかかり一般の車も通れるようになった今、どのような計画で市内循環バスを進めるのか、次の２点についてお聞きいたします。

１つ目としては、１・３・２の中央線こ線橋ができた今、豊田から市立病院などを経由して市役所を結ぶバス路線を、多くの市民が待ち望んでいます。またそのための、１・３・２中央線のこ線橋でなかったのではないか、その点についての市の考えを聞かせていただきたい。

２番目としては、２・２・６路線２・２・５路線の完成がなければ公共施設を結ぶマイクロバスを走らせないのかお聞かせいただきたい、この２点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　企画財政部長。１点目の質問にお答えいたします。

１・３・２路線関連でございます。陸橋ができた現在、当然われわれといたしましては、先日も京王から参りました自動車部の次長を通じまして、こういう路線を要望して、いま御指摘のような市立病院、市役所、それから豊田ですか、そういうようなルートを結ぶ路線を考えてくれないかという申し込みはすでにしております。

なお、昨日も市長の行政報告の中にございましたが、京王との交渉につきましては、トップの方でも一応手がけ始めておりますので、今後の展開が期待できるというふうに私は考えております。ただ京王の方の言い分は依然として路線経営の困難さ、いわゆる財政上の問題を言っております。

それらにつきましては、われわれといたしましても今後いままでのような、ただ走らせろ、だけではなくて何らかの対応を打ち出していきたい、と、このように考えております。

２点目の２・２・６号線、２・２・５号線完成でなければ公共バスあるいは循環バスを走らせないのかという御質問でございます。

これは市で循環バスを走らせるという、確かに構想があったわけでございますけれども、走らせられないかという構想があったわけでございますけれども、市が、マイクロバスを走らせるという構想については、今後それを実施する考えはございません。

あくまでバス会社による運行を母体とした考え方をとっていきたい。このように考えており

ます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　１番目の、豊田駅から市立病院など結んで、市役所へということについては、考えられるというようなことですので早急にお願いしていきたいと思います。

それで２番目の、マイクロバスについての市の考えはないということですが、まだ、道が狭くて走りづらい所そういう中で公共施設を結ぶバス路線がどうしても必要というのは、今、市民の多くの人たちの希望となっております。そういう中でこのバス路線、一度考えられていたことがどうしてできなくなってきたのか、それについてのお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

日野市内におきますバス路線の営業認可権は京王がとっております。それらの営業認可にかかわる部分、陸運局関係、いわゆる認可事業でございますので、それらの認可に対する困難さ、それらのものが予測されるわけでございます。

それと、もう１つ、日野市程度の自治体でバス路線を経営するということは非常に財政負担が大きいのでございます。それらの点を考えまして、市がこの公共バスを運行するということは非常に困難であるという見通しに立ちまして断念したわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　有料バスの運行ということならば確かに認可権ということで、京王の利権を侵すということも思われますが、当初、無料バスも運行するというように考えられていたというように、私たちもいままでの一般質問の中で行われているのを読みますと、そういうような方向が出されているというようにしてあります。

そういう点で無料バスで公共施設を結ぶということならば可能性はあるのではないかというように思いますが、その無料バスについてはどういうようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。確かに御指摘のように無料であればという想定は成り立つわけでございます。ただし、無料で運搬する場合には明らかにどの施設からどの施設へと目的を持った人、そういう運ぶ内容の人たちに条件がつくわけでござい

ます。それらでないといけないというような、また、運行上の規則もございます。

それともう１点、後の方が大きな理由でございますが、運営上の、いわゆる財政上の負担の問題がございます。それらがからみ合いまして、一応断念という形になっておるわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　それでは違った観点から質問させていただきます。

今、平山住宅から市役所まで来るのに多くのお母さん方やお年寄りの人たちは、タクシーで市役所まで来ております。往復で約2,０００円となっております。企画課の調べでも市役所までは５０分かかると言われております。

滝合小の付近ならば６０分かかるとなっています。市役所で行う催し、多くの市民が参加できない、植木などの苗木の無料配付にしてもこの前の公園が使われておりますが、平山住宅やあるいは百草地域の市民から、交通が不便なために参加できない、市はよいことをするが、と不満の声もあります。

また、市立病院にしても、これもやはり企画課の調べで３０分以内で行ける地域は日野駅周辺、旭が丘、東平山、市営プールまでとなります。遠い所ではやはり滝合小、５０分、多摩動物公園、八小や四小などが６０分、日本信販などは７０分かかると言われております。

このように見ますと、市内半分以上が３０分以上かかる地域となっております。市立病院が地域の医療センターとなるためにも、市民の足の確保が必要です。

そのためにぜひ、高幡から市役所、市立病院、豊田駅、そして平山城址公園駅を結ぶバス路線を実現していただきたい。当面これだけでも多くの市民に喜ばれることは明らかであります。

マイクロバスを走らせる問題でも市役所や市立病院だけでなく、南平体育館、ここの体育館はみなさま方御承知のように、高幡不動の駅と、南平の駅の中間地点にあります。こういうところや社会教育センターや、中央公民館、中央図書館や保健所などどれをとっても多くの市民が必要としている施設であります。

積極的に市民要望を受け入れ、実施していただきたい。

もう１点は、立川バスに委託している武蔵村山市の実態について、利用状態等分かりましたら教えていただきたいと思います。以上２点についてお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　企画財政部長お答えいたします。

高幡、市役所、市立病院、豊田、平山城址公園というふうなルートの御要望でございます。

豊田までにつきましてはすでに交渉中でございますので、豊田、平山城址公園間につきましては今後の課題になるというふうに御理解いただきたいと思います。

それから２点目の、武蔵村山市のマイクロバス運行に関する事業内容について御説明いたします。

武蔵村山市のマイクロバスによる循環バスは、昭和５５年７月１日にスタートいたしております。１日１５本運行されております。その他一部支線的な路線も運行されているわけでございます。５７年度の利用実績としては、９万人ということであります。バス運行の主体は立川バス株式会社が行っております。５８年度当初予算で立川バスに対しまして、武蔵村山市が補助金として3,４９３万円を支出いたしております。計上されております。運行の内容といたしましては、３台のマイクロバスにより運営されておりまして、補助金の中でバスの償却費も見込んでいるということでございます。

利用者の集中する時間帯は１０時から３時ごろまでの主婦を中心とする買物客が利用する時間が一番多いというような、そういう内容になっております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　お諮りをいたします。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　最初の１点であります。高幡から市役所、市立病院を結んで豊田駅、豊田駅の所にはバスターミナルが小さいということでなかなか京王がふみきれないでいるというようにも聞いております。そういう点で豊田駅を結んで平山城址公園の駅に結ぶというのは、そういう点では、あすこの平山城址公園の駅は今、薬科大だとか中央大ですか、のバスが、それに向けに使っているだけでありますので、十分使える範囲があるというように私は判断しているわけです。そういう点ではいま豊田駅周辺にバスのターミナルがないということで市計をしぶっていることについて、それを即平山城址公園の駅までつなげることによってす

ぐにでも実現できる路線と思いますので早急にこの問題についてはお願いしたいというように思います。まず一つこの１点でお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　確かに御指摘のように京王が、豊田駅のバスターミナルが狭いということで、われわれが申し込む路線について難色を示しているのは事実でございます。

しかし、バスターミナルの狭いことは、中へ入らないで、外で、いわゆる豊田駅というバス停を外に設けてその先へ路線を伸すという形の中で考えられないかということを、われわれは言っているわけでございます。

それと、もう１点は、豊田駅のバスターミナルが狭いという理由以上に形状の問題とかそういうようなものもあるようでございます。これは交渉の中での相手方から得る感触でございますので、これは交渉ごとでございますので、そういう感触を通じまして、今後これからいろんな条件を出してこの路線は決定できるよう努力していきたいと、このように考えているわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　先ほどの立川バスに委託されている武蔵村山市の実態ですが、日野市の場合も、先ほど言いましたように、公共施設が南平体育館やあるいは保健所、そして中央図書館、中央図書館においては駐車場もほとんどないと言われている状況です。こういうところを結ぶ、そのためのマイクロバスなどによって市民がいつでも行けるというような体制にしていただき、それによって市民がこういう施設を有効に使えるというように思います。

そういう点では武蔵村山市で補助金3,９００万と言われておりますが、日野市でも補助金を出して、そしてマイクロバスを運行できるように積極的に働きかけをしていただきたい。いうように思いますがこれについては市長からひとつお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内の、特に南北、あるいは高幡、百草方面対豊田、あるいは平山方面対この庁舎周辺、行政拠点をつなぐ程度にでも何とか便宜が図れないかということを、かねがね懸案にして、いろいろな工夫を考えてみたわけでありますけれど、まだ現実的とならず、まことに申しわけないわけであります。

１・３・２の中央線架橋が、半ばではありますけれど、とにかく開通したわけでありますから、この際にぜひ、せめて高幡方面から今言われる市立病院、あるいは図書館に近いこれら駅の北側でも何とか運行したい。そのような努力をいまいたしておるところであります。

日野市の地域は、甲州街道には都バスが立川から八王子でありますとか、そういう形で通っております。

そして、京王バスも、たとえば高幡と日野駅、日野駅と豊田、それから豊田を経てまた八王子の長房というふうな、幾つかのバス運行があるわけでありますが、どうもわれわれの願いにうまく合わない。いろいろ提案をしてみてもなかなか受け付けてくれない、これらはほとんど採算性ということと、それから中央線を中心として京王バスが東の方は桜が丘営業所、それから西の方は八王子営業所、こういうような運行のために中央線を乗り越す、どうも、いわゆるバス会社側の事情が、乗り越さない事情がどうもあるように見受けられます。

何と言いましても、バス路線の免許を陸運局から独占して持っているということは、公共性を成り立たせる意味で免許されているはずでありますし、また、われわれの市民の交通利便を図りたいという願いも本来ならば一致していいはずでありますが、それが一致できない。ほとんどそういったバス会社側の、むしろサービスをするよりも損をすまい、こういった姿勢の方が強いように見受けられます。

そうであるならば陸運局になぜ市が仮に、積極的にマイクロバスを白ナンバーで走らせるようなことを考えたとしても、認めて下さらないのかということを言って、私は何らかの方法で論議してみなければいけない、このようには思っております。

しかし、これは、いまのたてまえでは、バス会社が免許を持っている地域にしかも平行して走らせるということは許せないたてまえであります。

つまり免許会社の同意を持って来いというふうに指導されていることにぶつかりました。

それから、南の方の、つまり南の都道の際は京王線が平行して走っていますから、あれを平行して走らす、ということは、やっぱり考えられないと、こういうことらしいです。いずれにいたしましても、そういう議論をしても始まりませんので、先般自動車部より超えて本社の社長に基本的にもう一遍バス運行について市と話し合いができるように内部の御指導をお願いをしたいというふうなことをやってまいったのは、そういう理由であります。

少くも高幡始発のバスが病院の前を通る、あるいは図書館の近くまで行く、こういった路線はなるべく早く確保したい。このようには思っていますが、これからの京王側の態度を十分見

つめたい。このように思います。

そうして、採算性ということに確かに億病になるのは、これは企業の立場としてやむを得ない面もありますから、今問われておりますような、武蔵村山市はとにかく鉄道がない、という非常に単純な理由がかえってバスを営業として成立させる。あるいは補助を出せばそれが成り立つというふうな一面もあるように思いますが、日野市といたしましても、市民にぜひ必要な路線を確保する際に営業上のことがどうしても、つまり採算性のことが前提に出るということであるならば、何らかのそういう助成手段を考えてもやらなければならない。このように考えております。

本当に思うようにならなくて市民の皆さん、議会の御指摘にも十分こたえ得ていないということに申しわけなく思いつつ、今後京王と十分な努力をもって折衝したい、このように思っております。

○副議長（大柄　保君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　市長は今、京王と鋭意折衝をして、実現に向けていきたい。というように答弁しております。中央大や薬科大などのマイクロバスなども、実際には豊田駅まで職員を運んできている、こういうことも実際にはやってきているのが実態であります。

こういうバスをまた、利用するなり、あるいは京王団地の方から豊田駅結ぶ通勤、通学の時間帯だけでもこういう路線バスを実現させる。これはこの程度については京王でも通勤帯であれば十分採算もとれることだと思うんです。そういう点ではそういうことから出発していただいて、そして何とか日中のバス路線もできる一つの出発点にしていただきたい。いうように思います。

補助金を出して採算がとれるならということで補助金もということですが、多くの市民は各施設を結ぶマイクロバスを走らせるということに、相当の期待をもっております。道路が狭いとか言われておりますがそういうのもマイクロバスで走らせることによって、実際には中央大や薬科大、あるいは市立の幼稚園のバスがそういうところを走っているわけですからそういう点では公共施設を結ぶバス路線も考えていただきながら、再度日野市の循環バスの研究調査を実現させる立場から、積極的に進め市民の要望にこたえていただくよう最後にお願いいたしまして、私の発言、終わらせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと説明をしておかなければいけないと思うんですが、今運行している京王バスにだぶって、仮に契約バスであっても走らせない。つまり、薬科大学とか中央大学が城址公園駅に、あるいは豊田の駅に雇いバスで走らせているというのは路線が並行しないからやっているわけであります。並行する際はもうどんな交渉をしてもいまのところ大変守りは堅い。こんなふうに受けとめております。

したがって抜本的に陸運局に考えを正し、そうしていわゆる免許という意味はどういう意味であるか、そのあたりのところももう一遍明らかにして、市民の足が確保できるようなそういうことをいろんなことで努力する必要があると、このように思っております。

○副議長（大柄　保君）　これをもって５の１、公共施設を結ぶ市内循環バス路線実現に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時６分散会

6月9日　木曜日　（第3日）

昭和58年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第16号）

6月　9日　木曜日（第3日）

出席議員　（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	箕野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員　（2名）

15番	飯山　茂君	28番	石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	岩沢代吉君	書記	栗原莞次君
書記	萩生田富司君	書記	平川雅弘君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和58年6月9日（木）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時18分開議

○副議長（大柄　保君）　おはようございます。

昨日に引き続き議長が所用のため席を外しておりますので、私が務めますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

一般質問を行います。

6の1．市民人間ドック制度の実施についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔23番議員登壇〕

○23番（米沢照男君）　市民人間ドック制度の実施について質問をいたします。

市民の命と健康を守る施策として、日野市はこれまで市立総合病院を中心にした医療活動を初め、休日、準夜診療所の開設、乳幼児や児童生徒、成人、婦人、老人、難病、障害者などの健診を進め、市民の健康管理に積極的に取りくんでまいりました。その結果として、全体的に市民の死亡率が低下してきていることが、これまでにも数字的に明らかにされてきております。市民の健康づくり、これは住みよい町づくりを進める上でも基本的な問題であります。

市民の健康づくりを進めていくまず第1の課題は、地域の環境衛生、住環境の整備がまず同時に進められなければならないと思います。

第二には、スポーツや体力づくりなど市民の自主的な健康づくり、あわせて行政側としてスポーツ施設の計画的な建設、充実が必要であります。

第三には、病気の予防、早期発見、早期治療を目指す検診制度の定着、このこともあわせて重要な課題であると考えております。

具体的に2、3質問をいたしますが、第一には国保事業の中で、被保険者の希望者を対象に人間ドック制度を発足させたらどうかという考えを持っております。これは、当面は日野市と被保険者がそれぞれ2分の1ずつ負担をして、制度的に希望者を対象に人間ドックを実施をしていく、このことがとりわけ早期発見、早期治療にとっても重要なことだと考えております。この点についてお考えがあれば伺いたいと思います。

御承知のように、日野市地域保健協議会が56年の3月に、市民生活と健康づくりに関する答申を出しております。これとの関連で、二点目は、この答申の中で市民の健康づくりのため

の「健康づくり推進協議会の設置が提唱をされております。この問題について、これまでどう検討がなされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

三点目は、市民の健康管理を計画的に進めていくためには、健康手帳の発行と定期健診の実施がこの答申の中でも指摘をされております。この点についての今日、この時点でのお考えがあれば伺っておきたいと思います。

以上、３点について御質問をいたします。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの第一点の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、御質問の内容は、国保の被保険者を対象として人間ドックの実施をしたらどうかという御質問でございます。

御承知のように、国民健康保険事業につきましては、現在１万2,０００世帯の被保険者数といたしまして、３万人いらっしゃいます。過日、国民健康保険の被保険者を対象として、少なくとも日野市の職員が受ける程度の事業は、国保の被保険者に対してもしたらどうかという御意見もございました。そういうことで、５８年度の事業予算編成に当たりましては、このことを検討をさせていただきましたけれども、御質疑いただきましたように、そういう事業につきしては、本年度計上を見送っております。

それで、実は昨日も担当の保険年金課長と相談をいたしたわけでございますが、２６市の状況といたしましても人間ドックを実施している市がたしか１市かと思いますけれども、これは明確な数字ではございませんがたしか１市と記憶をいたしておりますが、なかなか当市の被保険者を対象としての人間ドックの実施はむずかしいだろうという話を実はいたしました。

それでは、それにかわるものを何か考えようじゃないかということで、これは厚生面でございまして、御質問の内容とはちょっと外れますけれども、療養施設等との契約をいたしまして、被保険者を対象としてそういう事業を進めたらどうかということは、実は昨日、話し合ったところでございます。非常に御質問の内容といたしましてはぜひいたしたいということでございますが、経費の面、あるいは医療機関との関連、そういうことで目下、検討せざるを得ない状況でございます。

御承知のように、当市には市立総合病院がございますけれども、あの中での人間ドックも私もかって事務長をいたしておりましたけれども、非常に人間ドックを実施するのはむづかしゅうございます。そういうことで、人間ドックの実施につきましては少し検討させていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。ただ、御質問より外れますけれども、厚生事業としてはひとつやってみようじゃないかというような話を、実は昨日いたしたところでございます。

そういうことで、早急な人間ドック、被保険者を対象としての人間ドックの制度を設けることは非常に困難かと思いますが、検討をさせていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄男）　地域保健協議会の答申の中にございました、健康づくり推進委員会の設置につきましては、ただいま現在、まだ具体的な進展を見ておりません。今後とも各種団体、医師会などの意見を調整いたしまして、設置につきまして努力をいたしてまいりたいと思います。

それから、健康管理手帳の交付でございますが、御承知のように老人保健法が滑り出しをいたしまして、そのヘルスの事業として、健康手帳の交付というのがございます。それによりまして、６５歳以上のお年寄り、それから４０歳以上の希望者につきまして、健康管理手帳にかわるべき健康手帳を交付いたしております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　国保事業による人間ドック制度の第一の質問点でありますけれども、ただいまの答弁で、今後検討したい、こういうことでありますけれども、三多摩では１市が実施しているやに、いま答弁の中で明らかにされましたけれども、私の手元に大阪府の松原市で人間ドック制度を実施しているということで、資料がございます。これを見ますと、松原市の場合には５３年度に実施した例として紹介されているわけですけれども、５３年度からこの制度を実施をし、５４年度の実績では市から２５０万の経費がこれに充てられております。被保険者が２分の１の負担ということで、受け付け開始したところ１３６名の申し込み者があったということで、それ以来、毎年度実施しているわけですけれども、これはもちろん第一義的には市民の健康づくりに積極的な役割りを果たしていくということが、まず一点あるわけですけれども、同時に早期発見、そして早期治療という点では、長期的には国保事業にプラスとしてはね返ってくる、こういう側面もあるかと思うんです。この点について具体的に実施した場合に、どの程度の希望者があり、そして実際に経費的にどの程度の負担になるのか、この点の具体的なひとつ検討を進めていただきたいと思うんです。この点について、もう一度答弁を

いただきたいと思います。

それから、二点目の質問ですけれども、推進協議会の設置が、市民生活と健康づくりに関する答申の中でも、当面の課題の筆頭に掲げられております。もちろん健康手帳と、それに伴う定期的な健診の実施、このこともあわせて提起をされているわけですけれども、答申が出てすでに２年経過しております。いまの答弁では、これから検討する、努力する、こういう答弁でありました。もう少しこの答申に沿って、まだまだいろいろ内容的には具体的な提起もされております。時間の関係で、ここで全部指摘するわけにはいきませんけれども、少なくともいま私が申し上げた点については、積極的に検討をすべきではなかったかと思うんですが、その点について再度御質問をいたします。

○副議長（大柄　保君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをさせていただきたいと思います。

再度の御質問をいただいたわけでございますが、確かにいま大阪市の例を発表されたわけでございますが、昨日も話し合った中では、当然といっては大変あれなんですが、国保事業といたしましても全額を公費負担というのは非常にむずかしいだろう、どうしても２分の１程度の負担はいただかなきゃ、やむを得ないことだろうというような話を、実はいたしました。

ただ、いまの御質問は、どのくらいの経費がかかるかということを積算してみる、そういうことについて再度質問をするということでございます。希望者をとりまして、どの程度の被保険者が希望があるかということでございますけれども、３万人の被保険者が、いまいらっしゃるわけでございます。希望が多ければ多いほど経費はもちろんかかるわけでございますが、少なくとも相当な経費を要します。いまの御質問のありましたように、２５０万程度の拠出ではむずかしいんじゃないかと私は思っておりますけれども、先進市等の状況を見ながら検討をさせていただきたいと思います。

したがいまして、経費につきましてはこれこれということを申し上げられませんので、御了解を賜りたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　健康づくり推進協議会の提言に対しまして、その対応がおくれておりまして申しわけなく思っております。先ほど申しましたとおり、今後、関係団体寄り寄り協議をいたしまして、早急に準備会などを開きまして、協議会の設置に向けて努力

をいたします。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　三点目の質問はどうでしょうか。さっき、最初の答弁をちょっと私、聞き漏らしたんですが、もう一度。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　老人保健法が発足いたしまして、そのヘルスの事業が六つございます。健康手帳の交付、健康審査、健康相談、リハビリ、訪問看護等でございますが、その中の健康手帳の交付というのがございますが、健康手帳を交付いたしまして、６５歳以上のお年寄り、それから４０歳以上の希望者の方に交付をいたしております。健康管理手帳にかわるものとして交付をいたしております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　私の問題提起したのは、単に一年代層を対象とした健康手帳の交付、あるいは健診の実施ということではなしに、全市民を対象とした健診、その前提として健康手帳を配布をする、交付をするということが、いますぐ全市民を対象ということはもちろんむずかしい側面があるかと思います。

しかし、近い将来としてそういう方向で積極的に検討する必要があるんではないかと思うんです。答申の中でもその点がかなりスペースを割いて強調されています。その点も含めて、積極的にひとつ検討していただきたいと思うんです。

以上のやりとりを通じて、ひとつ最後に市長から御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国民、市民の寿命が延びたわけでありますが、一方に必ずしも健康が伴っていない。そこで、健康づくりに社会的な環境、あるいは個人の意識の高揚ということが求められておる時代でもあると思っております。

いま御提案の具体的な事例も、それぞれ健康づくりに役立つ必要な施策だと思いますが、近ごろ時に個人の健康づくり、つまり健康管理は自分がやるということが、かなり意識されてまいったと思います。したがいまして、人間ドック、つまり集中健診方式、社会的問題になる成人病でありますとか、あるいは循環器病でありますとか、あるいはがん検診でありますとか、それらについてはかなり個々の検診を行い、成果を挙げていると思っております。そしてまた、

施策を行いますと応募される方もだんだんと多くなりまして、その方々を全部受け入れる、1次検診を受け入れるようにしようというふうな施策は進めてまいっております。

もう一歩踏み込んでドックをということになりますと、一番簡単なのは1晩泊まりの2日がけドック、これのいい受け入れ機関があれば、あるいは受け入れ体制があれば、いま言われるような半ばの助成措置も行って、自己管理の一歩また支援をする、こういうやり方は適当だと思います。あわせて検討に値する、このように担当の方で答えているとおりでございます。

共済組合、つまり職員の共済組合等の際には共済制度がきちんとありまして、大変受診しやすい、こういう状況になっております。

国保の場合でも、たとえば今度できました八王子の国保病院でそういうことが受け入れられるならば、一つの方式ではなかろうか、このように考えております。

それから、健康づくり推進協議会をつくりましても、具体的に何をするかということがはっきりしてくるとは思いますが、いまの保険協議会で答申などもらっている、それからいわゆる積極的な体力づくり、あわせて健康づくり、それから受け身の形の医療施設の強化、こういうことになるわけでありますので、今日行っているいろいろな施策は、それにかなり該当しているものもある、こんなふうに言えると思っております。

市民一人一人に健康手帳を交付いたしました市もあるわけでありますが、すべてこれは自分で記入しなきゃならない、医者の方に記入してもらうと、相当また経費等も伴いますし、医者の方では老人保健法でも記入をしない、自分で記入する、こういうたてまえになっております。

そういうことでありますから、やはり自分の健康を管理する個人個人の意識がきわめて重要だというふうになると思っております。定期健診をなるべく充実する方法と、それの一環として人間ドックか、なるべく内容のいい、そうして余り時間を要しない、そういう方式の受け入れ個所なども積極的に検討いたしまして、健康自己管理、あるいは健康づくり、これらとあわせて行う仕事は、行政として大変有意義だ、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　先ほど部長から答弁のあった今後の検討課題、そしてまた、総括的にいま市長から答弁をいただきました。ひとつ健康都市づくりへ向けて積極的な検討、そしてその具体化を図られるように強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって6の1、市民人間ドック制度の実施に関する質問を終わります。

6の2、障害者（児）共同作業所の設置促進についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○23番（米沢照男君）　障害者児共同作業所の設置促進について、質問をいたします。

障害者のための施策をより充実させていく立場から、これまでにも共産党市議団の鈴木議員を初め、多くの質問が行われてまいりました。それは、この問題がきわめて切実な要求であることの端的なあらわれであるとも考えております。障害者と、その家族が安心して暮らせる町づくりを進めることは、革新市政にとってもきわめて重要な課題の一つだと理解をいたしております。

そこで、具体的な質問に入りますけれども、一つには旭が丘の福祉ゾーンに計画されている共同作業所の建設、これに向けて関係者の要求を取り入れながら、より内容を充実させた作業所をつくっていこう、こういう方向で、これまで設計内容等の検討が進められてきていると思いますけれども、現状はどの程度までその作業が進捗しているのか、そして当面の見通しはどうなのか、この点についてまず第一点伺いたいと思います。

二点目は、南平地域に小規模でもいいから共同作業所を設置してほしい。内容としては、訓練を兼ねた作業所、そして関係父母、ボランティア等の自主的な運営でやっていきたい、こういう立場からの要求がこれまでも請願という形で出されましたし、議会でも採択をされてきております。これは単に南平地域に限らず、近い将来そうした要求にこたえながら適正な、小規模ながらもそういった施設が設置をされていく必要があると思っております。この点についても、こうした要求にこたえてこれまでどういう検討がされてきたのか、この点について伺いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの2点についてお答えいたします。

まず、旭が丘の共同作業所の建設についてでございますけれども、これにつきましては、今年度は実施設計の段階でございます。実施設計をどのような形でつくり上げるかということが、課題として私どもに課せられております。現在、これらの障害施設をどのようにつくっていくかということにつきまして、障害者関係団体と十分協議をし、その要求の内容を十分に把握をして、建設に向けて努力をしていきたいというぐあいに考えておりまして、近く関係諸団体と

いろいろなお話し合いを積み重ねていきたいというぐあいに考えております。

第２点の、南平地域に共同作所の設置の問題はどうだということでございますけれども、この件につきましては、当初の要求といいますか、要望の内容は、民設民営というような形での内容の中で、市の援助をしてほしいというようなことからスタートしたというぐあいに聞いておりますが、最近はその要望の内容も若干変化してきているというようなぐあいに存じております。公設公営の方向でどうかというようなことでございますけれども、日野市におきましては、すでに御存じのとおり昭和５０年の１１月には日野台に共同作業所が設置されておりまして、今後は旭が丘に先ほどの御質問のとおり、障害者の施設をつくっていくという計画を持っております。この件につきましても、要求の内容を十分に私ども把握することが非常に大切なことだと考えておりますので、十分に把握をして、今後十分に検討していきたいというぐあいに考えております。

○副議長（大柄　保君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　一点目の、福祉ゾーンへの共同作業所の設置に向けて、どういう内容のもので設計をしていくのか、この点について関係団体とこれから協議をしていくという御答弁であります。

そこで、その協議がどの時点をめどにやっていくのか、その設計の完成時期、さらには、これは市長になるかと思いますが、その設計に基づいて当然建設ということになるわけですが、近い将来いつの時点で予算化を予定されているのか、この点について、この機会に伺っておきたいと思います。

それから、二点目の質問ですけれども、公立で、しかも運営そのものも公的な運営をしていくということになりますと、かなり制限を受けるということから、公立民営でという要求が関係父母に強いわけでありますけれども、その点で、全市的に見て、まだまだそこまで検討が煮詰められてないということだろうと思いますけれども、将来構想として、一つには、いま計画されている福祉ゾーンへの共同作業所の設置、これを計画的に進めていくと同時に、地域的には小規模ながらも共同作業所の設置をぜひという要求にこたえた施設の配置が必要ではないかと私は考えております。この点についてどうこたえようとしているのか、この辺、ちょっと伺っておきたいと思うんです。

それから、さらにつけ加えて、これは過渡的な手段、方法になりますけれども、たとえば民

間の借家を利用して、とりあえずは自主的な父母による運営をやっていく。その場合に、市として借家を確保をして提供するという形の助成ができないかどうか、この辺もあわせて伺いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　市長のお答えと重複しないように、私どもの方でお答えできることについては、お答えをしていきたいと思います。

まず、障害者団体との協議をどのような形で進めるかということでございますが、これにつきましてはできるだけ早いうちに、本議会が終了した後で、できるだけ早いうちにやっていきたいというぐあいに、私どもの方では現在考えております。

また、建設につきましては、その辺のところについては現在のところは実施設計の段階でございますので、来年以降になるであろうというぐあいに思います。

また、公設民営という形での — この種の施設については公設民営がいい、このような御意見でございますけれども、これにつきましても十分に検討する必要があろうかと。特に国の補助対象ということになりますと、補助基準という形の中にはやはり一定の制約もおっしゃるとおりございますので、そこのところにつきましても今後、十分に検討していく必要がある課題ではないかというぐあいに考えております。

また、旭が丘の計画があります施設以外にも、全市的な配置をどのような形で進めるかということにつきましても、これにつきましてはいろいろな他市での経験等もございますので、十分にこれは御意見を伺いながら、あるいは専門的な角度での検討を重ねながら、全市的な計画を今後、練っていく必要があろうかというぐあいに考えております。

また、三点目の民間の借家を市が補助するかどうか、このような点については、私どもとしては今後、検討してまいりますが、また、市が借家を借りるかということについては、やはり非常にこの種の施設をつくる際には環境問題とか、あるいはその他の問題については、やかましい問題もなかなか出やすいというような状況もございますので、市が直接手を出すという形での御援助というよりは、むしろバックアップをしていくということの方が好ましいのではないかというぐあいに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　今後の検討課題ということで、御答弁がありました。私は一

つこの点で要望したいのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、福祉ゾーンに共同作業所をまず設置をするということで、いま設計を含めての準備が進められているわけですけれども、これはこれとして積極的に推進をしていただく。同時に、全市的に障害者の要求、具体的に言えば学校を卒業をし、その後、終日在宅で家にかぎをかけて閉じ込めておかなければならないような状況の障害者を持つ家庭、かなり数は多いと思います。こういう、地域に散らばった形で切なる要求を持っている家庭が、かなりあると思います。とても福祉ゾーンへの 50名の施設だけでは、とうていこの要求は満たされないだろうと思うんです。

したがって、実態調査を含め、近い将来どういう配置で共同作業所を設置をしていくか、その形態はどうするか、こういうかなり具体的な検討が必要だろうと思います。この点についても、ひとつ精力的に要求にこたえる立場から検討を進め、具体化を図っていただきたいと思います。

南平地域への設置の問題については、公立民営あるいは関係父母たちの努力によって借家を確保する、それに対して市が積極的に助成をしていく、いろいろな形態があるかと思います。障害者対策、このこと一つ取ってみましても、まだまだ行政側としてきちっと方針を持って対応し切れない、そういう過渡的な時期にあるかと思います。そういう意味で、きょうここで具体的にどうという回答は期待できない状況にあります。ぜひひとつ実情を踏まえて、積極的な検討を進めていただきたいということを強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって6の2、障害者（児）共同作業所の設置促進に関する質問を終わります。

6の3、南平都営、平山都営団地の住環境対策についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○23番（米沢照男君）　南平都営、平山都営団地の住環境対策について質問をいたします。

御承知のように、いま、この両団地の西側で平山下耕地の区画整理事業が、組合施行で進められております。この事業が進められる中で、すでに何軒か、家が建設をされております。道路網が着々と建設をされ、周囲の環境が大きく変えられようとしております。先日、南平都営、平山都営、両自治会の役員の合同の交流会が開かれました。そこで、いろいろ将来に向けて出された懸念する意見がありました。それを踏まえての質問でありますけれども、まず1点は、

この区画整理事業が全体計画の中で、いまどの程度まで進捗しているのか。それで、今後の見通しなどについて、まず1点、伺っておきたいと思います。

二点目は、京王線の線路に沿って北側と南側に、いわゆる側道が団地造成の際に、すでにセットをされております。これと、下耕地区画整理事業に伴ってセットされた線路のいわゆる側道、これが接続される形になります。そうするとどういうことになるかといえば、これまで団地内の通路として、いわゆる団地専用の通行路であったものが、車道化してしまうのではないかという懸念が生まれております。この点、事業が完成した後に、そういう懸念に対してどう行政側として対応するのか、この点を伺っておきたいと思います。

参考までに、あの団地の経緯を簡単に紹介しておきたいと思いますが、南平都営団地、昭和40年に入居が始まりました。当時は線路沿いの、へいもフェンスも何もありませんでした。バラ線が張ってあるだけの状況でした。集会所もありませんでした。それで、南側に市立の公園がありますけれども、入居当初は水たまりで、夏場には子供がそこでおぼれかかるというような危険な状況でありました。そこで、自治会を中心に環境整備の運動が進められ、着々と整備が進められてきたわけですけれども、その間に、たとえば裏の北側の平山都営団地の造成計画がされた際には、団地の真ん中に車道がセットをされ、踏切がつくられる、こういう当初の計画がありました。自治会では、何としても団地内の道路の車道化は阻止しなければならない、こういうことで車道化反対の運動が進められました。そして、地下歩道がその後の計画でセットされ、今日に至っております。

また、平山都営に通ずる道路は、南平都営の東側に新しく1本道路がセットをされて、つまり団地内を通行しなくとも出入りができる、そういう条件が、整えられてきました。そういうことで、過去 17年になりますが、長い間自治会活動を通じて、団地としての住環境、交通問題も含めた対策が講じられてきております。

そういうことを踏まえて、ひとつ先ほどの質問に御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの2点の御質問につきましてお答えを申し上げます。

御指摘の南平、平山都営団地でございますが、ここに隣接をいたしまして西側に、現在組合施行の平山下耕地区画整理事業が進められているところでございます。ここに関する面積は、

12.6 ヘクタールでございまして、55年－59年の予定で現在、工事が進められておりまして、現状では第1回の保留地の処分が昨年末に行われ、2回目がこの6月にいよいよ行われる予定でございます。

外築等の工事、道路整備につきましても、順次、順調に工事が進められておりまして、最終年度の59年度を待たずにこの事業は一応完了する見通しになっております。したがいまして、工事といたしましては非常に順調に進んでいるわけでございます。

二点目の京王線の両サイドに — 側道が団地内に従来からあったわけでございます。この道路と区画整理の区域の中に、同じように京王線沿いに両サイドに道路を築造する計画で、現在進められております。浅川寄りの北側でございますが、浅川寄りの道路は8メーター、それと線路の南側につきましては6メーターの道路が新設されるということになっております。この道路が完成いたしますと、御指摘の団地の中の道路と競合して接合するわけでございます。そうなってまいりますと、団地の住民の方々が御心配になっていらっしゃる通過道路に将来利用されるという懸念は、あるわけでございます。しかし、一方、これが完成いたしますと、団地から従来は一方方向に、北野街道の方にのみ出る道路であったわけでございますが、団地から京王線沿いに都道の155号線、都市計画道路といたしましては日野市の2・2・6号線に接続はされることになるわけでございます。

そういう意味から見ますと、交通が非常に便利になってくる。地域の住民の方々につきましても、これを御利用になれるということで利便性があるわけでございます。しかし、一方、通過道路として利用されるという懸念もあるわけでございまして、団地内の細い道路にも車が進入してくるということが一応考えられるわけでございます。これが供用開始になった暁で、どのような交通の流れが起きてくるか、これが当然予測されるところでございますけれども、実態を踏まえまして交通規制の要請等を、警察の方と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

また、一方、2・2・6号線の工事も現在順調に進んでおりまして、用地の買収も一応めどがついております。したがいまして、2・2・6号線の都道の工事は現在予定されております60年には完成がされるとなりますと、これがメーンの幹線道路ということになりますので、ここを通らずに団地内を迂回するという交通体系が果たして出てくるかということも疑問であるわけでございますけれども、そういった点を踏まえまして十分今後の対応を警察当局とも図

っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　いまの答弁でも明らかなように、京王線の側道が団地内の通路と区画整理事業でセットした道路、これが接続される、そうするとどういうことが予測されるかといえば、いま答弁でも言われましたけれども、平山橋を渡って踏切の手前で平山中学校の方向に車が流れてくる。団地内を通って、さらに踏切を渡って南平都営の側に車が流れ、アルプスやセブンイレブン等の都道沿川にある店に通ずる。こういうことで、逆のもちろんコースもあるわけですけれども、いずれにせよ団地内を車が通過する、こういうことが避けられない状況にあります。

そこで、お伺いしたいわけですけれども、そういう計画をされる際に、その事業が完結した後に、当然いまのようなことが懸念される。それで、この両団地の自治会に一言も何の話もないじゃないですか。これでは、あくまでも団地内は通路だ、一歩もここを通さんという言い方が、はね返ってきたら、どうしますか。全く何の相談もないわけですから。その点、ちょっと伺います。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　全く事前に地域の住民の方にお話がなかったということでございますが、私も行って、この事業の始まる時点ではいろいろとお話をしております。具体的に交通体系がどうなるかといった点につきましては、そういった中ではお話が出なかったわけでございますけれども、下水道の移設の問題、それでこの工事に絡む問題、これは道路が接続されてくるのでこういった問題が起きてくるということを含めまして、お話をいたしたことはございます。そのときに直にこういった交通量の問題等に触れてはおらなかったわけでございますけれども、全く地域の住民の方々を無視して進めたということはないと思っております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　私はあすこの南平都営で過去14年間、会長か副会長か事務局長か、いずれかの役員をずっとやってきました。したがって、一度も事前には何の話もなかったことは明らかです。これは市の施行ではありませんから、市の直接の責任じゃないといえばそれまでですけれども、少なくともその辺の配慮ある行政指導があってよかったんではない

かと思います。これは今後の課題です。きょうのところは問題提起だけにとどめておきます。

最後に、ついでですから１点伺っておきますが、平山小学校の南側に幼稚園があります。そのために狭い校庭が拡張できない状況の中で、過去長い間ＰＴＡが何とか幼稚園を移設をしてでも校庭を拡張してほしい、こういう要求が出されておりました。この下耕地の区画整理事業の中で、新しく幼稚園をつくるという方向で用地がセットされたというふうに、これまで伺ってきておりました。この確保された幼稚園用地を、近い将来、幼稚園を建設するという計画の具体化になるかと思いますが、いまの時点でどういう構想、計画になっているのか、この点について市長から御答弁いただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　初めの、ちょっと触れておきたいんですが、鉄道でありますとか、河川でありますとか、いわゆる交通の障害 ― 障害と言っちゃいけません。― その側道をつけるということは、原則的にこれからはそういう街路づくりをしなければならない、こんなふうに考えております。

したがって、下耕地区画整理の際に鉄道の両面に側道をつけたということと伴って、都営住宅の従来の側道とつながる際には、通過交通の車の道になりかねない、こういう懸念が発生しておるというふうに伺いました。これは道路規制によって処理する以外にない、こう思っておりますので、その点、今後も区画整理等で街路を計画する際には、鉄道の両サイドにはやはり平行して道路をつくる、あるいは河川の両サイドにもなるべく道路をつないでいく、京王電鉄の線路にも、たとえば南平小学校の前にあります、つまり鉄道側にあります線を２・２・５号線までつなごう、こういう努力は、いま進めておるところであります。その点、ちょっと触れておきます。

それから、いま御指摘の平山小学校の校庭に所在いたします幼稚園、これは学校の校庭がそのために狭くなっているという事情もありますので、幸いに下耕地区画整理事業の中に市が取得可能な方法で用地に充てられ得るものがございます。したがって、そこに移転をする考えである、こういうふうにはこれまで関係者に説明をいたしております。

旭が丘の予定します幼稚園、あるいは平山の幼稚園、これらともに防音の防衛庁からの施策財源がもらえる関係もありますので、そういう関係の申し出もいたしております。

下耕地の場合に、いわゆる換地処分ないしは使用収益が開始される手続の時点で、市が用地

を取得をし、順調に行けば来年は建設をし、再来年は開園できる、こういう手はずで進めたい、このように関係者にお答えをいたしております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　それでは最後に１点、確認の意味で部長に質問いたします。

１１日土曜日ですが、自治会として住宅局へ出向いていって、団地の環境整備の問題で直接交渉をやる予定にしております。その中で、いまの団地内通路が車道化する問題についても、大家とたな子との関係で、きちっと要求はしていきたいと思っております。その際、当然自治会と住宅局、そして市、さらには区画整理組合などで、きちっとした交通問題を中心とした対応策が立てられなければいけないと思うんです。そういう点で、自治会が中心になってそういう機会をつくりたいと思っています。その際は、ひとつ市当局としても積極的に対応していただきたい、この点について最後に御答弁いただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　積極的に対応するようにいたします。

○副議長（大柄　保君）　　米沢照男君。

２３番（米沢照男君）　　いろいろ細かい点、言いたい点はありますが、今後の問題に譲りたいと思います。質問はこれで終わります。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって６の３、南平都営、平山都営団地の住環境対策に関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時２５分休憩

午後　１時　４分再開

○副議長（大柄　保君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

７の１、市政運営の理念を問うについての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔２１番議員登壇〕

○２１番（名古屋史郎君）　　市政運営の理念を問うという題で質問をさせていただき

ます。

御承知のとおり、森田市長は去る48年に大方の信任を得て当選をされて以来、今日まで終始革新の立場を守り、清潔で強力な市政を展開をしてこられたことに、心からまず敬意を表したいと思います。

わが社会党は、この森田革新市政を全力を挙げて守り、これからも発展させる決意で、がんばっていく所存であります。そういう立場から、私は革新市政の発展を願うとともに、生き生きとした市民生活を市民がおくれるように、そういう立場からいま問題になっております退職金問題に絡んで、市政運営の理念を総務部長、助役、そして市長の、その理念について伺いたいと考えております。

それで、この退職金問題については、この議会の開会以来、飯山議員、小山議員、古賀議員、市川議員の各議員からの質問があり、それぞれの応答を伺って大変感銘をしたところであります。特に議会の、この退職金問題についてのこれまでの対応、それから今後の議会の退職金問題についての姿勢、そういった面が特にそれぞれの方からの意見という形の中で、私は大変感銘を受けて、傾聴に値する議論が展開されていたことを考えております。いま。

私は条例主義に基づいて、退職金の問題も条例に基づいているわけですから、この条例が時世に合わないといいますか、そういう場合に、その条例が決定するに至った経過、それから、その後変化した状況、こういったものをよく明らかにするという立場で、冷静に議会というところは論議をすることが大変大事なことだと考えております。議会のこの問題に対する立場、あるいは対応、役割りというのは大変いま大事なときに来ていると考えております。

本来、私は公務員の退職金の問題、地方公務員に与えられていない定年制、そういう時期に、非常に低い給与の時期から始まって以来、今日までの時間的な経過、あるいは退職金が定められたいきさつ、そういったことを十分に考えていかなければならない、こういうふうに考えております。条例主義ですから議会が議決、そういう形で決定をいたし、一般にもそれが認められてきた経過も全く無視はできないと考えています。

退職金が問題になっているいま、よく行われる議論は、税金で賄われているんだからという議論であります。まさにそのとおりであります。しかし、税金で話われているものだから、いわゆる世論といいますか、世の中の流れというものだけに問題を寄せて考える、そういう考え方は、私は先ほどから申し上げているように誤りだろうと思います。制度のこれまできた経過、

こういうものを大事に論議をして、そして冷静に議論をしていかなければならないことは、言うまでもないと思います。

いま、いろいろな議論の風潮を聞いておりますと、退職をする人、言うならば市の職員個人、職員そのものが悪いんだ、そういったような議論にすりかえられている感じがいたします。そういう方向というのは、先ほどから申し上げているように、条例主義で経過してきていることを無視した形で、いま税金泥棒とか、あるいは職員の甘えだということだけで問題を処理するということは、大変政治の方向としても危険な方向に行くんではないかというふうに、私は考えております。

赤松助役が、先ほど申し上げた各議員との応答の中で答えたように、私は職員というのは条例に基づいた、いわゆる公的な法律、あるいは制度によって退職金というものを頭に置きながら生活設計を立てているんだ、子供の教育、あるいは助役の話から家のローンというお話までありましたように、それぞれ生活設計を立ててきているわけであります。それで、その生活設計が公的な制度というものによらなければならない公務員、この公務員が、いま、税金のむだ遣いの元凶であるかのごよき攻撃は、先ほど私が申し上げたように、大変間違った攻撃だろうというふうに考えております。

このように、条例主義で運営されてきた退職金は、私が申すまでもなくその基礎に私はどうしても賃金、あるいは一時金の問題でもそうでありますように、労働組合といいますか、労使の関係の合意、そこから出発しなければならないというふうに考えております。後で市長に質問したいと思いますが、世論に対して敏感に対処しなければいけないという、あの御発言について伺いたいと思っておりますが、私は世論、あるいは議会という立場でも先ほどから申し上げているように、条例主義に基づく立場で議論をするのは結構ですけれども、そのもとにあるのは、市長も昨日の答弁の中で言っていたように、やはり使用者と被使用者といいますか、市長の表現ではそういう民間の、いわゆる労使関係というものじゃないんだ、市政に対して共同の責任、行政に対して共同の責任を負う、いわゆるパートナーである、仲間であるというふうな表現がありましたが、私はこの者の意見、この者の合意というものを基礎にしていかないと、先ほどから私が申し上げているように、世論の動向ということだけでこの問題の長い経過、問題点といったものを論ずることはできないというふうに考えております。

その点で、まず総務部長に伺いたいんですが、これも一昨日来、いろいろな応答の中で質問

がされておりますが、いわゆる日刊紙、新聞社等の報ずるところの市側のこの問題に対する見解表明といいますか、その問題についてでありますが、総務部長にまず伺いたいのは、従来この問題に限らず職員の賃金、あるいは一時金、こういった問題は議会に提案をする際も、私の承知している範囲では組合の合意、組合との話し合いを軸に提出をされるというふうに承知をしておりますが、いま問題になっておりますこの退職金の問題について新聞の報ずるところは、市長の答弁にもあったように、非常にあいまいとしてわからない点があるわけで、総務部長にまず伺いたいのは、従来、給与なり、あるいは一時金という問題で組合との合意なしで議会に提案といいますか、したことがあるのか。そして、この問題に関して新聞の報ずるところの労働組合とも話し合いを行っているという表現、これについて間違いがないのかどうか、まず伺いたいと思います。

さらにお答えによって質問をさせていただきたいと思っております。

○副議長（大柄　保君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは第１点目の給与等のことにつきまして、組合の話し合いの上で、合意の上で議会に提出しているか、こういう御質問でございます。これにつきましては、地方公務員法の第５５条に「地方公共団体の当局は登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して社交的」という云々の交渉事項がございます。これをあくまでも前提に考えております。

それから、退職金の話し合いの有無につきましてですが、これはたしか私が立ち会ったわけでございますけれども、５月２３日と記憶しております。たしか４時半ごろだと思うんですけれども、理事者の日程と組合側の日程が非常に詰まっておりました。そういうことの中で、一応総括的な話はしていると思います。そういうことで、片やその確認が時間的なことで取れなかったわけです。それで双方の主張に違いが出ている、こういう判断をしております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　１点目は、従来はとにかく労働組合と話し合って提案をしていますと。それで、この問題については総括的な話はしたけれどもというお答えですが、総括的な話というのは、言いかえれば退職金問題を見直したいと思ってるよと言ったと、具体的な表現で言えばですね、そういうことですか。

○副議長（大柄　保君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　その席でたしか突出した部分、あるいは女子の退職の問題、この辺についても若干触れたと思いますけれども、組合側ではそれについての意思表示もございませんし、それを確認したということではございませんので、双方の主張が違っている、こういうことを申し上げます。

○副議長（大柄　保君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　続いてそれでは助役に伺いますが、助役はいまの総務部長の答弁と同じように、きのうのどなたかの質問に対して、明確に話し合いを行っている、これからも行うんだ、そういう表現をしています。いまの総務部長の御返事ですと、女子の云々と、そういった総括的なことを言ったけれど、向こうは返事もなかったし、要するに確認し合っていないんだといったようなことなんですが、助役の考え方がきのうの答弁のとおり間違いがないかどうか。要するに助役はこうおっしゃったんです、「生活設計がそれぞれの職員にはある」と。それを楽しみにという表現はありませんでしたけれども、今日まで鋭意きたと。ですから管理職に対しても、それから各職員に対しても十分納得がいくような話し合いをこれからもしていくんだ、いまもしているんだ、そういう表現をはっきりとされているんですが、総務部長はそこのところは総括的な、要するにやりたいということは言ったよと、こういうようなお答えなんですが、その辺について詳しく助役の感触といいますか、御答弁をいただきたいと思います。

これをなぜ質問申し上げるかは説明するまでもなく、先ほどから申し上げているように本来的には働く者といいますか、それを使う者といいますか、市長はそういう表現じゃありませんでしたけれども、その合意から始まらなければ私はいけないと。信頼関係といいますか、そういう形が法律にも定められているという、そういう点から、そこのところで言った、言わないという問題をあえてしつこく伺うのはそういうゆえんなので、その線に沿って御返事をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　これからの退職金の是正問題につきましては、きのう申し上げましたように組合とも十分話し、交渉をしていくということは、こういうことでございます。十分話していかなければならん、十分交渉していく、こういうことでございます。

それから、職員につきましても特に定年とか、あるいは60歳近くというふうな年齢の管理職等も入るわけでございますけれども、職員等につきましてもやはり十分なる説明なり、理解なりの手段をとる必要がある、こう思っておるわけでございます。

それから、6月2日に記者会見をしたわけでございます。その際、記者さんの方でいろいろ書かれていますけれども、組合と話し合いをしているということについては、行き違いがあるようでございます。これはわれわれの方で組合と正式な団交だとか、そういう形で話し合いをするというのは、これからの問題でございます。いままではそういう形での話ではございません。ですから多少の、総務部長が言いました5月23日、市長も一緒に会っていただいたわけですけれども、非常に突出した部分があるんだ、これから話し合っていこうというふうな問いかけをしているわけでございます。そういうふうな形での正式な団交、あるいは交渉だとか、折衝という形じゃなくて、どちらかというと、そういう入り口の部分での接触はございましたけれども、正式な交渉、折衝、団交とかというものは持たれておらないわけでございます。これからでございます。

副議長（大柄　保君）　　名古屋史郎君。

21番（名古屋史郎君）　　そうしますと、きのうのどなたかの、よく覚えておりませんが、質問に対して、この問題についてこれまでもやってきた、これからもやる、そういうふうにお答えになっていますが、それは訂正なさいますか、その部分は。

副議長（大柄　保君）　　助役。

助役（赤松行雄君）　　組合といままでもやってきたということは、言ってないと思いますね。いままでやってきたのは是正計画だとか、検討だとかといいますのは、もう60年の定年制が法定されました。要するに、60年から動くんだということが法定された段階から、各市町村、この定年制という、60年を向けて退職金問題は改定していかなきゃならんのだという検討に入っているわけでございますんで、検討はいままで市段階、あるいは26市段階でやってきたということは申し上げていますけれども、ちょっと名古屋議員さんのお取り違いじゃないかと思います。

組合との話し合い、あるいは団交なりをいままでもやってきたということは、言ってないと思います。それは丸っきり、そういう事実はないわけでございますんで、出入り口での接触はあったけれども、それ以上の正式な団交なり、折衝なりというものはやっていませんので、き

のうの段階でそういうことを申し上げるはずはないと思います。そういうふうに言ったとすれば、要するに是正についての内部的な検討は、いままでもやってきた、それからローンだとか、それから子供の教育だとかという生活設計の面で、要するにきのう申し上げましたのは、職員の正規な組織体である組合とも話さなきゃならん、あるいは勧奨を間近に控えた、いわば管理職等とも十分話さなきゃならん、理解を得なきゃならんということは言っていると思います。そういうふうに言ったつもりでございます。

○副議長（大柄　保君）　　名古屋史郎君。

○21番（名古屋史郎君）　　私は質問をこれで中断して、ぜひ議事録の確認をしていただかないと私はこの質問を続けられないんですが、そのような処置を議長がとっていただけるかどうか。

○副議長（大柄　保君）　　お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩をいたします。

午後1時27分休憩

午後1時53分再開

○副議長（大柄　保君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの名古屋議員の質問続行に入る前に、助役より発言の申し出がありますのでこれを許します。

○助役（赤松行雄君）　　一般質問の議事に支障を及ぼした点につきまして、陳謝申し上げる次第でございます。

休憩に入る前でございますけれども、私の昨日の答弁説明の中で、退職金の是正につきましては今後、市職員の唯一の組織体である組合、あるいは職員、あるいは当面、定年を迎える管理職職員等の理解、あるいは説得等もしていかなきゃならんと。それから、当然内部でいままでもそういう理解、あるいは説得をやってきた、こういうふうな発言になっております。

それで、いままでの内部での説得、あるいは理解ということについてでございますけれども、これにつきましては6月2日の新聞記者の記事の取り扱いにつきましても、組合と正式に話し合ったと。5月23日に接触はございましたけれども、正式な形での話し合いというものはご

ざいませんので、私の方も十分気をつけて発言しているつもりでございますけれども、内部の要するに説得とか理解という面については広範な意味合いを持っていて、組合も含むというふうなとられ方もございますので、これにつきましてはそういう気持ちで発言しておるわけじゃございませんので、その面につきましては、そういう意味合いじゃないというふうに御理解いただきたいとともに、その発言につきましては削除願いたい、こう思うわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　それでは質問を続けさせていただきます。大変議員諸氏、それから出席者の皆さんには御迷惑をおかけいたしまして申しわけありません。

いま、助役のお話がありましたので私はこれ以上を申し上げませんが、大体これまでの新聞の書き方、それから新聞の記事についての、正確さについての答弁ですね、市長なり助役に関して、いまの助役の大体の発言で、私はいわゆる労使の議題にのせてどんどんと進めているんだ、これからも進めるんだ、こういうふうに言っていない、要するにやっていない、労使の合意なしで新聞発表が行われたというふうに理解をし、そのことについてさらに市長に伺いたいと思います。

先ほど来私が申し上げているように、行政をつかさどる者が世論に敏感に対応しなければならない面があるというふうに、たびたびおっしゃっています。それで私は、いまはっきりした、要するに新聞記事がどう書いたとかいうことでなくて、自分のパートナーであるところと十分な話し合いをしない前に、まあ議会前という時期に、問われるという形であるにせよ、こういうことをやりたいんだ、それでその細目はこういうことだという答えをすること自体に、私は条例主義で議会が決めることであるといっても、そのもとになるところの、いわゆる労使の合意、このことを大事にしない、この姿勢について市長にあえて、いわゆるそこの部分での市政運営の理念、この辺をあわせて伺いたいと考えているわけであります。市長の答弁をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市政運営の理念ということで、いま御質問いただいております。

私は、いわゆる憲法の理念を基準としと、市政の運営の源を定めておる考えでございます。したがいまして、今回の退職金問題におきまして、とかく新聞報道等に見受けますところの、

一時の風潮と申しましょうか、あるいはすぐ短絡的に市民意識と連ねて物を考えるという考え方ではいないというふうに自覚をしておるわけでありまして、いろいろな世論や市民意識というものは、十分われわれの自治体運営の背景をなすものでありますから、尊重していかなければならないことはもちろんであります。したがいまして、言われるところの条例主義、条例で定めた手順をもって施行していくということも、これは法理論の上で当然だと思っております。

それから、今回の退職金問題でいろいろ職員の感情、あるいは士気に影響するようなことがあってはならないということも、また一つの私どもの責任である、こう思っております。労使関係のいわゆる合意、これはまた条例化をする際の前提になるものであるというふうなことにつきましては、全く異論はございません。

それから、たまたまこちらが言い出したという形ではなくて、記者会見の席で問われ、多少の腹案という形の腹づもりのことも言ったかと思っておりますけれど、これがもちろん合意のの上の前提だという原則には、私の言う認識の上で変わりはない、こう思っております。

御指摘の点につきましては、今後も十分両方に気を遣って誤解を生まないようにする努力と、それから理念をより明確にすることにつきましては今後も十分意を配ってまいりたいと思っております。

○副議長（大柄　保君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　条例化する場合に合意が十分されるべきだということは当然のことで、いま私が申し上げているのは、新聞記者に問われる形という中で、職員のことも十分考えた上で言えない面もある、基本的にこう考えているけれども、一番大事なのは職員との合意が一番大事なんだということをどうして言えなかったのかという、そこが私は大変残念なわけです。今後、その合意を大事にしたいということじゃなくて、いま、この間の新聞記者会見の中で問われる形でという、そこのところが私は大変残念に思うわけです。

それで、市長は５８年度の施政方針の中で最後に、先ほど言われた行政に対する基本理念は憲法を生かしてということは、冒頭に書かれています。それで最後に、緑と文化の市民都市への限りない発展に向かって一段と行政姿勢を正すとともに、全職員の英知と努力を引き出しと、こういうふうに結んでいられるわけです。この職員の努力や英知を引き出す、そしてりっぱな行政をやっていきたいんだという裏に、職員に不案や失望を与えるような、幾ら問われたと言ってもですね、形をとられたことが大変残念だ、これから十分に合意というものを大事にして

いきたいという御返事があったんですから、これ以上申し上げても仕方がないと思いますが、ぜひひとつ革新市政の発展のためにも労働組合との合意、このことを基本にして、そして市民感情に敏感にという点も認めないわけではありませんので、ぜひ市政の執行に当たっていただきたい、このことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって7の1、市政運営の理念を問うに関する質問を終わります。

8の1、革新日野市政10周年を機に、更なる前進のためにについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔22番議員登壇〕

○22番（竹ノ上武俊君）　　それでは、革新市政誕生から10周年、こういう機会に私なりに考えてみたことを質問していきたいと思います。

日野市政がしかれてから20年、前半の10年間は保守市政といわれておりました。また、後半の経過いたしてまいりました10年間が革新市政、こういうふうに生まれ変わってきたわけでございます。保守の10年間に比べまして、革新市政になってからの10年間、これは多くの点で前進があると思うわけでございます。

まず第一は、保守の時代と比べて大きく変化したのは、市民参加の問題でございます。市民参加については、保守の時代にはなかなか市役所に行きずらい、市長に面接が許可されない、こういうことが市民の間で相当不満としてありました。ところが、この10年間は非常にさまざまな形で市民参加が行われ、また、市長に対する対話もあらゆる形で自由にできるようになってきたわけでございます。

また、もう一つの点は、福祉、教育の問題でございます。これも福祉に対する予算の使い方、新しく生まれた100を上る福祉に対する政策（「国がやってんだよ」と呼ぶ者あり）――こういうものが次々と日野市では誕生してきたのでございます。こういう、東京都を初めとするこの間の革新自治体などの福祉の運動が政府などにも波及いたしまして、国も地方自治体に学んで福祉に予算をかけ始めたという成果なども上がってきております。

そしてまた、もう一点は、やはり憲法を市政に生かす、この点が際立って見えてきた次第でございます。最近は特に市民の運動に呼応いたしまして、核兵器廃絶・平和都市宣言の記念の塔なども市内各地に建つような、そういういわゆる町づくりが進んできております。るる述べ

るわけではございませんけれども、保守の時代に比べて総体的に見るならば、大きくこの革新自治体が果たした役割りというのは、評価できるのではないかと確信を持つ次第でございます。しかし、革新自治体だからすべてがとんとん拍子ということは、もちろんございません。革新自治体といえども大きくはいまの自民党政府の権力の中で、地方自治権が侵害される、こういう中での住民と一体となった努力の成果が、この10年間で出てきたわけでございます。そして不十分な点もあり、また、保守時代から残された、そういう意味からも非常に自治体として弱点も残されているわけでございます。

このような前進面とともに、私は弱点について思い切って大胆に絶えずメスを入れていく、このことかが今後の革新市政、さらに5年、10年と発展していくために大切なことではないかと思うわけです。私がきょう一般質問をするに当たりましても、特に目新しいことや、何か近道とか、特効薬があるというものではございませんけれども、最初申し上げましたように、当面起こっている問題などを通して、ひとつ市当局に対してメスを入れてもらいたい、あるいは力を入れてもらいたい、こういうことを要望も込めて、きょうは質問をしてまいりたいと思います。

第一点は、退職金制度の改革の問題でございます。すでに通告をしておきましたように、私もこの問題を第一に考えてみたいと思うわけでございます。もともと自治体の人件費の問題が大きく話題になってきたのは、10年ほど前からでございます。ちょうど10年ほど前には、自治体の人件費が多いために地方財政が破壊をされているんだという、自民党政府などの強烈なキャンペーンが行われていたわけでございます。ところが、このことについては私ども共産党、あるいは共産党市議団なども日野市においていろいろ具体例を挙げて、市長などとも話し合いをしてまいりましたように、その自民党や、当時のマスコミの宣伝の中には行き過ぎもあれば、実態を反映しないものもあったわけでございます。

たとえば、当時は、東京都の人件費は際立って多い、これは革新だから多いというようなことがよく言われたものでございます。ところが1973年の一般会計の決算などを見ますと、人件費については東京都が当時革新自治体、35．2%、保守の当時自治体であった兵庫県は40．7%、福岡県は44．3%、こういう実態が当時は共産党から、あるいは良識的な学者その他からも指摘をされていたのでございます。そして、当時はまた地方自治体公務員の賃金についてラスパイレス指数というものを用いて、地方自治体の職員の人件費が、あるいは給料がいかに

も特別に高いかのごとき宣伝がなされました。これにも反論する学者その他がありまして、地方自治体の少数を占める一般行政職の賃金と、政府の公務員の賃金との比較などをして、もともと算出の仕方がおかしいのではないかという意見なども、当時出ていたわけでございます。そして、学者によりますと国の公務員を100とすれば、地方公務員は96．6、全職種平均になりますと92．3 ということで、当時も、このラスパイレス指数が統計というものを通じて国民をごまかしている、そういうやり方ではないかという批判も相当強く行われてまいりました。

そして、たとえば東京都を例にとりますと、当時は、そして最近五、六年前も、東京都の人件費を千数百億円減らして、保育園を3,000 ぐらいつくるというような宣伝などもなされましたが、東京都では一定の人件費削減などを試みつつも、保育所をふやすなどというところにそれが回ったためしはない。こういうような事実から、よく私どもは地方自治体の人件費問題については、そのときの政府のねらい、こういうものを見抜いた上で判断をしていかなければいけないということを、私は感じる次第でございます。

そしてまた、最近の武蔵野市から続いて日野市に目が向いてまいりましたマスコミなどの報道ぶりを見ましても、適切さを欠くな、と思われる点なども、間々見受けるわけでございます。私はそういう中で、市長、あるいは市の幹部職員の皆さんが今度の退職金問題についての市民の意見、あるいはマスコミの報道、さまざまな意見がございますけれども、こういうものを正しく分析をし、正しい対応をしていただきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

そこで、第一番の退職金制度の改革に当たっての具体的な質問を4点ほどしたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

第一点は、いまの日野市の退職金制度、この条例化が決定した市議会はいつであったか、そして、これを市側が提案したのはいつであったのか、これをひとつ明確にしてもらいたいと思います。

第二点目は、先ほどの質問の中でもございましたが、労使関係の大切さの問題でございます。私ども共産党は、いつも言っておりますように、条例主義という場合であっても、その前提として地方自治体の場合も労使関係の慣行、これが非常に重要であることをこの前他党派の議員の方もおっしゃったように、指摘をしてまいっております。今回、新聞報道などによりますと、いろいろと取りざたされているようでございます。しかし、先ほどの助役の答弁などを聞いておりますと、この退職金問題についても、これは自治省や東京都が要求したものか、日野市自

体が率先して出したものかは存じませんけれども、一定の退職金制度の是正、こういうものも腹案というものがあった。また、今回についても新聞報道の前に出入り口での話し合いはしている、しかし交渉というようなものではないというようなことでございましたが、そういう点では私は組合を弁護する、市長を弁護するということはいたしませんけれども、労使関係で解決していただきたいと思います。思いますが、市側は労働組合をやはり基本的には大切にしながらやってきたんだし、今後もやっていこうというような姿勢がうかがえるわけでございます。この辺について、再度、確認の意味も含めまして、労働組合に対する態度は尊重していくんだというおつもりかどうかを明らかにしてもらいたいと思います。

そしてまた、いま新聞では、ある新聞などによりますと、大いに両方をあおっているように市民が受け取るという意見なども私は聞きましたが、そういう新聞論調もあるようでございますけれども、私は日野市のいまの市長、助役なり、幹部職員の皆さんが真剣に話し合うなら、労使の間の話し合いというものは必ず正しく解決されていく、こういうふうに見ておるわけでございますが、その辺についての確信はおありかどうか、お伺いいたします。

三点目でございます。三点目は、退職金についての市民の感情、これは大変なものが事実ございます。しかし、また一方、今度の退職金がいわゆる部長、課長さんたちの退職の場合には4,000万前後というものがあります。一般平職員の退職の場合は、どういう金額で退職金をもらっているか。 57年度のいろいろの例というものを示していただきたいと思います。市役所の職員の中にも、いろいろの矛盾点を配慮しつつも、やはり現場労働者を初めとして、一般の民間より少しは高いかもしれないけれども、そう全部が全部市の職員の退職金が、飛び離れて高いということはない、こういう実態を市民の皆さんにも知ってほしいという声もあるやに聞きます。その辺で、やはり私は市民に対しても退職金の実情、もちろん今後の考え方についても、新聞記者に語るだけではなく、何らかの形を通じて市民にも市の考え方というものを披瀝していかなければいけないのではないかと思います。その辺について、どういうふうにいま考えておられるか、教えてもらいたいと思います。

労働組合に対しても、ここの場では言うべき筋合いでもございませんので申し上げませんけれども、労働組合もやはり自分たちの賃金制度や、あるいは労働条件などを正しい立場で守っていくためには、市民の理解がなければこれは孤立するわけでございます。したがいまして、労働組合という立場ではなくても、やはり市の職員全体が市民の中に入って、いまの賃金体

系というものが現代の情勢にふさわしいかどうか、こういうものを私は積極的に訴える必要があるのではないかと思うわけです。それを行政サイドでは何か考えているかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

大きな第二点目としては、教育問題でございます。きょうはすべてを言いませんけれども、教育行政の点でもいろいろの問題がございました。三中問題などもあったわけでございます。この問題は、現在も過密解消の過程にございます。しかし、あれこれの問題がございましたけれども、市、教育委員会、議会、そして父母、これらの行きつ戻りつ試行錯誤、さまざまな運動の中で、やはり市民とのさまざまな場所での話し合いなどを通じて、運動の経過を見て良識的に判断して、そして一定の教訓を引き出し、今後の前進方向を見出して、非常に不満は残っていても確信を持ちながら、もっと突っ込んで教育のあり方を話し合っていかなければいけないという方向で、市民の状況も大分これまた前進しているわけでございます。こういう点から、私は大胆に、あらゆる機会に教育の問題についてももっと市民たちとさまざまな分野に入っていって、あらかじめ話し合いをする、こういう点が今後、必要ではないかと思うわけでございます。

たとえば非行の問題でございますが、この問題についても教育委員会が単に狭い意味で行政的に解決をする、あるいは学校教職員に対して指令を流す、そういう範囲であっては、私はとどまらないと思います。いま、教職員の人たちが日野市でも全力を挙げて努力をされているということでございます。数々のいい、非行をなくするための行き届いた教育の実現での実践例もたくさん聞いております。そういうわけでございますので、この非行という問題一つ取りましても、教育委員会、市、あるいは地域という形で抜本的ないろいろ交流の場、話し合いの場、経験交流の場、地域ぐるみで非行をなくするという点でのやはり抜本的な発想をして、これを実行していく、こういうことが今後の革新市政として私は重要な課題ではないかと思います。これらの点についての考え方をお持ちかどうか、どなたでも結構です、答弁をいただきたいと思います。

また、教育の問題ではもう一点、社会教育の問題がございます。いま、文化要求が非常に高くなっております。しかし、この文化要求に対して、いわゆる文化産業というものを興して手づくりの文化活動、そういう方向ではなく、資本がもうかるような方向での文化産業、文化支配も目立ってきている社会状況がございます。こういう点で、私は社会教育について、もっと

大胆な政策を打ち出すべきではないかと思うわけでございます。こういう点で、日野市の社会教育に、しばしば質問をいたしておりますけれども、今後、大胆なやはり政策を提起していただきまして、そして市民の文化要求をさらに発展させていただく、これが民主的な社会、民主的な日野市を育てていく大きなもとであり、また、市民の幸せにつながっていくと思う次第です。

大きな三点目は、福祉の問題でございます。これもしばしば市民と対立があった福祉行政がございましたので、その都度この席から質問をいたしております。私は、いま自民党政府が目指している福祉の国民負担を目指す方向、こういう政治方向の中では、逆にますます市民の中には福祉に対する要求が高まっていくのではないか、こういうふうに考えるわけです。

たとえば、労齢人口もふえていく、そういう中で市民の負担を強いるような福祉の政治がもし進行すれば、ますます一層若い人たちは内職、パートなどに奥さん方も出ていく。そうしますと、福祉のサービスといってもさまざまな質や専門技能、こういうものを伴う需要がふえてくることは間違いないわけであります。そういう際に、いま自民党政府が考えているのは、シルバー産業という言葉などが出てきておりますように、いわゆる資本がもうかるような方向で福祉を、国民の直接の負担でやっていこうという傾向がございます。こういう方向に市民や国民が黙っているはずはございませんけれども、そういう複雑な状況の中で、狭い考えで市の福祉行政が行われた際には、やはり私はこの日野市政にとってさまざまな対立が生まれやすいと思います。その辺で、この福祉の問題についてはますます一層血の通った、ある意味では質的、専門的に高い観点で住民団体、あるいはお年寄り、障害者、そういう方々と接触をして、長い対話で要求を実現していくということが必要になってきていると思います。そういう意味で、特に具体例を挙げませんけれども、たとえば老人医療費の無料化を復活する、こういう点について住民参加という観点では、どの程度のことをお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

第四点目は、町づくりの問題でございます。これもごみ問題、区画整理等ございます。しかし、ごみ問題についてはあれほど市民の世論が盛り上がりました。ところが、これがまた市民とのいろいろの行政側との話し合いの中で、いま一定の落ち着きをしております。しかし、この問題も日常生活であるだけに、まかり行政のやり方が間違うと市民の不満、要求というものは正しく解決されないで、また行政との対立という方向に進むと思います。そこで、やはりこういう町づくりについても常々の話し合い、こういうものをもっと積極的にやる必要があるの

ではないかと思う次第でございます。

区画整理にしても、そうでございます。もっともっと住民の中に市の職員の皆さんが入る、区画整理の案を出す前から本来はさまざまな科学的な都市の計画をもって、あらゆるところで、住民とのコネクションといいますか、コミュニケーションを事前につくっておく、こういうことがあれば対立というものも少ない中で、前向きの姿勢で、時間を浪費しないで町づくりが進むのではないかと思う次第です。そういう点で、この点も簡潔で結構ですけれども、ごみ問題、区画整理、こういうことで今後、住民参加という点でどういう努力をしようとしているか、お聞かせを願いたいと思うわけでございます。

最後に、大きな五番目の質問といたしましては、市民参加の抜本的な改善でございます。よく革新都政が誕生したとき、対話対話ということで、単なる対話は役に立たないということが言われました。私も、そういう一面もあるかと思います。したがって、この対話の仕方、こういうことについてもそろそろ抜本的に改革をしていく必要があるのではないかというふうに思うわけでございます。そのためには、市長１人では市民と全部細かく話し合いをしていくわけには参りません。これ、どのような制度をつくっても不可能であろうと思います。やはりしっかりしてもらわなければいけないのは、市長を先頭とすることは当然の前提でございますが、助役、部長、課長、こういうあたりが率先して、もっともっと市民の中にさまざまなスタイルで私は入っていただく必要があろうかと思う次第でございます。この点では、市の一般職員の皆さんにもいろいろ私は要望したい点がございます。これ、労働組合についてもしたいことがございますが、それは議会の場でございますので、また別の場を利用させていただくといたします。

ただ、先進地の都市を私ども視察いたしてまいりますと、職員の皆さんがＰＴＡ、自治会、あらゆる既成の市内の組織、こういうものに入っていって住民要求を数千項目にわたって調べて、自分の部、課、そういうところで市民の要求を全職員が一丸となって論議をして、それを課長、部長を通じて市長に予算要求をしていく。市会議員などが入るすき間がないぐらいに、市の職員がそういう努力をしている市も一、二ございました。（「名前を言え」と呼ぶ者あり）

したがいまして、私はそういう道のりを求めて日野市でも努力をしていただきたい。そのためには市長を中心として、部長、課長のやはり突っ込んだ、胸襟を開いた話し合いというものを繰り返しさまざまな縦、横の線で行っていく必要があるのではないかと思います。そして、

こういう点では努力をもちろんされていると思いますけれども、より一層して、部長が行っても、課長が行っても、あるいは時には部長個人の意見、課長個人の意見も、自由に市民と話し合えるような、そういう形で私は市民とも接触していただきたいと思う次第です。そのようなフランクさ、自由さというものを市役所の内部に確立していくならば、日野の革新市政は本当に市民参加、市民本位、民主主義という点を貫いて、より一層の前進をする。どこかの市長さんが、日野の市民はおとなしいとおっしゃったという話が先日ございましたが、おとなしいという表現にもいろいろございますけれども、私はこういう努力を日野市がするならば、良識あり、民主的な力あり、大いに信頼できる市民ではないかと思いますので、こういう点での抜本的なことをひとつ大所高所から考えていただきたい。そういう点については何かお考えがおありかどうか、質問をしたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　大きな項目の第一点目でございますが、現行の日野市の職員の退職手当支給条例でございます。この改正は、48年4月9日、条例第11号で改正してございます。

それから二点目の、適用は48年3月31日から適用となっております。

それから二点目の退職金の是正の件でございますけれども、これは都下の26市の市長会等の整合性を見ながら、一応先ほどの60年、80カ月を計画案として進めてまいりたい、かように考えております。

それから三点目の退職金の関係でございますが、一般職並びに係長職の金額につきまして申し上げたいと思います。係長職でございますが、在職21年、退職手当が1,981万円、それから一般職、技能職でございますが、在職年数が22年、退職金額1,947万円、それから同じく技労職でございますが、在職年数25年、これが2,331万円でございます。以上です。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　御質問の大きな１番の、退職金の問題での労使関係でございます。労使慣行を大切にというふうなことでございます。いままでどおり労使慣行を大切にし、尊重していきたい。こういう考えで退職金交渉に当たるつもりでございます。

それから、いろいろと新聞等に退職金の問題等が記事となりまして、市民の目の中に飛び込

んでくるわけでございますけれども、市の方からも市民へのこの問題についての情報といいますか、やはり知らせるべきだ、こういうことでございます。これにつきましては十分検討し、慎重に対処していきたい、このように考えております。そういうことでございます。

副議長（大柄　保君）　　教育長。

教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。大きな質問の2番の教育のあり方、これをめぐりましての考えでございますけれど、私は教育の基本に据えられる問題というのは、これはあくまでも教育は人なりと。教育をつかさどっている教師、あるいは家庭教育を行う父母、いずれにしても教育に人を得るということ、このことが教育の一番の根幹の問題であると。

本年度の三中の入学式に私は参りまして、先生方にも義務教育段階での小中学校、これは父母あるいは児童生徒が学校を選ぶ、あるいは教師を選ぶ、こういうことのできない仕組みになっているんだ、ぜひ先生方は父母の期待にこたえられるような教育をやっていただきたい、このことをお願いしました。

一方、父母の方には、教育というものが単に学校任せという形で行われるのでなくて、教師と父母がよくかみ合った歯車という形で、学校教育に協力をお願いしたい、この点も申し上げました。いずれにしても、学校というものが開かれた学校になっていただきたいと。教師、父母、あるいは地域、これらの連帯の中で、よく話し合いのできる学校、こういうものをつくっていくということは、これはもう、一番教育の基本に据えられる仕事ではないか、こう思っております。

私、4月の広報に、新年度を迎え教育のあり方の一つの柱として、本年度ひとつ非行問題等も含めて、大きな教育に対する世論、これを巻き起こす年になっていただきたい、こういうことを触れたわけでございますけれど、いずれにしてもいま御質問のあったように、教師、父母地域が一体となって、しっかりかみ合った歯車という形で行動がとれるならば、子供の幸せというものはそこに尽きるんではないか、こんなように考えております。

そういう点からいきまして、先ほど御質問のありました父母、あるいは地域と先生方との結びつき、この面については本年度の教育委員会の一番重点施策として取り組んでいく、そういう体制をとりながら手だてをしております。

なお、二番目の社会教育関係の問題、この問題も確かに高齢化社会を迎える中での大切な生涯教育、こういう観点に立ちまして、現在、社会教育委員会の方にも社会教育の抜本的あり方

というものに対する検討をお願いしております。来年度の予算要求前に何とか社会教育委員会等の答申を受けながら手だてをしていきたい。特に、今後、社会教育分野の占める割合というものが非常に重要度を増してくる、こういうように想定しております。社会教育施設の問題を含めて、ぜひこの社会教育が大きな発展の起爆剤になるような方向で取り扱っていきたい、こういうことで取り組んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　御指摘のように、現在の福祉に対する市民の期待というのは、かなり大きなものがあろうかと存じております。

現在の高齢化社会を迎えるに当たっての老人の増加、あるいは婦人労働の増加、また、障害者等の顕在化、このような状況の中での福祉の占める役割りというのは、ますます大きくなってきているというぐあいに私どもは考えております。私どもといたしましては、福祉部が一体となりまして市福祉行政の末端を預かる職員としての自覚を十分に高めて、市民一人一人の心を心として行政に打ち込んでほしい、こういうぐあいに日ごろお願いをしておる次第でございます。市民と血の通った福祉行政をさらに前進させるための努力をますます重ねていきたいというぐあいに考えております。

また、市民諸団体、特に福祉団体等との話し合いは今後とも十分に、先ほど米沢議員からも御指摘がございましたように、いろいろと多様な要求がございます中で、十分に重ねていきたいというぐあいに考えております。

また、老人医療の無料化につきましても、課題としていただいておりますし、9月に向けて、現在、対応を検討中でございます。何らかの形での対応をしていきたいというぐあいに考えております。

○副議長（大柄　保君）　　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　　ごみ問題についての市民参加をどう進めていくかということでございますけれども、昨年の10月に収集方法を変えるということで皆さんにお願いをしたわけでございますけれども、いろいろの観点から、それを現在モニター制度等の活用をして今後、目的がはっきりしましたら住民、要するに市民の皆さんとよく話をし、意思の疎通をしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

副議長（大柄　保君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは、町づくりの二点目の区画整理事業につきまして、市民参加をどう行っていくかといった点につきまして、お答え申し上げます。

御存じのように、区画整理事業は市が一方的に計画実施をするものではございませんで、この過程におきましては住民、特に権利者の合意の上で事業は実施することが基本となっておるものでございます。しかしながら、事業の内容が非常に複雑、かつ利害関係が大きいという観点から、市が客観的な、あるいは技術的な立場から判断をいたしまして、まず原案を作成を行っているものでございます。この原案を住民参加という形で修正、あるいは見直しを行いまして事業実施に至るものでございます。

したがいまして、市は計画段階におきまして関係住民に誠意をもって事業化の流れなどを御説明を申し上げ、参加を呼びかけてまいってきておるわけでございます。今後、この参加につきましても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男）　　市民参加の抜本的計画改革というふうな御指摘でありますが、私は先ほど民主主義の理念を最も尊重している憲法が、私どものまた行政の理念である、このように申し上げました。特に地方自治体は、これは民主主義のまさにお互いが学ぶ教室というふうにも言えるかと思います。市民がつくり出す一つの行政のパターンをどのように受けとめ、かじを取っていくかということがあるわけでありまして、役所はまさに市民生活、町づくりのための事務局的役割り、そうしてまた、全機能はいわゆる対話、つまりコミュニケーションに開かれた組織になっておるわけでありまして、いままでのやり方がまずいから抜本的というようなことは全く必要がない、このように思っております。よりその理念を具体的に高めるために努力する必要を認めております。みんながその気になってやろうというのが私どもの役所の中の気分をまとめて、そうしてがんばろう、こういう意欲、理念につながっておるものだというふうに御理解をお願いしたいと思います。

具体的には、またいろいろな発想を加えまして、そうして努力をしていくということにたゆまざる新しい考え方を持つことにその必要性は認めておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　第一点目の退職金制度の問題で、若干再質問したいと思います。

いま、部長の方で答弁されましたこの退職金制度の発足は、48年の4月1日ということで条例が発効しており、議会での議決は48年の3月30日（「第1回定例会だ」と呼ぶ者あり）――というふうになっていると思うわけですけれども、その点の確認でございます。

あわせまして、通し号俸制の内容についてはここで論じませんけれども、この制定のいきさつについては、やはりこれは48年の12月26日の議会で審議の結果、満場一致で可決、こういうふうになっているのではないかと思いますが、その辺について確認をいたしたいと思います。

それから、市の職員の賃金のあり方、あるいは退職金のあり方ということについて一定の広報はされておりますけれども、いま、市民の関心が高い中で、さらに違った形でのＰＲということも市のサイドでもしていく必要があるのではないかと思うわけです。そういう点については何か考えるところがあるかどうか。単に労使交渉というところで決めていくということなのか、そういうことについても何らかの形で市民にも市が提案した立場を理解してもらおうとするのか、その辺についてのお考えがあれば、再度これ、質問をいたしたいと思います。

また、第二点の教育の問題です。この問題では、もちろん教育は人なりというのは、そのとおりだと思います。しかし、具体的に教育委員会の行政という形でいくならば、先ほど努力するということでございました。しかし、すでに、これは教職員組合でございますけれど、日野市の近辺でも教職員組合、青少協、地元自治会、ＰＴＡ、こういうところが一体となって非行をなくする対策協議会みたいな、地域教育協議会みたいなものをつくって進んでいる地域も、すでに出てきております。そういうことに学んで、何も行政が主導権を持ってやれというわけではございませんけれども、やはり1歩突っ込んだ前向きの行政サイドの動きというものもあってしかるべきではないか。いままで、たとえば青少協で機械的に論議をしていくというような程度にとどまらず、突っ込んだ自由な形でのこういうことについての市民の参加の場、こういうものも検討してしかるべきではないかと思いますので、その辺について要望をしておきます。答弁もあれば、お答えいただきたいと思います。

それから、第三点の福祉の問題は、米沢議員も発言がありました。私ども、やはりあらゆる市民団体から、市も努力しているようではございますけれども、市民参加という点でいろいろな意見も聞くわけでございます。ですから、これはいままでの市長以下福祉関係者、2倍、3

倍どころではなく、やはり政府がこういう意味で福祉を取り上げてくる、行政サイドから取り上げていく、自己負担にしていくという時代でございますので、いままでにも増して５倍10倍の力で私は市民団体や市民と話し合いを深める必要がある、こういうふうに思いますので、一層の努力を、これも要望をしておきたいと思います。

それから第四点についても、これは要望をしたいと思います。ごみの問題で、よく、近く住民と話し合いをするとか、いろいろ予算化などもあったようでございます。しかし、住民が期待しているのは、もっともっと密接なものでございます。密接な話し合いというものをするためには人員の増加とか、そういうことも必要だと思います。これについてもいま自民党政府から、必要なそういう現場の職員まで削れというような指導がなされておりますけれども、私は住民と接触するに必要な場の人員増というものは、逆にふやしていかなければいけない。それが今後の社会の実態だと思います。そういう点で、人員増が必要な場合はふやす、そして市の職員、あるいは委託されている業者の労働者なども含めまして、もっともっと市民とごみの問題で対話ができる、こういったような形で、もっともっと突っ込んでいかなければ、やはり住民の方は市が一方的に決める、こういう感触を持つと思うわけです。その辺で、これについても５倍、１０倍の私は市側の努力を期待をいたしたいと思うわけです。これも要望にいたします。

第五点目は、市長の一般的な決意をお伺いいたしました。努力はしてもらいたいと思います。しかし、いままでのような程度では、これからの地方自治体、これは保守でも革新でも問わないと思います。市民の要求、それから市民運動の経験、こういうものが蓄積している中では、単なる努力では私は解決できないと思うわけです。そもそも、やはり憲法が規定している、あるいは地方自治法、そのほかが規定しているように、公務員というのが全体の奉仕者である、こういう点を深めるような話し合いも、私はしていかなければいけないと思うわけです。この全体の奉仕者というのは、やはり何でもかんでもサービスということでもないでしょうし、単に政府の命令を市民に受け渡しするということでもないでしょうし、今度の憲法や地方自治法ではより積極的な意味で、私は地方自治体が一個の権限を有して、そして市民とともに住民の歴史をつくっていく、それほど積極的な意味合いがあると思います。こういうことを幹部職員の皆さんの中で、理想主義だというのではなくて、いろんな場面でやはり論議を深めていく、討論をしていく、研修をしていくということがなければ、地方公務員に対する賃金体系についても、やはり市民が納得をしないという側面も出てくるのではないかと思うわけです。

そういう点で、私ども１９７５年の３月に効率的な自治体行政のあり方、財政、人件費、それから人事機構のあり方、こういうことについて具体的な提案を日野市でも行いましたし、また、全国的にも行ったわけでございます。そういう立場から、ひとつ抜本的な市内での、市役所内での意思統一、また、市民の中に入っていく姿勢、こういうものを練り上げていただきたい。こういうふうに思うわけでございます。この点は再質問、必要があればまた再度いたしますけれども、私の意見として述べさせていただきます。

第一点目について、御答弁をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　第一点目につきましては、退職金の市民への、要するに退職金問題についてのＰＲかと思います。

これにつきましては、先ほど慎重に検討してまいりたいというふうなお答えを申し上げたわけでございます。大体、市の考え方としまして、定年制の成立しますところの昭和 60年を迎えて、激変緩和の計画を持っておったわけでございます。そういうふうな、ここへ来まして急激に武蔵野に触発されて問題が出てきたというふうな基本問題じゃございません。そういうふうな中での激変緩和としての計画を持っておったわけでございますので、そういう経過だとか、あるいは勧奨といわれる肩たたき制度の出てまいりました背景とかをまとめまして、今後の是正方向ということ等を慎重に検討をしまして、市民への周知をまとめてみたい、市側から市民へのこの問題についてのやはり周知というものは必要かと思います。必要でございますけれども非常に慎重を要することと思いますので、そういういま申し上げました基本的な骨子を慎重に検討しまして、市民への周知を図っていきたい、このように考えているわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　現行の退職手当支給条例でございますが、これにつきましては 48年4月9日公布でございまして、適用は 48年3月1日でございます。

それから、二点目の通し号俸の議決月日でございますが、 48年の 12月議会で間違いございません。以上です。

○副議長（大柄　保君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　退職金問題については、いま日野市の経過についても明ら

かになったとおりでございます。これは一部の報道などによりますと、革新だから云々かんぬんと受け取れかねない報道なども見受けるわけでございます。しかし、日野市の例をとりましてもおわかりのように、通し号俸制の会議録を読んでみますと、これは古谷市長の時代に提案があり、また、労働組合からも提起があり、こういう経過を踏まえて48年の12月議会に出したものである、こういうふうに当時の総務部長が説明をされております。そして、その正しい運用についてさまざまな質疑がなされた後、満場一致で異議なしということでこれは可決されたというふうに、会議録上では記録をされているわけでございます。

また、この退職金の制度についても、日野市におきましてもいま明らかになりましたとおり、48年の3月30日、保守市長時代の市議会においてこれはやはり満場一致という形ではございますけれども、可決をされている。当時の社会的な状況、他市との比較、あるいは労働組合の要求、そういう中を総合的に判断して、当時はよしということでスタートしたものでございます。しかし、こういう人件費の問題が、先ほど申し上げましたように10年ほど前からさまざまな形で、政府が地方自治体を攻撃するような形で議論がなされてきた。これに対しては保守、革新を問わず、地方自治体が一定の反論、あるいは政府に対して反抗、そういう形もしてきたわけでございます。

しかし、私ども日本共産党といたしましては、そういう中でも地方自治体、特に革新自治体の中でメスを入れるべきは入れなければならないという観点から、効率的な地方行政のあり方、こういうものを日本じゅうに発表をいたしました。その内容は、もちろん人件費についても改正すべきはメスを入れる、そして逆に憲法に基づく主権在民という立場からのこの地方自治権、そして全体の奉仕者、こういう積極的な役割りを市の職員、自治体の職員が身につけて住民サービスの向上、あるいは行政の効率化、経費の節減、こういうものをやりながら、逆に昼休みの窓口などでは仕事をして市民サービスをする、図書館や保育園では、時間外についても積極的に市民サービスを検討していく、こういうことなどを、当時、提起したものでございます。それに際しては、もちろん人員増など労働組合との話し合いを尊重しながら改革をしていく。そして不必要なところの人事異動などについては職員の新しい技術を身につけるなどして、労働組合と話し合いをしながら機構をいじるべきはいじる、また、いまでもまだ残っている東京都を初めとする高級官僚の異常な退職金、こういうものなどについてはその是正をする、こういうことを当時から示しながらがんばってきたわけでございます。そういう点を考えますと、

私が今回も種々市側に要望しておりますとおり、やはり大胆にいまの退職金制度については考えていく必要があるというふうに思うわけでございます。

したがって、新聞報道のとおり日野の市長が右往左往しているというようなことは私はない、こういうふうに信じております。市長はきわめて良識のある方であるし、聡明でありますし、いままでも10年間非常に複雑な行政がございました。市民との対立もございました。しかし、それを結局は市民との不十分なこともあったかとは思いますけれども、話し合いを通じて解決してきたのではないかというふうに評価をしている次第でございます。そういう点で、今度の退職金制度についても一部の人たちが期待するように、これが大騒ぎになる、そういうことであってはならないと思うわけでございます。やはりお互いに、市長も市の職員も本当に憲法に基づき、地方自治法に基づき、全体の奉仕者としてどう市の仕事をすべきか、賃金を受け取るべきか、これは当然私は市民とともに考え、進んでいかなければいけない問題であるというふうに思います。

したがいまして、市長の議会での本日までの答弁を聞いておりますと、非常に落ち着き、冷静ある答弁をされておりますし、よどむところもないというふうに思っております。再度、やはり高い観点から今度の問題も労働組合と話し合うときにも、あるいは議会と話し合うときにも、市民と対話するに際しても、高い信念を持って、高いところから論議を私はスタートさせていく、こういうことが必要ではないかと思う次第でございます。単に何カ月にするというようなことも、そういうことだけで話し合いをしたのでは市民にもわからないわけでございますので、その辺についてやはり市役所全体が今回の問題を受けとめなければいけないと思うわけです。その辺についての再度私は市長の御決意といいますか、そういうものをこの点でお伺いをしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、いろいろと質問なり、それから激励の形で発言があったというふうに聞いております。そして、当面われわれもいろいろと批判の矢面にも立たされている面も感じております。

しかしながら、革新市政といわれるこの10年間を経過して、私心を持って事に当たったことは全くございませんので、別段、学ぶという気持ちは絶えず持っておりますが、おびえるという気持ちは全くございません。そうして、いろいろな方からの御意見も謙虚に承って、そう

して十分に納得をされ、また地域社会がより生き生きと発展できる、そういう行政を市民とともに展開をさせていくというところが、私どもの課せられておる責任だと思っております。

先ほど助役も申しましたとおり、よその例で触発をされてというような意識は持っておりませんし、それから名古屋議員の質問にも答えましたとおり、感情的、あるいは短絡的に物を受けとめているという気持ちもございません。十分に誠意をもって、そうして市民の理解にもおこたえをして間違いのない、そうして平和な地域社会の一種のまとめ方を図っていく、このようにお願いをする次第でございます。

○副議長（大柄　保君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　それでは、最後に一言要望して終わります。

過去、日野の町役場、市役所、こういうところの賃金制度のあり方を研究をいたしてまいりました。そうしますと、過去にもさまざまな特別昇給などということも行われております。そして、現在はまた、いまの賃金制度で一定の批判もございます。しかし、最終的にはこれは議会がそれをチェックし、そのためには前提として労使間で解決をしてくる、これが保守の市長でも革新の市長でも、そういう経過をたどってきているわけでございます。私は、ですから必ず今回の問題も、いま市長の決意のとおりで進んでいただけば、必ず正しい解決方向が見出される、これを市民とともに期待しておきたいと思います。

また、去年の５７年度の市の職員の退職金の実態を一部聞いてみますと、これは勧奨退職でない人たちを見ますと、数十万、数百万という人もおりますし、ケース・バイ・ケースで六十代で２０年以上働いて1,300万をもらっている方も、現場の職員ではおられます。そういうことなどを市民も正しく理解が浸透していけば、もちろんそれでも高いという声も零細企業に比べればあるかとは思います。しかし、私は本当のいまの市役所の実態を正しく市民が知っていけば、市民の感情というものも一定の正しい反応をしていただけるのではないかというふうに考えるわけです。

今度の退職金制度改革に当たって、お互いに考えていかなければいけない点が一つあると思います。それはいまの政府、あるいはマスコミなりが言うのは、たとえば国家公務員よりも低いものを引き上げるということは一切言わない。あるいは町や村の賃金体系については、余り口を出さない。そしてまた、新聞などでも報道されておりますが、保守の市でも、青梅にしろ、立川にしろ、日野市とそう変わらない制度などもあります。東京都においても、４年間保守の

都政がしかれましたが、いまだに6,000万の退職金は生きているわけでございます。そういう中で、人件費のいわゆる攻撃というふうに私は言いたいと思いますけれど、ある中で、突出した部分、時代にそぐわない部分、一定の役割りを果たした部分については大胆に改正をするといたしましても、このことを通じて市の職員組合を初め、民間の労働者も含めて総体的に日本の勤労者の賃金を引き下げていこう、こういう大きな仕組みもあるということを、お互いに見抜いて、そういう意味で正しく私は労使の間でも解決をしていただかなければいけないと、期待をしているわけでございます。

最後に、私ども共産党は、御承知のように与党であります。大いに革新市政の進む中で森田市長自身の実績について評価すべきは評価し、また、批判すべきは批判をしてまいりました。会議録を見ていただければわかるように、与党である私ども共産党市議団が最も具体的な批判の指摘など個所は多いのではないかと思います。こういう形で革新市政というのは与党間であれ、あるいは市の幹部職員間であれ、正しいことは正しい、間違いは間違い、そういうことで自由に正々堂々と話し合っていく、そういう雰囲気がさらに深まっていくことによって市政が発展していく、これこそ私は革新市政のいいところではないかと思います。そういう点を議員としても肝に銘じまして、今後、市民の皆さんとともに日野の市政がより一層民主的になるように努力することを発言いたしまして、終わりといたします。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって８の１、革新日野市政　１０周年を機に、更なる前進のためにに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時１１分休憩

午後３時３７分再開

○副議長（大柄　保君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

９の１、緑と清流を守るための実効ある対策を強化せよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○2番（福島敏雄君）　それでは、緑と清流を守るための実効ある対策を強化してほしい、こういう立場で質問をさせていただきます。

私は5月のゴールデンウイークに市内を歩いておりましたところ、1人の市民から、家の前を流れる用水路に時たまトイレットペーパーらしきものが流れるということ、さらに、冬の間は用水に通水をしておりませんので、何とも言えない悪臭が漂うことがある、というふうに訴えられました。

このことだけではありません。私が議員としてすでに1年3カ月になるわけでございますが、この間、用水の悪臭、虫の発生など、多くの市民から問題を提起されているところでございます。いままで決算委員会、あるいは予算委員会を通じまして、私なりに市側の対策強化を要請してまいりましたが、改めて理事者を初め担当部の見解をお聞きしたいと存じます。

緑と清流を守ろう、あるいは取り戻そうという森田市政のスローガンは、市民感情、市民要望に合致するものであり、高く評価されるものであります。市民の定住意識の中で、自然環境がよいからとするものは5割を超えていることが、如実に物語っております。

そこで、いま日野市政に求められているのは、このスローガンを達成するためにいかなる政策を実施するかであると考えます。緑を守るための政策といたしましては、さきの3月議会で環境緑化基金条例が制定をされまして、当面10億円の目標で環境緑化基金が誕生をいたしました。これからは残すべき緑地を指定し、市が買い取っていくことになるわけであります。まさにスローガンと具体的な政策が結合したわけであります。スローガンと政策が結合したといいましても、今後の課題が多いと思いますが、関係する部署が連携を強化しながら緑を守るために努力していただくことを、改めてここでは要望をしておきます。

問題なのは、いかにして清流を守り、取り戻すかであります。日野市では、清流を守るために基本的には二つの政策をもって進められていると思います。一つは、言うまでもなく昭和70年を目標年次とした公共下水道計画であります。

そしてもう一つは、公共下水道ができるまでの暫定対策であります。暫定対策の主なる政策は、清流監視指導員の設置、し尿浄化槽清掃費の補助金支出、清流フィルターの配布、合成洗剤の追放等であろうかと思います。

そこで、この二つの基本的政策がうまくかみ合って、清流を守るために機能しているかどうか、ここでおさらいをしてみたいと思います。

まず、昭和70年を目標にした公共下水道計画は、本当に達成することができるかどうかであります。残念ながら、現在のままでは達成不可能といわざるを得ません。その理由は幾つかあろうと思いますけれども、私なりに四つ問題を提起させていただきたいと思います。

一つは、年次計画が明らかにされていないことであります。

二つ目は、事業計画と財源、財政計画の整合がなされていないということであります。

三つ目は、管渠の埋設予定になっている都市計画道路がいつできるのか、明らかになっていないことであります。

四つ目は、現在の下水道課の人員、マンパワーでは対応し切れないのではないかということであります。今議会の初日の議論にもありましたけれども、万願寺の区画整理の中で、都市整備部長の答弁の中で、下水道の管渠埋設の予算が出ないのは設計がおくれているからだというふうな答弁がございました。あの万願寺区画整理内だけの設計に対してさえ追いつかないという状況を考えますと、この日野市一帯に管渠を埋設する設計、これは相当膨大な人と力が要るわけでございまして、残念ながらいまの組織の中ではその辺がむずかしいのではないか。以上、四点の理由から残念ながら70年の目標年次完成は不可能だといわざるを得ないわけであります。

私は、行政の欠点を指摘することが目的ではありません。ぜひ公共下水道を計画どおりに実現してほしいという住民の願望をかなえさせたいがための発言であります。昭和70年までに完成させるには、何をどうすべきなのか。ぜひ関係部門で徹底的な論議を結めていただきたいと思います。

以上、分析しましたように、公共下水道の完成までには多くの月日が必要であります。しかし、15万市民は日々確実に生活用水を排出するのであります。そこで、清流を守るためには公共下水道ができるまでの間、幾つかの実効ある対策を確立し、推進していく必要があると考えます。実効ある対策とは何か。これも私なりに三つの段階に整理をさせていただきます。

一つは、生活雑廃水、汚水はできるだけきれいにして側溝なり用水に排水する。ごく当たり前なことでありまして、できるだけ汚いものは流さない、これが第一段階であります。

第二の段階は、用水路、排水路の水質は常時チェックし、ある基準を設けて、それより汚れたら必要な対策を講ずること、これが第二のステップだと思います。

第三番目は、もし汚れてしまった用水路、あるいは排水路があったら何らかの浄化方法、浄

化装置を設置し、基準以下の水質にして多摩川なり浅川に放流をする。

私の素人考えで三つの段階に分けたわけでございます。以上の視点に立ちまして、まず第一段階の、汚い水は用水あるいは排水には流さない、こういう立場で質問をさせていただきます。これには生活雑廃水、その他いろいろな要素があると思いますけれども、それぞれにつきましてはそれぞれの担当で研究をしていただくといたしまして、ここではし尿浄化槽について、しぼって質問をさせていただきます。

私がこの質問の冒頭、用水路にトイレットペーパーらしきものが流れること、時に用水からひどい悪臭が発生することを市民から訴えられた話を紹介いたしましたが、これらの原因はし尿浄化槽の維持管理が適切に行われていないからだというふうに考えるわけであります。日野市の要綱の中に ── これでございますが、し尿浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置に関する要綱があります。そして、その目的には「し尿浄化槽の適正な管理を指導し、かつ環境衛生の保全を期し」と述べられ、「１年度１回の清掃作業を対象として住民負担を軽減する」こういうふうにされております。

そして、昭和５６年度の日野市の事務報告書、 ── これでございますが、これによれば、57年度はもらっておりませんのでこれを資料にさせていただきますが、これによれば、そのし尿浄化槽軽減措置状況は、軽減証発行基数、要するに簡単に言えば補助金を出した浄化槽の数は、合計で５６年度は7,３５０基ありました。発行証ですね、補助金を出したというよりも、補助金をもらえるという証明書を出したのが7,３５０、うち、清掃を実施した基数が曝気型5,531基、本槽型 1,１９８基の、合計 6,７２９基となっておりまして、補助金をもらいますよという証明書を出した基数に対して９１．５５％が実施をしているというふうに、これに書かれております。

そこで質問でございますけれども、清掃実施率がなぜ９１．５５％しかいかないのか。なぜ、もっと１００％に近づかないのか。これが質問の第一点であります。

それから質問の二点は、昭和５６年度の軽減証発行基数が7,３５０基でありますけれども、調べればあるのかもしれませんが、昭和５７年度は何基になっているのか。それから、５８年度については、これも何基になっているのか、教えていただきたい。これが二点目であります。

それから三点目は、し尿浄化槽の設置個数がふえている中で、私が感じますのは、この軽減証を発行している数が少ないのではないかと思うわけであります。したがいまして、日野市の

し尿浄化槽は全部で何基あるのか、教えていただきたい。これも昭和５６年、５７年、５８年、このトータル基数を教えていただきたい。以上が第一ステップの質問であります。

続きまして、用水路、排水路の水質は常時チェックすべきであるという考え方に立って質問をいたします。

これまた昭和５６年度の事務報告書によりますと、昭和５７年３月１３日に市内河川、用水の水質及び底質というんですか、調査を１０カ所で行った結果と、それから５６年６月１１日、そして５６年１１月１２日の二度にわたる水質合同調査結果が報告をされております。ということは、報告書の中では、３回、いずれにしても水質検査がされているということになっているわけでありますけれども、質問の第一点ですが、市内河川、用水の水質検査は、ここに報告されているほかにまだ実施しているのかどうか、お聞きをいたします。

それから質問の二点目でございますが、事務報告書には市内１０カ所の水質及び底質の調査結果が記載をされておりますが、私が不勉強なんで教えていただきたいんですけれども、いろいろ数値が並んでおりますが、これにはコメントがございません。こういう数値ですから、日野市の用水はどこどこの用水がきれいですよ、あるいは川はきれいですよという、その判断尺度が載っていませんので、それぞれの水質検査の中で、日野市としてここまでは許せる基準だという数値があるんだと思いますけれども、その数値を教えていただきたい。その数値に対して、この５６年度結果は汚い方に入るのか、きれいなのか、あわせてその度合も教えていただきたい。

それから大きな二番の質問の三点目でございますが、清流を守る対策を確立するには実態を知ることが第一に必要だと思います。要するに検査場所、検査回数は、一番いいのは常時何らかの方法で把握ができれば一番いい、こういうふうに考えますけれども、そこまでできないとするならばもっとふやすことができないのかどうか。それでふやすことができないとすれば、その理由は何なのか、この辺をお聞きをいたしたいと思います。

それから大きな三番になりますけれども、第三の段階といたしまして、汚れてしまった用水、あるいは中小河川、これをきれいにしていく方法、浄化装置を設置することはできないかという観点から質問をさせていただきます。

私が中学生のころまでは、年代で言えば昭和２０年代いっぱいでありますが、サケはおりませんでしたが、いま時分になりますとホタルは乱舞し、用水路ではシジミ、ハヤ、フナがとれ

たものであります。こう言うと、夢のような話と思われるかもしれませんが、ちょっとお金をかければ市内の何カ所かでホタル祭りができ、用水路では魚とりができる状態に復元できると思うわけであります。いまでも日野用水の取り入れ口であります八高線のあたりから、多摩大橋のあの都道のちょっと上流ぐらいまでの用水路には、たくさんの魚がおります。何とかして私が育ったころの環境に、たとえ狭い地域でもいいから取り戻さないかというのが私の願望であります。

そこで質問でございますが、現在、魚の住めなくなった中小河川、用水に浄化装置を設置をして、清流を取り戻す考えはないかどうか、お聞きをいたします。聞くところによりますと国分寺を源にしているそうでありますけれど、野川という川があるそうですが、この川の下流になるんでしょうか、世田谷の多摩川河川敷に建設省が浄化装置をつくったという話を聞いております。これはどういうようなものであるのか。そしてそういう考え方で日野にこういうものできないかどうか、その辺のお考え。

それから、あと一つ、江戸川区の方でも、なにか用水の上にちょっとした浄化装置をつくって川をきれいにしているというような話も聞いているわけですけれども、その二つの実例の説明と、その実例が日野市の中で適用できないかどうか、あるいは適用する考えはないかどうかお聞きをいたしまして、この項の質問にさせていただきます。

副議長（大柄　保君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

清掃部長（大貫松雄君）　一点目の、清掃実施率はなぜ９１.５５％であるか、１００％ではないのかという御質問でございます。確かに基数からいきますと未清掃率ですか、これが8.４５％であります。その未実施の理由として、浄化槽を使用開始後１年をまだ満たさない、経過をしていないもの、それから維持管理によって清掃しなくてもよい状態のもの、また、清掃をしなくてはならないが、そのままに放置していく家庭、大体大きく分けてその三点があろうかと思います。

そして一番問題なのは、いま言いました三点目の維持管理をして清掃しなくてはならないというふうな、要するにそのまま放置をしていく、これはいま御指摘がありましたような環境上の問題があります。そういうことで、これは8.４５％の未清掃の内容、実態を把握して指導する必要があります。それを早急に検討したいと思います。

それから第二の御質問でございますけれども、５７年度は何基か、また、５８年度は浄化槽

がどのくらいの基数になるかというふうな御質問でございます。５７年度は、軽減証の発行基数が8,１５０基でございます。対前年として８００基ふえてございます。５８年度は、現時点では非常に把握がむずかしいんでございますけれども、大体年間の推移で七、八百基ふえているということで上乗せを予想しますと、約8,９００基前後になろうかと思います。

それから、質問の三点でございます。全浄化槽の中で、軽減証の発行件数の割合が少ないではないかということで、全基数は何基あるのかということでございますけれども、これは浄化槽を設置の際、廃棄物処理及び清掃に関する法律８条の２項に基づきまして、事前に知事の方に届け出をすることになっております。手続としまして、建築確認書に併願するものと、それから、現在、家はできておりますけれどもトイレの改造の届け、この２種類がございます。その認可を得て軽減の対象となるものでございます。

ということで、５６年の６月１日、建築確認基準法の一部改正がございまして、新しい処理方式、要するに分離曝気方式なんですけれども、これに処理方式が変わりました。以前の処理方式では、法の改正に基づきまして認可の対象外となっております。また、し尿くみ取り便槽を改良いたしました。そして浄化槽に取りつけの届けをしていない、こういうふうなもの、要するに無届け浄化槽となっております。その推定は、約4,０００基程度であろうかと思っております。

それから、浄化槽の基数の推移でございますけれども、５２年が4,５９１基でございます。５３年が5,４３０基でございます。５４年が6,２５５基でございます。５５年が6,５３３基でございます。５６年が7,３５０基でございます。（「そこまでで、もう言ってあるからいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）──はい。ということで、推移は以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　大きな二番の御質問３点について、順にお答えを申し上げます。

一点目、５６年度の日野市事務報告書の中に用水、多摩川、浅川、１０カ所の水質検査並びに合同検査が２回ございますが、これ以外に検査をしていないかどうか、実施しているかどうか、こういう御質問でございますが、５６年に限りましては事務報告書に載せたものだけでございまして、これ以外の調査はやっておりません。それから５７年につきましては、ここに載せてございます地点のほかに２カ所をふやしまして合計１２カ所で水質検査を行っております。

それから、御質問の２点目でございますが、水質検査をやったデータがきれいかどうか、そういった基準になるものはないのかという御質問でございますが、多摩川と浅川に環境基準というものがございまして、これを水質検査の目安として使っております。この基準はPH、これは水素イオン濃度というものでございますが、環境基準では6.5から8.5の数値を基準として使っております。このちょうど中間の７が中性の水でございまして、７よりも数値が低くなりますと酸性が強い、大きくなりますとアルカリ性の水である、こういうことになっております。それから、さらにＢＯＤ、生物化学的酸素要求量といわれておりまして、水中の有機物の濃度の指標に使われるものでございますが、この数値は５でございます。５ppmを基準としております。それからＳＳと申しまして、浮遊物の量を測る基準がございますが、水中に浮いている水に溶けない浮遊物の物質がどのくらいあるか、それを示すものでございますけれども、ＳＳと呼ばれます。このＳＳは環境基準によりますと、５０を境にして、それ以上のものは汚れている、そのような考え方でやっております。

５６年の事務報告書に載っております１０カ所の地点のうち、日野用水を見ますとペーハーの数値が7.2でございますので、環境基準の中に入っております。それからＢＯＤにつきましては4.9でございますので、これも環境基準の５以下でございますから問題はございません。それからさらにＳＳにつきましては１０ppmという数値が出ております。これは環境基準が50ppmでございますので、これもかなり下回った数値でございます。このように見てまいりますと、あとの９カ所、いずれも環境基準内におさまっている。多少数値が上回っているところもございますが、大部分につきましては基準内におさまっている数値でございます。

それから三点目の御質問でございますが、検査の場所、回数をもう少しふやせないか、こういう御質問でございます。これは、本年第一回の定例市議会でも古谷議員さんの御指摘がございました。５８年につきましては、昨年の１２カ所にプラスをいたしまして川北用水、それから平山、南平用水、豊田用水、それからさらに日野用水の一中の付近を新たに加えまして、検査をいたす予定でございます。

なお、今後の方向といたしましては、８水路、幹線１２水路といわれております水路の全部を検査対象といたしたいと考えております。現在までは年に一度の検査でございましたけれども、今後につきましては年２回、３月の渇水期と６月の通水の時期、この二つについて検査をいたしたい、このように考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から最後に御質問のございました中小河川、あるいは用水路に浄化槽を持つ措置はできないかという御質問にお答え申し上げます。

日野の用水路、あるいは根川等の河川、これの関係につきましては、実態は十分御存じをいただいておるわけでございますけれども、地形的な関係なども含めまして、今後、浄化装置の設置につきましては十分検討をしていきたいというふうに考えております。そして、後ほど御説明申し上げます例を申し上げますけれども、この例を参考にして日野市でできる方法を今後、研究をいたしまして、まず試験的にでも実施できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

お尋ねの関係につきまして、二つほどお聞きしたいということでございますので、私どもの方で調査をいたしました内容をまず御紹介を申し上げまして、なお、さらにこれらを一つの参考といたしまして実施計画を立てまして、そして何とか一日も早く清流を取り戻したいという施策に取り組んでいきたいという心構えを持っております。

それで、まずその例でございますけれども、根川の浄化施設というのがお尋ねの中にございました。これは建設省の関東地方建設局の京浜工事事務所が現在施行をしておる浄化施設でございまして、聞くところによりますと日本でも初めての試みであるということで、大変注目されている施設のようでございまして、これの施設を先月、５月１７日でしたか、見学する機会がございました。この施設につきましては、多摩川のまず水質浄化を目的に、多摩川の二子橋という橋がございまして、その上流でございます。この場所は世田谷区の蒲田という地域になりますますけれども、ここに建設しております河川内の浄化施設でございます。それで、多摩川の水質汚濁につきましては、御存じのように３０年代後半から急に汚濁が進行をしておりまして、その主な原因というのが、多摩川に流れ込む中流あるいは下流の河川からの水質汚濁というのが原因だというふうに言われておりまして、野川というものを、先ほど御質問の中にもございましたように、中央線国鉄の国分寺駅の北側を源といたしまして、そこから原流が、わき水でございますけれども、国分寺市内等を流れて、それが汚濁をされて、先ほど申し上げた地点の多摩川に流入をしておるわけでございます。

そして、浄化の方法につきましては、何とかして汚濁水を浄化しまして、清流の多摩川に合流させて多摩川の水質浄化の一助としようというのが目的で、計画をされておるようでござい

ます。浄化の方法といたしましては、多摩川の河川敷が広く、施設に向いているということを利用いたしまして、いまつくられておりますのは、その必要面積の約 1.4 ヘクタールというふうに言われておりまして、管の接触酸化方式というふうな方法を導入しております。この方法は、汚れた水が石などと接触を繰り返すことによりまして、汚濁物が吸収されて、そして沈でんをする、この原理を利用いたしておるようなものでございまして、簡単に申し上げますと、石の間を水が通ることによって浄化をするという方法でございまして、野川の水を一時ゴムのせきでとめまして、これは自動式になっておるようですけれども、高さ 1.5 メーター程度のゴム製の取水ぜきをつくっておりまして、その取水ぜきの中から取り入れていく。そして浄化をして多摩川に戻してやるという装置でございまして、地下に浄化槽をつくるというものでございます。大きさとしては横が約 92 メーター、縦が 18.5 メーター程度のものを八つ地下に並べまして、浄化槽を設置するというふうなものになっておるようでございます。

それで、これらの結果を計画の中で見ますと、このような装置の中で、たとえば根川の水質を 13ppm くらいに見込んだ場合に、これによって改善されますと 4.2ppm ぐらいに改善をされるというふうな計画が立てられておりまして、 56年に着工されて、本年の7月には完成をする予定でございまして、総工費が約6億というふうに聞いております。そして、さらにこの施設に取り組むまでには、7年間の実験結果をもとにしておるようでございます。

それから、次に江戸川区の親水公園でございますけれども、この江戸川区の親水公園につきましては、現在2本ほど区内の河川が親水公園として完成をしております。これにつきましても、先月やはり見せていただく機会がございましたんですが、下水道のまず普及後の区内を流れている中小河川の跡地利用を考えようという目的で、内部河川の整備計画というものを区でつくりまして、 47年に作成がなされておりまして、現在古川という川と小松川境川という二つの川がレクリエーション河川として、事業を実施しております。

これは、簡単に申し上げますと、江戸川区というのは御存じのように、江戸川なり、あるいは荒川なりに狭まれた非常に帯状の長い区域で、そういう意味では昔は水田地帯でもあって、用水路も発達していたというふうな状況があったようでございますけれども、先ほど申し上げましたように、下水道の普及によりまして河川そのものは灌漑用水路の機能というものは失われて、完全に現在失われておるわけでございますので、それを何とかきれいにして、そして市民の親しめる河川にしていこうというふうなねらいでつくられたもののようでございまして、

それぞれ河川によりましては長さが違いますけれども、河川の水をポンプアップいたしまして、区内を流れる河川に導入して、そして河川の上を利用いたしまして浄化槽を設置して、そこで浄化した水を河川に流していく、こういう方法でございます。

そして、その河川の構造的なものは、基礎石を配置したり、あるいは滝を配置したりして、なかなかユニークな構造になっております。

それで、この事業につきましても 47年に着手いたしまして、 49年に完成をいたしておるようでございますけれども、工事費が約2億というふうにお聞きしております。

これらの実態を見ておりますので、何とかひとつこれも、一つの今後の手がかりといたしまして、ミニチュア的なものでも考えたいというふうに思っております。中小河川の浄化ということで、今後、取り組み姿勢は私ども浄化の水路清流係を主体にして、一日も早く事業化できるような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（大柄　保君）　　福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君）　　それでは再質問をさせていただきます。まず、清掃部長にお伺いいたします。

私の質問の中で、要するに補助金を出してやる浄化槽についての数値は、 52年から 58年までかなり明確に教えていただいたんですけれども、質問の中身は、昭和 56年、 57年 58年で、補助金を出した浄化槽と出さなかった浄化槽を合算したら、日野市の中に浄化槽は何基あるか、こういう質問だったので、この質問にお答えをいただきたい。

それから、生活環境部長にお伺いをいたしますが、日野市の中小河川年1回やっています、やった結果、環境基準と合わせると、ほとんどのところが環境基準以下におさまっています、こういう回答なんですけれども、専門家から見て、年に1回やってその結果でおさまっているということが断言できるのか、どうなのか。これが一点と、おさまっているわりにしては臭いとか、汚いとか、いうお話を聞くんですけれども、その環境基準というのは本当にそれで魚が住めるような基準なんでしょうか。先ほどありましたが、BODが5ppmとか、 SSが 50とかいう、それから、 PHはともかくといたしまして、魚の住めるのは、言いかえればフナだのハヤだのが住める基準というのは、どのくらいなんですか。それを再質問させていただきたい。

回答の中では、検査場所をふやし、回数も1回から2回にするというふうに豪語されたわけですけれども、それで本当に日野市の河川のチェックができるのかどうなのか。任せてくれ、

こういうふうに断言できるのかどうか、お答えいただきたい。

それから、関連をいたしまして清掃部長にもう一つお聞きをいたしますけれども、恐らく浄化槽の中では、要するに建築基準のおりた家の浄化槽は、これは市の方に連絡が来て、それについての清掃代の補助金は出すよ、そのかわり、建築許可のおりなかった浄化槽については市はわからないんじゃないか、こう思うんです。ですから56年、57年、58年、どのくらいわからないのがあるか。56年が4,000基程度というふうな話を聞いたんですけれども、それでは、そのわからない浄化槽をそのまま放っておいていいのかどうなのか、これからどうしようとしているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　　お答えいたします。57年度では、先ほど言いましたように発行基数が8,150基ということで、恐らく、これはなかなか把握はむずかしいんですけれども、要するに無届けのものが4,000基程度あるんじゃないかというふうな、これはあくまでも推計でございますけれども、現在、そういうふうな状態でございます。

ということで、それではそういうふうな無届け状態の浄化槽を、今後どういうふうに対応するのかというふうな御質問でございますけれども、無届け浄化槽の対応ですが、現法では知事が指導監督をするということの中で、東京都のサイドとしてもこのことに対して重要視をしております。ということで、昨年、立川教育センターで清掃局の環境指導部施設課が担当しているんですけれども、要するに先ほど私が御回答の中で言いましたように、56年6月1日以前のものは現在では認可の対象となっておりません。それを一応無届けし尿浄化槽の事業報告制度の実施について、これは案でございますけれども、そういうふうなもので東京都が要綱を作成をするということの中で、会議が持たれました。それで立入検査、これはいま言いましたように立川の分室があるんですけれども、私の方で、放流水が大分臭み等があるというふうな通報がありますと立川分室に連絡するんですけれども、そういうことで立川分室担当の者が立入検査、それから維持管理の指導を行っているんですけれども、この業務を完全に期すためには必然的に無届けのし尿浄化槽の実態を把握して、環境問題を解決する必要があるという、こういうふうな目的でございます。こういう目的の中で、これは23区と、それから都下全市町村を対象なんでございますけれども、そういうふうな打ち合わせ会が持たれました。

それで、各市のいろいろの実情がございます。これは一切放流ができないで貯留槽を設置を

するところは認めないとか、市によって若干の相違がございます。そういう中で、各市のなかなか統一がされませんで、一応この計画案というか、制度ですか、これは現在は白紙状態でございまして、ただ、東京都としてはこれを各自治体がこういうふうな制度を各自治体として取り入れるんだったら、建築確認やなんかの中でそういうふうなものを認めましょうということになっております。そういう中で、私どもの方では一応日野市独自のそういうふうな制度によって、これから無届け浄化槽の実態を把握し、なお、先ほど言いましたように東京都と同一的に監督、指導をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　水質検査は確かに年1回とか2回とか、そういうような少ない回数では365分の2でございますので、十分な成果は上がるはずがないのでございますが、先ほども申し上げましたように、56年度につきましては10カ所であったものを、57年度は2カ所ふやして12カ所にした。それから、さらに58年度は4カ所ふやし、年1回を年2回にする。それから59年度以降については、8系統12用水を全部対象にする、こういった努力の跡を買っていただきたいと思います。国ですとか都でございますと大きい河川を管理いたしておりますので、水質検査などにつきましても自動監視装置というようなものを設けまして、日常的に監視をいたしまして、その数値をすぐにチェックして必要な対策を立てているわけでございますけれども、何分にも非常に金額の張る機械でございまして、日野にこういった装置をつくるとなりますと、軽く3億円は突破するのであります。そういう意味合いから、現状では検査の場所を順々にふやしていく、そして検査の回数も順々にふやしていく、こういう方法しかないわけでございます。

それから、環境基準の数値ならば魚は全部住めるのかという御質問でございますけれども、水温の問題でございますとか、汚れに強い魚の種類などもございまして、一概に幾らまでは生きて、これから先はだめだというようなことは言えないと思いますが、環境基準の中でございますと大丈夫じゃないか、このように考えております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　　福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君）　　時間の関連もありますので……。

確かにいま生活環境部長が言われましたように、努力の跡は評価をできるわけですけれども、やはりいかに努力したという話があったとしても、絶体的にチェックできなけりゃ、これは仕

方のないことで、チェックするためにはどうあるべきなのか、どうしなきゃいけないのかという理論が先に来ないと、いつまでたっても進展はしないんじゃないか。いまこれまでやっていく、次にこれまでやる、それまでの努力を評価してくれと。それは、一定の評価はできますけども、全体としてどうなるのかということがよくわからないので、発想をぜひ変えていただきたいというのが私の要望なんです。

それから、清掃部長の答弁の中で、私が質問しているのは簡単な質問なんです。要するに浄化槽から汚い水が用水や中小河川に流れ出ないようにするにはどうしたらいいか、その一例として、浄化槽はみんな掃除をしているんですか、こういう質問なんですよね。それで七千幾つか掃除をする補助代を出していますよと。それでは日野市の中には、あと補助していない浄化槽は幾つあるんですか、では残っている、わからない浄化槽はこれからどうしていくんですか、こういう簡単な質問なんですよね。いま、最後の方の答弁で実態、不明なやつ4,０００個を、どこにあるんだかわかりませんけれども、調べ出して対応するというのが部長の答弁だったと思いますんで、ぜひそれは期待をして見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お聞きいただいたわけですけれども、市長にこの辺について簡単に決意と、あと一つ質問をしたいと思うんです。

いままでの質疑を通じまして、非常に抽象的な部分もあったかもしれませんけれども、特に汚れてしまった中小河川、これの浄化をしていくという二つの事例が出されましたけれども、これについて早急に取り組んでいく考え方を持てるかどうか、一点お聞きしたい。

それから、いまの質疑を通じましても、清流を守るためにという、浄化槽から水がきれいなのが出ているかという話の中を見ましても、清掃部長、それから建設部長、生活環境部長３人が答弁をする、こういう状況は非常に政策が有効に機能しないんじゃないかというふうに思うわけであります。したがいまして、今回の５月の異動で、建設部に聞くところによれば清流の主幹というものができたということでございますけれども、いまやっているようなそれぞれの、清掃部でやっているような、そういういろいろなことをやっている人たち、あるいは生活環境部で水質チェックをしているような人たち、それから建設部で水路を守っているような人たち、こういうような人たちは一つのグループにまとめて、一元化する必要があるんじゃないかという感じがするんですけれども、これについての市長の御見解を賜っておきたい。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　理論的な考え方をもって水質浄化の効果的促進の御意見を伺っておると思っております。そして、日野市では早く清流条例、つまり公共水域の流水の浄化に関する条例という条例の中で、市の責務、市民の責務という分け方で、その市の責務の中には有効な装置を積極的に行う、このように規定をいたしております。いままでいろいろと実態の、なかなか成果の上がらない現実を考えまして、今度、水路清流係という置き方で対応したわけですが、なかなか人口の増加あるいは生活の変化、特に市民にいろいろお願いをしてもなかなかむずかしい点もあるわけでありまして、そういう状況の中でも、しかもどういう努力の手段があるだろうかということを特に集中的に対策するために、いま主幹という段階ではございますが、いずれは課に組織して相当な力を注ぎたい、こういう考え方であります。したがいまして、質問の１の早急な取り組みという意思は持っておるというふうに御理解をお願いいたします。

それから、いまの三部長がそれぞれ答えているという形は、これはやむを得ない、つまり公害的な視点から、あるいは土木的な視点から、あるいは都市計画的な視点から、もう１人清掃的な視点からと、こういう角度がございます。これを一機能にまとめるということも、果たして成果を上げることになるかどうか。厚生省あり、環境庁あり、また国土庁、建設省、それぞれまた国でも努力をしておられます。特に新しい手法として、いま初歩的に試みられております、いわゆる砂利による浄化装置、それで、いま福島議員の御質問は、多摩川とか浅川とかいう大きないわゆる水系と、それから私どもの市民生活に非常に身近な、過去には、現在もそうですが、灌漑用水路、これが排水路化しているわけでありますから、大きい川はなるべく汚い水を流さないということから清流を取り戻さなければなりませんし、それから小水路におきましては、やはり生活廃水に規制をし、それから可能な行政側の装置等の施策を行って、そうして両面から攻めていく。そして大きくは下水道事業の達成に努力をするということとあわせて行わなければならないという考えが成り立つと思っております。

したがいまして、今後、担当のところでも特にそういうことを特命をして検討いたしておりますので、一番有効な、効果の上がる機能的観点からの取り組みをいたしたい、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　ただいま市長の答弁をいただいたわけですけれども、やはり組織を一つにまとめるということには無理があるというお話だったんで、理解できないわけじゃありませんけれども、いずれにしましてもそれぞれの部にまたがる仕事が、この庁内の仕事ではかなり多いと思うんです。それで、一つの仕事をとらえましても、それぞれ横の連携を密にしなければ、一つとして抜本的な解決につながらないというケースが幾つも、いまのは一つの事例だと思うんです。したがって、ちょっと表現は悪いかもしれませんけれども、セクト・シュートというものに陥らずに、１人が気がついたら他の部署に関連するところに働きをかけて、会議を招集してでも一つの仕事をまとめ上げていくというような気合いで、ぜひ仕事を進めていただきたいということを要望いたしまして、この項の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって９の１、緑と清流を守るための実効ある対策を強化せよに関する質問を終わります。

９の２、豊田駅北口周辺の放置自転車対策を問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　それでは次の質問に移らせていただきます。

豊田駅北口周辺の放置自転車対策を問うということでございます。このことにつきましては、昭和４８年から５６年までの一般質問の一覧を見ますと、実に多くの議員が放置自転車対策を取り上げております。私も昨年の６月議会で、豊田駅北口周辺の交通対策に含めまして質問をいたしました。さらに加えて、３月議会で自転車等の秩序維持の確保に関する条例が制定をされまして、これから本格的な対策が始まることは理解をしておりますが、あえてここで取り上げたくはないのでありますけれども、毎日近くで見ております豊田駅周辺の路上への放置自転車が余りにも多く、歩行者の安全通行を阻害しておりますので、一日も早く条例に沿った対策が実施されることを願いながら質問をさせていただきます。

まず、質問の第一点は、豊田駅に限らず市内全域の課題としてお聞きをいたしますが、３月の議会で自転車条例が制定をされました。その中で、日野市が行うこと、日野市の責務の中に市営駐車場を設置すること、それから駅から３００メートル以内を自転車放置禁止区域の規定を行い、その旨、表示すること、これが義務づけられておるわけでございますけれども、いま京王線、中央線の各駅の中で、市営駐車場がすでに設置されて、いますぐでも放置禁止区域の指定ができるのは、どこの駅のどっち側かということであります。

それで、実際に条例に沿った放置禁止区域の指定をするのは、いつごろになるのかということです。ちょっと質問を引っくり返して答弁していただいてもいいです。要するに、放置禁止区域の条例どおりできない駅の、東口だとか南口だとか言ってもらった方が早いかと思いますけれども、それをお聞きをしたい。

それから、恐らくその中に豊田駅の北口が条例の中に実施できないというふうに返ってまいりますので、豊田駅周辺にしぼって質問をさせていただきますが、豊田駅北口周辺の放置自転車は、ごらんのように駅前のロータリーの歩道いっぱいであります。それから都道ですか、駅から真っすぐ前に出ていきます。小西六の方に向かっていく両サイド、これがいっぱいで、その歩道を人１人が歩けるのがやっとでございます。それから、立正佼正会の方に抜ける道路、これは、いま都営住宅の建設もやっておりますから非常に混雑をしておりまして、特に８時から８時半ぐらいは通勤の人が相互に行き交うということが困難、それから高齢者事業団の人が４人でやっておりますけれども、スペースがありませんので乗ってきた自転車を後から来るのは、前に整列をした上に積み上げている、こういうのが実態であります。したがいまして、事業団の方にお聞きをいたしましたが、近くの光の家の人が足をすりむいて血を流しながら歩いていくときがある、こういうような状況を聞いております。

そこでお尋ねをするわけですけれども、現在、あの北口一帯には何台の放置自転車があるんでしょうか。通告は何日か前にやってありますので、かなり正確に数えられたと思いますんでお答えをいただきたい。

それから、関連をいたしまして、あすこには市営駐車場はスペースは非常にないので、これは役所の担当課としても苦慮しているということはよくわかるんでありますけれども、市営駐車場を設置できる見通しがあるのかどうか、どうなのか。あるとすれば、何台ぐらい収容できるものがあって、これは駐輪場、駐輪場と言い直しますけれども、それが何台ぐらいできるのか。あるいは、これは市営でなくて民営でも私はいいと思うんですけれども、市営、民営含めて現在何台ぐらいが置ける駐輪場の予定が、いつごろできるのかということをお聞きをいたします。

それから、質問の三点目は、駐輪場ができるまでの対策について、これはぜひ、豊田駅北口周辺だけじゃないと思いますんで、お聞きをしたいと思うんです。言うことは、豊田駅近辺の実態から申し上げるわけであります。

私は５月から６月、非常に市民から「何とかならないか」という声を聞いて、建設部の管理

課に依頼をしたんですけれども、早速課長、係長が飛んでまいりまして、いま、荷札をつけまして、「いつ幾日までこの荷札がついている車は撤去します」ということで、使用していないものをとりあえず撤去しよう、こういうふうになっているわけでありますますけれども、これも一時的にはかなり効果があると思います。実は6月10日までにという期限でありますから、6月10日過ぎるとどのくらいきれいになるか楽しみにしているんですけれども、それがあります。

しかし、これだけでは確かに多くを望めないと思います。したがいまして、市営駐輪場、あるいは民営の駐輪場ができるまで、あるいは都営住宅が完成するのは60年3月と聞いていますけれども、それが完成するまでの間、私は市民に協力を呼びかける必要があるんじゃないかという感じがするわけです。その一つといたしまして、私はあすこで見ていますと、具体的なあれを言った方がわかりやすいと思いますけれど、高校生、制服を着ていますからよくわかるんですけれど、制服を着た高校生が朝、あすこから乗り出して1回学校へ行く。それから、帰りには学校から駅へ置いてすっと帰るというふうに使っているのを、かなり見受けるわけです。したがって、いま、まあ駐輪場がすぐできると。ある時期、秋なら秋にできるという見通しがあるとすれば、この短い期間の中だけれどもそういった学校に対して、ぜひ歩いていただきたい。あるいは奥の方に、事業所のところに人がいるかどうかわかりませんけれども、ぜひこの期間だけ、非常に都営住宅もあすこを建設しているんで、やりにくいんで、ある一定の期間だけでも協力してもらえないかというような働きかけができないのかどうか。私が言ってもいいと思うんですけれども、あんまり効き目はないと思いますんで、その辺はやはりぜひ市の方でやっていただけたら、少しは効果が出るんじゃないかと思いますんで、その辺の見解を伺いたい。

それから二つ目は、これは生ぬるいかといわれるかもしれませんけれども、ないよりある方がいいということで、そういった趣旨、いま駐輪場建設計画はこうなっています。その間、ぜひ乗ってくるのは御遠慮くださいということか、いますぐ理念を高めて、できれば1キロ以内は健康増進のためにも歩いてくださいとか、市長名で呼びかけの立て看板でも出すことはできないかどうか。あるいは、広報でも使いまして、歩け歩け運動との絡みの中で、1キロ以内は歩こうという働き、そういうことの音頭がとれないかどうか。この辺のところは担当部長、あるいは市長にも御見解を伺いたいということで、質問は三点でございます。

○副議長（大柄　保君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではお答えいたします。現在、実態を踏まえまして対策を急いでおります。御質問の中にもございましたように、本年3月の第1回定例会におきまして議決をお願いいたしました条例の適用につきましては、施行規則の制定もすでに行われておりまして、註車禁止区域、あるいは表示板の設置のための国道、あるいは都道関係への専用共有も現在、進めておるところでございます。当面、6月15日号、あるいは7月1日号に高幡と百草駅の実施をお知らせするという予定にしております。御質問、逆にというお話でございましたけれども、つまり、いま申し上げた高幡、百草駅以外のことにつきましては、まだ即応できないということでございます。そういうことで準備を進めておるわけでございまして、今月末までには、いま申し上げた高幡と百草駅の関係につきましては実施できるという見通しで、準備を急いでおります。その他の駅につきましても逐次整備をしていきたいというふうに考えておりますけれども、特に御指摘のございました豊田北口駅の周辺につきましては、御存じのようにすでに地域開発が済んでおりまして、なかなか用地が求められないというのが実態でございまして、勢い民営の註車場に依存したいというふうな考え方を持っております。そういう中で考えていきたいというふうには思っておりますけれども、まず自転車条例に盛られました市営註車場の設置、放置禁止区域の指定については、そのような形で逐次やっていきたいということでございます。

現在、過去何年間かの間にできるだけの註車場の整備ということはしてまいったつもりでございますけれども、なかなか駅周辺に適当な用地が得られないというふうなことで、思うような整備ができないということと、駅周辺の近くになかなか用地が求められないというのが現在までの隘路になっておったわけでございます。そういう点につきましても、できるだけひとつ確保したい、註車場の設置ができる用地を確保したいということで、現在も、二、三努力をいたしまして、たとえば日野駅の東側地域についても何カ所か候補地が上がって、交渉をいたし

ておるような状態でございます。

それで、豊田駅の北口の市営駐車場の建設計画につきましては、御質問の中にもございましたように、都営住宅の建設に絡んだ関係の中で、ある程度期待をしたいという考え方もあるわけでございますけれども、条例規定の２カ所だけで、いま対応不可能でございます。そのために先ほど申し上げましたように都営住宅の建設、あるいは民間経営の駐車場に対する依存というふうな考え方を持っておりまして、民間の駐車場につきましては、かなり前から設置されておりましたところが９月上旬に新装開店をしたいということで、現在、建築確認申請が都に出されておるような実態がございます。したがって、これらの施設をさらに依存をいたしまして、できるだけ早い時点で現状をいろいろに判断をいたしておりますので、何とか取り組んで努力をしたいというふうに思っております。

それで、民間駐車場の関係につきましては、約1,３００台ぐらい収容できるだろうというふうな計画のようでございます。

それから、現在の実態につきましては、ちょっと古いわけですけれども、本年３月の時点で約2,６４５台ぐらいございました。その後、現在、若干ふえまして概略申し上げて3,000台前後だろうというふうに推測をいたしております。夜間、５時以降等につきましては、これが急激に、たとえば３５０台ぐらいに減るという実態があるわけでございますけれども、そして豊田駅全体で昨年６月の調査では3,５００台が放置されていたというふうなことで、多少の波があるようでございます。そういうことで、現在ある市営駐車場、そしてさっき申し上げた1,３００台収容できる計画の民営の駐車場、これらを合わせまして約3,８００台ぐらいは収容可能というふうに判断をいたしておりますので、これで一応対応できるというような考え方を持っております。

それから、最後に、市営駐車場のできるまでの対策でございますけれども、市営駐車場の設置努力につきましては、いま申し上げましたように各駅の区域によりましてそれぞれできるだけ早く条例の適用可能な区域にしたいということで、努力はいたして、準備もいたしておるわけでございますけれども、たとえば先ほどの日野駅の東側を申し上げましたけれども、日野駅の西側、あるいは豊田駅の南側、これらにつきましては、駐車場が確保されておりますので、実施可能な状況にあるというふうに判断はいたしておるわけでございます。日野駅の東側、あるいはまた豊田駅の北口のように駐車場確保のおくれた地域につきましては、従来の方式によ

りまして未利用自転車の移動整理を実施いたしまして、通行人に支障がないというふうなことで努力はしておるわけでございますけれども、豊田駅の北口につきましても近日中に何とか実施をする予定で、計画は立ててございます。

そして全体的に申し上げまして、駅前自転車対策につきましては早くて本年の秋までに、年内、遅くとも年度内には確実な見通しをつけていきたいというふうに考えておりますので、もうしばらく時間をおかしできれば大変ありがたいと考えております。

それから、最後の御提案の事項でございますけれども、学校、あるいは事業所等に実態を訴えまして協力を依頼してみたいという強い考えもございます。３月下旬に各駅の実態調査を実施いたしまして、その集計分析を現在整理をいたしておりますけれども、その中でも歩いて駅までの所要時間はどのくらいですかというふうな質問に対しましては、大体２０分以内の人が全体の５８％ぐらいを占めておるような実態でございます。それで、この２０分という時間は距離にいたしまして約１キロぐらいと推測されますので、このくらいの距離の市民の方につきましては、ぜひひとつ自粛をされまして御協力をいただきたいということで、利用者の理解を呼びかけたい、そういう行動も起こしてみたいというふうに思っております。「自転車は指定駐車場へ」というふうなキャッチフレーズをもちまして、日野駅の関係等につきましては、第一小学校の西側にすでに駐車場ができておりますので、これを対象といたしましてすでにパンフレットの印刷も用意されておりまして、放置自転車につきましては適時強制移動をしたいということで、ぜひ御協力をということで通勤、通学者には御協力をお願いし、さらに駅から歩いて１５分以内の人については、ぜひひとつ歩いてほしいというふうな文句もこのチラシの中に入れまして、呼びかけをいたしておるのが実態でございます。簡単でございますが、以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　放置自転車の実情回復を願って条例も制定したわけでありますが、まだ完全に成功というには一層の努力が必要だと考えております。担当者としては、いろいろ苦慮した中のお答えを申し上げておるわけでありまして、特に指摘をされた豊田駅の北口側、これにつきましては必ずしも日野市民だけではない広域の自転車が豊田の駅に向かって利用されているに違いない、このように考えられます。なるべく強制という手段でなくて、規制という方法で市民意識の面と、それから行政の可能な面で成功させることが、いまの世の中

のいろいろな問題に大きな解決のきっかけをつくり出すに違いない。まず、それには自転車からという感じがしないわけではありません。したがいまして、いま御指摘のような市民に対する訴え、つまり一つの新生活運動としての健康づくり、あるいは社会のルールづくり、こういうことで努力をするべき問題だと受けとめております。十分検討をして、またＰＲもしっかり行って成果を上げたい、こう考えます。

私が豊田の北口では、一つ黒川の歩道橋の近いところ、また、黒川の用水の頭に当たる部分、多摩平区画整理の一番ふちに当たる部分で、帯状の、つまり他の目的には使いにくい場所があります。黒川の土上げ敷ではないかという感じもいたしておりましたが、民地だということでありますが、この場所をもし御協力できる形になれば、相当、３列ぐらいに置いて1,０００台か1,５００台ぐらいは置けるんではないかということで、このことの調査もいたしておりますので、何らかの成果を期待したい、このように、今日のところお答えとさせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　　確かにそれぞれの部署で努力をされているということは私も理解しつつこの質問をしているわけでございます。一層の御努力をお願いしたいと思うんです。

それで、つけ加えて努力を要請したいんですが、民営駐輪場が９月上旬をめどにいま確認申請中、1,３００台という計画を、いまお聞きをしたんですけれども、それができるまでの間、ぜひ、大変市の方もお忙しいでしょうけれども、見回りの方をよくしていただきまして、できれば高齢者事業団の片づけている人が非常に意欲的でございますんで、もう市の方からある程度権限を委託しても、こういう状況になっちゃったら、荷札はもう預けておいて、置きっ放しのようなのがあったらその人たちが荷札をつけていくとか、毎日見ているわけですから、高齢者事業団の方に権限を委譲して問題点を連絡してもらうというようなことは、まあ、高齢者事業団にそこまで権限があるかどうかわかりませんけれども、そういうことで、非常にオートバイと自転車が錯綜したり、苦慮してますんで、高齢者事業団のあすこで働いている人たちのお話もぜひ聞いてもらって、有効な対策を立てていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって９の２、豊田駅北口周辺の放置自転車対策を問うに関する質問を終わります。

１０の１、種々の分析指標に見る日野市の財政運営（行財政改革のために）についての通告

質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○8 番（馬場弘融君）　　議長のお許しをいただきましたので、行財政の改革を進めようという観点から、日野市の財政運営について質問をいたします。

行政のかなめは、何といっても財政にあるというふうに思います。財政の的確な把握をなしに行政は語れない、こういうことで私自身浅学を省みず、この問題に挑戦をしてみたわけでありますが、実にむずかしい。さらに、経験不足でもありますからかなりポイントの外れたことを申し上げるかもしれませんけれども、がまんをしておつき合いをいただきたいと思います。

さて、この６月６日、国債の発行残高が１００兆円を超えた、こういう新聞報道がありました。戦後の国債発行開始以来１８年、そして５０兆円を超えたのが昭和５４年でありますから、恐ろしいことにわずか４年のうちに倍増してしまったということになるわけであります。私はこの記事に、大きなショックを受けました。日本は、このままで大丈夫なのだろうか、100兆円といえば国民１人当たり８４万円の借金ということになります。さらにこれにプラスをして地方債も加えられるわけでありますから、この巨額の負担、一体どうすれば解消できるのだろうか。改めて、なぜいま行政改革なのかということを強く感じた次第であります。

そこで、日野市の問題に入る前に、少し国の行政改革の歴史、これをたどってみたいと思います。少し古くなりますけれども、長期安定政権の続いた徳川時代、3回の大きな行政改革が断行されております。徳川開幕およそ１００年後、１７１６年から３５年にかけて、八代将軍吉宗によって行われた享保の改革、御存じ大岡越前守の時代であります。これは元禄時代の華美退廃の風潮を厳しく戒めたものでありました。次に、１７８７年から９３年にかけて、老中松平定信によって行われた寛政の改革。最後に、１８４１年から老中水野忠邦によって行われた天保の改革。いずれも謝酒を禁じ、おごりを戒め、いまにも倒れそうな幕府の財政を立て直すとともに、人々の意識の変革にもかなりの力を発揮したのであります。徳川幕府が２５０年の長きにわたって存続し得た背景には、創始者家康の政治家としての優れた能力があったにしても強烈な反対の声を押し切って断行された、これら三大改革の力を忘れてはならないところであります。すなわち、戦のない平和な生活が長続きするためには、こうした定期的な、具体的には４０年ないし５０年のサイクルでもって行われる大改革、これが不可決であるということであります。

さらに下って明治維新、これも革命、あるいは内戦という形をとりましたけれども、きわめて大きな行政改革であったといえます。しかしながら、これ以後、近代日本は昭和２０年の敗戦と、ＧＨＱによる行政改革を除けば、みずからの手で、みずからの政治経済制度を大改革させた経験を持っておりません。いかにこうした大改革がやりにくいかを物語るものであります。

さて、現代になりますが、かつて池田内閣の昭和３５年、第一次臨時行政調査会が組織されたことがあります。当時は、高度経済成長の真っただ中にあり、国民の所得、生活水準は急上昇しており、拡大していく行政を十分に支え切るだけの担税能力が備わっておりましたから、いまのように危機感がなかった。ですから、この第一次臨調は満足な成果を上げることができなかったのであります。

他方、この時代に高度経済成長は、国及び自治体の行政範囲を年ごとに拡大をさせ、それに伴って財政運営もますます多岐多様なものとなってまいりました。こんなとき、昭和４８年の第一次石油ショックが訪れたのであります。これ以後、わが国の経済基調は大きく変化し、財政は厳しい終始不均衡の状態に置かれてしまったわけであります。こうした状況を克服し、冒頭に申し上げましたような累積した巨額の公債の償還に絶え得る健全な財政構造を確立することが、今日の大きな課題となっている。自治体レベルでも、地方の時代といわれる今日、住民は地域の特性を生かした個性豊かな町づくりを求めておりますけれども、従来のような税の自然増収に依存する財政運営が期待できなくなったいま、自治体がこのような住民の要請にこたえていくためには、行財政の減量化に努めるとともに、創意工夫をこらした計画的な財政運営が必要になってきているわけであります。

もちろん、日野市の場合、財政破綻に瀕しているというわけではありませんけれども、悪くなる前に手を打っておく。これが正しい財政運営のやり方であります。そして、そのためには市政の担当者がみずからの財政状態を的確に把握し、その問題点を解明し、それに対する有効適切な措置を講じていかなければなりません。つまり、自己診断をしなければならない。そして、この自己診断の手法として、いろいろな分析指標が考案をされているわけであります。今回の質問の前提となりますので、若干触れておきます。

財政分析の指標には、大きく分けて三つの分類があります。現況指標、運営指標、それとストック指標であります。現況指標と運営指標と申しますのは、その自治体の客観的な財政状況を示すと同時に、態様の類似した団体との比較評価や、前年度と比較した努力の度合いなどを

示すものであります。たとえば、経常収支比率、公債費比率、ラスパイレス指数、人口１人当たり職員給与額、こういったものであります。

三つ目のストック指標、これは過去の財政努力の成果として残されたストック、つまり公共施設の整備水準を示すものであります。たとえば道路改良率、下水道普及率などがこれに当たります。

これらの指標はかなり数も多く、個々の指標に当たるだけでもある程度分析機能を果たすものではありますが、すべての指標を調べ上げてトータルに診断を下すのが本来のやり方かもしれません。しかし、私の能力の関係で一部しか調べられませんでしたので、幾つかの指標、特に日野市にとりまして問題点ありと思われるものをピックアップをして、個々のポイントから私なりに日野市の財政分析をしてみたいと思います。

まず第一に、経常収支比率であります。これは地方税などの経常的に入ってくる一般財源のうち、どの程度の額が人件費とか公債費などの義務的経費に充当をされているかを示すものでありまして、財政構造の弾力性の目安になっております。７０％から８０％が一般的でありまして、８０％を超えた場合には赤信号であるといわれております。日野市の場合、昭和５０年の９２.５％、これは恐ろしい数字でありますが、これをピークにいたしまして年々下がっております。昭和５６年にはとうとう８０％を割りまして７８.８％となっております。この数字を見る限り年々改善をされており、おおむね良好という範囲に入っております。一応、評価はできるわけでありますが、まだ不十分だと思います。

実は、先月、厚生委員会の研修で伺いました愛媛県の今治市、ここは人口１２万5,０００人で、四国としては中核都市であります。この今治市では、経常収支比率は何と６４.９％ということでありました。後ほど、この今治市につきましてはさらに触れますけれども、実に効率的な行政を進めております。ぜひ、参考にしていただきたい。

さて、この経常収支比率を上げるものは、何といっても人件費と公債費であります。そこで、次に人件費比率というのを調べてみます。

人件費は、やはり経常的に支出をされ、きわめて義務的色彩の強い経費ですから、財政構造のよしあしを大きく左右をいたします。人件費比率というのは、歳出総額に占める人件費の割合でありますが、市町村の場合、２０％程度を目安にすべきであるといわれております。たとえば熊本県の人吉市では、この１５年間一貫して減量経営を続け、渡り制度、あるいはプラス

アルファーといったようなものもなく、この人件費比率は１９.１％にとどまっております。

さて、日野市の場合ですが、５０年がやはりピークで２９.７％であったわけですが、５２年には２２.３％まで下がっております。ところが５４年からまた少しずつですが上昇をしてきておりまして、本年５８年は予算書で見ますと２６.１％という数字になっており、やや高目でありますし、上昇気配にあるということで、ちょっと気になるところであります。そこで、もう少し立ち入って調べてみます。

人件費の中には、当然私ども議員の報酬なども含まれるわけでありますが、何といっても大きな比重を占めるのは職員給与であります。職員給与の額は、職員の総数に平均給与額を掛け合わせたものでありますから、職員の数が市の人口や面積に比べて適切かどうかという問題と、職員給与の体系が適切かどうかという問題とに分けて考えられます。

そこで、まず職員数が適切かということであります。人口1,０００人当たり職員数という批評があります。これは、1,０００人当たり１０人以下が望ましいということになっております。日野市の場合、やはり５０年からずっと調べてみましたが、５６年まで8.９人ないし9.１人ということで、５８年はちょっと上がりぎみで9.４％を示しておりますけれども、この数値は望ましいという範囲内におさまっております。 しかし、内容をさらに検討してみますと、将来的には若干不安な要素を抱えているようであります。

と申しますのは、一般行政職員は５０年から５６年までの間に３３人しかふえていないのに、いわゆる施設職員は１２９人もふえているからであります。さらに今年、かなり大量に児童館職員がふえたということなどを考えますと、近い将来、いろいろな施設の建設が予想される折から、ちょっと気になるところであります。

次に、給与の額であります。人口１人当たり職員給与額という指標を調べてみます。これは、市民１人当たりに換算して職員の給与を年額どれくらい支払っているかという指標であります。これは一般に年額２万5,０００円ぐらいが望ましいといわれております。日野市の場合、昭和５６年の決算額で、年額３万2,２８６円となっております。職員給与については、これまでの質問の中でもいろいろ出ましたように、多摩の各市はかなり高くなっているわけでありますが、その中で努力をしている市もあるわけであります。日野とほとんど同じ規模の小平市、この数字が２万9.１４９円、革新の町田市ですら2万9.２９５円であります。

さらに、古賀議員、市川議員の質問でも問題になりましたラスパイレス指数、これは５７年

度の数字で１１６.３、これは東京都の平均並みであるというふうな理事者側の答弁がございましたけれども、全国平均と比べますと、かなり差があります。全国平均は１０６.１であります。かなり高い。

以上、幾つかの指標をもとに人件費の問題をお話し申し上げましたけれども、日野市の人件費の割合は、いろいろな指標を当たってみてもやはり高いなという感じであります。先ほども申し上げました今治市では、職員の少数精鋭主義を貫いておりまして、人口1,０００人当たりの職員は７人となっており、その分を短期の臨時職員、つまりアルバイトで埋め合わせをしておりました。私どもが研修に伺ったときにお茶を出してくれた女性がお２人いらっしゃいましたけれども、伺いましたら彼女たちもアルバイトでありました。

また、岐阜市では一昨年から年間１％、５年間で５％の職員削減、これを目標にしまして、５６年に５２人、５７年に５３人の職員削減を行っております。この結果、２年間で約４億円ほどの費用を浮かせたということであります。質問は後ほどまとめていたしますけれども、この人件費を下げる必要があるというのが私の第一の分析であります。

次に、第二の問題、公債費比率に入ります。これは標準財政規模に対する公債費の割合でありますが、１０％以下におさえるのが望ましいといわれております。日野市の数字は、５０年に7.５％であったものが、この５３年についに１０％を超え、５６年には１３.１％と年々、しかもだんだん額がふえて上昇をしております。この数値は１５％を超えると財政硬直化につながるといわれておりますから、ちょっと危険なところまできているという段階かと思います。同様に、公債等の債務の現在高を示す実質債務残高比率というのがありますが、この数値は１４０ぐらいが望ましいわけでありますけれども、何と日野市の場合２２０.９というかなり高い数値になっております。

それから、ちょっと不思議だなと思われましたのは、以上申し上げましたように公債費比率が年々上昇をしている、その中で、どういうわけか投資的経費の比率は下降してきているということであります。具体的に数字を言いますと、５２年がこの投資的経費比率は４３.５％、５３年３５.６％、５４年３３.１％、５５年３２.３％、そして５６年には何と２１.２％ということであります。さらに、この５６年現在で残っている公債の残高が１９１億円あるわけでありますが、この内訳を見ますと半分以上の９８億円が非義務教育施設整備事業のための公債であるということ、つまり、都市基盤整備のための投資、本来の建設事業の投資がいかに少なかったかを示

しているわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そして、最後に実質収支比率、これは年度ごとに黒字か赤字かということと、その額の割合を見るものでありますが、５４年以来4.6ないし5.5と、ずっとかなりの黒字を示しております。黒字であるということは、それ自体は悪くはないわけでありますが、見方を変えれば、いつもかなりの金額を余らせているということにもなります。ですから、この数値が年々５％以上続くような場合は、住民から税金をよけいに取っておきながら、お返しとしての行政サービスが少ないという意味で、財政運営がまずいということになるわけであります。

以上、公債費の面から言えることは、下水道を中心に都市基盤整備がおくれている現状なのに、すでに公債費の割合が高いということは、これからいざ本格的に本来の公共投資に入った場合、財政は硬直化しないか、こういう危惧を持ちます。また、投資的経費比率が年々下がっているという点からは、もっと仕事ができたのではないか、もっと住民に見返りのある行政ができたのではないかという指摘ができるわけであります。これが第二の分析であります。

それから次に、少し視点を変えまして、それではこれからどんな仕事に力を入れるべきかということを見るためのストック指標、つまり過去の財政運営の結果生じている公共施設の整備状況に触れてみます。

市道改良率、１人当たり公園面積などいろいろあるわけでありますが、昨年来非常に問題になっております下水道普及率、その低さについてはあえてここでは取り上げません。いろいろかなり低いレベルの指標がある中で、一つだけ消防ポンプ充足率というのがありますが、これだけが逆に基準の数、10台に対しまして２４台ということで、充足率が２４０％になっております。他の施設のおくれと比較をしますと、突出してよすぎる数値だなという感じであります。

さて、今後の施策でぜひ向上させてほしいもの、ここでは一つだけ取り上げておきます。それは市立病院であります。人口千人当たり病床数、ベット数でありますが、こういう指標があります。これは５６年に7.5ベッドとなっており、平均よりもかなり低い数値であります。お隣りの多摩市の場合２1.5ベット、八王子市では２0.9ベッドであります。大きな差がございます。

これも厚生委員会で伺った愛媛県の宇和島市、宇和島市は人口７万２０００人、５７年度の一般会計予算規模が１１７億円の市でございますが、実にりっぱな宇和島市立病院を持っておりました。１６科目５５０ベッドの大病院で、単に市民だけでなく、四国西南地区の基幹病院

として近隣町村からも多数の方が診察に来ておりました。県の補助金も受けておりましたし、内容的にもＩＣＵ、人工透析装置、全身用ＣＴなど、最新設備を備えたすばらしい病院であります。これらに比べて日野市立病院の１６２ベッドは少な過ぎますし、内容的にも非常に不満があります。今後の市政の大きな課題だと思います。

さて、いろいろな分析指標をもとに、私なりに日野市の財政状況について、一部でありますけれども申し上げてまいりました。以上の分析を土台に質問に入りたいと思います。質問は、大きく分けて五つのポイントがございます。第一点は人件費の問題、第二点は公債費の問題、第三点は投資的経費の問題、第四点は今後の課題としての市立病院の問題、そして第五点が市長の行財政改革への取り組み姿勢ということであります。

まず第一点、人件費を下げるための対策でありますが、まず職員数の面で、今後の職員の増加を抑えるためのどのような方策を考えておられるか。たとえば、民間委託を積極的に進める考えはないか。また、コンピューターの導入の現状はどうなっているか。実は、私、電子計算機組織運営審議会という審議会の委員になっているわけでありますが、５７年度は一度もこの審議会が開かれていないようであります。この辺もあわせてお答えをいただきたい。

それから二つ目、給与の額に関してでありますが、昨日の市長及び助役の答弁によりますと、退職金あるいは給与体系も社会情勢に合うように直すということを検討したい、検討する、というふうなお答えだったと思うんですが、それでは現在のいわゆる通し号俸制というもの、私はよくわからないんですけれども、一体どういう内容の給料制度であるのかということを、まず教えていただきたい。そして、それを将来、検討するというのであれば、いつごろまでにどのような内容の制度に直していこうとするのか、このことを教えていただきたい。

次に、退職金だけではなくていろいろな手当があります。諸手当。この諸手当の見直しは行うのかどうか。さらに、先ほど竹ノ上議員もちょっと発言をしておりましたけれども、こういった職員の給与につきまして、もっと一般市民の方にわかりやすいように広報、あるいは他の方法で公表するようなおつもりはないか。いままでのやり方は、余りにもわかりにくい公表の仕方であります。もっと具体的な公表の仕方が必要ではないかと思いますので、ぜひ伺わせていただきたい。

それからもう一つは、給与体系全般にわたって給与の運用が条例どおりきちっと行われているかということであります。いわゆる労使のなれ合い的な慣行で底上げをしたり、たとえば給

与表の飛び越しての昇給が、あるいは過去にあったのではないかというふうな気がするわけでありますけれども、この辺をお答えいただきたい。以上が給与についてであります。

それから、大きく分けて二つ目の公債費の質問でありますが、これまで申し上げましたように、まだ下水道を初めとする基盤整備がかなり残されているのに、公債比率が高過ぎる。一体どうしてこうなってしまったのか、これを教えていただきたい。

さらに、これから近い将来、仲田公園の払い下げ、あるいは整備、市民会館の建設、区画整理などなど、かなり大きな事業が予想されているわけでありますが、いまの財政運営のままで公債費比率が赤信号になるようなことはないか、これはぜひ明確にお答えをいただきたい。

それから、大きな三つ目でありますが、投資的経費の問題であります。先ほどはあえて触れませんでしたけれども、日野市の財政状況は法人市民税の変動性ということを別にすれば、歳入についてかなり恵まれているわけであります。つまり、市税収入の豊かさによる財政力指数の高さ、従属人口比率、これが６５歳以上の老人と幼児の全市民に対する割合でありますが、この従属人口比率の低さ、さらに納税義務者比率の高さ、これが６９.３％になっていますけれども、要するに歳入の非常によさを持っている。しかも、それを生かさずに投資的経費、あるいは普通建設事業費は５２年度以来、年々ダウンを続けている。特に５６年に至っては、ちょっと長い名前の指標ですが、普通建設事業費充当一般財源比率というのがありまして、これは平均的に１６ないし１８％といわれているわけでありますが、何と8.66％と大幅に低い。ここ四、五年の歳入の状況を見れば、もしもっと有能な行政担当者であれば、より有効な仕事ができたのではないか、もっと市民サービスが充実をしたのではないか、この点をぜひお答えをしていただきたい。

大きく分けた第四点は、市立病院の現状、先ほど申し上げた現状をどう把握しているか、そして近い将来ベッド数をふやすとか、新築をする、あるいは高度医療機器の導入を考えている、こういうことがあるかどうかという点であります。

最後に第五点、行財政改革への市長の取り組みの姿勢を伺いたいと思います。いわゆる土光臨調の精神をどういうふうにとらえられておられるか、そして、これから具体的にどのようにわが日野市の行財政改革を進めていくおつもりか、ぜひ伺いたいと思います。

以上で一応質問を打ち切り、後はお答えに応じて再質問をさせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　給与の件につきましての五点につきまして、御回答申し上げたいと思います。

まず、通し号俸制度の内容でございますが、給与表が4,１７１ページに掲載されておりますが、臨時職員を除いたすべての職員がこの給料表におさまっている、こういうことでございます。ですから不完全通し号俸といえるかと思います。

それから、給与是正につきましてはいつごろまでに直すのか、あるいは諸手当の見直しについて、これについての御質問でございますが、これらにつきましてもやはり組合との交渉の中で詰めていきたい、こういうことでお許しをいただきたいと思います。（笑声）

それから、一般市民向けのＰＲでございますが、先ほど助役が申し上げたような方法で、私どもの方では鋭意これについては努めてまいりたい、かように考えております。

それから、給与体系が条例どおりやるか、あるいは否か、こういう御質問でございますけれども、これにつきましてはすべてここに条例に掲げてございます。その他、別表等もございますけれども、これらに準じまして記している、こういう内容でございます。以上です。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは、大きな二点目の公債費の件からお答えいたしていきたいと思います。

その前に、これらの中に電算機の御質問がございました。電算機につきましては、すでに副主幹が担当いたしておりまして、５月からです、部下１名をつけまして計画図もでき上がりましたし、今後はどのような業者の対応をするかという段取りになっております。（「委員会無視している」と呼ぶ者あり）　――委員会の件につきましては、委員会は電算機にインプットする場合の、いわゆる個人情報の処理にかかわる部分が出てきたときに御相談申し上げることになっているわけでございます。

公債費の件について、お答えいたします。公債費上昇の理由は何かという御質問でございます。馬場議員さんの方でも御質問の前段で触れていらっしゃいましたが、公債費の中の六十数パーセントが学校建設費の部分でございます。その他の公債費につきましては１０％以下という、全体の額の中の公債比率は１０％以下でございます。大きいのは学校建設関係、それから次に大きいのは土木費という形になっております。学校建設にかかわります公債につきましては、同じ起債の中でも、公債の中でも、これは財政運営上、ある別扱いになっております。と

申しますのは、衛生債、あるいは教育債につきましてはいわゆる交付税算入額でございます。でありますから、極端な言い方になりますが、学校建設のために起こる赤字については国が補てんするという、一応システムはできておるわけでございます。でありますので、その点につきましては御心配は要らないのではないかというふうに判断いたしております。

ちなみに、公債比率のほかに、起債制限比率というのがございます。これは５４年ごろから出てきました比率、数字でございますが、日野市の場合はその制限比率は現在8.4％でございます。公債比率は１３.１でございますが、制限比率は8.4％、これのマキシマムは２０％でございます。でありますから、制限比率から眺めますならば、日野市の公債はまだ余裕があるということが保証されるわけでございます。赤字にならないかとの点までをそれでお答えしたことにさせていただきたいと思います。

次に、投資的経費の減でございます。予算と申しますのは、要求があって、それに従って編成していくわけでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）――財政分析は静止的手法でございます。財政がそこに凍結した形での数表を出すものが分析でございます。予算編成は、生きている財政を行うわけでございます。要望に沿って編成していかなければなりません。たまたま投資的経費が少なかったというのは、四囲の、いわゆる背景によるところが多いと思います。単純な、財政的な理由ということだけではないというふうに私は理解しております。といいますのは、予算編成の過程の中で財政担当といたしましては、要望された予算についてそれほどの削減をした記憶がございませんので、その辺はいわゆる要望と予算編成とのかかわり合い、それで、その事業の選択でございます。次は。これは自治省からも通達が来ておりますが、いわゆる地方自治体がかかわるべき仕事、かかわらねばならない仕事、せねばならない仕事、それらの分量を明確にせよ、それに従って予算編成の優先順位を決定せよというふうな事務通達もございます。われわれ財政担当者といたしましては、当然、市は独自でございますが、一応事務上の指導を尊重いたしまして、そのような判断の中で事務を行っているわけでございます。その点で、投資的経費がダウンしてきた理由といいますのは、一つだけの理由をここに取り上げることができないと思いますので、いま私が申しました背景説明でその説明にかえさせていただきたい、このように思います。

次は病院の問題ですが、病院の問題につきましては事務長の方からお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　病院事務長。

○病院事総長（佐藤智春君）　　御質問の市立病院のベット数が少ないのではないかという御質問でございますけれども、資料がございまして、三多摩、島しょに公立病院が１０病院ございます。そこの平均が２１２ベッドということでございまして、その中で日野のように市立で経営しております病院がまず稲城、これが２３４ベット、それから青梅市にございます病院が３９３、それから町田市でございますけれども、これが３１５、こういうことでベッドがございます。そういう意味合いから申し上げますと、日野は先ほど御質問ございましたように１６２でございますので、病床数は少ないということが言えると思います。

そういうことで、将来計画はどうかという御質問でございますけれども、御承知のとおり市立病院は非常に狭隘でございまして、現状をこのままで増床するということは非常に困難であると、私ども考えております。そのような意味合いから申し上げまして、実はまだこれは非公式ではございますけれども、病院の北側に８００平米ばかり、２４２坪ぐらいでございますけれども、それから西側の道路を隔てたところに９０１平米、約２７３坪、合計５１５坪ばかりの土地でございますけれども、これをひとつ地主さんにお話し申し上げまして、購入できるものならしてみたいというようなことで、非公式でございますけれども、現在、地主さんの意向を聞いておるという状況でございます。こういうまず最初に土地の確保ということから始めませんと、増床計画ということも成り立ちませんので、そのような状況であります。そのようなことで御理解を賜りたいと思います。

それから、医療機械の導入の件でございますけれども、これにつきましても院長初め計画的に高度の医療機械を購入していきたいというような考えを持っておりますので、具体的に何年度にどういう機械ということはまだございませんけれども、計画的に今後、購入していきたい、かように考えております。（「市民要望は強いですよ、予算化してください」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　お気に入るような答弁になれば幸いでして……。

まさに自治体経営は、これは言われておりますとおり画一化しない、つまり地方の時代にふさわしい文化や福祉の脈々と生きる、そういう地域社会をつくることだというふうに基本的には考えてよろしいと思っております。そして、過去のいろいろな先輩の適切な施策もありますし、また、必ずしも求めた形ではない急速な都市化の事情もありますし、その中で将来を展望

しながら、いわゆるいい町、それから自治の意識の高い町、そして市民参加がりっぱに具現できる町、こういういろいろな恵まれた資質を持っているのが日野市である、このように大変誇り高く感じております。

中央の方から、いまだ、質問者も言われましたとおり、１００兆を超える莫大な財政破綻の中で自治体に加えられる圧力は、きわめて迷惑でもあり、大きいわけでありますが、これはやはり国民として言うべきことは言い、また、しおうべきことはしおって、そうして国民全体のいい時代をつくっていくということも、きわめて重要だと思います。（「うまいこと逃げるな」「それじゃ、お気に召さないよ」と呼ぶ者あり）　―― そうしていつも申し上げますとおり、憲法に定められております自治のいわゆる本旨、これは悠久でありますし、そういう一時一時のことをこそく浸潤しながらやることでもないと思います。私は、緑と清流を取り戻そうというような大きな布石こそ、まさに将来を展望する一番基礎ではなかろうか、教育の問題も、福祉の問題も、あるいは市民生活の問題も、やはり基礎 ―― 健康とか環境とかいうことが一番基礎にならなければならない、このように考えております。

おっしゃるところのみごとな指標からの分析は、大いにわれわれもまた学ばなければなりませんし、十分御指摘の点を学んでいこうという気持ちは全く同感でございますが、さればといって、いわゆる自治省が言われるように優等生になることもない、やはり自治こそまさに人間がつくり出した大きな政治の一つの体制である、このように考える次第であります。一々の指標につきましては、本当にいい点、悪い点、勉強をさせていただくに十分感謝をするとともに、これからも皆さんのお知恵をかりていい町をつくる努力を目指します。そういう意味で、大変ありがたく承った次第でございます。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　幾つかお答えがなかったか、あるいは不十分なお答えのところがあったんですが、時間が余りなくなりますので再質問の中で取り上げます。

初めに、民間委託ということについて多分お答えがなかったんじゃないかと思うんです。たとえば幾つかの例を私が挙げますので、そういったようなことが考えられないかどうかということです。

一つは、ごみの収集であります。これは日本都市センターの調べでありますが、トン当たりの経費が直営ですと１万4,５２８円だと。民間に委託をした場合には、約３分の１の4,５９３

円になる、こういうことね。

次に学校給食、これは愛知県の豊田市の場合、（「給食委託なんか反対」「大反対」と呼ぶ者あり）―― 直営が１食当たり１０７円、民間に委託をいたしますと、１食当たりで５３円になります。（「それは民間委託だ」「ニワトリじゃないぞ」と呼ぶ者あり）

それから、間もなくつくられると思いますけれども、老人憩いの家、これと全く同じ名前の家が千葉県の富津市にあります。ここでは、りっぱだなと思いますのは直営で職員２人と計算をした場合には、約1,０００万円１年間にかかってしまう。そこで、老人クラブ連合会に運営委託をいたしました。約、年間３００万円で済んでいるそうであります。

こういう例がありますけれども、どうでしょう市長、こういったことの検討が可能かどうかということで、まずお答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　失礼いたしました。ごみの収集は、現在委託でやっているわけでありまして、これは基本的に言いますならば、本当に市民の方と直接接触するところですから、当初からの発想が変わっておれば ―― 変わっておればというより、いまのようになっていなければ、むしろ内と外とは入れかえるような性質のことではないかと思いますけれど、現状維持をやっていこう、このように思っております。それ以外にないと思っております。

それから、老人憩いの家、これにはいずれ別の、個性のある名前をつけた方がいいと思っておりますが、この経営につきましては、いまおっしゃっておりました富津の例なども十分勉強しまして、これもなるべく委託に近い、委託というのは、つまり直営でないやり方で、そのよさをつくり出していきたい、このように考えております。給食等も伴いますので、ちょうど大成荘が給食といいますか、自炊という形をとられております。まあ、自炊というわけにもいかない、あるいは自炊もできるし、外からもとることのできる、そういうような指定をする給食もよろしいんではなかろうか、こんなふうに思っております。

その他、いわゆる民間委託ということではなくて、市民参加の自治という意味で、いろいろな手法による直営、つまり直接の職員でなくてもやれることはたくさんやりたい、このように思っております。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　市長、重ねて伺いますけれども、これから恐らくふえるであろ

う、たとえば児童館とか学童クラブ、ああいった内容の仕事はなるたけ委託といいますか、アルバイトにお願いをするとか、こういったことがいいんじゃないかと思うんですが、その点についていかがですか。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　アルバイトというべきか、文化活動、いわゆる児童文化の発達をさせる位置づけの場所でありますから、そういう文化団体、あるいはよき指導者、こういうところに大きく力をかりていくということは望ましいことだと思っております。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　１カ所ばかりに言いますと時間がなくなりますので次に移ります。

コンピューターの導入ということですけれども、これはコンピューターではないかもしれないけれども、たとえばファクシミリというようなものを本庁と支所の間に置くというふうなこと、たとえばこれを長野市ではやっているんですが、日野ではどうでしょう。

○副議長（大柄　保君）　　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　　たまたま、いまファクシミリの御質問がございまして、先般、ファクシミリのことにつきましては御質問をいただいてお答えをしたことがございますが、実はその後、市民部といたしまして検討を重ねてまいりまして、２６市のうち最も当市と合っているといいましょうか、マッチしている市で小平がございまして、先日、支所長を伴いまして視察をしてまいりました。それで、これはある一つのメーカーの機械でございますので、そのメーカーだけを取り上げるわけにはまいりませんので、当市にもそういうメーカーがございますので、総合的に判断の上に導入をかなえたい。しかしながら予算が措置されておりませんので、早急に、お許しをいただけるならば補正予算等でお願いしたいなという考え方を持っておりますが、いずれにしても当面、いま考えておりますことは、いま御質問されましたように支所と本庁とおっしゃられましたが、まず手始めといいましょうか、そういうことで多摩平支所と本庁とまず手始めにやりたい、そういう考え方を市民部全体としては持っておるわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　それでは次の問題、給与の問題に行きますが、お答えが十分でなかったんですけれども、通し号俸制の意味合い、全然、十分なお答えでなかったので、私はまだわからないんです。市長、これを教えてくれませんか、通し号俸制とはどういう意味合いの給与体系であるかということを。お願いします。

○副議長（大柄　保君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　先ほど総務部長がお答え申し上げたので、大体おわかりいただけると思うんですけれども、あれが給料表でございます。給料表という形の中で不完全通し号俸的なものが詰め込まれているというか、結実しているというか、そういうものでございます。

それで申し上げますと、日野市の場合には１等級から５等級までございます。１等級が部長（「助役、ちょっといいですか、お話し中ですけれども、どういう内容の……」と呼ぶ者あり）――いや、だからいま申し上げているでしょう、１等級が部長で、２等級が課長でございます。３等級が係長で、それから４等級が主事、それから５等級は、何といいますか、同じ主事でも入りたてといいますか、経過年数の少ない人間に適用されているわけでございます。

それで、相互の関係でございますけれども、不完全――完全通し号俸というのは、１本の長いひもみたいなものでございます。区切られていない。それで、高校なり大学を卒業しまして初任級で一番先に位置づけられるのは、高校とか、短大とか、大学で多少の違いはありますけれども、そこに初任級として位置づけられますと、ずっと上がっていく。それで、これが完全通し号俸というは１本の長いひもの上を、言えば定年まで上っていく。その間には定期昇給がある、それから１年いままでですと１回はベースアップがあるという経過の中で上がっていくわけでございます。日野のは、それがさっき言いましたように５等級に分かれているわけでございますけれども、号俸は完全と同じようなものなんです。つなぎ目とつなぎ目はみんな合うようになっていますんで、不完全の通し号俸となっているわけでございます。

ですから、きのうもお話がございましたけれども、職務給というふうな形ですと１号俸から５号俸まで、職務内容の困難性とか、責任性だとか、そういうものが、まあ、経験年数という形では表現されていますけれども、生ではその中に表現されていないという一端がございます。

そういうふうな面もございますし、職務給的よりは生活給的な給与形態、こういうふうに言えるんじゃないか、こう思います。ですからそこにごらんになっていただく表は不完全通し号俸ということで、五つに分かれている、こういうことでまず……。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　最後のお答えだけを聞きたかったんです。要するに生活給だと。生活給の持つウェートが高いということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうすると、私、4,１７１ページを見まして、ちょっと１カ所おかしいなと思うとこがあるんですよ。例規集の4,１７１ページ、どうしてかといいますと、生活給であるとすれば、その年の生活費といいますか、ある年齢の生活費を基準として考えられるわけですね。ということは、グラフにすれば各年齢別の、その人の年齢別の生活費のグラフが書けるわけですね。恐らく２０ぐらいからだんだんカーブは上がっていって、５０ぐらいでピークになって、後はほとんど同じだと思うんです、生活給というのは。５０の人の生活費と６０の人の生活費、厳密に言えば、あるいは６０の人の生活費の方が下がるかもしれない。ですから生活給だというんならば、そのウエートが高いというんならば、この不完全通し号俸制による給料表、最後まで上がりっ放しではなくて、どこかでピークを設けていていいんですよ。それが本来の生活給としてのこの給与表ではないかと思うんです。その辺についてどうですか。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほどから生活給的な性格の、というふうに申し上げておるわけでございます。ですから、この給料表の中にはもちろん、地方公務員法の２４条の中には「生計費」というふうなうたい方の中で、生活面も、考えなさい、それで職務給的な基本は位置づけ、こういうことでございますけれども、その生活費的な考え方が、さっき申し上げたようにウエートが高い生活給的になっているということで、完全なる生活給だというふうな、年を取った、子供を育て終わったからガクンと部長は給料が下がっていい、こういうものじゃございません。やはりその方の経験とか、それから積み上げてきました努力とか、才能ですか、行政手腕とか、そういうことも経験的な積み上げの中には、この給料の中に入っておりますので、子供を育て終わった、奥さんと２人だけの家計だというふうなことになりましても下がらない、こういうふうなことでございます。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　ようやく聞きたい答えがだんだん返ってきましたけれども。ですから、この一つの表だけじゃ不十分なんですよ、どう考えたって。いま、まさに助役さんがおっしゃったとおりなんです。一般的にです、部長だとか役職につかない、あるいは厳しい仕事にならない人の場合、つまり４０あるいは５０のときにもほぼ同じ仕事をしている人の場合

には、５０を超えたらもう給料は上がらなくてもいいんですよ。ところが、ある役職についた、より厳しい仕事に上がったという方は、それよりも上がっていいわけです。とこうことは、その二つが分かれるような給与体系が当然あっていいんですよ。だからこれは不完全、本当にだめなんです。そのことを申し上げているわけなんです。

ですから、そういうことを私は申し上げようと思って初めに聞いたんですけれども、ちょっとよけいなことがずいぶん入ってしまったので、これを十分やる時間がなくなったわけですけれども、まさにいま言ったような意味合いで、この通し号俸制の給与体系というのは非常に不備だと。どういうところに不備があらわれるか、ちょっと言います。

過去の決算書、あるいは先日、総務部長からいただいた資料によりますと、一般行政職の給料と、いわゆる技能労務職の給料、これはかなりの差で、技能労務職の給料の方が高いんですよ。しかも、過去の決算書を当たってみますと、５０年からずっとそうです。昭和５０年から。もっと前は私は調べませんでしたからわかりませんが、ずっと一般の行政職員よりも、単純な技能労務職の職員の給与の方が高いんです。ということは、どういうことか。つまり、技能労務職の方が高齢者が多いんです。この一本の通し号俸制でやっているわけですから。だから技能労務職の方は、それでいいでしょう。

しかし、まさにここにお並びのような部長だとか、課長だとか、そういういろんな責任を負わされる方、あるいは厳しい仕事、大変な仕事についている方は、どう評価されているんですか。全然評価されていないでしょう、この表では。それをやはり評価すべきなんですよね。この辺も含めて、ぜひ助役、もう一度ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　技能労務職の給料が高いというのは余り聞いていないんですけれども、行政職の価値を評価されていないというのは、よく聞いているわけでございます。おっしゃるとおり、不備な点もこの給料表の中にはいろいろと、かって幾つかの表に分かれておったわけでございますけれども、行政職の１と、あるいは２というふうなことで、お医者さんと行政職というふうな単純な形で分かれた中では、集約してしまった中には矛盾もあろうかと思います。これらを含めまして、退職金というものにつきましても今日いろいろ御批判をいただいているというのは、定年制を控えてわれわれの中で６０年目指して直していこうというのは前々から計画され、検討されてきたところでございますけれども、これにしましても、ただ

単なるそれだけじゃない。要するに非常に高いという面については、やはりわれわれの評価する目そのものにも振り返って反省すべきものがあった、こう思っておるわけでございます。

ですから、退職金につづきましてこれらの給与、あるいはさっき手当等もございましたけれども、いろいろと検討を進めていく必要性があるんじゃないか、こういうふうに考えているわけでございますので、周到なる検討を進めていくべきである、こういうふうに考えておるわけでございます。

これは号俸だけの問題じゃない、要するに総体の問題としてやはりとらえるべきである、こういうふうに考えているわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　何度お伺いしても、恐らく明確にやりましょうとか、いつからやりましょうとかいう答えは返ってこないと思いますので、この辺で次に移ります。

市長に伺いますが、行政の守備範囲がどんどん広がってきている、あるいは住民の方々の要求といいますか、要望がだんだんだんだん広がってきている。それで、初めに申し上げましたけれども、日本という国の、あるいは世界のでもいいです、経済のパイといいますか、全体的な富の額というものが、どんどん　どんどん広がっているときは、そういう住民の要望に次々こたえていく行政でいいと思うんです。ところが、まさにそろそろもう限界に来ている、もうこれ以上富はふえないという段階に来ていると思うんです。

そこで、実はここに「日本の自殺」という本を持ってきているんですが、これはまさにいまの日本の状況が、あの強大を誇ったローマ帝国が崩れいこうとしているとき、そのときの状況に非常によく似ているじゃないか、このままでは日本は滅びてしまうぞというふうな意味合いで、日本は自殺しつつあるというふうな、そういう本なんです。それで、何とか直そうという。それで、実は土光さん初め、先ほどからよく言っていますけれども、土光さんが非常にこの本に感銘を受けて、まさにこの本が一つのきっかけであの方が臨調をお受けになったという話も聞いたことがあります。いま変えなければいけないんだというふうな認識なんですね。

それで、この本がどういうことを言っているか。つまり、ローマの滅びていくときに「パンとサーカス」という言葉があるんですよ。つまり、ローマの末期というのは、どんどん軍人皇帝が毎年のように入れかわるんですね。しかも前の皇帝を殺して新しい皇帝が出るんです。新しい皇帝は、時の市民に対して「私はいまの皇帝よりも皆さんにパンを一つよけいに配ります

よ」とやるんですよ。ウワーっというんで、その人が今度は皇帝になるんです。それで次にまた有力な兵隊がいまして、「おれは２個よけいに配るぞ」とやるわけですね。それでまたウワーで、殺されるんですよ。そういう形がどんどんつながっていく。それで、あるときからもうパンはいっぱいだと。庶民がパンを要求しなくなるんです。僕たちはショーを見たい、サーカスを見たいと言い出すんです。じゃ、私がやってあげましょう、私がもし皇帝になれば皆さんに無料でサーカスを見せますよ、こうやるわけです。そういうのの繰り返しで、まさにいまのローマのたくさんのコロセウムとか、遊戯場とか、たくさんありますね、遺跡が。あの遺跡はどうしてつくられたかというと、そういうふうに市民の無限に広がっていく要求に対して、時の為政者がどんどん「いいですよ、やりましょう、やりましょう」と言った結果、ああいうのができたんだと。それで、その結果ローマは滅びたんだということを言っているんです。

それで、これを日本に振り返ってみますと、革新市政、あるいは革新都政が、確かに初期はよかったと思うんですよ。低い段階にあった福祉を高めたとか、低い段階にあったいろんな支給のランクを上げたとかということはあった。　しかし、そのときにいけなかったのは、歯どめを設けなかったということなんですね。ある一定まで行ったら、もうおしまいですよという歯どめを設けるべきだったんです。それがなかったのは、革新、いろんな自治体のもう悲劇だと思うんです。市民の悲劇でもあると思うんです。

ですから市長、いいですか、そういうところを踏まえて、そろそろ日野市の最高の行政官といいますか、行政担当者であるわけですから、いろいろな市民の要望に対して「ああ結構でございます、いずれやりましょう」という答えばかりを繰り返すのではなくて「いや、待ってください、あなたのお気持ちはよくわかるけれども、行政の範囲はここまででしょう。これから先は市民皆さんがおやりなさいよ」というふうな、そういう姿勢が必要ではないかというふうに思うんです。そういう意味で、私は市長の行政改革に対する姿勢を伺いたいというふうに申し上げたわけですけれども、もう一度、砕いて申し上げましたので、いまのお話を踏まえて市長のお考えを伺いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男）　　いま、御意見を聞きまして、まさに当を得ている、私どもの考えに大変近い、こういう感じは持ちました。(笑声)。(「全くずうずうしいやつだな、あきれたな」と呼ぶ者あり）── 日本の歴史の話もされましたが、過去の封建時代の日本人は長いそ

ういう期間に置かれましたために、大変権利意識というものが抑圧をされて、ほとんど、特殊な手段以外には主張の方法がなかったという日本民族の悲劇があったと思います。そして急速に民主化され、権利の主張の意識が特に現憲法の自治の本旨に基づいて急速に発展をした、こういう一面のよかった面は、つまり解放されたよかった面はあったと思います。

しかしながら、自治というのはいまおっしゃるとおり、いわゆる行政の責務の部分と、それから市民の責務の部分というのを明確にしていく。その時代時代によっていわゆる守備範囲といわれるものを明確にしていくと。無限に、いわゆる行政という形のサービスが存在するものではないということをお互いが知るということが、大変重要だと思っております。そういう意味で、それをどういう言い方をするか、露骨に言うか、具体的に自覚できるような形で言うか。こういうことは私は重要だと思うわけでありまして、いま、近いと申し上げた意味は全くそこにあるわけでありまして、行政サービスが現代ではないということは、これはもう税で賄います以上は当然であります。

しかし、精神といたしましては、つまり自治は自分たちが支えるんだという理解になれば、おのずからそこにけじめがついてくると。それを官僚的に、これだけが範囲であって、これだけはもう住民の責務だという言い方でなくて、理解をし合うということが一番大切だ、このように私は申し上げているわけであります。そういう意味で、御意見にきわめて近いということは十分お答えになっていると思っております。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　時間もなくなりましたので、非常にあっちへ飛んだり、こっちへ飛んだりしてわかりにくい質問であったと思いますけれども、おつき合いをいただきましてありがとうございました。

最後に、まとめて市長にもう一度申し上げておきますけれども、現在の日野市の財政状態は決して悪くはないわけであります。しかし、備えあれば憂いなしという言葉もございますように、どうか国政レベルでの行財政の改革を対岸の火事と考えないで、今後の行政運営に当たっていただきたいというふうに思います。

特に、職員組合に対してはいたずらに迎合することなく、毅然とした態度を示し、新しい時代にマッチした給与体系をつくっていただきたいということ、民間の活力を最大限に生かす、そういった行政を進めていただきたいということ、最後に、市政の最高責任者として、いま申し上げましたけれども、市民に対していつまでもばらまいていくというのではなくて、費用負担については正しい受益者負担を求める、こういった説得もまた、していっていただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって１０の１、種々の分析指標に見る日野市の財政運営（行財政改革のために）に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後6時２１分散会

6 月10日　　金曜日　　（第 4 日）

昭和５８年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第17号）

６月１０日　金曜日　（第４日）

出席議員　（３０名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融男
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

欠席議員　（な　し）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
図書館長	砂川雄一君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和５８年６月１０日（金）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時７分開議

○議長（石坂勝雄男）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２０名であります。

一般質問を行います。

１１の１、ゴミ焼却場の建設について問う、についての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

〔２６番議員登壇〕

○２６番（秦　正一君）　ゴミ焼却場の建設についての質問をさせていただきます。

ゴミ処理については、いままで一般質問等において何回か取り上げてきました。今回、ゴミ焼却炉というか、ゴミ焼却場という、この建設に際しての質問をさせていただきます。

御承知のとおり、ゴミ処理ということは、市民の環境保全の面から最も日常生活にかかわりのある問題であります。行政の側からも１日として欠かすことのできない大事な仕事だということは、いまさら申し述べるまでもありません。すなわち、ゴミ処理は市としてもなくてはならない最も重要度の高い施設だと思います。しかし、市民会館とか公会堂、市民体育館等、市民が直接利用する施設を建設する場合は、数多くの市民要望や、市民の希望が出され、十分なる市民の関心のもとに建設が進められますが、ところが、ゴミ処理の施設建設については、市民からの要望は直接出てこないのです。そこで、この大事業を間違いのない公正な性能と機能を持ち、故障の起きないように、より安価なものを建設すべきであると思います。そこで、市の執行部と議会が協力し合って、りっぱな施設ができるよう努力すべきだと思います。それが、即市民参加であり、ゴミ焼却炉の建設をすることになるわけです。そのためにも、日野市議会に、ゴミ焼却場の建設特別委員会を設置すべきだと思いますが、まずこの点理事者に申し上げ、議長にも要請しておきます。各会派の代表者会にかけてもらえば幸いだと思います。現在の、廃棄物対策特別委員会に含めて、その中でやることも結構です。

市の計画として、昭和５８年度に、都の犬管の移管をすべて準備を完了して、昭和５９年に建設することになっておりますが、建設の具体的な日程やらまた、その内容等をお伺いしたいと思います。

まず、予算では2,０１５万円　計上されている環境アセスメント調査、いつごろコンサルタ

ントに発注されるのか、この辺をお伺いします。

次に、新焼却炉建設用図面、予算としては６１０万ほど計上されておりますが、この作成はいつごろになるか、お伺いします。

特に、新井周辺の住民の感情を損わないためにも早急にやるべきであると思います。建設に際して住民の協力が得られているかどうか、いまのところ、住民に対しての説明やら、そういった面の了解を得ているかどうか、その点についても質問します。

次に、機種の選定ですが、溶融炉、流動床、機械炉のいずれか用いるか、その点の機種の選定がなされているかどうか。もし決まっていないとするならば、いつごろまでに決まるのかお伺いします。

さらに具体的な内容に入りますが、建て屋の事業費の設計積算と、基本設計を含めていつごろ設計コンサルタントに委託発注されるのか。また、建て屋と本体、焼却炉は別発注されるのか、一緒になされるのか、その点もお伺いします。さらに、仕様書はいつごろ設計コンサルタントに委託発注されるか。自主設計はいつごろになるのか。さらに、建設事業費の考え方、国庫補助等をどのくらい予定しているのか、その資金計画等についてもお伺いします。

次に、契約の方法についてですが、特殊な施設建設なので限られた業者になると思いますが、この契約の方法は、指名競争入札方式によると思いますが、この点についてもお伺いします。さらに契約の時期についても答弁を願います。

以上、とりあえず簡単に何点かの質問をしましたが、その答弁を、回答をお願いします。

○議長（石坂勝雄男）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　では、お答えいたします。

まず、第１のアセスメントの調査でございます。これをいつごろやるのかということなんですけれども、まず、その前に、一応ちょっと概略説明をいたしますと、現在の焼却施設は４５年の２月に１号炉――これ、１２０トンでございますけれども、建設いたしまして、その後、４７年の９月に２号炉――同じく規模は１２０トンでございますけれども、現在２４０トンで完成しているわけでございます。そういう中で１４年を経過して、老朽化が著しく、現在焼却能力が７５％程度落ちております。そこで、先ほどの御質問のあるように、現在の犬の管理事務所を移転していただきまして、５９年に新しい炉を建設したいというふうな計画を持っているわけでございます。

そういうことの中で、まず第１の質問のアセスメントでございますけれども、現在、アセスメントの調査は都の条例に従いますと、地元の説明会、また、委員会の答申等を含めるということで、当初、同規格のものであれば、そういうふうな条例にかかる、一応アセスメントはいいっていうふうな都の指導がありました。それが、一応現在都と、要するに環境保全局と協議の中で、一応保全局の方では、アセスメントを行え、要するに条例に基づいて行えっていうふうな方向づけがなされております。ただ、私どもの方は、地元対策――要するに地元対策としてアセスメントを行い、そして、地元対策の御了解を得るということで、条例に基づかないアセスメントを当初考えていたわけでございます。そういうことで、現在東京都、その件につきまして協議中でございます。そして、アセスメントのその協議が終わり次第、早急にアセスメントの調査にかかるつもりでございます。

それから、図面の作成がいつごろかっていうことでございます。図面は、現在、御存じのように西側に犬の管理事務所が移転し、その跡地へ健設をするということで、日影の関係が出てきます。それから、なおあそこは、多摩川と浅川の中間にありまして、特に河川法の５５条ですか、これの保全地域の関係もございます。そういうことで、一応日影の関係、それから、河川法の５５条の関係、そういうふうなものを一応設計をいたしまして、そして、設備上の準備にかかるというものがあります。

それから、地元の説明でございますけれども、これは、ことしの５月の１３日に一応、衛生処理場対策協議会を、場内の厚生ホールで持ちまして、地元対策委員さんの出席をお願いしまして、５９年から３年計画で一応新しいゴミの焼却場を建設するっていう計画をお話して、これ、現在口頭でございますけれども、同意を得たところでございます。なお、その年度に3,000万以上の工事があった場合には、一応対策協議会の方に、今年度は、こうこうこういうふうな工事をいたしますということで、地元対策協議会の委員さんに報告するようになっております。そういうことも含んだ中で、一応話はしてございます。

それから、機種選定がなされているか、また、いつごろかっていうことでございます。これは、現在清掃部の中で７名でプロジェクトチームを編成しております。これは、私、それから、事業課、それから、庶務課の課長、それから、事業課のゴミ関係の係長、それから、技術者、そういうふうな構成でプロジェクトをつくっております。そして、これが昨年の８月の１２日が第１回だったんでございますけれども、各市の、先進市の施設の視察等も、これで終わって

ございます。そういう中で、できますれば早急に市長の方に、どういうふうな機種っていうことで答申をいたしたいと思っております。

先ほど、アセスメントはいつごろか、または、図面はいつごろかっていうことでございましたけれども、順番がちょっと狂いましたけれども、まず、機種選定をここでいま急いでおります。この機種選定ができれば、今月中に市長の方に、どういうふうな機種っていうことのプロジェクトの答申をいたしたいと思っております。それで、機種選定がなされたら、早急に今度はアセスメント――機種が決定しましてからアセスメントにかかりますんで、早急にアセスメントの調査、それから、設計の作成ですね、こういうふうなものをいたしたいと思っております。

それから、建設について、たとえば機種が決まりまして、今度は実際に建て屋とか、それから、機械炉のものに入っていくわけでございますけれども、先ほど言いましたように、あそこの場合には一応日影の関係――犬の管理事務所の日影の関係とか、それから、河川敷の関係とか、通常に、たとえばメーカーに、一切合切発注をするということがなかなか不可能なところでございます。ですから、清掃部 ―― 要するにプロジェクトチームの中の考え方としては、一応そういうふうな専門のものにお願いをして、それで、建て屋は別に――日影の関係なんかあります。それから、あそこは掘り下げますと、ピットなんかの、かなり深く掘るんですけれども、掘り下げますと水の関係もございます。そういうふうなものもありますんで、別発注にお願いするという、一応は考えてございます。

それから、仕様書の件でございますけれども、これは、機種選定がなされた後、早急に、やはり仕様書を作成していきたいというふうに考えてございます。

それから、資金計画でございますけれども、これは、まず国の補助金、都の補助金、それから、一般財源というふうに、それから、起債ですか、この4通りになろうかと思います。そういう中で、まず国に対して５９年１月ですね、整備計画の提出ですね。それから、５９年の２月に、これの、整備計画のヒアリングがございます。それから、５９年の５月に国の補助金の内示。で、先ほど仕様書を早急っていうことでございましたけれども、内示があり次第本仕様書の作成を含め、手続をするということの考え方でございます。

それで、あと資金計画については、これは、国の補助対象、要するに国がどういうものを補助対象にしているっていうことがございますんで、それの基本額の二分の一が補助対象となります。

で、３年計画で事業を実施するというふうな予定を守っております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄男）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　ゴミ焼却場の契約の方法、あるいは時期についての御質問でございます。いま清掃部長が答弁いたしましたような日程によりまして、事務が進められるわけでございます。指名業者の契約の方法につきましては、最終的には指名業者選定委員会で決定するわけでございますけれども、担当部といたしましては、やはり指名競争入札で行くのが一番よいのではないかと、かように思っております。

以上です。（部長。補助対象の二分の一じゃないんじゃないの、三分の二じゃないの。補助対象の、いま二分の一と言ったけれども、三分の一じゃないの」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄男）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　再質問をさせていただきます。

日野市において、過去５３年、５４年、５５年ですね、固定炉を機械炉に切りかえたときがあるわけです。このときには、２社が競争入札でいまの焼却炉が建設されたわけであります。当時、議会側の特別委員会が、日帰り等で大阪の周辺の焼却炉や、また、多摩地区の似たような焼却炉を視察して、調査をしてまいったわけでございますが、そのときには、すでに業者が日野の場合には決まっていたわけです。いまのタクマに決まっていたわけですが、議会での視察活動は本当に形式にすぎなかったわけです。議員がうるさいから、一応そこら見てきなさいということで、まるっきり議会の発言は取り入れられなかったと――失礼しました、４３年ですか。それで、その機械炉の発注を、議会としては、一部の方は反対したんですけれども、要するに市としては性能発注だから、要するに設計全額や、予算金額等を、特定メーカー等に頼んで、その業者のものを一方的に採用してきた関係で、どうしても特定の、その業者に発注をせざるを得ないという状況になったわけです。したがって、特定業者の言うなりの建設事業費によって、事が進められるようなことがあったんではならない。そうなった場合には、やはり業者がもうけ過ぎて、それで、市としては損害を受けてしまうということにもなりかねないわけであります。そのように日野市においてはあったわけですが、その結果、指名競争入札といっても随契みたいなもので、結果的には不具合が生じてきたということだと思います。

昭和４３年から建設して、その後の経費というものを見た場合に、これは、清掃部の方の関

係の資料からいただいたわけですけれども、相当な経費が年々かかっているわけでございます。年度別に申し上げるのも時間の関係がありますので省きますが、４６年から５７年まで、毎年オーバーホールはやっております。そのほかに、いろんな故障の個所、電気集じん機の修理とかいろいろとあるわけですけれども、もろもろの経費を入れて、結局総額といたしましては7億8,３５９万。建設した費用を4億3,０００万ですね、１号炉、２号炉ありますから、両方合わせて4億3,０００万。１２年たった現在において、結局7億8,３００万、要するに２倍近くの経費が、もうすでに１２年間で費されているわけです。果たして、これが機械炉として、ゴミ焼却炉として普通なのかどうなのか、ちょっとこれかかり過ぎるんじゃないかと、このように思うわけです。残念ながら、他市のこのような機械炉や、この状況をつかむことができなかったわけですけれども、この点について、これから今後市の方においても、議長の取り計らいによって特別委員会もできると思いますもので、そういう中で大いに検討してみてもらいたいと、このように思うわけです。また、担当の方にも、このような資料をお願いしたいと、このように思います。この周辺では三鷹、武蔵野いっぱいあると思います。そういったところの焼却炉を見てくだされば、資料取り寄せればわかると思います。

このように、タクマ機械が、１号炉、２号炉と建設されて、要するに経費がかかり過ぎるんじゃないかと、また、故障が多過ぎると、性能が余りよくない、残灰も多い。建設費も4億3,０００万で、当時としてみれば、さほど高くはなかったのかもしれませんけれども、その経費はかかり過ぎると、このように言えると思います。他市の機械炉の状況も今後つかんで、現在の日野市の、この炉の状況を判断していただきたいと、このように思うわけです。私の言っているのは、間違いであれば、そのように訂正いたしますが、いまの段階では余りにも経費がかかり過ぎるということを指摘しておきます。

市といたしまして、今度の新しい焼却炉を建設するに当たって、どのくらいの予算を見込んでいるか、概略でいいんですけれども、その点もお伺いします。先ほど部長の方から、建て屋と本体は別個に発注するというふうなお話もありました。その基本設計の段階で、それじゃどうなのか、別にやるのかどうか、別の業者に、要するに設計に、コンサルタントに任せるのかどうか、その点もさらにお伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　１点目の、要するに建設費がどのくらいかということでございますけれども、国の方で一応トン当たり施設費が2.０００万というふうな現在つかんでおります。そういうことで、まだ機種の設定から、どの程度の規模、これがまだ詰まってございませんけれども、たとえば、いまの焼却炉が２４０トン――１号１２０トンの2基ですから２４０トンでございますんで、概算だと４８億ぐらいっていうふうなものがあります。そして、あと、たとえばいまの焼却炉はコンピューターそれから、発電機、そういうふうなものがセットされているものが多うございます。そういうふうなものは国庫対象等は除かれると思います。そういうことで、現在実際にどのくらいかかるのかっていうことになりますと、はっきり申し上げられませんけれども、一応目安的にはそういうふうなものがございます。

それから、設計の方ですけれども、これは、考え方として先ほど言いましたように、建て屋それから、中の機械ですね。これは別々に発注したいっていうふうな考え方を持っております。そうしますと、当然設計が、そのメーカーと別々になるっていうふうなものだと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　ただいまの答弁だと、トン当たり2,０００万ということで、これ間違いないですか、1,５００万というふうに私は調査の結果見ているんですけれども。そうなると、先ほどの補助対象、要するに国庫補助二分の一ということになると――三分の二の誤りじゃないですか。その点あとでいいですから確認します。建て屋と炉の本体の設計にしても、また、いま工事発注にしても、別々にやるということで、それについては了解いたします、わかりました。

それから、いずれにしても、設計金額――工事予定金額ですね。こういったものも、やはりある程度市の方で予算を計上するからには、その根拠となる、そういったものをもって、つかまなきゃならんと思うんです。私は心配するのは、地方自治法、また、地方財政法の第３条にもございます。合理的な基準により、その経費を算定しこれを予算に計上しなければならないと、また、裏づけのある予算計上をしなければならないと、このようにあるわけです。そのような面からして、ただ単なる業者からの一方的なそのような見積もりや、また、積算、そういったものによって予算計上することはよくないというふうに指摘しておきます。こういうことないと思いますけれども、一応指摘しておきます。

先ほど、指名競争入札ということで、この点についても一応了解いたします。特に、指名競

争入札の関係やら、また、そのような担当の指名委員会の長ですか、その方から特段発言があればしていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　現在のところ、清掃部の方でプロジェクトを組みまして、慎重に検討しておる段階でございます。それから、指名あるいは入札という段階に入っても――昭和43年当時の御注意をただいまいただきました――そういうもの等も踏まえまして、普通の建築工事と違いまして、し尿、ゴミ関係の契約といいますのは、設計、仕様の段階から一般の、要するに建設工事と違いまして、特殊な工法というか、あるいは特殊な処理方法等が導入された、要するに工事という場合が多いわけでございますので、それらも十分踏まえまして、間違いのない契約、間違いのないりっぱな、要するに施設をつくるということで、慎重に取り扱い、慎重な協議を重ねていきたいと、このように考えておるわけでございます。よろしく御指導賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○26番（秦　正一君）　最後に、市長に特にこの点について、私、過去の状況を、また、あえて取り出して指摘したわけですけれども、これに対して何か反論か何かあればしていただいて、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反論というよりも、同感という気持ちで伺っております。（笑声）この種の事業は、ただいま助役からも申し上げておりますとおり、機能性が特に追及されるべき事業でありますし、また、あわせて40年代よりも、十幾年たった今日は、一層能力の秀でたものも生まれていると。あるいはまた、業界もかなり発展をしているというふうなこともあろうかと思いますので、今後十分御指導、御注文いただきながら、間違いのない手順を踏んで、そして、なるべく機能性の高い、しかも、環境行政に十分な役割りを持つ、こういう考え方で臨みたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○26番（秦　正一君）　一応最後に要望いたしまして終わりといたしますが。いずれにしても、昭和59年めどに進められている焼却炉ですね。時期的にはまだ早いんですが、いずれにしても大事業です。いまからいろいろ検討して進めていくのは、これ当然だと思うんです。また、議会としても、この点についてもいろいろと心配もし、また、少しでもいい方にこれが建設できる、これを望んでいるわけでございます。どうか、このゴミ焼却場が15年に1度か、また、20年に1度つくる施設でございます。建設に際しては、適正な価格で、さらに性能においても機能においても問題のない、間違いのない、管理維持においても、むだのない、このような炉をつくるべく努力をお願いしたいと、このように思うわけです。市の血税を使うわけですから、膨大な損失が生まれないように、生じないように取り組んでもらいたいと、このことを要望しておきます。

さらに、議会といたしましても特別委員会を何とか設置して、この点についても力を入れていただければ幸いと、このように議長にもお願いしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって11の1、ゴミ焼却場の建設について問う、に関する質問を終わります。

12の1、専用水道問題について再び問う、についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔4番議員登壇〕

○4番（小山良悟君）　専用水道問題について再び質問をさせていただきます。3月の定例議会で、専用水道問題について質問したわけでございますが、そのときの市長の答弁認識が、ちょっと私どもが認識しているのと違いがあるということで、市長の認識を変えていただきたいと思いまして、改めてこの専用水道問題を取り上げたわけであります。

まず最初に、専用水道事業の開始時の、当時の行政指導があったかどうかわかりませんけれども、業者と市とのいきさつ、かかわり合いを、部長の方からでも御説明をまず先にいただきたいと思います。

議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

水道部長（永原照雄君）　いま御質問のありました件につきまして御答弁申し上げます。

この専用水道が開始されたのが、種々検討したわけでございますが、調査の結果、昭和43年であるというぐあいに考えております。当時は、市水道でございます。ところが、市には、この専用水道の許可権限は持っておりません。それと、いまおっしゃいました専用水道の区域、これは、ほとんどどのような開発行為といいますか、宅地造成を行っていったんだろうかとい

うことを調べてみました。ところが、すべて宅地造成に関する法律の適用を行っておりません。といいますのは、宅地造成規制法、これの適用もいたしておりません。それから、住宅地造成事業に関する法律、これの適用もいたしておりませんので、これ等については市と協議があるはずでございます。それと、最も日野市で古い「日野市宅地造成事業指導基準」というのがございます。これをつくりましたのが昭和４５年の７月でございます。で、これらのすべての団地と申しますか、専用水道の区域、これは、この指導基準をつくる以前の団地でございますので、日野市とも協議をしてないということになろうかと思います。そういう関係がありまして、いろいろと調査したわけでございますけれども、そのような資料を発見することはできませんでした。また、どのような行政指導がなされたのか、これ等についても確認することはできませんでした。

それと、もう一点ちょっと付言しておきたいんでございますけれど、専用水道の認可につきましては、水道局には、その権限を持っておりません。都では衛生局でございますので、付言いたしておきます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　私は、先般三恵水道の社長と会いまして、当時のいきさつについて話を聞いたわけでございます。そのときに、三恵水道は当初簡易水道の事業申請をしたんですが、市側が、昭和６０年ころまでに公営水道に切りかえる予定なので、切りかえたいと思うので、それまで専用水道でやっていただきたい、こういうことを当時の中島部長と約束したということでございます。それで、三恵水道の社長は、そういうつもりで今日までやってきたし、そして、行政の肩がわりをやってきたという自負すら持っていると、このような発言をしているわけでございます。当時の、そういった約束についての文書を取り交わしたかということを聞いたんですけれども、どうやら口頭での約束ということなんで、片方の三恵水道の社長の言い分だけがすべてとは判断できないわけですけれども、三恵水道の社長は、当時そういったいきさつで、この専用水道の事業に取り組んだというふうに言っておりますんで、過去をたどっていろんな担当者に、その辺のところを確かめていただいて、三恵水道の社長の意思というものを確認していただきたいというふうに思います。

そこで、次に一番問題になっている現状の認識の問題であります。

市長は、三月の議会のときに、住民が専用水道切りかえに意思統一を図ってくれなければ、市としても手助けすることはできない。この問題は、業者である三恵水道と住民との問題であるから、そちらの機が熟さないうちには動けないというふうな意味の答弁をされておるわけですが、このままの状況で推移していきますと、私は大変な問題になるというふうに思っているわけですが。

たとえば、現在どういうふうな問題があるかと申しますと、つい２週間くらい前に、私の近所で漏水事故が起きているわけであります。これは、公道に面した部分の個人の所有物の引き込み管でありますけれども、公道に面しているために、公道に水があふれ出ているというふうな状況でありました。こういう漏水問題は、道路管理者である市としても、責任問題にもつながってくるわけでありまして、時を同じくしてこういう問題がたくさん出てくる可能性がある。現在漏水をしているところが２カ所あるわけでございますけれども、工事の時期が同じであるわけですから、同じ材料、同じような工事手法で施工したとするならば、同じような状況が今後ひんぱんに出てくる可能性がある、そういったことをまず認識していただきたいと思うわけであります。

それから、三恵水道の社長が申すには、地下水位が年々下がってポンプの馬力が大きくなるばかりだ。年間１メートルくらい地下水位が下がっているということであります。したがって、地下水量の確保も６０年ごろがもう限界である、このように業者の社長が地下水の枯渇について危惧を持っておるわけであります。こういったことも聞き捨てならない問題というふうに思うわけであります。

さらに、これはまた重要な問題。重大な問題と申しますのは、同じく三恵水道の社長が私に直接話したことでありますけれども、地震など災害が起きた場合の復旧の能力は、私どもは持っていませんということであります。先般の秋田沖の、予想もしなかった地震もあったわけでございますけれども、そういった地震が起きた場合に、業者が復旧の能力を持たない。現在の段階で、はっきりそういったことを言っているわけでありますので、これは、私どもとしては、住民としては本当に聞き捨てのならない重大な問題であります。

それから、４点目は、業者がこういったことを言っておりますんで、たとえば６０年をめどにして移管するんだ。市としても、当初からそういう約束なんだというふうな気持ちを持っておる。それから、災害が起きても復帰する能力はありません。こういったようなことを言って

いるわけですね。そして、この水道の利益なんていうのはないんだというふうなことを申しているわけですけれども。要するに経営者の経営意欲が非常に減退しておるということを私は強く感じたわけであります。経営者が経営意欲を減退するということは大きな問題でありまして、たとえば今後の維推管理の問題、あるいは水質汚染など衛生面の安全が大変危惧されるわけであります。

こういった状況でありますので、市長としても、先般の３月の定例議会の答弁のときには、まだ時期もあることだしというふうな答弁でありますけれども、私としては、早く手を打たなければならない、このように考えるわけであります。さらに、この工事日数が―― 都水道に切りかえにおける工事日数が、延べ日数で５００日くらいかかるということでありますから、60年が、とにかく一つのめどということであるならば、決して時間があるわけじゃありませんので、早急にこれは市としても対応しなければならない、このように考えるわけであります。

そして、もう一つ強く市長に指摘したいことは、この専用水道の都水道切りかえの問題は、住民と業者の問題ではなくて、移管を受けるのは三恵水道から都水道であります。住民は関係ないわけであります。住民は、どこが給水元でもいいわけでありまして、安全な衛生的な水を、切れることなく私どもの日常の生活に支障のない給水をしていただければよろしいわけでありまして、したがいまして、この移管の問題は、市と業者が積極的に話し合わなければ一向に解決はできないわけであります。そういった意味で、３月の定例議会の認識を変えていただく意味で、市長にひとつもう一度、ただいま私が指摘した点を踏まえて、この現状の問題について市長なりの認識をひとつここでお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民に安定した水の供給をするということは、これは、行政の責任であるというふうに考えております。今日まで、市に給水能力のない時期に、その当時の法規に準じて、あるいは開発業者、開発企業との契約において、いわゆる専用水道が採用され、今日に及んでいる部分がある。老朽化をいたしましたり、あるいは材料が不適になりましたり、また、いま伺いました地下水位の低下であるとか、地震のときに復旧能力がない。いろいろと業者の方で、つまり十分需要者にこたえることができないという状況であるように、ただいま伺いました。

一方、都水道の給水能力が、だんだん利根分水等の大きい給水工事によりまして整ったというふうに承知しております。近々日野市内に設けられましたポンプ場も、開所式と申しましょうか、機能の運転が始まるという案内もいただいております。それから、程久保に工事されていました貯水池、配水池といいましょうか、配水池の完成も間もないということであります。したがって、給水能力の場合におきましては、条件はほぼ整ったといいましょうか、整いつつあると、こういう状況で推移いたしております。したがいまして、需要者の住民 ―― 自治会等におきましても、水道組合とか、あるいは道路対策委員会とかいうふうなことが自主的に組織され、対策をされてきておる団地もあります。したがいまして、たんだん気運は整ってきているると。

そこで、直接の契約は専用水道として認可を持っています。つまり営業権を持っています三恵水道と、それから、各家庭との契約関係があると思いますが、それが、住民の意思によって都水道に切りかえることが求められる、その確認と、それから、専用水道管理者の廃業の意思、これらが明確になれば、つまり明確にすることが前段として大切だと、こう思っております。私が、前のお答えでそのように申したようには思っておりますけれども、つまり意欲がないということではなくて、意欲の満を持しておるということでありますので、時期が来れば当然打つべき手を始めるということでなければならない、このように思っております。また、水道部も、そういう認識のもとで都との協議も進めておると、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　意欲の満を持しているということでございますけれども、満を持しているうちに大きな問題が出てくるわけでありまして、私は、むしろ問題の先取りをお願いしたいというふうに思っているわけであります。そして、先ほど住民の意思、それから、業者の廃業の意思、これが確認できればということでありますが、まず、業者の廃業の意思は、これはもうはっきりしておるわけであります。６０年に返還したい、移管したいと、このように思っておりますんで、業者の意思ははっきりしております。

問題は、住民の意思でございますけれども、これは実を申しますと、私は、先般前自治会長と、それから、現在の自治会長と話し合いをしましたんですけれども、住民の中には、この問題意識を持ってない方もたくさんおられるわけであります。つまり、水は、蛇口をひねればいつも出てくると、何も問題ないじゃないかと、水さえ出てくればいいんだと。工事の高い金を出して、工事負担分を出す必要もないと、そういうふうに言っている方もあります。それから、

5年も１０年もここに住んでない、引っ越しするからいいんだという方もおります。そういった住民の皆さんの意思を統一できるまで、満を持して待っているっていうんであれば、これはもう１０年たってもできないであろうと私は思うわけであります。むしろ、都水道の切りかえの必然性の理解を得る努力を行政側がしなければいけないんじゃないか、このように考えるわけであります。

ということは、どういうふうな問題が起きるか、われわれはわかっているわけであります。先ほど指摘したように業者の給水能力もなくなってくる。地下水の確保も限界にきている。それから、業者も経営意欲をなくして移管したいと、こう言っているわけでありますし、もう一つは、施設が古くなってきまして、漏水の問題が出てまいりましてあすはわが身ということで、あちこちで漏水事故が出る可能性もあるというふうに、問題が６０年をめどにして一挙に吹き出てくる。そういう状況でありますから、その状況を、なぜ都水道に切りかえる必要があるかということを、状況の説明をあわせ、そして、その理解を求める努力を行政側としてもする責任があるんではないかと、私はそう思うわけであります。

ですから、業者の廃業の意思がはっきりしておりますから、あとは住民の意思を確認するという作業は、行政側に課せられているんじゃないかというふうに思いますんで、満を持しているということじゃなくて、早速に、先ほども言ったように、６０年がめどということになりますと、たとえば決まってから工事するにしても、２年くらいはかかるわけですね。そういったことも考えると、決して時間があるわけじゃない。満を持しているなんて待っている状況ではない、このように思うわけであります。まして、今度日野市では、専用水道の担当の専門に、成井さんが── 前収入役が、何か専用水道の担当ということを承っておるんですが、ちょっとついでにお聞きしますけれども、成井担当のこれまでの専用水道担当としての実績ですね、どのようなことをなされてきたか、そして、今後どういう役割りをこの成井担当が、専用水道担当としてなされるのか、ちょっと御説明いただければ幸いですが、どなたでも結構ですが。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の御趣旨はよく理解できますので、早速そういった切りかえ業務に臨む── 行動を始めたい、このように思います。そして、何もしないんではなくて、すでに２年前に、将来の安全な供給を確保するための公共水道を普及させるには、このような順序で、このような、また需要者の方の前提の御理解のもとに成り立つということを十分説明

してあります。ビラ風な印刷物で全戸にお知らせはしてあります。そういうことに基づいて、自治会等で団体の活動が始まっておると、このように御理解してほしいと思います。それから、東京都の水道局に対しましても、これは、行政という立場から、地元で事前に処理すべきことは、責任を持って行いますというふうな申し入れをして、したがって、切りかえに対しまして、東京都でも積極的であってほしいと、このような原則的な文書も差し上げております。

事前の処理といいますと、いま言いましたように、原則的にいいますと、やっぱり私道の公道化のことがあります。それから、現在の専用水道管理者の廃業の意思という、あるいは、それに対しますどういう条件が必要であるかというふうなことも確認しなければなりません。それから、住民の意思というのは、これは、特にいま問題意識のない方もあると言われておりますが、どちらかというと、地下水をくみ上げてありますからして、水質はよろしいわけでありますし、温度等についても望ましい状態にあると。そういうお茶を入れれば味がよいと。そんなようなことも感情的にはやっぱりあるわけでありますから、きちんと、いつ幾日には切りかえの条件が整っておりますから、これから積極的に、それに向かって協力願いたいといいましょうか、とにかく給水装置は住民負担で行うことになりますから、当然お金もかかるということで、そういうことをみな説明をいたしております。

一番問題なのは、団地内の公道認定だというふうに思っておりますが、認定されているところは構わないわけですけれども、武蔵台の第１、第２あたりはかなり大きな問題が伴うわけでありまして。しかし、それを公道化しなければ入れないと、配水管が布設されないということでは現実に沿わないと思いますからして、何か特別措置を考えなければならない、このようなことを担当の方で検討しておる状況であります。

御指摘のとおり、もうじきだと思いますので、給水条件がほぼ整ったというふうに見ていいと思いますからして、そういう切りかえに伴う、一面は行政指導、一面は交渉事等を十分徹底させたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　市長が、私は非常に素直な気持ちで質問しているものですから、時期に来たので早速取り組みますという答弁をいただきまして、大変私は期待をするわけでございます。

先ほど、成井担当の役割りについての質問したんですけれども、それのお答えなかったんで

すが、あるいは答えにくい点もあるかもしれませんので、さほど成果も挙がってないので答えられないということかもしれませんので、再答弁結構でございますから、ひとつ、いまの答弁のとおり、早速切りかえのためのいろんな対策を立て、行動を起こしていただきたい。特に、三恵水道の社長と会って、廃業の意思は確認できるんですけれども、一体その条件は何だということを、もちろんのめる条件、のめない条件あると思います。あると思いますけれども、条件を正式に、一体どういう腹なんだということを、まず聞き出してもらいたい。そこから、やはりスタートじゃないかというふうに思います。それから、住民の皆さんにも、確かに現在水がうまいとかいうふうなことで満足されてはおりますけれども、その地下水の確保ができて、しかも、三恵水道が維持管理に問題なく、そして、経営意欲も持ってやれるんだということで確認できるんであるならば、それはそれで結構なんですけれども。そうでないとするならば、やはりその辺のところの問題点を、行政側として住民に理解をしておく必要もあるんじゃないか。もちろん自治会の方にもそういったことを強く要請してありますけれども、市側も積極的に、そういった面でも対応していただきたい、このように思います。そういうことを強く望んで、この件に関する質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１２の１、専用水道問題について再び問う、に関する質問を終わります。

１２の２、ふるさと意識の高揚、青少年の不良化防止に市歌のチャイムを、についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

４番（小山良悟君）　本題に入る前に、市長にちょっとお伺いしますけれども、市長は、この日野市歌を歌えますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　すっかり暗唱して、どこでも歌えます。

○４番（小山良悟君）　ありがとうございます。議員の皆さんで、この歌を歌える方ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありません。ゼロ。部長さん方いかがですか。── はっきり意思表示はなかったものですから。大体市長は、すっかり暗唱して気に入っているようでございますが、議員の皆さんで、歌えても１人くらいというような状況でございますし、部長さん方に至っては、どなたも歌えないというふうな状況であるようですけれども、私は、この市歌については、テープで聞いたときに、それから、最初の歌詞を

見たときに、余りにも気に入らないというか、こんな歌でいいのかなあということ、歌詞は多少直したようであります。そして、芹洋子さんが歌って、それからあと、ブラスバンドの行進曲風のという、レコードを聞きまして、それ聞いて、まんざら悪くもないのかなあというふうにも、非常に素直でありますから、そのように思ったわけであります。

ただ、この市歌というものを何のためにつくって、それをどのように市民の皆さんに、何ていいますか、位置づけるのかということを考えた場合に、つくりっぱなしで終わるんじゃないかというふうな気もするわけで、現実にいま聞いてみると、ほとんどの方は知らない。もちろん当の市長は、これは知らなかったら大変でありますけれども、そういう状況であるわけです。

そこで、せっかくつくった市歌を、意味なくただ眠らせてしまうというんでは、森田市政の名誉にもかかわることでありますので、森田市政の名誉を守るために、私どもひとつ協力しようという気持ちになりまして、この市歌を青少年の不良防止とか、あるいは、ふるさと意識の高揚なんていう大層な題になりましたけれども、そんなような意味も含めまして、チャイムに、そういうメロディーのあるチャイムということで復活したらどうだろうということで、この問題を取り上げたわけであります。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

日野市では、昭和３６年から４９年まで、愛の鐘と称するチャイムを鳴らして、市民の皆さんの好評を得ていたようでありますけれども、神明上の区画整理事業のときに、電柱の移設に伴って中止されたということであります。そして、この問題は過去に先輩議員の皆さんも、たくさん取り上げられておったようでありますし、最近では、５６年の第３回定例議会で藤林議員が、主に防災連絡の意味から一般質問しておるようでありますけれども、私は、そういった意味も含め、むしろ、ふるさと意識の高揚、そして、青少年、子供たちの不良化防止の一環として、その役割りを果たしたらいいんじゃないかというふうに思って提案するわけであります。

最近の世相といいますか、生むのは親、育てるのは他人、もっと極端なことを言うと、生むのは女、育てるのは他人で親がいないという、そういう世相でございます。（「言っていいの」と呼ぶ者あり）文句ある方はどうぞ言ってきてください。（笑声）こういう世相が高度成長時代から続いて、経済成長の方はとまったんでありますけれども、こういう殺伐とした世相というものは、いまだに続いておるわけであります。家庭の荒廃が続き、そしてそれが教育の荒廃、社会の荒廃を招いて先般の中学生を含む少年たちの、無抵抗の浮浪者を次々と襲って殺傷したという横浜市の事件とか、町田の忠生中学の連続の暴力事件、こういったふうな中学校の校内

暴力事件などは、とどまるところを知らない、まことに嘆かわしい世の中になってきているわけであります。しかも、非行の問題は高校生や中学生に限らず、現在では小学生にまで蔓延してきており、とうてい学校だけでは解決できる状況ではないわけであります。

親と子供、教師と生徒、地域社会の人々と子供といった関係の中で、子供はそれぞれに自分を育てるのでありますけれども、現在の社会全体を見ますと、家庭でも、学校でも、職場でも、あるいは地域でも、こうした大人と子供の関係が希薄になっております。その希薄になった部分から子供の非行の芽が生まれてきているのではないかと思うわけであります。昔は、他人の子供でも悪いことをすればしかったし、よいことをすればほめたものであります。わたしらも子供時代に、大した悪いことを――この顔ですから、そんなに悪いことをできるわけないんですけれども、（笑声）大人に怒られまして、どなられ、追いかけられて、一目散に青くなって逃げた記憶がございます。大人の存在というものを非常に強く感じておったわけであります。こわいと同時に尊敬もしておったわけであります。

子供たちは、地域社会でのそういった人間関係によって社会の決まりというものを知り、情操を育ててきたと言えると思うのであります。したがって、地域ぐるみで子供たちの健全育成を意識して、時を告げる、市長のお気に入りの名歌の誉れが高い市歌のメロディーを市内に奏でることによって、ふだんから子供たちに声をかけ合うようになれば、非行防止に役立つんではないかというふうに、単純な考えかもしれませんけれども、そのように思うわけであります。とかく実践が伴わないりっぱな教育観を振り回す方がたくさんありますけれども、そんな教育論を振りかざしているよりも、こういったようなことを実施した方が、よほど効果的ではないかというふうに私は思うのであります。

さらに、大人にとっても、これまでの物や施設中心の行政から――もちろん日野市は、まだ市民会館とか、いろいろ欲しいものはたくさんありますけれども、一般的に物、施設中心の行政から、人間、心、精神的豊かさに見直しが叫ばれつつありますので、市民に精神的豊かさや潤いを与え、生き生きしたコミュニティーを再生するためのシンボルとして――市長の好きなコミュニティーでございます。そのコミュニティーを再生するためのシンボルとして市歌を普及させ、日常の市民生活に密着させていくことが、価値観が多様化し、物より心への回帰を求める８０年代の市民ニーズにこたえるものと思うのであります。人口１４万8,０００人の日野市は新住民が多く、新旧住民には日野市に対する、地域に対する愛着性などに意識のずれがありま

す。私も日野市生まれではございません。東北の生まれでございます。そういった方々は、日野市にたくさん多いわけでありますが、ふるさと意識にずれがあるわけであります。これらの解消にも効果的と考えるのであります。（「政治のずれがある」と呼ぶ者あり）政治のずれはいたし方はございませんが、ふるさと意識のずれだけは一致したものを持っていたいというふうに私は思います。それが、ロマンある街づくりの基本ではないかというふうに考えるわけでございます。参考までに、近隣市町村で、こういった愛の鐘をどのようにされているか、やっているか、やってないか、わかる範囲内で部長からでも、ひとつ調べてありましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　近隣市町の愛の鐘あるいはチャイムの放送でございますが、調べましたところ、町田市を初め、小金井、小平、東大和、清瀬、多摩、６市が愛の鐘、あるいはチャイムを流しております。目的につきましては、大体どこも時間を守るよい習慣をつけさせるとか、規則正しい生活をさせる。あるいは、子供の帰宅時間を守らせるとか、そういうような目的でもって、一番早い町田市で４１年から始めております。小金井市が４７年でございます。小平４５年、東大和が５３年ごろ、清瀬が５０年、それから、近いところでは多摩が５６年から始めております。設置数につきましては、１カ所のところもございますし、一番多いところで４９カ所設置をしてございます。この４９カ所設置をしているのは小平市でございまして、チャイムを流すということだけでなくて、災害用の連絡にも使っているということでございます。鳴らす時間につきましては、1年じゅうを通して決められた時間に流しておりまして、夏時間、冬時間によりまして、1時間ないし1時間半程度時刻をずらしてございます。

このチャイムの成果などにつきましては、騒音の苦情が非常に多いということが取り上げられております。（笑声）　町田市でも騒音の苦情がありますし、小金井、小平、東大和、清瀬、６市のうち５市につきましては騒音の苦情があると。仮に、これが実現いたしましても、必ず当市においても騒音の苦情は出てくるんじゃないかと思います。ちなみに４６年度で公害防災課が受け付けました苦情の受付処理件数が４２件でございますけれども、そのうちの６０％に当たります２５件が騒音公害に関することでございます。実際行って測定をしますと、その発生源の方に耳を傾けなければ聞き取れないような小さい音でも、騒音の苦情として持ち込まれ

ている例がございます。そういうようなことから、これを実施しますと騒音問題が一番大きな壁になる　そういうようなことが予想されるわけでございます。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　部長の答弁、最初の方はよかったんですが、最後に腰砕けになるような答弁をされられたんですけれども、それは方法が悪いんです。ですから私は、名歌の誉れ高い市歌を奏でたらどうだということを提案しているわけであります。単に鐘を、時を告げる鐘を鳴らしていたんでは、確かに騒音の苦情は出るのは、これはもうだれでも理解できるわけでありまして、日野の市民は文化的教養水準の高い市民でありますから、この名歌の誉れ高い市歌であれば、もう少しはそういった点での苦情は、やわらぐんではないかというふうに思うわけでありますし、それから、設置場所とか、いろいろな方法があるかと思います。方法を研究されて、防災用の意味も含めまして、青少年の不良化防止の一環として、さらに、ふるさと意識の高揚という役割りを考えるならば、効果を考えるならば、ひとつ何かいい方法はないかを模索していただきたいと思うんですが、この提言に対して、市長のひとつ考え、そして、実現性についてどうかということをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市制２０周年を期しましていまおっしゃる、つまり地域社会の何か心のよりどころというところで、市民憲章を制定していただき、また、市歌も作成をして、いま普及活動に入ろうとしております。レコードもできましたし、それから、テープもできました。いま、シンセサイザーの試作も専門家の協力によって整いつつあります。これは、一つの手段でありますが、そういう何かふるさとにお互いが帰属する意識というものは、日常生活にきわめて重要でありますし、そのことがまた、青少年の今日の多少すさんだ状況にも、何か地域に溶け込ませるものがあるに違いないと。そして、日野の市が、だんだん自分たちの愛するに足る町だということになっていくことが望ましいと思っております。御提言につきましても、十分御趣旨を生きるような検討をさせていただきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　まこにありがたい答弁でございまして、どうぞこの趣旨を生かして、方法は変わっても結構でございますから、そういった趣旨を生かすような施策をぜひお

願いしたいというふうに思いまして、この件に関する質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　これをもって１２の２、ふるさと意識の高揚　青少年不良化防止に市歌のチャイムを、に関する質問を終わります。

１２の３、予算編成について問う、についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○4 番（小山良悟君）　　予算編成の件でありますが、いまごろ予算編成って何だという、いぶかる方もあるかと思いますけれども、９月ごろから予算編成期に入るということでありますが、私は、実は議員になりまして、予算編成について正直なところ強い関心を持ったことがなく、－余り理解できない。余り理解できてないというよりも、全然理解できてないわけでありますが、どこそこのあれに予算つけてくれたかという程度のことでございまして、基本的に予算編成がどのように編成過程を経て、また、どんな編成方式をとってやっているのか理解できないので、そういったことをあわせて質問をさせていただきます。きのう、馬場議員が、見当違いの質問をするかもしれないという謙虚な態度で質問されましたが、ところが、大変りっぱな格調の高い質問をされたわけでありますけれども、私の方は正真正銘見当違いの質問をするかもしれませんので、その辺のところは、ひとつ理事者側で上手に御答弁をお願いしたいというふうに思います。

政治の基本は税金であると思います。これは、新自由クラブも、特に強く主張しているところであります。いままさに政治の論点になっているわけでございます。その予算編成に当たっては、とうとい税金による財源が、どのように有効に利用され、そしてかつ最大の行政効果を挙げているか。そういったことにわれわれは強い関心を持たなければならないというふうに思うわけであります。そして、その税金が、市民に正しく公平に有効的に、効果的に還元されなければならないというふうに思うわけであります。それが自治体の使命であるというふうに考えるわけでありますが、まず市長に、予算編成の基本理念といいますか、そういったものをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　予算編成の基本理念と申しますのは、自治体の今日の情勢に立って将来を展望し、市民要求にこたえながら間違いのない街づくりを目指す、そういう毎年の積み重ねであると、このように思っております。いろいろ議会において、あるいは市民相談において、また、請願や陳情等の形でいろいろと市民要望、市民要求が集められるわけであり

まして、それにいかに優先順序を決めて、そして、最大限におこたえをしていくかと、これが、予算編成の毎年の姿だと、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　理念は、どなたでも理念をと言われれば、至極当然なことを述べられるわけでありまして、とにかくその理念と実践がかけ離れているということが多々あるわけでございます。その理念を理念どおりに実践するためには、その方法手段というものが問題になってくるわけでありまして、その辺のところを、日野市の場合どうなっているかをお尋ねしていきたいと思うわけであります。

予算編成で特に裁出予算についてでありますけれども、この歳出予算は事業区分を大きく分けて三つ――私の分け方は適当かどうかはわかりませんが、一つには、管理的事業。つまり一般行政事業のうち、施設などの管理的運営事業、あるいは行政を遂行するための内部事務、これが管理的事業。二つ目は、行政的事業。毎年通常的に行われている各種事業。三番目に、政策的事業。普通建設事業、新規事業、高度の行政判断を必要とする事業、この三つに分けられるかと思います。

管理的事業と行政的事業は、いわば実績主義つまり増分予算方式ということになるかと思います。政策的事業は実績主義をとらないたてまえとなっていると思いますけれども、内容的には、実情の実績主義に基づいて予算編成されているのが少なくないというのが実情のようであります。こうした従来の予算編成方式に、疑問の声も高まっているわけであります。

たとえば、ある課に出張費の予算がつく。年度末になると、予算が残っているんで無理やり出張する。あるいは極端なことを言うと、空出張までして、その予算を消化してしまって、予算の、その課の既得権というものを守ろうとする。そういったようなことが実績主義の弊害として挙げられると思います。そして、たとえば職員など――職員ばかりじゃないでしょうけれども、従来の増分予算方式ですと、予算獲得や人員獲得の手腕がある主幹、課長が、大変有能な人材ということで評価する傾向がありますけれども、減量経営の叫ばれている今日の状況を考えますと、いささか疑問を感じてくるわけであります。また、理事者側も官僚的、お役所仕事的な予算編成に当たることが非常に多いわけであります。一方、議員の側も、自分のかかわりのある利害的な分野に予算をつけてもらうことに一生懸命になる傾向がありますけれども、もちろん日野市議会にはそういう議員さんおらないことをつけ加えておきますが、一般的には、

そういう傾向にあるわけでございます。（「全部そうだよ」と呼ぶ者あり）

こういった実績主義、いわゆる増分予算方式は、本当に市民の意向に沿った行政かと批判を受けているところであります。結果的に、こういうふうな結果、形になってあるとするならば、先ほどの市長が述べた基本理念からは大きく外れているわけでありまして、もしそういうことであるならば、直ちにそれを正していただきたいと思うわけであります。もともと高度成長時代の発想である増分予算方式は、その見直しが迫られているのでありますので、日野市は、一体どういうふうな予算方式をとられ、どういった予算編成の過程を経ているのか、ひとつ教えていただきたいと思います。（「ゼロベース予算」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

日野市の予算編成上とっているのはどういう方法かという御質問でございます。ちょっと前置きになりますが、予算のつくり方といたしましては、一応積み上げ方式、あるいはトップダウン方式、あるいは集中方式、４点目として枠配分方式等がございます。日野市で行っておりますのは、これらの四つの方法を折衷した方法と言えるかと思います。といいますのは、予算を、ただいま議員さんの御質問の中にありましたように、議員さんも御指摘のように、経費は三つに分けていらっしゃいます。それに相当するものとして、日野市ではA、B、Cのつけ方をいたしております。A経費、B経費、C経費でございます。A経費は、ただいま御質問の方がおっしゃいました管理的事業経費。それから、B経費が行政的事業経費と置きかえることができるかと思います。それから、C経費が政策的経費でございます。

通例いままでですと、A、B経費は積み上げ方式というやり方で一応算定しておりました。ところが、積み上げ方式の弊害というものはございます。いま御指摘になりましたような、増分方式というような、いわゆる予算先取り、あるいは実績主義等の弊害を考えまして、A経費につきましては今後５８年度から枠配分方式に改めております。B、C経費につきましては、Bにつきましては実績――なぜかと申しますと、B経費の内容は、主なるものが委託契約関係等の行政が多ございます。これは、世間市場の、いわゆる賃金相場等の影響を受ける範囲でございますので、これは、必ずしも枠配分というわけにいきません。それで、それは実績を尊重する形の中でやっております。それから、C経費、政策経費でございます。これにつきましては、一応各主管課から市民要望を受けて提出されました新規事業につきましてヒアリングを行

い、優先順位を付して予算化すると、そういう手続をとっております。目下のところ、やっております手続としては以上のようでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　折衷案ということで大変複雑なようでございますんで、一度の説明だけでは理解できませんので、これは、改めて担当部長のところでも行って勉強させていただきますが、いろんな予算方式の中で、先ほどもちゃっと声が出ておりましたですが、ゼロベース予算方式とか、サンセット方式とかってあるそうですが、特に、このゼロベース予算方式っていうのが、年度ごとにすべての事業の必要性を根本から洗い直して、ゼロから査定するというやり方なようですが、この方式は、神奈川県が５５年度から、この方式を採用しているということでありますけれども、この予算方式については、企画財政部長どうでしょうか、どのようにお考えになりますか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

ゼロベース方式につきましては、ゼロ、理論的には全然白紙から始めるという理論でございますが、完全なゼロベースは、行政上現実として行えないというふうに私は判断しております。必ず要求を出されました予算を査定するのには、過去の積み上げを物指しとせざるを得ない部分が出てまいるものでございます。ただ、ゼロベースの精神をもってという意味合いに、恐らく方式の中で理解しているんではないかという部分があると思います。やり方としては、ゼロベース予算は、完全なゼロベース予算はできませんが、前年実績の中から、いわゆる増分を控除する、増分の理由を判断する。それを加えることによって、かなりゼロベースに近い査定はできると、そのように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　部長にお伺いしますが、神奈川県のゼロベース方式の勉強に行かれたというか、そういったことございますか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　神奈川県の方式を勉強したことはございません。ただ、アメリカからゼロベース予算方式という方法論が紹介されたとき、私も立場上一応本は読ませていただいております。ついでですが、サンセット方式というものにつきましても、一応

読ませていただいております。ただ、いわゆる自己研修の中で理解している範囲だと、いま申し上げたような形になるのではないかという判断を持っております。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　大変重要な地位におられるわけですから、本を読んだという程度で、ゼロベース方式はアメリカ――これは、私はそんな程度のことくらいは、カーター前大統領が、ジョージア州知事時代に初めて採用した方式であるとか、サンセット方式が、アメリカのコロラド州が１９７６年に法制化し、現在では３０州以上で採用しているというふうのがサンセット方式であるというようなことも、本を読めばそういうふうに書いてあるわけでありますけれども、行政マンは、本を読むだけでは決して能力も発揮できませんし、市民の負託にもこたえられないわけでありまして、実践の場に行って勉強していただきたい。早速にでも、この神奈川県の、完全なゼロベース方式じゃないでしょうけれども、実際にどのようにこの方式を、市として運用されているか。ひとつぜひ勉強に行っていただきたいというふうに思うわけであります。

と申しますのは、これまでの実績主義、もちろんいろいろ折衷案で日野市はそれらに対応しているということでありますけれども、一般的には、そういった実績主義、要するに増分予算方式に対しては、市民の批判が大きいわけでありますし、市民のいろいろな声、要望にこたえるためにも、ぜひゼロベース方式とか、いろんな予算方式があれば、専門家として――われわれはもちろんわかりませんけれども、ちょっと物知りの方程度の知識ではしようがないわけでありまして、ひとつ、一歩も二歩も突っ込んだ形でいろいろ勉強されて、効果的な予算編成方式をとっていただきたいということを強く要望したいと思います。この問題は、ちょっと私も取り上げてはみたものの、しっかり腰を据えて勉強しなければ理解できないということがよくわかっましたので、きょうはこの程度にしておきまして、改めてまた質問させていただきます。

（「長洲さんに聞け」と呼ぶ者あり）　終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１２の３、予算編成について問う、に関する質問を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時４２分休憩

午後　1時１０分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入ります。

１３の１、日野市の行っている憲法発布記念行事、についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔３０番議員登壇〕

○３０番（高橋通夫君）　日野市の行っている憲法発布記念行事について、と題しまして一般質問を行います。

市長は、市長に就任以来、毎年５月３日の憲法発布の記念日には、記念行事を行っておりますが、そのたびごとに、現行の憲法を護持するところの、いわゆる護憲派の主張する学者……（傍聴者の妨害により中断）

○議長（石坂勝雄君）　暫時休憩いたします。

午後1時１１分休憩

午後1時２３分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入ります。

１３の１、……（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

１８番（古賀俊昭君）　ちょっといままでの休憩に入った理由ですね。確かに議場の平穏というものが乱されたというふうに議長が判断された上での休憩だったと思いますが、傍聴者の、いまとった行動というものは、何かよほどの理由――理事者に向けられておりますが、何か理由があるのではないかと思いますし、特に一般質問に入ってから休憩にも入ってしまいましたわけですから、市長にも対する発言もあったようですし、どういうことなのか、もし説明ができるのであれば、私たちにも事情経過というものを教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　お答えいたします。

その内容は、ある人を指しておられるということは事実のようですが、議長といたしまして

も、その内容は聞いておりません。いま、古賀俊昭議員の発言の意に沿ったような形で、内容をお聞きしまして、報告することが適切であると判断すれば、代表者会議等で諮りましてしたいと、こういうふうに考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

１３の１、日野市の行っている憲法発布記念行事、についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔３０番議員登壇〕

○３０番（高橋通夫君）　日野市の行っている憲法発布記念行事について、と題しまして一般質問を行います。

市長は、市長に就任以来、毎年５月３日の憲法発布の記念日には記念行事を行っております。そのたびごとに、現行の憲法を擁護するという、いわゆる護憲を主張するところの学者先生を講師として、講演会等を開催してきたのでありますが、しかし、その後の社会情勢の変化に伴い、憲法改正すべきであるという考え方を持つ市民が非常にふえております。護憲を唱えている人以上にふえているではないかと思うわけであります。（「根拠がないぞ」「毎日新聞の世論調査か」と呼ぶ者あり）それでは、改憲の市民がどういうわけで多くなったかというお話をする前に、現行の憲法が制定された当時をちょっと振り返ってみたいと思うわけです。

現在行われている憲法は、御承知のように、わが国が未曽有の大戦争に破れて、外国軍隊の銃剣の占領下、国民が疲労こんぱいして精神的にもほとんど虚脱状態に陥った、その最中につくられたものであります。しかも、マッカーサー司令部から草案が手渡されまして、短期間につくられよとの厳重な要請がされまして、さらに、草案を訂正する場合はいちいちマッカーサー司令部の許可を必要としたので、形式的にはわが国の帝国議会で審議し、枢密顧問の指示を得て決定されたものでありますけれども、実際には国民の意思、意見、能力を自由に十分に出し、その上に成立したものではなかったわけでございます。これは、否定することのできない事実であります。

なお、この憲法はどういう目的でつくられたものであるか、その点に触れてみたいと思います。

第１に、彼らが考えたことは、日本の国民が再び戦争を起こさせないように、徹底的に打ちのめすことを考えておるのであります。それには、戦争を放棄するという条文をつくることで

あります。

次に、愛国心を起こさせないようにすることも考えたわけであります。愛国心は戦争につながる。忠君愛国は君に忠、親に孝である。天皇のためには命をささげるという、こういうことを危険に思ったわけでございます。これは、天皇に主権があったためでありまして、そこで、新憲法では主権は国民にある、人民にあるということを言っております。親に孝行ということは、言うまでもなく親の言うことをよく聞いて、親の心配をかけないように、親に孝養を尽くすということは日本古来の美徳であります。これをやめさせるためによく考えたわけですが、それには親と子を切り離して一緒に暮らさせないようにすることでありまして、それは、いままでの家族制度を破壊して、結婚すると別の家族になるように、いわゆる核家族になるように戸籍法を変えたわけであります。

次に、地主、財閥を解体すべく、農地改革、独占禁止法、相続税法を改正して、そうして、細分化を考えたわけであります。

次に、日本人固有の大和魂を、これを骨抜きにすることを彼らは考えたわけでありまして、それには、日本人を堕落させた方がいいだろうということを考えたわけで、浮薄軽佻退廃紊乱、それにはどうしたらいいかということを考えたわけですが、古来、礼節の正しい日本人をだめにするにはどうしたらいいか。占領軍の政策は、公ではないが3S主義ということがささやかれております。3S主義とは何か。これは、Sの頭文字を取った三つの政策であります。第1番はセックス、性の解放であります。ポルノ雑誌、ポルノ映画、2番目のSはスクリーン、映画・テレビ等の画面を通して退廃的な映画、反戦的な映画、あるいは非行、暴力傷害殺人等の映画を見せてPRするわけです。三つ目のSは何かっていうと、シンナーと言われています。これは、公にはどこの国でも禁じているわけですが、麻薬の吸飲によって精神に異常を来させる。そうすると、狂暴性を、それを飲むと生じて、帯びて、そうして、非行、犯罪、暴力をすると。時には廃人になって全然人間の役に立たないようになるわけでございますが、以上が3S主義と言われ、実に恐ろしいものであります。

次に、教育法の改正。義務教育 ── 小学校、中学校に、いままで修身科があったのを、これを撤廃して戦前にあった修身科をやめさせて、道徳教育が行われないで、小中学生の非行は、だんだん犯罪がふえていくのは無理もないことであります。戦後、修身のない教育を受けた男女が結婚して、いまやお母さん、お父さんになっています。そうした子供が、現在小学生、中

学生あるいは大学生となっておりますが、修身を教わらないところの親が、その子供たちに対して、りっぱなしつけができないということは当然であります。家庭のしつけ、学校の道徳教育が昔に比べて非常に積極的でないということで、それは、まことに遺憾なことであります。

また、一たび町に出ますと、ポルノ雑誌の自動販売機、本屋の店頭のポルノ雑誌、ポルノ映画のポスター、パチンコ屋、ゴーゴー喫茶店、インベーダーゲーム店、あるいは飲食、喫煙等がありまして、青少年を取り巻く社会環境はきわめてよくないのが現状でございます。

ポルノ雑誌をやめさせるといっても、これは、表現の自由ということを盾にとって、なかなかこれはできないわけで、また、自動販売機の撤去にしても、これは、営業権とか、そういうことを盾にとってなかなか法律や何かではいけないわけで、やはりこれは自発的に撤去しなければできないことになっています。したがって、暴力非行がどんどんとふえる傾向にあるわけでございますが、これに対して青少年委員、PTA、青少年問題協議会、あるいはまた、児童委員、校外補導委員等が一生懸命に青少年の健全育成、環境浄化のために活躍しておられますが、なかなか追いつかないのが現状でございます。青少年の非行暴力犯罪が行われるのには、これは行われているということは、占領政策が当初まかれた種が現在になって実ってきたわけです。そこで、それを根本的に直すということは、どうしてもこれは憲法を改正する以外にはないと思うわけであります。

さて、次に日本を取り巻くところの国際情勢はどうでしょうか。日本を取り巻く国際情勢は非常に厳しいものがあります。国籍不明の飛行機が、連日日本海の方から日本の上空を侵犯しております。レーダーに引っかかると待機していたところの自衛隊が、飛行機が、直ちに素早く基地を発進して、そうして、その敵機を追いかけるわけですが、撃つことができない。敵を追い出すだけですね。先方で撃たなければ、こちらで撃てない。しかし、日本が他の国の上空を侵犯したらば、たちどころに撃墜されるわけです。どうして日本の上空に来たときにも撃てないかっていうと、これは憲法で許されてないからであります。（「改正しちゃえよ」「基地があるからだろ」と呼ぶ者あり）なお、日本の古来からの領土であるクナシリ、エトロフ、ハボマイ、シコタン、北方領土の返還をソ連にたびたび日本では申し入れております。（「カラフトもそうだぞ」と呼ぶ者あり）しかしながら、北方4島は、すでに解決済みであるって全く問題にしていないのが現在でございまして、全然誠意が示されてないわけです。それどころか、各島に、基地に陣地を構築して、兵力を増強して虎視たんたんとして北海道、あるいは日本本

土をねらっている状態ではないでしょうか。まことに危険な状態にあるということは、識者の指摘しているとおりでございます。

さて、本題に入りますと、本年5月3日、市庁舎５０５号会議室で、５８年度の憲法発布の式典が行われたものでございます。そのときの市長は、現行の憲法を守る立場から、その事業の一環として、私は、核兵器の廃絶、平和都市宣言の標識を市庁舎の前、あるいは七生旧支所に立てたということを報告されたわけでございますが、しかし、こうした宣言をしただけで日本の平和、日野市の平和が確保されるのかどうか、私は非常に疑問に思うわけでございます。これは、余りにも日本を取り巻く国際情勢に無関心っていうか、余り甘さっていうか、甘く見ているっていうことに驚かざるを得ないわけでございます。日本の国自体としては、非核三原則を守っているわけでございまして、核を持ってない日本に対して、核廃絶を宣言するということはおかしいではないでしょうか。日本に核廃絶を宣言するより、むしろ日本を取り巻く隣のソ連とか中国等に対して、核の廃絶を叫ぶべきではないでしょうか。（「そのとおりだ。それが本当だ」と呼ぶ者あり）ソ連は、ＳＦ２０核ミサイルを欧州からシベリアに約２００キロ移動して、日本に向けて配備されているということを言われています。

また、昭和５５年、宮永事件というのが起こっています。これは、御承知のとおり自衛官の準将宮永が、部下の大島、香椎とともに、自衛隊にあったところの高度の軍事的秘密をソ連に流したっていう事件でございます。また、本年になってアメリカが発表したことでありますが、昭和５５年、日本からアメリカに亡命したソ連のＫＧＢレフチェンコ少佐が、アメリカ上院議会において証言したことが、最近に、新聞テレビ等に発表されているわけですが、彼が日本に滞在中、約２００人の日本人をスパイとして、多くの国の機密を情報を入手して、そうして、ソ連本国に流したということは証言しております。その中には、国会議員等の名前も含まれていることを証言しております。レフチェンコ少佐の証言によりますと、ソ連から日本の国に入った、日本にソ連から来るところのスポーツ団体とか、音楽家、芸能人、経済人、その他の団体の中で１０人の中で８人はスパイを送ってきているということを証言しております。ソ連が日本に多くのスパイを送っているというのは、何が目的であるか。それは、恐ろしい野心があるとみなさなければならないわけであります。日本は警戒しなければなりません。ソ連のアフガニスタンの侵入、ポーランドの――ソ連の世界戦略は建国以来の国是であります。こうした過去のソ連の侵略の歴史を見逃がしてはならないと思うわけです。毎年２月７日は、北方領土

返還の日と定められております。本年２月７日東京九段会館で、北方領土返還全国大会が行われました。これは市長会、あるいは議長会も、その団体の中に加わって、共催という形で行われておるんでございますが、南は沖縄から北は北海道の果てまで、その代表が会場にあふれるばかりに盛会で、そうして、４島返還の熱烈なる叫びを繰り返したわけで、訴えたわけでございます。

そこで市長に質問いたします。前に述べたように、現行憲法の護憲をしのぐ多くの市民がおるので、今後憲法記念行事を行う場合は、改憲を主張とする学者先生の講師を招いて、隔年でもいいですから、そうして、そういうことが民主主義で憲法を市政に生かすということと思うのでありますが、その考えについてお聞きしたいと思います。

次に、核兵器平和宣言の標識を立てられたわけですけれども、それが日本の平和、日野市の平和を確保することができるかどうか。

それから、赤字の国際収支のあるアメリカに、国際収支の黒字の日本が、国防をいつまでも依存するということは国際的にも恥ずかしいことである。日本の国は日本自身で守るべきと思うわけであります。それには、ある程度の軍備も必要であり、憲法の改正も必要と思うんですが、市長のお考えはどうでしょうか。

次に、北方領土返還は全日本人の悲願であります。北方領土返還はわれらの願いというのが、市によって立っております。そういう標識を立つべきであろうと思うが、市長はどうお考えですか。（「予算がない」と呼ぶ者あり）

次に、青少年の非行防止、校内暴力等の上から見て、不良雑誌自動販売機の撤去、修身科の設置等、やはり憲法を改正しなければならないと思いますが、市長のお考えはどうですか。

次に、革新の政治家がよく言っていることでございますが、たとえば１機２０億円の飛行機をつくろうというと、そういうことはやらないで、その費用を住宅に回せば、何戸の住宅ができるかっていうことをよく言っているんですけれども、それは、確かに建つかもしれないけれども、そうしたことで国の平和、独立が守れるかどうか。幾ら家を建っても平和や独立が守られなければ、そういう苦心がゼロになると思うんですけれども、市長はどうお考えであるか。

次に、革新の政治家は、日本の政府に対して核、あるいはまた、軍備の増強等について盛んに攻撃するけれども、革新市長会等において、ソ連大使館等に対して反核、軍縮等の陳情をしたことがありますかどうか。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）　以上。

○議長（石坂勝雄君）　　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　当市の議会で、憲法論議がこのように行われたという記憶は私は初めてであります。まさに外の政治の風が反映をしたという感もいたします。

いま、高橋議員のお話にありますように、日本国憲法が、その思想、心情、それから、表現の自由ということを基調としているために、高橋議員も自由に、また、意見の発言ができると、こういうことだろうと思います。それで、私は、憲法論議、いわゆる護憲改憲という立場で反論を行おうという考えはございません。高橋議員は、御自由にひとつみずからの思想心情に立って行動されることができると、このようには認識いたします。しかし、その認識もまた、差の激しいことにもちょっと驚きました。（「いまさら驚いたって、ちょっと遅過ぎる」と呼ぶ者あり）価値観と申しましょうか、あるいは世界観、それから、国際観、それぞれ全く認識を私は逆に考えておるように思いまして、高橋さんに対してはです。

それで、日野市は、確かに憲法記念行事を、憲法制定公布された日になるべく実行する努力を続けてまいっております。ことしも、５月３日の日に行わしていただきました。その際に、もっと――護憲改憲という、そういう設定で意見交換ができるような場を設けたらと、こういう御意向でございますが、十分検討もすべきことかと思いながら、しかし、私どもが主体といたしますのは、やはり憲法の条項に基づきます憲法の９９条の精神と申しましょうか、憲法を尊重し擁護する義務を負うと、こういう立場に立って行っているということを認識してほしいと思います。地方自治体も、また、地方自治体の公務員、首長も、憲法擁護の責任を負うと、このように理解をいたしております。

それから、平和宣言の標識についてでありますが、これは、昨年の１１月８日の議会におきまして、全会一致、日野市の宣言を行う議決をいただいております。そういう意味で、なるべく日野市の団体意思の決定、これを市民自身とともに大いに主張したいと。主張を広く近隣の自治体に伝え、できるべくは全国に伝え、そうして、また、それを国民の意思として広く海外に伝える。これによって平和のとうとさというものを個人個人の意思として普及すること、またそれを、今後主張する根拠として取り扱いたいと、こういう考え方であります。もちろん一朝一夕にすぐ効果があるということはないかもしれませんが、人類の悲願であることは間違いないと、このように確信をいたしております。

それから、いまの日米安保条約のもと、日本とアメリカの軍事同盟が結成をされ、だんだん

とそれが露骨に具現化しつつあるということは、世論の認識するところであります。（「軍事同盟じゃないぞ、あれは。世論だ。違うぞ。何も書いてないぞ、軍事同盟とは」と呼ぶ者あり）したがいまして、御質問の趣旨は那辺にあるか、よく私もわかりませんが、国防に依存する、あるいは同盟に依存するという平和の維持の考え方は、必ずまた逆の効果ももたらすと。戦争を引き起こす危険が多分にあるということも、多くの人が認識をしているところであります。それから、憲法の自由のもとに、いわゆる道徳が乱れ、あるいは不良図書、あるいは不良文化が蔓延をしているかのごとく高橋議員は認識し、主張されておるようでありますが、私は、そういう考え方を持つのが妥当でないとこう思います。自由の中にみずからが権威をつくり出し、そうして、社会の秩序を形成していくということが、むしろ自由の目指すところではないかと、こう思っております。

それから、あと、革新の政治家は、つまり平和を維持する手段としては、憲法を擁護することが一番賢明であるという認識に立っている、その思想の発展でありますから、そのように理解をしていただければ、おのずからわかるだろうと思います。つまり、国を守るには何が大切であるかと。日本が敗戦に打ちひしがれたときにつくられたこの憲法が、その前文で表明しておりますとおり、

われらは、いずれの国家も自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従うことは自国の主権を維持し、他国と対等の関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う

と、こういうふうになっております。私も日本人として、その誓いに心から賛成をいたしております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　　いまの市長の答弁の中に、ポルノ雑誌等は、はんらんしてないというような御発想なんですが、それは、実にどうっていうことはないっていうふうに見られているんだけれども、そういうことが青少年の心を非常にむしばんでいるということを、市長は余り考えないですか。そういうのは野放しでいいっていうようなお考えなんですか。

議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　受け取り方が正しくないようであります。私は、地域社会の自主的な浄化能力、自浄能力によって、社会の正義、あるいは公の秩序、道徳の基準、それから、新しい一つの権威、このようなことが定められ、守られるべきであると、そう言っているわけでありまして、高橋さんが言っておられる、つまり好ましくない現象たくさんあります。まさに好ましくない現象の、今日いろいろな露呈している状況があるわけでありますが、これを、やっぱり日本人自身の能力で、憲法の思想、考え方の範囲で収めることは、私は十分可能であると。むしろ逆に、余りにも日本の経済成長の発展とともに、競争原理が逆に世の中を相当毒し、また、利潤追求の手段がいろいろな自由の名のもとに行われていると。ここに弊害のもとがあるはずでありましょう。私は、そのように認識をいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　いまのことですが、そうすると、ポルノ雑誌だとかポルノの自動販売機等を、ＰＴＡだとか青少年問題協議会の人が、撤去させようと思って非常に苦心しているんだけれども、そういうことは、やってもやらなくてもいいっていうような、そういうふうにとれるんだけれども。（「浄化能力と言っているんじゃないか」と呼ぶ者あり）　やっぱり自然浄化とかいったって、任しておけばなかなかそれはできないと思うんですね。（笑声）（発言する者あり）　――とんでもない。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、自浄能力と言ったわけです。つまり、地域社会が健全であれば、必ずみずからを、少々風邪にかかっても、あるいは健康を一時冒される面があっても、これは、立ち直る力がなければいけないわけでありまして、そういう立ち直る力は、この憲法の規定の中で十分達成し得ると言っております。特に、ポルノ雑誌云々のことを指摘されますならば、私は、市民にいま問いかけて、そして、行政の能力権限を市民運動とともに拡大をしていくと、こういう地域の約束事はできると、そのような問いかけをし、また、実施をいたしたいと、このように思っております。つまり、権限を拡大するということは、条例を制定するとか、あるいは取り締まるという言い方はしたくはないんですけれども、規制をする、あるいは市民の意思をもっと鼓舞すると、こういうような方法はあると思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　先ほど質問した中に、たとえば飛行機を１台つくるよりか、

それを福祉に回した方がいいっていうことを言っている、ということを質問したんですが、その点はいかがですか。国防は、どうでもいいっていうふうに考える……。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、もう今日の核戦略は、核の超巨大国といいますか、米ソの２国によって核戦略のもとで世界が対立をさせられていると。こういう状況の中で、日本の自衛力はあるということは否定するものではありませんが、日本の武装によってそれを守るということは、私は不可能であると。国際間の信義、あるいは日本の経済力の国民の努力を、尊敬される方法に用いることによって日本の平和を守ると、それが正しい平和の守り方であると。武器を、たとえば飛行機を買って、それで完全に守れるということは、私は全く「蟷螂が隆車に向かうごときのことである」と、こういうふうに言われているのが、その論の根拠であると、こう思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　信頼ということを言われたんですが、相手の国が信頼できる国であれば、そう軍備も必要ないと思うんだけれども、いままでの歴史を見て、相手の国が信頼できないということに、信頼をしておくということは、それは大きな誤りではないかと思うんです。やはり治にいて乱を忘れずで、やはり一たん緩急の場合、守るだけの準備をしなければならないと私は思うんですが、そういう点いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高橋議員の論拠を私が反論をし、あるいは説得をするだけの力はありませんからして、私は、いまただ私の信念を申し上げておるということで答弁と受け取ってほしいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　それから、市長会等でソ連大使館に対して、反核、軍縮等の陳情をされたことがあるかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまではありませんが、わが市で核兵器廃絶、平和都市宣言を行っている立場から、そういう主張を行ってまいりたいと、こう思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　なお、市長は何年か前に、中国を団長として訪問されたんで

すが、そういうときに当たって、中国に対して軍縮とかそういうことを進言されたかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長答弁。　――特段答弁ないそうですが――（「了解」と呼ぶ者あり）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　それでは、不十分な答弁ですけれども、これをもって終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１３の１、日野市の行っている憲法発布記念行事について、に関する質問を終わります。

１４の１、大和田運動広場の一部再整備について、に関する通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔９番議員登壇〕

○９番（高通徳次郎君）　それでは、大和田運動広場の一部の整備について、ということで質問させていただきます。

質問に入ります前に、一応この大和田運動広場ですね、これが、どういう位置にあるか、皆さん御存じない方もあられると思うんで、一応御説明申し上げます。この運動広場というのは、地理的には中央線の浅川の鉄橋、あそこのそばに、八王子分にオイルターミナルがございます。それの、川の北側ですね、そこにあるわけなんですけれども、これは、行政的には八王子分です。それで、この広場は面積は約１万平米、3,０００坪ございます。それで、昭和４４年でしたか、自治会で一応請願出しまして、運動広場にしてもらいたいということになったわけでございますけれども、現在、一番東側にゲートボール場がございます。その西側に少年野球場がございまして、その西側に幼児の遊び場ですか、さらにその西側に、約1,０００坪ばかり花壇があるというようなのが現状でございます。

それで、これが建設されました経過をちょっとお話しいたしますと、これは、先ほども申し上げましたとおり八王子分でございますし、私ども、自治会の中におきまして、だんだん世帯数がふえてまいりました。その新旧住民の親睦を図るために、何かやろうじゃないかということで、盆踊りとかソフトボールとか、少年野球とか、そういったことを始めたわけでございますけれども、ただ、何せ広場が一つもございません。そういった状態にありましたので、その当時、空いているたんぼですね、これをお借りして、そこで練習したり、また、盆踊りをしたりというような状態で過ごしてまいりましたけれども、たまたま少年野球が日野市の大会で優

勝したというような経過がございまして、地域の皆さんが、ぜひ何とかあそこの広場を八王子に払い下げてもらえというようなことで、この払い下げ運動に入ったわけでございます。

しかし、ここにはいろいろな問題がありました。その一つは、いま申し上げたとおり、行政上八王子分でございます。その当時、八王子の方へお願いに上がったんですけれども、八王子の市長さんは、とにかく議会の議決も必要だということで、正副議長の方へ話を通しておいてくれということで、早速正副議長にお目にかかってお願いしました。しかし、運悪くこのときに八王子と日野、これは分村問題ですとか、高月浄水問題ですとか、長沼橋ですとか、非常に両市の間が嫌悪な状態にありまして、なかなか正副議長の同意も得られないで、そのまま何回か交渉を重ねてまいったんです、経過がございます。ようやくのことに正副議長は承諾していただいたんですけれども、今度は議会の同意が必要だということで、過半数の議員の方にお会いして再三 ―― 中には、なかなか承諾してくださらない方がございました。それも、何とか説得して、一応了解にこぎつけたといういきさつがございます。

それから、第２番目として、約この地域の3,０００坪ですか、のうちの1,０００坪ですね。その当時はかっこうのゴミ捨て場になっていたわけです。で、生ゴミから粗大ゴミというような、それから、あとの三分の二近くが農家の方が戦争中より食糧を補給するための耕作しておりました。この方が１７名ばかりおいでになりましたけれども、まず、この方たちに耕作権を放棄してもらわなければなりません。しかし、あいにくと時期が悪く、ちょうど日野の市内においても、駒形公園でしたか、これがちょうど同じような状態のところで、やはり離作料の問題で大分問題になって、数年もめているというさなかに持ち上がった話でございます。そういったことでその当時、聞くところによりますと、坪当たり3,５００円とか4,０００円とかと言われた離作料ですか、そういったものをというような話を、こちらの耕作者の方も聞いて、ぜひ同じ離作するんなら、それと同額ということでございましたけれども、いずれにしましても駒形公園の方は市の方でやることだし、私どもの方は請願でやることですから、とても坪3,０００円ないし、4,０００円だとかというような高額なことを言っていますと、なかなか実現できないということで、耕作者の方にも何回となくお願いして、最終的には、やっと坪５００円という形で、ほぼ全員の方に協力していただいたという経過があります。ほとんど全員の方がそれで承諾したという裏には、また、この中には１人の方が八王子にいまして、この方が、がんとして聞かないだろうという裏もあったようです。ですから、この八王子にいらっしゃる方にもお会いし

て、再三お願いしたんですけれども、最初のうちは、がんとしてどうしても聞いてもらえないで、でも回数を重ねていくうちにようやく同意にこぎつけたという経過がございます。

これでやれやれと思ったところが、第３番目に、今度は自然保護団体ですか、これから、野鳥のすみかを破壊するということで反対が出ました。しかし、これは現状を見ていただければわかるとおり、先ほども申し上げましたとおり、三分の一がもう粗大ゴミ初め生ゴミから、物すごいゴミ捨て場というような状態で、とても野鳥がすめるというようなところではありません。

そうこうしております間にも、まる２年という歳月が経過しまして、市とも一応具体的な話し合いができる段階になってまいりました。それで、地元としても、やれやれと思ったところが、今度はそこへ多摩ニュータウンへ行く水道管ですか、これが急にグラウンドの方へ曲がってくると、運動広場の方へ曲がってくるという計画変更になったわけでございます。この多摩ニュータウンへ行く水道管というのは、八王子の北野分と、ニュータウンが使う水道管でございます。これが、当初は１６号のバイパスですか、これに並行線で八高線に沿って真っすぐ行くということだったのですけれども、どういうわけか、これが運動広場の真ん中を通るということに変更されてきました。そういうことでございまして、とにかくこれも何とか片づけなければならないということで、東京都と日野市と八王子市と、それから、自治会と、この４者で約１年かかって交渉していました。

と申しますのは、1.８メートルの道路ですね――現況は２メートルないし２メートル５０くらいに広がっておりましたけれども、そこへ直径１メートルの水道管が埋設されるということで、当然周辺住民からは猛反対が出てまいります。これは、何ら日野に利益をもたらすものじゃないと。その間、商売もできなくなれば、また、通行にも不便だというようなことで、反対が出てきたわけでございます。これも４者の間で約１年近い間話し合いを続けて、ようやく東京都の方は、そういう状態ですので個人補償は一切しないと。そのかわり、道路は買い上げて４メートルに拡幅しましょうという約束と、それから、八王子も当然これを利用するわけですから、八王子としては、要するに前に決まってはいますけれども、運動場を――運動広場ですね、これの建設を早急にするようにと、また、日野市としても、ちょうどその当時利根分水の話が出ていたときでございますので、一応地元の意向に沿って１日でも早くできるようにというふうな話し合いで、ようやく話し合いがつきました。

これですべて解決したと思ったんですけれども、たまたま雑草の部分ですね、その中には養

蜂業者がいて、ハチの巣が何カ所かに置いてあったんですね。運動広場にするのに――ミツバチですか、これがいたんではとても危険だというようなことで、これをぜひどかしてほしいという申し入れをしたんですけれども、業者の方は既得権を主張してどうしてもどいていただけないということで、仕方がないので建設省の方へお願いして、建設省の方からどけてもらったといういきさつがございます。

これで問題がいよいよ具体的に進められるという段階になりましたら、この河川敷には２カ所個人の所有地があったんです。それで、またその上に所有地が５名の共同名義ですか――なっていたので、日野、八王子、小平、杉並というふうに点在されて、この方たちにお願いして、ここをお貸ししていただかないとどうしてもできないというようなことがありますので、１人１人の方にお会いして、やっとお貸ししていただけるということになったんですけれども、今度は、その中の１人の方から非常にむずかしい問題がまた持ち出されてきたというのは、農地解放以前の問題、中央線が新設される当時の問題ですね――が持ち出されてきたんですけれども、これは今回の交渉とは切り離していただきたいということで、これもやっと了解をいただいたというような経過がございます。

以上のような経過の中で４年近い歳月を経てしまって、ようやくいまの大和田運動広場というものができ上がり、目下、少年野球ですとか、ゲートボールですとかということで、近隣の自治会とも話し合いの上でお互いに使用しているというのが状態でありますし、また、運動会ですとか盆踊りですとか、近年では隣の豊田団地自治会、また、大和田自治会、両方の子供会と自治会が合体して、本職の花火大会も行うというふうな活用をしております。

いままで申し上げたような経過を含めた中で、完成後の管理は自治会の方が市から委嘱されてやっております。それで、毎年５月と７月と９月ですか、この３回にわたって自治会総出で、この運動場を清掃しておりますけれども、その主な仕事というのは除草です。ここで問題になってくるのが、これからお願いする花壇の部分ですね。これは、花壇と申しましても、ところどころ縁石を組んで、その中に小さいツゲやツツジですか、こういったものが植わっているということで、ふだんはほとんど使用されていません。ですから、それにまた、河川敷の跡ですから、どうしても雑草の伸びが早いということで、年３回清掃以外に老人会ですとか、少年野球ですとか、自治会の役員によって除草剤散布したり何かいろいろ行っておりますけれども、いずれにしても、その花壇の部分は手のつけようがなく、薬をまいてもなかなか枯れないと。

また、草刈り機を借りていっても、3台借りていくと、そのうち2台が使用できないと、また、刃が切れないというようなことが再々ございます。そういうふうな中で、なかなか思ったように十分管理ができないと。夏場ですと、ほとんど雑草が人の背丈まで伸びてしまうと。それで、仕方がないから、かまや何かで切るというと、たまたまここは河川敷でございますので、必ずマムシの二、三匹をつかまえるということで、非常に危険でもあるしということで、いつも清掃のときには、一応保険を掛けて、それでやるわけですけれども。毎年４００人前後の人数で半日やりますが、とても花壇の方は焼石に水で、手のつけようがありません。ちなみに、このグラウンドの最初の土盛り── 整地ですね。これが粘土質の土を入れたものですから、雨が降ればぐちゃぐちゃになりますし、また、乾けばコンクリートのような固さになってしまうということで、自治会の役員も、夏冷しくなるようにということで、最初のころ大きな木を四、五本植えたんですけれども、それ掘るのにシャベルやツルハシは全然受けつけないということで、削岩機を持ってきて掘って、植樹したといういきさつもございます。

こういった状態でございますので、児童課の方には何回となく市に管理してくれないかとか、また、その他いろいろこちらの花壇の方を整備してくれとか、もう3年くらい前から申し上げていたんですけれども、ちょうどウナギをつかまえるように、2階に行けば、3階に行ってしまうと、3階に行けば4階にと、とうとうきょう本日、この議場に来てしまいました。（笑声）そういうわけでございますので、せっかく1,０００坪ばかりあるところでございます。せんだって、この広場を市の方が見ていただいたようなんですけれども、ほとんど休む人がいない花壇の方の部分、これをひとつ何とか改善して、日野市にはスポーツ施設が非常に少ないときですので、ここをただ漠然と花壇ということで空けておくのはもったいないというような気がしますので、ひとつこの点何とか改善して、多目的なスポーツができるような施設を考えていただけないかということが第１点でございます。

ついでに、いま一点お願いいたしますけれども、これは、前の議会にもどなたか指摘されましたけれども、河川敷の少年野球ですか── が、あちこちにございます。これ、皆さん自分で整地して、自分たちで砂を入れてということのようですけれども、なかなか大変です。こういったものも市の方で建設省から正式な許可を得て、それで、整地していただくということにしていただけないかということでございます。

以上２点についてお伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いま高橋議員の方から御質問になった大和田運動広場でございますけれども、この広場の所在地は八王子に属する部分でございますので、先般、私どもと、それから、他の関係部課 ── 先ほどおっしゃったように2階、あるいは3階、4階とおっしゃいましたけれども、関係ある各課の職員を伴いまして拝見いたしました。

ここの総面積でございますけれども、一部は浅川の堤防敷になっておりますので、また、一部は先ほど言われたように私有地が含まれるということでございますので、正式には建設省からわれわれが、浅川の河川敷としての一部を、児童公園という形で借用しておる面積が 6.649 平米でございます。これは、先ほど１万平米とおっしゃいましたけれども、恐らく堤防敷がかなりの部分入っておりますし、それからまた、私有地もかなり８７３平米ほど入っておりますので、実際に建設用地として建設省が市の方に貸しております面積は5.７７６平米でございます。それと８７３平米と合わせて、先ほど申し上げた6.６４９平米ということでございます。

そして、現在は児童のための運動広場として、子供たちに使われております。はじの方はゲートボールコート、これは、先般拝見したときには、地域の御老人がゲートボールを楽しんでおられたわけですが、ゲートボールコート、それから、少年野球場、それから、子供の遊技器具が置いてある部分と、それから、花壇というような形で細長く浅川に沿って存在しております。

御指摘の部分、花壇の部分でございますけれども、この花壇の部分は、ちょうどあれはかすみ堤というんだそうでございますが、まだ堤防が正式に組まれていない部分です。これが、かすみ堤になっている部分が、ちょうど花壇としてつくられてきております。これは、かなりしっかりとした造園計画の中でつくられたように見受けられますが、かなり年月たっておりますので、堰堤等も草におおわれ、大きなツゲ、あるいはツツジ等がかなり繁茂しておりますので、恐らくここの部分がいま言われた、仕末に悪い雑草の生える、マムシの出る部分だろうと思いますが、この部分が、堤防敷が若干ありますので、これを除きますと、私たちの目算では約1.５００平米くらいじゃないかと、こういうぐあいに図面上は拝見いたしました。ここの部分を現在近くのお子さんが ── 真ん中にはローラースケート場がつくられておりますので、その周辺の子供たちが三輪車あるいは二輪車でそこで遊んでおると、こういうことでございます。１０時ころになりますと、三々五々子供が出てきて遊んでおると、こういうようなお話を地元

の方から伺ってまいりました。

こういう状況の、この花壇の部分でございますけれども、この花壇の部分は非常に除草作業としての御苦労されているということでございます。また、先ほどるる言われたように、全体の運動広場そのものが、大変高橋議員さんの長年の御努力によって確保されてきていると、こういうこともございます関係で、大変除草作業には努力されているということでございますが、これにつきましては、広大な土地でありますので、何とかこれを、私どもとしては除草のしやすいような形で今後確保するような形にしていきたいと、こういうぐあいに拝見して帰ってまいりました。ただこれを、この部分を多目的コート、要するに多目的利用ができる運動公園にすると。こういうことにつきましては、恐らく建設省の主要目的である児童公園という趣旨には反するのではないかと、こういうぐあいに担当のものどもの判断は出てまいりました。したがって、これを、たとえばテニスコート等を設置するというような形になってまいりますと、児童課の管轄を離れ、あるいは地元の自治会の管理から離れてくると、こういうようなことも考えられますし、いま利用されている状況を判断いたしますと、恐らく私どもとしては、現在の草が生えやすい状況を何とか盛り土をする、あるいは砂利を入れると、こういうような形で草が生えにくい状況にする努力を何とかしていきたいと、こういうぐあいに考えておりまして、これについては、予算を要することでございますので、今後予算を要求いたしまして、できるだけ高橋議員さん初めとして、地元の方々に御迷惑をかけないような広場として、何とか確保していきたいと、こういうぐあいに考えておるところでございます。

また、そこの中にあります少年野球場でございますけれども、これは、今後豊田の周辺にございます少年野球場等の関連もございますが、何とか市でできることはしていきたいというぐあいに考えておりますけれども、何せ豊田の方は少年野球場として位置づけておりますので、これは市の管理になっておりますが、ここの少年野球場は地元管理ということでございますので、地元で自由に使っていただいているということでございますが、市の直接管理ということになりますと、また、自由がきかなくなると、こういう面もございますので、そこら辺のところを十分に考えながら、御相談しながら進んでいきたいというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　それじゃ、福祉部長にちょっとお伺いしますけれども、一応建

設省と八王子、それから、地主ですか、これの契約は、一応何年くらいで更新するとか……。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現在堤防が１００メートルにわたってかすみ堤になっておりますので、この部分につきましては、建設省は近々堤防をつくるということでございますので、当面は、ことしの５８年度１年契約という形の契約になっております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　やはり地主の方もそうですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　建設省からお借りしている契約期間が１年でございます。

○９番（高橋徳次君）　地主の方は。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　民有地は１年ということではないかと思いますが、これは、後ほど調べましてお答えいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　それでは、もう一遍お伺いしますけれども、この敷地なんですけれども、前に、私どもがお願いして、少年野球の球が川へ飛び込むというふうなあれがありましたので、川原と運動広場ですか、その境に、要するにネットを張ってほしいというふうにお願いして、それで、市の方でネットを張ってくださった経過があるんですけれども。それが、でき上がってみたら、要するに運動広場の３分の２のところへ、ずうっとネットを張ってしまったんで、全然野球ができなくなってしまったという経過がございます。そのときに、児童課の方へ行きまして、あれでは全然使いものにならないということで、ネットをもっと下げてほしいと。ところが、その当時のお話ですと、建設省が、あそこでなければどうしても許可しないんだと、だから、やむを得ずあそこへ立てたんだと。それでは野球ができなくなってしまうので取り払ってほしいと。だけど、せっかくあれしたものだからということで、当時の課長さんと私と２人で建設省の方へ行きまして、それで、やはり建設省の方でも規則を盾にとって、どうしても下げないというようなやりとりがあったんですけれども、最後には、とにかく、いざ出水ということになれば、地元の人が駆けつけて――あそこにちょっと堤防ございますけれども、あれが２度ばかり欠けたことがあります。そういったこともあるし、また、あそこの除草もやって

いるんだというようなことで、やっと下げさしてもらったといういきさつがあります。

そういったことで、何とか建設省の方とも話し合って、要するに、せっかくあれだけの広場があるんですから、ただ単に遊ばしておくということではなくて、もっと前向きに、また、考えていただきたいというふうな気持ちでいますし、また、さっきの話じゃないけれども、２階からまた追い上げてくるという形になると思うんですけれども、ひとつこの点よろしくお願いしたいと思います。一応、きょうのところは結論出そうもないので、一応今後の話し合いを進めていきたいということで、この件は打ち切らしていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１４の１、大和田運動広場の一部再整備について、に関する質問を終わります。

１４の２、循環バスの運行についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○９番（高橋徳次君）　それでは、次に循環バスの運行についてですが、この件に関しては、過去何回も申し上げましたし、また、先日も小俣議員の方から同様な質問がございました。これ、やはり小俣議員のと重複している点が多々ございますので、一応なるべくダブらないようにあれしていくつもりではいますけれども。いずれにしても、とにかく市内の公的施設をめぐる循環バスと申しましても、バスを通すのには、まず道路が整備されてなければ通りません。ところが、日野市の道路を見ますと、ことに南北の道路ですね、これの整備状態ですけれども、ほとんど他市に比べて皆無といっていいほどおくれております。そういった中で、いま循環バスを回せというのは、これはとても無理な話だと思います。だからといって、じゃ道路整備が完全になるまで待っていたのでは、一体循環バスは、いつになって回るかわからないというふうな状態で、要するに不便な地域の人は、依然として１０年、２０年、３０年不便の状態の中で過ごさなければなりません。

しかし、ここで不幸中の幸、１・３・２号線ですか、これと、それから５９年には２・２・６号線が開通するというような運びになってまいりましたが、これが完成すれば── 先日も市長おっしゃっておりましたけれども、市役所から豊田駅ということは可能のようですけれども、せんだっての小俣議員も、今度は、豊田から、さらに平山城跡公園へ伸ばせと── この線もつながってくると思います。それで、以前から市役所、豊田駅、そして１２号線の西平山、豊田団地といった、１２号線を拡幅して循環バスを通すということでお願いしていたんですけれども、これは、一部道路を買収しなければならないということで、近々のうちにというわけにはなかなかまいりません。また、それではマイクロバスをということをお願いしたんですけれども、これも、事業認可と市の財政の面でとても無理だということで、その考えはいまのところないというふうな御返答のようでした。どうしても手っ取り早いのは、やはり路線バスということになりますけれども、先ほども申したとおり、市長の話ですと、市役所、豊田間は可能性があるし、また、京王との交渉の用意もあるということですけれども、また、京王の上層部の方とも話を煮詰めていくというふうにおとといも言われておりました。しかし、平山城址公園駅まで伸ばして、さらにお願いしたいのは、これを滝合橋を渡って平山住宅の西側を通って、国鉄アパートの前の１２号線を通って豊田に戻るというコースを通っていただければ、道路を拡幅することなく東平山、西平山のバス問題はかなり解消されるというふうに考えています。

いま、平山駅から豊田駅に通っている東京薬科大の専用バスがあるんですけれども、これは、一応京王方で── マークを見ると京王の車なんですけれども、車のわきには東京薬科大ということが書いてあります。これは、滝合橋を渡って豊田駅へ来ているんですけれども、京王に聞いてみればわかるんですけれども、まだ確認とってないんですけれども、こういう京王からのマイクロバスですね、こういうのを借りて回すと、また、京王に委託してやってもらうということが可能なのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの最終的な質問について、最後の質問についてお答えいたしたいと思います。薬科大バスの件でございます。

たとえば豊田・薬科大です。しかも、薬科大の職員のみを乗せるという、そういうバス運行につきましては、これは、路線バスではなくて特定バス、陸運局の認可ではなく、いわゆる薬科大のバスとしての運行ができるわけでございます。いわゆる白ナンバーバスでございますが、それを業者に委託して運行させることは可能でございます。ただ、路線バスとなりますと、行き先が一定せず、任意の、いわゆる停留所で、幾つかの停留所で乗り降りできる、いわゆる特定目的の人だけではなくて、一般の人を輸送するということになりますと、陸運局の許可を必要とする路線になると、こういう形でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　特定バスが運行がむずかしいということになると、やはり路線バスということになってくると思うんですけれども。いずれにしましても、京王バスの方は営

利事業でございますので、赤字路線を通すということはなかなかむずかしいでしょう。しかし、国鉄と京王を比較してみますと、京王の方がはるかに時間的にも早いし、料金は２分の１くらいで、電車もきれいだし、また、冷暖房も国鉄よりはるかにきいているというようなことがございますので、最近では豊田駅に近い方でも京王の方へ行かれるということで、先ほど申し上げました循環バスが通れば、やはり京王の方へかなり利用される方がふえるんじゃないかと。そうすれば、京王の方の採算にもつながるし、また、自転車置場ですか、問題になってます、こういった自転車も減るでしょうし、また、朝夕の自動車での送り迎えですか、こういったことも減少するでしょうし、一石二鳥になるんじゃないかと思うんですけれども。くどいようですけれども、これ市長にちょっと伺いたいんですけれども、豊田・平山橋、それから、平山駅・滝合橋、国鉄豊田駅と、それから、市というふうな循環バスですか―― の運行が１日も早くできるように、積極的に京王と話を煮詰めていただくという―― せんだっては、一応日野・豊田間は煮詰めるというふうなお話でございましたけれども、さらにそれを伸ばして、どうせ煮詰めるんなら、いまの順序で煮詰めていただきたいと、かように考えているんですけれども、市長、その点いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市内の市民生活の利便に供するためにバスを運行したい、運行をしてほしいという期待が市民の間にあり、また、私どもも、そのことを京王当局に伝えておるわけであります。この間も申し上げましたとおり、いま、バス経営ということが非常に経済的に不利な立場に立っていて、そうして、むしろこの間も言いましたとおり、損失を少なくし積極的サービスを考えない、こういう状況にあるという感じがいたします。それで、いまマイクロバスということを言われていますが、マイクロバスは、京王自動車部にも一般に運行していないわけでありまして、特別にバスを作成し、それを雇用して、京王電鉄の小会社だと言われる多摩バスということでしょうか、そういう会社から、いま庁舎と旧庁舎の間の連絡バスを、契約によって提供してもらってある。なかなかこういう形の運行を、陸運局から許可を取ることが非常にむずかしいという一面があります。しかしながら、そういうかねての、市民サイドから見ると当然欲しいわけでありますから、何とかこれを打開したい、そういう考え方は持っております。

それで、平山橋から、いま程久保に行きます都道が広げられていますが、あれが完成すると、

程久保を通過しながら一つの循環が組める、こういうことが京王でも検討されているというふうに聞いております。なかなか具体化にまでには骨が折れますけれども、基本的な面から、また、経済的な面の何か成り立つ方法も考慮いたしまして、公共輸送の責任を持つ路線バスの免許に対する責任も持ってもらう、市もまたそれに何らか力添えをするというふうなことで、今後の市内交通の問題に一定の解決を見出さなければならない、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　いずれにいたしましても、とにかく再三申し上げますとおり、東西平山というところは非常にへんぴなところで、ろくな道もない、下水もない、また、バスもない。また、これといった公共施設もないというようなところでございますので、とにかく、少なくともバスくらいは、せっかく道路が通った時点を契機として、何とか実現するように市長にひとつ骨を折ってもらっていただきたいと思います。また、その交渉その他必要なら、われわれもいつでも犬馬の労はいとわないつもでおりますので、ひとつよろしくお願いします。

以上、要望いたしまして私の質問を終わらしていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　これをもって１４の２、循環バスの運行に関する質問を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時５０分休憩

午後３時１８分再開

○議長（石坂勝雄君）　　休憩前に引き続き開議を開きます。

１５の１、日野市の抱えている現在の最も大きな行政課題についての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（谷　長一君）　　通告に従って一般質問をさせていただきます。

日野市の抱えている行政課題ということでございます。具体的に例を挙げますと、まず最初に人件費、それから、退職金等を含む経費の増大ということが言えるのではないかと考えられ

ております。昭和４８年のオイルショック以降、それまでは、豊かな自然増収の上に乗りまして、人件費などが、税の減収によって大きな重圧と今度はなってきたわけでございます。日野市の給与条例等を見ましても、おわかりになるのではないかと思うのでございます。さらには、今度は幼稚園、保育園、病院、コミュニティー施設等の市民の利用施設が相次いで設けられたのでございます。それらの管理、人件費が大きな負担となってきたことは、何回となく訴えられてまいっております。さらには公債費の負担についてもでございます。昭和５０年以降、４年にわたって国の地方財政特別会計措置が、主として起債、地方交付税特別会計の借り入れによって賄れなければならないようになったということです。それで、年々地方の自治体の起債に依存する率が高くなってまいりましたので借金財政という、おのずから地方自治体も言われるような体質を持ってしまったのでございます。これは、オイルショック以来、国が、企業の法人税等の減収等によるかげり、これを見越して、そのようなことをやったというようなことが、一部の文書には書かれておるのもあります。

また、人口が急増いたした関係上、都市整備にも多くの財源を要するようになったのであります。病院、公営企業、国民健康保険 ── 国民健康保険につきましては、昨年、法の改正が行われ、実施が２月１日ということになりまして、老人医療の一部の負担が行われるようになったということはよくおわかりと思います。さらには生活環境の整備、それから、雨が降りますと床下浸水とか道路の冠水、宅地の道路の浸水対策、さらに、ミニ開発、乱開発、その他多くの行政問題を地方自治体は背負い込んで今日に至っておるのでございます。

そこで、私は幾つかの点を拾い上げまして質問をさせていただくわけでございます。

まず第１に、日野市の職員の期末手当の算定基礎。これが、給料、それから、調整、それから、住宅手当、扶養手当、このようになっております。それで、この諸手当のパーセント並びにお金に対しまして ── これは、住宅手当5,５００円、こういうようなものに対しまして、東京都の、いわゆる行政指導等が行われておるものなのかどうなのかという点についてお伺いいたします。

それから、第２点は、退職金。これは、勧奨退職でございます。その算定基礎でございます。すなわち退職時に号俸のアップ。これは、東京都におきましては名誉的に部長にしたり、何日か局長にしたりして、いろいろな手段を構じているようでありますけれども、日野市においては号俸のアップ、さらには調整、それらを行っているのかどうか。または、この場合他市と比

較をしまして、どのようなところが相違があるかということです。

それから、第３点は、市長等の給与に関する条例第４条の２項に対しての市長の考え方をお伺いしたいのでございます。これは、どうしてかと申しますと、これは、４条をちょっと読んでみますと、「市長等に対しては、前２条の給与のほか期末手当を支給する」(2)としまして「前項の手当は、日野市一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の割合の合計額とする」ということになっておるわけでございます。それで、この勤勉手当たるものというのは一体何かということになりますと、またこれも、条例の「日野市職員勤勉手当の成績率に関する規則」というところにあるのでございます。これは、第１条は、「この規則は、日野市一般職の職員の給与に関する条例」ということであります。それで「勤勉手当は成績の率によってこれを定める」ということでありまして、第２条は、「勤勉手当の成績は100分の40以上100分の90以下の範囲内で市長が定めるものとする」というところに、この成績の評価、いわゆる勤務評定というのを、市長が自分の給与に関しましてみずからをどのように評価されるかということについて、これは、市長の考え方をお伺いいたしたいのであります。

それから、今度は職の退職手当支給条例の第７条に対しましては、市長が、前にやめるような話を暫時されましたけれども、これに対しまして、第７条に対しての市長の考え方をお伺いしたいのであります。これは、どうして私が聞きたいかといいますと、「すべての国民は法のもとに同等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的、また、社会的関係において差別されない」ということに基づいて、私は市長の考え方をお聞きいたしたいのであります。

それから、今度は次に移りまして、この中で、やはり職員の数とか、その下にまた、退職金の金額、これらを表によって見ますると、５６年が ── 前回どなたか質問をされたことがありますけれども、やはり1,０５９人で、５６年度の決算額 ── これは一般会計でございます。５４億9,７４１万1,０００円というふうになっておるのであって、そのうち、これは退職金額については一般の全部特別職も含めるわけでございますけれども、３億5,６５２万というふうになっておるのでございます。それで、その人数は４６人ということになりまして、そのうち４６人の中には勧奨退職者が９人含まれているということになるわけです。それで、今度はさらに５７年等を見ましても、やはりこの数値は少しずつふくらんでおります。

それで、５８年度の職員数は、当初のときに、もうすでに予算書の職員のところを見ますと

わかるように、一般職は1,１１０人。それで、この予算額が６０億9,０００万円というふうになっておりまして、これは、あくまでも私の計算によりますと、占める予算額からいきまして、人件費の占める割合、これが、私の計算だと２4.7％だ。これは間違っているかもわかりませんけれども、これは、あくまでも私の計算であります。それで、退職が、予算が５億4,３００万。それで、その内訳が今度は普通退職者が２億4,１００万ということであり、勧奨退職が３億２００万ということになっておるのでございます。それらを項を見ますると、一体５８年度に勤務年数に基づいて―― 勧奨退職等も行われるわけでございますけれども、確かに１１７カ月というのを、５８年度は１００カ月ですか、それから、５９年は９０、さらには、その次の年度は８０というふうに下げるということを市長は答弁されております。がしかし、下げるといっても、やはり職員は、ある程度は生活設計等は、やはり退職金をもってどうするというようなものも考えているということを、私たちは下げるのに反対じゃなくて、やはりそこでの緩和というのは、ある程度考える必要があるのではないかということを付言しておかざるを得ないのでございます。そこで、勤続年数が４０年以上で退職したといっても、これには、表にはあるけれども、一体ことし、または来年か再来年あたりは出ると。さらに何年後には何人とかというような答弁がございましたけれども、そこいらは、やはり他の市と―― ２６市長会、さらには、その煮詰めは助役会等において行うということになっておりますので、どうしてもこれはやらなければならない仕事ではあるということは私もよく認識しております。

そこいらの点に立って、やはりこの次は、今度は公債費ということに移らしてもらうわけであります。それで、今度は公債費の比率ということになりますと、確かに公債費の比率は１０％以下が望ましいということはいいましても、その自治体の財政能力等によって、これは差異があるということは、すでに皆様方もおわかりであると思います。それで、日野市の昭和５６年度の公債比率は１３点幾つでしたか、６でしたか１か６だと思います。それで、そこいらを考えてみますると、やはり、これはどうしても公債比率というのが、地方の上がってきたかといいますと、これはやはり地方交付税、特別会計による、で補てんされるとはいいながらも、国の、先ほど申しました地方財政の特別会計の措置が起債に頼るようなものを自治体に押しつけたということも、これは考えられるわけです。どうしてかと申しますと、国の国債発行高が、もう１００兆円を超した。これは実に国民の貯蓄等と比較してみましても、これは一体どうなるかということは、これは言をまたず、やはり支払利息にしましても、８兆円を超える現在に

なっておるということは周知の事実であるのでございます。

そこいらを考えまして、日野市のやはり地方債、これらを見ますと、やはりまた、これから何をやらなければならないかということを考えてみますると、まだまだいっぱいこれから第１桑園の跡地、これの払い下げ、さらには第２、それから、第３桑園、それから、今度はいろいろやらなければならないものというのがたくさんあるわけでございます。その現下の急務である、たくさんやらなければならないものというのが一体何かと言えば、これはもう公共下水道や都市下水、それから、文化会館、それから建設ですね、学校建設。またまだそれで、やらなければならないものいっぱいあるわけです。しかし、そのような国の制度、または地方の自治体の、結局制度がこのような仕組みになったということを考えてみると、やはり自治体におきまして当然公債比率が上がってくるということは当然であり、またこれは、やむを得ないと考えればやむを得ないでありますけれども、そこいらで、またわれわれは、また日野市は考えなければならないというようなことが必然として起きてくるわけでございます。それらの中におきまして、この５９年、６０年、５１年、６２年等を考えてみますると、それらの事業を、公共投資を行わなければならないということになると、当然地方債の累積というのが問題になってくることは、明らかではないかと考えております。そこで地方債の累積状況は、このような年代には一体どのくらい要って、何十億くらい１年にふえるかというような試算がなされておりましたら、お聞かせ願いたいのでございます。

それから、これは市の財政から６月にいただいたんでございますけれども、地方債の発行、地方債の現在高の状況というのを見ますると、確かに５６年それから、５７年、５８年ということになりますと、ふえてはおりますけれども、やはり教育債や何かの関係がありまして、凹凸はあるのでございます。しかし、前の古いようなことを言っても仕方がありませんので、56年度の決算等を見ますると、元利合計で―― 元金と利子です。これが２３億3,１００万、このような大きな数字になるわけです。さらには、５７年度におきましても、２６億1,３００万というふうになりまして、このお金を、やはりどうしても市民に還元する形で、やはり使うということになりますと、どのような事業ができるかということでございます。これらの点に対しましても、これは確かに借りなければ事業ができないということはわかっておりますけれども、借金は、あるよりもない方がいいじゃないかという考えを私は持っております。人によりますと、借金も自分の財産だと、うちだという人がおりますけれども、地方自治体におきましては、

そのようなことはある程度慎んでいただきまして、健全財政はあくまでも経理の条で、これ出して、これを明確にするということが大切ではないかと考えております。

そこで、昭和５８年度の借り入れ上の見込み等を見ますると、昨年よりも落ちているわけです。これは、款別に見ますと、やはり教育、ただし教育債ですね。それで、土木は、これは57年度よりかもふえておりますね。それで、全体としますると１７億5,５００ということになりますけれども、やはりこの間の、結局出された補正、または特別会計を見ましても、仲田は、２０億1,６００万ですか、それから、今度はまた万願寺の土地区画整理におきましても１０億からの借り入れを起こすわけです。それで、万願寺の方は区画整理ですから期間は短いと。がしかし２０億、これは、仲田の緑地に関係するお金ですけれども、これは３０年。３０年っていうと大変なんです。やはり借金を全く子供たちに、孫にまで残さなければならないと。いかにこの仕組みがそうであっても、そのようなことは慎むというか、考えなければならないのではないかと私は考えます。

それから、今度は次に移らせていただきまして、また、下水道になるわけでございますけれども。市長が常日ごろおっしゃられる緑と文化の市民都市といいましても、側溝とか川等から発生する悪臭、このようなものがあっては、いかに私たちが文化的生活を営もうといっても、営むことができない。かえって侵害されるのではないかと私は考える。健全で快適な市民生活を営む。それには、一日も早く下水道事業に、これは着手してもらいたいと考えまして、この下水道に関しまして、また、質問をさせていただくわけでございますけれども。

これは、多摩川と浅川のはざまのうちの流域下水道については、すでに測量も終わり、公図との照合も終了したと。あそこは、各個人の地割りが荒されていてわからないので、いまその割り込み作業にいつでも入られる、または、事によると入っているかもわからないというようなことを考えてみますると、間もなく東京都におきましても、買収ということになるのではないかと思うんです。その場合、市の、市長が常日ごろ言われておる下水道ということになりますと、どのようにして説明会に東京都と一体となって、加わりまして、住民の納得の得られるような、また住民が期待していらっしゃるような、考え方の線に沿うような努力をしてもらいたいと思いますので、そのような努力を一体市はやるのかどうかということであります。それでまた、その中に工場があるわけでございます。その工場の移転先が、いわゆる国鉄用地とか、または、その他、公社の用地とかいうような話が出ておりますけれども、これらは、一体もう

すでに行く先がある程度決まっておるかどうか、もしわかりましたら、これを教えていただきたいと思うのでございます。それから、万願寺区画整理と、これは並行して―― 前にも議員が述べられておりました。早くこれを設計して、結局事業認可を取らなければ、万願寺の区画整理と並行をして、この下水道事業を進めることができないのではないかと考えております。それらのことを考えてみますると、一体いつ事業認可を取る考えがあるのかどうかということでございます。

それから、今度は南多摩処理区になりますけれども、百草、落川のこれは南多摩処理区は、５９年末には供用開始ということでございますけれども、供用開始になりまして、一体受益を受ける方から、受益者負担と申しますか、そのようなお金を取る考えがあるのか、取らないで行こうとしているのか、どちらかを答弁していただきたいと思います。

さらには、今度は２・２・１０号線であります。これは、神明上の地区外排水にも非常に大きな関係があるわけでございます。どうしてかと申しますと、２・２・１０の下に、神明上の都市下水、地区外排水の管が設けられるわけでございます。現在は、川崎街道の下でとまっているわけでございます。それで、聞くところによりますと、測量をしましたら、非常に公図と現況の差異があるということであるようです。それで、一体調整がいつごろできるのかと。これができなければ、恐らく買収等はできないのではないかと思います。それで、買収ができなければ、もちろん道路の築造等はできないということになりますけれども、これらは一体どのような形で、これから事業が進まれていくのか。これは、神明上の地区外排水の関係もあるので明確に答えていただきたいと思います。

それから、あと一つは川崎街道、三浦マンションのそばに大きな管がいかってあるわけです。それで、川の下、または道路に並行して下町の溝呂木さんというおうちのあたりを、今度は２・２・１０という予定線が通っているのでありますけれども、そのあたりを通るのでございますけれども、この甲州街道南側のこのあたりの買収等は、これは都市計画道路でもあるし、また、市とも密接な関係があるので、いつごろこの買収等が行われるかどうかも、わかりましたらお願いしたいのでございます。

それから、さらには万願寺区画整理と並行しまして、先ほども質問のときに高橋徳次議員がおっしゃられていましたけれども、この１・３・２と１・３・１の関係でございます。これはどうして私がこのようなことを申すかと申しますと、中央線の上に、今度１・３・２の陸橋が

架橋されたわけでございます。それで、さらにまた本年度に、片側を築造するということになりますと、非常に多くの車が通り、周辺の住民、特に川辺堀之内、それから、宮、それから、今度は上田、さらには谷仲山等の道路というのは、車の交通量が増大する関係、危険きわまりなくなるのではないかと考えております。現在も非常に車がふえたということはよくわかりました。そこで、この道を１・３・２、これは神明上区画整理で一部はできるわけでございますけれども、神明上区画整理の区域と、万願寺土地区画整理区域との間の９０５メートルについては、どのような考えを持っていらっしゃるかどうかということをお聞きいたします。

それから、あと一つは、都立高校の誘致につきましては、市長が冒頭に申しておりましたけれども、三浦都議、さらには石坂議長、市長等が都へ行きまして、日野市に建ててくれというようなことを申されてということでございますので、ぜひ、これらを誘致するために、これから至上の努力をしていただきたいと思うのです。

どうして私は、この土地は、本来なら高校をつくらなくとも、あれをあの土地を緑地化して公園等にすれば一番いいのでございますけれども、やはり子供、教育ということになりますと、これは、関心持たざるを得ないというのが私でございます。そこで、がしかし、この第７学区、これは第７１グループと申しまして都立高校があります。がしかし、本年度の募集と入学というのを見てみますと、極端なのは募集をしましても、都立であり、募集しても生徒が行かないっていうか、希望者が少ないんじゃないかと思われるんです。これはどうしてかと申しますと、極端な例を挙げてみますと、都立の松ヶ谷高校の場合は募集は４７０人もしまして、260人が入学した数というように発表されているのでございます。そのようなことを考えながら、さらに、目を片倉高校に向けてみますと４７０名の募集であり、今度は入学数というのは３３２名と、こういうふうになっておるのでございます。それで、日野市の中に高校ができれば、交通の便にも非常に恵まれ、また、東京都が考えている、また、皆様方が考えていらっしゃる５万人に１校ということで、申し分のない人口配分からいってもまた、立地条件からいっても、恵まれたところに高校ができれば、このような片倉や松ヶ谷のような、募集しても生徒が来ないというようなことは、なくなるのではないかと思います。そこで、どうしても都立高校を、市長も都会議員、それからまた、市民と一生懸命になってやっていただきたいということをお願いしまして、御答弁をまたしていただきたいということでございます。

以上、何点かにつきまして質問をしました。

○議長（石坂勝雄君）　　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　　数字的なことにつきましては、総務部長の方から補足願いたいと思いますし、市長の見解あるいは考え方ということにつきましては、これにつきましては理事者の方からおつけ加え願いたいと思います。

第１点の期末手当でございます。これにつきましては、都とか自治省からの指導があるのかということでございます。これにつきましては、２６市の市長会の中での申し合わせということで、東京都の水準に近づける努力を年々積み重ねていくと。こういうようなことで経過して、努力を積み重ねてきているわけでございます。５１年度は年間5.9カ月プラス期末手当は４万7,０００円でございました。５７年度は5.6カ月で、プラスアルファなしと、こういう現状になっているわけでございます。市長会の申し合わせの中で、各市期末手当の隣へのさや寄せというか、努力をしてこういうふうなことできておるわけでございます。

それから、２番目の退職手当の各市の違いでございますけれども、非常に新聞に書かれているようにばらつきがございます。それで、日野は１１７カ月ということでございますけれども、１００カ月以上の勧奨のところが４市ございます。それから、９５カ月から１００カ月未満が７市、それから、９０カ月から９５カ月未満が３市と、それから、９０カ月未満が１１市と、勧奨なしが１市と、こういうふうなことでございます。

それから、普通退職につきましては、みな日野よりも高いようでございます。それは、６５カ月ということで、普通退職では６５カ月というのが６市ございます。その中の１市でございます。７０カ月以上というのが１８市ございます。そういうようなことで、普通退職につきましては、どちらかといえば落ちついた形で、要するに制度化されていると、こういうことでございます。

それから、期末とか勤勉手当についての、市長、助役同じでございますけれども、勤勉手当の支給についての考え方でございますけれども、理事者というのは、もともと勤勉たるべきものでございまして、勤勉手当をいただくものでは本来ないわけでございますけれども、２６市の中での支給の現状と、あるいは日野市の報酬審議会の中で、つけ加えたらどうだというふうなアドバイス等も得まして、常勤という形の中で、要するに職員も理事者も常勤という形の中で、この期末と勤勉手当というものをいただいているわけでございます。率直に申し上げまして気にしている面があるわけでございます。

そこで、この評価でございますけれども、職員の評価につきましては、勤勉については、勤勉の度合いというものもしんしゃくしてございますけれども、非常に幅の狭いしんしゃくでございます。大きなしんしゃくは欠勤日数ですね。要するに年休というのが与えられてますけれども、この年休以外に欠勤した、これが大きなファクターになって勤勉手当の評価に作用すると、こういうふうなことでございます。大体勤勉手当をいただいていることについては、先ほども申し上げたような形の中で恐縮申し上げている次第でございます。

それから、退職手当の７条についての市長の考え方でございますけれども、この７条は、女子職員の出産結婚手当でございます。これにつきましては、実績を申し上げますと、５６年度１２人ございます。出産でやめた女子職員が８人と、結婚が４人と、合計１２人でございます。それから、昨年度、５７年度は９人やめております。出産が７人、結婚が２人。そういうことでございまして、金額的には１２人で3,１００万ということでございますので、１女子職員当たり３００万欠ける程度というふうな状況でございます。見てみますと、別にこれがあるから出産しようだとか、これがあるからやめようというふうなあれはないようでございます。何か、行きがけの何とかというふうな形の中のあれでございますので、ほかの市では、ないので是正していきたいと。別に、女子の、要するに職員が、これについて特別に作用されているというふうなことは全くないようでございます。といって、制度として突出しているので改正していきたいと、こういうふうな考え方でございます。

それから、１１７というふうなことで御心配等いただいているわけでございますけれども、６０年に、きのうも申しましたけれども、定年制というふうなことで、日野の中でも前から計画ということで申し上げておるわけでございますけれども、激変緩和ということで、肩たたきがなくなるんだから、肩たたき的な金額は、要するに是正していくべきだというふうな計画で、ずっと来ているわけでございます。激変緩和ということで考えておるわけでございますので、それでも生活設計には、いろいろと及ぼすところがあるわけでございますけれども、世間から見ての金額と、いろいろはばかるところもあるわけでございますので、やはり是正すると。それで、助役会の総委員会の案でいきますと、５年間というふうな激変緩和を設けるようでございますけれども、結論的には２６市でどうなりますか。いずれにしろ激変緩和というふうな措置を講じまして、その間、金額が減ったものについては、本人等も生活設計の、やはり多少の軌道修正をお願いし、本人の方もお願いすると。市の方も激変緩和の措置をとると、こういうふうな考え方でありますので御理解いただきたいと思います。

私の答弁につきまして、市長の考え方等御見解ございましたら、つけ加えさせていただきたいと思いますし、総務部長の方から数字的なもののつけ加えお願いしたいと思います。公債費とかにつきましては、企画財政部長にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、期末手当の算定基礎につきましての御質問でございます。お答えしたいと思います。

先ほども御質問ございましたように、給料、調整手当、住宅手当、扶養手当、これらの合算額でございます。これにつきましてのパーセントにつきましては、調整手当につきましては100分の9あとは金額的に定めてございます。住宅については5,５００円、扶養手当につきましては、配偶者1万2,０００円、子供につきましては、１人5,３００円と、このような内容になってございます。

それから、２点目の退職金の勧奨退職の算定基礎でございますが、これについては、日野市の職員退職支給条例第５条にございます。「施行規則で定める職員のうち、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき」とこういうことの条文を受けまして、これを、毎年一定期限を定めまして、昭和５７年日野市職員勧奨退職の実施要綱を定めておるわけでございます。これによりまして、一定時期勧奨退職者をつのりまして、それを退職を認めていくと、こういう方式をとってございます。

２６市の状況を申し上げますと、単独でこういう勧奨退職制度を設けているのは１５市でございます。それから、９市で一部事務組合をつくってございます。それぞれ退職と算定基礎についてはあるようでございます。日野市を含めました１１市が、給料及び調整手当がプラスされております。それから、一部事務組合の９市も、給料と調整手当をプラスされております。そのほかに、給料のみというのが４市ございます。こういう内容でございます。

それから、要綱に戻りますけれども、要綱の中には、勤続２０年以上の場合には２号、ただし、昇給期間から６カ月以内の場合は１号俸と、こういうような内容でございます。それから、勤続の１０年につきましては１号俸と、こういうような算定基礎になってございます。それから、管理職加算につきましても、課長補佐の場合は0.５、課長1.０、部長1.５と、こういうよ

うな職歴加算をしてございます。それから、そのほかに特別加算があるわけですけれども、私どもの方では管理職加算がございますが、これについては都下で４市、あとは採用してございません。そのほかに、いろいろ特別加算があるようでございますが、これについては情報がもらえませんので、いまのところ不明でございます。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　公債費関係について２点の御質問にお答えいたしたいと思います。

最初の１点目は、今後、毎年度起債はどのくらいの額想定されるのかという御質問でございます。これにつきましては、児童増、いわゆる学校の児童の生徒数の増が鈍化している。そういう形の中で将来展望いたしております。過去の実績等からも考えまして、約２０億程度の前後で推移するのではないかというふうに予測しております。

二点目の、浅川緑地を例に挙げられての、規制をしない方法での考え方は、という御質問でございますが、御質問なさった方の御意見の中にもありましたとおり、起債というのは一つのプール化された部分がございます。たとえそこに一般財源を持っていたとしても、その事業をするためには、起債をしなければならないような一つのシステムがあるわけでございます。また、御質問の中でもありましたように、昭和５１年度から財源対策債というような措置がとられております。財源対策債、あるいは財政対策債でございますが、一般に起債といいますのは、ある事業がありまして、その事業に対して何パーセントの起債を認めるという形が通例でございます。この財源対策債におきましては、事業を特定してございません。たとえば学校建設事業で起債充当率７５％のものがあった場合、あとの２５％国の補助金がない場合には、足りない場合には財源対策債で充てるというようなシステムになっている部分がございます。それらのシステムを考えますと、事業を起こすことが起債につながるというような現実があるわけでございます。起債をしない方法が許されるならば、そのとき手持ちの財源で対応するのが望ましいわけでございますけれども、現在の制度の中では非常にそれは困難でございます。

それから、なお、この起債をしなければならない状況に対応する方法として、それでは何があるかということでございますが、そうなりますと繰り上げ償還の計画化という財政措置を考えていかなければならないのではないかと。それは、償還するための、いわゆる償還基金みたいなものを設けまして、ある程度の財源余裕をもって繰り上げて償還していく。それによって公債比率を下げていくというような手法を考えざるを得ないと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、３点目の下水道の関係につきまして、６点の御質問についてお答えを申し上げます。

まず、１点目の浅川処理場の用地買収にからみましての、住民との話し合いの、話し合いを市としても都と協力しながら積極的に進めたらどうかという御質問でございます。申すまでもなく、私ども、これまでも東京都と一体となりまして、住民の方々、特に権利者の方々に対しまして、処理場の設置の問題、あるいは用地買収等の問題につきましてお話し合いを進めてきたところでございます。現在の状況といたしましては、先ほど先生の方からも御指摘がございましたように、処理場の全面積における測量が完了してございます。この測量におきましては、現状と公簿上の面積の一致しておるということから、また、現状が非常に境界がわからない状況になっているということで、現在東京都で割り込みの作業を行っております。これは、もうすでに行っておりまして、近々これが完了いたしますので、この割り込み作業が終わりますと、用地買収の交渉に入るわけでございますが、交渉に入る前に単価を設定をするという作業があるわけでございます。この単価をあらかじめ設定をした段階で、具体的な用地買収に東京都は入っていくわけでございます。この用地買収に入る段階では、当然権利者の方々に対します説明会等が行われるわけでございます。この段階では、権利者の方々からも御要望があるところでございますが、市といたしましても、この説明会に東京都とともに参画して、お納得をいただくように、これからも努力をしてまいる予定であります。

それと、処理場周辺の環境整備の問題が、周辺の住民の方々と話し合いをしていくという作業が、また別にあるわけでございます。環境周辺整備につきましては、市がこれを行うことになっておりまして、周辺の方々と、処理場ができることによって、いろいろな弊害等も出てまいりますので、そういったものを、どう繰り合わしていくか。あるいは、現状の環境をさらにどう改善していくかといった点については、住民の方から意向を十分踏まえまして、それらに沿って整備を行うということで、現在自治会長さんと、その方向について、いま話し合いを行

っておる段階でございます。それがまとまりますと、自治会単位、あるいは総体的な説明会、話し合いに入る予定をとっております。

それから、２点目の、この処理場予定地に企業が３社ある、これの移転先についてはどうなのか、といった御質問でございます。この３社の工場につきましては、東京都あるいは、八王子市等で協力しながら、私どもが当然中に入りまして、その適地というものを、移転先というものを検討してきたわけでございます。この企業にも東京都を中心として、東京都が主体となりまして交渉に当たっているわけでございますが、現段階で、１社につきましては、八王子市内の国鉄の用地が大体内定をいたしたわけでございます。そのほかの企業につきましても、一応予定地が選定をされておりまして、企業の方も、ここであるならばという、一応の了解を取りつけておる段階でございます。具体的な移転交渉につきましては、東京都が中心となって今後進めていくことになっております。一応のめどがついたということを御報告申し上げます。

それから、３点目の、万願寺区画整理区域内の管渠の問題でございますが、これにつきましては、現在下水道としての事業の認可を取るための設計等が、内部で検討を行っている段階でございます。この認可を一応今年度中に申請を行い、取る予定でおります。この認可を取れれば、万願寺の道路計画にあわせまして補助金、あるいは起債を得ながら推進することが可能になってくるわけでございます。しかし、認可を取らなくてもできる部分もあるわけでございます。そういったところにつきましては、単費で実施をするということも、あわせて検討を行っている段階でございます。したがいまして、認可を年度内に一応取るという方向で、現在作業等を進めている段階でございます。

それと、次が４番目の、南多摩の落川、百草の整備にからみまして、受益者負担金を徴収するのかどうかといった点についての御質問でございます。南多摩の一部１１ヘクタールにつきましては、多摩市の管渠に流入をさせていただき、それの工事費につきましては日野市も負担を行っているわけでございますが、この管渠の流末が、大栗幹線の関戸橋のところで合流するようになっております。ここの関戸橋までに東京都の大栗幹線、流域下水道の幹線が完了――伸びてくるわけでございます。この時期が５９年末というふうに、現在計画上想定されておるわけでございまして、これが、この地点に到達いたしますと、日野市の中で、すでに整備をしております、また、現在もしておる１１ヘクタールの地域は、汚水が南多摩処理場に流せるという状況になってくるわけでございます。したがいまして、この時期に合わせまして、公共下

水道の施設にからみます受益者負担金を徴収するという考えのもとに、現在この制度の検討を行っておりまして、問題点の洗い出し等をすでに行いまして、具体的な内容の検討に入っておるわけでございます。いずれ案ができますと、受益者負担金条例として、議会の御議決をいただくようになることになるわけでございます。一応それも、５９年の末までには作成をしたいというふうに考えているわけでございます。

次が、５点目でございますが、２・２・１０号線の用地、工事と神明上の都市下水路の関係でございますが、２・２・１０の用地買収につきまして、一部公図と現況が合わない問題地点があるわけでございますが、これらにつきましては、つい最近も私どもの確認では南多摩建設事務所において、これは整理がついたと問題の解決が行われたということで、今後用地買収には支障がなくなったという報告を受けております。したがいまして、高木歯医者さんのところから、多摩川に向けて、一応用地買収が可能な態勢がしかれたということでございます。

それと、６点目の、川崎街道三浦マンションのところから、溝呂木さんのお宅のところまでの、神明上の都市下水路の件でございますけれども、当然甲州街道の南側に２・２・１１号線が、まだ認可が取れておりませんけれども、多摩川寄りの方の事業の進捗に見合いまして、いずれ東京都の方で認可を取ることになっております。認可後に用地買収に入るということになるわけでございますけれども、溝呂木さんの御主人とのお話し合いを、私も過去に行ったことがございますが、用地買収につきましては、その時点では御協力をいたしたいという申し入れも受けております。そういうことで、東京都が認可を取り次第用地買収に入り、あわせまして神明上の都水下水路の建設も、買収後に整備をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、次が大きい４点目の１・３・１と１・３・２との関係でございます。御指摘のように、神明上区画整理事業の区域と、万願寺の区画整理の区域、この間が９０５メートルあるわけでございます。これにつきましては、建設省の相武国道事務所も、できるだけ早く測量を行いたい。できるべくは、万願寺の区画整理によりまして築造されてまいります。１・３・１とあわせて施行も行いたいんだという希望は持っているわけでございますが、まだ測量につきましても、関係地主さんから、周辺の方々からも御同意が得られておらない状況でございます。したがいまして、相武国道事務所、それと私ども市の方で、住民の方々にいろいろ今後もお話し合いをしていきたい、できるだけ早い機会に御承認をいただきたいというふうに考えて、建

設省の方と協力しながら、今後も進めていく予定を立てておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ただいま谷議員から、日野市が当面いたしております重要課題、また、重要事業について教訓に満ちた質問をいただいたわけでございます。それぞれにつきましては、ただいま担当部長がお答えをしたとおりでございます。特に、当面いたしております退職金問題に伴います給与のことにつきましては確かに職員の生活がかかっている問題でありますだけにまた、従来のいきさつ、制定当時の社会情勢、それとまた、今日の変化した社会情勢、これらをいかに対処し、理解を徹底して、そして、このことについての整った結論をつくり出すということにつきまして、大いに苦慮をいたしておるところであります。

特に、質問の中で特別職にあるものの基本的な給与と申しましょうか、期末手当等のことについても言及をされておるわけであります。助役が答えたことに尽きるとは思っておりますが、なお真剣に一つの行政姿勢として、また、市民に理解される、あるいは意見を聞く形をもって対処をしなければならないと、このように感じております。そのことが、とりもなおさず行政遂行の上で信頼される行政に発展させるために重要なことだと、このように感じております。

それから、都市整備関係、特に下水道、あるいは万願寺区画整理、２・２・１０にかかわります整備と、それから、われわれの期待いたします都市下水の施設、これらのことも、まさに重要な課題であります。事業が都の施策になる部分もあるわけでありますが、市といたしましても、市民の御意見を十分お聞きいたしまして、都には促進をしていただく構えをもって、また、住民には、よく公共事業のゆえんを理解していただき、十分な補償も成り立つという背景をもちまして、鋭意努力をする考えでございます。

都立新設高校の誘致につきましては、もうすでに議会のしばしばの決議、あるいは共同の誘致運動を通じまして、鋭意これも実現を獲得していきたい。これこそ市民要求にこたえる大きな課題であると、このように理解をいたしております。何といたしましても、日野市政の一致した対応と、これから、市民の方々の熱意というものが東京都に反映し、理解をいただく重要な取り組みになりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

不十分な点もあるかもしれませんが、一応のお答えとさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　谷　長一君。

○９番（谷　長一君）　　まだこれは、職員退職手当支給条例の第７条に対しての市長の考え方というのを、これがまだ聞いてないんですけれども……。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野市の特色にもなっております、出産と、あるいは結婚の際の退職に伴う勧奨制度でありますが、これは、制定された一つの考え方もあり得ると思っておりますけれども、どちらかといいますと、今日になりますと女子職員も、１人１人地方公務員を目指して、男子と同じ差別のない勤務に精励するわけでありますので、一面の、何かフェミニストと言われるような発想よりも、差別のない待遇をすることが今日的適切さがあるだろうと、このように思って廃止をしたいと考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　谷　長一君。

○９番（谷　長一君）　　そうしますと、ひとつ今度は再質問させていただくわけでございます。

これは、この退職金、これは、勧奨退職算定の基礎については、給料のみが４市であり、また、調整をプラスするところが１１市ということでありますけれども、これらの点につきましては鋭意検討を加えていただきまして、市民の期待に沿うような形でやっていただきたいと思います。

それから、ただいま答弁を市長からいただきました、職員の退職手当支給条例の７条でございます。これについては、市長が廃止をするという意向を示されたので、私はそれで非常に結構じゃないかと思うんです。どうしてかと申しますと、いまの女性は腰かけ的でないということは、もうどこでも言えると思うんです。特に、地方公務員の場合は、やはり入ったならば少なくとも２０年というのが常識のようです。また、常日ごろ考えていらっしゃる女性の考えでもあるようですので、ここいらが、恐らくこれに対して反論というのがあっても少ないではないかと思うんです。やはり、やめることによって憲法の精神を市政に生かすということになるのではないかと考えております。

それから、これはいわゆる南多摩処理区の関係の、５９年供用開始ということでございますけれども、これはすでにその内容の受益者負担について、内容の検討に入っているということでありますけれども、この受益者負担は３年、これはさかのぼって取れるということになれば、当然もっと早く内容の検討というのには、なされなければならないではないかと思いますけれ

ども、その点について、また答弁を再度お願いしたいと思います。

それから、甲州街道南側でありますけれども、神明上の地区外排水です。これについて、東京都と協力をして用地買収に入るということをおっしゃられましたけれども、いつごろだかちょっと聞き落としたので、もう1回お願いしたいと思います。

それから、あと一つは公債の関係でございますけれども償還の計画化ということでございますけれども、現在そのような計画の案か何かがおありなんでしょうか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　一番おしまいに質問なさった繰り上げ償還計画についてお答えいたします。

現在、何年度に幾らという計画は持っておりません。これをするためには、その前段として、いわゆる基金制度をつくって、基金の中に償還すべき財源を確保し、それによって計画的に繰り上げ償還していくという方法をとらざるを得ませんので、その辺の検討をしているということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、2点についてお答え申し上げます。

まず、南多摩の受益者負担金に関連いたしましてでございますが、受益者負担金を賦課いたします時期でございますけれども、これは、下水道が供用開始される時期からが賦課する形になっております。したがいまして、事前に管の埋設を行って、それが、汚水が流れるような時期から徴収を行うということでございますので、59年度一応供用開始を目途としておりますので、それまでに条例等の整備を行いたいというふうに考えているわけでございます。

それから、2点目の、甲州街道南側の用地買収でございますけれども、ここにつきましては、まだ、いつから用地買収に入るという具体的なものは、東京都としてもまだ持っておらない状況でございます。認可を、まだ現在この分については取っておらないので、認可を取り次第買収に入るということになっておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○9番（谷　長一君）　以上、質問させていただいたわけでございますけれども、これ

からは財政というのは、私は非常に大変な時期を迎えるのではないかと私は考えておるんです、日野市の場合。また、すべての自治体もそうじゃないかと思うんです。どうしてかと申しますと、いま、これは国会におきまして、与野党が合意で所得税の減税、それから、市民税の、これも検討等を行おうということであります。その基礎財源を、今度はその財源をどこに求めるかというようなことが、いま検討されようとして、政府でも税制調査会が設けられて、所得税、住民税に関する特別部会もできたということでございます。これは、臨調の、増税なき財政再建という趣旨からもいきまして、相当な重圧となって、これ決まればいくんじゃないかと思います。そこで、中小企業、それから、流通業界、それから、消費者団体、または労働組合等において、この大型間接税の導入には、恐らく反対するのではないかと思います。これらのことを踏まえまして、日野市の行財政を、これから慎重に推し進めていくよう、心から願望いたしまして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって15の1、日野市の抱えている現在の最も大きな行政課題に関する質問を終わります。

時間延長をしたいと思います。

お諮りいたします。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

16の1、学校図書館の施設整備を内容充実についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔13番議員登壇〕

○13番（鈴木美奈子君）　学校図書館の施設整備と内容充実についての質問をこれからいたします。

学校図書館法が、昭和28年8月8日に制定され、その後、2回にわたってこの法改正が行われておりますが、この法律によって、学校の中に図書館を位置づけられる。そういうことで、

大変結構な法律でございますがこの法律がつくられる段階でもいろいろと問題もあり、この法律が全面的にいい方向に出されたということではないようでございます。そういう中で、私は、いますべての学校に学校図書館というものがあるわけでございますが、もっともっとこの内容を豊富にしていくことが必要ではないかと思います。

一冊の本を通して、そこから本当に子供たちが読書に対しての楽しさや、また、心の豊かさ、こういうものを持った子供に成長することは、私たちにとっても喜ばしいことでもあり、また、私どもも少年少女時代に、１冊の本が本当にそれから心に残る本として、大きくなってからも本に対するいろんな印象持っていると思うんです。

そういう中では、いま、日野市の図書館がある中では学校図書館がそれにかわるものとしているのではないか。そういうことで、多くの父母の中でも、もっと図書館の充実、それから、司書をぜひ置いてほしいということと、また、学齢に合った本をもっとたくさん置いてほしいということ、また、図書の予算をたくさんつけてほしいということ、こういうことなどがいろいろと出されているわけでございます。そういう中で、私は、次の点についてまず質問をしてまいります。

一つは、学校図書館の位置づけをどう把握し、指導しているか。

二つ目には、学校図書館の現状を述べていただきたい。

三つ目には、学校図書館の施設整備と充実について、この内容としては、一つは、学校図書館がどこの――１階にあるのか、２階にあるのか、３階にあるのか。そのうち、また、広さ、そういうものを述べていただきたい。

二番目には、蔵書数です。１９の小学校があるんで、すべて述べるのはむずかしいと思いますので、二、三の学校で結構ですが、蔵書の数、それを述べていただきたい。

三つ目には、年間の購入冊数です。年間にどれくらいの本を購入するのか。

その三つをまずお尋ねしたいと思います。

それから、四つ目には、児童の図書館利用と読書の指導。これについても述べていただきたい。

五つ目には、市立図書館との連携です。これは、１９の小学校があって、そのうち何校くらいが市立図書館と連携とりながら学級活動を続けているか。

まず、この５点について質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。不足している分は、また、図書館長の方から補足していただきたいと思います。

学校図書館の位置づけということでございますけれども、教育委員会といたしましては、学校教育を行っていく上で、学校図書館というのは非常に大切な働きを果たしていると、こういうように認識しております。いま御質問の中にも出ておりますように、読書指導等を通しての情緒の陶冶、あるいは各種資料ですね。こういうものを勉強しながらの学習活動の援助、これらが図書館活動等を通しながら行われていると。学校図書館法の中でも、学校教育において欠くことのできない基礎的な施設であると、こういうように図書館の問題については位置づけられておりまして、小中２７校全校図書館を持っているというのが現状でございます。

なお、教育活動の中で、有効に、どのような指導をしているかということでございますけれども、小学校におきましては、各学年、毎週１時間は読書指導の時間というものを設けまして、図書館を中心にして読書、これの習慣をつけるための指導、これが行われております。それから中学校等におきましても、一応生徒会の中などにも図書委員というような制度などもできまして、図書館担当の先生を中心にして、いろいろ生徒の読書指導の傾向の分析あるいは休業期間におけるところの貸し出し、こんなようなことを通しながら読書指導に当たっていると、こんな状況でございます。

それから、なおいま御質問の中に出ております司書教諭というもの。これにつきましては、確かに学校図書館法の中には「学校図書館には司書教諭を置く」と、こういうことが述べられているわけですけれども、附則の中で「ただし、当分の間、置かないこともできる」という方向の中で、昭和２８年に学校図書館法が成立して以来、３０年の年月が経過しているわけでございますけれども、いまだに司書教諭という形できちっと位置づけられて、小中学校には配置されていないと。本年度も、全国の教育長総会、これが、千葉県の鴨川であって、文部省の方からも大ぜいの役人の方たちがお見えになっていたわけですけれども、その中でも学校図書館におけるところの司書教諭の位置づけ、配置、このものにつきましては非常に強い要望が出ていると。少なくとも大規模校からでも、とりあえずそういう司書教諭を置く芽を出すような手だてがとれないかということも、一つの重点要求として出されておりますので、そういう方向に沿って努力してまいりたいと、こんなように考えております。

それから、なお２番目の、学校図書館の現状ということでございますけれども、現在小中学校の保有しています図書の数というのを平均いたしまして、小学校も中学校も四千冊程度の蔵書を持っております。ただし、歴史の古い学校と、最近、新設校っていう形で誕生した学校では、確かに保有冊数に相当の開きがあるということは事実でございます。

それから、学校図書館の一応保有基準に合っている学校はどの程度あるのかと。小学校には、１９校のうち保有基準 ── 図書のですね。それが、１５校は一応文部省基準に合致しております。あるいは、それ以上になっていると。ただ４校は ── ほとんど新設校に多いわけなんですけれども、保有基準に満ちていない学校がございます。中学校の方が小学校よりか状況が悪くて中学の場合には、保有数を確保している学校というのが３校、まだ、基準に達していない学校というのが５校でございます、中学の場合。

ただ、現在のところ日野市の場合、非常に全国的にも名の通っております図書館というものを持っているものですから、不足している冊数を中央図書館の方から、大体各学校長期の借り出しというような方法で1,０００冊程度お借りしまして、全小中学校では約２万冊の本を１年間という期限を切りながら、図書館の方からお借りして、不足の分をカバーしていると、こんなような現状でございます。

それから、学校図書館の施設整備等の充実ということでございますけれども、各学校に一応図書館の現在置かれている ── 何階に図書館が置かれているかというような調査等もしたわけでございますけれども、各学校ごとに、その辺の図書館の配置されている状況っていうのはきわめてばらばらで、小学校の場合、1階に図書室が設けられているっていう学校が４校、2階に図書室がある学校が４校、3階というのが９校、それから、４階が２校というようなことで、どちらかといいますと、3階あたりに図書館を持っている学校が大部分でございます。それから、中学校では１階に図書室を持っている学校が４校、2階が１校、3階が３校と、こんなような階に図書館を一応配置してあると。

それから、図書館の広さということになりますけれども、大部分の学校は普通教室の1.５倍から２倍、普通教室を二つ合わせた程度のスペースをとって、図書室としてあてがっております。

それから、なお年間の図書の購入冊数、あるいは図書費として、どの程度予算措置をしているのかと。５７年度の例でございますけれども、５７年度では、小学校で１校平均５０万程度、

中学で６２万ほどの金を図書費という形で、一応各学校に配当してあります。

それから、なお、子供たちは、そういう図書館活動を通してどの程度読書の習慣を身につけ、あるいは年間どのくらいの本を読んでいるのかと。これらの調査も各学校に当たって調べた結果によりますと、小学校は、比較的よく図書の利用というのが図られていると。大体１児童平均三十五、六冊の本を図書館でお借りして、小学校児童は読んでいると。中学の場合ですけれも、中学の場合、高校受験という問題が一方に立ちふさがっているというあれがあるのかもしれませんけれども、一、二年のころは十数冊の本を図書館から借りて読んでいるわけでございますけれども、３年生になると、特に読書の好きな子供に限定されて、全校平均というような形になりますと七、八冊の本が、生徒数で割りますと出てくると。このような状況で、小学校に比較しますと中学校での読書指導、これは、いろんな条件というものが回りに立ちふさいでいると思いますけれども、さらに指導をしていかなくてはいけないんではないかと、こんなように考えております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　図書館長。

○図書館長（砂川雄一君）　　第５点目についてお答えいたしたいと思います。

第５点目は、市立図書館と学校との連携の問題でございますが、現在市立図書館の方から学校に対しまして、資料の面での援助をしております。先ほど教育長の答弁の中にもございましたように、大体１学校平均1.０００冊くらいでございますが、現在小学校１９校全校、それと、中学校は１校でございます。ですから、合計で２０校に対して市立図書館の方から、１年間の周期で本を貸し出しております。現在大体の標準としましては、低学年で１クラス５０冊、高学年で約３０冊程度を目安にして、それで、あとは個別に学校側と協議をしまして、１年間の周期でお貸しをするという形をとっております。貸し出した本は、大体各校とも学級単位に置かれております。現在小学校でいいますと、３９３クラスあるんですが、そのうち３８５クラス。ですから、９８％くらいのクラスに本をお貸しをしているという結果でございます。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　いま、現状が述べられまして、比較的よくやっているのかなあと思いますけれども、まだ指摘する点がございますので、しばらく再質問させていただき

ます。

この学校図書館法の中の第４条の中に、学校図書館の運営が載っております。その中の、五つあるわけですけれども、１で「図書館資料を収集し児童または生徒及び教員の利用に供すること」これは、いまの中ではやっているということで確認してよろしいのでしょうか。それと、２は大丈夫だと思うんです。それから、３の「読書会、研究会、観賞会。映写会、資料展示会等を行うこと」これも、いまの答弁の中でよろしいのか、確認です。それから、４番目の「図書館資料の利用、その他学校図書館の利用に関し、児童または生徒に対し指導を行うこと」この三つの点は、いま答弁の中に含まれているっていうことで確認してよろしいのかどうか、それをお尋ねします。

それから、司書教諭のことですね、第５条のことです。第５条に、司書教諭を置かなければならないということでもただし書きが、先ほども教育長から言われましたけれども、これがなかなか国がやらないっていうことで、一番学校図書館を運営する上ではネックになっていると思うんです。そういう点では、もし、司書を置かれないということになったら、それにかわるものとして学校司書というのがありますね。それを置くことができないかどうかということをお尋ねしたいわけです。

学校司書というのは、事務ということで派遣している方ですけれども、それを、学校司書という形で、前にＰＴＡがお金を出して、その方たちを学校司書として置いていたわけですけれども、最近では、それが公費の負担となってきているわけです。これは、１９８０年度の文部省の調査ですけれども、小学校―― 東京都全体でもまだ学校司書が８名しかいない。そのうち公費が５名ということですけれども、日野市、特に第３中学校などマンモス校であり、司書を置くことは私はどうしても必要ではないかと思うわけです。文部省が決めた、こうした司書教諭設置の特例があるわけですから、それはできないとしたならば、学校司書をぜひ置いて、子供たちに対する本の指導、そういうのをやっていただけないかという点を、まず再質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

第４条関係の運営の中でございますけれども、その中に触れております資料の収集、あるいは読書会、展示会、観賞会。確かに学校図書館というのは図書が中心でございますけれども、

それだけでなくて、たとえば映画のフィルム、あるいは幻燈のスライド、それらのものも視聴覚の教材の一環として、図書館の中で整備していく。そういうような分野も含んでおりますし、そういう面も含めながら、比較的日野の場合には各学校の、いわゆる図書館担当の先生方が、いわゆる中央図書館の方の砂川館長初め、専門の司書の方々の指導等を年に何回か受けながら、お互いに中央図書館と連携をとりながらやっておりますので、比較的そういう面では、この運営の中で努力がされていると、こういうように考えております。

それから、第５条関係の司書でございますけれども、この問題、先ほども冒頭申し上げましたように、全国の教育長会でも非常に大きな問題になっていると。確かに最近テレビっ子ていうような状況で、うちへ帰れば、文字を追って一つ一つやっていく。そういう習慣よりか、ぱっと視覚に訴えて物事を決めていっちゃうと、そういう状況がいろいろ多いわけなんですけれども。その中で読書の習慣をつけるということは、小中学校の児童生徒時代に非常に大切な習慣で、小中学校の年齢のころついた習慣というものは、なかなか大人になっても抜けないものなんでございます。そういうことで、ぜひ司書教諭というものについての配置は、たとえ一遍に全国の小中学校一斉に置くことが、文部省予算の中で無理であっても、大規模校からでもとりあえず実施してほしいと。こういうことが非常に強く打ち出されておりますので、国に対する予算要求とあわせてながら努力していきたいと。ただ、もし国の方がそういう形で手だてをしてくれないならば、市の学校図書っていいますか、一般の事務職員の方を、かわりに図書館の仕事をする方として、学校の方に送り込んだらどうだと。一般の事務系統の方ですと、確かに年間６０万なら６０万の図書費を、どんな順序で一応使っていくか、扱っていくか。あるいは図書台帳に講入した本の名前をどういう形で記録しておくかと。そういう事務的なサイドの仕事はできても、やはり専門の司書教諭というのとは違っておりますので、読書指導っていうことになりますと、なかなかむずかしいんではないかと。

確かに、先生方の負担の軽減してあけると。いま、学校の方で図書館担当の先生、主に国語系統の得意な先生が、その分野に当たっている。あるいは比較的熱心に図書というものを、読書指導というものを通して子供たちに対応していきたいというお気持ちを持っている先生が、図書館担当についているケースが多いわけなんですけれども。その辺が、事務職員を採用して、それを送り込んだ中で児童の読書指導っていうのがどの程度までできてくるかと。その点につきましては、私の方では、逆に、中央図書館との連絡を十分とりながら、やはり専門的にそう

いう方向でのあれをとらえている方を通しながら、学校の先生方に生徒に対する読書指導とあり方、こういうものを講習会、研修会等を通しながらとっていって、各担当の先生方が、そういう図書館指導における力というものをつけて、児童と接触できる。そういう形を司書教諭が正式に配置されるまではとっていった方がベターではないかと、こんなように考えている次第です。

○議長（石坂勝雄君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　いま、司書教諭のことについていろいろ話されましたけれども、国語の先生を指導に当たらせるということでございますが、私は、実際に中学校の国語の先生にお話を伺いますと、とても学校図書のところまで手が回らないのが現実だということを聞いているわけです。国語の先生が図書のやるのは、授業をちゃんと持っていて、週に１９時間授業を持っていて、そのほかに学活があって、道徳があって、クラブがあって、そして今度給食にかかってとなりますと、とても学校図書のところまで手が十分に回りきれないという、そういうことがあるわけです。それで、生活指導の先生だと時間軽減が認められているので、そういう点では非常にやりやすいから、図書をやる先生も、そういう時間軽減を認めてもらったらということをおっしゃるわけですけれども、これは、日野市だけの問題でやれるわけはないと思いますので、それでも日野市でそういうことが認められるのであれば、私は、ぜひともそういう時間軽減を図っていただいて、もっと本当に先生方が十分に子供たちの教育、学習の場を保障するためにも、図書館活動をもっと充実させていくことができるんじゃないかと思いますので、その点をもう一度、日野市でできないと思いますけれども、できるのかどうか、その点が１点と。

それから、本の冊数の点については、文部省が調査した全国の学校、少し拠出して出したのがあるんですけれども、それから比べますと、日野市の場合は4,０００冊ということで、まずまず文部省が調べた平均的な中には入っているんで、いいんじゃないかと思いますけれども。新設校と、特に中学校の場合ですけれども、新設校が非常に本が少ないっていう点、それはやはり新しく学校を建てた場合には、学校の施設の方にお金使ってしまうので、図書のところになかなかお金が配分されない。先ほど、非常に図書予算として１校５０万、特に中学校の場合、５８年には６２万も図書費として出しているというふうに言われておりますけれども、現場の先生は、そんなに来てない。私が聞いたところでは、こんなにいってないと思うんです。だか

ら、教育委員会の方で、学校の方に、これだけの予算っていうふうに渡した場合には、これだけで本を買いなさいと、ちゃんと指定してやっているのか。それとも、全体の枠の中で、学校の配分の中で、これが図書費となるのか、その辺をもう一度確かめたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

後段の方からお話しさせていただきたいんですけれども、新設校の場合、確かに平山中学等につきましては、平均4,０００冊程度の図書が必要であるのにかかわらず、現在５００冊程度しか――図書室はりっぱな図書室があるんですけれども、図書が配置されてないと、確かに新しい学校ができます際に、開設備品として数千万のいろんな備品の必要な、学校教育を行っていく上で必要な予算を配当するんですけれども、中学校段階になりますと、各専科の先生が非常に専門性が高くなっちゃって、音楽の先生は音楽の先生で、音楽にかかわるいろいろな器材を最大限やっぱり確保し、それから、美術の先生は美術の先生、技術家庭の先生は技術家庭の先生と、予算のぶんどりっくらみたいなことが起きちゃいまして、一番最後に、とにかく帳じりを合わしたら、図書を買うお金が一銭もなくなっちゃたというので、これは、教育委員会の方でも、本年度から一応各学校への教材備品、その中に一定の枠をつけて、図書費については、小中学校ともこれだけは図書費としてほしいと、こういう形の指導をやっておりますので、本年度からは、非常に発言力の強い教科の先生が、多くの予算をぶんどってちゃうというようなことは改められていくと考えております。そんなことで、多い方では、日野の第一中学校あたりは１万冊以上の図書を、片方では、中学では持っていると。片方では、いま言ったように、５００冊程度しか図書を保有してないと。そういう非常に大きなアンバランスがありますので、新設校の場合の対応、これについては何らかの手当を考えていきたいと、こう思っております。

それから、先ほどの最初の方の問題なんですけれどもこれ、確かに１校司書教諭なら司書教諭的なものを、国の措置が行われるまで市の方で対応するということになりますと、これは１校だけではとても済まないです。たとえば日野の三中は過大校であるということで、確かに養護の先生につきましては、この前、議会の方でも問題が出て、普通の学校の1.5倍近い生徒の健康カード等を処理しながらやっていると。こういう状況もあって、時間パートの資格をもっている先生を、養護の先生の応援というような形で、週３回日野三中の方には入れておりますけれども。これが司書という形で、三中なら三中に１人、図書館専門の先生を送り込んだという

ことになりますと、三中だけの問題でなくて、どこの学校でも、いま鈴木議員さんがお話しになったように、先生方が一定の時間割り等消化しながら、それぞれの事務分掌を持っていると。生活指導の担当だとか、あるいは教務の担当だとか、それから、いま言ったような時間割り編成の担当だとか、図書館の担当だとかと、そういう事務分掌の中で図書館を受け持つという形で対応しておりますので、三中だけ特別にそれをやると、これは、小中学校２７校全部、司書教諭配置しなくちゃならないと。これ、一方では定数の関係の問題、それから、職員の給与の問題。今回の議会でも非常に厳しく出されている中で、私たちの方も、できるだけやっぱり現場の先生方とよく話をしながら、実際に効率的な形での図書館運営 ── これ生徒等の、中学の場合等は、確かに生徒会の子供たちに、そういう一定の役割りを持ちながら、先生の補助をすると。これも一つの学習活動につながっていきますので、そういう面も含めながら検討していきたいと思いますので、いまここで、司書教諭っていうような形で各学校に、さらに定数をふくらました形で市が対応するっていうことは相当困難であると。必要に応じて図書館の方と連携をとりながら対応していきたいと、このように考えておりますんで、ひとつ御了解願いたいと思うんですけれども。

○議長（石坂勝雄君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　それでは、また次に質問いたします。

児童の図書館利用と読書指導についての中で、図書館の利用児童数　１人平均小学校の場合には三十五、六冊、中学校では一、二年が１０冊で、３年が七、八冊っておっしゃいましたけれども、平均すればこうなります。しかし、非常に本を読む子供っていうのは本当にたくさん読むんです。ところが、全く読まない子供っていうのは全然読まない。そういう中で、平均でなくて、読まない子供に対してどういうふうに指導しているのか、その辺をお尋ねします。

それから、もう一つは、保有基準ですね、文部省の中の本の。それは、小学校は大体いいと思いますけれども、中学校がまだ５校、基準に達してないということで、これについては、やはり特に中学生には、もっとたくさんいい本を読ませていきたいっていうふうに思いますので、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのか、その点再質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。前段の方の、非常に読書量の多い子供、少ない子供、これ確かにございまして、一番多い子供あたりですと、年間１００冊くらい本を

読む。いわゆる学校図書館の本を借り出していっては読むと、そういう子供もおりますし、今度は少ない子供ですと、年間５冊程度しか借り出していって読むというような方法がないと。そういうことで、小学校関係では先ほどもちょっと申し上げましたように、週１時間、読書の時間というものを設けまして、そのクラスの子供たちは先生と一緒に図書室の方に行って、低学年の場合には先生の方から、とにかくその学年に合ったような、子供たちが興味があり、また、情操を高めるのに役立つような本を先生が読み聞かして、それとあわせて、こういう本を次までに読んできなさいというような指導や何かもやっておりますし、高学年の場合には、よく１冊の本を読んだらば、読んだ後の読書感想というものを一応義務づけて提出させていると。読書感想文等を通しながら、実際に子供たちがどの程度どういう本を読んでいるかということ等についても学校の方で把握しながら指導に当たっているということで、やはり中学生くらいになりますと、全く読まない子供って、なかなかいま指導しにくいんですけれども、一定のそういう読書感想文等を先生の方に提出しなくちゃならないという問題等も通しながら、何とか読書の習慣をつけるような方向での努力だけは行われていると。そんなように、確かに子供たちの個人差というのは非常に読書っていう面では大きいっていうことについては、私たちの方でも、学校現場の先生方と連絡をとりながら、できるだけそういう習慣が小中学校段階で身につくような手だてをとりたいと、こう考えております。

それから、２番目の方の、保有基準に達しない方の、特に中学校関係なんですけれども、保有基準に達しないと。これ、毎年、先ほど言ったように予算の上では保有基準に達するような予算措置をとってきたわけなんですけれども、先ほど申し上げたように、ほかの教材に、それが食われちゃって、図書の方へ予算が回ってこないというようなことで、ことしから一定の枠を設けながら当たっていると。特に新設校等で保有基準に達しない学校については何とかその辺の予算の増大っていいますか、枠をふくらまして上げてでも、保有基準に達するような方法での取り組み、これを中学校の方についてはやっていきたいと、こういうように、平山中、大坂上中、あるいは三沢中っていうような、最近できた学校が保有基準に達していませんので、その辺の手だては予算の特配をつけてでも、一定の保有基準には達するように努力してまいりたいと、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　それから、学校図書館のお部屋の広さは、普通学級の1.5

倍から２倍っていうことで、この大きさについては私は、それでいいと思うんです。ただ、教室の中の雰囲気ですね。読書をするのにふさわしいような、ゆったりとしたそういう場がもっと必要ではないかと思いますけれども、その辺でソファーを置いて子供たちが、そこで本を読むとか、そういう点で、ただ教室と同じような図書館でなくて、また違った場。私は、ときどき中央図書館利用しますけれど、本当に静かな図書館で、音楽が余り――音も大きくなく、小さくもなく、適当な音楽で、みんな静かに本を読んでいる。そういうやっぱりゆったりした気持ちが欲しいと思うわけです。その場合、学校図書館ですと、教室の続きみたいなイメージ受けますし、子供たちも、やっぱりそういうかた苦しい思いを持つんじゃないかと思うんです。そういう意味では、もっと学校図書館としての雰囲気をつくるべきではないかと思いますので、その辺で――じゅうたん敷くのは大変かと思いますけれども、ソファーを置くとか、子供たちに本を読ませるという、そういうことをやるための手だてをもうちょっと考えていただきたいわけですけれども、それを一つと。

それから、図書館長の方には、学校と、それから、図書館との連携の問題では、小学校の場合は、ほとんどこれでよろしいと思いますが、中学校の場がまだ十分なっていませんね。そういう点で、これ中学校の先生にお聞きしたら、中央図書館とそういうことをやっているんですかって、国語の先生に言われたんですね。だからまだまだ、小学校の場合では学級単位でそういうことやっているのがあるんですけれども、中学校でまだまだ十分行き届いてない点あるかと思いますので、その点では中学校の方の貸し出しを図書館としてはどういうふうにやっていくのか。教育委員会との関係ですけれども、もう一度その辺を回答お願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　前段の施設の改善関係でございますけれども、いま教育委員会の方で一番あれしているのは図書館の照明、これの明るさ、ルックスの関係と、結局、相当細かい資料や何かを、社会科や理科の学習に使ったり何かしたりしますので、照明問題、これについては非常に気を使っております。確かに学校の方からも照明が、図書館の広さに比べて若干暗いとか、こういうような指摘を受けたところについては、できるだけ手だてをしていると。

それから、机の高さ。これは、中学生の場合いいんですけれども、小学生の場合、１年生から６年生までいますので、非常に子供たちの成長の過程において１年生あたりは机やいすが高

過ぎると。こういう面はあるんですけれども、いまの図書館の状況からいきますと、各学年に配置されているように、学年に応じたような形の机いすを準備してあげることができませんので、大体四、五年くらいの子供たちを標準にしたような机いすを配置していますので、低学年の子供たちは読書するのにちょっと苦労していると、そういう面はあると思います。ただ、最近の小学校の傾向として、先ほどもちょっと話がありましたけれども、子供の数が非常に減ってきて、各学校とも空き教室が次々にできてきていると。そういう中で、いま鈴木議員さんの方から御指摘になったような問題、そういう問題等も含めて、たとえば図書館に隣接している教室、そういうものを第２図書室みたいな形で、低学年の子供あたりは、そちらの方で図書の指導、あるいは読書活動ができるような方法での利用とか、こんなことも考えて対応してまいりたいと思っています。

○議長（石坂勝雄君）　　図書館長。

○図書館長（砂川雄一君）　　第２点目についてお答えしたいと思います。

中学校との連携の問題でございまして、現在１校だけでございますが、確かに非常に少ないわけですが、ただ、そういう学校の場合は、小学校の場合と違いまして、中学校の高学年になりますと、いわゆる児童図書の範囲から大人の本の方に入ってくる子供たちもおります。そういったことで、現在いわゆる青少年向けの本の出版物は日本では必ずしも多くないというような現状もございます。ですが、中学校の方から御希望があれば具体的にその学校と協議をして、学校の方に本を貸し出すということについてはやっていきたいというふうに思っておりますが。ただ、われわれが、市立図書館の方が学校に本をお貸しするのは、あくまでも補助的な仕事でございまして、本来、学校の教科に必要な資料を、学校の図書館で本来備えていただきたいというふうに考えておりますので、現在、小学校に貸しておりますのも、あくまでも教科に関する以外の本を実はお貸ししているわけです。ですから、中学校の場合も、これからいろいろ具体的には各中学校と相談していきたいと思いますけれども、基本的には、教科に必要なものは学校側でそろえていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　それではまとめの要望述べたいと思いますが、先ほど教育長の方から、空き教室がふえてきたということなんで、私は、やはり図書館があるところは、

なるべく子供が行きやすいところがいいと思うんです。そういう意味で、4階にあるのは望ましくないと思います。ですから、なるべく1階がいいんです。1階か2階か、そして静かな環境のところ。両隣で音楽室があるようなところはもちろんだめだと思います。そんなところはないと思いますが。2階3階くらいなところが、3階多いですけれども、なるべく静かないい環境のところに学校図書室を移す、そういう努力をしていただきたいと思います。

それから、児童の学年に合った本をぜひ入れていただきたいわけです。高学年になると、幼児の1年、2年、3年くらいの本がちょっと多い。その学校によってですけれども、全体じゃないですけれども、高学年に合った読みたい本がなかなか手に入らないと。そういう要望もありますので、その学年に合った本をなるべく購入していただきたい。それから、本がなかなか少ない。特に、学習する場合は百科辞典など必要ですけれども、クラスが全体で行ってしまいますと、先に取ってしまうと、次の人たちが使われないっていうことで、百科辞典などは、1セットでなくて2セット、3セットくらい欲しいっていう、そういう声もあります。それは、各学校によっていろいろあると思いますので、私が言ったことは、すべて全部指摘されるかどうかわかりませんけれども、そういう要望も出ております。ぜひお部屋なども、もっともっと明るいところでできる、そういうことをぜひやっていただきたいと思います。

最後に、市長に、いま私が全般的に質問いたしましたが、それに対しての市長のお考え述べさせていただいて終わりといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　余り学校図書に関知しての知識を持ちませんでしたが、確かに子供の情操並びに勉強には、豊かな図書の環境も大切だというふうに伺いました。図書館行政が、日野市では注目されるほどになっているわけですから、それが、広くすそ野となって学校図書にもおのずから豊かさをつくっていかなければならない。このように感じましたので、今後教育委員会にも、そのような考えで取り組んでいただきたいと、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって16の1学校図書館の施設整備と内容充実に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次回の本会議は、13日、月曜日午前10時から開議いたします。よろしくお願いいたします。

午後5時22分散会

6 月13日　　月曜日　　（第 5 日）

昭和58年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第18号）

6月13日　月曜日（第5日）

出席議員　（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	簇野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員　（1名）

16番　夏井明男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照男君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和５８年６月１３日（月）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

（議案上程）

日程第２　議案第５６号　日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について

日程第３　議案第５７号　日野市一般職の職員の昭和５８年度６月期における期末手当

の特例に関する条例の制定について

（請願上程）

日程第４　請願第５８－１１号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願

日程第５　請願第５８－１２号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願

日程第６　請願第５８－１３号　無集配特定郵便局設置に関する請願

日程第７　請願第５８－１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願

日程第８　請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第８まで

午前１０時８分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員１８名であります。

日程第1、一般質問を行います。

１７の１、情報公開条例について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（橋本文子君）　まず初めの、情報公開条件について問うということで、質問をさせていただきます。

東京都の情報公開懇談会が、本年の１月３１日に丸の内の東京会館でその第一回目の懇談会を開催いたしましたけれど、その席上で東京都の鈴木都知事がごあいさつをなさいましたように、情報公開制度は行政機関等が保有する情報を住民からの請求に応じて提供し、住民の知る権利を保障する制度といわれております。つまり、だれもが行政機関等の情報を欲しいと思ったときに、自由に手に入れることができるように、情報への知る権利を法令等によって保障すること、そしてそれと同時に行政機関等に開示の義務を課することだと思います。情報公開の制度化につきましては、皆様ももうすでに御存じのように、神奈川県とか埼玉県で条例制定が実現されました。それで、全国の自治体で大きな課題となっているわけです。

東京都におきましても、早速条例の制定に向けて具体的な作業に入られたことは、知る権利を保障するものとして大変喜ばしいと思うわけですが、一方、都のレベルで条例制定が行われますと、その影響は２３区はもとより私たちの住む三多摩地域にも制度化の波が押し寄せてくることは必至だと推測できるわけです。そのような状況を踏まえました上で、いまのうちから十分な検討をしておいてほしい、そういう願いを込めましてこの質問をさせていただきたいと思います。

１９８２年の１２月に、東京都の情報公開委員会によって報告書が発表されました。この報告書に対して、東京都が部長会などを開き、検討をされていると伺っているわけですが、それに出席していらっしゃる企画財政部長から、報告書に対してどんな見解を持っておられるのか、あるいはどんな御意見を述べておられるのか、項目別に具体的な御答弁をお願いしたいと思います。

項目別と申しますと、つまり請求権者の件、実施機関の件、そして対象情報の問題、機関委

任事務の問題、適用除外事項の問題、それからこれは大変重要ですが、救済制度、そして閲覧手数料もありますね、これらについて具体的にどんな見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。東京都が主催いたしております連絡会でございますが、現在のところ開かれております連絡会におきましては、いま御質問いただきました内容にかかわる細かい分についての打ち合わせの段階には、まだ入っておりません。目下のところ行っておりますのは、たとえばここに一例で申し上げますと、５月１０日２時から４時までに開かれました会議の内容を申し上げますと、連絡会の設置及び運営について、神奈川県の製造実施状況について、豊島区における検討状況について、あるいは三鷹市における検討状況について、あるいは５番目として都における準備状況について、このような内容によって会議を開催されておるわけでございます。ただいま４項目にわたりまして、それぞれの項目についての考えはという御質問でございますが、現在のところ、それら項目にわたる検討は、いたしておりません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　検討されていないとしたら、たとえば、文案は手になさっていると思うんですが、それについて、お読みになって何らかの御意見をお持ちではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。その件につきましては、先般も御質問いただきました際にお答えいたしておりますが、私どもといたしましては、現在、日野市の取り組んでいる形の中で、都がこれから行おうとしている公開の方法と、現在日野市では公開制度そのものは法的な根拠はございませんが、市立図書館における行政資料の公開という形の中で、かなりの部分を公開しておるわけでございます。

ただ、問題になりますのは、一番中心になりますのは、国民あるいは市民の知る権利を法的にどのように位置づけるかという問題にあるかと思います。お尋ねの、たとえば最終的には閲覧手数料等の問題につきましても、目下のところ都の方で幾らという具体案を提示しておりませんので、われわれといたしましても閲覧手数料を取るのか、取らないのか、その辺のところ

をまだ判断いたしかねてる、そのような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　文案をお持ちじゃないんでしょうか。東京都の出されている案があると思うんですが、それをお読みになっておられないのでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　およそ、何といいますか、精読はしておりませんけれども、一応通読はいたしておるつもりでございます。でありますから、通読の範囲内でお答えしているわけでございますけれども、私の読みました範囲では、５項目、６項目にわたります ― ４項目でしたか、質問の内容のそれぞれのどういう考えをというところまで、まだまとめていないということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　５月の１０日に連絡会が設置をされて、それぞれの自治体から出されて、すでに文案を手渡されてということで、私はもうここ１ヵ月たっているわけですから、この間に通読なさったとしても多分御意見ぐらいはお持ちだろうと思って、その御意見を伺いたいと期待をしていたんですが、いま御意見がないといたしましたら、私が特に東京都の出されているものの中で、細かいことはこの際、まだよく熟読していらっしゃらないということなので省かせていただきますが、大変重要だと思っている部分を私の方から指摘をさせていただく中で、今後、日野市でいずれはおつくりにならなきゃいけない、そのときに私たち市民の情報を知る権利を阻害されないような、日野市独自のいいものをつくっていただきたい。さらには、いま東京都でつくられようとしている、この秋とも言われ、あるいは来年の春とも言われているわけですが、その情報公開条例が少なくとも市民の知る権利が不当に侵害されないような形で、しっかりと意見を連絡会等で述べてきていただきたい、そういう思いを込めて二、三指摘をさせていただきます。

特に、対象情報のところがまず第一点目ですが、かつては、たとえばこの議会でもおわかりのように、いまここで速記をなさっている方がいらっしゃいます。そしてそばにはテープが置いてあります。昔はテープなんかなかったわけです。速記だけですべて済まされていたというのが、昔の実情ではないでしょうか。そういう意味で、これからどんどん新しいものが、たとえば磁気を媒体とした情報として、いまも録音テープ、あるいは電子データというものがある

わけですが、まだまだいろんなものが開発されてくるかもしれない。その場合に、それらを情報公開の対象として認めるのかどうか、大変重要な問題になってくると思います。対象情報といたしましては、記録なんかで、いわゆる速記なんかで残す紙を媒体にした情報と、フィルムを媒体にした情報と、そして磁気を媒体とした情報というふうに分類されるわけですけれども、いままでのように、ただ紙を媒体にした情報だけでは本当の公開にはならないだろうと思うわけです。ですから、今後そのあたりも柔軟な対応ができるように、じっくりと連絡会の中では御意見を述べていただきたいと思っています。

それで、情報公開制の大変重要な目的の一つといたしまして、行政が意思決定をしたその結果を私たちが知らされるというのでは、情報公開の原則からいくと大変甘いわけです。行政が意思決定をするその過程過程の、長い年月があると思うんですが、その最初の段階からずっと意思決定をされていく過程、試行錯誤しながら決められていくわけですけれども、その過程がつぶさに公開されて初めて私は本物の情報公開をやる目的が達成できるのではないかというふうに考えておりますので、それらがすべて公開の対象になるようにということを一つ御提言しておきたいと思います。

それから、次に重要なポイントといたしまして、適用除外事項がございます。つまりプライバシーなんかの問題ですけれども、このプライバシー、どこまでどのように規定して除外をしていくのかということなんですが、プライバシーという場合には、不当に個人のプライバシーを侵害されるときだけに適用されるというふうなことで、ぜひともお願いしたいと思っています。

たとえばロッキード問題なんかもかつてあったわけですが、脱絶だとか、汚職だとか、そういうことで資産の所得が不当に行われた場合、それはプライバシーには当たらないと思うわけです。むしろ積極的に第三者に公開すべき問題だというふうに思っています。そして、特定の地位にある公務員と、その公務員等の個人情報は、一般人の個人情報と同等に扱うのはおかしいんじゃないかというのが私の一つの考えです。つまり、公務員等の職務または地位に関連する情報は住民が政治とか行政を知る上で大変重要ですから、プライバシーというよりも、むしろ公的な情報であるというふうに私はとらえていきたいと思います。

そして、さらに本人が自分の情報、自分についてのデータ、これを求めたときには、すべて当人が求めるわけですから、当人にはすべて公開をするという原則は今後、貫いていただきたいというふうに考えています。

そして、よく一般に言われていることですけれども、企業、あるいは団体等の秘密に関することでございますが、企業等の情報は、またこれも個人のプライバシーとは性格が違うのではないかというふうに思います。非公開として規定できるのは、取引上のものだけという考え方で今後やっていただきたい。クロムの問題とかスモンの問題、あるいは水俣、四日市の公害、それらはすべて情報が明らかにされないまま人の生命だとか体、あるいは健康に重大な影響を与えられたわけです。ですから、そういう企業秘密といわゆる言われているものも、そういう人体の生命、身体、あるいは健康に、これは大変悪い影響を与えるのではないかと思われるようなことはプライバシーとして扱うのではなく、積極的にそれは公開していただくという方向で、条例など制定していただければというふうに考えています。

そして、きょうも請願をちらっと見る中で、添加物がいま厚生省でかなり緩和されて、私たちの体によくないものが、またなし崩し的に認められていってしまうのではないかということで請願が出ていて、私もこの件については紹介議員になってくださいということで署名をしたものですが、消費生活を脅かすおそれのあるもの、それらにかかわる情報についても、ぜひとも企業の利益よりも優先して絶対に公開しなければいけないというふうに、これから規定をしていっていただきたいと思います。

プライバシーについてはまだまだあるわけですが、主なそれらのことを御提言しておきまして、もう一つ重要な点といたしまして救済制度、この救済制度もしっかりと明文化していただきたいと思うわけです。つまり、単なる不服申し立ての機関をつくって指導をするというのみの権限のないものでなく、採決権のある附属機関を設置をしなければいけないんじゃないかというふうに思います。それは根拠がありまして、行政不服審査法５条の２項、これによりますと審査請求を行う機関を条例で特別に定めることができるというふうなことも書かれていますし、また、地方自治法の１３８条の４、第３項におきましても、附属機関として審査を行う審査会を置くことができる、というふうな明文化されたものもございますので、そして例といたしましては、建築審査会のような例がすでにありますし、この建築審査会も採決権が付与されているわけですから、そういう性格の救済機関をぜひともつくっていただきたい。そしてその審査委員を選ぶに当たりましては、準公選制で選び出し、客観的に公平に判断ができる第三者でなければいけないだろうと思っています。

今後、東京都がいまつくろうとしておられる条例につきましては、まだまだこれから審議をされるというふうなことですが、情報公開制度というのは、つまり憲法上の知る権利の具体化であるというふうに私はとらえています。この制度が人権と民主主義に絶対に不可欠なものであり、すべての公開情報を自由に請求し、そして利用する権利が私たち住民にはあるんだということを、私たちはいまここでしっかりと考えていかなければいけないんじゃないかと思っています。

それで、東京都の情報公開準備委員会の報告書に対しましては、今後行われる部長会等を通じまして、私たちの知る権利が不当に侵されないように、十分意を尽くして御審議をいただき、この首都東京の中でつくられる情報公開、いずれは全国のモデルになっていくであろうということはほぼ推測できるわけですから、部長にはその辺、いまのうちからお願いをしておきたいと思います。まだ考えておられなかったというので、大変残念な気がいたしますが、今後に期待をするといたしまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１７の１、情報公開条例について問うに関する質問を終わります。

１７の２、旧庁舎跡地の利用計画はどこまで具体化されているのかについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　続きまして、旧庁舎の跡地、いま、きれいに整地をされましていつでも利用できるような状況になっているわけですが、この跡地に生活センター、あるいは健康保健センター等が今後つくられるというふうに伺っております。今議会の初日におきましても、市長の行政報告の中で生活センター事業の発足の件、あるいは素案をいま検討中であるという報告がなされました。こちらの生活センターの方は多少伺っておりますので、まずは横に置くことにいたしますが……。

でも、一点目として、建物の規模は一体どのくらいで構想なさっているのかということをお聞きしておきたいと思います。そして、それの青写真的なものができているのかどうか、これを一点目の質問としてお伺いしたいと思います。

そして二番目には、保健センターの方は運用の中身がまだ漠然としておりまして、十分把握ができかねておりますので、まずその設置目的が一つ。そして、その中でどんな仕事が行われようとしているのか。この二点を明らかにしていただきたいと思います。

そして三点目といたしまして、生活センター、健康保健センターのほかに、まだこの建物の中に設置する機関があるのかどうか、考えておられるのかどうか、その点を三つ目にお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。第一点目は規模はという御質問でございます。この旧庁舎跡地に建てます建物の規模につきましては、日照あるいは遺跡の調査等の完了を待って決定的な規模を確定する考えであります。ただいまのところ遺跡調査を手がけておる途中でございますので、およそのところは最低３階建て、ですからできれば４階建てぐらいの建物にはしたいという構想は持っております。

目的といたしましては、生活センターあるいは保健センターを統合したような建物、そういういわゆる多目的の用途に供せられるような建物を考えたいということでございます。

それから、三点目の生活センター、保健センターのほかに何か考えておるかという御質問でございますが、間取り等の関係からいきますと、ほかにという御質問に該当する部分があるかとも思うんでございますが、現在のところでは生活センター、保健センターという枠内で部屋取りを考えておる、そういうところでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　どんな仕事がこの中で行われるのかということについて、いま漏れましたのでお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　中で行われる仕事につきましては生活センター、これにつきましては消費者行政、あるいは婦人問題行政という部分、それから保健センターにつきましては健康づくりにかかわる部分でございます。そのようなものを内容として置きたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　健康保健センターの方に関してですが、健康づくりと漠然とおっしゃったんですが、健康づくりとおっしゃる中にもっと具体的なお考えはないのか、それを明らかにしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御質問にお答えいたします。明らかにという御質問でございます。このことにつきましては、たとえば保健センターの内容といたしまして市立病院とのかかわり合い、つまり病気をなさった方のアフターケア的な施設、あるいは器具等をそこに置くか、あるいはそうではなくて、健康づくりのために健康な人も利用できる、たとえば立川市あたりにあります体育館の中には、健康づくりのための一つのユニットがセットされてございます。いろいろな運動器具を置きまして、そのスペースをそういうものに充てているという場所はございます。そのような機能を持たせるのか、その辺がいま議論の中心になっておるところでございます。いわゆる市立病院の機能を含むようなことになりますと、重複いたします。ですから、そのようなものは含まない方がよろしいのではないか、そういう意見もございます。それらの意見をただいま調整している段階でございますから、御質問でございますが、その決定的なものはまだつかめていないというのが現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　まだ調整中なので決定的なものはないとおっしゃっていますが、その調整をしているところはどこでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　旧庁舎跡地利用につきましては、要綱をつくって委員会を設けてございます。庶務課長から健康課長、社会教育課長等々、かかわり合いのある課長あるいは係長のメンバーによって構成されておりまして、各所管事務の立場から、健康センターとしたらこのようなものは入れてほしい、あるいは入れられては困るというふうな意見調整をしているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　各所管事務の方々で集まっていま調整あるいは協議をしておられるということですが、これの責任者はどなた、長はどなたがやっておられるのか。

そして、もう一点、健康づくりとおっしゃった、健康づくり推進協議会というのが、たしか米沢議員の質問のときでしたか、ちらっと私、メモをしているんですが、そういう協議会はできておりませんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。これは、お断わりいたしておきますけれども、あくまで行政サイドのたたき台づくりでございます。でありますから、市民の方々の御意見をお聞きする前に、一応土台としてどの程度の範囲が含まれるのか、いわゆる範囲をある程度定めませんと、素案として市民の前にお示しすることができないわけでございます。素案づくりの段階でございますから、私、先ほどから固まっているものはないというふうに申し上げているわけでございますが、これからこういうある程度の、いわゆるハイライトを書きまして、それを市民の方々にお示しするわけでございます。ただいまお尋ねの健康づくりのための委員会等、そういう組織の御意見もこれから吸収していくわけでございますので、御理解いただきたい、そのように思います。（「責任者はだれだ」と呼ぶ者あり）――失礼しました。責任者、委員会の長、まとめは私がやっております。企画財政部長でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　たたき台だから、土台としてどの程度の範囲を決めるかということで現在進行中だから出せないとおっしゃるんですが、私は先ほど情報公開のところでもちょっとお話をしたんですが、つまり、そのたたき台をつくるところから公開をしながら、そしてできるだけ幅広い意見が聞けるような形をとっていただくのが、いわゆる情報公開の原則としてとても大事なことだと思うわけです。

ですから、この段に及んで、たとえばもう健康保健センターがつくられるんだということまでが示されていて、示されたとしたらその段階からもう、その試行錯誤する過程を明らかにしてくださるのが私は行政側の情報公開の原則をきちっと踏まえたやり方であろうと思うわけですから、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。御指摘のような御意見もあるかと思います。たまたま、たしか武蔵村山でしたか、たまたま公共施設をつくる場合に、全くの白紙の状態から市民参加の形でスタートしようとしたときに、全部崩壊してしまったという実例があるわけでございます。ですから、一応のアウトラインをつくっておきまして、われわれとしてはそのアウトラインにあくまで拘泥するものではございません。これは市長からも固くとめられております。決定的なものは出すのではない、あくまで、いわゆる輪郭程度のものでよろしいんだという指示でございます。でありますから、どの部分からでも市民の参加ができるような弾力的な形の中で御相談申し上げたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　なかなかかみ合わないようですが、たとえばこの建物の中に、３階ないし４階、できることなら４階建てにしたいとおっしゃっているわけですが、そうするとかなり大きな規模になると思います。いまの生活センター、あるいは健康保健センターのほかには考えていないというふうな御報告ですが、あるいは医師会などもその中にというふうなお考えがあるのか、ないのか、そのことを後で結構です。話していただきたいと思います。

私がこのことに大変心を寄せておりますのは、いま国の、厚生省のやり方を見ておりますと、たとえば保健所というのは人口10万以上のところには一つつくらなければいけないというふうに言われてきている中で、政府の行革のあらしが吹き荒れて、国が建てなけりゃいけない保健所は、むしろ整理をした方がいいんじゃないかという方向にあるというふうに伺っているわけです。それで、その整理をする肩がわりとして健康保健センターの名目でそれぞれの自治体に負担をかぶせて、保健行政をやらせようというふうな考え方があるというお話が中央の方から聞こえてくるもんですから、そういうことで健康保健センターが（「はっきりしろ、明確に言いなさいよ」「委員長の方針が入ってないぞ」と呼ぶ者あり）―― 余り、何というんでしょう、こちらが自発的な形でなく、上からなにか押さえつける形でつくられてしまっては、市民にとって大変不利になるという状況も出てくるんではないかということを心配をしているわけです。

これが単なる心配に終わればいいわけですけれども、たとえば市民の健康管理をしていくという中には、国民総背番号的な発想があって、健康に関するカルテを集め、データを集約し、意のままにそれが何かに利用されていく、そしてまた、一説によりますと、この保健センターはあちこちでいま構想が練られているという話があるわけですが、この中にボランティアが参加するというか、つまりそれはボランティアの方が熱心に自分たちの持っている時間、あるいは労働を奉仕する中で市民の皆さんとともに生き合う姿を求められるということには、大変共鳴するわけですけれども、一般市民がかかわっていったときに、たとえば他人に知られたくない健康上の秘密であるとか、個人のプライバシーなどがつい外に漏れていってしまって、当人にとっては大変不利な状況が生まれてくる、そんな心配があるので、この保健センター、少し初めの段階でしっかり考えていかないとだめなんじゃないかなといういろんな人たちの話を伺っておりますので、一つだけ伺うわけですが、たとえば乳幼児健診、当然ここで行われていくと思うんです。その場合、やはりいま言われている障害児の早期発見、あるいは早期治療ということで、早期治療できれば大変結構なことですが、目的がそういうことを唱えつつ、実態として、つまり幼稚園とか小学校へ入園、入学を障害児がしたいというときに、もう先に健康の方を先取りされているわけですから早いうちから手を打たれ、拒否をされていく。つまり子供を能力的に振り分けていく中で、輪切り行政がますます盛んになっていくんじゃないかというそういう管理センターになることを心配しているものですから、そのあたり、企画財政部長は、いま、責任者でチームを組んで御検討中とのことですが、御意見をお伺いしたいと思います。

（「少し信頼しなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　お答えいたします。ただいまのカルテの問題とか、あるいは個人のプライバシーにかかわる部分につきましては、われわれは公務員でございますので当然守秘義務もございます。そのような点につきましての特別な危険性というようなものは考えられないことでございまして、ただ、この保健センターをどのようなものにするかということが、現在急務でございます。われわれといたしましては、市民に喜んでいただける健康保健センターをつくりたいという、その一点に集中して考えているわけでございまして、御質問の内容は、その後の運用にかかわる部分かと思います。運用につきましては、またそれなりの対応を考えていきたい、そのように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　私が少なからず障害者問題、あるいは障害児問題でいろんな市民運動をやり、あるいはこの場でも質問をさせていただく中で、運用のこととおっしゃいますが、実際につくる理念として、どういう理念をもってつくられるのかということが後々の運用にもかかわってくるわけです。ですから、いまはまだ大枠をつくる段階だからそれができてから示しますとおっしゃっていますが、できることなら行政側も、そして、あるいは医師とか薬剤師なんかも当然です、保健、健康にかかわることですから。さらには一般市民から、あるいは障害者の団体、あるいは障害者自身からも、いろんな角度から皆さんの御意見を伺えるような、そういう今後の委員会の運営の仕方を考えていただけたらと思っておりますが、それをどの段階でどのようにやっていただけるのか、いま、一つだけお約束させていただきたいんですが……。

それから、さっき医師会がひょっとしたらこの中に入るのではないかという質問には、ちょ

っといまお答えがなかったので、その点とあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

最初に医師会の件でございますが、先ほど私の答弁の中で、部屋割り等につきましてはその他の、という御質問の部分に入るかもしれませんというような御答弁を申し上げたんですが、医師会等の扱いにつきましては、その中に入るかと思います。後ほど市長の方からの答弁にあると思います。

それから、どの段階からということを具体的にはっきりとという御質問でございます。遺跡調査が済み次第そのような形をはっきりとつくり出したい、そのように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、旧庁舎跡地の利用方法について、御質問をいただいております。すでに行政報告等で生活センター並びに健康センター、このような二つの機能を対応する場にしたい、このように考えております。

それで、現状は、いま遺跡調査に入っております。半分ぐらい終わった時点では、いわゆる生活センター業務を、建物が完成しない形でもやれることを始めようというふうに申し上げたところです。

それから、健康センターにつきましては、いま検討中ということでありますが、かねて言っておりますとおり、集合予防手段、あるいは集合健診手段、あるいは健康相談業務、特に老人保健法で地方自治体に求められることになる何らかの施策も行える、このようなことでなければならない、こう思っております。

なお、健康増進という分野では、体育室といいますか、あるいは集会にも使えるホール、そんなこともできればというふうに考えられておりますし、まだはっきりした規模、構造等については固まっていない。

それから、用地の用途性、地域性、いろいろまた制約もあります。日照なぞのこともありますから、その範囲でおさまるものということの中で十分機能できる、そういうことがいま現実に検討している内容だと思っております。私もまだ具体的な報告は聞いておりませんから、余りはっきりも申し上げられません。

ただ、医師会は多分に健康行政には指導的立場で関与したいという気持ちもあるわけであり

ますから、十分な御意見も徴さなければなりません。ただ、いま、あすこの旧庁舎の同じ地域にあります休日準夜診療所、ここではいわゆる緊急的な簡易な医療業務を行い、そして医師会の事務所というふうな仮の用途も容認した形になっております。したがいまして、あの場所にもっと充実させる将来があるだろう、このように考えております。したがって、この保健センターの中に医師会事務室を入れるということは、いまのところ正確な話題にはなっておりません。むしろ、前の建物の将来にもっと改造を要する時期が来ると思いますが、そういう、つまり診療所と保健センターとは別個の性格を持っていなきゃならない、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　医師会に関しては含まれるとおっしゃったり、まだ考えていないと（「含まないと言っているんですよ」と呼ぶ者あり）―― 含まない、そうすると、まず事務室は入らないということですね。先ほど、何かちょっと……

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も申し上げておりますが、休日準夜診療所は、診療業務と、それから一部医師会の事務所に充てられておると。したがって、将来、診療的な業務、あるいは医師会の事務所というものは、あの場所を改築改造することによって十分こたえる方法で考えたい、このように言っておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　私がいま質問をしているその建物以外の、つまり、いま休日準夜診療をしているところに診療所、あるいは医師会の事務所ということですが、医師会の事務所というと特定の団体になるわけで、医師会というのは、そういう特定の団体に特定な利益を与える、これは多分無料だろうと思うわけですね、有料にはなっていないと思うわけです。ですから、特定な団体に特定な利益を与えるということで、それは憲法違反にならないかなと、いま、ふっと御答弁を伺いながら思ったわけですけれども、この辺はまた、今後御検討をいただけたらと思います。

医師会につきましては、たとえば、話は少しそれるようですが、所得の７２％というものが減税の対象になって外されていて、さらに日野市におきましては建物に対する固定資産税が１００％減免をされている。そういう中にあって、いま市民がそれらをどんな思いで見ている

か、たとえば一般に家を建てるとしますと固定資産税をがっぽり取られていくわけです。その場合、医者だけがどうして１００％も、所得税で減免されながら建物でもそんなふうに優遇されるんだろうかというふうな疑問が大変大きくなってきていますし、ですから事務所をさらに無料で貸していくとなると、さらにさらに市民感情というのはおさまらないと思うんですよ。ですからこのあたり、きょう御答弁は結構ですが、十分考えていただきたいということで、この質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１７の２、旧庁舎跡地の利用計画はどこまで具体化されているのかに関する質問を終わります。

１７の３、市立病院に精神科を設置せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　市立病院に精神科を置いたらどうかということで質問をさせていただきます。

精神科と聞くと、大抵多くの人はまゆをしかめます。そして、精神病者に対する世間の風当たりとか差別意識というものは、戦前戦後を通じてほとんど変わらない、変わっていないというのが実態であろうかと思います。そういう例といたしまして、たとえば精神病者によるバスの放火事件であるとか、精神病者の殺人事件などと、病者に関連のある事件が起きますと、待ってましたとばかり警察側も力を込めて発表するわけです。そして、それを受けてまたマスコミの方も、さも鬼の首でも取ったように大々的にキャンペーンを張ると。私たちは新聞を読んだりする中で、いつもそういうところで怒りを覚えるわけですけれども、ですからみんなの意識というのはまだまだ、世の中の悪というのは、なにか精神病者によってつくられているみたいな錯覚を人々に起こさせていって、差別していることにちっとも感じていない、そういう構造をつくり出すことにちっとも罪を感じていないというふうに思っています。

ですけれども、いま、この現代社会を見ますと、たとえば職場の中の複雑な人間関係、そういう中で精神をずたずたに引き裂かれてノイローゼに陥ってしまったり、あるいはまた受験戦争の、あるいは競争の谷間の中で子供たちがあえいで苦しんでいる、そういう状況に家族がなったとしたとき、私たちは気軽にもっと相談に行きたいと思う場所を望むわけです。そういうときに、たとえば専門の方に相談をしたいと思っても、いまある、世間一般に存在しているような、いわゆる隔離された精神病院というのは気楽にその病院の門をくぐることができない。

くぐれないからちゅうちょしているうちに、ますます状態が悪化してしまう。そういう悩みを結構現代人は持っているわけです。私なんかも比較的そういう電話を、氏名を名乗る方はまだいいんですが、たとえば匿名で、でもこれだけはぜひ聞いてくださいというふうな形で、夜、しかも遅い時間に電話を受けたりしているものですから、この質問をするわけですが、いま市立病院があります。少しずつ増築をされて、体裁だけではなく中身も充実をしてきた、そういう中で一部屋何とか精神科を設置するために場所があけられないか、あるいはつくれないかということを、まず御質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　いまの御質問でございますけれども、御承知のとおり市立総合病院、現在１６２床、一般病床の方でございますけれども、そういうことで９科の科目診療を行っているというところでございます。

それで、内容的にただいまの御質問でございますけれども、確かに近来、心身症法的な、いわゆる精神的に不安を訴えるという患者が多いということは聞いております。そういうことで、ただいまの御質問になったんだろうと思いますけれども、現在、市立病院では一般病床が先ほど申しましたように１６２床、こういうことで非常に狭うございます。そういうことで、診察する場所そのものもすでに満杯というような状況でございまして、精神科の設置という、そのもの自体は非常に困難ではなかろうか、かように考えております。

そこで、病院側といたしまして、これは以前から実は研究しているところでございますけれども、神経科というものを設置したらどうかというようなことを考えております。これは内容をちょっと御説明申し上げますと、最近神経症、いわゆる先ほど申しましたノイローゼ的な患者さんが大変多いというようなこともございますので、病院の中で神経科を設置しようという話も進んでおります。

現在、考えておりますのは、専門医によりますところの診療というようなことで、大体１週間に２日程度専門医に来ていただきまして、診療したらどうかというようなことを、いま素案として考えておりますけれども、まだ具体的な話はございませんけれども、病院内ではこういうことで考えております。これによりましても、この場合でも診療の場所、あるいは看護婦の設置、その他いろいろ問題がございますけれども、いずれにしてもこういうことは院内でも詰めていきたい、このように考えております。

いずれにいたしましても、早い機会に神経科の開設を行いたいという意向でございますので、お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　名称は何でもいいわけで、神経科で早いうちに、いま設置をしていきたいというふうな御答弁でしたから、私もそれを進めていただきたいと思います。

そして、それは大げさに、たとえばいろんな機械を並べてどうこうというふうな部屋ではなくて、ちょっと具体的にお話ししますと、きれいに花を飾り、あるいは音楽がいつでも聞けて、気楽な気持ちで、やわらかいソファーでゆったりとお話をして悩み事を相談できる、そんなふうな部屋をつくっていただけたら、私も本当に悩んで来られる方にとって大変いいんじゃないかと思うわけです。（「その程度なら保健センターで」と呼ぶ者あり）

いずれにしましても、いま、そういう悩みを持っている大人、あるいは子供はたくさんいるわけで、たとえば東大の学校の周りには、私も数えたことありませんが、精神科の医者が大変繁盛しているというふうな話を聞いたりしますと、子供たちも大変なんだな、その原因は何だろうかなと悩むわけですよ。ですから、いま子供たちが置かれている状況、あるいは労働者が置かれている状況、それらをしっかりと受けとめてもらえるような行政の温かい配慮を、ぜひとも早いうちにやっていただきたいということで、この質問は終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　これをもって１７の３、市立病院に精神科を設置せよに関する質問を終わります。（「神経科だって気違いだからな」「ちょっと、いま差別用語じゃない、気違いって言ったでしょう。差別用語使うんじゃないわよ」「そうですか、差別用語ですか」「気違いとは何ですか。いやぁ小山議員、それはおかしいよ、気違いとは何ですか」「不規則発言に答えるな」「大変な問題だ、遠慮するな、禍ちを許すな。やれ」と呼ぶ者あり）

１７の４、障害者センター（仮称）の構想についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　　それでは４番目の、障害者センターの構想についてという質問を行っていきたいと思います。

これは、いわゆる福祉ゾーンの障害者共同作業所に関しての問題でございます。去る６月９日の一般質問の中で、共産党の米沢議員から施策の充実のためと、障害者の家族が安心して暮らせる町づくりのためにということで、この件についての質問が行われました。この中の答弁

でもかなり明らかにされましたが、せっかく私も通告しておいたものですから、できるだけ重複を避けながら質問を行っていきたいと思います。

早速質問に入らせていただきますが、第一点目として、現在実施設計の段階だということですが、現段階で考えられている絵を説明していただきたいということ。

それから第二点目といたしまして、障害者関係団体と、本議会後すぐにも御相談を始めたいということですが、その関係団体の中に、いま日野台にある共同作業所も含まれているのかどうかということ。そのことと、もう一つ、障害者自身が含まれているかどうか、この点もお伺いしたいと思います。

それから三つ目、小規模なのでＢ型になるんですか、この中に心身障害者と精薄者がそれぞれ何人ぐらいずつの予定で作業をできるようになるのか。いままでのお話の中では４０人とか５０人とか、漠然とした形で数字が出てきているわけですが、ほぼそれも固まってきていると思いますので、明らかにしていただきたいと思います。

そして、当然ここに入りたい、通いたいという人はたくさん出てくるわけで、すべての人を受け入れられないと思うわけです。その受け入れられないというときに、どんな基準で、あるいは判定で通所を許されるのか、あるいは決められるのかということを三点目にお伺いしたいと思います。

さらに、作業内容についてですけれども、町田なんかではえとづくりをしていたり、あるいはハスの糸でにおい袋を織っていたり、また、私、昨年でしたか ―― 一昨年です、豊中なんか見てきましても、いろんな作業をしていましたが、そういう内容はどんなものがいま、当面、考えられているのか、まだ決定されていなければいないで、こんなものとこんなものとというのがあると思いますので、まずその五点について御質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。答弁者、質問漏れのないように。再質問をなるたけ少なくするために。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　ただいまの御質問にお答えいたします。障害者センター（仮称）の構想についてということでございますが、私どもといたしましては通称６４ブロックに文化福祉ゾーンを建設し、その一部に障害者(児)の施設を建設するという計画がございます。これは、日野台の共同作業所が狭くなったということで、さらに４０名、あるいは５０名程度の収容ができる施設をつくってほしいという要望が出されました。この要望等を市では十

分検討いたしましたし、文化福祉ゾーンに障害者(児)の施設を建設していきたいというぐあいに考えておるところでございます。５８年度には実施設計の予算もついておりますので、障害者の諸団体とよく話し合って要望等を十分把握し、その実施設計の作成に入ってまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

したがって、今後実施設計をつくっていくという段階でございますので、その内容の詳しいことについては今後の障害者関係団体、あるいは共同作業所に働く代表の方等とも十分お話をしながら、内容を十分把握する中での検討を進めて、早急に設計の段階に入っていきたいというぐあいに考えております。

三点目の、身障者福祉センターＢ棟、それから共同作業所の問題について触れられましたけれども、これの複合についての問題については、今後の検討の中での問題でございますので、ここでは明確な形でお答えはできかねるわけでございます。

また、共同作業所でどのようなものが、あるいは身障者Ｂの福祉施設でどのような内容の障害を持つ方が受け入れられるかということでございますけれども、今後の施設のつくり方によってはかなり変わってくるのではないか、あるいは国の補助を受けるか、あるいはかなり市独自のものをつくっていくかというような形では、その内容についてはかなり変わってくるのではないかというぐあいに考えております。

第五点目の作業内容でございますけれども、これも今後の検討課題でございますけれども、実際に社会にある程度役に立つ、あるいは使用価値として認められるようなものをできるだけ検討していきたいというぐあいには考えています。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　まだ作業の内容についても今後の課題である、そしてどんな人が入るかも今後の課題であると。ここまで実施設計の段階にきますと、ほぼ頭の中に絵はおできになっていると思うんですが、それがまだお出しになれないということだと、それが出てこないと、実際にはもとの絵がないと実施設計もできないわけですよね。だからそこのところをもう少しはっきりとお伺いをしたいと思っているんです。ですから、もう一度それを御質問したいと思います。

そして、先ほども申し上げましたように、たとえば申し込み者が殺到した、全部お受けするわけにいかない、そういったときに、たとえば国の補助を受けるとなると、多分法律の枠内で

障害者自身も分断をされていく、障害のいわゆる程度がいいとか悪いとかということで、比較的程度のいい方しか入れられないとかというふうなことが出てくると思うんです。ですから、もしそういうふうになったときに、たとえば国の補助をいただいてやろうとしたら、そういうふうになるわけですよね。そこからさらにこぼされた障害者に対して、どんな保障をしていこうと思っておられるのか、その点をお伺いをぜひともしておきたいと思います。

では、いまの二点、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問の問題について御説明申し上げます。実施設計に入る前に、ある程度具体的な計画内容が固まっているのではないか、こういうことでございますけれども、これにつきましては内部的な検討を続けてまいりました。その結果、身障福祉センターＢ、あるいは共同作業所を複合施設としてつくっていくかというような形の内部的な検討を進めてきたところでございますけれども、この内部検討の中で具体的に障害者諸団体、あるいは障害者のそれぞれの方の御要望等が十分に盛り切れるかどうかということに一つは問題が生じてまいりましたので、現在、もう一度やはり白紙に戻しまして、この問題については十分身障者の御要望を聞いて、日野としての独自なやはり御要望がいろいろあるわけです。これは、すでに日野台の共同作業所等で収容されている方がそっくり入らないというような問題もいろいろ生じてまいりますので、この辺のところについての御要望の内容を十分に把握をする、これが先行しなきゃならん、こういうような状態でございますので、これについて十分に検討をして、そして要望にこたえ得る障害者の施設としてつくっていきたいというぐあいに考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　日野独自のやり方でこれから考えを進めていきたいとおっしゃっているわけですが、つまり福祉というのは、一番、障害が重ければ重いほど家族の悩みは大きいわけです。それで、福祉というのはそういうところへより多くの手を差し伸べていく、あるいはともに生きていくという模索をしていく、そういうことでなければ、程度のいい人だけ収容して、はい、これが福祉施設でございますといっても、それは本物にはなっていかないだろうと私は思います。

ですから、いまの御答弁ではなかなか、切り捨てられていった人に対してどうなさろうとし

ているのかというところが明確に出てこなかったということで、私は大変残念に思うわけです。それは障害者自身、あるいは関係団体の方に御意見を聞かないでも、それは市の行政側でむしろ考えていかなきゃいけない問題であろうと思うからです。このまま、そこのところを私、伺えないで、この問題はちょっと終わるわけにいかないと思うんで、その一点だけ、ちょっと要望を申し上げる前に、もう一度伺わせてください。お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問にあります、切り捨てられる、あるいは輪切りにされるというような状況が現出した場合に一体どうするのかというようなことでございますけれども、確かに国の施策、補助対象という形の中では、身障の程度に応じて施設をつくっていくということで、要するに程度の状況によってその施設が決まってくる、こういう状況でございますので、日野の障害者諸団体の御要望というのはそのようなものをできるだけ包含できるような形のものをつくれ、こういう御要望でございますので、現在、それについての検討をするということは、結局、詰めて言いますと、できるだけそういうことのないような努力をしていきたいということを、現在検討中だ、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　どんな弱い立場の人も包含していけるような施設をつくりたいという御答弁でしたので、ぜひともその方向でお願いしたいと思います。

それで、いま障害者を、あるいは障害児を抱えておられる御家族が一番悩んでいらっしゃる問題は、親または保護者の立場にいらっしゃる方が亡くなられた後、本当にこの障害を持った子供が、あるいはきょうだいがきちっと生きていけるんだろうかということを一番悩んでいらっしゃるわけです。ですから、そのあたりも今後はしっかりと、施設をつくっていかれる中で同じ重要課題として並行して考えていっていただきたいというふうに考えています。

そして、何より障害者自身の意見というのが生かされなければ、私はうそであろうと思います。どんなに時間がかかっても、手間ひまがかかっても、一番当事者である障害者を抜きにしたところで幾ら関係者が声を大にしてみたところで、それはやはり一方的な意見でしかないというふうに思いますので、障害者自身の意見を聞きながら、そしてその運営の仕方についてはできるだけ地域住民と、そして職員もともに生きていくというスタイルが、障害が重いとか軽いとかということなく、すべての障害者がともに生きていけるような施設を、今後この日野市

の中では独自のスタイルでつくっていただきたいと思います。ですから職員の数なんかも、この中にはよほどたくさんの方を含めないと、障害者だけかためて、はいこれで障害施設でございますといっても、それは決してともに生きるということにはなりません。またまた新しい、囲み込むといいますか、隔離してしまう施設をふやすだけのことになるだろうという危惧をしておりますので、障害者とともに生きるという、この理念だけはしっかりと押さえていただきたいと思います。

以上、要望いたしまして、この問題について質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１７の４、障害者センター（仮称）の構想に関する質問を終わります。

１７の５、ケースワーカーを増員せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　この間、私は障害者の方々と大変おつき合いすることが多いわけですが、たとえばアパートで１人で暮らしている方、施設の中で暮らしている方、あるいは施設へ通所しておられる方、さまざまな形がある中で、つくづくこれは大変だなと思うのは、ケースワーカーの数が足りないじゃないかということなんです。いま、政府の行革、大変声が大きくなりまして職員も減らせとか、あっちもこっちも切り詰めろという形で声が高くなっているわけですが、こと福祉行政に関してはまだまだ不十分だというふうに、もちろん日野市だけの問題ではありませんが、私は痛感しております。

そこで、とりわけケースワーカーに今回は焦点を当てまして、ケースワーカーの仕事の内容であるとか、あるいはその量、一体どのくらいこなしているのかなということでお伺いしていきたいと思います。ですからその一点目といたしまして、ケースワーカーの仕事の内容、項目別に教えてください。私、不勉強ですからよくわかりませんのでお願いいたします。

そして二点目といたしまして、１人のケースワーカーの仕事の量は、つまり何人の障害者を抱えていて、何人の、つまり生保の方々を抱えていてというふうな形で、多分数量的に出てくると思うんですが、その二点を御質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ケースワーカーの仕事の内容及び量について話せということでございますが、まず、ケースワーカーについての業務というのは、福祉六法に基づきまして生活保護法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子福祉法

のいわゆる六法にかわる国の機関委任事務として、あるいはそのほかに都及び市の法外援護に関する仕事、市の独自の施策に関する仕事を担当しております。

児童福祉法につきましては、助産施設、母子寮、保育所の入所等に関すること。身体障害者福祉法につきましては、施設の紹介、収容、通所の委託及び更生の指導、相談及び指導、厚生医療の給付及び費用の支給、補装具の交付及び修理、また、費用の負担命令、徴収に関することでございます。

生活の保護につきましては、生活保護の開始と、及び変更、停止、廃止、被保護者に対する指導、援助、要保護者の調査、健診命令、申請の却下、被保護者の返還金の決定、衣料品の処分、扶養義務者からの費用の徴収でございます。

精神薄弱者福祉法につきましては、指導及び援護の委託、費用の徴収でございます。

老人福祉法につきましては、要措置者の指導、養護及び特別養護老人ホームへの収容委託、及び養護受託者の委託でございます。被処置費の徴収に関することもいたします。

母子及び各福祉法につきましては、都の母子福祉法母子福祉貸付資金及び償還に関すること、婦人福祉貸付資金の貸付及び償還に関することでございます。

内容といたしましては、このような項目についての仕事をしておりますけれども、ケースワーカーの仕事の量でございますが、５７年度を例にとってお話しいたしますと、被保護者の世帯は延べで6,８８２件ございました。月平均５７３.5件でございます。１人のケースワーカーの負担は９５.６件でございます。

二番目に相談件数でございますが、総数で４７９件、月平均が３９.９件でございます。

また、居宅の生活保護者等の訪問件数でございますけれども、総数で2,０５１件、月平均で１７０.９件、１人平均が２８.５件でございます。

訪問日数でございますけれども、総数で８１１日、月平均６７.６日、１人月平均１１.３日でございます。

その他、措置の開始に関する件数でございますが、総数で１４１件ございました。月平均１１.８件、１人の月平均が２件でございます。

このような状況を月々にやっております。そのほかに諸台帳の作成、及び教育費の支給事務、収入認定、これは年に４回ございます。その他、健全育成の費用の支給事務、都の法外見舞金の支給事務、あるいは入学準備金の支給、その他被服費の支給、それぞれ月ごとにスケジュールがびっしりと組まれておりまして、現在そのような仕事をこなしているということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　いま伺って、本当に気が遠くなるような数字が出ました。１人が１ヵ月に抱えている、たとえば生保の方が２８.５人ですか、それから、一番最初は何でしたか、ちょっと、ごめんなさい、漏らしたので。５７３.５、１人が９５.６というのは。（「被保護者の世帯です」と呼ぶ者あり）― あ、被保護者世帯ですね。被保護者世帯については９５.６なんていうとてつもない数字なんですね。訪問日数が１人１１.３日、１ヵ月。これ、１ヵ月で幾ら何でも１人のケースワーカーがこれだけのことを、それでそのほかにも諸台帳の整理であるとか、いろんな見舞金なんかのお金のやりとりであるとか、もろもろの細かい作業が入ってくるわけで、数字的に見ても、とてもとても１人が本当に福祉をやろうとしたら、これではこなせない量ですね。本当にみんな忙しい、忙しいとおっしゃるから、どんなに忙しいのかなと私も思っていたわけですけれども、もう時間がないので本当に、これ以上お聞きできないのが残念ですが、また福祉部長ともゆっくりとお話をしたいと思っておりますが、本当にこれでケースワーカーの仕事がこなせるとは思いません。おざなりの、ただ形だけの、はい行ってきました、書類をつくりましたということで終わるだろうと思うんですよ。

それで、聞くところによりますと、私はこれは、ちょっと本当は言いたくはない話なんですがね、たとえば生保の申請に来た方が、もう中身を調べられないで断わられてしまう、けんもほろろに押し返されてしまう。それで、あるケースワーカーの話によりますと、上司から「生活保護の申請に来たら、とにかくお断わりしなさい。とにもかくにもお断わりしなさい。そして、どうしてもどうしても食い下がった人だけは受けて話を聞いたら」というふうな御指導があるやに伺っておりますので、（「その上司はだれだ」「けしからん、市長に文句言え」「大変なことだ」と呼ぶ者あり)― ちょっとこれは私は、本当に福祉をやる側としては、とてもじゃないけれども本気じゃないなと思うんですよ。ですから森田革新市政、大変福祉にも教育にも力を入れられて、１０年間の実績は私も大変評価をしているわけですが、今後の課題として、このあたりケースワーカーをふやしていこうと思われるかどうか、ちょっと市長からもそのあたりをお聞きしたいと思いますので、一言、あと時間が３分ほどです。よろしくお願いいたします。（「だれが指導しているんだ、そんなものを」「それは市長に決まってる」「とんでも

ない話だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どこの上司だか知りませんが、上司からいま言われたような言い方があるはずはない、このことだけははっきりと断言をいたしておきます。（「そうだよ、あったら大変だよ」と呼ぶ者あり）

それから、ケースワーカーの多忙であるということは、私どもよく存じております。一生懸命にがんばっております。ことしもそれぞれ１名ずつふやしましたし、今後もまたケースの数によってふやしていくという考え方であります。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　もう時間もあと１分半、では部長の方からもお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先ほどの数字は５７年度の数字でございまして、５８年度に至りましてケースワーカーが２名増員されております。生活保護の方に１名、その他の方に１名、その結果、先ほどの９８.５件は８４.４件になっております。これは、ちなみに国の被保護者の標準は８０世帯でございますので、かなりそれに近づいた数字になってきておるという状況でございます。

また、第二点に、そのような生活保護についての「まず、断わりなさい。それから聞きなさい」こういうようなことは、まずない、これははっきり申し上げておきます。われわれといたしましては、生活保護についてはできるだけ自立をするような努力をさせるという立場で援助をしておりますので、これについてはできるだけそのような援助をしながら、なおかつ必要な援助をしていくと。生活保護の対象者として必要な援助はしていくということでございますので、その辺のところの誤解のないように、私どもは今後一層努めていくつもりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　多少、ことしは２名増員したので１人の持ちごまは少なくなったと。でも、まだ国の基準が８０という中で８４.４というのは、まだオーバーしています。できることなら国や都よりも先取りをするような福祉行政が、この日野市の中でしっかりと根づいていく、そういうことを目指して、今後とも全力を投球して福祉に携わっていただきたいと

思います。

以上をもちまして五点の一般質問すべて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１７の５、ケースワーカーを増員せよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３７分休憩

午後　１時　４分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１８の１、退職金制度について、市長退職金は廃止せよについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　本日は、午後１時からわれわれの大先輩であり、日本の戦後の復興に大変お力添えを賜りました東　竜太郎先生の御葬儀が、千駄ヶ谷の体育館で行われております。大変、このような時間に、同じ時間にお時間を賜りましたことは何かの縁と、心から感激している次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。退職金の制度及び給与関係について質問いたします。退職金、給与の制度の質問に入る前に、三点について理事者側から確認をしておきたい点がございますので、お聞きしたいと思います。

まず、第一の問題というのは、先日、古賀議員、市川議員の質問の際に、昭和５６年度の退職者の中で最高の方は4,４１８万余円、勤続３４年の方が退職金が一番最高であるという説明がされました。私はこれを計算してみた、９７.８ヵ月分の支給である、算定根拠は。そうしますと、算定根拠になる月額の給与の計算は、４５万1,７５７円となります。この４５万円という月給は、給与です、暫定手当が0.０９ついております。ですから本当の月額の給与は４１万4,５６０円という計算が成り立つわけであります。ところが、この給料表を見ましたときに、

日野市にはそのような高額な月給料を取っている人は、ただ１人もいない。もちろん理事者は別です。どんなに高くとも３６万4,２００円というふうに書いてあるわけです。これ以上の給料は、この表にない。そこで、これは何かの間違いではないか。どこか間違っている。そこで、この点を御説明をお願いしたいと思います。第一点、それであります。総務部長にお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　いまの件の御質問につきましてお答え申し上げます。たしか退職金在職年数３４年、4,４１８万四千余円でございますが、この人につきましては、いわゆる退職金、管理職の加算手当が含まれております。この方につきましては、管理職の加算年数に該当しております役職を２７年にわたって務めておりますので、その辺の割増金の計算の関係で、こういう４５万一千余円の現行の計算になろうと思いますけれども、実際の基本給といたしましては３６万4,２００円でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これで明らかになったんですが、この５６年度に退職された方は１１１.３ヵ月分の退職金をもらっているわけであります。１１０ヵ月以上は三多摩にもどこにもありません。全国で二つしかない。日野市と、もう一つどこかであります。６５１ある市の中で、恐らく１１０ヵ月を超えて退職金が支払われているのは、日野市以外にはなかろうかと思います。すでに１１１ヵ月以上の退職金が日野市では実施されているということが明らかになりました。

次に御質問申し上げたいと思います。第二点、質問じゃありません、確認しておきたいんですが、私の間違いがあるといけませんので。

日野市の職員の募集というのは２５歳までであります。それで作業員、はっきり言いますと給食とか、草むしりとかいうふうなとか、掃除とか、単純労務の方々は中学卒業程度の学力、それから一般行政職、技術職、その他の人々は高等学校を卒業して以来２年、あるいはまた大学を卒業して以来２年以内に採用されるようになっております。昭和６０年に、この法律によりますと、地方自治法によりますと定年６０歳が実施されるわけであります。地方公務員法第２８条の２項、これが昨年の国会で追加されているわけであります。この制度が昭和６０年には実施されるわけです。そうなりますと、６０歳になればいずれにしてもどなたでも定年退職

ということになります。

そこでお聞きしたいのですが、まず第一に単純労務職です。給食 — その他、技能労務職でもいいんですが — の方で、中学を卒業後市役所に入り、普通に勤務して６０歳で勧奨退職をされたときの退職金は幾らになるのか。また、退職後の、高齢時代ですから長く生きて、健康で生きられることは結構なんです。それで共済年金、１年間に幾ら支給されるのか。

同じように、高等学校を卒業して一般行政職または一般技術職に就職された方が、６０歳定年のときに退職されたときの退職金、及び退職後の毎年もらう共済年金、いわゆる恩給であります。これが幾らであるか。

さらに大学卒業、大学を卒業してすぐに市役所に入られる。普通に勤務されて６０歳で退職された場合の退職金と、退職後の共済年金は幾らになるのか、これを総務部長から回答をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　現行の条例に基づきまして、計算式を当てはめまして御説明申し上げます。

現行の退職金条例は、４０年の１１７ヵ月でございます。そうしますと、中卒者の場合、中学を卒業しましてすぐ入った、こういう仮定の計算でまいりますと、１５歳で就職、こういう形になろうと思います。それで６０歳でございますので、勤続年数が４５年になろうと思います。そういうことでいろいろ計算式をやりますと、退職金の額が月額掛ける調整手当掛ける１１７ヵ月でございますので、4,６４４万六千余円になろうかと思います。

それから、もう一つの共済年金の関係でございますが、同じく中卒者を対象にした場合には、一応恩給の計算方式は二通りあるわけでございます。（「方式はいいよ。金額を出してください」と呼ぶ者あり）金額は、勤続年数で計算した場合には３３８万7,０６０円になります。それから、退職時の年収で計算いたしますと３０５万9,２８０円、そのいずれかの少額が共済年金になるわけでございますので、３０５万9,２８０円、これが年金額でございます。

それから高卒の場合、１８歳で就職した、こういうことの前提で６０歳退職ですと、勤続42年になるわけでございます。それらの方式につきましては、いま中卒で御説明したような算式に基づきまして計算いたしますと、4,６４４万六千余円になるかと思います。

それから年金につきましては、同じく中卒者と同じような計算方式でまいりますと、やはり

３０５万9,２８０円、この金額が年金額になります。

それから、大卒者の場合は２２歳就職で６０歳退職、こういう計算方式でまいりますと、その額が4,３９０万五千余円でございます。（「五千幾らと細かく言ってくれないかな」と呼ぶ者あり）はい、4,３９０万5,７６７円となります。

それから共済年金の額につきましては、やはり先ほど申し上げた算式によりまして計算いたしますと、２９２万8,１６８円、こういう金額になります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま、総務部長から御説明がありましたように、退職金は中学卒業生が一番いい。高等学校と中学が同じであるということになるわけですが、4,６４４万6,４２６円である、こういう話であります。大学の卒業生はそれよりもはるかに低くて4,３９０万しかもらえないのであります。また、共済年金、恩給にしても同じであります。大学卒業の方は２９０万しかもらえない、１年間に。ところが中学卒業して単純労務をされている方は、毎年３０５万円以上もらえるわけであります。これが日野市の給与条例、退職条例の実情であります。

それでは、もう一度質問します。昭和６０年に市長は退職金を上限を８０ヵ月にしますと。したいですね、組合と相談して、したいとおっしゃっています。昭和６０年に同じような方が退職したときには退職金が幾らで ― 大学卒業生の退職金が幾らで、共済年金が幾らになるか。これは恐らく退職金は高等学校卒業生と中学卒業生は、全く同じだろうと思います。ここで総務部長の説明を求めます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　ただいま８０ヵ月、こういう形の想定の中で計算式を言え、こういうことでございますので申し上げたいと思います。

まず、最高の８０ヵ月の場合には、一応３５年を想定しております。それでいろいろ計算いたしまして、現行の条例どおりに計算いたしますと、中卒者の場合が退職金が3,１７５万八千余円でございます。

それから、高卒者につきましても同じような計算でまいりますと同額になります。

それから、大卒者につきましても同額になります。以上です。（「年金は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。年金につきましても同じような計算方式で、中卒者、高卒者、大卒者いずれ

も２７３万1,５００円、こういうことになります。年金額でございます。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは総務部長、大きな、年金に誤りを犯している。年金というのは勤務年数と最終月給によって決まるわけであります。だから変わりはないわけであります。こんなふうな計算で退職金が払われちゃ、たまんない。私の計算でも明らかであります。共済年金は全く変わりません。中学卒業生が一番多いのです。大学卒業して、勉強した人が一番少ない。はっきり言えば、大学などは行っちゃ困るんです。この市役所の職員は。高等学校も困る。義務教育はどうでもいいけれども、字さえ書ければよろしい。そういうふうな、２５歳以下ですから年齢制限ありません。ですからなるべく早く、小学校でも出たら役場へ入れてもらってぶらぶらしていれば、一生一番いい退職金をもらえ、最高の給料をもらえ、恩給も最高になる。だれがこんなでたらめなものをつくったんでしょう。このことをわれわれははっきりしなきゃいけない。

世の中の常識に、一生嫌命勉強して大学建築科を出て一級建築士をとって、夢中になって市役所に入り、このようなりっぱに市役所をつくったり、市民会館をつくったりしてきたり、苦労してき、課長、部長でこの市会議員にいじめられて、苦労して、あげくの果てに退職金も年金も、何にもしない人よりはるかに低い。これが現実の姿であります。

確認したところによると、１１１ヵ月以上の退職金はすでに支払われております、おととし。１１７ヵ月は２年後に十分払われる。その上に、もらう方の側からいけば、努力したり勉強したりする人ほど退職金も年金も減ってくる。これで部長さんや課長さんが一生懸命やるわけがない。先ほど企画財政部長は一ヵ月前にもらった都の資料を、まだよく読んでませんから答えられませんと言いました。私は聞いていて、なるほどなぁ、読むと損するんだろうなと思って聞いていました。そうなんですよ。草むしって遊んでいた方がよっぽどいいんです。

こういう現実の姿の中で、4,０００万退職金という問題が、ここで起きたわけであります。それじゃ、なぜ、こういうふうな制度になったか、いろいろ私なりに考えてみました。社会的情勢、この問題は二つある。一つは、昭和４０年代の日本経済の急成長であります。これは池田勇人という人が偉かったんです。これでもって昭和４１年、いわゆる「いざなぎ景気」といいます。４２年、４３年、世の中は元禄景気、盆踊りが非常に盛んになり、非国民は遊んでい

たころです。このときのＧＮＰ、昭和４１年のＧＮＰは日本の国は３８兆円です。ところが、４９年は、１４０兆。また、池田勇人さんが所得倍増しますよと言ったのが、昭和３６年です。昭和３６年のときのＧＮＰは、皆さん方もよく御承知だと思いますけれども、１９兆円であります。それが昭和４６年、１０年後が５７兆円、みごとに３倍にした、ＧＮＰは。

それじゃ、所得の方はどうかといいますと、国家公務員の給料で比較してみます。その当時の昭和３６年の国家公務員の平均初任給は２万円であります。それが７万円になっております。生産は３倍になり、所得は3.5倍になったわけであります。この時期において、われわれ日本人は非常な自信を持った。世界の経済を確実に日本は独立の立場をとった。もう大丈夫だという自信を持ったわけです。

そこではっきりとしたのは、こういうふうな退職金の問題であります。この退職金の問題について、昭和４８年３月、このインフレと好景気の絶頂の中で定められたのは、現在の日野市の退職金条例であります。ですから、大盤振る舞いがされている。というと同時に、他の市はもうすでに日野市より早く上げているんです。日野市が一番遅い。一番遅いんです、しかも。やはり経済の見通しについては古谷　栄市長も誤ったようです。というのは、昭和４８年の７月に、その年の７月に中東戦争後の一番激しい戦争が始まった。これは予測できなかったんでしょう。

さらに大きいことがあった。４９年の１１月には、ＯＰＥＣ諸国は石油を２倍に値上げしてしまった。世界じゅうの経済はパニック状態に陥った。もちろん日本もそうです。どうなるか。こういうふうな現実を予測できなかったことは残念でありますけれども、そのような状態の中で現在の退職条例はできました。

しかしながら、この退職条例の前提となるものがある。何か。日野市一般職員給与条例であります。こういう人たちみんなに、一般の人にお払いする月給を決めている条例、この条例は五つに分かれております、職務別に。いいですか、五つに。一般行政職、一般技術職、医労職、教育職、それから技能労務職 ― 一般単純労務職であります。五つの段階に分かれております。それぞれに給与の昇給額も違い、最高額も違っております。ですから、いま、現実のように大学を出た人が一番少ないとか、部長を長くやった人が一番少ないんだとか、そういうふうなことはなかったのであります。また、責任別にも定められております。ですから主任さんと平の人との給料は違っていたのであります。どこの工場で、作業主任さんと普通の職員さんと同じ

給料をやっているところがありますか。やはり主任さんにはそれだけの責任がある。努力もしなければならない。作業日程が少しぐらいおくれたって、一般の人は怒られませんよ。作業主任は大変です、これ。班長さんが大変なんです。職長さんはもっと大変だ。これは職階の問題にしちゃ、別ですが、本当に大変だと思います。だからこそ作業主任さん、班長さん、職長さん、みな給料の表は違っているのであります。日野市のように、単純労務者だけしかない給料表ではなかった。当時は。だから、ある意味では現在の退職条例が、ある程度の効果があったことも事実です。

そのようなことで、私どもはいま申し上げましたように、非常に矛盾に満ちている給料表であります。特に法律に違反している。地方公務員法では、こう書いてある、２４条に。職員の給与はその職責、職務に応じなきゃいけないと。もう一つは、その責任に応じなきゃいけないと、はっきり書いてあります。だから、地方公務員法違反の給料表であります。

そこで、森田市長さんは４８年４月に御就任されて、１年後の４９年３月に現在の給与条例をつくられた。私たちがこれを見るときに、いま申し上げましたように地方公務員法２４条に違反している。ただ一つ、救いがあります。お医者さんだけは別の給料表になっております。まぁ、お医者さんが来ないでしょう、これじゃ。日野市だけの特別の条例ですから。だからお医者さんだけが特別に、別に書いてございます、別表２で。あとはもう、事務職員であろうと、学校の先生であろうと、栄養士さんであろうと、看護婦さんであろうと、建築士さん、だれでも同じになっている。すなわち、職務別の給料表がないと同じなんです。

それで、なぜこういうことを言うか、これは単純労務職給料表と言うんです、私は。では、なぜそう言うかというと、この給料表を見ますと、一番昇給をする時期、昇給額が一番１年間に多い時期は、３２歳から３３歳の間です。２０歳で役場に入り、３２まではずっと昇給率が上がっていきます、昇給額が、１年間。３２から３３は8,０００円。それから３３になると、また今度下がってくる、だんだんだんだん。それで５０歳でとまっています。５０歳以降は毎年4,０００円しか上がりません、この給料表。

それから、もう一つあります。部長、課長の昇給の割合、昇給額は、係長、一般職員、臨時職員よりは少ないんです。いいですか、ここにいる課長さんや部長さんの昇給額、部長さんはどんなにがんばったって、幾らも上がんないんですよ。課長はもっと上がんない。あ、課長の方が少し余分に上がる。はっきり言えば、これは草むしりさんの、草むしりも大変な仕事だと

思います、暑い中、外へ出てやるんですから。しかし、お相撲さんじゃないけれど体力の限界がある。やはり三十二、三というのが一つの限界でしょう。だから、こういう給料表をおつくりになったんだと思うんです。

この点で、ほかの給料表、大学を出て一般行政職に入られた、教育長もそうでしょう、幼稚園の先生を採用して作業員さんより少なくては、かっこう悪いでしょう。少なくとも多くてもいいですけれど、教育職の給料表がこの例規集にない。前はあったんですよ。私の時代はもちろんあった。学校の先生、教育職に従事する人の給料表がない市町村なんか、どこにもないと思う。だから日野市じゃ幼稚園の先生の給料をどうするのかと思うと、恐らくきっと５等級のこれでやるんじゃないんですか、私の持っているこの単純労務者給料表で。大抵、嫌になると思うんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そこで、一つ市長にお聞きしたいんですけれど、職務別の給料表を早急につくる御意思があるかどうか。いままでのように単純労務でいくつもりであるのかどうか。ここのところを御回答願います。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いま、退職金のことを中心にして給与体系のことを質問をいただいております。過去の高度成長時期、つまり前々市長当時、あるいは前市長当時、時代の背景の中でいまの給料表ができている。私もその中の改正をした一役というふうになるわけであります。確かに矛盾するものもいつの時代にもあったと思いますが、少しでも現実に近づけるようにという努力が、その間にも行われたに違いないと思います。

それで、今日の現実の中で、いま職務に適合する給料表をつくる意思があるか、こういう質問であります。現在のは、御承知のとおり不完全通し号俸であります。この体系が東京都下26市の中でも半数の市がそのような給料表を採用いたしております。わが市も、先般どなたかの質問にお答えをしましたとおり、時代の社会情勢の背景ということもありますし、今日、いわゆる所得が民間所得と公務員所得にアンバランスが生じておる、この現実をなるべく社会情勢に合わせる努力はしなければならない、このように考えております。

したがいまして、今後、十分見きわめを行って適切ないまの職務給に対する考え方をまとめよう、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　　職務給は考える、こういうふうな回答であります。

もう一つお聞きしたいんですが、この法律によれば職務のほかに責任度合いを給料表は明確に示さなきゃいけないと書いてあります。この責任度合いでありますが、いま申し上げましたとおり、課長さんもいわゆる２等級です、部長さんも、３等級の係長さんも、４等級の一般の職員さんも、５等級の試験雇用の職員さんも、これは別にします、試験雇用的な存在ですから。少なくともこの給料表によれば最高の金額は、自然に３５万6,２００円、これ以上上がれません。平の人は高等学校を出て、この金額に５８歳で到達します。だれでも５８になりますと、３５万6,２００円。課長だろうと、だれでも同じなんです。係長も同じなんです。昇給の額からいくと、先ほど申し上げましたとおり、３２歳が最高で１年に8,０００円、４０を超えると、４６までが6,０００円、４６から５０までが5,０００円、毎年上がるんです。５０過ぎると、4,０００円しか上がらない。もう、ここにいる部長さん方は、みんな4,０００円しか上がらない。課長はそうでもないようだけど、萩生田君なんかは7,０００円ぐらい上がるかもしれない、若いから。そういうことになっております。

これは全く、責任はどこにこの金額が入っているのか。しかもです。昇給率からいっても、部長さんの昇給率の最高というのがあります。それは2.８６％なんです。昇給額は7,３００円、1年間に部長は、最高に上がっても。それから、課長は昇給率は3.７９％、部長よりも0.９％多いんですよ、１年間に上がる金額は7,９００円。だから部長より６００円課長の方が１年間に上がる金額が多い。ところが係長、平社員になると、１年間に8,０００円上がるわけです。昇給率も3.９９％、はっきり言えば課長よりも0.２％多く上がるわけです。これはもう、部長が一番責任がないということです。その次に責任がないのは課長さん。部長が一番だらしなくてよろしい、その次に課長はだらしなくなれ、こういうふうなことをこの責任給は示しておるのであります。こういう制度でいいのかどうかと私は思うんです、先ほど職務に関しては、とにかくいままでじゃ困るから世間常識程度にしたいと市長は言っとった。これはどう思いますか、この責任の度合いに対して。私は、やはり部長が一番責任があると見てあげなきゃ、かわいそうじゃないかと思う。どうも一番責任がないのは部長さん、次に課長、こういうことは間違っちゃいないかと思うんですが、市長の回答を求めます。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この間もそのことに触れました。給与体系は生活給という考

え方が近い。この造成の一つの基準になったということも十分うなずけるところであります。議務、あるいは責任ということも、自覚から発生することが望ましいわけでありますが、給与の体系もぜひ必要であるということの論理も、われわれも納得できる、そういう感じでございます。

したがいまして、矛盾は常に一方には伴っていますが、その矛盾をただすという努力は、また一方の努力として必要である、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　先日の議会で、市長はこの退職金条例について、なるべく早く改正案を出したいという御返事でございました。はっきり言うと100カ月程度に今回はしたいんだ、こういうことでありました。それで昭和60年までに80カ月程度にしたい、こういうことです。

そこで、いま、この職務給料についても全くおかしいということで、研究しますということですが、退職金の引き下げは、引き下げという言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、きょうのこの新聞を見ますと、80カ月じゃなくて大抵75カ月と、田無、昭島等が出ておりますが、80カ月程度というのは、75カ月になさるかどうかわかりませんが、いつ、まず出されるか。出す決意で準備を進めるのか。私ども考えて秋の議会、9月議会というような気がするんですが、この点、腹はどうなっておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

同時に、給与条例の改正についてはどういうふうになさる、いつ出されるか。私は、悪いことは早く変えた方がいいと思う。少しでも早い方がいいと思う。この時期をお返事願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面しております矛盾の中のまた大きい部分に当たります御摘のとおりの退職金手当にかかわるものでありますが、私どもがいま考えておりますのは、60年、つまり定年制の施行される際に、都並みに標準を置きたい。それから先のことは、いま助役回答でいろいろ各市共通の統一ガイドラインというべきものを設定しようとしておりますので、それらと十分にらみ合わせて処理をしたいと思います。

それから、給与体系のことにつきましてはその次の段階で取り組んでいく、こういう考え方でおります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　私は給与体系の方を先に改正してもらいたいと思うくらいなんです。これは当たり前だと思う、どなたが考えても。部長さんや課長さんが一番悪い、責任度も低いような給料では仕事が進みません。だから仕事がなるべく後回しになるのは当然だと思う。めんどくさいことはなるべく、先ほど橋本議員さんが言われてましたが、保護者が来たら受け付けは断われ、どうしてもといったら少しは聞いてやれと。これは本当だと思うんです、私もきっと。めんどくさいですから、課長さん、係長さんは。と思うんです。ただ、市長さんがそれを知らなかったのかどうかは知りませんが。

その次に、市長の退職金についてお聞きしたい。これ、私は実は自分のことになって恐縮なんですが、昭和33年3月私は町長になりました。やめるまで退職金というのは考えたことがなかった、本当に。忙しかった。これは日本じゅうみんな忙しかった。本当なんです。いわゆる池田内閣の所得倍増という政策、これで都市へ人口がどんどん集まってきた。さあ、もう日野の場合なんかもおんなじなんです。御承知でしょう、昭和30年に2万7,000人なんです、30年1月1日。36年の1月1日は4万4,096人。それで40年になりましたら6万7,979人。さらに46年1月1日、10万人を超えてしまったんです。これに対応するために道路、下水、学校、すべて大変な事業になった。当時はいまみたいに国庫補助費が簡単につかない。われわれの時代に法律をつくったんです。苦し紛れなんです。第一、何人来年子供が中学校へ入ってくるか、小学校へ入ってくるかわからない、全然。それを先取りしてつくらせてくれという、こんな法律ないんです。どこにもなかった。都市近郊の人口急増対策都市に対する特別立法を幾つも幾つも、昭和36年、7年、8年、毎年つくっていったんです。土地を買うのに、いまは補助金までついています。起債もたっぷり来ます。あんな法律はなかったんです。第一、土地を買うのに、市の財産になるものに国が補助金つけるなんていうのは、おかしいです、これは。財産を買うんです。土地といったらまた売れるんです。そんな妙なこと、まあ、国も金が余ってきたからそういういいかげんなことを始めたんでしょうけれども。まあ、その当時は苦しかったです、国も。だから市町村長でそんなこと考えてる人は、まずいなかった。忙しかった。役場に朝、出てきます。11時にはもういられません。お昼過ぎはどこかへ行って何とかしなけりゃ、どうにもならなかったのが現実の状態でした。

ところが、そのところ妙なうわさがあるもんなんです。私もよくわかる。町村長会、

市長会、私も町村会の役員をやって、両方の役員会へ出ると、ぼつぼつとこういうことを言う人がいる「市町村長の退職金を上げようじゃないか」そういう人がいるんです。ほう一、びっくりして聞いていました。これが大阪及び東京周辺の革新市長さんだったんです。(「本当ですか」と呼ぶ者あり)そうです。過去の事実を見れば明らかであります。全三多摩で初めて自分の退職金を自分で値上げしたのは、革新市長、調布であります。昭和３６年。これ以前に、大阪にも実例があります。こんな忙しいときに普通の職員の２倍も３倍も値上げした、４倍も。私どもはその事実を後で知ったわけでわけですが、しかし、こういう特例をつくっては本来はならないんです。私もそのとき考えてなかったから、わからなかった。わからなかったと同時に余り興味もなかった。

しかし、これが今日の日野市においても、各市においても職員は恐ったのです。市長だけが上がたった。なぜかというと、それまでは各市町村長の退職金は、条例がないとこもあったんです。退職金をもらってない市町村長も。また、中には、日野市の場合は私の前の町長さん、斉野さんがおつくりになりました「職員並みとする」と書いてあります。だから１年に１カ月であります。１年に１カ月ですから、４年で４カ月。ところが、いま現実には１年１カ月しか職員がもらってないときに、市長の退職金は３５０、3.5カ月、３倍半に値上げしていった。これは職員組合が黙ってるわけないんです。おれたちだって上げてくれというのは当たり前なんです。各市でそれを言う崩れが始まり、現在の大阪及び東京の市は、ほとんどの退職金が日野と同じような形になってきておるのであります。市長の退職金は１年に3.5カ月、職員の最高は１年に3.6カ月、まあ、似たようなもんです。だって職員には救いがある。職員は最初の１０年間は、１年間に１５０なんです、1.5カ月。市長は最初から終わりまで３カ月半、いずれはきっと自治労は、最初から3.5カ月にしろ、いまの1.5カ月を3.5カ月に値上げしろというふうになるに違いない。しかも、それを交渉するときにどうして返事ができますか、自分でもらっておって。私はこういうむちゃくちゃなことについて、不思議でしようがない。

もう一つある。この法律によりますと、退職金とか手当というのは、ボーナスもそうですけれど、職員と市長は同じように扱わなきゃいけないようになっている。だからボーナスを市長だけ余分に出すということは、まずどこでもやってないでしょう。手当を余分に出すこともやってないはずです。ところが退職金だけは職員よりたくさん出す。これは、２０５条の違反だと私どもは考えるわけです。

ここで、このような悪弊が昭和３５年から始まった、市長及び町村長の退職金の値上げから始まった今度のこの退職金の大幅な金額が、どうして解決することができるかといったら、私は、初め発火点である市長の退職金をやめるのが一番いいと思う。いますぐやめないならば、少なくとも行政職、一般職職員の退職金と同じにする、そういうふうにしたらいいと思うんですが、市長の御見解をお聞きしたいのであります。

○議長(石坂勝雄君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　いまの首長、すなわち市長に適応されますいわゆる退職金条例は、おっしゃるように昭和３５年ごろ、当時の町長ですかね、身内の方が決められたというふうに聞いています。(「それは違う、調べてくれ」と呼ぶ者あり)それで、そのときのいきさつも多少、当時の当事者から聞かされました。その後、手はついていませんが、同様に時間がたつとともに、あるいは特に職員に対します退職手当に手を入れようとする立場から言いますと、やはりみずから締まっていかなきゃならないということについては、感じておるものがあります。

そして、一方、また特別職の報酬等につきましては、特別職報酬等審議会(「最近、御無沙汰だ」と呼ぶ者あり)、そういう制度もございますので、もしそういうわれわれの感じますところ、もちろん自分で判断ができなくはありませんが、やはりもっと公正な、客観的な形をとるためにはその審議会にかけて、そうして御検討いただくということも一つの方法ではないか、このように考えております。全廃制という説も一つのお説だとは思いますが、これまたいろいろと影響することもあろうかと思いますので、そのような公正な手段にゆだねるのが長としてとるべき態度であろうかというのが現在の考え方であります。

したがって、これまで、あなたもおっしゃるように私も退職金ということを考えたことは、実はございませんんが、そういうことが実施になる時期までには一定の結論を得たい、このように考えております。

○議長(石坂勝雄君)　古谷太郎君。

○６番(古谷太郎君)　それから、理事者の退職金の場合、任期終了時となっています、これは法律も条例もおんなじ。市長の任期は４年であります。当然４年ごとに受け取る方が正しいと思うのですが、いま、たとえばの話が１１年という計算になるわけですけれども、森田市長さんの場合ですと、日野市のいまの条例で計算すれば2,６００万円、退職金は。それは条

例に書いてあるんですからとにかくとしても、任期ごとに受け取るという制度を確立したらどうか。これは通算という弊風があるんです。この点はどうでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのあたり、私は余り研究したことがありませんが、なるべく適正であるが望ましいと思いますし、よその状況なぞも聞きただして、なるべく正確な慣例を定めておくということは適当だ、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　私は、市長はやはり本来、退職金を設けない方がいいと思う。考える必要もないことなんですから、考えなくて済みますから気が楽になります。それで、功労金制度が条例に出ている。市長は功労金を受け取ることができるとなっている。その金額は議会の同意が要るとはなっております。この制度でいくべきじゃなかろうか、そういうふうに考えているんですが、いま一応お話の中でいろいろ研究したい、他を見て直すところは直したいというお話でございます。

そこで、今度は私の意見、希望を申し上げておきたいと思う。いずれにしても、いままで申し上げましたように、中学を卒業して市役所へ入って、卒業程度ですから学力があればいいわけですが、人が一番多くて、大学出て、部長一生懸命勉強して部長になった人が一番悪い。退職金も悪いし、しかも恩給も悪い、いいところは何にもない、少なくとも給与の中で。こういうふうな制度を、どうしてなったか、それから、どうしたらいいかという私の意見を申し上げたいと思うんです。

大体、人類は昔からいろいろと天国に生活してみたい、天国のようなとこで生活してみたい、あるいは極楽で余生を送りたい、こんなふうなことをよく考えてまいりました。現在もまたそのように願って一生懸命修業をされている方もおられます。しかし、人類というのは本当に私は良識があると思う。この天国や極楽に入ることができる方というのは、ある一定の武道精進、道を求めて身を一生懸命勉強する、努力するという修業の過程を経なければ入れないということを言われております。だれでも勝手に天国も極楽にも行けるんだ、ではないんだ。神々の世界に住むには、神々とともに交わることができる程度の人でなければ困るんです。仏の世界に生きるには、やはりそれだけの修業を積んでいかないと困るんだ、こういうふうに言われております。だから、ある一つの歯どめをつけている。

ところが、皆さん方も御承知だと思うんですけれど、日本の戦後、占領軍がわりあいに自由にしたせいもありますけれども、一部の教育者や政治家は、この修業とか努力というものを無視してしまったんです。そこで自由と平等だけ言っている。だれでも天国へ行けますよ、だれでも極楽に入ることができるんですよ、ぶらぶらしていらっしゃい、大丈夫ですよ、こう言ったんです。これをマルクス、レーニン、トロッキーの諸君の思想と一致させたんです。だからトロッキーもマルクスもびっくりしちゃったんですよ、これ。いいですか。ですから、私はロンドンに行ったときに、あるマルクスの信徒の方に、君、せっかくロンドンへ来たんだからマルクス先生のお墓参りしようじゃないか、墓地くらい行こうじゃないか。「行く必要ない」で終わりでしたから、私は参りました。それはそうでしょう、顔向けならない。

とにかく、昭和40年代の学園紛争、私もよく行きました、東京大学の学生課長がちょうど知っておったもんですから、知っておったというよりも、おまえ、相談に乗ってくれねえかというから。そうしたら赤門の前は民主主義青年同盟というんですね、民青という大変な暴力団がおられました。正門は中核、革マルという優秀な戦闘部隊と称する一群の青少年がおられました。（「一緒にするんじゃないよ」と呼ぶ者あり）これらお互いに連携をとり、正門から入ろうとすると民青さんがぶつかる、あ、赤門です。正門から行こうとすると中革、革マルの皆さんにぶつかっちゃう。われわれはしようがないから裏の方から行かなきゃならない。こそこそと、くぐり戸を抜けて。これが現実の学園紛争の姿でありました。安田講堂で彼らは破れ去りました。安田講堂は壊れました。大学の図書館は荒廃しました。そして、これらの諸君がどこへ行ったかということですよ。田舎へ帰れないんです。大学も卒業できない、壊しちゃったんですから。それで、いわゆるにせ学者、にせ政治家に教わった若い気の毒な、本当に気の毒だと私は思うんです、気の毒な青少年の学生諸君は、大学のある近くの町の先生とか、役場へ試験を一生懸命受けたのであります。昭和45年前後の状況であります。

この現実の姿、恐らくマルクスさんもレーニンさんも、先ほど申し上げたトロッキーさんも、びっくりしているだろうと思うんです。日本人というのは、ばかに器用だ、おれの学説をこれほどゆがめて、肝心な点だけみんなよけちゃって、都合のいいところだけ取り入れた、こういう傾向があるんで日本人は気をつけなきゃいけないんです。テレビの輸出にしても、ビデオの輸出なんかにしても、アメリカの、一生懸命研究したいとこだけチョッチョッチョッと取り上げてつくり上げるというふうなこともあるんです、事実、器用ですから。一体、思想とか信

条の問題を都合のいいところだけ取り上げたら、めちゃくちゃになっちゅう。しかし、その都合のいいところを取り上げた連中は、頭がいいから取り上げられたんですよ。公務員試験は受かるんですね。教員の試験も受かるんです。それらの指導した自治労左翼勢力がつくってきたのが、現在のこの給与制度なんです。これにきちんと乗ったのが森田先生であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)だからへんてこりんになるわけです。それで日野市はいかにも低いような顔をしておったのは、部長の給料が少ないからなんです。課長の給料が上がらないから。かわいそうですよ、課長、部長だって３６万円、一番上が、いまいません、ここには、１人もいない、３５万円です。外で遊んでいる人、遊んでいる人の方がよっぽどいい。

そこで、私はまず給料表に職階制を設けりゃいい、職務、それで、私はまず私の案を申し上げます。第一には一般行政職、これは当然です。次に一般技術職、その次には教育職、それから福祉職というのを設けるべきです。いわゆる保母さんや、ボランティアのこれからいろんな方々が、大ぜいのたくさんの方が家庭訪問されていろいろする職員の方が、お願いしなきゃならない。福祉は財産です。福祉職という職階を設けるべきです。教育と福祉は本当に大事だと思う。第五に単純労務職、技能労務職、いまの給料表でいいんです、これで。これは変えなくていい。このままでおきゃ、いいんです。せっかくできてるんですから、もう。

ただ、最高月給をこれらの四つの、一般行政職、一般技術職、教育職、福祉職、これにもやはり課長もあり、主任もなきゃならないでしょう、そういう意味で職階表をちゃんと設けてもらいたい。それで、私はそれじゃ幾らを上限にして設けたらいいかを考えた。地方公務員の共済組合、これにあります。共済組合法、いわゆる恩給です。恩給は、自治省では４４万円と規定しています。４４万円を一応上限とすると書いてある。だから課長をやった人は、これよりちょっと多くていいんです。だから４５万円、２等級の最高は４５万円とすべきだ。それから部長は、収入役よりちょっと少なくていい。教育長よりもちょっと少なくていい。教育長の月給は５３万円であります。ですから５２万円、これが、１等級の最高とする。それから３等級、主任さん、係長、これは課長、この課長が中心になり３６万円。５等級は２８万。これを上限とすべきだ、こう思う。

これはやはり共済年金法というのも一つの基準。それからもう一つの基準は、日野市の給与条例であります。市長等の給与条例、教育長等の給与条例の基準、ですからこのようにすべきだと考える。

それから今度は昇給率、号俸の、責任度合い、これの昇給の率は、さしあたっては各等級同じパーセントにすべきだと思う。３ないし４％、１年間に上がる額は、をもってすればよい。

次に、管理職手当は全廃すべきだと思う。もう１等級で部長に決まっているんです。これ。２等級で課長に決まっている。だから管理職手当は要らないんです、こんなめんどくさい職階がない。この６月１５日、あさってボーナスをもらう。自分の方がはるかに少ないんです、課長や部長の方が職員より。ね、管理職手当が入ってないからなんですよ。こんな哀れな思いを１年に２回もさせることはないんですよ。本当に哀れに感ずると思うんです。校長先生がボーナスもらった、給食のおばさんの方が多かった。幼稚園長さんがボーナスもらった、福祉園長さんがボーナスもらった、ね、そうでしょう、庭を掃除している人の方が多かった。いやな思いですよ、それは、プライドを傷つけられますよ。金額の問題じゃないんです、これ。こんなことは、１年に２回もさせたらやせていきます。こういう人たちは。かわいそうです。だから管理職手当というのは一応全廃して、そのかわりある程度の交際費か報償費、おつき合いがありますよ、だからそれは当然予算でつけてあげるべきです。東京都だって局長交際費というのがあるんです。若干は必要なんです。当然、部長交際費、課長及び係長交際費、課あるいは部交際費でもいい、若干はつける。

それからもう一つは、やはり休日出勤手当とか残業手当ということは、ある一定の基準をもって措置すべきなんですよ。夜中までいたって、１円にもならない。これも気の毒なんです。徹夜しても１銭にもならない。これもかわいそうだ。だから、そういうとこはちょっと考えなきゃいけないと思う。

そういうことで、ラスパイレス指数は現在の１１６を１１５台に下げる、１％下げる、こういう指示を市長が総務部長に出すんです。総務部長は頭がいいから、すぐババーッと持ってきて、翌日はこの給料表を持ってきます。はい、ラスパイレス１１５であります。部長の最高は５２万円であります、ちゃんと持ってきますよ。そういうことは事務職員は早いんです。特にいま電算機がありますから、すぐできます。コンピューターでやりますから、すぐできます。これを第一の問題、等級に対して申し上げたい。

次に責任給。責任給ということは、いま申し上げましたように等級とさも同じ——昇給率は同じにしますが、金額が多いですからやはり５等級が一番昇給の金額は少ないということになるわけですから。そういう点で、責任は少ないですけれども何とかひとつ御勘弁願いたいと思

うのであります。

以上五つ、いま申し上げましたように職階制の職務別にはっきりと給料表をつくれ。

次に、専任の所在による号俸、等級をはっきりしろ。号俸間の昇給割合は３ないし４％でいい。ラスパイレスは１１５、これでつくりなさいという指示をお出しになっていただきたい。

次に退職金ですが、これはやはり退職金は市長及び部長在職１０年とか、あるいは部課長在職２０年とかというような人には、功労金制度を設けるべきであると思うのであります。非常な努力をされて去っていく方に、やはり幾ばくかの感謝の気持ちを市議会の議決によって俸げる、これが当然だと思う。市長だって受け取りやすいんです。自分で提案しておいて退職金を自分がもらっているんじゃ、自分で決裁して、ずいぶんかっこう悪いです。それよりは議会の議決によって市民の意思であるということで、功労金にしてもらえばいい。ですから、この条例の中で市長の退職金を定めた第３条の２項を、まず削除する。功労金だけにする、市長は。助役さん、収入役さんは別です。それから部長、課長についても功労金制度を設ける。

次にいきたいのは、退職金の金額はわが日野市にある大企業の最高金額、いわゆる日野自動車の部長さん、あるいはまた、富士電機さんの工場の工場長さんよりは上回らないこと、これは絶対原則であります。納税される方々、その方よりも上にいくということはまずいのであります。もうすでに恩給で上にいっちゃっているんですから。その次に、中小企業の退職金も考慮に入れてほしいのであります。これがこの第二点。

この二つの点で、いま、退職金から優先しますというお話ですが退職金条例をぜひひとつ秋の、９月の議会に出していただきたい。それに改正案を。そうしませんと、１２月の定例退職に間に合わない。やめようか、やめまいかと思っている職員がおるんです。そういう方々が腹を決めるには、市長の出した新しい退職条例を見てから、ああこれならやめよう、これならやめないでおこうということになるわけです。１２月に出して、おまえ１２月にやめろといったんじゃ、職員の方がかわいそうであります。そこで、ひとつこの私のいま申し上げた趣旨を踏まえて、退職金条例をひとつつくってもらいたい。いいですね、退職金条例については市中、日野市の大企業、東芝とか富士電機さん、日野自動車さん、小西六さんの最高額を上回らないように、職員のですよ、重役さんは別です。

重役さんというのはね、市長、会社が利益を上げなきゃ退職金は取らないですよ。重役の退職金は１年に幾らなんて書いてないんですよ。だから市長もその気持ちで、日野自動車の社長

になったつもりで、一生懸命ひとつやってください。

それから給与、だから申し上げましたが、退職金についてはひとつ市長さんはやめて、功労金一本にしてもらいたい。それから先ほどの８０カ月なり、東京都並みというのをやる段階的な条例を９月に出していただきたい。

それで、できれば、いま職階制を申し上げましたが、責任給を申し上げた給与制度についても１２月に出していただいて、２、３月の議会で決定して、来年の４月１日から実施できるようにやっていただきたいと希望するものであります。

これをもって退職金及び給与に関する問題についての質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１８の１、退職金制度について、市長退職金は廃止せよに関する質問を終わります。

１８の２、市税の自然増収と減税についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　この第二点の問題、私は実は毎年毎年税金がふえてくる。特に都市計画税、固定資産税がぼんぼんふえてくる。市長は所得税の減免をしたいんだと言っている。幸いことしは市政２０周年記念であります。税収は非常にいい。昭和５７年度１５９億円の予算で始まった日野市の市税は、先日の報告どおり１７２億円を超えてしまった。超えてしまったというと大変失礼ですが、超えたんです。だから３７億円あった積立金が、５０億円を超えるわけです。ここで思い切って所得税の２割程度を、個人所得税の２割ないし３割、市政２０周年記念事業で市民に還元されたらどうなんです。お祝いというのは口約束だけじゃなくて、やはりその程度のことをやられたらどうか。あるいは、来年度都市計画税を半分に減らすとか。私は、この税収の多いときしかできないから申し上げている。貯金が多いからできるんです。この点を、市長の所見を聞きたい。１０年に１回、２０年に１回、景気の悪いときは仕方がありません。しかし、税収のいいときには、ひとつ思い切ってボンと出したらどうですか。その点はいかがですか。十分出せますから。市長の意見を聞きたい。

実は、私はやったことがある、１割ずつ還元を。所得税 ── 市民、個人所得税です。返した。斉野次郎さんも返した。ブーブー言われましたよ。町長はしょうがないから謝りに行きますよ。謝ったって１年に１回しかやらないんですから。２回やらないんですからね、わかりましたって帰ってくれば、当分、１年間恐られないで済む。私１人だけ恐られればいいんです。当時、交付税をたくさんもらっていましたから、頭を下げざるを得なかった。それを連続４年やった

んですけれども、いずれにしてもいまはそんなことを毎年やれとは言いません。１０年に１回、何らかの形で市民に「ありがとうございます」という感謝の印に、減税なすったらいかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治の権限が那辺にあるかということは、皆さんも御承知のとおりであります。定められた税率、それから定められた法規上の制限も当然伴っております。そして、今日、先般の他の方の御質問にもありましたとおり、いろいろな指標に照らしてみて、日野市の財政事情が将来を懸念するという御指摘もいただきました。そして、確かに市の権限に属するものとしては、都市計画税のみその率を定める権限があります。いわゆる1,000分の３という表現であります。いま東京２６市、1,０００分の2.5というのが武蔵野市１市ありますが、これはもうほとんど都市計画事業は現実に公園をつくるというふうなこと以外にはないようであります。日野市は、都市計画を実施するまさにさなかであります。下水道といい、あるいは都市計画道路といい、これからの区画整理計画といい、まさに金が幾らあっても足りない、こういう時期にも相当するわけであります。

そうして、一見、減税ということは確かに税が高い、そういう市民の感覚は厳しいものがあります。しかし、税という範囲で考えますならば、これはやはり順序として所得税の減税の減税から取り組まれるべきものであると。わずか３０％の地方財政計画で賄われている地方自治体、市民生活に近いだけに多くのサービスをなすべき事業が、日野市の場合も山積していることは御承知のとおりであります。そうして、わが市が不交付団体だという、いわゆる富裕団体だといわれるその財政力指数でありますが、つまり基本財政需要額と、それから基本財政収入額の比率は、収入額を分母にいたしまして1.０２であります。つまり、きわめてボーダーラインにあるということは数字の上でもはっきりするわけであります。ここ、今後の見込みといたしましては、特に経済の不振の状況を反映をして、日野市内に優良企業が幾つもあるわけでありますけれど、これのいわゆる法人市民税には、いずれ頭打ちの傾向が出てくるということも予測されております。もちろん市民に対する減税、２０周年記念にそのような取り組みをするということは、大変有意義ではあると思っておりますけれど、また、それを機会に減税にはるかに数倍する住民サービス、あるいは町づくりの成果をもってこたえるということが、私は今日の市民に一番納得される方法ではないかというふうに考えております。

したがいまして、検討課題にはいたしますけれど、お約束ができるというふうな内容では、いまのところないと思います。特に一番いま考えておりますのは、この間も下水道事業の促進のお話がありましたが、公共下水道事業を今後推進いたします際に、受益者負担金という、国が強く指導いたします制度を日野市に行うかどうか。約４０億円ほどの金額が予定される額でありますが、むしろ都市計画税を、いままでも下水道事業のためにぜひいまの限度を維持していこうという考え方とあわせまして、そういった説明、ＰＲを行って、よく御理解をいただくことが一つの手だてだというように思っております。極力税は収奪にならないように、つまりみずから進んで納める、あるいは負担をするという考え方で成り立つのが自治の精神だというふうに思っております。われわれの努力の至らない点で恐らく不満も多いわけでありますけれど、今後一層税に対します関心におこたえをするということもあわせまして、特に公務員の立場からもみずからを厳しく戒めていかなければならない。また、不祥事や、指摘されるふうな行政に対しますいわゆる信頼を傷つけるようなこと、これを絶対に避けねばならない、より信頼を高めていくというところが、われわれの市民に対する今後のより一層の務めだ、このように厳しく考えております。

御指摘は十分、いろいろな面で参考に承っております。もういろいろといままでも御指摘いだいておりますので、一層のおこたえにがんばる以外ない、これが最後の、最後というか、終わりのお答えになるんではないかと思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　考慮すると。まあ、減税と大っぴらに出すと自治省がうるさい。都市計画税なら、取りませんと言ってもちっともうるさくない。だけれども、所得税を減税しますとなるとちょっとうるさい。そこで、報償費と出したんですよ、私どもの時代には。お礼だ。行政協力報償費で、納税額の１割をお返ししたわけです。形は、いろいろ研究してください。大いに期待しています。２０周年ですから。これで第２の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１８の２、市税の自然増収と減税に関する質問を終わります。

１８の３、超過密小中学校解消の具体的政策（特に三中問題）についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　先日、市長から、６月７日に昭和５８年度の日野市土地開発公

社事業計画の御説明がありました。これは７３億円という金額のものでありますが、いわゆる用地の先行取得であります。この説明の中で、学校の用地については四点出ております。一番大きいのは、東平山小学校用地であります。東平山に１万8,０００平方メートルの土地を買う、それを約２億円で造成して、第二小学校と滝合小学校の生徒を分けて過密解消を図る、これが一つであります。

もう一つは、三沢中学校にバレーコート、運動場をつくりたい、約８００坪、９００坪ですか、それから第二小学校の用地3,６２４平方メートルを買う、拡幅、広げる。これが小学校中学校関係の用地の先行取得の計画書でありました。費用は約４３億円。まだ買ってませんから値段がはっきりしないだけの話ですが、そんなとこなんでしょう。

ところが、この中に超過密であり、1,３００人も入っている第三中学校対策についての予算措置は、用地の先行取得は１円も書いてない。私は本当に不思議に思う。一番過密なのは三中なんです。滝合小学校も第二小学校も、それは８００名ですから決して少ないとは言いません。1,０００名近くになる、少ないとは言いませんが、何としても三中問題の解決が最優先しなきゃいかん。これに予算すらのっけておかないということはどういうわけだか、あるいはもう、私、よくわからないんですが、この理由をひとつ市長さん、御説明願いたいのであります。用地の先行取得の予算にすらのってない。もちろん一般会計にはのってないんですが、これはどういうことか。もう、あれはやめたということなのか。市長の回答を求めたい。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市土地開発公社による公共用地の先行取得は、もちろんいま読み上げられた学校用地のこともあります。そして、将来の学校と公共施設に要する、公共事業に要する用地のいわゆる先行取得の計画であります。

三中の場合は、御承知のとおり南側にあります三沢中学に、三沢台小学校区の生徒を学年進行方式によって学区変更を行って対策をするというのが現在の対策であります。過去、数年にわたって三中の過密対策を東の方に用地を求めることによって、何らかの解消を図りたい、特に杉野学園の用地に期待したわけでありますが、これは御承知のとおり期待が全く可能性なしというふうに見きわめたということであります。

今後の中学校に、いわゆる小学校が２０に対します中学校８校のこのアンバランスは、いわゆるこれまでも答えておりますとおり日野の東部に１校、また、西の方に１校、こういう配置

によって一定のバランスを保ちたい。その際には学校区の変更も残ってくるかもしれませんし、それから、いわゆる適正規模、適正配置という形が望ましいというふうに考えて、取り組む考え方であります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　市長に希望しておきたいんですが、教育の大切ということはもちろんです。これは人類にわれわれ日本民族が貢献できるのは、教育しかないんです。土地は狭いし、資源はない。文化国家、あるいは市長も何か文化都市、市民都市をつくるんだと。教育がいいかげんで、できるわけないの、これ。特に私はお願いしたいのは、第三中学校の通学されている父兄の人たちです。これはわれわれと違うんです。われわれは地縁もあり、血縁もあり、周りじゅうが仲間なんです。少しぐらいのことはへとも思わずに団結して、押しのけていっちゃいます。

ところが、三中の父兄さんというのは近々、昭和４０年以降日野に移り住んだ、日野市民の中では政治的な発言力も団結力も本当に力強いと言い切れない人たちだと思います。隣りに住んでいる方の御主人がどこへ行っているのか、お子さんが何人いるのかも知らないような方もまだいるかもしれない。こういう人たちばかり集まって過密になっている。こういうふうに力のない人たちが阻害される。これが日本の現実の姿なんです。力のない人が阻害されていく、かわいそうじゃありませんか。古くから住んでいる部落の連中だったら、少しぐらいがまんしろとどなりつけてもいいでしょう。しかし、ああいうふうにてんでんばらばらに寄ってきた方々に、日野へ来てせっかくいい生活をしたいと願っているんです。いいとは、何も豊かなものを、豊かじゃないんです、子供たちが安心して勉強できるような土地、学校ぐらいは欲しいんです。そういう人たちがこの土地の先行取得のビラを見たときに、ああ、私たちは力がないから１円の予算もつけてくれなかったなと思うに違いないのであります。この点を、ひとつ心に秘めていただきたい。希望しておきます。

教育長に最後に聞きますが、こんな状態で、プールが一つしかない。図書室もろくにない。図書館も一つだ。どうやって教育するんです、どうやってカリキュラムを組むんです。この点自信があるんですか。回答願います。これで終わります。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。三中の過密解消問題につきましては、

昨年度来の一番教育委員会の大変な問題で経過してきたこと、これは議員の先生方もよく御承知のとおりで、特に教育課程を組む中で一番深刻な問題が特別教育、これの問題でございまして、この問題につきましては、現在、三教室の増築を懸案事項として取り扱っていただいていると。プール、体育館、これらの問題につきましては、確かにないわけではございませんので、現在の体育館並びにプールを使って対応していただきたい。ただ、プールについては周辺の拡張、更衣室の充実、そういうような形でプールそのものの拡張計画の問題も含めながら、本年度の5月の予算でお願いをした、こういう経過になっております。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１８の３、超過密小中学校解消の具体的政策（特に三中問題）に関する質問を終わります。

４、５は、持ち時間の関係上できないことを御報告申し上げます。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時３４分休憩

午後３時４９分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１９の１、多摩川の伝統漁法の編さんについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（板垣正男君）　多摩川の伝統漁法の編さんについて、質問を行ってまいります。

御承知のように、日野市が多摩川の伝統漁法保存事業として、昭和５５年から行ってまいりましたいわゆる伝統漁法が、毎年多摩川、浅川で実演されてまいりました。昨年の広報によりますと、この伝統漁法の内容を含めて詳しく市民にお知らせがされているところでございます。江戸時代の伝統漁法を今日よみがえらせて、多くの市民の関心を高めることにより、それが多摩川や浅川の清流を取り戻す道へとつながるという趣旨のものだろうと思います。

私は、今回、この伝統漁法を実演するということにとどまらないで、記録として編さんを行っていく必要もあるのではないか、このような考えに基づきまして一般質問に取り上げた次第

でございます。御承知のように、私は昨年の決算特別委員会におきましても、市長にこの問題をただしました。市長が積極的な対応をする旨の答弁もあったのでありますけれど、過去２回、質問でこの問題も取り上げております。今回が３回目になるわけでございますが、より具体的な取り組みが進行できますよう、期待をしておるわけでございます。関係部門の積極的な問題の取り上げを期待をしておきたいと思います。

多摩川は三多摩の住民だけではなくて、東京都民、神奈川の県民にも深いかかわりを持っておるわけでございます。母なる川、多摩川ということで親しまれ、私たちの生活にも深いかかわりを持ってまいりました。近年、都市化の進行、社会的な、あるいは経済的なさまざまな変化によりまして、多摩川も大きく変貌してまいっているわけでございますが、特に日野市民にとって浅川とともに深いかかわりを持っていると思うわけでございます。美しい清流を、そういう願いのもとで河川の浄化をさまざまな角度から取り組まれてもおりますけれど、多摩川はまた一面、恐ろしい洪水をもたらすという面もあるわけであります。かつて狛江の堤防が決壊し、家屋が流された、こういう記憶もまだ新しいところでございます。この多摩川に多くの市民団体、また、行政も加わりまして、何とかして昔の面影を取り戻そう、清流を取り戻そう、こういう運動、行政施策が展開されているわけでありますけれど、その中でも、たとえば自然観察会、河川浄化の取り組み、あるいは土木事業を通じての洪水の防止、植物、生物、水質等々の調査も行われているわけでございます。

こういう時期に、多摩川の河川の中で、ただ１カ所日野市が伝統漁法として行政も取り組んでまいっております、漁法を通じての多摩川への関心を高めるもう一つの踏み込んだ施策として編さん事業を起こしてはどうかという問題提起なわけでございます。自然と人間生活のかかわりをつぶさに調査を行い、それを記録にして後世に残す、このことの意義は非常に大きいものがある、このように判断するわけでございます。

人間生活のかかわりで、たとえばどんなものがあるでありましょうか。これは１例でありますけれど、もちろん魚があるでありましょう。魚をとるための漁法、あるいは砂利もかつてはありました。用水、多摩川の取水を行って多摩の水田を大きく潤してきた、こういう私たちの農耕生活もあったわけであります。渡し、今日、浅川で渡しの事業が復活いたしましたが、これを新しく今日的な意味を持たせての渡しの伝統が引き継がれた、こう私は判断をするものであります。野鳥や昆虫、あるいは水質そのもの、水質で言えば都民の水道水、飲料水を潤して

いるのが多摩川でもあります。

また、先ほど述べました洪水の記録なども貴重なものでもありましょう。護岸工事等の土木事業等々、数え上げればたくさんあるわけでありますけれど、こういうものが流域住民の生活にどうかかわり合ってきたか、そして、これからの私たちの生活にどうかかわりを持っていくべきか、こういうものをさまざまな角度から私たちに問いかけてくるものと思うわけであります。

そこで、幸いと申しますか、日野市が取り組んでおります伝統漁法保存事業の一環といたしまして、江戸時代以降、今日まで継がれてまいりました漁法を実演という形だけではなくて、記録として残そうというものであります。この伝統漁法は、長年にわたって川や魚とのかかわり合いの中で人々が考案され、そして改良を加えて次の世代へと伝えて、今日まで至っているものでありましょう。そして、これらの漁法をこれからも正しく伝える、あるいはそれらをマスターする人をさらにふやすというような意味合いも持たれるものであります。一説によりますと、多摩川全体で１３０を超える漁法があったそうであります。今日、私たちの暮らしの中には、これらの漁法をつぶさに知る由もないのでありますけれど、いろいろな形でこれらの漁法を発掘するならば、必ず私たちの目の前に再現してくれるのではないか、こう期待を持っているものであります。

この伝統漁法の記録は、社会教育の事業として取り扱ったらどうかというのが私の考えでございます。日野市の文化財保護条例は、れっきとしてあるわけでございますが、広い意味での文化財保護行政の中に含まれるのではないかと思います。私は、伝統漁法という具体的な対象を取り上げておりますけれど、先ほど幾つか人間生活とのかかわりで申し上げましたように、まさに住民の生活そのものが多摩川には記録されている、こういう見地から、多摩川の生活文化史的な視点からとらえてみることも必要ではないかと思うわけでございます。広い意味で、そして全般的にとらえてみる、こういうとらえ方を期待したいわけであります。

広報で伝えられておりますように、あるいは予算書に計上されておりますように、市長部局の担当よりも、社会教育の文化財保護事業の一つとして取り上げられたらどうか、このようにも思いますので、少し教育長並びに担当部門で御答弁をいただきたいと思うわけでございます。特に細かい質問項目は設けませんので、伝統漁法を中心とする編さんについて、教育委員会のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えをいたします。多摩川の伝統漁業法というものを、教育委員会の社会教育事業的立場から検討しろという御要望でございます。

多摩川の伝統漁業法を社会教育事業としてとらえさせていただくならば、いわゆる文化財保護法並びにこの法令を受けまして、日野市文化財保護条例がございます。したがいまして、文化財保護法並びに保護条例に照らし合わせて検討してみる必要があろうかと思います。それで、御指摘の漁業法につきましては、文化財の保護法並びに条例に照らし合わせてみますると、これは民族文化財の範疇に入るだろうというふうに私は判断いたします。

それで、さらにこの民族文化財を法令上分けてみますと、いわゆる有形民族資料と無形民族資料の二つに分けられます。その中で漁具、たとえば投網とか、あるいは寄せ網であるとか、あるいはどうであるとか、こういった漁具類につきましては、いわゆる有形民族文化財に該当するだろうというふうに私は思います。そして、先ほど御指摘がございました、いわゆる江戸時代から伝わっておりますところの伝統漁業法につきましては、これは民族というか、生活の場の風土と慣習に私は該当するだろうというふうに判断いたします。したがいまして、無形民族文化財に相当するであろうというふうに進測をするわけでございます。

それで、これを市の有形あるいは無形の民族文化財に指定するためには、これは教育委員会の条例等によりますと、一応文化財の保護審議会に図って、そうして教育委員会が最終的に決定するというふうな手続になっておるわけでございます。

したがいまして、この場におきましてにわかに多摩川の伝統漁業法というものを有形あるいは無形の文化財に指定するかどうかということにつきましては、この場では申しかねますけれども、仮にこれが指定されたとするならば、当然市の教育委員会の責務といたしまして、これらの文化財というものが適切に保存されなければならないという使命もございます。あわせまして、御指摘がございましたところの、いわゆる伝わっておりますところの生活記録としての伝統漁業法につきましての記録を保存するという義務も生じてまいります。あわせまして、これを広く一般市民に対しまして公開する義務も生じてまいります。かつまた、これらの伝統漁業法というものが将来にわたって保存されますようにという意味で、教育委員会といたしましては、いわゆるこの保存事業の一環といたしまして、予算の範囲内におきまして補助できるという制度もございます。現在、市の方の段階といたしましては、企画財政部の方が中心になり

ましてこれらのいわゆる伝統漁業法の市史編さん的な立場の用意もあるようでございますし、また、それに対しましてのいわゆる公開のための補助金も出しておるようでございますけれども、御指摘の社会教育事業としてとらえたらどうかというふうな御要望でございますので、私どもといたしましては、これらの実態を十二分に調査し、把握いたしまして、これを有形にするか、あるいは無形にするかということも踏まえまして、文化財の保護審議会の方に十二分に検討させていただいて、そしてこの問題について対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正夫君）　　私の問題提起に対して、今後十分検討するとの教育次長の答弁がございました。十分検討を行って、編さんがみごと完成するよう強く期待申し上げておきたいと思うのであります。

私は、ここですでに市の事業として伝統漁法への補助金なども支給され、一定の位置づけもなされているわけでありますから、伝統漁法を中心とする多摩川と人間の関係、どんな経過をたどってきたか、さまざまな分野からのとらえ方があっていいんではないかということを、先ほど申し上げました。その中心をなしているのが伝統漁法だ、このように考えているわけであります。

そこで、市長にお伺いしたいのでありますけれど、市長も大変関心を持っておられることと思うのでありますけれど、伝統漁法の保存事業として、市が位置づけられ、補助金を支給するということを通じまして、伝統漁法の編さんということについてどのようなお考えを持っておられるか、お聞かせしていただきたいと思うわけであります。

過去２回私が議会で質問した際、日野市史の編さんの中に含めるという答弁があったわけであります。これはこれで大切な編集でもあるわけでありますから、十分取り入れていっていただきたいと思うわけであります。しかし、私はそれにとどまらないで、独自の編さんも必要ではないかという主張を行ってまいってきたのでありますが、その辺に焦点を当てて市長の考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　市長の答弁の前に、現在進行しております実態につきまして御報告いたしておきたいと思います。

御指摘の伝統漁法につきましては、市史の中の民族編、生活、風俗、習慣を主題とする部分でございます。民族という一巻がございます。その中の第３章、生産、生業という部分の第３節に漁労という項目がございます。その中で、多摩川とアユ、２番目に漁法、約２０種ばかりの漁法をそこに記録いたしまして、それぞれの解説あるいは歴史を説明しているというような配列になっております。現在、この民族編につきましては、今年の１１月から１２月の間に出版できるというふうな予想があります。２０周年記念事業に間に合わせるべく鋭意いま編さん中でございますので、その時期になりましたならば皆様のお目にかけることができる、そのように考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ただいま多摩川の伝統漁法を後世に残し、あわせて日野市も主唱しております河川浄化への運動、つまり清流運動にマッチさせる形で取り組みをもっと詰めたらどうか、こういう御趣旨だと思っております。

多摩川に関しましては、もちろん流域あるいは沿岸の長い住民生活とのかかわりがあるわけでありますし、それらに関しましては多くの資料が整備され、私どもの知っている範囲でも、たとえば現在河川管理者でもあります京浜工事事務所がみごとな写真の集大成を行いまして、本当の源になる部分から海に注ぐまでの、その中に日野市の部分も一、二葉入っておりますが、みごとな図書が出されております。それは日野市の図書館にも配布しておるところであります。

その他、いわゆる武州時代から、あるいはもっとさかのぼってたくさんの資料があるに違いないわけでありますが、最近、ちょっと御紹介をいたしますと、次の広報にちょっと御紹介はしているわけでありますが、朝日新聞社と財団法人森林文化協会の自然保護運動と申しましょうか、日本の自然百選に多摩川が取り上げられ、そうしてその流域にあるということで日野市もこういった（額掲示）こういうものをもらいました。こういう資料をいただいております。ちょっと読み上げますと、「日本の自然百選、多摩川日野市殿」となっておりまして、内容は次のとおりであります。

すべての人間にとって緑の自然は永遠の心のふるさとであります。多摩川の豊かな自然は人々の深い愛情に守られており、２１世紀に残すべき日本の自然として、朝日新聞社と森林文化協会が公募した百選の一つに選ばれました。この大切な自然が、これからも人々の温かい心と努力によって、その姿を永く後世にとどめることを祈念いたします。　１９８３年

１月１日　　朝日新聞社、財団法人森林文化協会

これの二つの主催によりまして、このようなものをいただいております。（「市長が写したの、写真」と呼ぶ者あり）いや、先ほど言いました多摩川の写真は、京浜工事事務所によって、国費によってりっぱなものがつくられてありますということを一言言いました。これは、また別の機会に、私どもの手元にもありますので、見ていただきたいと思います。

要するに河川は、いま質問の内容でも言われましたとおり、文化の母であり、また流域の生活の父とでも言えるかと思います。したがいまして、日野市民が多摩川に接しているということは、非常に優れた自然の条件を持っているということになることを、私は心から誇りにも思います。そうしてこの川を、いわゆる浅川の支流ともあわせまして、あるいはもっと取水されて長い間灌漑用水に使われた用水ともあわせまして、日野市の大きな町づくりの特長として生かしていく、そうして生活に潤いを与えるとともに、子供たちの教育の一番の基礎になる自然の条件、あるいはまた、福祉や市民生活の一つの大きな支えになる自然環境というものを残すことが最も大切だ、こういう認識に立ちまして、まだ十分ではありませんが、将来の長い市民の運動として、この多摩川の清流運動、並びに残っている日野市の中の緑を守る、あるいは緑化を広げる運動、こういうことが連綿として政策として取り上げられることをぜひ期待をしたい、このように願っておるところであります。

いろいろと御指摘の点につきましても、今後検討いたしまして施策化すべきもの、あるいは資料として十分整え、保存をしておくもの、これらの取り組みに力を注いでまいりたい、このように伺っておるところであります。

○議長（石坂勝雄君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　朝日新聞社から日本の自然百選の中の一つとして、日野市に――それは百選の何ですか。（「日野市に期待するということですね」と呼ぶ者あり）日野市に期待するという趣旨の、賞状じゃないんですけれど、そういう自然を大切にする日野市に対して祈念するという意味での、感謝文でもないんですね、感謝文でもないし、表現のしようがないんですけれど、期待する気持ちの込められた賜り物があったという披露がございました。私もいま初めてこれを見ることもできましたし、説明を受けたわけでございますが、ことしの１月１日付で日野市に贈られたものであるようです。こういうものは、日野市に贈られたとするなら、もっと広く、早く、日野市民に広報等を通じてお知らせすることが必要なことではないかと思うんです。（「10日前に届いたんです」と呼ぶ者あり）１０日前に届いたそうですから、これは今回が初めてのということのようでもございます。これは多摩川流域各行政区ごとに贈られたものなのか、あるいは日野市だけ贈られたものなのか、よくわかりませんけれど、しかし、こういうものを通じて自然を大切にする行政の努力、市民の関心を高めるという役割りを果たしていくものと思うわけであります。

そこで、私は、伝統漁法を努力されて保存し、守っておられる方々にもお会いいたしまして、お話を伺いました。この漁法を正しく演ずることのできる人、もう数名しかいないというお話でございます。しかも、それらの人たちはいずれもかなりの高齢に達しているということで、この伝統漁法は正しく次の世代に受け継がれるかどうか、大変不安を持っている声も強かったのであります。そういうことからいっても編さん事業が必要でもあるだろうし、また、急がなければならないことではないかと思うわけでございます。

ちなみに、立川市では民族シリーズで幾つかの立川を中心とする民族をまとめておるわけでございますが、東村山、あるいは東久留米では「ふるさと昔語り」というようなものもまとめております。青梅では「青梅市の民族」「青梅市の石仏」というようなものもございますし、中野区では「ふるさと中野の民族と行事」ということで、それぞれの地域で行われている民族や行事をまとめております。板橋の昔話、港区歳時記等々、市政図書室をのぞいただけでも、幾つかこうした民族関係の編さんが目につくわけでありますが、日野市もぜひこれを機会に力を入れていただきたいと思うわけでございます。

自然を取り戻す最もその機会の多い、また、その機会に恵まれたといってもいい日野市であるわけでございます。多摩川、浅川という大きなこの二つの川をかかえ、私たちの祖先が今日まで川とともに生活の歴史をつづってきた、こう言っても決して言い過ぎではないわけでございます。破壊された自然、あるいは汚染された自然の回復を一日も早くなし遂げるということが、今日私たちに課せられた責務でもあるかと思うわけでございます。さまざまな角度から取り組みを進めるという一つとして、伝統漁法保存事業を中心とした編さんを今後の社会教育、あるいは日野市の行政課題の一つとして取り組んでいかれることを強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　これをもって１９の１、多摩川の伝統漁法の編さんに関する質問を終わります。

１９の２、文化、児童施設の増設についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○１２番（板垣正男君）　　文化、児童施設の増設と題しまして質問を行ってまいりたいと思います。

この質問は、日野市内の文化施設や児童施設がまだまだ地域住民の要望に十分こたえるまでに至っていないということとあわせまして、検討のしようによってはこれらの施設がつくれる条件にある場所と申しますか、地域もあるということから質問を行っていくものでございます。

日野市の遊び場条例は子供の情操を高め、健康の維持向上を図るため、安全な遊び場を設置する、そして市が必要な管理や事項を定める、このように目的をうたっております。遊び場の中には児童遊園、運動広場、及び子供広場、三つに区分されておりますが、条例によりますと児童遊園は１７カ所、運動広場２カ所、子供広場１５カ所設置されております。地域的にもかなり、やや平均的な分布を見ていると思われる個所もあるわけでありますが、しかし、なかなかそういう条件にないという地域も見受けられると思うわけであります。ですから、一般的には日野全域にわたって適正配置を行うという従来の市の方針に基づきまして、今後も文化施設や児童施設の配置を行っていかなければならないことは言うまでもないわけであります。そういうことを前提にいたしまして、私は特にその中でも大坂上地域の児童施設について、具体的に質問を行ってまいりたいと思います。

公団大久保団地の西側、大坂上４丁目１１番地のところになるかと思いますが、新都市建設公社の所有しております用地1,８４７平米がございます。これはいろいろな利用のされ方もあったのでありますが、最近ではある私立幼稚園の増改築の際、この場所を一時借り、幼稚園にして使ったというようなこともございました。その後、地域の人たちにも何かと利用されることもあろうかと思いますけれど、この新都市建設公社の用地を利用いたしまして、児童遊園、運動広場、子供広場のいずれかでもよろしいわけでありますが、最も適切な施設を設置する、そういう施設につくるということを、要求としても市側にお願いしたいわけでございます。

あわせまして、文化施設を併設することはできないかということでございます。たとえば、図書館の分館はどうだろうということでございますが、御承知のように図書館は市内８カ所配置されております。豊田の中央図書館を初め、高幡、多摩平の２カ所、日野本町、平山、百草台、そしてこの神明地区市政図書室であります。ちょうど多摩平、あるいは神明、そして日野本町、この三つの地域のちょうど中心をなす地域と申しますか、いずれかの地域にも気軽に図

書館に行けるというところまでは至らない、ちょっと距離がある、しかも人口は密集する、こういう地域に大坂上地域が該当するのではないかと思います。

そこで、この児童施設とあわせまして図書館の分館などの文化施設を配置するということが、とうてい考えられないということではないと思うわけであります。住民の皆さん方の御要望の一つにもなっているわけでありますから、図書館分館の配置を検討していただくということが質問の二つ目でございます。

なお、いろいろ住民の御要望、御意見を伺ってまいりますと、スポーツの施設等々もあわせてつくっていただきたいという要望も、かなり強いようでございます。私は、ここで図書館の分館ということだけにいまとどめてありますけれど、これにこだわらないで、地域の皆さん方の御要望もあわせて検討を進めるということでもいいわけでございます。仮に周囲の状況などを見て図書館の分館の配置を提起するわけでございます。市有地、市の用地ではもちろんないわけでありますから、新都市建設公社側との協議が当然必要な条件にあるわけでございます。それらも十分踏まえての質問でございますので、二点の質問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　お答えいたします。ただいま御指摘の土地は、おっしゃるとおり大坂上４－１１－１でございます。1,８４７.０１平米でございます。この土地につきまして、いま御質問の中でもおっしゃっていましたように、新都市公社との協議ということが第一段階の前提にあるわけでございます。企画財政部といたしましては、一応地主である新都市建設公社とのかかわり合いを煮詰めていきたい、そのように考えておるものでございます。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　児童のために広場が欲しい、あるいは文化施設が欲しいということは、市内の別の方面からもかねて要望があります。用地として使用可能なもの、あるいは用地がなくて、まだ何とも取り組めないでいるもの、いろいろな事情があります。たとえば東光寺小学校三小地区に児童文化施設をというのも、何年来の運動として一生懸命に取り組まれております。この場合には、東光寺の都営住宅用地が建設計画に合わせて地域の住民要望も何とかかなえたい、このようなチャンスを常に当局にも伝えて、時期を待っておるという状況

であります。

それから、百草の都営住宅地域にも同様な事情があり、まだ未解決で残っております。

それから、最近は高幡全農の所有する土地を、これは何とか広場として借りられそうでありますので当分の間、広場として使おう、こういうふうな、つまりこれは地区広場に相当する考え方であります。

それから、地域を限りますと吹上でありますとか、黒川でもそのようなことを言われております。

それから、大きく考えますと、たとえば桑園跡地の留保地の用途の中に構想することも全く不可能ではない、そのような見解もあります。

それから、将来、日野市の東部の、特に流域下水道処理場関連におきまして、あちらの方面にも区画整理事業にあわせてそのような児童文化施設、あるいは運動広場的なものも必要だ、このように考えます。

そして、いまだんだんと、たとえば二十小を今回つくることによって、第四小学校はかなり空き教室ができる条件下になっていくような感じがいたします。そうなりますと、東の方の児童文化施設、そのようなことが、あるいは学校をある程度お借りすることによって可能ではないか、このように考えます。

いま提案をいただいております大坂上の新都市建設公社が所有する土地というのは、確かにいま広場となっておりますが、まだあの地域についてそのような発想を持ったことがありません。したがって、これから広場としてという、しかも借りて数年間ということであれば、あるいは可能性があるかもしれませんが、用地を確保して、つまり日野市の所有地として事業を進めていくということには、発想としては、また地域の住民の方としてはそれらの要望は当然成り立つわけでありますけれど、行政の立場で財政的に、あるいは地域の配分的に適切であるかどうかということについては、また別の検討を要すると思っております。したがいまして、当分、もし借りられるものであればいわゆる子供のための地区広場として借りたらどうだろうか、このように質問の中で感じております。多少当たってみないと何とも申し上げられませんが、将来の各地域に、特に子供のために広場が必要である、あるいは文化施設、その中へ図書館も含めて適切な配置を図っていくということは重要な課題だ、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　いま、市長の答弁の中に含まれておりました東光寺小、三小地域への文化施設、百草地域の都営住宅予定用地への文化施設の併設、高幡全農の用地の借り上げの問題、それから吹上地域、桑園跡地の利用のことについても触れられました。二十小をつくることによって四小地域への文化施設の建設も可能だという答弁もございました。これらがすべて私の今回の質問の趣旨にも含まれているものでございますが、今回の具体的な項目として取り上げたい以外の地域でございますけれど、今後の検討を進められ、一日も早く地域住民の要望にこたえていただきたいと思うわけでございます。

大坂上４丁目の、この新都市建設公社、所有する1,８４７平米の用地は、いつまでも現状のままにしておくということはないと思うんであります。子供広場、地区広場的なものとして新都市建設公社との協議を行ってもいいというような御答弁かと思いますけれど、将来、市の所有地に行ってあの大坂上地域を中心とする全体の町づくりの中で、公共用地の活用という観点を貫き、地域住民の要望にこたえていただきたいと思うわけでございます。即刻文化施設がつくれるかどうかということについては、もちろんいろいろ検討や時間を要することがあろうかと思いますが、将来の方向をはっきりと定めるという点でも、この新都市建設公社の用地というのはきわめて有力な土地だ、こう判断するわけでございます。

教育委員会から、図書館分館の配置のことについては何ら答弁がありませんでしたが、あえて再質問は控えたいと思います。今後、教育委員会サイドで図書館の分館の配置等につき、全市的な観点から適正配置をひとつ追求していっていただきたいと思います。

以上述べまして、私の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１９の２、文化、児童施設の増設に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によらあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

２０の１、第二次基本構想の実践と活用に向けてについての通告質問者、中山基昭君の質問

を許します。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（中山基昭君）　私は、森田市長の行政の運営におけるその誠実な努力と熱意に理解を寄せるわけでございますが、一方では多くの行政課題等も山積をしてきております。こうした中で、何とかしてほしい、何とかしなければというふうな希望と期待を込めながら、以下、質問をそれぞれ続けてまいりたい、このように思います。

昨年の１２月議会におきまして議決をいたしました第二次の基本構想の実践と活用につきましては、去る３月の定例会におきましても今年度の予算等の認定に当たり、付言と、あるいは要請をしてまいりました。この中でも指摘をしましたが、今日までの指針、目標としてまいりました第一次の基本構想を初め、５２年には行政調査研究会より都市施設、生活環境などそれぞれの分野に当たり、具体的な提言等がなされてきております。さらには５４年の住民意識調査等に基づく保健医療、教育、福祉、文化など四つの正面作戦が言われてきました。これらはいずれも第一次の基本構想を基調にその補完と発展を図るためのものではないかというふうに、私は受けとめております。こうした経過と成果を振り返るとき、都市需要の広まり、社会や経済の動向に対応しての行政運営のおくれ、あるいは甘さなどから道路、交通、公園、下水道の生活環境施設、さらには学校教育、文化・体育施設、保健医療行政の市民生活における緊急切実な課題になってきております。

こうした経過と反省を大切に、これからの日野市づくりの指針としましての新しい発展へのステップとしての第二次の基本構想の実践と活用が図られなくてはなりません。この構想における目指す都市像を実現するための５本の柱からなる施策の大綱が網羅をされておりますが、私なりに要約しますと、市民の文化的な生活と健康や安全が保障をされ、都市としての利便が確保されるものであるというふうに受けとめております。

さらには、この構想は自治体としての日野市が進むべき進路と、達成しようとする使命や目標を掲げたものであり、言いかえますと、市民生活に対する行政の運営における施策の最高のサービス、生産性であるとも言えるのではないかと思います。

また、今年度の市長の施政方針の中でも、基本構想にかかわる施策や取り組みが表明をされております。しかし、ややもするととりあえず、あるいは目先のできることから、こういうふうな傾向がやや見受けられる感もいたすわけでございます。やはりこの基本構想という最上位

の行政指針に基づくそれぞれの課題に対し、年次ごとに、さらには具体的な水準仕様等の設定を図り、体系的かつ総合的にその需要と期待にこたえることが重要ではないかというように思います。

最初にこうした経過や反省を含め、基本構想のあり方、あるいは位置づけ等について市長の見解と受けとめをお伺いしてまいりたいというように思います。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いままで御質問の前段で披瀝されております見解につきましては全く同感であり、また、目指す都市像を目指して、そしてより年次計画的に、具体的に計画を持て、このような御指摘について、ただいまマスタープランの策定という作業に進みつつありますことを、お答えとしておきたいわけであります。

しかしながら、マスタープランというのは確かに一方には財政の裏づけということが伴わなければ、具体性に乏しいわけであります。そしてまた、それらを網羅するということになりますとなかなか作業の上でも困難な面も多いわけでありますので、一つのローリングシステムをとる形で、いま悪い方の指摘でとりあえずとか、可能なものからというふうにも指摘されましたが、それもある意味では、段階を経て進む上で避けられない手法だ、このようにも申さざるを得ないと思っております。極力青写真をもって、そして累次的な計画枠組みの中で事業ができればこれにこしたことはないわけであります。そのために鋭意努力をしなければならないという段階にありますことをお答えといたします。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは、ただいまの市長のお考え等を前提に、次の質問に移ってまいりたいというふうに思います。

この基本構想の実現に向けて、長期的な計画と中短期における実施計画、これを確立する中で、その推進を図るんだということが言われております。これは当然、企画財政部が中心になると思いますが、どのような形態での論議や討議が行われ、それぞれの計画の策定をいつまでにされるのかということが、一つです。

さらには、この策定については庁内の組織、機能を初め、行政の経験豊かな職員の努力等にも大きく期待をするわけでありますが、ややもすると事務的なサイドからだけの討議が先行し、だれのために何が大切か、この本質が薄らぐ場合があるのではないかと思います。したがって

ぜひ主要のテーマ、課題等についてより多くの市民からのエネルギー、あるいは創造の活用、こういう面での取り組みができないかどうか、このことが言いかえれば行政運営の理解と信頼、こういうものの基調になるのでないかと思いますけれども、この辺の構想の推進を図るための計画の確立、これ等についてお伺いしてまいりたいと思います。

次に、都市づくりへの基調的な課題といたしまして、二つだけに限り具体的に指摘をし、その対応をお伺いしてまいりたいと思います。

一つは、土地利用の調和についてでございます。この基本構想におきましても、地域生活を生かした事業所、工場や住宅の混在を防ぎ、土地利用の調和と馴化を図ることにしております。また、東京都におきましても、昭和５５年には土地利用についての基本方針が確立をされております。言うまでもなく土地は人間生活のすべてに当たる活動の基盤であり、生活と生産、さらには憩いの場が調和し、すべての市民が健康で安心のできる居住環境と働くところ、就労の場が両立する地域社会の形成を図ることが土地利用の基調的なあり方ではないかというふうに思います。

こうした観点から、現行の用途地域の指定の分類等を見ますと、第１種、第２種を含め住居地域が８６％、商業地域が2.5％、準工業が１０.５％、このような分布になっております。これは一応の都市機能の形成や地域経済の動向に対応をしたものではないか、というふうに私は理解をしております。しかし、それぞれの混在、混合利用が多く、住環境の面からも、あるいは生産や流通の面からも不便や大きな障害を抱えております。したがって、活動への条件を悪化をさせてきておるということが言えると思います。

特に、住宅地に古くから点在をしておる小規模の生産工場や事業所等は大変御苦労をされているということも聞いております。こうした中小企業の経営と改善、さらには地域経済の安定と振興、こういう面からも用途地域の目的に沿った活用、こういうことを基本にしながら、これらの問題について近代化なり、工業化、集団化等について、現状よりか１歩前進した、大切な政策課題として根本的な対応、取り組みが必要ではないかというふうに思います。この辺もあわせて、ひとつお聞きをしてまいりたいと思います。

さらに、最後になるわけですけれども、都市生活施設としての下水道、あるいは道路、保健体育など、それぞれの事業や施設の充実、促進、これはいままでもすでに多くの指摘や質問がなされてきております。したがって、要点だけ簡潔にひとつ申し上げてまいりたいと思います。

最初に、下水道の整備でございますけれども、流域下水道は計画目標年次の昭和７０年までに完成をされるのかどうか。あるいは、完成がされるとしたら、この年次ごとの計画、どういうふうな達成度をもって７０年度をめどにしておるかということが一つでございます。

さらに、二つ目は、公共の下水道と整合を図りながら都市排水路、生活雑廃水の排水対策、これらについても最も緊急的な課題としての短期計画、できれば2年なり３年、こういうふうな計画の中で、全市からこれらの整備について促進ができないかどうかということでございます。

さらに、下水道計画の中では７０年の人口想定を２１万1,０００人、こういう想定ですけれども、基本構想ですと６８年度、年次の差がありますけれども、１６万から１７万、こういうふうな計算になっております。これらをそれぞれの計画と整合性を持たれているのかどうかということでございます。

次に、道路整備についてでございますけれども、これらの道路の整備については、やはり生活路や、あるいは幹線道路、それぞれの機能分担を明確にしながら交通体系の整備が必要だということは、言うまでもないと思います。特に安全性と環境の悪化、こういうのを防止することを重視しなくてはならないと思います。

したがって、特に触れたいのは、都市計画道として国道、都道、市道を合わせて25路線が予定をされていると。しかし、これまでの質疑等の中でも明らかなように、いろいろな障害要因等があって、隘路があって、なかなか進まない、あるいは困難性が言われておるということでございますね。したがって、ひとつこの辺で違う立場というか、違う発想が、特に市道についてみますと、計画路線が１５あるわけですけれども、中には本当に長い年月、何ら進展がしない、こういうようなものも幾つかあります。したがって、今後の展望等を踏まえながら、すでに予定地として確保してある現有の遊休になっておる部分、こういう面については当面、地域住民の憩いの場、あるいは交流の場、こういうふうな面に活用することができないかどうかということでございます。

さらに道路面では道路の安全交通対策、あるいは整備の促進、こういう観点からでありますけれども、単に机上の計画、対策だけでなくて、道路の不備や欠損を早期に見つける、あるいは歩行者等の安全を確保し、事故防止を図るんだ、こういう面から常時の道路パトロール、こういうふうな体制を確立、あるいは導入、こういうことについても検討してほしいと思います

が、この辺についての見解もひとつお伺いしたいというふうに思います。

さらに、保健体育等の関係でございますけれども、これらもかなりの論議がされておりますんで、ポイントだけに限って御質問をしてまいりますけれども、先ほども橋本議員さんの方からも問題提起がございました、旧庁舎跡地への施設の新設、こういう中で多目的な保健センター、あるいは市民生活センター等を併設するんだということでございますけれども、特に保健センターという面では、先ほどの答弁からも健康の増進、健康づくり、こういう問題がわりあい強いような感じで私は聞いておりました。だから、ぜひこれらについてそうした面の施設、これらについて、特に地域保健医療審議会等の中でも答申がされていますように、できたら冬期、あるいは夜間等も利用のできるような温水プール、こういう問題も提起されてありますので、この辺についても検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、体育行政とその施設等でございますけれども、これはこれまでも指摘をしてまいりましたけれども、体育行政の一元化、あるいは機能の強化、こういう面から現状のそれぞれの公園の管理、あるいは児童遊園地の管理、あるいは教育の体育課こういうふうにそれぞれ分散をし、分立をしておると。したがって、それぞれの体育行政という面からは、かなり弱い面が出てくる。したがって、いまこれらを行政という面から体系的に集約をして、さらに専門的な充実を図るんだ、こういうふうな方向にできないだろうかということが一つです。

さらに、いままでもいろいろスポーツ施設の構想等が言われておりますけれども、何せスポーツ人口の広まり、それから余暇の活用、こういう面からなかなか施設が足りない、こういうふうなことが言われてきておるわけですけれども、これからの施設計画、これらにつきましてひとつお聞きをしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　初めの一点目、いつまでに実施計画、基本計画ができるのかというような御質問でございます。私の方といたしましては、この5月に異動によりまして、担当を企画に配属したところでございます。今後、本年じゅうにやる作業といたしましては、いままでの計画の中から引き継いできているものがございます。それと、新たに計画すべきものとの選別をする作業が、まず初めにあるわけでございます。

それから、もう一点は中、短期ではなくて即日、いわゆる即効を必要とするような事業がございます。それらの事業の種別、種類分けをしなければなりませんので、それらの作業をことし9月ごろまでの間に進めていきたい、そのように考えております。計画そのものは、58年中につくりたいというのが企画財政部の方としての考え方でございます。

それから次の点に、だれのために、何のためにするのかということを明確にして、市民エネルギーと取り組むような方法を考えられないとかという御質問でございます。この点につきましては、たとえば市民会館の建設などにつきましても、かなり市民の方々の参加をいろいろな方式でやってまいりました。私どもとしましては、それらの経験を生かしまして基本計画策定の中でいずれかの方法を取り入れて市民の方々の意見、あるいは要望を形づくるための会議を持ちたい、そのように考えております。

次の点は、都市づくり、土地利用計画についてでございます。これは都市計画サイドの一応事業計画がすでに策定されている部分がございます。それらをここでにわかに変更するということはできませんので、基本計画の中身の部分としては当然いままでの計画を引き継ぐという形の中で、計画策定の中に放り込まれるようになると思います。

ただ、御質問の中で種々細かい用途地域の問題とか、あるいはその次の点の質問では下水道問題等ございます。それらにつきましては、担当部長の方からお答えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは、土地利用の調和という点で、用途地域についての御質問でございます。用途地域につきましては、現在、都市計画の決定をとってございます。これに沿った運用が望まれるところでございますが、現実と一部そごしないような点も徐々に出てきております。そういった点につきましては、その都度見直しを行ってきておるところでございます。たとえば住工混在といった点につきましては、現在進めておりますのは万願寺区画整理区域内におきまして、この区画整理の事業に合わせまして一部準工地域指定も行う、あるいは沿道対策といたしまして、住居地域に振りかえていく、こういう作業も行っておる段階でございます。このように現実とそぐわなくなってきた点、また、将来に向かって誘導するような面におきまして、今後も用途地域につきましては検討を進めながら改正を行っていくというふうに考えております。

それから、二点目の下水道の問題でございますが、下水道につきまして、流域下水道が70

年度までに完成させる予定で、現在計画がつくられておるわけでございます。これまでできるのかという点でございますが、流域下水道につきましては、御承知のとおり三つの流域に分かれております。南多摩につきましては、すでに処理場が稼働しておりまして、あと、大栗川の幹線の延伸を待つ段階になっております。それに合わせまして、昨年より整備を行ってきておるところでございます。予定といたしましては６３年までに南多摩処理区の汚水管、公共下水道を完備していきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、浅川につきましては、ここに至りまして処理場の方の測量関係も一応終わったと。あと、用地交渉を残す段階になってきているわけでございます。

したがいまして、この事業、流域下水道の方の施工ぐあいに合わせまして、公共下水道の方の事業認可を区域ごとに取っていくということで、一応目標といたしましては７０年度を目途に、公共下水道の方も整備を進めていくということで考えております。

秋川処理区につきましても、この１月に事業の認可が正式に取れました。現在、東京都の方で秋川処理場の地主交渉等も行われているわけでございます。それでこちらに整合性を持つために、私どもとしても旭が丘等の高台地域の公共下水道の認可の設計を今年度から実施する計画でおりまして、秋川の処理場に合わせまして整備を行っていくという段階でございます。このような実施計画は、これから細かいものをつくっていく、順次整備をしていくということになろうかと思います。

それと、都市排水の点でございますけれども、雨水排除等、内部で浸水を起こしているような地域、こういったところにつきましてはできるだけ短期間に整備をしていくということで、現在も都市下水路によりまして取り組んでおるところでございます。今後の南平、あるいはそれ以外の浸水地を対象に樋管の整備から始まりまして、順次行っていく計画でございます。これはできるだけ短期の計画として組み込んでいく予定でございます。

それから、三点目の人口でございますが、流域下水道の処理に関しまして、現在、計画が２１万を想定して流域下水道並びに公共下水道の計画が含まれておるわけでございます。これを、もう一つの人口想定が１６万ないし１７万という線で出ておるわけでございます。下水道の人口想定はできるだけ施設に余裕を持たせるという意味から、将来の人口想定の中で最大限の人口想定を行っております。将来、人口に余裕を持たせた計画をつくり、人口が当初予期したよりもふえた段階でさらに施設を継ぎ足すということは不可能でございますので、そういった点

である程度余裕を見た２１万1,０００人を策定しているところでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から道路の安全対策の関係につきまして、常時のパトロールの検討をできないかという御質問にお答え申し上げます。

現在、土木課の保修係の方で５班編成によりまして、常時市内の巡回をいたしておりまして、その中で応急的処理に取り組んでおります。しかし、できればなおさらに体制の強化を図っていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　保健体育の中の施設の部分で、旧庁舎跡地の部分についてお答えいたします。

健康づくりのための建物、施設ということでございます。御質問は冬期、あるいは夜間等にも利用できるような方法を考えてほしいというふうな御質問でございました。今後、施設の内容が決定し、利用範囲がはっきり定まる時点で、御希望のお申し出の件については十分に検討させていただきたい、そのように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　体育、スポーツ関係についての二つの御質問が出ました。

第一点目は、スポーツの施設を統一して設置管理したらどうかという御質問でございます。御指摘のとおり、確かに現在スポーツ施設につきましては、役所内部におきまして各部署に分かれて設置されておるわけでございます。それはなぜかと申しますと、やはりそれぞれの法律がございまして、法律にのっとって設置、管理、運営されているわけでございます。スポーツ施設として、たとえば体育関係につきましては「スポーツの振興法」という法律がございまして、それに基づきまして設置されておるわけでございますし、また、多摩平中央公園あるいはまた旭が丘の公園等におきますところの体育施設につきましては、都市公園法に基づいて設置されておるわけでございます。したがって、設置につきましてはやはり法律がたてまえでございますので、法律というものが統一されない限りにおいては現状やむを得ないというふうに判断をいたします。

ただ、これの貸し出し方法とか、あるいは運営につきましては市民側から言わせますと一本

化させてほしいという、確かにそういう要望があるのはごもっともだと思います。そういう意味におきまして、現在貸し出しにつきましては、たとえば体育関係につきましては体育課の方の所管でありますし、また、公園の方のスポーツ施設につきましては公園緑政課の方で管理されておるわけでございますけれども、これにつきましては現在、統一化の方向で企画課が中心になりまして、関係課でありますところの体育課、あるいは都市計画課、あるいは児童課、その他関係課で協議いたしまして、この貸し出し等につきまして一本化する方向で現在、検討が進められておるところでございます。それが第一点目のお答えでございます。

それから、第二点目のスポーツ施設の充実についての御質問でございます。御承知のとおり、市の体育施設といたしましては、現在野球場が５面、それからテニスコートが７面、バレーコートが２面、それから市民プールが１カ所、それから南平体育館が１カ所ということで、毎年スポーツ人口がふえていく割合にスポーツ施設が乏しいというのが現状でございます。特にその中で一般市民を総合的にいろいろな体育競技等が行われるわけでございますけれども、大きな体育施設がございませんので、現状におきましては民間企業の施設等を借りて運営されているような現状でございます。そういった意味におきまして、特に市民全体を総合的に競技をする場所といたしまして、当然のことながら陸上競技場、あるいはまた屋内体育館等の建設も促進がのぞまれるとこでございます。

御案内のとおり、市民陸上競技場につきましては、現在、仮称仲田緑地でございますが、そこに４００メートルの７コースの将来３種の公認の陸上競技場が設置されるような方向の中で、建設の計画が進められております。昭和６２年の春には一応陸上競技場が開設されるんじゃなかろうかというふうに期待をしているところでございます。

それから、屋内体育館につきましては、いわゆる保留地の問題がございまして、現在のところ見通しが立っておりませんけれども、これにつきましては保留地が解決次第、屋内体育館等の建設を促進されるように、教育委員会といたしましては要望するところでございます。

それから、あと市民スポーツといたしまして、いろいろと競技種目がございます。たとえばバトミントンであるとか、バレーボールであるとか、あるいはバスケットボールであるとか、卓球であるとか、こういったものにつきましては、なるべく市民の身近なところの施設を利用することが得策であろうということで、昭和４６年度からいわゆる学校の施設の開放を行っております。プールであるとか、あるいは校庭であるとか、体育館等の使用を行っているわけで

ございますけれども、今後、新設される学校におきましても、学校の運営に支障がない限りにおきまして積極的に体育、学校施設が開放されるような方向で努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、野球場につきまして、特にナイター施設の関係でございますけれども、現在一中と七生中学校がナイターの施設を開放いたしておりますけれども多摩平、あるいは旭が丘等の地区にはございませんので、こういったナイター施設につきましても将来の検討課題といたしまして、多摩平、あるいは旭が丘地区の学校等にそういう施設ができることを一応計画しておるところでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　　先ほどの道路整備の関係で御指摘をしました、いわゆる計画をされている市道の予定路線であって、しかも予定地を確保しながら遊休的になっている、この辺をいま少し地域市民の憩いの場、あるいは交流の場、こういうふうなことに、もちろんこれからの展望等も含める中で当面活用するような努力、あるいは取り組みができないかどうか、この辺が、再度ひとつお聞きをしてまいりたいと思います。

そのほか再質問といたしまして、土地利用の関係だけに限って行いますけれども、何か受けとめが少し違っておるんじゃないかと思いますね。私は、現状の用途地域の指定の分布を見ますと、まあまあ一定の都市形成、あるいは地域経済の動向、こういうものに対応をしたものであるんではないかというふうな理解をしておる、こういう前提ですね、ただ単に見直しをせい、こういう意味合いじゃないですよ。ただし、そうした中で現状を見るときに混在、混合が、利用が多過ぎて、古くからそこで事業をやっておった、こういうようなところに住宅が張りついちゃっている。したがって、この人たちは本来的にはいま少し何とかしたいんだけれども、いや、用地がないよ、高いよ、こういうような面でかなり苦しんでいる、あるいは苦労なされていると、したがって、それぞれの分類のした用途地域等について、こうした本旨に沿った活用ができるような政策的な努力ができないかどうか、こういう面ですよね。こういう質問ですから、ひとつ間違いのないように答弁していただきたいと思います。

さらに、もう一つですけれども、これからいろいろ多くの区画整理事業等が予定をされるわけですけれども、これらはまだまだ相当の長い間の期間等が必要じゃないかと思います。したがって、区画整理の予定地域であっても、むしろこの区画整理に先行をして道路なり、公園、こ

ういう生活施設の整備を進めたらいいんじゃないか、進めることが必要ではないかと思います。この点についても、あわせてひとつお聞きをしておきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、まず道路用地ですでに確保されているところ、こういったところを道路ができるまで暫定的に利用ができないかという点でございます。現在、旭が丘の中でこういった予定地域で土地を市が所有しているところがございます。こういうところは、道路ができるまでは確かに空いているわけでございますので、そういった点につきましては地域の方々の御要望もある程度入れて活用をしていくという方向が望ましいかと思います。こういった点につきましても、内部で十分また討議をしてみたいと思います。

それから、用途地域の点でございますが、ちょっと私、御趣旨を取り違えておったわけでございます。経済の動向によってということでございます。現在確定しております用途地域の中に違った業種と申しますか、住宅等が張りついてくる、こういうものを馴化できないかということだと思います。私ども、用途地域にある開発が行われる、あるいは建築が行われるというときには、当然企業主、あるいは建築主等から届け出を受けております。そういう中で用途地域に反するようなもの、たとえば工業地域の中に住宅を、また、マンションをという例があるわけでございますけれども、できるだけこういった点については御遠慮いただくということで、企業者等にお願いをしているわけでございます。工業地域の中で、たとえばマンションを建てるという場合には、必ずしもこれを全面的に拒否するわけにはまいらないわけでございます。できるだけあすこの用途地域の中で、たとえば工業地域であるならば、そのマンションの中にそこの従業員等を主体として入れていただくというような条件も付しながら、建築等をお願いしているわけでございます。でき得べくは、私どもとしては用途地域に違反するようなところは、できるだけ避けていただきたいというふうなお願いをしておるわけでございます。

それから、道路の点でございます。区画整理事業において、御承知のとおり市道、あるいは区画街路といったものをどんどんつくっているわけでございますが、それらに先行して市道等の整備をという点でございます。この点につきましては、建設部の主管かと思いますので、建設部の方にお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　この質問を終わりたいと思いますけれども、大変基本構想と

いう一定の施行方針も含めた指針であるわけです。したがって、その実現については大変多くの困難も克服していかなければならないだろうというふうに思います。要は、絵にかいたもちに終わらないように、市長を初め関係者の皆さんの一層の認識と努力を改めてお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって２０の１、第二次基本構想の実践と活用に向けてに関する質問を終わります。

２０の２、都立高校の建設促進についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

○２４番（中山基昭君）　高校への進学が普通になり、ほとんど義務教育化的な傾向にすらなってきております。特に学校区の関係や人口割りからしても、市内に三つ目の都立高校が早期に建設されることが大きく期待をされ、熱望をされております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）議会におきましても、去る３月の定例会を初め５６年、５７年にわたり早期建設誘致への意思決定が行われてきました。関係者におきましても積極的な努力が続けられてきておることも、承知をしております。また、先日市長からの行政報告、あるいは谷議員さんの質問などを通し、早期建設誘致への熱意と努力を理解をしながら、さらに確認を含めて次の三点にわたりお伺いしてまいりたいというふうに思います。

一つは、南平８丁目の誘致予定地、道路予定地を除く６万5,３９０平方メートルですね、このうち学校用地という面からは、３万平方メートルぐらいが必要だというようなことが専門家筋等の中で言われておるようです。しかし、この土地が谷間や斜面、こういうものを含めると果たして３万平方メートルとれるかどうかというふうな懸念、むずかしさもあるような感もいたすわけです。したがって、現状のままで大丈夫なのか、それとも多少不安があるから何らかの対応を必要とするのかどうなのか、この点が１点でございます。

さらに２点目は、東京都の６０年までの計画によりますと、多摩地区に７校が予定をされ、来年開校の東大和、東村山を含めて６校が開設をされることになります。したがって残りが１校、こういうわけになるわけですけれども、この１校が日野市を含む第７学区、７１群、こういうものを対象にした学校かどうかということが二つ目ですね。

さらに、あわせて６０年以降の東京都の高校建設の計画がおわかりになりましたら、ひとつお聞きをしておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、市長は、東京都の注目は市政の一致した対応と市民の熱意のあり

方にあるようだとも言われております。しかし、先ほども触れましたように、議会におきます早期建設への3回にわたる意思決定、あるいは4万名を超える再三の請願、こういうふうなものの中からもその熱意、願望は明らかではないかと思います。むしろ、いまこそ行政サイドにおける熱意と努力、これが最も必要なときではないかというふうに私は思います。こうした観点から、市長の東京都等との折衝等の動向を含めて、ひとつお伺いしてまいりたいというふうに思います。以上です。（「早く整地しちゃえ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　南平８丁目に都市開発公社が先行取得をいたしております防災対策用地でありますが、これは高校の用地として当てはめます場合には、地形上、あの場所に接続いたします平地の買い足しをしたい、このように考えております。

それから、６０年開校の対象はということです。６０年開校の対象としては、都のことしの予算を見ますと、つまり５８年度の用地取得費でありますが、１校が新設、１校は分校という予算計上であります。また、その１校の新設というのは第７学区、つまりわれわれの日野あるいは八王子の地域である、このように確認をいたしております。したがいまして、御指摘のとおりかなり具体性が目の前に掲げられておりますので、何といいましても行政サイドの熱意が必要だといわれましたが、そのとおりだと感じております。一層の熱意をもって、ぜひわが市に誘致したい、こういう考えであります。

それから、６月１日号の広報に高校新設の期待を実現にというふうなタイトルで、小さな論文を記載いたしております。事実あのとおりでございますので、ぜひ市民の、また議会の圧倒的な取り組みによりましてお力添えをいただき、そのことによってぜひ日野市民の熱望を実現になるように努力いたしたい、このような切実な心境でおりますことをお答えをいたします。（「高校用地がいつ防災用地になったんだ」「高校誘致しなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　答弁漏れがあるようだな。６０年ごろ都立高校の計画があったら指摘してもらいたいと。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。東京都の長期計画、これは昨年の１２月に発刊されているわけでございますけれど、この中におけるところの学校教育の充実という方向で、特に都立高校関係につきましては５６年から６５年にかけて、どんなような計画を東京都が持っているかというその内容では、都立高校そのものは６０年までに計画されている多

摩地区７校、それから区部３校、合計１０校、これだけでございまして、６０年以降の都立高校の計画というのは、これは公私協と申しますか、私立高等学校協会との絡みもございまして現在のところ６４年以降の高校生の急激な生徒数の減、そういうものを考慮して、決められておりません。

ただ、養護学校につきましては、都立の高等学校とは別個に多摩地区にも計画を持っていると。これは特に養護学校の高等部を希望する生徒が非常に最近急激にふえているというところから、高等部を併置した養護学校の計画はございますけれど、都立高校につきましては現在、昨年の１２月に出ました長期計画の中では、１０校以降の見通しというものはございません。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　再質問させていただきます。行政報告等の中でも進入路、あるいは排水路等を含めて周辺の整備を進めるんだ、あるいは整備を計画しているんだ、こういう報告がなされております。したがって、こうした整備とあわせて建設予定地等についても何らかの整備を先行して図る、こういうふうな形ができないかどうか。あるいは、やる必要があるんじゃないか、こういうことが一つでございます。

さらに二つ目は、さっき教育長の方から東京都の６０年以降の長期計画、こういうふうな関係が余り明確でない、こういうふうな状況でございますけれども、私の認識ですと、現在のチャンス、機会、こういうものを失いますと、当面かなり建設が困難になってくるんじゃないか、こういうふうな認識もしておるわけでございます。したがって、最悪の場合、もしこういうふうな、こんなことがあっちゃ困るんですけれど、ないようにしたいんですけれども、もし万が一そういうふうな事態になったときには、山梨県の都留市のようなりっぱな市立の短期大学から、あるいは４年制大学に発展をするような文化都市と名実ともにふさわしい実績を上げている都市もございます。そうした面からは、こうした等のそれぞれの動向等を参考にしながら、日野市においても研究、検討、こういうものをしてみることも一面的に必要じゃないか、こんなふうな感じもするわけですけれども、これについてもひとつあわせてお聞きをしておきたい、こういうふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面のところは、今回、都５８年度教育予算に計上されております高校新設を第一義として受け入れ体制を十分にし、市民の要望にお答えをするというこ

とで、他のことは現状、考えない、こういう状況でございます。（「がんばろう」「都立がなけりゃ市立だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　いいですか、進入路は。（「いや、進入路をもう一つ」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　落としました。受け入れ十分ということで込めたつもりでありますが、進入路並びに排水関係、これらについてもいずれこの用地を生かす手段として、ぜひ必要でありますので、早々に取り組みを進めるようにという指示もし、すでに作業にも入っておる、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって２０の２、都立高校建設促進に関する質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

これより議案第５６号、日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。　市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５６号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。入札の結果、３億8,３００万円で、日本国土・長田建設共同企業体が落札いたしました。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、議案第５６号の詳細につきまして御説明申し上げます。

工事件名といたしましては、日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事でございます。別添に入札調書、配置図、工事の概要書、面積表、それぞれ各階の平面図が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

施設の概要でございますけれども、鉄筋コンクリート４階建てで普通教室が９室、それから

特別教室といたしまして美術室、音楽室各１室でございます。そのほか給食室、食堂、特別活動室等、その他それらに付随する各部門の各室でございます。

床面積といたしましては、2,３２４．６９１平米でございます。

契約金額は３億8,３００万。契約の方法、指名競争入札でございます。

業者の指名につきましては、５月２５日、指名業者選定委員会におきまして二つの業者が共同で工事を請け負い、共同企業体方式を採用いたしました。２０業者を指名し、１０の共同企業体に入り組ませ、６月１０日指名競争入札を執行したところ、別紙入札調書のとおり日本国土・長田建設共同企業体が落札をいたしました。

工期でございますが、契約日の翌日から昭和５９年４月３０日でございます。

契約の相手方、日本国土・長田建設共同企業体、代表者、東京都港区赤坂４丁目９番９号、日本国土開発株式会社取締役社長石上立夫、以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　工事期間が４月３０日になっているけれど、３月３０日にどうしてできなかったか、その点について。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　三沢中学校の工事につきましては、一応債務負担行為ということになっております。それで校舎の９教室、それから特別教室の２教室、食堂、給食室につきましては一応３月末日に工事が完了する予定でございます。ただ、三沢中学校の場合は校庭が狭いものですから、校庭の西側に現在自転車置き場、それからその周りに樹木が植わっておるわけでございますけれども、これを撤去いたしまして校庭を拡張する必要がございます。その工事がこの工事請負契約に入っております。したがって、校庭整備につきましては若干時間がかかるということで、これにつきましては４月３０日に完成する、こういう予定でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５６号、日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

議案第５７号、日野市一般職の職員の昭和５８年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５７号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第１６条に定める期末手当100分の140を昭和５８年度６月期に限り、１００分の１５７とする特別条例であります。この支給率につきましては、６月４日職員組合との交渉の結果、妥結したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、ただいまの提案理由にございましたように、日野市の一般職の給与に関する条例第１６条第２項には、６月期には１００分の１４０と規定されております。これが、いま申し上げましたように６月４日市職員組合と１００分の１５７で合意に達しました。同条同項の規定より１００分の１７オーバーいたしますので、特別条例をお願いするものでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５７号、日野市一般

職の職員の昭和５８年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

請願第５８－１１号、食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－１１号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第５８－１２号、日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－１２号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

請願第５８－１３号、無集配特定郵便局設置に関する請願、請願第５８－１４号、「外国人登録法」の改正を求める請願、請願第５８－１５号、退職金引下げに関する陳情が提出されました。

お諮りいたします。この際、本３件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

本３件の請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－１３号、請願第５８－１４号、請願第５８－１５号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時４４分散会

6 月17日　金曜日　（第 6 日）

昭和58年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第19号）

6月17日　金曜日（第6日）

出席議員　（28名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	簇野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	30番	高橋通夫君

欠席議員　（2名）

15番	飯山　茂君	29番	滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和５８年６月１７日（月）

午前１０時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第１	議案第４５号	日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２	議案第５４号	日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について
日程第３	議案第５５号	（仮）日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結について

日程第４	議案第５６号	日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について（総務・文教・厚生・建設委員会）
日程第５	議案第４７号	昭和５８年度日野市一般会計補正予算について（第２号）（厚生委員会）
日程第６	議案第４６号	日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について（建設委員会）
日程第７	議案第４８号	昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第１号）
日程第８	議案第５２号	日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について
日程第９	議案第４９号	昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について
日程第１０	議案第５０号	市道路線の一部廃止について
日程第１１	議案第５１号	市道路線の認定について（総務委員会）

（請願審査報告）

日程第１２	請願第５８－１３号	無集配特定郵便局設置に関する請願（文教委員会）

（取り下げ）

日程第１３	請願第５７－６５号	高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願（文教委員会）

（請願審査報告）

日程第１４	請願第５８－　４号	七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願
日程第１５	請願第５８－１０号	体育施設の建設及び促進に関する請願（厚生委員会）
日程第１６	請願第５８－　８号	滝合学童クラブ増築に関する陳情（建設委員会）
日程第１７	請願第５７－５４号	日野市日野本町四丁目６番地、同７番地、同８番地、同１８番地の市街地整備促進についての請願

日程第１８　請願第５８－　１号　日野市程久保６０４－１、他の土地の宅地造成反対の陳情

（総務委員会）

日程第１９　請願第５８－１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願

日程第２０　請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情

（文教委員会）

日程第２１　請願第５７－　６号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願

日程第２２　請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

日程第２３　請願第５７－５６号　図書館の夜間開館に関する陳情

日程第２４　請願第５７－６４号　中学校通学区域変更に関する陳情

日程第２５　請願第５８－１２号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願

（厚生委員会）

日程第２６　請願第５７－５８号　優生保護法「改正」に反対する陳情

日程第２７　請願第５７－６３号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情

日程第２８　請願第５７－６７号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第２９　請願第５８－　６号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第３０　請願第５８－１１号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願

（建設委員会）

日程第３１　請願第５７－２７号　水害等対策に関する請願

日程第３２　請願第５７－３１号　私道舗装に関する請願

日程第３３　請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第３４　請願第５７－３８号　住宅環境保全に関する請願

日程第３５　請願第５７－４６号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願

日程第３６　請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願

日程第３７　請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願

日程第３８　請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願

日程第３９　請願第５７－６０号　１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願

日程第４０　請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第４１　請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

日程第４２　請願第５８－　９号　京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願

（継続審査議決）

日程第４３　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４４　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４５　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４６　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４７　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議　案　上　程）

日程第４８　議員提出議案第１３号　退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議

日程第４９　議員提出議案第１４号　森田喜美男市長辞職勧告決議

日程第５０　議員提出議案第１５号　日野市退職金制度の正しい解決を求める決議

日程第５１　議員提出議案第１６号　無集配特定郵便局設置に関する意見書

追加日程第１　会期の延長

本日の会議に付した事件

追加日程第１

午後３時８分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　先刻、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の日程について協議をいたしました。その結果、本定例会は、２０日まで３日間延長することに決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を３日間延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、会期を３日間延長し、６月２０日までと決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。明日１８日より１９日まで休会といたし、次回の本会議は、２０日午後１時より開議いたします。

本日の末了日程は、２０日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後３時１１分延会

6 月20日　月曜日　（第 7 日）

昭和58年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第20号）

6月20日　月曜日（第7日）

出席議員（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	箕野行雄君
11番	一ノ瀬隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋博君
15番	飯山茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄保君	26番	秦正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和５８年６月２０日（月）

午前１０時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第１　議案　第４５号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２　議案　第５４号　日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について

日程第３　議案　第５５号　（仮）日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結について

日程第４　議案　第５６号　日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について

（総務・文教・厚生・建設委員会）

日程第５　議案　第４７号　昭和５８年度日野市一般会計補正予算について（第２号）

（厚生委員会）

日程第６　議案　第４６号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）

日程第７　議案　第４８号　昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第８　議案　第５２号　日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について

日程第９　議案　第４９号　昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算について

日程第１０　議案　第５０号　市道路線の一部廃止について

日程第１１　議案　第５１号　市道路線の認定について

（総務委員会）

（請願審査報告）

日程第１２　請願第５８－１３号　無集配特定郵便局設置に関する請願

（文教委員会）

（取り下げ）

日程第１３　請願第５７－６５号　高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願

（文教委員会）

（請願審査報告）

日程第１４　請願第５８－４号　七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願

日程第１５　請願第５８－１０号　体育施設の建設及び促進に関する請願

（厚生委員会）

日程第１６　請願第５８－８号　滝合学童クラブ増築に関する陳情

（建設委員会）

日程第１７　請願第５７－　５４号　日野市日野本町四丁目６番地、同７番地、同８番地、同１８番地の市街地整備促進についての請願

日程第１８　請願第５８－　１号　日野市程久保６０４－１、他の土地の宅地造成反対の陳情

（総務委員会）

日程第１９　請願第５８－　１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願

日程第２０　請願第５８－　１５号　退職金引下げに関する陳情

（文教委員会）

日程第２１　請願第５７－　６号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願

日程第２２　請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

日程第２３　請願第５７－　５６号　図書館の夜間開館に関する陳情

日程第２４　請願第５７－　６４号　中学校通学区域変更に関する陳情

日程第２５　請願第５８－　１２号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願

（厚生委員会）

日程第２６　請願第５７－　５８号　優生保護法「改正」に反対する陳情

日程第２７　請願第５７－　６３号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情

日程第２８　請願第５７－　６７号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第２９　請願第５８－　６号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第３０　請願第５８－　１１号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願

（建設委員会）

日程第３１　請願第５７－　２７号　水害等対策に関する請願

日程第３２　請願第５７－　３１号　私道舗装に関する請願

日程第３３　請願第５７－　３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第３４　請願第５７－　３８号　住宅環境保全に関する請願

日程第３５　請願第５７－　４６号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願

日程第３６　請願第５７－　５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願

日程第３７　請願第５７－　５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願

日程第３８　請願第５７－　５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第１豊田荘住宅地域を除外に関する請願

日程第３９　請願第５７－　６０号　１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願

日程第４０　請願第５７－　６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第４１　請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

日程第４２　請願第５８－　９号　京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願

（継続審査議決）

日程第４３　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４４　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４５　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４６　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４７　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第４８　議員提出議案第１３号　退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議

日程第４９　議員提出議案第１４号　森田喜美男市長辞職勧告決議

日程第５０　議員提出議案第１５号　日野市退職金制度の正しい解決を求める決議

日程第５１　議員提出議案第１６号　無集配特定郵便局設置に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第５１まで

午後１時３０分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員３０名であります。

議案審査報告に入る前に市長から発言したい旨申し出がありますので、これを許します。

市長。

○市長（森田喜美男君）　お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、去る１５日夕刻、郷里実家の姉が逝去した旨、知らせを受け取りました。１７日本会議の当日が葬儀、告別の日に重なりますので、１６日、議長にもお願いを申し上げ、また、助役に職務代理を指示して、葬儀に参列するため帰郷させていただきました。以上、私事のために議会運営と議員各位に御迷惑をかけましたが、寛容な御理解をいただきまして、お許しいただきますことを深く感謝をもって衷中ながらごあいさつを申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これより日程第１、審査報告に入ります。

議案第４５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第４５号の総務委員会の審査報告を申し上げます。

日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定でございますが、仲田緑地取得のために条例の６番目に特別会計を設けるというものでございます。

慎重審議の結果全会一致原案可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第５４号、日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第５４号、日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について審査報告を申し上げます。

この工事は、契約金額４億9,５００万にて、指名競争入札によりまして、興建社・東京建設共同企業体が落札をしたものでございます。委員会の中におきまして、工事の進入路がない、あるいは通学路がはっさりとまだ定まっていない、甲州街道からの道が１本しかないので、安全はどうか、あるいは正式な建築確認がおりていないのに、法的にはどうなのか、こういった質疑応答がされましたが、全会一致原案可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５４号、日野市立日野第一中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

議案第５５号、（仮）日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　続きまして、議案第５５号、仮称日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結について総務委員会の審査報告を申し上げます。契約金額６億8,５００万にて千代田区飯田橋の古久根建設株式会社が落札をしたものでございます。委員会の中におきまして、委員の皆さんからこの学校の配置図、配置が非常に不適格である、あるいは先ほども申し上げました通学路のめども全く立っていない。また、非常に３８７名程度の小規模の学校である。いまここで建設をする緊急度があるのかどうか。すでにピークは過ぎたのではないか、こういった質疑がなされたわけでございます。長時間かけまして、慎重審議をいたしました。賛成多数によりまして、原案可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　入札の件なんですけれども、当初たしか助役からかなり高い金額のものについては、ジョイントベンチャーを組んで地元の企業を入れるということはできないというふうなお話があったと思うんですが、今後はぜひかなりの金額のものであっても研究をされて、たとえばランクづけを少しゆるやかにするとか、いろいろ検討されて、ぜひ地元の企業がこういった大きな金額の工事にも入れるような対策を講じていただきたい、ということを意見として申し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５５号、（仮）日野市立仲田小学校新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第５６号、日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第５６号、日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結について総務委員会の審査報告を申し上げます。

契約金額３億8,３００万にて日本国土・長田建設共同企業体が落札をしたものでございます。この中におきまして、いわゆるＢクラスと言われる建設業者、この基準を引き上げることができないか。あるいはこの三沢中学校が運動場が非常に狭くなるということを想定し、今後運動場の拡張はいかん、こういった質疑がなされましたが、全会一致、原案可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　この市立三沢中学校の増築は、いわゆる三中の過密問題が独立校をつくるという方向での解決を見ないということで、出されてきた案に従って今回行われるものでありますが、市長は、議会での答弁の中でも万願寺区画整理地内に新しい中学校を考えているということを委員会においてもそうでありますが、述べておられます。教育委員会との間で、この万願寺区画整理地内の中学校の建設について、具体的にどのような協議が行われてきたかということは、一つの大切な問題であろうと思うわけであります。と申しますのは、市長が単に今回の三中の過密対策、この問題を回避するために三沢中学校に学区を変更する、ということでの対応を示し、多くの父兄また市民の反発を受けたわけであります。ということは、市長はここで何らかの具体的な対応策を示さざるを得なかった。そういうことで万願寺区画整理地内の中学校というものが出てきたんではないか、と思うのであります。しかし、中学校を一つ建設をするということは、学区の問題、学校規模の問題、そして、また将来にわたる義務教育施設としての考え方、これらのことが当然根本において検討されていなければならないはずであります。つまり、増築をするという今回のこの三沢中学校の案件でございますが、ここに至るまでにはかなり教育委員会との間にいろいろな話し合いが私はあったのだろうと思います。つまり中学校をめぐるこれからの将来にわたる課題でもありますので、総務委員会の中で、この万願寺区画整理地内に市長がつくると言っているこの中学校のことについて、何か話し合いが行われたかどうか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務委員長。

○総務委員長（黒川重憲君）　ただいまの御質問につきましての審議は総務委員会ではございませんでした。したがって、担当者の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御意見についてでありますが、確かに第三中学の現状の過大化対策として、学校の東の方の位置に新設校をぜひつくりたいという念願は、終始持ってそれなりの努力をやってまいりました。しかるところ、ついにまたその成功も見込みなしという結論に達しましたので、考えられます次の対策といたしまして、いわゆる学年進行方式による学区の編成替えということで対応せざるを得ない、こういう結論が三沢中学校の増築の問題であります。そして一方にいつも議会からも御指摘をいただきますとおり、学校をつくるという責任は、そのまた適正配置、あるいは、適正規模等を保つという意味で、市長の大きな責任であ

る、このことを私も痛切に感じております。

そのような考慮の中から、いろいろと市内全体の特に中学校の適正配置、適正規模という問題を考えます場合に、すでに用地確保のめどを正確に持っているのは、万願寺区画整理地域におきましての国有地の取得であります。このことは、この地域のいわゆる小中学校の施設として、重要であるのみならず、また周辺の校区の再編成ということにも十分な意義を持つ、とこのようには考えられるところであります。いつその資格等が発生をし、つまり建物をつくりますための条件が整うかという一面はございますが、これはいま文部省で言われておりますとおり、特に中学校のいろいろな問題を解消する一つの施策として、適正規模を保つ、その施策が一定の教室の範囲にとどめて、そして、その施策が行われます場合には、私は直ちに役に立つことだと思っております。したがいまして、いますぐどうこうということの対応にはならないかもしれませんが、将来を見通す場合に、いわゆる東に１校、西に１校という配置によって適正化を保つ、ということに該当する、とこのように思っております。もし状況が緊急性を要するということでありますならば、比較的早い時期に、その学校をつくるということも可能である、このようにお答えをできるわけであります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、本議案に反対するのではありません。この案件については賛成なんですが、背景に第三中学校の過密の問題があるから、いまお聞きをしているわけであります。少なくとも、新しい中学校の構想を市長が口にするからには、当然教育委員会にしかるべき案、また検討した経過というものを何か示すものがあって、しかるべきであります。一体教育委員会は、このまぼろしの万願寺中学校というものについて、どのような検討をしてきているのか、また学校規模はいかなるものか。そして、区画整理事業地内の建設予定でありますから、当然区画整理事業の中において、場所としてきちんとこの辺につくるんだというものが計画されているはずであります。一体どの辺につくる計画が立てられているのか。その辺の万願寺の区画整理地内につくるといった構想が出てきた背景を、せっかくの機会でありますので、教育委員会並びに都市計画の方から説明を受けたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

教育委員会の方では、万願寺の区画整理が完結した時点で、あの地区に相当数の家屋が張り

つくんではないか、直接今回の三中、または三沢中の問題とは別個に、将来のことを考えた場合に、ぜひ区画整理の中で、小中学校の用地の確保これはお願いしておきたい、この申し入れはしてございます。ただ、三沢中学が今後過大化して、そのために三沢中のある部分を万願寺の区画整理に伴う中学の方へ移さなくてはならないか。これは、将来１０年あるいは２０年先、そういうところまで予測するということは、きわめて困難でございますけれど、当面三沢中学の現状を見た場合に、三沢中学そのものは、６１年をピークにして６４年当時になりますと、逆に８５０を割るような規模の学校になってくる。こういう状況からいきまして、当面の万願寺の区画整理地区内におけるところの学校に学区域をここで変更して、また学区域を変更して、万願寺の方へ移す必要はもう生じてこない、そういうようにとらえております。ただ、万願寺の区画整理に伴って、一中の子供たちが大きくふくらんでいく、そういうような状況があったときには、一中学区を分割する、そういう面からいきましても、ぜひ万願寺の区画整理にあわせて、中学校用地を確保しておいていただきたい。このことにつきましては、市当局の方に申し入れてあります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いま教育長のお話を聞いておりますと、用地の確保をお願いしておきたいということで、お願いをしたわけではまだないように受け取れるんですね。教育委員会から正式の学校建設に関する建設計画要望というものが出されない前に、市長の一つの個人的なこれは考えではないかと思いますが、万願寺区画整理地内に中学校をつくりたいというお話であります。一つの矛盾といいますか、食い違いがあるように思うんですが、この点もひとつお答えをいただきたいと思います。それから、いま教育長のお話をお聞きしておりますと、一中のいわゆる過大といいますか、過密の対策として、この万願寺区画整理地内に中学を一つ考えたいんだというお話であります。ところが、三中、三沢中地区の父兄の皆さんは、当然、三中の東側に新設校、これがいまできておりませんので、市長は川を隔てた万願寺区画整理地内の方に一つ三沢中、三中の対策も含めてつくるのではないか、という受け取り方をしているのではないかと思うのであります。しかし、いまのお話では、一中を頭においての構想であるようでありますので、市民の皆さんに誤解がないように市長の方からその辺の考え方をもう一度お聞きをしたいと思います。先ほど都市計画の方からの御答弁を私聞きませんでしたので、それもあわせてお願いをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から万願寺区画整理区域内に設置を予定しております中学校の都市計画上の位置等を御説明申し上げます。

位置といたしましては、淡水区の下流に川原付市営住宅がございます。この川原付市営住宅からさらに下流に向かって約１００メーターの地点でございます。大木島でございます。それでこの万願寺の区画整理区域の決定、事業の認可をいただく時点では、この中学校あるいは小学校を１校ずつを建設をするということで、事業の認可も区画整理事業として取ってございます。これに従いまして、区画整理事業の方を現在進めておる段階でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。区画整理に伴う学校用地の確保、この問題につきましては、これは万願寺に限らず、西平山であれどこであれ、区画整理という形で、将来その地区に相当数の家屋が張りついていく、というその状況がある場合には、ぜひ事前に学校用地の確保、これはお願いをしておきたい。ですから、正式に文書で教育委員会なら教育委員会の委員会にかけて申し入れをする、そういうような正式の手続をとるまでには至っておりませんけれど、区画整理に伴う事業には、学校用地の確保をお願いをする。このことについては、いずれにしても市の方にはお願いをしている、そういう現状でございます。

それからなお、三沢中学関係の問題につきまして、ここで予算を承認していただきますと、９教室クラスがふえまして、最大規模２５クラスまで収容できる学校に三沢中がなるわけでございますけれど、私たちが推計しております状況の中におきまして、６１年をピークにいたしまして、年々今度は中学校の児童数が減少していく。そういう状況の中で、６４年当時の状況を見ますと、先ほど申し上げましたように、８５０名を中学の生徒数が割ってクラス数が２１クラスというような形の学校に三沢中学が落ちついてくる。若干の社会増というものは考えておかなくてはいけませんけれど、いずれにしてもそういう状況になってきます。そうしますと、三沢中学の保有面積、これとの関係から、国または都あたりからのこれに伴う新しい学校の補助、そういうものが、保有面積の関係から三沢中に関しては生れてこない、というようにとらえております。

そうなってまいりますと、それとは別個に、将来その地区に家屋が張りついて生徒がふえて

いく中で、一中そのものの状況、これを考えたときに、第一中学を分割して新しい中学をあの地区につくるということ、このことは、現在の第一中学の学区域の広さ、その他の問題等とも絡めて必要なんではないか、とこんなぐあいにとらえている次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５６号、日野市立三沢中学校増築及び給食室新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第４７号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第２号）総務委員会の審査報告を申し上げます。

歳入、都の支出金９６万円等を含めて、歳入合計7,０９６万円の補正でございます。なお、予備費の６０万1,０００円につきましては、計数整理でございます。慎重審議の結果、全会一致原案可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　ただいま議題となりました、昭和５８年度の日野市一般会計補正予算（第２号）のうち教育費について御報告申し上げます。

理事者より本件に対する提案理由並びに議案の内容等について詳細なる説明を求め、慎重審

査を行った次第でございます。将来増設用地を利用して移設するものであります。（「何を」と呼ぶ者あり）ちょっと大変失礼しました。教育費の総額は2,０６０万7,０００円でございます。本件に対する質疑の主なものは、小学校費1,６１３万7,０００円のうち、三中テニスコートを程久保小の将来の増設用地を利用して移設する、というものでございます。移設費が1,580万円、また、中学校の産休代替、病休代替の１２３万1,０００円、それから、幼稚園費３２３万9,０００円のうち、支出内訳なんですが、幼児教育センターの１４０万円、これらの予算措置には過去のいわゆる私立幼稚園協会との請願とのかかわり、また、経過等を踏まえ、私立幼稚園協会との話し合いはできておるのか、あるいは今後旭が丘幼稚園設立構想との関連で従来のような幼保一元研究施設を段階的、あるいはなし崩し的に実現していくのではなかろうか。あるいは第一幼稚園、保育園の先生方の同意は得られているのかどうか。また、この研究センターの規模と重松鷹泰先生とのかかわりはどのようになっておるのか等の質疑が主にされたわけでございます。それらに対しまして、４月２５日私立幼稚園協会との会合に市長が出席されまして、従来より現在の施設を利用して、じみに実務研修をしたらどうか、という多くの指摘されている経過等もあって、それらに沿って予算措置をとった、ということでございます。

２点目は、旭が丘幼稚園をつくっても従来のような大規模な施設をつくる計画はない。

３点目は、６月２日第一幼稚園及び保育園の先生方の同意は得られておる。

４点目は、重松鷹泰先生の指導のもと、２人程度の非常勤の研修生をおいて研究を進めていきたい、等でございました。これらの意見を踏まえ、現在幼稚園児研究、あるいは保育園研究は―ただいま申し上げているのは意見でございますが、現在幼稚園研究、保育園研究は、その情報がはんらんし過ぎるほど数多くの書籍、資料があるが、たとえ実務研修とはいえ日野市の中で、生きた教育を実践の中でとらえ、その活用に誤りがないように、また幼児減少の中にあって、かつ社会情勢の変化の中で、旭が丘幼稚園設立構想には、大いに問題点が含まれておる。たとえ小規模の研修所の設置構想であっても、都ですら切り捨てたものを、単位自治体で行う必要が果たしてあるのかどうか。第一幼稚園、保育園の研修所程度にとどめておくべきである。特に各常任委員会においては、予算計上時、説明のみでなく、来年度予算措置、あるいは補正予算措置構想の段階において、重要な点に関しては、骨格程度の説明を各委員会、議会等にあらかじめ発表してもらいたい。これらの要望を市当局に適切なる措置を求めたところでございます。以上により質疑、意見を終結し、採決の結果、全員原案のとおり可決すべきもの

と決した次第でございます。以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会に付託された歳出のうちの民生費、衛生費、労働費について審査の報告を申し上げます。

まず民生費で社会福祉費の中の身体障害者福祉費で１９２万円の補正がなされています。これは新しい施策としての人工肛門、人工膀胱用装具及び酸素購入費助成事業についてのものであります。これはオストメイトと呼ばれるものだそうですが、現在、市内で８名を把握しているが、１万人に１人程度ということなので、１５人分を組んだ、と説明されています。平均１日４枚のパックのとりかえと言われているが６枚が可能の費用になっている。都が２分の１、市が２分の１の負担である。４月１日にさかのぼって支給するなど、６月１０日に制定された運営要綱が配付され説明がなされました。民生費でもう一つ、児童福祉費の中の保育園費で７０５万円の補正があります。これは、平山保育園耐震補強工事負担金で、都住宅供給公社が１階部分の柱の補強工事を行うに伴って保育園の整備を行うもので、床、照明、手洗所の改善など、これ以上は都でやってくれないというものを、市で負担してやらせるというものであります。

衛生費については、清掃費の中の清掃総務費で９４０万円の補正であります。破砕不適物等置場を、交換した犬管理事務所のところに新設する費用であります。ブロックを積み、金網を置く、そこで金属類は業者に売る作業などをやるというものであります。

最後に労働費については、労働諸費の中の勤労者福祉対策費で５８万2,０００円の補正であります。雇用促進特別事業として、１２０名の予算が組まれていましたが、民間日雇い労働者の団体である立川自由労組からの要請により３０名分をふやしたもので、各市１５０名で足並みをそろえたというものであります。以上民生費、衛生費、労働費の計４件の補正でありますが、慎重審議の結果、全会一致可決と決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○１９番（市川資信君）　保育園費に関連して学童クラブと保育園のことについて１点

お伺いしたいんですが、これは委員長にお聞きするというより、むしろ理事者に質問の形になろうと思うんですが、私は本年度の予算委員会において、まず学童クラブの正職化について、もし正職化になるがゆえに、理事者の答弁では内容を濃くするんだと、内容を充実していくんだというような助役の答弁があったわけです。そういう中で、現実にいままで８時半からお預かりしていたお子さんを９時１５分になると、これは内容の充実ではなくて、むしろ後退ではなかろうか、それに対して福祉部長は答弁はなかったわけですが、助役がそれについては責任をもって対応する、というお答えをいただいたわけであります。これは春休みのみでなく、夏休みも今後恒常的にそういうふうに解釈していいのかどうかが１点であります。

それから、もう１点は保育園に関して、私の子供も従来保育園に行っておったんですが、従来は保育園にはストはありませんでした。病院、保育園というのは本来ストライキをするべき筋合いのものではない。もちろん地方公務員は一般ストライキも禁止されておるわけですが、とりわけ保育園のストライキというものが、いかにその地域に与える影響が大きいか、ということを勘案しなければならない。したがって、私は保育園のストライキは中止していただきたい。職員組合にそう申し入れていただきたいと思うんですが、その２点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　質問者の指示どおり、理事者ないし担当部局に答えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いま市川議員の御質問にありましたように、われわれといたしましては、学童クラブの正職化に伴いまして、サービスの内容に後退のないように今後とも努めていく、という決意でございます。したがいまして、８時半から夏期休業中及び学校休業中におきましては、８時半から９時１５分までの間につきましては、超勤をもって対応する、というような形で、児童の育成に不安のないような対応をしていきたい。今後ともこのような対応を必要な限りやっていきたいというぐあいに私どもは考えておりますので、御了解願いたいと思います。

また、第２点の保育園のストについてでございますけれども、先ほどの御指摘のように、保育園はあくまで働く御家庭の御子様を預かる、という施設でございますので、ここがストに突

入するということは、家庭の育児、あるいは労働上に不安を与えますので、私どもといたしましては、ストに巻き込まれないように、再々にわたって勧告をしてきておりますし、これについては今後もこのような事態のないように、子供が預かれるような体制を十分に組むような指示をしております。これについては組合は私どもの指示を受け入れるまでにまだ至っておりませんが、今後とも努力をしていきたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　学童クラブの件については了解いたしました。

保育園の件については、特に冬などは、あの寒いのに中に入れなくて１０時まで門のところでお父さんあるいはお母さんと一緒で待っているとか、最近は園によってはお母さんが何人か出て交代でお子さんをお預かりしていると、そのたびに学校、あるいは会社、職場を遅刻したりお休みしたりしている現状だということが私どもの耳に入っております。そういった違法なストライキを行うことによって市民に多大な迷惑を及ぼすということは、私はやはり断じてあってはならない。かように思う見地から、ひとつできる限りの善処をいただきたい、とかように要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　建設委員会に付託されました審査報告を申し上げます。

議案第４７号でございます。昭和５８年度日野市一般会計補正予算第１号についての建設委員会に付託されました歳出のうち、土木費につきまして審査報告を申し上げます。

道路橋梁費７目の橋梁新設改良費５８０万円は、仮称二番橋の基本調査のための予算であります。また都市計画費、２目の区画整理費2,５００万円は都市計画事業特別会計への繰出金であります。本件に対して、橋の将来計画、人道橋にした理由等に対する質疑が行われました。また、学区変更のための計画ではなくて、区画整理事業の一環としての計画なら賛成との意見もありましたが、採決の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　二番橋の件でありますが、この橋について大分前に市がおつくりになった浅川利用計画という大部の本があると思うんですが、あれに基づく橋であるというふうなことの説明があったかどうか、それをお伺いしたい。もし説明がなければ、その点を理事者側から詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　その件につきましては、審議はございませんでした。ただし、豊田の駒形公園のところには、理事者側の方で計画があったということは出ました。その件について検討はいたしましたけれども、その中で、この二番橋については、計画はその当時なかったけれども、万願寺区画整理をするために、これは区画整理が終わると同時にどうしても必要性が講じてくるんじゃないか、というようなことは議題に上りまして、それは審議いたしまして、その程度ぐらいの審議しかしておりません。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　理事者側のもう少し詳しい答弁を求めたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方からお答え申し上げます。

浅川利用計画上では、一応審議の過程におきましては、３橋が一応対象になりました。最終的には報告書に盛られましたのは２橋でございます。この２橋は、南平の駅の浅川沿いのところでございますけれども、そこから将来計画されております豊田の南の区画整理事業、この中で、一応計画としては、約3.８ヘクタールの公園を考えております。そこに１橋を架橋する。もう１橋は、駒形のプールの利便を図るために駒形公園との対岸を結ぶ、この２橋が報告書に盛られましたのは、浅川の利用計画上一応そのあたりが中心の地点になっております。したがいまして、計画上はこの２橋ということで報告はされたわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、検討の過程では、高幡と対岸の区画整理区域を結ぶところに設置したらどうか、という話もあったわけでございますが、当時、区画整理事業がまだ認可を行う直前でありました関係上、とりあえずその時点では、計画からはずした、といういきさつがございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　ということは、いずれにしても、報告書といいますか、利用計

画をつくる段階では、最終報告の中にこの橋は入っていなかった。つまりそれ以後どういう事情があって新たにつけ加えるようなことになったのか。橋というのは、たとえ歩道橋といえども、かなりの金額を要するものでありまして、かなり長期的な計画を初めにもっておった上でつくるべきものだと思うんですが、本来は長期計画の中にないものが急きょこういうふうに出てきたというその理由については、さらに詳しく理事者側の答弁をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　上程の本会議の際にかなり詳しくお話をしたように思っております。つまり、高幡区画整理を地元に相談をする際、あるいは万願寺側の区画整理がだんだん具体化いたします過程におきまして、やはり両方の地区を橋によって結ぶ、一体感をつくる、そういうことがきわめて必要である、そのようにお答えをいたした経過がございます。また、これは仮称二番橋と言っていますが、仮称三番橋、仮称四番橋というふうに、浅川の南北関係をつなぐ一つの考え方の延長には、いずれ特にこの処理場と対岸の関係を結ぶ必要もある、このように考えられます。したがいまして、南北関係というものは、いよいよその時代が近づいたということもありますし、町づくりの大きな構想にはめられるべきものである、とこのように考えておるところであります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　ということは、当初おつくりになった浅川利用計画というものが、ずさんであったということになりませんか。あれほどの大部のものをおつくりになってその中に十分に審議をされた上で、あれだけの報告がなされていると思うんですが、それにないものが突然と出てくるということは、その時点で、いま市長がおっしゃられたような意味合いのことが十分把握されていなかったのかもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ受け取られる私どもの未熟さがあると思っておりますが、有意義なものはやはり表に出るとこういうものだと思っております。そして、ともかく論議をされて、またこの高幡の区画整理に今日いろいろと異論もあるわけでありますが、それらはやっぱり将来の夢を持っていただくためにはこういう施策を行って気持ちを引き出して理解をしていただく、そういうことも必要だとこのように思います。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　委員長の報告の中に、これは学区域変更、中学の地域変更を行うのが目的でないという、私はこの議案上程されたときに、市長からそういう答弁をいただいております。まずそれは報告のとおり間違いないかどうかということを１点念を押しておきます。と申しますのは、私は明らかにこの橋の計画を中学の過密解消を図る目的の一環として行うということを前に聞いているから、そういうしつこい質問をするのであって、そういったことは一切ないんだ、ということを念のため確認のために質問しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　いま市川議員から言われました学区の問題ですね。これはあくまでも理事者側の方でそういうことは一切ございません、という審議の中でございました。

○議長（石坂勝雄君）　なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長の報告について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は厚生委員会で、ただいま委員長から報告のありました労働費これを担当した委員の１人でありますが、この労働費の雇用促進特別事業について、委員会で意見を申し上げましたが、その意見が委員長報告の中で、述べられませんでしたので、本会議のこの席で申し述べておきたいと思います。いわゆる失対事業、失業対策事業というものについてのこれは予算であります。１５０名にふやした、追加３０名であります。しかしながら、従来５７年度までは年間１００名で来ていたものであります。この失対事業につきましては、昭和５５年の１２月６日、大河内一男座長の失業対策制度調査研究会というのが報告書を出しております。その中で、失業対策事業を労働政策としての事業として維持運営していくことが次第に困難となってきている、このように述べております。そして、失対事業の就労者の実情や過去の経緯等から直ちに失対事業を終息させることには問題もあるので、終息に向けて次のような措置を講じつつ、なお暫定的に継続することもやむを得ない。このような場合においても、労働政策としての事業とする必要がある。このような意見書が出ているわけであります。そして、失業者を吸収するために国や地方公共団体が事業を興すという方式はとるべきでない、と述べております。こういう方針が示されているにもかかわらず日野市で他市にならうということで、今回追加３０名がなされた、ということであります。果たして具体的にどの程

度実際の必要性があったか、ということも結局委員会では明らかにされませんでした。そういうことで、これからもこういう一つの考え方というものが出されておりますので、このような考え方に基づいてこれからも失対事業というものを自治体においても取り組んでいっていただきたい、このように申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第47号、昭和58年度日野市一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第46号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会に付託されました議案第46号の審査報告を申し上げます。

この議案は、児童館設置条例の一部を改正するもので、第5条の利用時間の変更と新設の三沢児童館を別表に加えたこと、それに三沢児童館の新設に伴っての各分室の所属の変更と削除であります。利用時間の変更は、土曜の午後の勤務を正常の勤務とする児童館職員の勤務時間の関係から、9時を9時15分としたものであります。これに対して従来どおり9時としておいて、必要によってただし書きで処理すればいいのではないか、との意見がありました。また、9時から9時15分までの利用希望状況を把握し、必要な場合には対処するものとして、これに賛成するという意見も出されました。この利用時間を定めた第5条以外のものについては、全員一致可決となりましたが、この5条の改正については、可否同数となり、委員長採決で原案可決と決定いたしました。議案第46号は、原案可決といたしましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。中山基昭君。

○24番（中山基昭君）　特に46号の新設にかかわる分でございますけれども、私は児童館活動に大きく期待をしておるわけでございます。こうした面からも、新しく設けられるということは大変結構なことだというふうに理解をしております。ただ残念ながら、まだ四つというふうな面からは、これからさらに新設等が必要ではないかと思います。特に分館といたしましても、学童クラブこういう面を見ますと、かなり老朽化し、あるいは大変雨等が強いときには降る。たとえば具体的に申し上げますと、旭が丘等のクラブは、第四中学の仮設を移設した施設である、かなり老朽化しておる。こういうものについての見直し、こういうふうなことの中で、さらに児童館の新設等について具体的な計画等に関して、委員会の中でもこの審議をされましたかどうかということでございます。特にございませんでしたら、担当部長の方から、この際お聞きをしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　いま中山議員の質問にありました児童館について、今後の計画、方針については、この付託された議案の審議の中では、質問も説明もございませんでしたので、理事者ないし事務当局からお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

児童館につきましては、現在4館運営しておりますけれども、これにつきましては、学童クラブとの関連の中で、私どもはいままで進めてまいりました。御指摘のように、学童クラブもかなりの数を設置することができまして、現在17施設、1学校区一つということについての目標をかなり達成してまいりました。今後とも1学校区へ一つということを目標にいたしまして、鋭意努力をしていきたいというぐあいに考えております。また、老朽化してきた部分、補修を要する部分につきましては、補修を予算に計上し、補修をしていきたいし、また、御指摘のように旭が丘学童クラブのような耐用年数に近い部分につきましては、新しくするなり、あるいはかなりな大きな補修工事を進める等して、不安のないような形で運営をしていきたい、というぐあいに考えております。

また児童館につきましては、やっと今回第4館目を迎えましたけれども、今後とも1中学校区一つという目標を掲げておりますので、これに向けて鋭意努力をしていきたい、という具合に考えております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　反対意見を申し上げます。

第５条、館の利用時間の件でございますが、現行が午前９時から５時までとなっているものを、９時１５分から５時までにすると１５分間開館時間をおくらせると、利用時間をおくらせるということになるわけであります。これについても短時間ではありますが、この時間帯に利用している方もいらっしゃるわけです。さらにこの変更というものの内容をよく伺いますと、利用者の意向ではなくて、中に勤務をしている者の意向で内部的な理由でこうなった、というふうな説明でございます。ということで、ただし書き以降に市長が必要と認めるときには、これを変更することができるというふうな文書があるわけでございますから、従来どおり、午前９時から午後５時までの利用時間にしておいて、ただし書きで対応していく、ということで十分できるのではないか、という観点から、私ども新政会としては、この案に反対でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第４６号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第４８号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第１号）、議案第５２号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第４８号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第１号）、議案第５２号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について、２議案一括して建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第４８号の都市計画事業特別会計補正予算第１号につきましては、歳入、歳出ともそれぞれ5,５００万円を追加し、歳入、歳出総額をそれぞれ７億３２４万6,０００円とするもので、歳出につきましては、万願寺地区の水道整備に伴う工事負担金であります。また、議案５２号の水道施設の整備に関する協定の締結につきましては、東京都水道事業管理者と昭和６３年３月３１日までの期間で協定を締結するものです。本件に対して、負担割合についての質疑に地区外は都負担、地区内市街地は都６割、市４割との答弁がありました。採決の結果、以上２議案とも全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　この事業費ですね、これにつきましては、区画整理区域内の水道管の埋設ということになっておりますけれども、この水道管の埋設が口径がどのくらいのが入りまして、その口径が何メートルであり、または小口径等もありますと思いますので、それらの埋設の延長が何メートルぐらいになるかをお伺いいたします。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　この水道管の延長とそれから口径の谷議員の説明をしろということでございますけれども、これについては、委員会の席上では、私ども審議はいたしませんでしたので、担当の方からひとつよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方からお答え申し上げます。

総延長は４万1,０００メーターでございます。それで管の口径でございますけれども、７５ミリから１５０ミリまでの管でございます。これの内訳につきましては、ちょっと私いま詳細持っておりませんので、後ほど御連絡したいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　それでは総延長が４万1,０００メートル、それから管の口径は７５ミリから１５０ミリということで、後日ひとつ文書で回答していただきたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４８号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第１号）、議案第５２号、日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第４９号、昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第４９号、昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本予算は歳入、歳出予算総額をそれぞれ２０億1,６００万円とするものでさります。全体面積3万9,４００平方メートルに対し、１万9,７００平方メートルは、無償貸与、残り1万9,７００平方メートルのうち1万6,０００平方メートルを本特別会計で、3,７００平方メートルを一般会計で買収するものです。本件に対して特別会計を設置した意義についての質疑がありましたが、大蔵省の強い指示で設置することになったとの答弁がございました。また、残っている土地も１日も早く買収してほしいとの要望も出されましたが、採決の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします、本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４９号、昭和５８年度日野市仲田緑地用地特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第５０号、市道路線の一部廃止、議案第５１号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第５０号、市道路線の一部廃止、議案第５１号、市道路線の認定について、一括して建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第５０号の一部廃止につきましては、今朝ヶ島５号線の現況が廃滅したために廃止するもので、鈴木自動車には等積交換するもので、多摩運送には有償譲渡するものでございます。審査の結果全員異議なく原案可決と決定いたしました。

続きまして、議案第５１号につきましては、旭が丘１００号線を認定するものでございます。旭が丘２丁目４２番地の４の市有地の公共施設整備のためのものであります。委員会では、現地調査を実施し、審議の結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第５０号、市道路線の一部廃止、議案第５１号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第５８－１３号、無集配特定郵便局設置に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　請願５８－１３号、無集配特定郵便局設置に関する請願

につきまして、総務委員会の審査報告を申し上げます。

東神明自治会会長の松川修次郎さんより出された請願でございまして、１日も早くこの神明地区に無集配特定郵便局の設置を願うものであります。そして、所轄官庁である東京郵政局長に対しまして、議会から意見書の提出をお願いしたい、こういう案文でございました。慎重審議をいたしまして、全会一致採択と決しました。

なお、意見書の案文は、皆さんのお手元に御配付をしたとおりでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－１３号、無集配特定郵便局設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第５７－６５号、高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、文教委員長より報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　請願第５７－６５、高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願、代表者沢登　均さんより議会及び当局の努力により要望事項が満たされたので、取り下げたい旨文書により提出がございました。委員会では、全会一致この申し出を承認いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、請願第５７－６５号、高幡台団地運動公園内テニスコート設置に反対の請願の件については、取り下げることに決定いたしました。

これより請願第５８－４号、七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願、請願第５８－１０号、体育施設の建設及び促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

○文教委員長（市川資信君）　請願第５８－４号について審査並びに経過報告を申し上げます。

本請願は５８年３月の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでございます。請願者は多摩市豊ケ岡４－１－１－３０２、花島輝成さん外９７８名の方から、七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願でございます。

本委員会は４月２２日、七生養護学校を現地視察し、その実態を勉強すると同時に当委員会において慎重な質疑が交わされました。主な点を申し上げますと、本来、七生福祉園に入所した児童を対象にした七生養護学校であるために、日野市または近くの自治体の児童を受け入れるには、施設の整備を図らなければならない。あるいは都民生局だけでは対処しきれない。教育機関との話し合い、合意も必要である等の中で、できる限り請願者の趣旨に沿うよう関係部局と前向きに検討している、との経過でございました。本日までそのような経過でまいったわけでございますが、この請願と同一のものが都議会にも提出されておりまして、今般都議会において趣旨採択された旨通知がありましたので、それらを踏まえ本委員会では全員異議なく採択と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続いて請願第５８－１０号についてその審査並びに経過、結果を御報告申し上げます。

件名は、体育施設の建設及び促進に関する請願でございます。請願者は日野市大坂上２－１－１、小峯邦典さん外4,０８５名からの請願でございます。要旨は過去再三にわたり運動施設の拡充を願う請願をしてきたが、具体化されていない。農林省跡地の総合運動公園並びに谷地川の河川敷運動場を早期実現させてほしいというものでございます。本委員会は、理事者より詳細なる説明を受ける中で、農林省跡地については、仲田緑地公園４ヘクタールの５７年、５８年度自主設計、５８年度用地取得、５９年から６１年度まで築造工事、６２年春開場の運びと

なること、残る3.3ヘクタールについても、国有財産中央審議会において、本地域の望ましい利用計画、環境整備を図った上で、陸上競技場とあわせ総合体育館を建設する予定であること、谷地川利用計画においても八王子と行政界の問題、あるいは民地との境界の問題等いろいろと問題点があるが、これらは、一事務レベルの折衝では根本解決はむずかしい。請願者の趣旨に早く沿うためには高度の政治折衝が望まれる。この目的に沿うよう一層の努力をせられたい、等の質疑、意見の中で、採決の上、全員異議なく採択と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－４号、七生養護学校に地域の児童・生徒を受け入れることに関する請願、請願第５８－１０号、体育施設の建設及び促進に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－８号、滝合学童クラブ増築に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　請願第５８－８号の厚生委員会での審査報告を申し上げます。これは滝合学童クラブ増築に関する陳情でありまして、滝合学童クラブ父母会会長の小俣朝子さんからのものであります。滝合学童クラブは入所希望者が多く、本年度は１２名が入れなかったので、全員入所できるように増築してほしい、指導員もふやしてほしい、というものであります。本年度保留になった１２名は平山学童クラブで受け入れを行い、６名がこれにこたえた。現在、４施設で保留児が出ているが、学童クラブは、希望者全員を受け入れる方針にはなっていない。保育園と同じように指数でもって受け入れている。増減があり滝合小は年々減っているので、増築には対応しかねる。４５名に対して２名の指導員となっている、などの説明がなされました。滝合学童クラブで受け入れられなかった児童の現状の調査の要求、

その回答など、慎重審議の結果、増築については、児童数の減少と東平山小学校の建設を考慮に入れて、慎重に対処すべきこと、指導員の増加については、正職員を除くことの付帯意見を付して、全会一致採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－８号、滝合学童クラブ増築に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５７－５４号、日野市日野本町四丁目６番地、同７番地、同８番地、同１８番地の市街地整備促進についての請願、請願第５８－１号、日野市程久保６０４－１、他の土地の宅地造成反対の陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　請願第５７－５４号、日野市日野本町四丁目６番地、同７番地、同８番地、同１８番地の市街地整備促進についての請願につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願は、昨年の１２月８日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、請願者は、日野市日野本町四丁目８番地の３、荻野　勇さん外２００名の方から防災上、衛生上など生活環境の改善をしていただきたい、という請願であります。

本件につきましては、地域住民の準備委員会が設置され、都市計画課との協議もすでに重ねてこの地域をどのような手法で整備していくか、アンケート調査を実施する段階に来ています。したがって、本地域を整備してほしい、という請願の願意に沿った方向で進展しているとのこ

とで、委員会では審査の結果、全員異議なく採択と決定いたしました。

続きまして、請願第５８－１号、日野市程久保６０４の１、他の土地の宅地造成反対の請願につきまして、審査報告を申し上げます。

本陳情は、３月９日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、日野市程久保６１６－６６、関根富士夫さん外１２名の方から提出されたものでございます。理事者側より、開発するには隣接地主の同意が必要だが、地図混乱地帯であり、境界査定もできない。また、もし開発計画があれば行政指導はできるとの説明があり、審査の結果、全員異議なく採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　請願第５７－５４号、委員長にちょっとお伺いしますけれども、ただいまの説明がなされたわけですけれど、これは神明上区画整理事業にははずされ、また四谷区画整理事業にもはずされた、この日野本町四丁目、六丁目とか七丁目一帯ですけれど、委員会の方で採択してくださったことは非常にありがたいですけれど、この点でどういう方向、手法で市の方では開発計画を持っているか、もし市の方から案が出されたら、その点もうちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　いま秦議員さんが言われましたように、あの地域は非常にむずかしいという場所でございまして、その中で、委員会では継続にしたというのが、その委員会で審議する時点で非常に道路が狭いというのと、それから、市の方でこれを受けてした場合に、なかなか理事者側の方といたしましては、また東京都ですか、むずかしいというのが第１点で審議したわけでございまして、そこで、その時点では継続審議ということで、そして、その後、委員会の方でもう少し理事者側の方でこの請願者とよく話し合いをもたれまして、そして、いい方法が出てきたならば、委員会でも採択しようというようなことから、理事者側の方といたしましては、説明の内容は、組合施行でいまの段階ではやっていこう、というような地域の人たちの熱意があるというようなところから、理事者側の方は、それではある程度市の方から積極的にその地域住民の方たちに沿ってやっていかなきゃいけないんじゃないか、というような説明がございましたものですから、そこで委員会といたしましては採択というような形になったわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５７－５４号、日野市日野本町四丁目６番地、同７番地、同８番地、同１８番地の市街地整備促進についての請願、請願第５８－１号、日野市程久保６０４－１、他の土地の宅地造成反対の陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－１４号、「外国人登録法」の改正を求める請願、請願第５８－１５号、退職金引下げに関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－６号、日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願、請願第５７－７号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願、請願第５７－５６号、図書館の夜間開館に関する陳情、請願第５７－６４号、中学校通学区域変更に関する陳情、請願第５８－１２号、日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本５件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわ

せて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議題第５７－５８号、優生保護法「改正」に反対する陳情、請願第５７－６３号、優生保護法一部「改正」反対に関する陳情、請願第５７－６７号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58－6号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第58－11号、食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本５件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－２７号、水害等対策に関する請願、請願第５７－３１号、私道舗装に関する請願、請願第５７－３７号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－３８号、住宅環境保全に関する請願、請願第５７－４６号、下排水路の護岸・フタかけ工事を要望する請願、請願第５７－５１号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第５７－５５号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５９号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第５７－６０号、１・３・１バイパス計画を見直し、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願、請願第５７－６２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第５８－５号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第

５８－９号、京王線百草園駅付近の用途地域の一部変更に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本１２件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４３、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４４、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４５、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４６号、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４７、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時１５分休憩

午後４時５１分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと局長から訂正個所がありますので訂正をいたします。

○議会事務局長（田倉高光君）　議事に入ります前に印刷のミスがございますので、御訂正をお願いをいたしたいと思いますが、議員提出議案１３号の退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議（案）の表題を含めまして上から１０行目中段ですが、「よってこれまで事態を放置した市長の責任を追求するとともに」という行でございますが、これまで以下するとともにというところまで文字を削除していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

それでは議員提出議案の審議に入ります。

議員提出議案第１３号、退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場弘融君。

〔８番議員登壇〕

○８番（馬場弘融君）　それでは、お手元に配付をしてあると思いますが、決議案を朗読させていただきます。

退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議（案）

長期化する不況の中で、民間に比べて高過ぎる自治体職員の退職手当が批判を浴びているところである。日野市においてもすでに明らかにされたように、それらに近い状況になっている。そこで退職手当ばかりでなく、その算定基礎となる通し号俸制による給与制度そのものを根本的に見直し、地方公務員法第２４条に適合するよう是正すべきである。よって「日野市一般職の職員の給与に関する条例」及び「日野市職員の退職手当支給条例」を速やかに改正するよう

求めるものである。

上記決議する。

昭和５８年６月２０日、日野市議会。

以上でございます。よろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　何点か提案者にお伺いをいたします。

まず１点目ですけれども、この文章の一番初めの中で、長期化する不況の中で、民間に比べて高過ぎる自治体職員というふうに書いてありますけれども、この長期化する不況と高めに出ている自治体職員の退職金とがどういう関係にあるのか。余り関係ないような感じもいたしますので、その辺の御説明をいただきたい。要するになぜ高めに出てきてしまったのか、なぜこういう状態を呈しているのかということは、長期化する不況とは全く関係ないとは言いませんけれども、基本的にそのことずばりがそうなっているんじゃないんじゃないか、ということが１点。

それから、第２点目でございますけれども、いま一つ給与制度というものは、時代とともに移っていくものだ、というふうに私は過去の実践の中で考えているところでございます。特に昭和３０年代の中盤までは、要するに学歴別、男女別の年功序列型賃金というものがそこに存在をしていた。それから昭和３０年代後半から４０年代にかけていま言われるような、職務給、あるいは職階給、あるいは職能給というような制度が民間の中にも定着をしてこざるを得なかった、という背景があるわけでございます。

それは何ゆえそうなったかといえば、やはり一つは、昭和３０年代後半からの高度成長、これによってやはり民間企業、あるいは民間労働者はヨーロッパ並みの賃金を目指した、これが一つあると思います。ヨーロッパにおいては、やはり賃金決定の基本が職種給、こういうようなかっこうになっております。それからいま一つの時代の流れといたしましては、高学歴化というものが進行いたしまして、一番初め申し上げましたように、要するに学歴別、男女別の年功序列型賃金、５通りぐらいの賃金では、賃金決定ができなくなった。要するに高校出てもブルーカラーになり、あるいはホワイトカラーになる、あるいはもっといえば大学出てもブルーカラーになるような時代になったということから、そこに要するに職務というものを中心にして賃金を決定していかなければいけない、こういう思想がそこに発生をしてきたと思うんです。

それで、その後を振り返ってみますと、そのころのことが、要するに地方自治法２４条に掲げている職務を中心にするという、そういう決め方だと私は思うんでありますけれども、民間企業が、果たしてその後４０年代を経まして、５０年代も終盤に差しかかろうとしている中で、どういう動きが出てきているか、ということについても、ここでひとつ考えておく必要があるんじゃないか、と思うんです。要するに、昭和４０年代、純粋な欧米型の職務給、あるいは職種給、こういうような制度を導入したところは行き詰まってきている。要するに日本の企業の中で、この仕事をしていれば幾らなんだ、この仕事をしていれば幾らなんだ、ということでは、律しきれない日本的な賃金決定の土壌がそこに出てきているということで、職能給というもののウエートが、要するに同じようなグループを持っている能力の集団ならば、同じような形にしていこう、というふうな動き、要するに職務給、職種給が薄まった形の制度に、だんだん是正をされてきているわけであります。そういうような状況の中で、いま私の質問は、賃金制度というもの、あるいは給与制度というものが時代とともに変遷をしている中で、どういうような職階級、わかりますけれども、果たしてこの役所の中ではアウトプットというものが個人個人把握できないという中で、仕事の差を見つけながら格づけをして、そこに当てはめていくということについて、かなりむずかしい部分もあるような気もいたすわけでありますけれども、その辺の、こうやればいいんだ、というようなことがあったらお聞かせをいただきたい。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　第１点、長期化する不況ということと、高過ぎる自治体職員の退職手当がどう結びつくか、ということでありますが、不況の中で、民間企業の場合には、不況に対応するための手をいろいろ打っているわけですね。それに応じて、つまりある段階以上のところに賃金を上げないとか、退職手当を抑えるというふうなことが、当然自分の会社をつぶしてはいけないというふうな判断がまず先に出ますから、それが行われている。ところが自治体の場合には、親方日の丸と言うと少し言い過ぎかもしれませんけれども、つぶれないということで、一定限度まで上がったものが、どんどんどんどん不況の波に関係なしにどんどんどんどん上がっていく、というそういう状況にあった。それに対する十分有効な手が打たれていなかったというために、この長期化する不況の中にもかかわらず、自治体だけが伸びてきた、ということがあるんではないか、というふうに私は判断をしております。それが第１点。

第２点については、具体的なこういうふうな形の給与体系をつくればいい、というふうな案があればお示しをいただきたい、ということでございますけれども、そこまで云々ということは申し上げられませんが、ただ申し上げられますことは、いま福島議員もおっしゃられましたように、時代によって変わるものでございます。そういうものに対して、時代の変化に応じて行政側が十分それに対応してきたであろうか、ということは、私は言えると思うんです。いま確かに与党の福島議員があれだけの見識を持っておられるわけでありますから、そのことを十分行政側に対応して、いろいろな案が出されてしかるべきではなかったか、それを放置してきたということが、やはり大きな問題ではないかというふうに私は思うわけであります。ですから、具体的に私がここでこういう給与制度にしろ、ということは申し上げられませんけれども、少なくとも、いいところまで上がったものを―― いいですか、上がったものを周りが悪くなったそれに対応して、一定限に抑える、あるいは下げていく、違った形のものを考えていくという対応策は十分に考えられてしかるべきではなかったか、そのように思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　１点目はわからないでもないんですけれども、そういう要素もあるだろう、というふうに私は思います。

ただ２点目の中で、ちょっと再質問をさせていただきたいんですけれども、現在、提案者は、現在の給与制度の中で、具体的にどこが問題か、ということについてお聞きをしたいわけでありますけれども、現在の給与制度を見てみますと、やっぱりあそこの号俸制の上に乗っかって責任の重さということについては管理職手当があるということで責任、あるいは仕事の質こういったようなものには管理職手当があるわけですけれども、それはどういうふうにそれではなまぬるいのか、あるいはさらにこういう職種のこういう人たちの処遇というものはまずいのでそこを変えなきゃいけない、ということが具体的にあって提案になっているのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　１点だけ申し上げます。いまの通し号俸制、不完全通し号俸制というような説明でありますが、この制度におきましては、その基本になっているのは生活給である、というふうな御説明をいただきました。生活給であるならば、生活費がその算定基準になるわけでありますから、ある一定年齢に達すれば、その人の生活費というものはそう伸びていくものではない。ところが日野市のこの給与の表によりますと、ある一定年齢を過ぎてもどんどんどんどん上っていくという形になっている。しかもそれがすべての人に採用されるというふうな形になっておる。ということは、ある一定年齢で生活給だとするならば、最低限の給与というものはストップしなければいけない。それにプラスして別な形の表をつけて、ある役割り、ある重要な職務、そういうものに入っている方については、さらに伸びていくという形の給与表をつくるべきであろう。つまり、手当とかそういうもので対応するのではなくて、本来の給与表自体が変えられなければいけない、そういうふうな判断を私はしております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。市川資信君。

○１９番（市川資信君）　ただいまの福島議員の質問でございますけれども、先般の議会運営委員会において、この提案に対する取り扱いを審議しております。そこにおいて討論を行うということをうたってあるわけであります。これに反して、いまここで質疑をかようにするということは、だれしも自由に質疑をしていい、という理論にも成り立つわけですけれども、その辺の見解はどうなっておるのか、議会運営委員長お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　議長からお答えを申し上げます。

質疑はやはり取るというのが原則でございます。そういう点で、福島議員が、余り何というか、質疑ですからその長くなるようなら議長から御注意を申し上げたいというか、いわゆるいろんな議会運営等でいろんな約束というかね、ルールがございますからということでこの程度ならば、議長としてはいいんではなかろうか、このように考えます。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　本提案に反対の立場で討論を行います。

そもそも地方公務員の給与、あるいは退職金は、公務員自身が長い間闘って得てきたものであり、労使協議を積み重ね、議会の議決を得た条例に基づいて支給されてきているという歴史的な積み重ねを無視して論ずることはできないと考えております。

いま地方公務員の給与や退職金が大変論ぜられておりますが、自治体で働く労働者だけが、悪者呼ばわりされるような風潮は妥当なものでない、と私は考えております。労使の話し合いの積み上げ、あるいは今後の話し合いはどうなるか、われわれ議会が給与や退職金については、これまで議決の中で、どう対処してきたかを冷静に考えなければならないと考えております。

いまこそ議会人は、冷静に原点に立ち返り公正な立場に立ち労使の話し合いを助長をするという立場をとることこそ、本当の議会の姿であると考えます。

退職金問題は、これまでの市長の発言や議会の方向のごとく、今後、労使協議の上、妥当な線が打ち出されると思いますので、今回は退職金問題は一応おくとして、本提案の中の給与の部分について特に申し上げたいと思います。

本提案では、給与については、地公法２４条に適合するように改正をせよ、こういうふうに言っております。私は極論すれば、地公法の２４条に適合したものが本市の給与条例である、こういうふうに言えると考えています。

確かに第１項に職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならないとあり、２項ではこの趣旨は速やかに達成されなければならないとあります。職務と責任に応じてとありますが、公務員の職務、責任、この問題一つでも大変な見解、議論が分かれるところであります。

同じ市民サービスという立場に立って、賃金の面において、職務と責任が違うという形の中で、大きな差別が果たして必要でしょうか。年齢に応じた生活給の確立こそが自覚と責任を生むものと私は考えております。この職務と責任において決めなさいという項も決して法律で縛るということではなく、２４条の６項では、先ほど申し上げましたように、条例できちんとこのことを決めなさい、こういうふうに規定しております。給与は条例で各自治体が決めるべきこと。この地方自治尊重の精神が貫かれているわけでありまして、本市の条例も、その精神を踏まえ、労使協議の上、議会も認めてきたわけであります。速やかに達成されなければならないとありますけれども、昭和２５年に、この地方公務員法が制定されて以来、３３年間改定もされないできているというこの事実は、職務、職階制は決して法律で縛るべきではない、という精神であろうと考えます。

また、この地公法２４条３項には、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない、とあります。考慮して定めなければならない。御承知のように、地方公務員には、人事院勧告制度があります。勧告は以上の３項の精神に沿った形で不完全ながら勧告が出され実施されてきているのが実情であります。この勧告が、昨年度は凍結をされるという異状な事態になっていることは、皆さん御承知のとおりであります。人勧の完全実施を迫る労働者が、認められた団体交渉でみずからの給与を闘い取る、という形が保障されているわけであります。

また、この３項の冒頭には、先ほどの質疑の中にもありましたように、生計費並びに云々とこういう表現があります。生計費を考慮して、ということが、特に冒頭にうたわれていますが、この生計費という点に焦点を当てた形で、本市の条例が誕生してきていることは事実であります。

また、５項には、職員の勤務時間、その他給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国並びに云々、均衡を失しないようにこういうふうに書いてあります。給与以外のことは、なるべく国とそれから他の地方公共団体と均衡を失しないように、と言っているわけでありまして、給与はあくまで条例で決定していきなさい、ということが規定されているわけであります。したがって、以上述べましたように、本市の給与条例は、地公法の第２４条に適合する、と私は考えております。提案者の御発言のように、適合する、しない、この考え方の私は違いはあると思います。私は、現行の法体系のもとで、完全な意味の給与制度というのが果たしてあるんであろうか。どうしても歴史的な事実、経過を踏まえて、いま日野市議会が冷静にこの労使積み上げできた、あるいは条例でこれで認めてきた、このことを深くいま考える時期に来ていると思います。

私も退職金、あるいは給与という面で、妥当性がなければいけないという点では、一応理解をするものでありますが、以上申し述べましたように、地公法の２４条に適合した形のものを、いまこの時期に、退職金問題、大変論議をされている中で、そのもとである給与を、歴史的な経過というものを無視した形で見直す必要は全くない、こういうふうに考えているものでありまして、本提案にはとうてい賛成しかねるものであります。以上、給与の見直しの点にしぼり申し上げ、本提案に反対の討論を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　次に原案賛成の発言を求めます。箕野行雄君。

○１０番（箕野行雄君）　新政会を代表しまして、原案に、ただいまの決議案に賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

ただいま名古屋議員の反対の御意見を伺ったわけでございますけれど、せんだって高橋議員が憲法問題について一般質問された。そのときに市長が世の中にはこのような解釈をされる方もいられるのかと思ってびっくりした、とこういうような発言がありました。私も２４条については昨年からいろいろ勉強してまいりました。しかし、世の中に２４条に関してこのような見解をとられる方がいられるのかなと思って、改めて感心した次第でございます。

世の中に赤信号をみんなで渡ればこわくない、という言葉がございます。それが何を意味しているか改めて私から言うまでもなく皆さん御理解願えるかと思います。市長の給与に関する考え方は同じような考え方、あるいは発想からきているんではないかと私は思っております。今議会でも一般質問で古賀議員、市川議員、あるいは古谷議員が給与問題について質問したわけでございますが、その質問に対する市長の答弁を聞きまして、ますますこの感を深くしたわけでございます。例を挙げて申しますと、古谷議員が退職金に関して大学卒の職員と高校卒の職員と退職時において、このような違いがあるのはおかしいではないか、こういうようなことから初めまして、日野市の給与条例、つまり中身は通し号俸制でございますけれども、これは２４条違反ではないか、市長の見解はどうだ、とこのような質問をしたわけでございます。

市長は直接にはこれについて違反であるとかないとかいう答弁はされませんでしたけれども、都下２６市のうち十何市はこの制度をとっているんだ、日野ばかりではないんだ、つまりいま言った赤信号をみんなで渡ればこわくない。みんな違反しているんだからいいんじゃないか、というような私は趣旨にとったわけでございます。いま一つ例を申し上げますと、退職金の問題ですが、勧奨退職のことでございますが、日野市は百十何カ月、これは最高ではないか、ということに関して、これは総務部長でございましたか、これは４０年を基準にしているからこういうことになるので、他市のように３５年を基準にすればこんなにはならないんだ、おおむねこれも他市並みですよ、ということですが、明らかにこの退職金につきましても、民間準拠という意味におきましては、２４条違反ではないか、と思うわけです。まずこれから冒頭申し上げておきます。

いま一つ私申し上げたいんですけれども、ただいま名古屋議員も給与条例主義だ、給与は条例で決めるんだ、なるほどそのとおりでございます。しかし、形式は確かにそうですけれども、実質的にはどのようにして決めているのか、私はこの議会で議事進行の形で昨年の７月給与並びに退職金の是正計画を日野市では自治省に提出してある、この内容を資料要求で教えてもらいたい、と言ったところが、とうとう資料要求は出てこなかったわけです。なぜ給与問題が条例で決め議会に責任があるとすれば、こういうことを公表するのは当然である、と私はこう思うわけです。いろいろ事情があるようで、私も人がいいものですから、部長なり何なりが困るのに、あえてこれ以上、内容もある程度わかっておりますので、追及はしませんでしたが、これは非常におかしいわけです。

いま一つ申し上げますと、昨年の９月でしたか、私たちこの給与問題は非常にむずかしい、見ただけではわからないということで、ひとつ勉強してみようじゃないかということで、担当の職員でも呼んで、ひとつ勉強してみようじゃないか、こういうふうに高橋会長名で申し入れたわけです。ところがどうもそれは困る、上司の許可がなければ私できない、という返事が返ってきたわけです。実質的には、そういう説明を求めるということは、資料請求と同じわけだと思うんです。これを断るということはどういうことか、何か秘密なこと、議員に知られては困るようなことがあるのか、私はそう判断せざるを得ないわけです。あるいは寄らしむべし、知らしむべからずですか。議員さんはひとつ市長と職員組合との折衝の結果を追認してくれればいいんだ、とこういうふうに考えているんじゃないかと私は思うわけです。このことを第２点目に申し上げておきます。

公務員の給与問題に関して、私は二つの側面があるわけだと思います。一つはオイルショックを契機として、それまでの高度成長が低成長になってしまった。それまで非常に高度成長に伴いまして、地方自治体の税収入も毎年毎年伸びてきたわけでございます。国の出しておる地方財政計画というのがありますけれども、それでも多少自然増収分を見込んであるわけでございますけれども、昭和４９年までは7,０００億から8,０００億に達するその計画以上の自然増収があったわけです。それをもとにして、それ以後も職員給与は引き上げられ、また、住民要求にこたえるとか、あるいは悪く言えば福祉のばらまきとかそういうことが行われてきたわけでございます。しかし、５１年以降、全然その自然増収が見込めなくなった、非常に地方財政は危機にあるわけです。過去の歴史を振り返ってみますと、昭和３０年、それから昭和４０年、この２回地方財政が危局に陥ったことがあるそうであります。昭和３０年は、それまで皆さん御承知かと思いますけれども、地方交付税という制度があるわけです。国税３税の何％をこの地方交付税に充てるか、ということは法律で決まっているわけですが、それまでは２０％だったわけです。それを２２％、２５％、２8.5％まで上げたわけです。それでようやく危局は免れたということで、その後景気も回復して、昭和３２年の神武景気、あるいは３４年の岩戸景気、高度成長時代に移ってきたわけでございます。それから昭和４０年はどうかと申しますと、一時不況があって、地方財政が非常に窮迫した時点があったわけです。このときにも地方交付税を２9.5％から３２％、つまりいまの係数まで上げまして不況をしのいだ。いま一つは、初めて国は景気対策として本格的に国債の発行に踏み切ったということで、１年足らずで景気は

回復し、高度成長時代を迎えたわけでございます。

ところが、今回の地方財政の危機というのは、そういうような対策はとれない、国自体財政は苦境に陥ってるわけです。１００兆円の国債発行を抱えております。行政改革なり財政再建が課題となっております。いま、ただいままで申し上げたような手段で、窮迫する地方財政を救済することは不可能なわけであります。そこで、何とかひとつ民間でやっているような減量経営といいますか、そういう形でこれを乗り切らなければならない、ということでございます。ちなみに美濃部都政が昭和５４年ついに破綻を来して退陣した。これが一つの先例ではないかと思うわけです。

幸い日野市ではたびたび指摘されているように、非常な富裕団体であるということで、財政的にはまず問題は当座はないかと思います。しかしながら、どんなふうにして富裕なんだ、その原因は何か、ということを内容を調べてまいりますと、これは東京都市統計というこの間いただいた資料でございますけれど、日野市の住民１人当たりの市税収入が１１万3,４８５円、これは昭和５７年の市税調定額でございますけれども、この数字は、都下２６市のうち武蔵野市が飛び抜けて多い１４万9,０００、約１５万です。三鷹がそれに次いで１１万7,０００円、３位であります。どうしてそんなに高いのか、さらに内容を検討してみますと、個人の住民税これが１人当たり日野市は４万6,８７６円となっております。これは２６市のうちで、まず調べてみますと中位であります。ほぼ可もなし、不可もなしという数字であります。ほかにこのような市税収入が多いということは、つまり法人住民税が非常に多いということが反映しているわけです。この額が住民１人当たり約2万5,０００円です。これは全然ほかの市とは比較にならないわけです。2位がどういう事情ですか。大工場があるわけでしょう、武蔵村山市ですか、２万円をちょっと欠く数字であります。では近隣の市はどうなっているかといいますと、八王子が法人住民税市民１人当たりが約8,７００円、多摩に至っては4,０７５円と日野の約6分の1にしか過ぎないということであります。要するに、法人住民税に日野の財政は支えられていると言っても過言ではないと思います。ところが、皆さん御承知のようにこの法人住民税というのは余り当てにならない数字なんです。経済の構造変化なり、あるいは景気の好不況に非常に左右されやすいということが、一般論としては言えるかと思います。これがこのような好調な財政収支がいつまで続くという保障はないわけです。そこで、この給与是正、将来を考えると、この高過ぎる給与の是正ということは、どうしても必要であると私は判断します。ラ

スパイレス指数にしましても、１１５とか１１６とか言われて非常に高いわけでございます。これも何とか是正していくべきではないか、とこう思うわけです。これが一つの側面であります。いま一つは、もちろん言われております名古屋議員も触れられました、この地公法の第24条との関係であります。私はどう考えても日野市の通し号俸制が２４条の職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない、この趣旨に合致しているとは解釈できないわけです。現行の給与規定に改定されたのが昭和４９年の議会であります。そのときの議事録私はしさいに検討してみたわけでありますけれども、この提案者の提案説明もこれは生活給である、ということを言っております。また、当時、たしか米沢議員が総務委員長で委員会報告をしておられるわけですが、やはり同じような趣旨の発言をされております。また、現実にこの給与条例、あるいは給与表を点検してみても、生活給、言いかえれば年俸給と申しますか、それにほかならないわけです。そして、その３項に職員の給与は、先ほども説明がございましたけれども、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない、とこう書いてあるわけです。果たしてこのことが実行されているかどうか。退職金も給与の一つでありますが、果たして民間と同じレベルでやっているだろうか。あるいはあえて民間とは申しません。国家公務員の退職条件と同じなのか。皆さんそれは私が言うまでもなく、おわかりのことと思うわけでございます。いろいろこの問題については、前から一般質問で何回も取り上げてございます。市川議員のお話によると、たしか昭和５５年の議会で、このことについて詳しく質問されているわけです。私も教えられて、この議事録もよく読んでみました。現在、問題になっている点を鋭く指摘されているわけでございます。もう５５年ですから大分前の話です。そのときに答弁は確かに御指摘のような事情もある、これは市長の答弁ですが、いろいろそのときの事情もあるから、事情にあわせていつまでもこれを固執するわけにいかない。御指摘のような点は、改正するにやぶさかでない、こういうような答弁があるわけであります。いま言われたように、私も昨年の９月議会で、この点については質問したわけですけれども、検討します、検討しますで、その後検討した様子がないわけです。漢字を読むのでは、検討しますということは、やらないということと同じだそうですが、まさにそのとおりではないかと思うわけです。とにかくいま武蔵野市の退職金の問題に端を発してこのことはマスコミ等で大いに問題にされているわけであります。行政は基本的には住民の信頼を失うということが一番こわいわけです。このままにしておくと、結局は、

日野市の行政も住民の信頼を失うことになる、とこう思うわけです。ひとつ賢明なる皆さんは、この決議案に賛成され、ひとつ日野市の行政が市民の信頼を失わないようにしていただきたい。また、この決議案を受けて、市長も給与、あるいは退職金の改正について、早急に手をつけていただきたい、このことを一言お願いしまして、この決議案の賛成の意見の発表を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　この本会議場へ参りまして、ミスプリントを教えていただいたわけでございますけれども、このミスプリントの内容というのは、かなりの重みがあると思いますので、一言意見を言わせていただけますか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの福島敏雄議員の発言の件は、代表者等で了解をしていますので、できますれば、いわゆる何というか、御遠慮願いたい。私は決して権力で抑えるというようなことはございませんが、いわゆる御理解いただきたい、こう思います。福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　実は端的に申し上げまして、この１行を取ることによりまして、私は反対する内容がないわけであります。したがいまして意見を言わせていただきたいと思うんですがいかがですか。（「規則で決まっている。じゃ賛成すればいいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御静粛に願います。福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　ありがとうございます。同じ会派の名古屋議員の方からああいう討論があったわけでございますけれども、私といたしましては、この内容につきまして、反対をする理由がないというところで、意見を申し上げながら、賛成にまわりたい、こう思います。それで、先ほど提案者にも質問をした経過があるわけでありますけれども、要するに、現在の賃金制度というものは、一つのこれだというような制度がないわけです。したがって、いろいろ知恵を出し合って賃金制度をつくり上げていかなければ、いいものができない。したがって、一方的に職員を無視した形で決められるということについては、私としてはかなり異論がある。したがいまして、できるだけ多くの層の職員の意見も吸収しながら、いい案をつくっていく、というような立場で発言をさせていただきまして、賛成をさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第１３号、退職手当を含む日野市の給与制度の是正を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第１４号、森田喜美男市長辞職勧告決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。高橋通夫君。

〔３０番議員登壇〕

○３０番（高橋通夫君）　朗読をもって説明にかえます。

森田喜美男市長辞職勧告決議（案）、地方自治法第１５４条は、「普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。」と明確に市長の責任を宣べている。

森田喜美男市長の今般の日野市遺跡調査会公金不明事件に対する責任回避の姿勢は、この地方自治の規定に照らして明らかに反するものであり、去る昭和５８年第１回定例会で報告のあった１００条調査委員会の報告書が、この点をはっきりと指摘している。これは、まさに日野市の名誉を汚し、市民の市政への信頼を裏切る未曽有の不祥事件である。

そして、この事件をいまなお全容が明らかにできないほどに複雑かつ深刻なものにしたのは、森田市長個人が長としての責任感を喪失し、市民の前に真相を審らかにするどころか、事件の公表を押え、汲汲として自らの名利と保身を図るなど、事件解明のための努力を怠ってきたことによる。

森田市長は、地方自治法第１４２条（長の兼業禁止）規定に違反をして日野市遺跡調査会長をつとめており、この事件によって日野市と日野市民に甚大な損害を与えたのであり、僅か半月分の減給などという軽微な責任の取り方などで到底あがなえるものでない。

更に市政を振り返ってみると、危険建物で違法建築物である高幡福祉センターへの公金の違法支出、また、義務教育学校施設である市立第三中学校の超過密対策における見通しの甘さと誠意のなさなどまさに無策失政の連続である。

よって当市議会は、なおその職にある森田喜美男市長に対し、日野市民の心からの怒りを代表し、名分条理を明らかにするため、速やかな辞職を勧告するものである。

上記決議する。

昭和５８年６月２０日、日野市議会

日野市長、森田喜美男様

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。米沢照男君。

〔２３番議員登壇〕

○２３番（米沢照男君）　森田喜美男市長辞職勧告決議案に対しまして、反対する立場の諸会派議員諸氏を代表して一言意見を述べます。

ただいま提案者である高橋議員が失笑を禁じ得ないようなポーズで提案がありました。まさにこの決議案は、失笑を禁じ得ないそういう内容のものだ、と思っております。この決議文案の中で、三つの点が触れられております。

一つは、遺跡調査会公金不明金事件の問題、そして、高幡福祉センターの違反建築の件、さらには第三中学校の超過密化問題、大きく言ってこの３点がこの辞職勧告決議の柱になっております。

私はまず第１に、遺跡調査会不明金問題の点で触れたいと思いますけれども、御承知のように、かつて特別監査報告書でも明らかにされておりますけれども、これまでの歴史的な経過の中で、市長が再三にわたって当時の教育長に遺跡調査会の運営、そして管理、とりわけ経理事務について改善をするよう注意をしてきた、こういう経過があります。さらに御承知のように、市長はみずからこの不明金問題を解明する疑惑を解明する立場から、積極的に監査に対して特別監査を要求してきております。そして、同時に責任ある立場と問題解明の積極的な態度を市民の前に明らかにしてきております。さらには告訴、告発と同時に、みずから減給処分をする、こうした姿勢を示してきております。私はこの問題でいえば革新市長だからこそこうした疑惑の解明に積極的な姿勢をとってきたんだ、このことをまず１点強調しておきたいと思います。

２点目の適正な高幡福祉センターの違法建築の問題でありますけれども、御承知のように多くの老人の要求にこたえて、このセンターが設置をされてきた経過があります。それは単純な事務上のミスだと私は考えております。したがって、いまここで強調されているような決議文案に示されているような辞職勧告を要求するほどの内容のものではないと私は思っております。

第３点目の第三中学校の超過密化問題でありますけれども、これは御承知のように、これまで理事者と議会が一体となって、用地確保のための努力がなされてきましたけれども、この時点で、より現実的な対応をせざるを得ない、ということで、今度の補正予算でも予算の補正化がなされたわけであります。つまり将来に向けてもその抜本的な解決策を目指す、そういう積極的な姿勢が示され、いま努力が傾注されているところであります。このいま提出された辞職勧告決議案、これは不信任動議と法的には同じ扱いになると聞いております。私は、みずからの経験２１年間を振り返って、これまでに長に対する不信任動議やあるいは辞職勧告決議案等一度もこの議会で提出されたことはありません。過去はどうかといえば、３６年３月３１日に当時の町議会に当時の長に対する不信任動議が提出された経過があります。後にも先にも日野の議会史上たった１回であります。

その問題は何なのかといえば、矢の山台の宅地造成問題に絡んで、当時の町長が５０万円の収賄事件を起こした。（「とんでもない、何言っているんだおまえ」と呼ぶ者あり）こういうことが議会の場で表面化をし、同じ年この３６年の３月１７日に当時の町議会に設置されていた調査特別委員会が開かれております。ここにその会議録の写しがありますけれども、ここで贈賄側の証言として、こういうやりとりが議事録に載っております。落水荘での話で○○町長に渡すよう努力したとあなたが言ったと聞いたがどうか。証人は、手渡しました。○○さんに町長に５０万円手渡したことに間違いないか。はい。こういう証言が当時の調査特別委員会でなされ、これを受けて同じ月の３月３１日に不信任動議が提出されたわけであります。議会与野党の力関係の中で、１２名の賛成をもって否決されております。これは当時の現職の町長がこうした５０万円の収賄を行ったということから発した不信任動議であります。直接の当事者に対する不信任動議でありました。その後もう一つ大きな事件がございました。それは当時の正国町議会議長に対する集団暴行事件であります。これもいまから思えば不信任動議に値する事件の内容でありました。しかし、当時の町議会は町議会名をもって事実の究明と厳正なる処置を要求する声明文を発表して、これに対応した経過があります。私の申し上げたいことは、こうした二十数年にわたる日野の町議会、市議会の歴史的な経過の中で、今度の決議案を照らし合わせて考えてみた場合、私はとうていその対象になる問題ではない。辞職勧告を要求するような内容のものではないと私は思います。（「その通り」と呼ぶ者あり）

この５０万円の収賄事件と、今度の遺跡調査会の公金不明金問題を比較すれば、だれでもこの問題の大きな違いが明らかでありますし、私はあえてこの場で議会が辞職勧告を突きつける

ような問題ではないと思います。市長もみずからこれまで反省すべき点は反省をし、そして全市民の将来に向けて行政を正しく進行させていく、こういうかたい決意も表明されております。したがって、私はこの辞職勧告決議案は、為にする決議案の提出だとこういうふうに言わざるを得ません。最後にこの辞職勧告決議案に断固反対する立場を表明して、私の意見といたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に原案賛成者の発言を求めます。古賀俊昭君。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　森田喜美男市長辞職勧告決議案に賛成をする立場から討論を行います。

この決議案は、去る３月の議会に私どもより提出をされました。緊急動議として提出をいたしましたが、その緊急性を認めないという理不尽な与党側の抵抗にあいまして、不本意ながら私どもは取り下げたものであります。本来、３月議会で、この辞職勧告決議案については、市長に対して突きつけられ、しかも私どもの意見が市民の前に明らかになることによって、大きな市長に対する不信の声、また辞職を求める声がさらに大きなうねりとなって日野市に私たちは盛り上がるであろうと確信をしておりました。しかし、６月議会にこの決議案を提出することになりました。改めて市長に対して速やかなる辞職の勧告をするものであります。私は、新政会、新自由クラブ、無会派のお１人、そして自由民主党を代表して、この森田市長辞職勧告決議案が圧倒的な多数で可決されることを心から期待し討論に入ってまいります。

森田市長は、市長在任中、実に２回も議会において、百条調査委員会を設置されているのであります。しかも、いずれの場合も直接森田市長自身にかかわる疑惑の解明について設けられたものであります。最初は、昭和４８年１２月１５日に議会の満場一致で設置が決定された平山台区画整理事業の減歩清算金及び保留地処分に関する調査特別委員会であります。市長は職権を乱用して、市有地をみずからのものとし、これを日野市民に高く売り、一種の土地転がし的な手法で膨大な利益を上げている、ということに対する調査でありました。しかしながら、これだけの大問題も翌年昭和４９年に市議会議員選挙が行われたため、わずか４回程度委員会を開いたのみで、ついに重大な疑惑を残しながらも真相の究明ができないまま百条調査委員会は消滅をしてしまったのであります。

いまにして思えば、この森田市長の土地問題から出発して、一歩一歩と今回の遺跡調査会の

公金行方不明事件を初めとする森田市政の一連の腐敗とおごりの市政へ向かう素地が、方向がこのときからつくられていたわけであります。そして、このたびの遺跡調査会にかかわる公金行方不明事件も、さきの森田市長の土地問題と同様に、全容は全く不明のままであり、疑惑はいまもってあいまいもことしており、その真相は市民の前に明らかにできていないのであります。いま米沢議員の方から市長が熱心に疑惑解明に取り組んだとの発言がありましたが、事実は全く反対であります。いまもって幾らのお金が市役所の中からなくなったのか、またそれを裏づける書類は、一体どこにあるのか、全く百条調査委員会の中でも解明できなかったのであります。市長は、会長を務める日野市遺跡調査会で発生したこの事件を調査する百条調査委員会は、不必要だという立場を終始議会の中でとり続けてまいりました。そして、市民の皆さんにかわって市政をチェックするその立場にある議会が、議会の中において与党である共産党、社会党は市長の与党であるという立場はあるにしろ、これらの公金行方不明事件を調査する調査委員会の設置に、反対をしたのであります。このことは、長く市政の中に特記されるべき課題であります。つまり議員が議員としての役割りを放棄し、いたずらに市長にこびへつらうことによって、この問題を市民の前にふたをしようとした、遮ろうとした。そして、みずからの市政を守ろうとする姿勢に終始した。このことは私ども議員にとって、まさに自暴自棄的な行為であり、今後遺跡調査会の事件が明らかになっていくであろう過程において、さらに追求をされなければならない議会側の一つの問題でもあったと思います。百条調査委員会は、昭和５７年の９月以降、委員会を１１回、打ち合わせ会、予備会を含めて、５回にわたり調査をいたしてまいりました。百条調査委員会の報告書では、結論として、このように述べております。森田喜美男市長は、遺跡調査会会長であった昭和５１年度より昭和５４年度にわたる在職中、会への市職員の適正配置、規約の改正など適正に行わなかった。また、遺跡調査会に不明金の疑いが生じていた段階での柳下　章氏の退職を認めた時期、その後の会長辞任、積立金の原因者への返還手続など、適切さを欠くものといえる。以上指摘したとおり、総括責任者としての責任は重大である。このように調査委員会の報告書は、市長の責任を述べております。市長は、当時の社会教育課長、事務局長に責任を押しつけて、日野警察署に告訴、告発をいたしました。しかし、仮に社会教育課長、事務局長に罪があるとすれば、あなたも全く同罪であるはずであります。遺跡調査会の規約を見れば、会長は総括責任者として、遺跡調査会の全責任を負わなければならないことになっております。市長が会長として責任をとったのは、わずか半月分の

減給のみであります。このような軽微な責任のとり方で、会長としての責任は、この案にもあるようにあがなえるものではありません。市長が部下を日野警察署に訴える、そして、みずからは軽い処分でこの問題の終結を図ろうとしている。一体このような市長の態度をほかの職員が見るならば、市長に対する信頼というものはどうなるでありましょうか。先ほど、退職金、給与の問題が議会で討論をされました。市長はこの退職金の問題について、職員組合、職員との信頼関係は壊したくない、築かれてきた信頼関係というものを強調しております。しかし、最近、市役所の中に張られていたビラに、市長は覚書を実行しろというのがありました。覚書を取り交さなければ市長の言葉は信用されていない、ということであります。信頼をもともとされていない市長が、いまさら信頼関係を大切にすると言ったところで、市職員は、組合は、信用するでありましょうか。ましてや、会長としての責任があるにもかかわらず、部下を警察に訴えることによって、後は知らぬ顔をする、このような長としての責任のとり方、あり方では、もともと信頼関係など期待できるはずもないのであります。遺跡調査会の問題は、今後、事実が解明されていくでありましょうが、その解明の内容いかんによっては、さらに大きな問題となることも考えられるわけであります。市長はいち早く減給ということで、この事件については終わったと思っているかもわかりませんが、私どもは、さらにこの問題を百条調査委員会は解散いたしましたが、議会として追及をしていく姿勢のあることを申し添えておきます。

次に、高幡福祉センターの違法建築、この建築物への公金の支出の問題であります。昨年の９月議会で、私どもは老人福祉施設、いわゆる高幡福祉センターが建築基準法で定められた建築確認申請を出さずに、工事を強行してつくった建物であること、同時に防火防災に関する法規にも違反している危険な建物であることを指摘いたしました。このことは、市長も事実を認めました。市民に率先して法規を守るべき立場にある市長が、そして市役所が、法律の規定を無視して、このような違法建築物、危険建物をお年寄りに使用させていた責任の大きさは、図りしれないものがあります。その市長の自覚と責任については、厳しく問われなければなりません。

しかし、市長は、１０月の１５日広報日野にわずか小さな広告を出しまして、公共建設の法規ミスについてのおわびという一文を載せたのみであります。この違法建築の問題は、地方自治法の２条１５項の規定に違反をしております。つまり、地方自治体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。これが１５項の規定であります。そして、１６項で前項の規定に

違反して行った地方公共団体の行為は無効とする。このように法律は明文をもって規定をしております。昭和５６年度の予算で、この建物に対して工事費1,６１１万円が支出をされております。つまり、地方自治法の先ほど挙げました違法な行為に対する支出でありますから、この行為は、地方自治法の規定に違反をしたものであります。つまり、1,６１１万円については、本来税金を支出してはならなかったのであります。いまもってこのお金については、市長は返済もしておりませんし、この後、市の広報におわびを出した後、これらについて、さらに責任をとる姿勢は示しておりません。しかし、地方自治のあり方を基本的に定めた地方自治法の規定に違反している明らかな違反について、市長はただの一文をもってわびるだけで済むでありましょうか。この違法支出の問題についても責任は、厳しく問われるべきであります。

次に、第三中学校の問題であります。午前中の議会でも、若干やりとりがありましたが、市長はついに第三中学校、この東側に新設校をつくることができなかったわけであります。小中学校の義務教育施設を整備する、整えていく、このことは市長に与えられた最小限度の仕事であります。しかし、森田市長は、この過密校を放置し、そして、昭和５７年の６月８日には、ＰＴＡの父母に対して、必ず建てると明言をしているにもかかわらず、ことしになって、ついに学区の変更を最終的に決定してしまったわけであります。現在第三中学校は３１学級1,300人の生徒を抱えております。そして、三沢中学校へ５９年度から学校区の変更をすることによって、三沢中も現在の１８学級から２０学級という過密校になっていくわけであります。過密の拡散を平気で行う、義務教育がまともに日野市では行われていない。この現状に対して私たちはやはりその責任を追及していかなければならないと思いますし、市長にはきちんとした責任をとっていただかなければ、市民は納得しないだろうと思うのであります。

昭和５３年度、この年に教育委員会は、市当局に対して、新設校を早急に開設するように要望を出しております。しかしながら、ついに教育委員会の要望も父母の要求も、議会の意思も無視をされたわけであります。

このことについて、きちんとした市長の責任が問われるということは、当然のことであります。今回学区変更になる西武、それから日本信販、この地区にお住まいの方々は、大体昭和４４年から４５年にかけて、この日野市に入ってこられた方であります。この当時、日野市の町づくり要綱はありませんでしたが、開発行為指導基準というものが設けられており、これによって、土地を求めた人は、西武団地、日本信販いずれもそうでありますが、教育施設の分担金を納め

ているのであります。ですから、西武団地、日本信販の方々は、応分の負担をしております。負担をして、その分が上積みになった値段で、住宅地をまた住宅を購入しているわけでありますから、きちんと市に教育施設の整備費を負担していながら、しかし、結果としては、本来独立校をつくってもらいたいという希望は入れられて当然でありますが、いまもってこれらの西武団地、日本信販の方々の願いは達成されていない。市長が踏みにじって今日に至っているということであります。文部省の基準をはるかに上回る三中、そして、またこの文部省の適正規模も上回る三沢中が、来年から出現をいたします。市長は、午前中の答弁で三中の東側にはもうつくることはあきらめたというような答弁がありました。つまり、万願寺区画整地内につくられる中学校については、第一中学校との兼ね合いで設けるものである、ということがはっきりしたわけであります。つまり、昭和５３年教育委員会が要望を出してから、今日まで長年の時間的余裕があったにもかかわらず、市長はついにこの問題を解決することができなかったわけであります。このことについて、市長の責任を明らかにしていきたい。市長はこれらの問題について、これらを恬として責任を感じていない、恥じていないのであります。市民の市政への信頼を裏切り、また、職員の士気と活力を失った市というものは、これから先、先細りしかないのであります。このままでは、市民の市政への信頼をつなぎとめることは不可能であります。また、日野市の発展も望めません。われわれ市民１人１人が願うことは、政治の場に市民の声と願いが真っすぐに市政に反映することであります。しかしながら、もはやこれを森田市長に期待することは絶望的であります。これは、少なくとも、現在、日野市民の常識となりつつあることであります。市長、あなたが本当に心から日野市を愛するならば、これ以上あなたが日野市長の職にあることは、日野市にとって不名誉かつ不幸であることを聡明な市長自身が一番御承知のはずであります。市長がここで速やかにおやめになれば、打ち続いた失政の数々は個人的責任のとり方の中で、一応は清算されることになるのであります。これが市長個人の名誉を守る残された唯一の道であることを最後に忠告を申し上げ、この決議案がみごとに可決されることを願って賛成の討論を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　先ほど米沢君の発言の中で、昭和３６年のときの日野町長という言葉がございました。町長は１人であります。ですから私のことを指すんだろうと思うんです。事実、昭和３５年の１２月ごろ、どこからか知らんけれどもあらぬうわさをたてられました。

５０万円もらったなんていううわさをたてられ、私を八王子警察署に告訴、告発した人すらいたのであります。私は、身の潔白が明らかになっております。このようなものに対して、先ほどのような発言をされることは、まことに遺憾に存ずるものであります。私は人を訴えたり何かすることは好みません。よって、米沢君の良識によって、発言を取り消されることを要求だけしておきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって討論を終結いたします。

この際、念のため申し上げておきます。本件は、地方自治法第１７８条第１項の規定に基づく市長の不信任議決に該当いたします。よって議員数の３分の２以上の出席を必要とし、その４分の３以上の同意を要する案件であります。

現在の出席人員は３０名であります。よって法定数に達しております。なお出席議員の４分の３は２３名であります。

これより議員提出議案第１４号について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第１４号、森田喜美男市長辞職勧告決議の件は、否決されました。

次に、議員提出議案第１５号、日野市退職金制度の正しい解決を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　決議案の提案を申し上げます。

提案理由いろいろとございますが、案文の中に盛り込まれていると御了解をしていただきまして御審議いただきたいと思います。案文の朗読によりまして提案にかえさせていただきます。

日野市退職金制度の正しい解決を求める決議（案）

東京都をはじめ地方自治体職員の退職金割り増し制度について、国民が大きな関心を寄せるところとなった。日野市の制度についても同様である。

高齢職員の退職をうながすために、昭和４８年３月制定、同４月発足の日野市職員退職手当支給条例は、割り増し制をつくることにより職員の若返りなど一定の役割を果してきた。しか

し、退職金の高額化という問題を生み出しており、一方近い日程で公務員定年制も実施と言われている。

元来行政は、住民本位で効率的な機構で進めるべきであり、職員の給与、労働条件についても、労働者としての生活と権利を守ると同時に、住民の理解と支持が得られる適正なものにしていかねばならない。

よって市は、職員組合と十分なる話し合いをされ、退職金制度のうち割り増し制など改善すべきは改善し、その結果を議会に提案されるよう求めるものである。

上記決議する。

昭和５８年６月２０日。日野市議会。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第１５号、日野市退職金制度の正しい解決を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第１６号、無集配特定郵便局設置に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〔１７番議員登壇〕

○１７番（黒川重憲君）　議員提出議案第１６号でございます。無集配特定郵便局設置に関する意見書でございます。案文はお手元に配付のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１６号、無集配特定郵便局設置に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和５８年第２回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後６時２３分閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第70条の規定により署名する。

日野市議会議長　　石　坂　勝　雄

日野市議会副議長　　大　柄　　保

署　名　議　員　　名古屋　史　郎

署　名　議　員　　竹ノ上　武　俊

